

平成23年
6 月 宮崎県定例県議会会議録

平成23年 6 月 10日 開会

平成23年 6 月 29日 閉会

平成23年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月10日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
押川修一郎議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第21号まで並びに報告第1号上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自6月11日（土曜日）

至6月14日（火曜日） 休 会

6月15日（水曜日）

1. 出席議員	13
1. 地方自治法第121条による出席者	13
1. 議案第22号から第25号まで追加上程	14
1. 知事提案理由説明	14
1. 一般質問	14

内村仁子議員質問 14

- ・観光とスポーツについて
- ・教育行政について
- ・農林行政について
- ・災害対策について

有岡浩一議員質問 24

- ・新エネルギー戦略について
- ・中小企業の競争力強化について
- ・情報通信格差の是正について
- ・公共交通の整備について
- ・きずな社会の再生について
- ・生活保護と自立支援について
- ・農作物の危機管理について
- ・食育の推進について

河野哲也議員質問	32
・ 真のリーダーシップとは	
・ 防災力強化について	
・ 雇用の安定とCSRの推進について	
・ 安全・安心な教育環境の充実について	
渡辺 創議員質問	43
・ 知事の政治姿勢と将来を見据えた基本認識について	
・ 地震対策の現状と課題について	
・ 教育行政について	
・ 子育て支援策のあり方について	
・ ネーミングライツなど民間広告導入について	
1. 議員発議案送付の通知	54
1. 議員発議案第1号追加上程	55
1. 質 疑	55
前屋敷恵美議員	55
1. 議員発議案第1号採決	56
6月16日（木曜日）	
1. 出席議員	59
1. 地方自治法第121条による出席者	59
1. 一般質問	60
押川修一郎議員質問	60
・ 東日本大震災について	
・ 23年度肉付け予算について	
・ 特定疾病フリーについて	
・ 緊急観光誘致促進事業等について	
・ 浄化槽について	
横田照夫議員質問	73
・ エネルギー政策について	
・ 津波対策について	
中野廣明議員質問	84
・ 宮崎県の地震・津波対策について	
・ 口蹄疫対策の検証、本県畜産の復興、本県の経済浮揚について	
・ 地方分権、道州制、九州広域行政機構（仮称）について	
・ 知事選の時期変更について（要望）	
重松幸次郎議員質問	95

- ・防災対策について
- ・エネルギー・環境対策について
- ・入札制度について
- ・商工観光の振興について

6月17日（金曜日）

1.	出席議員 -----	109
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	109
1.	一般質問 -----	110

山下博三議員質問 ----- 110

- ・知事の政治姿勢について
- ・農政問題について
- ・県産材有効利用について

中村幸一議員質問 ----- 120

- ・知事の政治姿勢について
- ・総合長期計画、アクションプランについて
- ・統一地方選挙投票率について
- ・土地収用について
- ・老獣医師のつぶやき

前屋敷恵美議員質問 ----- 134

- ・防災対策について
- ・原発問題について
- ・空港騒音対策見直し問題について
- ・環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）参加問題について
- ・特別支援学級について

丸山裕次郎議員質問 ----- 146

- ・農商工連携について
- ・新燃岳対策について
- ・地震・津波対策について
- ・口蹄疫復興対策について
- ・鳥インフルエンザについて
- ・行財政改革について

6月20日（月曜日）

1.	出席議員 -----	161
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	161
1.	一般質問 -----	162

清山知憲議員質問	162
・知事の政治姿勢について	
・総合計画について	
・医療行政について	
・防災について	
西村 賢議員質問	175
・宮崎県総合計画について	
・東日本大震災の影響と本県の防災対策について	
・県北・日向地域の課題について	
・口蹄疫復興対策について	
太田清海議員質問	187
・知事の政治姿勢について	
・防災対策とウラン廃棄物貯蔵施設について	
・海岸漂着物の処理について	
・地域医療及びドクターヘリについて	
・アニマルウェルフェアについて	
・電磁波と健康被害について	
田口雄二議員質問	199
・知事の政治姿勢について	
・防災対策について	
・医療福祉行政について	
・商工観光行政について	
・警察行政について	
6月21日（火曜日）	
1. 出席議員	217
1. 地方自治法第121条による出席者	217
1. 一般質問	218
二見康之議員質問	218
・知事の政治姿勢について	
・行財政改革について	
・労働政策について	
・環境・新エネルギー対策について	
・省エネルギー対策について	
高橋 透議員質問	230
・知事の政治姿勢について	

・医療・福祉対策について	
・農林水産業振興について	
・教育問題について	
松村悟郎議員質問 -----	246
・観光資源の磨き上げについて	
・口蹄疫対策について	
・大震災の影響と津波防災対策について	
・雨不足による渇水対策について	
・電力不足の影響と節電対策について	
黒木正一議員質問 -----	259
・知事の政治姿勢について	
・農業政策について	
・林業政策について	
・少子化対策について	
・教育行政について	
1. 議案第22号から第25号まで採決 -----	270
1. 議案第1号から第21号まで及び報告第1号並びに請願委員会付託 -----	270
自6月22日（水曜日）	
至6月24日（金曜日）	常任委員会
自6月25日（土曜日）	
至6月26日（日曜日）	休 会
6月27日（月曜日）	特別委員会
6月28日（火曜日）	休 会
6月29日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	275
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	275
1. 常任委員長審査結果報告 -----	276
山下博三総務政策常任委員長 -----	276
黒木正一厚生常任委員長 -----	278
松村悟郎商工建設常任委員長 -----	280
田口雄二環境農林水産常任委員長 -----	281
河野哲也文教警察企業常任委員長 -----	283
1. 質 疑 -----	285
高橋 透議員 -----	285
鳥飼謙二議員 -----	286

1. 議案第20号に対する修正動議提出	286
1. 提案者趣旨説明	286
中野一則議員	287
1. 質 疑	287
高橋 透議員	287
鳥飼謙二議員	290
1. 討 論	293
前屋敷恵美議員（議案第15号、第16号、第17号、第20号の修正案及び報告第1号について反対、請願第3号の継続審査に反対）	293
太田清海議員（議案第17号に反対）	295
鳥飼謙二議員（議案第17号及び第20号に対する修正案に反対）	296
井上紀代子議員（議案第20号に対する修正案に反対）	297
横田照夫議員（議案第20号に対する修正案に賛成）	299
高橋 透議員（議案第20号に対する修正案に反対）	300
有岡浩一議員（議案第20号に対する修正案に反対）	301
1. 議案第1号から第14号まで、第18号、第19号及び第21号採決	302
1. 議案第15号、第16号及び報告第1号採決	303
1. 議案第17号採決	303
1. 議案第20号に対する修正案採決	303
1. 修正議決した部分を除く原案採決	303
1. 請願第1号、第2号及び第5号採決	303
1. 請願第4号採決	303
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	303
1. 議員発議案送付の通知	304
1. 議員発議案第2号から第10号まで追加上程	305
1. 討 論	305
前屋敷恵美議員（議員発議案第6号に反対）	305
1. 議員発議案第6号採決	306
1. 議員発議案第2号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号採決	306
1. 議員発議案第9号提案理由説明	306
田口雄二議員	306
1. 討 論	308
太田清海議員（議員発議案第9号の提出に反対）	308
1. 議員発議案第9号採決	309
1. 閉 会	309

1. 資 料 -----	311
平成23年6月定例県議会日程 -----	313
議案送付文書 -----	314
一般質問時間割 -----	316
議案・請願委員会審査結果表 -----	318
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	320
1. 議案議決件名一覧表 -----	321
1. 意見書、その他 -----	325
県議会のあり方に関する検討委員会の設置 -----	327
議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、 宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更 について」に対する修正案 -----	328
震災からの復旧・復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書 -----	330
当面の電力需給対策及びエネルギー政策の見直しに関する意見書 -----	331
必要な公共事業の着実な推進を求める意見書 -----	332
九州中央自動車道の早期整備を求める意見書 -----	333
地方財政の充実・強化を求める意見書 -----	334
公立学校等公共施設における防災機能の整備の推進を求める意見書 -----	335
地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書 -----	336
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書 -----	337
1. 請願一覧表 -----	339
1. 議事経過 -----	351

6月10日（金）

平成 23 年 6 月 10 日 (金 曜 日)

午前 10 時 1 分開会

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日日新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕 次郎 (同)
- 23 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 元 邊 亮 一 | 俊 幸 亮 一 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 用 博 美 | 元 邊 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 稲 持 正 弘 | 稲 持 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 裕 彦 | 土 持 裕 彦 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 隆 夫 | 加 藤 隆 夫 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 村 巖 | 米 原 村 巖 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 玉 宏 紀 | 岡 村 玉 宏 紀 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 島 美 敏 | 児 玉 島 美 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 濱 砂 公 一 | 豊 濱 砂 公 一 |
| 企 業 局 長 | 病 院 局 長 | 甲 日 限 俊 郎 |
| 財 政 課 長 | 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 委 員 長 | 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 公 安 委 員 長 | 警 察 本 部 長 | 佐 藤 勇 夫 |
| 人 事 委 員 長 | 代 表 監 査 委 員 | 佐 藤 勇 夫 |
| | | 佐 藤 勇 夫 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 山 之内 稔 | 山 之内 稔 |
| 総 務 課 長 | 武 田 宗 仁 | 武 田 宗 仁 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 議 事 課 主 査 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | | 関 谷 幸 二 |
| | | 前 田 陽 一 |

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成23年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員39名。全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の変更

○外山三博議長 この際、議席を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、二見康之議員、新見昌安議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月3日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成23年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計22件であります。その内訳は、補正予算案4件、条例8件、予算・条例以外9件、報告承認1件であります。このほか7件の報告があります。また、さらに人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会

において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から6月29日までの20日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月15日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計20名以内とし、質問順序は、13日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人当たり30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。今回は、肉付け予算の審査となりますことから、6月22日から24日の3日間にわたり、各常任委員会を開催していただき、6月29日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月29日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第21号まで並びに報告
第1号上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第21号まで並びに報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成23年6月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案をいたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫からの再生・復興についてであります。

昨年4月に発生し、本県の農畜産業はもとより、県内経済に甚大な被害をもたらした口蹄疫からの再生・復興につきまして、昨年8月に策定した「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づき、これまで、緊急的な対応を要する課題への取り組みを優先して実施してきたところであります。先月20日、中長期的な対応を要する課題について、平成23年度からの3年間で取り組むための工程表を策定いたしました。今後は、この工程表に基づき、市町村、関係団体、そして農家の皆様方と一体となって、防疫体制の強化、畜産農家の経営再開に向けた取り組み、経

済・雇用対策等につきまして、スピード感を持って取り組んでいくこととしております。

2点目は、東日本大震災による被災者等への支援についてであります。

3月11日の震災発生から、あすでちょうど3カ月となります。改めて、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

被災地においては、現在もなお多くの方が行方不明のままとなっており、また、原発問題の先行きが見えない中、多くの方々が避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされておられます。今後、被災地の方々が平常の生活を取り戻すためには、インフラや産業なども含めた地域社会全般にわたる復旧・復興が必要であり、その対策には、膨大な労力や経費、そして相当の日時を要するものと思われま

す。本県は、昨年来の口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳噴火の発生に対し、震災の被災地を初め全国から、心温まる御支援・御協力を賜り、再生・復興に向け、大きな勇気と励ましをいただきました。これまでの御厚情に対する深い感謝と恩返しの気持ちを込め、被災地や被災者の方々をできる限り支援したいという県民の皆様

の思いを一つにして、現在、県民一体となった取り組みを行っていく「みやざき感謝プロジェクト」を進めているところであります。今後とも、被災地の産業復興、生活物資等の提供や、職員・ボランティアの派遣、本県への被災者の受け入れ支援など、さまざまな分野について、被災地や被災者の方々のニーズに対応した、機動的かつ中長期的な宮崎ならではの支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

今年度の当初予算につきましては、編成時期等の関係から「骨格予算」としたところであります。今回提案させていただく補正予算案は、私の政策提案を具現化するための政策的事業や新規事業に、口蹄疫・経済復興対策や東日本大震災対策などの緊急的な課題に対応するための事業を加えた、いわゆる「肉付け予算」として編成しております。

当初予算とあわせた平成23年度予算は、「新しいゆたかさ」の創造に向けて、口蹄疫からの再生・復興を初め、本県の新生を図る「明日のみやぎの礎づくり予算」として編成したところであり、国の予算や地方財政計画の伸び率を13年ぶりに上回る伸び率を確保した積極型の予算となっております。

なお、公共事業につきましては、当初予算で計上しなかった年間所要見込み額の20%程度に加え、さらに、口蹄疫・経済復興対策及び活動火山対策として、別枠で28億円を追加措置することといたしました。

この結果、公共事業総額につきましては、前年度に比べ7.5%の増となっており、特に、県民生活に身近な事業が多く、県内の景気全体に大きな波及効果をもたらす県単公共事業につきましては、24.1%と大幅な増を確保したところであります。

補正額は、一般会計568億8,700万円、特別会計6,474万9,000円、公営企業会計3,382万6,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、繰入金208億7,865万9,000円、国庫支出金126億1,215万5,000円、県債111億8,560万円、その他122億1,058万6,000円であります。この結

果、一般会計の歳入歳出予算規模は、5,805億5,000万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、0.6%の増となったところであります。

以下、その主なものについて、今回提案しております宮崎県総合計画「アクションプラン」に掲げる10のプログラムに沿って御説明申し上げます。

1つ目が、「危機事象への対応と再生・復興プログラム」であります。

地震や火山の噴火といった自然災害、口蹄疫などの家畜伝染病など、さまざまな危機事象への対応とその後の復興を進めていくものであります。

まず、東日本大震災を踏まえ、東南海・南海地震や日向灘地震等により想定される本県の被害規模等の見直しを行い、宮崎県地震減災計画の改定を行います。

また、東日本大震災により甚大な被害を受けた被災者等の支援を行うため、企業や団体、県民の皆様からの寄附金と県の一般財源を原資とする基金を造成し、被災地の復興支援のため職員やボランティアの応援派遣や、本県漁業とも縁の深い宮城県気仙沼漁港の復興支援、本県の杉を使った机・いすの被災児童への提供、本県の農林水産物等による被災者への炊き出しなど、被災地への人的・物的支援を行うとともに、被災者の受け入れ支援等に活用してまいります。

口蹄疫からの再生・経済復興対策としましては、銘柄豚のブランド力を強化する事業や、口蹄疫等により深刻な影響を受けている本県の観光の振興策として、コンベンションの誘致や国内外からの誘客対策の強化事業を行うとともに、県内外の企業や自治体等とも連携・協力し

ながら、「オールみやざき営業チーム」として、さまざまなプロモーション活動を行ってまいります。

高病原性鳥インフルエンザ対策としましては、本県独自に、野鳥の生息状況やウイルスの保有状況の調査を行うなど、防疫体制の強化を図るとともに、昨年発生した高病原性鳥インフルエンザにより、移動制限区域外の農家がこうむった損害に対し、一定の補てん措置を講じてまいります。

新燃岳の噴火に伴う活動火山対策としましては、降灰による農作物被害を防止するためのビニールハウスの整備、洗浄機の導入などに対する支援や、県管理道路の火山灰除去や河川・砂防の火山泥流対策等の公共事業を行ってまいります。

2つ目は、「脱少子化・若者活躍プログラム」であります。

県民、企業、行政等が一体となった協議会を新たに設置し、社会全体で子育てを応援する機運づくりを県民運動として展開するなど、地域全体での子育て・子育て支援策を実施する一方、厳しい雇用状況が続く中、若者が県内に定住できる環境づくりを推進してまいります。

3つ目は、「将来世代育成プログラム」であります。

児童生徒が身につけた知識・技能等をもとに課題を解決する「活用する力」を高める取り組みや、普通科高校生を対象にした学力向上のためのパワーアップセミナーなどを実施します。また、「生きる力」を身につける教育や、地域の産業・社会を支える人財づくり、文化やスポーツの振興などに取り組んでまいります。

4つ目は、「健康長寿社会づくりプログラム」であります。

生涯を通じた健康づくりを推進する一方で、県と宮崎大学、県医師会、市町村等が連携した組織を新たに設置し、医師不足病院への医師の配置や臨床研修のマッチングを図り、医師の育成及び確保に新たな体制で取り組むなど、医師確保を初めとする医療体制の整備を推進し、地域医療の再生を図ってまいります。

5つ目は、「環境・新エネルギー先進地づくりプログラム」であります。

本県の特徴である豊富な太陽光・太陽熱を活用し、住宅用太陽光発電システムの補助事業を実施するとともに、太陽熱による水素製造の標準化や太陽光発電の高効率化など、最先端の研究を本県で行うことにより、環境・新エネルギーの先進地づくりを進めるなど、新エネルギーによる循環型社会づくりや、次代へ継承する森・川・海づくり、持続可能な森林・林業・木材産業の振興に取り組んでまいります。

6つ目は、「フードビジネス展開プログラム」であります。

県内企業と生産団体等との連携による新たな需要拡大の取り組みを進めながら、本県農産物のシェア拡大を図るなど、本県の基幹産業であります農業、水産業の振興を図る取り組みとして、農水産物の高付加価値化やブランド化の推進、担い手の育成など、生産体制の強化を推進してまいります。

7つ目は、「「地域発」産業創出・雇用確保プログラム」であります。

東九州地域医療産業拠点構想に基づき、大学や関係企業等との連携・協力のもと、医療機器開発につながる研究拠点づくりを推進するなど、地域産業の育成や県内の雇用機会の創出、東九州自動車道の整備など、交通・物流ネットワークの高度化を推進してまいります。

8つ目は、「観光交流・海外展開プログラム」であります。

宮崎ならではの特色、魅力を生かした観光地づくりや、観光・物産の総合的な展開、県産品のアジア市場への販路拡大などに取り組んでまいります。

9つ目は、「持続可能な地域づくりプログラム」であります。

持続可能な地域づくりを進めるため、市町村間連携支援基金を新たに設置するほか、市町村と地域住民が一体となって行うソフト・ハード事業に対し支援を行うなど、地域の魅力を高める取り組みの推進や、中山間地域の活性化などに取り組んでまいります。

最後は、「安心で充実した「暮らし」構築プログラム」であります。

障がい者や高齢者などに対し、県に登録された駐車場の利用証を発行し、身体障がい者用駐車場の適正利用等を図り、障がい者等の福祉の向上と福祉のまちづくりの促進を図るなど、障がい者等の生活支援など地域における福祉の充実や、男女共同参画社会づくりに取り組むほか、自殺防止の社会づくり、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第6号「平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例」は、口蹄疫で被害を受けた畜産農家に支給された手当金等に係る所得について、個人事業税の課税を免除するための条例を制定するものであります。

議案第8号「宮崎縣市町村間連携支援基金条例」は、持続可能な地域づくりに向けて、市町

村が連携して取り組む事業を支援するための基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第9号「宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例」は、東日本大震災による被災者・被災地の支援などを行うための事業を継続的に実施するための基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第16号から議案第20号までは、宮崎県総合計画ほか8件の計画を変更することについて、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。これらの計画は、私の政策提案や長期ビジョンを踏まえてのアクションプランや、行財政改革、農業・農村、水産業・漁村、教育など、今後の方針を定めるものであります。

議案第21号は、口蹄疫復興宝くじの発売に伴い、平成23年度における当せん金付証票の発売金額を変更することについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第5号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」外8件であります。説明は省略をさせていただきます。

次に、報告第1号は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴う、平成22年度一般会計補正予算（第12号）の専決報告であります。

補正額は12億207万4,000円で、歳出予算の主な内容は、退職手当の増額7億2,800万円余、公債費の減額1億2,800万円余、財政調整積立金への積立金5億4,400万円余であります。この結果、平成22年度の一般会計歳入歳出の規模は7,599億3,143万6,000円となります。この専決

平成23年6月10日(金)

につきましては、時間的な制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。執行部といたしましても、気分を一新して取り組んでまいりたいと考えております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせします。

あす11日から14日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、15日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時23分散会

6月15日（水）

平成 23 年 6 月 15 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕 次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 議案第22号から第25号まで追加日程

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第22号から第25号までの送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案第22号から第25号について御説明申し上げます。

まず、議案第22号は、公安委員会委員野中玄雄氏が平成23年8月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として藤田紀子氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

次に、議案第23号は、人事委員会委員郷俊介氏が平成23年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく郷俊介氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

また、議案第24号及び第25号は、収用委員会委員野崎義弘氏及び近藤日出夫氏が平成23年7月18日をもって任期満了となりますので、その

後任委員として、同じく野崎義弘氏及び近藤日出夫氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○外山三博議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、内村仁子議員。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。

まず、去る3月11日、未曾有の災害となりました東日本大震災で、多くのとうとい命と財産が奪われてしまいました。いまだ8,000の方が行方不明となっておられ、被災された皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして、救助、支援などに従事されました自衛隊、警察、消防、数多くのボランティア、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

先般、私は、東日本大震災の被災地に行ってきました。それはそれは大変な被災地の様子で、その惨状には声も出ませんでした。これまでメディアのニュースを見聞きしてはいましたが、現場の悲惨さは物すごいもので、涙があふれ、立ち尽くしてしまいました。今でも家族を捜しておられる方、2階建ての屋根の上や墓の上に車が乗っかかり、田んぼには船や車が入ったまま手つかずの状態でした。これは一刻も早

い復興に日本じゅうで取り組むべきだと、また、この惨状を語り継ぎ、今後の地震・津波災害に対する認識を共有するべきだと痛感いたしました。

さて、平成23年6月県議会一般質問のトップバッターとして、これまでの地方行政に携わった経験、そして、この4年間の浪人中に多くの方々から県政に対する要望や意見を聞いてまいりました。このことを踏まえ、しっかり県民の代弁者を務めてまいります。今議会でも、私の定番であります「女性の立場から生活に密着した小さな声も届けます」、これを基本に、身近な問題を質問してまいります。

まず、宮崎県には、昨年から、鳥インフルエンザ、口蹄疫、新燃岳の噴火による降灰と、暗いことが次々とのしかかり、全国から「がんばれ宮崎」の応援、御支援をいただきました。日本人の持つ温かい心をたくさんいただき、このことに感謝、感謝申し上げます。そこで、壇上からは、知事に、青い海、明るい太陽、肥沃な大地、静かな自然環境を生かした、展望に立った「スポーツランドみやざき」について、今後の取り組み、構想をお尋ねいたします。

以上を壇上からの質問とし、後は質問者席からお尋ねいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

「スポーツランドみやざき」の推進についてであります。本県におきましては、恵まれた気候や充実した競技施設などを活用いたしまして、これまで行政と民間が協力をして、スポーツキャンプや合宿などの誘致に取り組んでまいりました。その結果、毎年春のキャンプにおきましては、プロ野球やJリーグを初めとする多くのチームがキャンプを実施しておりまして、

観客やマスコミ関係者、何十万人と来県していただいております。また、経済的な効果、PR効果、これは100数十億と試算されておりますが、大きな成果をもたらしているところであります。これに加えて、一流選手のプレーを間近で見ることができると、また、スポーツを通じて、きょうの内村県議のお召し物のように気持ち明るくなるという効果もあるのではないかと、さまざまな効果が期待されているところであります。しかしながら、スポーツキャンプ・合宿につきましては、近年、他県との競争が激化するとともに、県内におきましては、受け入れ地域の偏在や春季への集中、野球、サッカー、陸上が大部分を占めている、偏っているという状況がございます。このため、引き続き、誘致活動や市町村が行う基盤整備の補助など、各種の受け入れ支援に努めますとともに、本年度から新たに合宿補助制度を設けまして、受け入れ地域の全県化、受け入れ時期の通年化、そして新たな競技種目の誘致を目指す多種目化にも、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。加えまして、恵まれたマリンスポーツ環境を生かした「波旅プロジェクト」を推進するなど、今後とも、市町村や競技団体等と連携を密にしながら、スポーツランドみやざきのさらなる展開に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○内村仁子議員 今、スポーツランドみやざきに対して知事から答弁をいただきましたが、この件に関連いたしまして、まず教育長にお尋ねいたします。

プロスポーツの誘致により、宮崎県の生きていく未来があると思われまます。私は宮崎自動車道を通ってまいります、県外ナンバーの車が

物すごくたくさん宮崎方面に向かっております。その施設の不備の一部についてお尋ねいたします。先般、県総合運動公園で県民体育大会の開会式がありました。私も参加いたしました。終わってから駐車場を出るのに、出口が1カ所しかなく、35分かかりました。私の後ろにはずっと車がまだ並んでおりました。もしかすると、プロスポーツ等観戦に来られる方が、こんなに時間がかかるのではもう行かんということになるのではないかと。スポーツ観光を実施する上で、もっとスムーズに出るために出口をふやすことはできないか、お尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県総合運動公園の駐車場につきましては、プロ野球のオープン戦や巨人軍のキャンプ、全県レベルでのスポーツ大会など、県総合運動公園で規模の大きな大会等が行われますと、相当な混雑が発生し、利用者の皆様に御不便をおかけする状況が見られるところであります。このため、これまで中央駐車場では、料金徴収所での混雑を緩和するために、駐車料金の先払いを行う臨時発券所の設置や、サンマリスタジアム西側の臨時出口の開放などを行うとともに、主催者に対しましては、シャトルバスの運行や公共交通機関の利用の呼びかけを行っていただくなど、さまざまな渋滞対策を講じてきているところであります。また、県土整備部や県警本部とも連携いたしまして、国道220号のバイパスへの退出がスムーズとなるように、バイパスに入る道路の改良や信号の時間調整などの渋滞対策を行ってきております。御指摘のありました出口の増設につきましては、交通安全の確保上、難しいものがあると考えておりますけれども、県教育委員会といたしましては、例えば料金の収受方法、あるいは車両の誘導方法の改善など、混雑の緩和に向

けて、関係機関との連携も図りながら、さらに工夫してまいりたいと考えております。以上です。

○内村仁子議員 前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。私どもも、都城から来て、よくプロ野球観戦のはしごをいたします。そのときに、どの球場も駐車場に大変苦慮しながら観戦をしております。せっかくこのスポーツランドみやざきがあって、プロ野球、プロサッカー、いろんな競技が来られるわけですから、これからこのことについても十分検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次は、教育行政について、学校現場での先生方、そして保護者の方の御意見を申し上げたいと思います。

まず、今、学校現場では、臨時の先生がたくさんおられます。児童生徒の減少により先生の採用数は減っているとは思いますが、どうして臨時教師の必要性があるのか。予算削減なのか。臨時を控えて正規教職員の採用はできないものか、お尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 臨時的任用講師につきましては、育児休業や傷病休暇等を取得している職員への補充や、児童生徒数の減少による今後の学級減への対応などのために必要な人員を採用しているものであります。また、正規職員の採用につきましては、児童生徒数の減少や退職予定者数の推移、さらには職員の年齢構成等を総合的に勘案いたしまして、今後とも計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○内村仁子議員 教育長へ再度お尋ねいたします。中学校での昨年度の正規教職員の採用について、男女別に数字が挙がってありましたら、答弁をお願いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 新規採用教員につきましては、教師としての能力や適性を選考試験により判定して採用を行っているところでありますが、その結果として、中学校における平成22年度新規採用教員の男女別人数は、男性20名、女性21名、それから平成23年度につきましては、男性20名、女性15名であります。以上です。

○内村仁子議員 23年度は男性のほうが5名ほど多いということで今、答弁をいただきました。中学校になりますといろんな難しい問題も出てまいります。まず、小学校になかった部活が入ってまいります。今、ニーズの多様化で部活も大変種目が多くなっておりまして、それについていただく顧問の先生が非常に少ない。そして、主に外でするスポーツ競技については、男性の先生でないと、ルールがわかっていられなかったり、できない部分が多いんじゃないかと思えます。それで、今、中学校で臨時の顧問の先生についてもらっておりますが、臨時の先生は大変期間が短いものですから、同じ部活に対して一年一年、先生がかわっておられます。そうすると、生徒も保護者の方もそこで動揺を来しております。新学期になるたびに、今度は顧問は女の先生じゃなかろうかという声が聞こえてくるわけですね。例えばサッカー、ラグビー、そして野球にしましても、もし女性の先生が顧問になられたときに——そういうことはないかもわかりませんが——中体連というのがあります。中体連では顧問の先生が入っていないと試合にも何にも出られません。小学校のスポーツ少年団になりますと、民間の方の指導でできるんですが、中体連の場合は、学校の先生、顧問がいられなかったりできないものですから、どうしてもそこで男性の

先生をとという保護者の要望はすごく強いものがあります。これから先の知・徳・体の子供を育てる教育をしていくためには、寒い真冬でも、そして炎天下での指導も、それに耐え得る体力を持った先生が欲しいという声があるものだから……。もちろん、女性の先生も一生懸命してくださる方もありますが、こういう種目についてはどうしてもそういう声が強いものだから、今後はこのことも参考にさせていただいて、県民が望んでおります知・徳・体の子供の成長を見守っていただけたらありがたいなと思っております。こちらのほうは要望で終わらせていただきます。

次に、農業行政について、農政水産部長にお尋ねいたします。

まず、みやぎきフロンティア農地再生事業というのを、国が平成25年度までの事業として、耕作放棄地の解消と食料の自給率アップを目指して、2分の1の補助を実施してまいりました。県はこれに対して4分の1を上乗せしてこられました。事業者の方は、23年度については補助金はないということで非常に心配しておられます。これが23年度についてどうなっているのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 耕作放棄地を再生整備いたしまして、担い手に農地を集約するという事は、本県農業の持続的な発展を図る上では大変重要な課題であると認識しております。このため、県といたしましては、平成21年度に、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を県担い手育成総合支援協議会に取り崩し型の基金として造成いたしまして、耕作放棄地再生のための助成を行ってきたところであります。本年度の県上乗せ分の基金残高は約5,000万円でございます。昨年度末に行いましたヒア

リングにおいて、地権者と利用者の調整が整っているなど、事業実施が可能と判断した地区については、引き続き補助することといたしております。

○内村仁子議員 23年度は5,000万円の事業ができるということで今、答弁いただきました。このことは私たちも事業者のほうへ伝えていきたいと思います。そして、国は25年度まで事業実施とされていますが、今、県は5,000万円の事業で終わりのような感じを受けたんですが、県としては今後どのように取り組んでいかれるのか。この事業は、国土を守り、中山間地の高齢化の進んだ農地も再生できる事業と認識しております。費用対効果での判断だけとせず、再開発された中山間地の放棄地では農産物が見事に育ち、近隣への農地の広がりもなされております。これは農振地域に限るといふことの制約もあるんですが、日の当たらないところに日が当たるようにする、民間活用を入れて大地を守る、これも行政の仕事ではないかなと考えております。平成25年度まで国が行う事業に対して県はどう対処されるか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） みやざきフロンティア農地再生事業によりまして、本年度も含め約225ヘクタールの耕作放棄地の再生整備がされる見込みでありまして、県の財政的な支援により、一定の成果を上げたものと考えております。このため、今後、市町村、JA、県などの関係機関・団体で構成いたします優良農地創出プロジェクトチームや、コーディネーターによる地権者との調整、事業計画の作成の指導など、事業の効果的な推進を支援してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 このフロンティア事業については、今後もまた皆さんの御理解をいただきな

がら取り組んでいただきたいと思います。

次に、6次産業化についてどのようにとらえておられるか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県農業が、将来にわたり本県の基幹産業といたしまして役割を果たしていくためには、他産業との連携や参入によりまして新たなビジネスモデルを創出し、農業・農村における所得や雇用を確保していく必要があると認識しております。このため、農業者が、2次・3次産業の事業者との連携や、みずから加工や流通・販売の分野に参入することにより、農産物に新たな付加価値を生み出していく6次産業化の取り組みは、「儲かる農業」や農村地域の雇用創出につながる大変重要な取り組みであると考えております。このため、県といたしましては、本議会に提案しております第七次農業・農村振興長期計画の中で、重要な課題として位置づけ、積極的に推進することとしているところであります。

○内村仁子議員 前向きな答弁ありがとうございます。この6次産業化は、疲弊していく農業の救世主だと思っております。意欲のあるリーダーの育成、支援策についてどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 6次産業化の推進に当たりましては、農業の枠から一步踏み出し、加工・販売分野にも果敢に挑戦するリーダーの育成が重要であると認識しております。県といたしましては、農業改良普及センターにおける起業型農産加工グループの育成、また、専門家からのノウハウ提供や、商工部門との連携による加工・販売に関する研修の実施、また、商工業者との出会いの場の確保などを通じまして、新商品の開発や販路開拓などに積極的に取り組む6次産業化のモデルとして、県全体

の牽引役となるようなリーダーを育成してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 リーダーの育成、よろしくお願ひいたします。

もう一つ、この意欲のある農家への担い手認定、今、担い手認定を国のほうでなされておりますが、この認定農家取得に関して、書類が複雑きわまりなくて、とても農家の皆さんが書けるものではないという声も聞いております。この書類を作成するとか、そういうことの指導はしていただけないものか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 認定農業者制度のことだと思いますが、認定農業者制度は、みずからの創意と工夫により経営の改善を図るための農業経営改善計画を市町村長が認定する制度で、平成22年9月現在で9,068経営体が認定を受けているところでございます。認定に対しましては、市町村、JA、県などで組織しております地域の担い手育成総合支援協議会を中心に、新規認定候補者のリストアップや農業経営改善計画の策定支援を行っているほか、既に認定されている方につきましては、計画の達成度合いに応じ、新たな計画の策定を支援するなど、きめ細かな支援をしているところでございます。この制度は、本県農業の中核を担う意欲ある担い手の育成を図る上で大変重要な制度であると認識しておりますので、引き続き、関係機関と密接な連携を図りながら、適切なきめ細かな支援をしてまいりたいと思ひます。

○内村仁子議員 ありがとうございます。

続いて、東日本大震災では農作物の被害が出ております。農林水産省のほうに問い合わせましたところ、統計では、平成22年度の米の生産量が、岩手、宮城、福島、茨城の4県で156万400トン、麦で3万1,812トンあったというこ

とです。しかし、23年度は、災害により、まだ統計の上げようがないという返事でありました。未開発地等、これからの世界的な需給状況を踏まえると、食料危機が来ると危惧しております。このことについて部長の見解をお尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 東日本大震災における津波による農地の被害面積は、本県の水稲作付面積にほぼ匹敵する約2万4,000ヘクタールであると伺っており、改めて自然災害の甚大さを感じたところであります。このような状況の中で、世界の食料供給においても、干ばつや洪水などの異常気象や自然災害等が頻発しており、生産性の低下や不安定さが増大している状況にございます。また、食料需要は、開発途上国を中心とした人口増加や経済成長により、今後とも増大することが見込まれております。このように、将来的には食料需給の逼迫が懸念されますことから、海外に食料の6割を依存している我が国においては、食料自給率の向上がますます重要になるものと認識しております。

○内村仁子議員 食料危機のほうもよろしく御検討をお願いしたいと思います。

次に、今後さらに宮崎県は、食料供給県としての役割が大変大きくなると思ひます。この食料の自給率アップをどのように図っていくのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 国が先日公表いたしました平成21年度の本県の食料自給率は、カロリーベースで67%、生産額ベースで263%と、いずれも国の40%、70%と比べ高く、特に生産額ベースでは公表以来全国1位を維持しており、食料供給県としての貢献度があらわれているものと考えております。今後の食料自給率向上につきましては、飼料用稲・飼料用米の

生産拡大による家畜飼料の自給体制の強化を図るとともに、農地の面的利用集積や二毛作による農地のフル活用や、加工・業務用野菜等の土地利用型作物の生産拡大、また、食品残渣等のエコフィールド活用による資源循環型農業の推進などに積極的に取り組むことにより、本県の食料供給力を高め、ひいては国全体の食料自給率向上に貢献してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 農政水産部長には多くの質問をいたしました。これからもフロンティア再生事業が大変重要になってまいります。中山間地を含む農業政策をこれからもよろしく願います。

次に、環境森林部長に、新燃岳の噴火による降灰の被害状況についてお尋ねします。

降灰により、原木シイタケや林業機械について被害が出ております。特にシイタケについては、一番いい出荷時期を迎えた春子についての処分等が報道されました。支援策についてお尋ねいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） シイタケ生産現場におきましては、降灰により商品価値の低下を招いたことから、平成23年2月の追加補正による「新燃岳降灰しいたけ被害対策事業」で、シイタケ原木に付着した火山灰を除去する洗浄機や、シイタケ原木を被覆するシート等の導入を支援してきたところであります。また、林業の現場におきましても、チェーンソーや高性能林業機械に火山灰が侵入し、機械が故障するなど、作業効率の低下を招いていることから、火山灰を除去するためのコンプレッサー等の導入支援対策を今議会をお願いしているところであります。これらの事業によりまして、シイタケの品質確保や作業効率の改善等が図られるものと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。

次は、商工観光労働部長にお尋ねします。新燃岳の噴火による影響が出ている商業者への支援はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） まず、降灰の除去費用に対する支援につきましては、県としても国に対し強く要望を行ったところであります。その結果、アーケードの灰の除去などに必要な資材の導入や、清掃作業委託等に要する経費に対する補助率10分の10の支援措置が講じられることになりまして、県内でも、ブロワー計20台、高圧洗浄機計10台の購入や、アーケードの清掃などに活用されたところであります。

また、経営面で影響を受けました県内の商業者を支援するため、県といたしましては、これまで噴火発生後、速やかな金融相談窓口の設置、被災地における中小企業相談会の開催などによる経営・金融面からの支援、また、雇用の維持を図るための雇用調整助成金の利用促進や、風評被害対策に取り組んできたところであります。さらに、国に対し、金融支援の充実等について要望し、その実現を図るなど、さまざまな対策を講じてきたところであります。

○内村仁子議員 今、ブロワーとかの購入に充てたということで答弁をいただきました。この新燃岳の噴火では、観光客や近隣の買い物客、入浴客がほとんどいないということで、厳しい状況であります。そして、中には店を閉鎖せざるを得なくなった事業者や、自腹で従業員の給料を支払っている業者の方もいらっしゃいます。今まで3,500万円から4,000万円近い自腹を切ったの給料支払いをしておられ、また、事業者によっては売り上げが7割落ち込んでおります。温泉にしても、お客が一人も来ない。大変

な危機を迎えております。このような商業者への休業補償というのはどうなっているのか、お尋ねします。噴火というのは災害であり、休業補償については支援が必要であると考えますが、県ではどう考えておられるのか、お尋ねします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） ただいま議員がおっしゃったようなお話については、先ほどお話ししましたけれども、中小企業相談会の開催等の中でもそういうお話もあったというふうに伺っておりますが、商業者のこうむった損失に対する直接的な休業補償というのは難しいところであります。しかしながら、今後とも、たび重なる災害で落ち込んだ県内の商工業の経営安定を図るために、先ほど申し上げましたようなさまざまな対策を引き続き行うとともに、観光・消費需要の喚起による地域経済の活性化などにも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 今、融資の相談とかそういうのがあるということで、融資の話もしていただきましたが、融資については、信用保証協会の保証料とか利息とか、そういうものがずっとのしかかってまいります。保証人も入れないといけません。保証人を入れることで、また次に自分が保証人にならないといけないという反応もありまして、なかなか融資ということには、皆さん、今までの事業で大変な思いをしていらっしゃると思います。そして、固定資産税や税金の支払いはもう目前に迫っているということで、皆さん大変苦慮しておられます。けさの新聞で、本県選出の松下新平議員が参議院の災害対策特別委員長になられるとのうれしいニュースがありました。新燃岳の降灰による被害状況は御存じの方でありますので、ぜひ国へ全面的支援をお

願いしてくださるようによ望をいたしておきます。

続きまして、総務部長にお尋ねいたします。今回の東日本大震災の状況を踏まえ、市町村が作成するハザードマップ、これまであったハザードマップにも見直しが必要ではないかと考えますが、県としての考えをお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 現在、沿岸の各市・町が作成しております津波ハザードマップ、これは県が平成18年度に作成、提供いたしました日向灘地震及び東南海・南海地震による津波浸水予測図をもとに作成されたものであります。今回の東日本大震災では、これまでの想定を大きく超える地震、津波により甚大な被害が生じておりますことから、本県におきましても、これまでの想定の見直しと、各市・町の津波ハザードマップの見直しが必要であるというふうに考えております。一部の市・町におきましては、ハザードマップに掲載している避難場所の見直し等に既に着手をされておりますが、県といたしましては、まず、日向灘地震関係の見直しを行い、さらに、国がことしの秋ごろに示す予定とされております東南海・南海地震等の連動発生による地震規模などの見直し結果を踏まえ、本県としての新たな津波浸水予測図を作成いたしまして、これらのデータを沿岸市・町に提供することにより、津波ハザードマップの整備を支援してまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。各市町村が指定する避難場所についても見直しが必要ではないかと思えます。そして、このことは、私の知り合いでJICAの理事をしていた方がボランティアで被災地に行かれましたが、建築物は5階以上でないが無理だとの報告書も

書いておられました。避難所の見直しについて、部長の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 地震・津波の発生時の避難場所あるいは避難経路につきましては、市町村が策定いたします地域防災計画において具体的に定めているところがございます。今回の大震災におきましては、特に想定を大きく超えた津波によりまして、避難所あるいは避難経路そのものが浸水、破壊され、甚大な被害が生じていることから、避難場所や避難経路の見直しは喫緊の課題であるというふうに考えております。県といたしましては、大震災の発生後、3月22日に日向灘沿岸を含め全市町村に対しまして、避難場所や避難経路についての早急な点検と必要な見直しについて文書をお願いいたしますとともに、沿岸の市・町については、直接訪問いたしまして要請を行ったところでありまして、各市・町においては、順次見直しを進めておられるところであります。

○内村仁子議員 この震災につきましては、県民の命を守るということで大変重要な時期になってまいりますので、これからもあらゆる手だてでの見直しとかを検討していただきたいと思っております。

次に、省エネ対策に絡みまして、総務部長にお尋ねいたします。現在、県庁には何人の衛生管理者がおられるか。本庁、出先機関に何人おられるか、お尋ねします。この衛生管理者は、就業者数によって配置が決められております。その数をお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 衛生管理者は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則によりまして、50名以上の事業場においてその規模に基づき配置することとされております。知事部局におきましては、本庁に4名、この法令が適用さ

れます22の出先機関にそれぞれ1名、合計26名の衛生管理者を配置しております。

○内村仁子議員 今、衛生管理者のことを答弁いただきましたが、続いて、知事にお尋ねいたします。現在、県庁では、昼休み時間に一斉消灯しておられます。この昼休み消灯は各自治体でも取り組んでおりますが、私は、昼休みにこの県庁の本館、1号館、2号館の各課を回ってみました。職員の皆さんは暗い中で昼休みを過ごしておられます。部屋のづくりでは、ほとんど真っ暗です。一斉消灯の中での職員の健康管理について知事はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、職員の健康管理という、これは大変重要な課題だと考えております。限られた人材を最大限活用して、より効率的で質の高いサービスを提供していく、その上での健康管理、さまざまな形で注意を払い、徹底を図っているところがございます。昼休みの時間につきましては、省エネですとか経費節約の一環といたしまして、必要な部分以外は消灯しておるところでございます。この休憩時間の過ごし方につきましては、県庁周辺をウォーキングしたり、また、午後の仕事の効率を上げるためにということで職場内で仮眠をしたりと——私も可能な限り仮眠をしているところがございますが——職員それぞれが創意工夫をして、リフレッシュ、また、その健康の維持管理に努めているものと考えております。

○内村仁子議員 職員のウォーキング、そしてリフレッシュということで答弁をいただきましたが、どうして私がこの一斉消灯についてわざわざ知事に答弁をお願いしたかといいますと、県庁は職員だけの建物ではない、県民ひとしくみんなのものであるということを申し上げた

かったからです。昼休みに県庁にお客さんが来られたとき、あのよう真っ暗では声のかけようもなく、また、相談にも行きにくいのではないかと。また、職員にとっての昼休みは、午後の仕事への意欲を持つ時間だと思います。宮崎県の将来をすばらしいものにしていただく大事なシンクタンクだと思っておりまますので、この一斉消灯についても考慮いただければありがたいなと思っております。

以前、都城市役所では、私たち衛生管理者の資格を持つ職員のプロジェクトがつくられました。職場のルクス測定、職場環境の不備調査、職員の健康相談等を受ける会がつくられ、これにより心の病の相談や気軽な健康会話もできるようになりました。このようにして、ぜひ衛生管理者の活用を——26人おられるわけですから、これは要望をいたしたいと思っております。

質問がたくさんですけれども、次に環境森林部長に、新エネルギーとしての木質バイオマスをどのようにとらえておられるか、お尋ねいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 木質バイオマスですけれども、木質バイオマスは、その発生形態によりまして、未利用間伐材などの林地残材や製材工場で発生する製材残材、それから建設廃材などがあります。これらの木質バイオマスは再生可能エネルギーでありまして、石油などの化石燃料にかわる新エネルギーとして、木材乾燥用の熱源やバイオマス発電に有効活用することは、地球温暖化防止の観点から極めて重要であります。本県は、県土の76%が森林であり、豊富な森林資源を有していることから、今年度からスタートした県の森林・林業長期計画でも、木質バイオマスの利用促進と用途拡大に

取り組むこととしております。

○内村仁子議員 バイオマスのとらえ方について答弁いただきました。本県の木質バイオマスの活用の状況について、再度お尋ねいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 本県では、1年間に木質バイオマスが約87万トン発生しておりまして、そのうち約26万トンが利用されているところでありまます。主な利用用途としましては、製材残材や建設廃材は、製紙用チップや木材乾燥用のボイラー燃料として活用され、また、樹皮やおが粉は、堆肥や畜産用の敷料として活用されているところでありまます。一方、林地残材につきましては、これまでほとんど活用されていない状況にありまましたが、門川町や小林市で木質ペレット工場が相次いで稼働しましたことから、発電燃料などとして新たな活用が進むものと考えております。

○内村仁子議員 今、この木質バイオマスがペレットにより活用されているということをお答弁いただきました。私は、以前、群馬県に調査に行つてまいりました。群馬県では、平成13年度から木質バイオマスの検討委員会が立ち上がり、温泉施設での暖房とかそういうのに全部ペレットが使われておりました。市議会でもこのことをずっと申し上げましたが、まだ当時は、木質バイオマスとかペレットということが話題に上つていなくて、そのままになりましたけれども、国では、林野庁で平成14年度から19年度の事業として、国の補助2分の1でその事業がなされました。そして、16年度には10億5,900万円の予算化がされておりました。残念ながら、このときに宮崎県では利用申請がなかつたということで——私は、県内の材木の関係の方と群馬県に視察に行つてまいりましたが、そのこと

もなかなか受け入れられなくて——15年度、16年度とも、これだけの予算、10億5,900万円が林野庁のほうではなされていたわけです。今はもうボイラーにペレットが使われるようになっておりますが、これから先、新エネルギーとして木質バイオマス、宮崎県には、林業が盛んで杉の皮とか木材廃材、こういうものがたくさんあって、この処理に業者の方は大変苦慮しておられます。これから先、原子力による発電がなかなか厳しいときに、こういう新エネルギーがあるということで、この環境が整っている宮崎県での木質バイオマスの検討をこれからも入れていただいて、そして、各市町村と連携しながら、木材業者の救世主みたいになっていけたらいいんじゃないかなと思っております。今、都城の木材業でも、材木の乾燥用として重油を使われているところもまだありますし、自分の会社の廃材を使っておられるところもあります。しかし、こういう杉の皮とか、捨てればごみ、使えば資源ですけれども、こういうものを使いながらの新エネルギーがあるということで、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。

質問が多項目にわたり、多くなりましたけれども、これからも県の皆様方の御健闘をよろしくお願ひいたしまして、私の今議会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○外山三博議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。1年生議員であります、郷中の会の有岡でございます。まず、紹介をさせていただきますが、郷中とは、薩摩藩の教育法として400年の歴史を持つ郷中教育を言います。武士道の義を实践せよ、うそを言うな、弱い者をいじめ

るな、心身を鍛練せよなど、先輩が後輩へ指導する教えです。起源は島津義弘17代藩主と言われ、えびの市の木崎原の戦いや飯野城、飢肥城などにゆかりのある人物です。ぜひ、郷中の精神に学び、若い世代を育て、よりよい宮崎をつないでいくことを目指してまいります。

まず最初に、20年後の宮崎の将来像として、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」が本年3月に策定され、県広報誌6月号で広く紹介されました。このことから、今、県政に携わる私たちは、20年後の宮崎県の暮らしや産業に責任を負うこととなります。大変身の引き締まる思いです。さらに、今議会には4年間のアクションプラン(案)として、10の重点施策を設定し、県民の皆さんと一緒に豊かさへの挑戦が始まります。

そこでまず、課題として人口減少が挙げられます。人口統計では、20年後、県内は全体で約15万人が減少し、100万人を割り込む見込みです。地域によっては3割以上の人口減少が予想されます。そこで、宮崎県として取り組むべき最重要課題は、安心して働ける雇用の場の確保であり、安心して生活できる環境を構築することです。このことを念頭に質問いたしますので、明快な答弁を求めます。

まず、新エネルギー戦略について知事にお尋ねいたします。

本県では、みやざきソーラーフロンティア構想など、新エネルギー先進地づくり戦略として宮崎モデルを目指しています。その中でも、地域型スマートグリッド(賢い電力網)の実現は、自然エネルギーを安定的に利用するために必要なシステムであり、世界各国が注目している技術です。日本企業でも、現在、海外を初め、実用化に向けた実験を行っています。さら

に、今後、蓄電池等の技術が確立されると、新エネルギーへの転換が加速されます。そこで、本県においても、新エネルギー先進地づくり戦略として、蓄電技術やスマートグリッドの実現に取り組み、環境に優しい宮崎県として、新しい産業の創出のチャンスと思いますが、見解をお尋ねいたします。

以下は、質問者席にて質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

新エネルギーの普及拡大に必要な新たな取り組みについてであります。我が国ではこれまで、地球温暖化対策の観点から、太陽光や太陽熱、バイオマスなど、新エネルギーの普及拡大が図られてまいりましたが、今回の東日本大震災の状況を踏まえ、今後さらなる取り組みが必要になると考えております。本県におきまして、太陽光を利用したソーラーフロンティア構想に取り組んでおりますことは、御指摘のとおりであります。しかしながら、太陽光発電などの新エネルギーにつきましては、電力供給が不安定であるなどの課題もありまして、新エネルギーを普及拡大させていく上では、蓄電技術の向上や、IT技術を活用して電力の需給を調整し安定して電力を供給するスマートグリッドの導入というものは、大変重要な課題であると認識をしております。

このようなことから、今議会に提案をしておりますアクションプランにおきましては、「環境・新エネルギーの先進地づくり」を重要テーマの一つに掲げて、地域資源を生かした新エネルギーの普及・開発を推進していくこととしております。その中で、蓄電技術の活用や、本県におけるスマートグリッドの導入可能性などに

つきまして、民間とも連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 今、知事から答弁をいただきました。先月5月6日の記事にございましたが、宮崎大学工学部の研究グループと企業との合同研究で、薄膜太陽電池等で期待される低抵抗酸化亜鉛を薄膜形成する技術を開発し、実用化が視野に入ったとの記事がありました。これらの事業転換へのスピードが求められると考えております。そこで、経済活性化のための企業誘致についてお尋ねいたします。新エネルギー利用技術の確立を見据え、「新エネルギー先進地」というテーマを明確にし、関連企業などへの働きかけを戦略的に取り組み、雇用の創出につながる「宮崎モデル」の企業誘致や受け皿づくりを積極的に進めるべきと考えますが、商工観光労働部長の見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 企業立地の推進につきましては、次世代の成長が期待される太陽電池等を初めとする新エネルギー関連産業を重点産業の一つと位置づけております。県内には既に、太陽電池や蓄電池関連企業、バイオマス関連企業などが立地しており、また、産学官による太陽電池関連産業振興協議会を設置し、県内企業の関連産業への参入促進や人材育成などを支援しているところであります。今後とも、積極的な企業誘致や受け皿づくりに努め、新エネルギー関連産業のさらなる集積を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 昨夜、「原発に頼らない社会へ」という本を読んでおりましたら、このスマートグリッドの話題がございましたので、御紹介いたしますが、アメリカのオバマ大統領が、「アメリカはスマートグリッドを推進している

のに、それに使われる装置は日本製の品ばかりである」という不満をおっしゃったそうです。スマートグリッドに関する技術、さらに自然エネルギー技術というものは、最先端を走っているわけでありまして。これまで日本では積極的ではなかったわけですが、これから大いに躍進する分野だと思っております。日本におきましては、これまで宝の持ち腐れであったものです。しかし、これからは着目され、大いに技術が進歩してまいります。そういった分野の中で、企業がこれから準備をしております。しっかりと準備をして、スピード感ある企業誘致に取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、中小企業の競争力の強化についてお伺いいたします。

新製品の開発や技術革新は、今後さらに進んでまいります。特に、宮崎県産業支援財団において、産官学連携推進や、ものづくり産業新製品開発支援の成果も上がっておりますが、中小企業の競争力において最も力を要するのは、販路開拓や拡大の販売戦略です。今後の本県における販路開拓支援についての取り組みについて、商工観光労働部長に再度お伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 企業の研究開発や産学官連携の成果であります新製品等の販路拡大は、売り上げの向上に直接結びつくものであり、企業が発展する上でも、また、新事業を創出していく上でも、大変重要なものであると考えております。このため、県では、産業支援財団を通じて、マーケティングや販売戦略に精通したコーディネーター等による相談を行っております。平成22年度で見ますと、214件の相談に対応しているところであります。ま

た、ものづくり産業新事業展開支援事業や、みやざき農商工連携応援ファンドを活用いたしまして、多くのバイヤーが新製品等に触れる機会であります展示会等への出展経費を助成するなど、販路拡大を支援しているところでございます。

○有岡浩一議員 ただいま答弁をいただきました県産品の商品ができ上がった際には、ぜひとも利用促進のために、一番の県産品の応援団であります県民の皆様方に周知をしていただき、認証制度など工夫していただくことを要望しまして、次の質問に入りたいと思っております。

次に、情報通信格差の是正についてお伺いいたします。

中山間地域において、若い世代の定住条件として、道路などのインフラ整備以上に、ブロードバンド環境や携帯電話などの情報通信環境が求められています。特に若い世代の方は、ぜひこういった環境を整備してほしいという声を伺っております。そこで、県内の整備状況と今後の対応について、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） まず、携帯電話につきましては、県ではこれまで、携帯電話会社による事業化が困難な中山間地域を対象に、国や県の補助事業を活用しまして整備を促進してきたところでございます。その結果、携帯電話の利用可能世帯は、平成22年度末で約99.7%となっております。次に、ブロードバンドでございますが、ブロードバンドは、電話回線を利用するADSLや光ケーブルなど、高速でインターネット等を利用できる通信回線であります。これまで民間事業者により、その整備が進んできましたが、近年では、市町村においても、国の補助制度を活用しまして、ケーブ

ルテレビ網の整備とあわせてブロードバンドの整備に取り組む例がふえておりまして、平成23年5月1日現在で、県内の全世帯の約99%が利用可能となっております。

携帯電話、ブロードバンドともにサービスが利用できない地域のほとんどが中山間地域にあります。これらの整備は、県民の利便性の向上はもとより、産業の振興、災害時の緊急の連絡手段としても重要でございますので、今後とも、国や市町村、通信事業者と十分連携するとともに、情報通信技術の動向等にも目を配りながら、その整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま答弁がございましたように、携帯電話の利用で0.3%、ブロードバンド整備におきましてはあと1%と、もう少しではございますが、大変難しい地域が残っていると認識しております。どうぞ今後とも整備促進に御尽力いただけたらと思っております。

続きまして、関連しまして、地上デジタル放送についてお尋ねしたいと思いますが、7月24日ということ残り40日と迫っております。ひとり暮らしの高齢者など、円滑な移行に向けてどのように取り組みをされているのか、再度、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 地上デジタル放送への移行につきましては、これまで、国やNHK等におきまして、PRはもとより、共聴施設の改修あるいは経済的弱者に対するチューナーの無償配布などの対策・支援が行われております。7月24日の移行を間近に控えまして、地デジボランティアや、地デジコールセンターが大幅に充実されており、全国的にも推進体制が強化されておりますが、県内でも、市町村の臨時相談窓口の設置や、1,000人規模の地デジボ

ランティアが高齢者宅を訪問するなどの取り組みが展開されているところでございます。なお、これらの相談窓口や地デジチューナー配布等の支援策につきましては、7月24日以降も柔軟に対応すると聞いているところでございます。県におきましては、昨年4月から、地上デジタル放送相談員1名を雇用しまして、市町村や県民からの相談に対応するとともに、県政番組等を通じてPRに努めているところでございますが、今後とも、国や市町村、関係機関と連携して、円滑な移行が図られるよう対応してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま答弁いただきました、24日以降もそういった事例が出てきたときには対応していただけるということで、ぜひ県民の安心という部分でも準備をし、対応していただければと願っております。

次に参ります。公共交通の整備についてお尋ねいたします。

人口減少に伴い、路線バス廃止など交通空白地帯がふえております。市町村においては、特に高齢者の安心して生活できる生活交通手段の確保が求められております。県外では、路線バス、コミュニティバス、乗り合いタクシーを組み合わせる自治体もありますが、実態はさまざまです。宮崎県としても、公共交通の整備について市町村と連携し、一緒に考え、地域に合った公共交通の整備が求められております。そこでまず、利用者の立場では、ドアからドアの利便性が理想です。また、地元企業の既存の交通機関の育成、さらには、利用促進による地域商店街や健康増進など相乗効果が期待されるデマンドタクシーの実用化が有効だと考えますが、県民政策部長の見解をお尋ねいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） デマンド方式

の導入につきましては、御質問にありましたタクシーの活用を含め、現在、県内では6つの市町村において実施されているところでございますが、運行コストの縮減や利便性の向上等に効果的な方式であると考えているところでございます。このため、県では今年度から、デマンド方式など新しい地域公共交通に係る実証実験等に取り組む市町村を支援する事業を実施することとしております。今後とも、国、市町村等と連携しまして、持続可能な地域公共交通ネットワークの確立に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうぞ、デマンド方式を含めていろいろな方策があると思いますので、人口減少対策の面からも、交通空白地帯解消へ向け、市町村、さらには利用者の皆さん方との話し合いを通じて連携を進めていただき、安心して生活できる環境整備のためにも御尽力賜りたいと思っております。

次に、きずな社会の再生についてお尋ねをしてまいります。

3月の東日本大震災を受け、全国各地でボランティア活動や義援金活動など、一人一人が考え、できることから始めようという意識が高まっております。本県においても、口蹄疫以降、全国から励ましをいただき、復興へ向けての元気と勇気をいただきました。そこで、県内において、ボランティア意識の高揚のために現在どのような取り組みが行われているのか、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 本県では、県社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおきまして、県の出捐金により設置したボランティア基金や補助事業を活用しまして、ボランティア活動への理解・関心を深めるための

広報啓発事業等を実施しているところでございます。具体的には、7月から9月までを「みやぎきボランティア体験月間」としまして、県民の皆様にはボランティア参加のきっかけとさせていただけるよう、介護ボランティアなどさまざまな活動が体験できるプログラムを提供しているところでございます。また、テレビ・ラジオ等のメディアでボランティア活動を広く紹介しまして、若者の関心・活動参加を促すなどの取り組みを行っているところでございます。今後とも、県民のボランティア活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今後のボランティア活動が一過性のものでなく、継続していくためにも、活動分野、受け皿づくりを広げていくことが必要だと考えております。ぜひ県ボランティアセンターを中心に、市町村連携で広めていただくことを要望いたしておきます。そのことで、子供たちから高齢者の皆さん、男女を問わず幅広く触れ合う中で、地域のきずなが強くなると信じております。

次に、4月1日現在、知事部局、教育委員会、警察官など、1万7,519名の県職員の方々がいらっしゃいます。職員の皆さんは、事務処理や課題解決能力は大変すぐれていらっしゃいます。その中で、職員がボランティアなどの地域活動に参加することで、地域という現場の声を聞き、現場の課題やアイデアが見つかるなど、期待をするものです。職員の皆さんが県民の一人として、きずな社会のリーダーとして、ボランティア活動に積極的に参加すべきと考えますが、知事の見解をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 重要なポイントでありまして、私は、地域のきずなを深めることが今後の県づくりにおいて大変重要であると考えて

おりまして、県職員も、一県民として率先してボランティア活動や自治会、PTAなどのさまざまな活動に参加し、地域づくりに貢献してほしいと考えているところでもあります。また、このことは、県職員としてタコつぼに入ってしまうのではなしに、地域に飛び出して行って地域の実情を把握し、県民の視点に立った職務を行う観点からも、大変有意義なことだと考えております。私ごとながら、私も子供の通う学校で今、おやじの会に入っておるところであります。宣伝部長を務めておるところでございます。本県では、平成20年3月に「職員力地域貢献推進指針」を策定いたしまして、職員が地域活動に参加しやすいよう、意識啓発や情報提供などに取り組んでいるところでもあります。例えば、「中山間盛り上げ隊」などでは、現在、登録されている280名のうち2割の56名を県職員が占めている。また、消防団に入っている職員も30名程度おるといような状況でございます。今議会で提案しております行財政改革プランの中でも、「県職員の地域活動の参加促進」というものをテーマの一つとして掲げておりまして、今後とも、職員の参加意欲を高めるための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 知事のほうから答弁いただきましたが、おやじの会の情報とか、また私自身も現場主義ということを申し上げております。現場の声を持ち寄って議論していくことが大切だと思っております。

その中で、1つ御紹介いたしますが、若者のボランティア活動としまして、大学生が中心でつくる宮崎ヤングボランティア協議会が昨年結成され、防犯キャンペーンなどに取り組んでおります。どうぞ郷中の精神で若い人たちを育て

ていただきたいと思っております。

そこで、ボランティア活動を含め、きずな社会を再生するためには、一步踏み出す勇気が必要です。みやざき行財政改革プランの中では、県庁総力戦として、県民本位の行財政改革を推進するとあります。2月の議会では既に「知事等の給与の特例に関する条例」が可決し、知事が給与を20%減額しております。そこで、私も、5月1日交付決定の23年度政務調査費11カ月分を、来年全額返納させていただきたいと思っております。もちろん、議員として必要な研修や自己研さんは議員報酬等から捻出し、現場の声を今後とも伝えてまいります。めり張りのある県政運営のためには、県庁総力戦で一緒に身を削るとともに、先行投資である戦略的事業には大いに投資すべきと考えるからでございます。

さらに、温故知新という先人とのきずなも大切です。宮崎県平和祈念資料展示室が宮崎県遺族会館1階にあります。知事も行かれたことがあると思いますが、今年10年目を迎えます。県民の皆さんもぜひ、平和を語り継ぐ場として、先人とのきずなを確かめるために足を運んでいただきたいと思っております。

次に、生活保護と自立支援についてお尋ねいたします。

2月の定例議会の先輩方の質問と重複しますが、再度お尋ねをいたします。生活保護世帯が増加している中で、福祉事務所やケースワーカーの対応は十分か、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） お話のとおり、近年、本県の生活保護世帯数も、全国と同様に増加傾向にございまして、平成22年度の月平均の生活保護世帯数は1万1,976世帯で、前年

度に比べ964世帯、8.8%の増加となっております。このため、各福祉事務所において、生活保護を担当するケースワーカーの人員の確保に努めるとともに、生活保護世帯に対しまして、訪問調査や関係先調査等を適宜適切に行い、世帯の実情に応じた指導助言に努めているところでございます。県といたしましては、今後とも、ケースワーカーの研修を行い、その資質向上に努めるとともに、各福祉事務所に対する個別ケースについての指導助言や指導監査等を通じまして、生活保護の適正実施を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 年々、生活保護世帯がふえつつあるという報告でありますし、これからもふえる可能性が高いと感じております。3月時点では全国で200万人を超えたというふうな話がございましたが、最後のセーフティネットとして、この部分の自立に向けた取り組みが必要だと思っております。そこで、稼働年齢層への自立支援と、ハローワークとの連携とその成果について、再度福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御質問にありました、稼働年齢層で就労可能な人に対しましては、各福祉事務所におきまして、就労支援員を配置して、ハローワークと連携しながら支援に努めているところでございます。平成22年度は108名が就労を開始しております。厳しい雇用・経済情勢の影響もあり、就労開始に至るには難しい状況もございますけれども、引き続き、ハローワークと連携をいたしまして、自立支援に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 生活保護という点で考えたときに、実は、大阪では、生活保護受給者に生活サービスを提供し、その反面、高額の利用料を

徴収するという貧困ビジネスというものがありました。大阪府では事業活動を規制する条例を制定しております。今後とも、このようなビジネスが根絶できるよう実態を注視していただくとともに、今後、稼働年齢層の増加が見込まれる中で対応できるように、パーソナルサポートサービスとして、寄り添い型のパーソナルサポーターの育成も検討していただくことを要望いたします。

次に、農産物の危機管理についてお尋ねいたします。

まず、海外において遺伝子組み換え作物が導入された地域で、既存作物にいろいろな影響が出ており、安全性が懸念されております。そこで、食料増産に向けた遺伝子組み換え作物の導入について、宮崎県としての見解を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 遺伝子組み換え作物の取り扱いにつきましては、生物多様性を確保するためのカルタヘナ法や、食品としての安全性を確保するための食品衛生法などに基づき、既存生物への影響がないことや、また、食品としての安全性が確認されたもののみを国が承認するという仕組みになっております。現在、カルタヘナ法に基づき、日本国内で栽培が認められているのは10品目、155品種となっておりますが、商業栽培されているのは、カーネーションとバラの2品目のみであり、食用に供する作物や家畜の飼料の栽培は行われていないのが実態でございます。これは、遺伝子組み換え作物に対する消費者の不安がある中で、生産サイドにおいても、既存作物との交雑や混入について不安が払拭されていないこと等によるものと考えております。遺伝子組み換え作物は、世界的な食料問題や、また、地球規模での環境問

題の解決に貢献する可能性を秘めておりますが、県といたしましては、現状では、先ほどのような状況もありますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、この分野につきましては慎重に対応していただきながら、今後の農業のあり方について、再度一つのテーマとして検討していただきたいと思っております。

また、関連しまして、危機管理の中で近年、一つの例ではございますが、キュウリのMYSVなど、難防除病害虫が発生する現状がございます。対策として、地域全体で取り組む一斉防除などが重要と考えておりますが、宮崎県としての取り組み状況を、農政水産部長に再度お尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) これまで病害虫の防除につきましては、化学農薬による防除に加えまして、粘着板等の物理的防除や天敵を活用した生物的防除など、総合的な対策の普及に努めてまいりました。しかしながら、近年、ミナミキイロアザミウマが媒介するキュウリ黄化えそ病、いわゆるMYSVなど、生産者個々の取り組みだけでは防ぐことが難しい、いわゆる難防除病害虫の防除対策が産地の大きな課題となっております。現在、農業改良普及センターを中心にプロジェクトチームを組織し、品目横断的な一斉防除や地域ぐるみの一斉草刈りなどの実施により、一定の成果を上げている地域もございます。したがって、地域全体で取り組む防除対策を、JA等関係機関と連携しながら、県下全域で推進してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、答弁をいただきました、地域ぐるみで一斉草刈りなどをするという地域力がこれからは求められていると、そのように

理解しております。その中でも宮崎県におきまして、昨年3月作成の営農支援課のリーフレットの中でも紹介されておりますが、2年連続、宮崎県の普及指導活動事例が全国大会で発表され、高い評価を得ております。難防除病害虫対策としまして、本県は、IPM(総合的病害虫防除)やICM(総合的作物管理)など、全国的にも先進県と伺っております。生産者としては大変ありがたいことでございます。その中でも、最も基礎となる土をつくるという土づくり、そして施肥やかん水などの栽培技術、こういったものが前提である中で、宮崎県は、元氣な圃場づくりのための堆肥も各地にあり、大変恵まれております。綾町の故郷田実氏は、「本物とは、自然を壊さず、地球を汚さないでつくったもの、自分の良心に訴えて恥ずかしくないもの、人をだまさないものことである」と言われました。全国一安全・安心な食料基地宮崎県を目指して、今後とも、関係者と一緒に努力していただきたいと思っておりますし、私も、農政水産発展のためにも今後とも提案を申し上げたいと思っております。

最後に、食育の推進であります。自分でつくる「弁当の日」への取り組みについて、教育長にお尋ねいたします。

私自身、現役の子育て世代であります。家の中で出番や仕事がほとんどない子供たちにとって、今回の自分でつくる「弁当の日」は、家事に参加でき、食育を推進するすばらしい取り組みになると思います。そこで、今回の趣旨や効果について、教育長の事業導入への思いをお伺いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 「弁当の日」は、子供が自分自身で献立を考え、材料をそろえ、調理をし、後片づけまでして弁当箱に詰めて、そ

していただくという一連の活動を通して、自分の食を自分で考えていくために必要な実践力を培う取り組みであります。この取り組みによりまして、子供たちにとりましては、活動の過程で、食事をつくることの大変さを実感し、毎日の食事や食材、家族や生産者等への感謝の心を持つとともに、任され、褒められることによって自立心もはぐくまれるものと考えております。また、保護者にとりましては、親が一切手を出さないという約束事ではありますが、口も出さず手も出さないでただ見守る。つらいことはありますけれども、その大切さに気づき、子供とともに成長する機会となり、あわせまして、一家団らんや家族のきずなが深まり、さらには、地域産物や地域の食文化等に対する関心が高まるなど、さまざまな効果が期待できるものであります。私は、「弁当の日」の取り組みには、みずから考え、判断し、表現する力など、子供たちにとって今、最も必要とされている力、「たくましく生き抜く力」を培うための教育的要素がすべて含まれていると考えております。また、昨今、家庭や地域の教育力が低下していると言われておりますけれども、そうしたものを復権させるという意味におきまして、意義深い取り組みではないかと考えております。

現状であります。1年ちょっとぐらい前までは、実践校数は宮崎県内4校ぐらいでしたが、この1年余りでかなりふえてまいりまして、県内の小中学校及び県立学校合わせて152校が「弁当の日」に取り組んでおりまして、実践校数としては全国最多となっている状況であります。全県的な広がりを目指しまして、さらなる啓発・普及に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○有岡浩一議員 この「弁当の日」という新しい取り組みの中で、子供たちに自信が芽生えてくることを期待しておりますし、県民の財産である子供たちの健やかな成長を見守りながら、私自身も親として少しずつ成長させていただけることに感謝申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。公明党県議団、河野哲也でございます。

3月11日に発生した東日本大震災により亡くなられたお一人お一人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々にはお悔やみを申し上げます。そして、被災された皆様、福島原発の事故により避難されている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

3カ月たとうとしているのに、このありさまは何だ。6月1日、私は重松県議とともに、宮城県石巻市雄勝町、20世帯あったはずの波板地区に、瓦れき撤去のボランティアに参加させていただきました。この時点でまだ、この地域にはだれも撤去作業に入っていない状況でありました。覚悟はしていたのでありますが、目の前に広がる光景に愕然といたしました。私たちは、40名の参加者とともに、浜に打ち上げられている瓦れきの撤去を黙々と始めました。地元の人も一緒に作業を始めましたが、最初は、か

ける言葉もありませんでした。そのお姿を見たとき、怒りだけが込み上げてきました。その怒りを瓦れきにぶつけている自分がありました。政府の対応の遅さです。口蹄疫での政府対応の遅さを思い出してしまいました。大震災の復旧作業、被災者生活支援、復興計画、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故に対して、菅総理は何一つ十分なリーダーシップを発揮することなくここまで来ています。大震災からの復旧・復興作業で大事なものは、非常事態でのスピード感であります。

山内昌之東京大学教授が「危機のリーダーシップ」との演題で講演した内容を、少し長くなりますが、引用させていただきます。

今回の東日本大震災、それから平成7年の阪神・淡路大震災、さらに私たちの祖父や父の代の大正12年関東大震災、いずれも歴史的に見ると一つの特徴があります。それは端的に申し上げると、政権基盤がすこぶる弱い内閣の時代にこうした大震災が起きたということです。

関東大震災は、加藤友三郎首相の急死後、後継の山本権兵衛総理が組閣していくタイミングで、権力の真空的な状態で起きました。いずれにしても、関東大震災は政府が不在のタイミングで起きたのですが、それでもわずか5日後には、あの後藤新平が「帝都復興の議」を提案し、復興院をつくって強烈なリーダーシップを発揮して東京の再建を進めました。

阪神・淡路大震災の場合は、違うリーダーシップのあり方でありました。当時は村山富市社会党党首を首班とする自社さ連立政権でした。率直に言って危機管理体制も十分に整備されていなかった。したがって、村山総理

にもお気の毒な面があったと思いますが、テレビで危機の発生を知ったということであります。ですから、初動が非常に遅くてリーダーシップが弱かったという批判が寄せられました。しかし、村山総理は非常に謙虚でありました。村山さんは、大震災3日後に小里貞利氏——あのハーレーダビッドソンの——を震災担当大臣に任命し態勢を立て直しました。それから、できる官僚を信頼し、自民党の仕事師たちに対応を託しました。そして、震災の問題にめどが立った後、村山さんは責任をおとりになって辞職し、政権を自民党に返したわけです。

と語られています。

そして菅総理については、山内教授は、「政治主導」という言葉と「脱官僚」という情念に呪縛されているのではないかと。手足として働くべき官僚機構との連携がとれずに、首相に連なる縦の指揮命令系統も不全に陥っているというのが現実だ」と明言しています。

公明党が大震災直後から提案してきました「復興庁」の設置、復興担当大臣の任命の実現のために、早期の第2次補正予算成立のために、私たちは、危機感も責任感も統率力もないこの人物に、総理として復興支援の陣頭指揮をとらせるべきではないと思っております。そこで、「常在危機」という意識で県政を担っておられる知事に、真のリーダーシップとは何か、まずはお伺いし、壇上からの質問として、後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

危機発生時のリーダーシップについてであります。今回の東日本大震災によりまして、改めて危機管理のあり方が問われております。気に

なっておりますのが、「想定外」という言葉が飛び交っているということでございます。確かに、未曾有の規模の地震・津波に原発事故が重なるという、かつてない大規模複合災害であったかもしれませんが、最悪の事態の発生にも備えておくことこそが危機管理の基本ではないかと考えておるところでございます。一たび危機事象が発生した場合におけるリーダーシップ、ポイントは3点あると思っておりますが、1つ目としましては、最悪の事態を想定して、それを前提にその回避に全力を挙げることであります。2つ目といたしましては、可能な限り情報収集・集約いたしまして、具体的な対応方針、その道筋というものを明確かつわかりやすく示すこと。3つ目といたしましては、迅速かつ最大限に組織力を発揮させていくこと、このようなことではないかと考えております。

今、御指摘がありましたように、私は就任した日に、県職員に対しましては、「常在危機」という意識、常に危機の中にあるという意識を持って臨んでもらうよう訓辞をしたところでございます。本県は、未曾有の被害をもたらした口蹄疫、鳥インフルエンザ、そして新燃岳の300年ぶりの大噴火という経験を踏まえまして、改めて危機管理全般について一から見直す必要があると考えております。県政を預かる者として、危機事象の発生時にはリーダーシップを存分に発揮できるよう、日ごろから研さんに努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 県政のリーダーとして、どうかよろしくお願いいたします。

防災力強化についてお伺いいたします。

まずは、宮崎県地震防災戦略策定事業についてお伺いいたします。今、全国どこの自治体も

災害対策の見直しに取り組んでおられると思います。その際必要なのが、「見直しの視点」になってきます。東日本大震災から何を教訓にすべきか、この「見直しの視点」をまずは明確にした上で、これからの災害対策を見直していくことが大事であると考えます。19年に数値目標を盛り込んだ行動計画とした本県の地震減災計画は、17年3月に東海地震及び本県に直接影響する東南海・南海地震に関して国が想定したものを受けて策定したものであります。そこで、宮崎県地震防災戦略策定事業の実施により、どのような視点で見直しをされるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 現在の地震・津波の災害想定は、日向灘地震やえびの・小林地震について、過去の地震規模などをもとに県独自で検討を行った結果、また東南海・南海地震に関しての国の中央防災会議が示しました地震・津波の想定をもとに策定したものであります。今回の宮崎県地震防災戦略策定事業におきましては、一つには、地震・津波の研究者等の有識者を中心に構成する県の地震専門部会での検討、もう一点は、東日本大震災で発生した地震や津波の規模及び被害の状況等についての国の中央防災会議における検討結果をあわせて、見直しの基本的な方向性として、想定する地震の規模や範囲、被害想定を考え方を改めて検討したいと考えております。また、建築物や社会インフラの整備状況など、社会的な環境変化についても新たに調査を行いまして、最新の状態でのシミュレーションによりまして、地震・津波の被害想定と、被害を最小とするための減災計画の策定まで行いたいと考えております。

○河野哲也議員 見直しの視点、これがぶれないというか、今回、何を教訓にするかというこ

とをしっかりと分析していただいで定めていただきたい、そのように思います。

また、防災の見直しには、地震・津波以外の災害を含めた総点検を行っていく必要があると考えますが、総務部長、このような点検をどのように行う考えでありますか、お聞かせください。

○総務部長（稲用博美君） 東日本大震災により甚大な被害状況を踏まえた防災対策の見直しにつきましては、地震・津波の被害想定、減災計画の策定など、地震に関連して特に検討すべき課題がございます。またそれとともに、住民への情報提供のあり方、避難場所・避難経路の確保、避難所の運営など、風水害等を含めまして広く災害発生時の対応に共通する課題についても、再点検を行う必要があると考えております。震災発生後、当面の対応として、市町村に避難場所、避難経路等についての再点検をお願いしたところでありますが、今後も、市町村と連携しながら、防災全般にわたりまして必要な点検と防災対策の見直しを継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今回、策定事業を進めるに当たって、すべてはこれからであります。私自身、冒頭で述べました災害ボランティアへの参加、また全国ボランティア議員連盟研修会、とちぎボランティアネットワークの方々との意見交換を通じて、ぜひ生かしていただきたい、感じたことを幾つかたださせていたいただきたいと思っております。

私が目にした雄勝町の小中学校は、残念ながら避難所の機能も果たせない悲惨な状況でありました。公立学校施設は、このたびの東日本大震災において多くの被災住民の避難場所として利用され、必要な情報を収集、また発信する拠

点になるなどさまざまな役割を果たしており、その重要性を改めて認識するところでございます。しかし一方、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになったところでございます。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められているところでございます。まず、公立学校施設において、地域住民の安全で安心な避難生活を提供するため、防災機能の一層の強化が不可欠であると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 学校施設であります。教育活動の場であるとともに、こうした災害時には地域住民の避難場所となるなど、防災拠点としての役割も担っております。今回の大震災におきましても、その重要性というものが改めて認識をされたということでございます。県といたしましては、これまでも安全性の確保のための学校施設の耐震化を進めてきておりました。現在、九州でもトップクラスの耐震化率、市町村立の小学校では82.3%、県立学校では91.6%ということでございます。さらには、避難場所となる体育館までの経路の段差の解消でありますとか多目的トイレの設置など、バリアフリー化も進めてきております。今後とも、公立学校施設の防災機能の向上につきましては、市町村とも十分連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 施設内の充実につきましては、我が会派の重松議員も、あす、たださせていたいただきたいと思っておりますので、よろしく願

します。

今回、私たちのボランティア活動は、NPOのネットワークで実現することができました。とちぎボランティアネットワーク主催のボランティアバスツアーでありました。宇都宮から3,000円で動けました。このネットワークは、栃木県民の1割、2万人を災害ボランティアへとキャンペーンを張り、積極的に被災者支援にかかわられておりました。宮崎県も6月から、東日本大震災で被災した福島県いわき市を支援するため、「みやぎき県民復興協力隊」として派遣していただきました。第1陣が帰ってこられましたが、ぜひ報告をお聞きしたいと思います。

これも、被災地に災害ボランティアセンターが設置されていればこそその活動となります。現在、岩手県22カ所、宮城県13カ所、福島県30カ所設置されていると聞いております。ここ3カ月の社会福祉協議会が把握したボランティア活動数は、3県累計で36万7,400人だそうであります。ちなみに、阪神・淡路大震災のときの3カ月後、累計で117万人と言われております。ボランティアの数としてはまだまだなのかなという実感もあります。しかし、このセンターの設置が震災後スムーズだったかという、そうではありません。やはり現場では、行政の支援を待つことなく、自分たちのできる精いっぱいを協力しながら避難所を組織していったところもあると聞いております。物資の支援、配給もまた、混乱している行政に先んじてNGOがセンターを立ち上げ、指揮をとったところがあるとお聞きしました。残念なことに、社会福祉協議会主催の災害ボランティアセンターのコーディネーターが被災者のニーズに合わず、ボランティアが引き揚げるということも当初あったそうです。

しかし、徐々に体制が整い、社協、行政、NPO等が必ず協議会を開き活動していくセンターとして起動し始めたとお聞きしております。そこで、最近の県内における社会福祉協議会での災害ボランティアセンターの設置についての状況を、総務部長お聞かせください。

○総務部長（稲用博美君） 最近では、新燃岳の噴火災害の際に、都城市、高原町、三股町の3市町において、それぞれの社会福祉協議会が設置をいたしております。

○河野哲也議員 社会福祉協議会のコーディネーター力の向上について、どのような支援をしているか、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 災害時に、支援を必要とする被災者とボランティア活動希望者の双方のニーズを結びつけるボランティアコーディネートにつきましては、現在、具体的には社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて行われており、県ではその活動を活発化するために、県社会福祉協議会が設置しておりますボランティア基金に出捐を行い、災害時における活動を支援しているところでございます。先ほど議員から紹介がありましたけれども、先般設置しまして、現在2次派遣をしております「みやぎき県民復興協力隊」についても、県社会福祉協議会が、派遣先の福島県いわき市の当局と十分コーディネートを実施し、行っているところでございます。

また、この基金事業の中で、県社会福祉協議会におきましては、市町村の社会福祉協議会に配置されているボランティアコーディネーターを対象にしまして、災害ボランティアセンターの設置・運営等のノウハウを取得するための研修会を実施しており、必要な資質や能力の向上を図っているところでございます。

○河野哲也議員 雄勝町の災害ボランティアに参加した40名は、栃木県だけでなく、私たちのように県外からも参加がありました。年齢も幅広いものでありました。しかし、戸惑うことなく、またけがをすることなく活動できたのは、ネットワークのリーダーの指揮のもと、被災者のニーズに合わせ、活動を絞り込み、やることを明確にさせていただいたことに尽きると考えます。実は、海岸での撤去作業を行っている、リーダーから突然、「上がりなさい」というふうに声がかかりました。なぜかなと思って上がって海岸を見ると、潮が満ちてきたわけです。作業ができない状態になりまして、沖を見ると次の瓦れきが流れてくるという、ちょっと心が折れる作業ではありました。ただ、リーダーのそういう指示がなければ戸惑う状況があったかなというふうに思います。そのNPOのリーダーのスキルの高さを感じました。このようなNPOが存在して初めて被災者の側に立った支援ができる、このように実感しました。そこで、災害ボランティアとして活動できる県内でのNPOの実態を、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県内のNPO法人のうち、災害救援活動をその活動の一つとして定款に掲げております法人については、平成23年4月末現在の認証数340法人の約1割に当たる35法人となっております。また、最近の災害救援活動の具体的な例としましては、新燃岳の噴火災害に際しての降灰除去作業、あるいは、このたびの東日本大震災での炊き出しなどに取り組む法人が幾つか見受けられるところでございます。

○河野哲也議員 実は、ネットワークの事務長が語られた中で、ホスト力のお話がありまし

た。その一例として、新燃岳の件がちょっと挙がったんですけど、お話の内容を紹介いたします。

「私たちは宮崎の野菜で東北を支援します」と、お話を始めました。とちぎネットと動きをともにしている被災地NGO協働センターは、1月26日に起きた宮崎県新燃岳噴火災害に対する支援を現在も続けており、同センターのスタッフ1名が、「震災がつなぐ全国ネットワーク」の他スタッフとともに活動中であります。今回、「困ったときはお互いさま、被災地から被災地を支援しよう！」というコンセプトのもと、炊き出しに使う野菜買い付けの資金として、1口3,000円の野菜サポーターを募集し、噴火で被害を受けた宮崎県産の野菜を買い付け、東北の被災者の方への炊き出しに使う活動をしていることを紹介していただきました。

NPOと行政は、同じ公共サービスを担う団体でありながら、組織としての性質はそれぞれ異なります。形態、収入源、スタッフの行動等さまざまな違いにより、協働を進める上で誤解や混乱が生じることもあります。お互いの長所をサービスに生かすために、相手の特性を理解して、情報交換を重ねて意思の疎通を図ることが重要だと、今回のボランティア活動を通じて非常に感じたところでございます。そこで、災害時における県行政とNPOの協働が今後非常に大事になってくると考えますが、どのように促進していくか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 災害が発生しました際に、その災害の規模が大きければ大きいほど、公的支援の機能は減衰すると言われております。このようなことを踏まえた場合に、それぞれの多様な特徴、スキルを有し、かつ機動的な対応が可能なNPOや民間企業等との連携と

というのは、災害時においては非常に有効であると認識をしております。したがって、県といたしましては、実際に災害が発生した際に、NPO等の活動がスムーズに立ち上がり、実効性の高い活動が速やかに実施できるように、情報の共有等を含めました連携についての意見交換など、平常時から協働に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 答弁にありましたように、双方が役割分担を理解した上で協働を進めることによって、より豊かで効果的なものにしていきたい、そのように感じました。策定時も、たしか地域防災計画の中では海上での災害でボランティアの具体的なものを書かれてありましたが、それ以外が弱いなという実感をしました。ぜひ考えていただきたい、そのように思います。

次に行きます。雇用の安定と地域産業を支える人づくりについてということで、たださせていただきます。

みやざき感謝プロジェクトの一環で、宮崎県では、東日本大震災により被害をこうむった県外企業や影響を受けている県内企業を対象に、ワンストップで総合的に支援する窓口を設置し、きめ細やかな対応をしていただいていると思いますが、東日本大震災による本県商工業への影響について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 東日本大震災による本県商工業への影響につきましては、県内すべての商工会、商工会議所を通じて、5月中旬から下旬にかけて調査を実施いたしました。3,140の事業所から回答を得たところであり、その結果によりますと、売上げ

が減少した事業所が全体の41.7%、増加した事業所が1.3%、「変化なし」とお答えになった事業所が56.8%となっており、売上げが減少した事業所は、小売・卸売業、宿泊業、運輸業、飲食業、製造業、建設業など幅広い業種にわたっております。また、売上げ減少の主な要因としましては、消費マインドの低下、仕入れ先等の業務縮小や操業停止、物流の混乱、原料不足による減産などとなっております。売上げが減少した事業所の約60%が「2割以上の減少があった」と回答しております。

なお、今回は雇用動向については調査をしておりますけれども、宮崎労働局が発表しております直近の4月の有効求人倍率については0.56となっております。全国は0.61と比べては低いものの、前年同月比0.13ポイントの改善、また3月と比べると、3月も0.56でございますので横ばいという状況で、今のところ雇用面では震災の影響はほとんどないのではないかと考えているところでございます。

○河野哲也議員 また同じく、本県農林水産業における雇用等への影響について、関係部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 林業・木材産業分野における影響につきましては、関係団体に確認しましたところ、県内の製材工場において、5月から製品の受注が減少し、在庫が増加しつつあると聞いております。これは大震災の影響もあるのではないかと考えております。雇用状況につきましては、現在のところ、林業、木材産業とも影響は見られておりませんが、今後とも注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農水産業の影響につきましては、まず、販売価格において、

大震災発生後の計画停電による量販店の休業等や各種行事の中止等による需要の減退によりまして、キュウリ、ピーマン、スイートピー等で価格が低下するとともに、業務・贈答需要の低迷により、高級牛肉やマンゴーの価格が低下するなどの影響が見られました。一方、低価格志向による需要増等で、豚枝肉、鶏肉、鶏卵は比較的高値で推移しており、水産物価格につきましても、安定した価格となっております。このような状況の中、雇用状況につきましては、農業、水産業ともに、現時点では震災による大きな影響はないものと認識しております。

○河野哲也議員 ほとんど影響がないというふうにとらえられているようでございますが、私は、雇用の安定という視点で考えたときに、やはり注視していかなきゃいけないところがあるのではないかというふうに思います。

知事、アクションプランに重点指標として掲げてあります「雇用創出数1万人」の達成に対する取り組みに変化はありませんか。

○知事(河野俊嗣君) 本県の経済・雇用情勢ではありますが、昨年の口蹄疫、それからことしの新燃岳の噴火などの影響に加えて、今、部長が説明しましたような東日本大震災の影響が加わり、厳しさが増しているところでございます。アクションプランに掲げた「雇用創出数1万人」という目標ですが、厳しい状況の中で、さらにハードルが高くなったという感もあるわけでございますが、何とかこれを達成すべく、地域の特色・資源を生かした産業の集積を目指して、戦略的な企業立地を進めるとともに、高い技術力を持った地場企業の育成などに努めてまいりたいと考えております。さらに、緊急雇用基金を活用いたしました雇用の場の確保でありますとか金融支援、農商工連携を通じた地域

産業の活性化など、雇用創出につながる各種施策の実施に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これらの取り組みに当たりましては、今後想定される震災復興の需要でありますとか、全国的な企業のリスク分散の動向にも十分留意をしましてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 雇用の安定と地域に定着できる企業をふやすという工夫も、ぜひ考えていただきたいと思います。

実は、ボランティアは宇都宮から出発したんですが、宇都宮では、雇用の安定と地域に定着できる企業ということで、CSRの促進をされておりましたので、それも調査をさせていただきました。CSR(企業の社会的責任)とは、企業は、利潤を追求するだけでなく、従業員や消費者、地域社会など、企業活動に関係を持つすべての人々に対して責任を果たさなければならぬという考え方です。最近、地域に根を張る中小企業、大企業の支社・支店などが地元密着経営で展開する社会貢献活動が活発化しており、それに伴って、地元企業と地方自治体、市民らが一体となって進める地方版CSRの取り組みが注目されています。このたび調査にらせていただいた宇都宮市は、平成20年度より、横浜市が先駆けて行っていました、地域貢献活動や地域に目を向けたCSR活動を行う企業を地域貢献企業として認定する制度を導入いたしました。人づくり、まちづくり、環境などのCSR活動を宇都宮市のまちづくりの重要な仕組みとして位置づけ、活動に取り組む企業を「宇都宮まちづくり貢献企業」として認証し、さまざまな分野での活動を支援・推奨することで、企業、市民、行政の協働のまちづくりを行っていくことを目的とした制度でありました。20年

度は25企業、21年度は32企業、22年度は29企業、総計86社が認証されておりました。また、県レベルでは広島や青森で、県が中心になって企業と農山村、漁村の間を取り持つ、マネジメントすることで過疎地域の活性化を図る取り組みもされていました。今後、活力ある地域づくりを推進する上で、地域に密着したCSR活動を支援する取り組みが、雇用の安定も含めて重要になってくると考えますが、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、企業も社会の一員といたしまして、営利行為だけではなく、環境やまちづくりなど社会貢献を行うべきであるという考えのもとに、近年、企業の社会的責任、CSR活動に取り組む企業がふえておるわけであります。本県におきましても、企業による森林づくりでありますとか、学校教育の場における教育支援などの活動が行われているところであります。例えば企業による森林づくりであれば、平成18年から、18の企業に御協力をいただきまして約100ヘクタールの森林整備に取り組んでいるところでございます。これから本格的な少子高齢・人口減少の社会を迎える中で、持続可能な地域社会を維持するためには、県民やNPOなどに加えまして、企業にも地域社会の一員として重要な役割を担っていただくことが大変大切になってまいります。このようなことから、今回のアクションプランにおきましても、「県民の主な役割」という中に、企業のCSR活動なども含めた形で整理をしているところでございます。今後、県内企業が積極的に地域の活動に参加できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 宇都宮で調査をさせていただいたんですが、昨年、その商工の部長が宮崎

を訪れていたらしくて、非常にうらやましがっていた点が、今のようなことに関しての施策でリーダーになる方がいるということをしきりにおっしゃっていました。最初に戻るかもしれませんが、リーダーシップを発揮する大事さとか、こういうことを推進するのにもやっぱり必要だなということを実感して戻ってまいりました。

次に行きます。安全・安心な教育環境の充実について、教育長にお伺いいたします。

先ほども確認しましたが、公立学校施設は防災施設としても重要であると思えます。安心・安全な教育環境という観点からも、改めて学校施設の耐震改修が急務であると考えます。今回、被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県における公立学校の耐震化率はどうだったのか調べてみました。文科省が2010年4月1日現在で調査したものとして、岩手県・小中学校73.1%、高等学校73.4%、宮城県・小中学校93.5%、高等学校91.3%、福島県・小中学校62.2%、高等学校60.6%。ちなみにこのときの全国平均は、小中学校で73.3%、高等学校で72.9%となっています。宮城県沖地震などで防災意識が比較的高い宮城県はかなり整備が進んでいたものの、福島県の場合、これまで大きな地震がさほどなかったこともあってか、耐震化が進んでいなかったようでございます。宮崎の耐震化率は高いと認識していますが、それでもやはり100%を目指し全力で取り組むべきであると考えます。県立学校耐震化の進捗状況についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 平成22年度末現在における県立学校の耐震化率については、先ほど知事から答弁がありましたけれども、91.6%であります。また、今年度におきましては、8棟

の耐震改修を予定しており、年度末における耐震化率は93.6%となる見込みであります。

○河野哲也議員 非常に高い耐震化率と考えるんですが、実はホームページでその計画が各学校ごとに公開されています。27年度末までの完了を目標としているようですけれども、前倒しを含めた早期推進と——それから今回の地震で非常に気になったことが、非構造部材が落下したり倒壊したり、そういうことが非常に目立ちました。やはりその耐震対策の推進についても考えるべきだと思いますが、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県立学校の耐震化については、御案内にありましたように、平成27年度末の完了を目標に計画的に取り組んでいるところでありますが、学校施設の安全性の確保というのは喫緊の課題でありますことから、必要となる事業費の確保に努め、可能な限り早い時期に完了するように努めてまいりたいと考えております。

また、天井材や照明器具等のいわゆる非構造部材につきましては、地震発生時に被害が生じると、人的な被害ばかりではなく、地域住民の避難場所としての機能を損なう可能性もありますことから、今回の東日本大震災の被害状況からも、これらの非構造部材の耐震対策が重要であることを改めて認識したところであります。県教育委員会といたしましては、建物の新築や改修等を行う際には、非構造部材の耐震性にも十分配慮することとしており、また、既存の建物について実施しております専門技術者による定期点検や日常の点検により、改修の必要性の把握にも努めているところであります。今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひお願いいたします。

多数の死者・行方不明者が出ている岩手県釜石市で、市内の小中学校全14校の児童生徒約3,000人の避難率が100%に近く、ほとんどの子供たちが無事でありました。残念ながら、病気で休んでいた子供たちが不明という状況はありましたが、ほとんど100%だったと。これは、平成18年の千島列島沖地震の際に、釜石市の小中学校では避難率が10%未満だったため、釜石市教育委員会が、避難訓練などを徹底して取り組み、防災教育の重要性を裏づける今回の結果となったということであります。市内の児童生徒は、地震発生時、下校の直前で教室にいたようであります。児童生徒らは警報と同時に避難を開始し、各学校は、あらかじめ決めていた徒歩5～10分の近くの高台にそれぞれ避難しました。介護施設だったと思います。ところが、高台から市内に押し寄せる津波の勢いを見て、さらにそれよりも高い高台に移動したわけです。この間、中学生が不安がる小学生を誘導し、迅速に避難したといえます。大槌湾からわずかのすまい約800メートルの市立鶴住居小周辺は壊滅状態だったにもかかわらず、児童全員が無事だったのであります。小学校の最上階の窓には乗用車が突き刺さっていました。

市教育委員会では、群馬大学の片田敏孝教授らと共同で、小中学生を対象に実践的な防災教育を実施。各地域の津波浸水状況、避難経路などを想定したハザードマップを用い、児童生徒に登下校などの生活時間帯に合わせた避難計画を立てさせるなどしてきました。また、授業では「津波を知る」項目を設け、津波被害の歴史や津波の構造など防災教育と危機管理意識を高めてきたと言われます。片田教授は、今回の100%に近い避難率のデータは、市教育委員会が、

1、想定にとらわれない、2、状況下において最善を尽くす、3、率先避難者になるという原則で、早く高台へ避難するという危機意識のすり込みを子供たちに徹底してきた結果であると分析されていました。本県の防災計画の見直しを考えるべきだと思います。そこで、3点お伺いいたします。各学校における災害発生時の緊急連絡体制の現状と今後についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 各学校における緊急時の連絡体制ではありますが、電話等の通信手段が使用できる場合は、電話による緊急連絡やメールの一斉配信等によりまして情報伝達を行う体制を構築しております。また、停電等により通信手段が使用できない場合を想定し、例えば、保護者が迎えに来られるまで児童生徒を学校に待機させておくことなどを、あらかじめ学校通信や参観日等を通じて保護者に周知を図っている学校もございます。したがって、県教育委員会といたしましては、児童生徒の保護者への引き渡しが確実にされるまで学校で保護することを家庭に周知徹底するなど、停電等の緊急時においても学校が適切に対応できるように、各学校への指導に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今回の大震災の後の、各学校における津波を想定した避難訓練の実施状況についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 児童生徒の登下校時等を含め、地震による津波や土砂崩れなどによる被害が予想される各学校におきましては、市町村の防災担当部局等の意見も踏まえながら、避難場所や避難経路を確認するとともに危機管理マニュアルの見直し等を行い、避難訓練の実施やその検証に取り組んでいるところであります。

す。なお、避難訓練につきましては、被害が予想されるすべての学校において、6月中には終了する見込みであります。

○河野哲也議員 スピード感を持って、先ほどの釜石市の教育委員会が取り組んだ防災教育を一日でも早く立ち上げていただいで、行動を起こしていただきたい、そのように思います。そのために、今後、各学校における防災教育の充実を図るため、県教育委員会はどのような支援を行っていくかお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 児童生徒が災害発生時におきまして状況に応じた適切な意思決定と行動選択ができるようにするためには、防災教育の充実と、もう一つ、教職員の安全に対する危機意識の向上を図ることが重要であります。県教育委員会といたしましては、今回の震災を受けて作成した「津波災害にともなう安全対策マニュアル作成指針」を県立学校及び市町村教育委員会等に配付いたしまして、各学校における危機管理のあり方の見直しを初め、防災体制の整備に努めるようお願いしているところであります。また、教職員等を対象に毎年開催しております学校安全指導者研修会におきましては、今年度の場合、宮崎地方気象台から講師を招いて、津波発生の仕組みや危険から身を守るための方法などについて講話をいただくなど、教職員の防災意識の高揚と防災教育における指導力の向上を図っているところであります。

自然災害は、登下校や校外学習時など、いつ、どこで発生し、児童生徒が遭遇するとも限りませんことから、今後とも、災害発生時にみずから判断し適切に行動できる児童生徒を育成するために、各学校へ効果的な指導方法について情報提供を行うなど、防災教育の充実を図ってまいりたいと考えております。以上で

す。

○河野哲也議員 情報提供ということで、先ほどの釜石市の防災教育の中にハザードマップを生かした取り組みがありましたけど、今回、ハザードマップも見直されるということで、県のほうもデータをしっかり伝えていただいて、だれしもがわかりやすい、使いやすいハザードマップの作成ということを今後考えていかなきゃいけないんじゃないか、そういうふうに考えております。西東京では、倒壊危険マップとか火災発生予想マップとか、そういうハザードマップも作成されているとお聞きしています。そういうものもぜひ子供たちに提供できるようなデータを、県のほうから支援をお願いしたいと思っております。

今回はほとんど東日本大震災関連の質問をさせていただきました。なぜここまでこだわったかと申しますと、怒りはもとより、私たちボランティアバスを高台の駐車場まで見送りに来てくださった地元の2人のおばあちゃんの姿が忘れられなかったからであります。見えなくなるまで手を振ってくださいました。この方々が安心して生きるための本当の闘いはこれからなんだと考えながら、その場を離れました。一議員として何ができるか考えた結果、今回、こだわって質問を構成していきました。どうか防災関係を、県政挙げてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○外山三博議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 初めて質問に立たせていただきます、宮崎市選出、新みやぎの渡辺創です。

きょう、この場に初めて立ち、これからの宮崎のあり方を真剣に問い、そして提案をしてい

く、その大切な作業の第一歩を踏み出すことができますことに、大きな責任と喜びを感じているところであります。しっかりとした視点で宮崎の未来を見つめ、そしてきょう、あす何に取り組んでいくべきか、それを丁寧に考えていく、そんな時間を持ちたいというふうに思っております。そういう議論を考えておりますので、河野知事を初め執行部の皆様には、若輩ゆえの失礼もあるかもしれませんが、どうか大局的な見地から、我々若い世代がこれからの宮崎に希望と自信を見出せる、そんな答弁を願ひたいと思っております。

それでは、具体的な質問に入ります。

知事就任から間もなく5カ月を迎えようとしています。新燃岳の噴火活動、鳥インフルエンザの発生、また、直接的な被害地ではありませんが、さまざまな意味でこの国のあり方を問い直す状況を導いた東日本大震災と、宮崎県のかじ取りを行う上でも非常に難しい状況下にあります。その中での日々の御奮闘に心から敬意を表します。

さて、大きな変化という意味では、県の要職ということは同じでも、「総務省出身の副知事」から、「選挙で選ばれた政治家としての知事」という転身も、大きく視点の変わるものではないかと考えます。また、大きく視点が変わらなければならない変化だとも思います。この5カ月弱を振り返り、政治家・河野俊嗣として、県政に取り組む中で見えてきた知事みずからの変化、また新しく見えてきた課題について、現段階での率直な認識、感想をお伺ひしたいと思います。

続けて、知事がイメージする将来的な国と地方のあり方についてお伺ひをいたします。「地方分権」という言葉が政治の大きなキーワード

となって、決して短くない時間がたちました。私が党籍を有する民主党は、政権政党として「地域主権」という考え方を推進する基本姿勢ですが、残念ながら、道州制のあり方や、九州地方知事会が求める九州広域行政機構の位置づけも含め、まだ依然として、国と地方の関係性、新しい行政機構のスタイルについて明確な将来ビジョンが定まらない状況にあります。ただ、その形が明確に見えてこない環境下であっても、国・都道府県・市町村という形の三層構造が、当初と時代環境も大きく変わり、交通手段や通信手段も飛躍的に発展した中で、課題を抱え行き詰まりつつあることは、多くの国民、住民が感じているところです。

私個人の見解を申し上げれば、将来的に、今の県域が私たちのアイデンティティーを担保する一種の文化的枠組みとしては必要としても、必ずしも一つの行政範囲であるべきかについては疑問を感じないわけではありません。重要なことは、仮に枠組みが大きく変わっていても、仮にこの宮崎県がなくなっても、そんな時代の到来に向けて、私たちの暮らすこの宮崎県域が、たくましく、そして幸多く暮らせる地域となるように、その足場をつくっていくことに力を注がなければならないのではないかと考えます。

さて、知事は、あえて申し上げるまでもなく、旧自治省に入省し、本省のみならず、宮城県や愛知県春日井市、埼玉県、そしてこの宮崎県でも重要な役割を担われ、地方自治についての十分な経験と深い見識をお持ちでいらっしゃいます。また、40代半ばで官界を飛び出し、宮崎県のリーダーという立場になりました。御自分で口にされることはなかなかないでしょうが、これから決して短くない年月にわたって、

「かけがえのない第二のふるさと」とみずから位置づけていらっしゃる宮崎県のかじ取りに、責任を持って臨まれる覚悟でいらっしゃるかと推察いたします。さきの選挙でも、県民はその期待をみずからの1票に込めたものと考えます。だからこそ知事に求められるものは、20年後、30年後の国と地方のあり方、都道府県という行政体が今後果たすべき役割などについて、政治家・河野俊嗣としての考えを明確に示すことだと考えます。行政のトップとしてのきょう、あすの判断を求める質問ではありません。私見で大いに結構です。宮崎県のトップリーダーとして描く将来の自治体像を、私たち県民に、この議会の場においてわかりやすく示していただきたいと考えます。

残りの質問につきましては質問者席から行いますので、まず知事の御答弁を求めます。よろしく願いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、県政運営についてであります。本年1月の知事就任以来、高病原性鳥インフルエンザや新燃岳の噴火などが次々に起こりまして、口蹄疫からの再生・復興等に取り組む中で、本県の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況にあると、改めて認識をしておるところであります。また、地域医療の再生や中山間地域の再生など、解決すべき喫緊の課題は山積しております。その一方で、少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展、さらには今回の東日本大震災を踏まえた災害に強い国土づくり、さらにはエネルギー政策のあり方など、社会や経済のありようは大きく変わっていくものと考えているところでございます。そういう中で、「選挙で選ばれた政治家としての知事」ということで、視

点の違いというよりは、そういう知事が果たす役割といたしまして大変重要なことは、夢を語る、未来を語る、希望を語るではないかと考えております。アメリカのキング牧師が「I have a dream」という演説の中で、夢を語り、人々に希望を与え、また立ち上がる力を与えたように、宮崎の希望ある未来、夢というものを語り県民の力を集約していくこと、その先頭に立って走っていくことが大変重要ではないかと考えておるところでございます。

ことし3月に策定しました総合計画の長期ビジョンの中では、長期的な視点から、本県の目指す姿、その方向性を整理したところであります。その実現のために、「将来世代育成戦略」でありますとか「フードビジネス展開戦略」「持続可能な地域づくり戦略」など、8つの長期戦略を掲げております。こうした長期ビジョン、それから私が選挙のときに掲げました政策提案を具体化するために、今議会で提案をしておりますアクションプランにおいては、これからの4年間を、今後20年間を見据えた「明日のみやぎの礎づくり」の期間として位置づけておるところでございます。危機事象への対応、さらには再生・復興、そういった緊急的な重要課題にも対応しつつ、長期的視点から、産業づくり、人づくり、くらしづくりのさまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

夢を語るという意味におきましては、これから県内各地を回り、多くの県民の皆様との対話を進めてまいりたいと考えております。県民の皆様が持つておられる夢、将来への希望といったものを、私なりに吸収させていただき、そしてそしゃくし、今申し上げました長期ビジョンなりアクションプランでつくりました政策のフレームワークの中で、夢を示すことができるよ

うな政策運営というものを行ってまいりたいと考えております。

次に、地方分権についてであります。地方分権の本質は、地方がみずからの意思と力で、それぞれの特性に応じた地域づくりを進めることでありまして、住民に身近な行政サービスは、住民目線による意思決定が行われた上で実施をされるべきというふうに考えておるところでございます。総務省に入りまして地方自治を志し、県でも、それから市役所でも働いた経験があるわけであります。その中で、最も住民に身近な基礎自治体である市町村を重視することが大事ではないかということで、政策提案の中でも市町村重視という方向性を示したところでございます。市町村に権限及び財源を移譲し、その基盤と機能の強化を図っていくことが不可欠でありまして、今後、法改正による県から市町村への大幅な権限移譲も予定されているところでございます。本県は小規模市町村が大変多うございます。広域連携などによる市町村間相互の水平的な補完でありますとか、県による垂直補完、そういったあり方の検討というものを、それぞれ進めていく必要があろうかと考えております。

また、より広域的な視点で考えますと、県境を越えた広域的な行政課題がますます増大していくものと考えておるところでございます。地方分権の進展を踏まえ、九州各県とも連携の上、現在も政策連合など「九州はひとつ」という理念のもとに、さまざまな取り組みを進めておりますが、必要に応じて、広域連合や道州制など広域自治制度についても検討していく必要があろうというふうに考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 誠意ある御答弁をいただきま

した。ありがとうございました。

基礎自治体重視、また「九州はひとつ」という発想、非常に共感するところがございますとともに、知事の見識の深さに改めて感心をしたところですが、続けてもう一問、知事にお伺いをしたいと思います。

宮崎県庁本館に正面玄関から足を踏み入れますと、右前方に不思議なものを発見いたします。はっぴ姿の東国原前知事の人形に我々は迎えられます。正直に申して、このさまには強い違和感があります。東国原前知事の評価について議論をする気はありません。観光、県産品のPRなどに大きな功績があったことは間違いのないと思っておりますし、また就任以降、宮崎県の注目度が極めて高まったことは——私は当時、東京で新聞記者をしておりましたけれども、むしろ県内にいるよりも強く感じていたところであります。知事が東国原前知事のもとで副知事を務められ、昨年12月の知事選においても、東国原県政の発展的継承を唱えていらっしゃったことは重々承知をしておりますが、知事も、きょうの答弁でもその見識等も披露されておりますけれども、5カ月間みずからの足で歩まれ、今回の議会では河野カラーを示すための肉付け的な補正予算案も提出をされたところです。もちろん、東国原前知事が宮崎県のPRに協力してくださるお気持ちは大切にすべきでしょうが、どうしても私は、あの人形の存在が精神面での依存の象徴のように見えてなりません。

今、知事にとっても県民にとっても重要なことは、東国原氏の4年間からの、それこそ発展的卒業であり、発展的脱却ではないかと考えております。調べてみますと、県庁見学来庁者の数は、ことし1月20日までの東国原前知事最後

の1年間の平均が1日当たり559.7人、これに対し河野知事にかわられてからは1日平均158.9人ということになっております。言いかえれば、正面玄関の人形が持つ観光資源的な価値は大きく低下しているととらえることもできなくはないと思っております。ぜひこの機会に、人形を撤去し、新しい宮崎県政と自立を明確に示すべきではないかと考えております。知事には、むしろ御自分の人形を立てて、その人形が県民に親しまれる、そういう存在になっていただきたいと思っておりますが、知事の御答弁を求めます。

○知事(河野俊嗣君) まず、県政の継承という点についてであります。前知事のクリーンな県政運営や行財政改革など引き継ぐべき点はしっかりと継承するとともに、口蹄疫からの再生・復興を初めとするさまざまな課題に継続的に取り組み、本県をさらに発展させていくことが、私に課せられた使命である、そういう意味で発展的継承を訴えたところでございます。しかしながら、よく「東国原県政の後継」というふうに言われるわけですが、決して前知事だけを引き継いだわけではありません。これまでも議会で申し上げておりますとおり、今のこの宮崎をつくってこられた、これまで脈々と築かれてきたさまざまな先人の皆様の努力、御苦労、その上に成り立っている今の宮崎をしっかりと引き継ぎ、その上で見習うべきところは見習う、見直すべきところは見直す、そのような思いで県政に取り組んでいるところでございます。例えば、前知事の政治スタイルによるところもありますが、県議会や市町村、関係団体等との関係におきましては、「多少なりとも距離感があったのではないか」という御指摘があるところでございまして、私は、「対話」と「協働」というものを掲げながら、多くの皆様との

対話を大切にしたい県政運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

前知事の写真パネルと人形についてであります。前知事には「みやざき特命大使」を引き受けていただいております。PRの一助にもなっております。実際、今、数字を挙げて県庁の観光客が少なくなったという御指摘のあったところでございます。知事の交代のみならず、いろんな影響もあるかと思っております。その現実を踏まえつつも、今、幾らか観光客が来られている中で、やはりあそこで記念撮影をしておられる方がいらっしゃいます。そのそばを私が通っても見向きもされないという経験をしておるところであります。見向きもされないのはいいわけではあります。あの写真パネルなり人形が観光客にとって商品価値を持たれる限りは、活用するのがいいのではないかと考えておるわけでございます。今後は、皆様の御意見をいただきながら、県庁を初め効果的な設置場所も考えていきたいと思っております。

○渡辺 創議員 少々残念な御答弁であります。今、お話の中にもありましたが、写真を撮ってもらう、もちろん観光客の方がそれで喜んでいただければ、言葉は失礼かもしれませんが、十分その利用価値はあると思っております。ただ、それは県庁の正面玄関である必要は全くないと思っております。隣にある物産館であれ空港であれ、ほかの観光施設であれ、十分な効果を果たせるものではないかというふうに思っております。

引き続き、この件に関して質問したいと思っております。知事に伺います。あの人形の位置づけは何でしょうか。今、御回答の中にもありましたが、功績をたたえる顕彰碑的な意味合いであれば、あの場所に東国原前知事だけ人形がある

のは納得ができません。それとも観光PR用であるのか。もう一度その辺を明確にお答えいただきたい。

また、未来永劫にあの人形をあそこに置き続けるのでしょうか。個人的には、東国原氏は既に、政治的には、宮崎県の前知事というよりも、東京都知事選挙の次点者、そして引き続きその選挙に関して意欲を持ち続けていると巷間言われている存在です。これが東国原氏の政治的な意味合いだというふうに思います。その意味合いを十分に考えて御答弁いただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 今、答弁申し上げましたように、未来永劫置いておくつもりということでもございませんし、功績をたたえるという意味で置いてあるわけでもございません。これまで、宮崎県庁が観光地になった、その多くの観光客の皆様の中で、パネルの前で記念撮影をしているということが今も行われている実態を踏まえて、利用価値に着目してあそこに置いてあるわけでありまして。ただ、正面玄関に置く必要はないではないかというのは、傾聴に値するといえますか、重要な指摘だと思っております。今後、どこに置くのがいいのか、観光客の皆様の動向なり御意見を伺うなり、しっかり考えてまいりたいと思っております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。我々の暮らすこの宮崎は、間違っても東国原前知事の宮崎県ではなく、宮崎県民の、そして宮崎を離れていても郷土を思って暮らす多くの縁故者の宮崎県であることを申し上げて、この件については終わらせていただきます。

続いて、地震対策に関する質問をいたします。

東日本大震災は未曾有の被害を出しました。

とうとい命を失われた方々の御冥福をお祈りしたいというふうに思います。同時に、被災地の再建に向けて連帯の必要性を強く感じております。先ほど先輩議員の発言に、菅総理の責任を問うものがございました。今はまさに総力を挙げて力を合わせるべきときであり、与野党を含めて永田町の混乱には、いら立ちが募るところであります。

私も5月末に宮城県の被災地を訪ねてまいりましたが、その被害は圧倒的で、言葉を失う状況でした。津波、液状化、長期化する避難、これからの震災対策を考える上でもさまざまな課題が見えてきていますが、震災という側面を大きく超えて今回浮上した課題に、原子力発電所の問題があると思います。福島第一原子力発電所の事故は、現在まだその実態さえ不透明な部分も多く、同時に被害の全容もはかり知れる状況ではありませんが、私たちの暮らす宮崎県も、周囲に鹿児島県の川内原子力発電所、愛媛県の伊方原子力発電所などを抱えております。原子力発電所の安全性、また今後の原子力政策の方向性を議論する場ではありませんが、東日本大震災の教訓は、先ほど知事の言葉にもありましたが、まさに「想定外」はあり得るということであると思います。宮崎県の地理的な要素も踏まえた上で、原子力トラブルも想定した対処が必要になるのではないかと考えますが、県の現状認識、そして現時点で地域防災計画に原子力事故の観点はありませぬけれども、今後の検討の可能性を総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 原子力発電所における事故等への対応につきましては、原子力安全委員会が策定した防災指針におきまして、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、いわ

ゆるEPZとして設定された10キロメートルの範囲に本県が含まれておりませんことから、これまで地域防災計画には具体的な記載は行っておりません。今後、このたびの東京電力福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、政府を中心に今行われております周辺への影響に関する調査、また今後の調査・分析の結果、そして防災指針の見直しの状況、こういったものも勘案しながら、地域防災計画への記載につきましては検討していきたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。検討をよろしく願いいたします。

今度の震災で、隠れた大きな被害の一つに液状化があると考えています。大きな被害を受けた千葉県浦安市に2度足を運びましたが、幹線道路が隆起し、ブロック塀が大きく傾き、マンホールがせり上がり、路上に大量の砂が浮き出している様子は、地震の非常に大きな力を目の当たりにした気分させました。幹線道路等で大きな被害が出た場合には、避難にも大きな影響が出る可能性があると考えておりますけれども、県における被害想定と対処策を総務部長に伺いたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 地盤の液状化につきましては、平成19年に行った地震被害想定調査におきまして液状化の危険度が高い地域の大きな分布を調査しており、宮崎県地域防災計画において2つの点での対策を掲げております。1点は、液状化を想定した場合の建築物の安全性を確保するために、木造あるいは鉄筋コンクリートづくりなどの種別ごとに、構造的な対策となり得る工法等を記載しております。なお、構造計算を必要とする建築物につきましては、建築確認申請時に液状化の対策を行うように指導を行うこととしております。2点目は、

液状化現象の発生そのものを防止するための地盤改良工法等の普及に努めるという内容のものであります。今回の東日本大震災における液状化の影響も十分に考慮しながら、今後とも、対策について必要な見直しを行いますとともに、県民生活への影響も想定して、必要な情報の提供や啓発等にも努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今、御答弁の中でも地盤改良というお話がありましたが、浦安市では——私も詳しくはわかりませんが——サンドコンパクションパイル工法という、地質の種類の違う砂のくいみたいなものを打ち込むことで、かなり被害を抑えられたという例もあったようです。宮崎に適した形での対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続けて、福祉保健部長に伺ひます。震災後に懸命に避難所に逃げ込み、そのとうとい命を守り切った後にも、被災者は長期にわたる避難所生活などさまざまな課題に直面するわけです。特に視覚障がいや聴覚障がい、また特定の疾患などハンディキャップを背負った方々にとって、避難時の困難に加えて、避難生活でも多くの障壁を抱えることになるかと思ひます。新聞記者時代に、新潟県中越地震の被災地で長期取材をしてまいりましたが、そのときに感じたのは、平常時に、そのような方々と被災後の生活を想定した意見交換等を十分に行うことによって、幾つかの課題は少しでも早く改善することができるのではないかと、常々感じておりました。市町村とも関係性の深いことですが、その辺の検討をお願ひしたいと思ひます。今回の震災でも、障がいを持った方が、数回の避難所移転を繰り返した後に、避難所から行方不明となって雪の中で凍死している状態

で見つかるという不幸な事案も起きております。宮崎県におひでの取り組み状況をお伺ひしたいと思ひます。

○福祉保健部長（土持正弘君） 災害時に特別な援護を必要とする障がい者などの、いわゆる災害時要援護者の皆さんが、避難行動や避難所での生活に支障を来さないよう、行政機関、関係団体、住民の方々が連携いたしまして必要な避難支援体制を整えておくことは大変重要であると認識しております。このため県では、関係団体との意見交換等を通じまして、災害時要援護者のニーズの把握に努めているところでありますけれども、このたびの東日本大震災を受けまして、団体のほうからも具体的な要望が寄せられているところでございます。

また今回、宮城県からの要請を受けまして、被災地の障がい者等の支援を行う相談支援専門員を6月12日から2名派遣しているところでありますが、避難所で暮らしておられる障がい者の悩みやニーズ等を直接聴取することは、本県の今後の避難対策にも参考になるものと考えております。県といたしましては、今回寄せられました要望や相談支援専門員の活動実績等を踏まえながら、市町村や関係機関と十分に連携し、それぞれの障がい特性に配慮した避難支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今、御答弁の中でもありましたが、相談支援専門員の方々が宮崎からも被災地に行っていらっしゃる。そこで見てきたもの、経験されたものによって、もしもの場合には、障がいを持っていらっしゃる方々にとっても非常に力強いことになるだろうと。そういうことに取り組んでいることを、できれば、さまざまな機会に多くの県

民に伝えていただければというふうに思っております。助けを必要とされる方々に重きを置いた取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、質問を教育行政に転じたいというふうに思います。

まず、宮崎市から強い要望が出ております、市町村への教職員の人事権移譲について、教育長にお伺いしたいと思います。全国的には、大阪府で先進例が進みつつあるようですが、宮崎市の検討委員会も終了し、今度は県内の市町村教育委員会が合同で検討委員会を設置する段階まで進んでいると聞いております。また、移譲の形態というのも、必ずしも市町村を受け入れ先とせずに、広域でのブロック制というのも検討できると考えておりますが、現時点での県教委の基本的スタンス、また懸念される課題があれば、具体的に御説明をいただきたいと思っております。

あわせて、この問題の背景には、地方教育行政法第59条でいうところの、中核市の持つ研修権の位置づけがあるかと思っております。大まかに言えば、中核市の県費教職員については市が研修することができるという考え方ですが、先日、文部科学省の見解をただしたところ、この条文の立法目的は、都道府県の負担軽減にあるのではなく、あくまでも地方分権を進める一環として、一定規模を持つ中核市については独自色を担保しようというところにあると聞いております。その点を踏まえれば、一定のコストをかけて研修教育を行いながら、人材が流出していくことを問題視する宮崎市の一種の「嘆き」は、制度と理念の矛盾が引き起こしていると言えなくもないと思っております。そういう意味で言えば、決して軽んじていい主張ではないのではないかと考えますが、この点についても教

育長の御見解を伺いたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 市町村への教職員の人事権移譲につきましては、地方分権を推進する観点から重要なことであると考えており、御案内にありました大阪府では、事務処理特例条例による一部の市町村への人事権移譲を進めていると聞いております。しかしながら、人口規模や交通網の整備状況など、都市圏とは事情が異なる本県におきまして人事権を移譲した場合に、都市部に希望者が集中して山間部での人材確保が難しくなり、その結果として、県全体の均質な教育水準が確保できるかといったことが懸念されるわけであります。なお、このことにつきましては、全国の都道府県どこでも同じような課題認識を持っているところであります。

県教育委員会といたしましては、中核市の宮崎市には研修権が与えられているということで、今、御紹介がありましたけれども、そういった状況もございますし、地方分権の推進ということは必要なことであるというふうには考えているわけでありますが、一方で、県全体の教育水準を維持することは大変重要な課題であるにとらえておりまして、実効性のある仕組みが必要であると考えております。人事権移譲につきましては、今後とも、国や全国の動向等を注視するとともに、受け手側であります本県の市町村教育委員会が合同で、「人事権移譲に関する検討委員会」を設置する意向と伺っておりますので、この委員会に参加するなど、市町村の意見も聞きながら調査・研究してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

引き続き、教育長に伺います。実施から3年が経過した普通科高校の通学区域撤廃に関して、お考えを伺いたいと思っております。早朝に私の

自宅近くのJR神宮駅を見ていると、電車が着くたびに県立大宮高校の制服を着た高校生たちが大量におりてきて、駅前から自転車で学校に向かう姿を目にします。合同選抜の時代に高校入試を体験し、しばらくの間県内を離れる経験をしていますと、ある種の隔世の感がある光景でもありますけれども、基本的に、子供たちの選択の幅が広がり、それが学習意欲や高校生活を満喫することにつながるのであれば、学区の撤廃は望ましいことと考えております。ただ同時に、学校には地域の柱としての役割など社会的機能をあわせ持った面もあるかと考えています。学校間競争の激化を招いているのではないかという懸念もございますが、3年を迎えたことを一つの契機として、県教委としての現況認識を御説明いただきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 本県におきましては、平成20年度の高校入試から普通科の通学区域を撤廃いたしました。この制度変更による旧通学区域以外からの合格者数は100～160名程度であり、これは普通科合格者全体の3～5%程度となっております。また、入試志願倍率におきましても、特定の高校に集中するなどの状況にはなく、各高校の受検者数の大きな動きは認められておりません。通学区域撤廃の大きなねらいは——これもただいま御質問にありましたけれども——それまでも全県一区であった県立専門高校や私立高校に加え、県立の普通科高校におきましても、中学生が「行きたい学校」を主体的に選択できるようにすることでありました。このことによりまして、中学生の進路意識や学習意欲が高まり、生徒は、各高校の特色を十分理解した上で、通学距離等の条件も考慮しながら、個性や能力、適性に応じた学校を適切に選択しているものと考えております。

また、それぞれの高校におきましては、通学区域撤廃以降、教育内容の工夫・改善、部活動の活性化、魅力ある学校行事の実施など、特色ある学校づくりに関する取り組みや学校をPRする取り組みが、それまで以上に積極的に行われるようになってきているところであります。県教育委員会といたしましては、中学生が主体的に「行きたい学校」を選択できるように、今後とも各高等学校の特色づくりやPRの支援に努めてまいります。以上であります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。いずれにしても、引き続き、子供たちが主体の学校であってほしいと願うところであります。

それでは、子育て関連の質問に移らせていただきます。

私は、かつて新聞社に勤務していた際に、内閣府で少子化担当の記者をしていたことがあります。ちょうど国の合計特殊出生率が1.26に落ち込んだ2005年、その1年後から担当しておりました。また、現在も6歳と3歳の2児の父親であります。まさに子育ての現役世代でもあり、非常に関心の高い政策分野であります。宮崎県の合計特殊出生率は2009年で1.61と、全国でも非常に高いレベルにあります。ただ、同時に離婚率も高く、また経済状態もよくない。つまり、子供は生まれますが、その後は課題を抱えつつ子育てを続ける若者も少なくないと言える状況です。一方で、地域の子育て環境を見れば、我が家を振り返ってみても、東京で子育てをしていた時期に比べて、有形無形で地域の方々の目が子供たちに向けられていることは、強く実感するところです。知事も3人のお子さんをお育て中でいらっしゃるかと伺っております。まさに現役のイクメン知事と思っております。他の都道府県でも生活をしてこられ、宮崎の子育て環

境の特色を肌で感じられる立場にあると思いますが、宮崎の子育て環境をどう感じているのか、また今後の課題をどう考えていらっしゃるのか。できましたら知事の子育て体験も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 子育て——御指摘にありましたように2男1女、3人の子供を今、宮崎の恵まれた環境の中で育てておるところでございます。子育てに関してしばしば、経済的、精神的な負担を語られることが多いのですが、子供を持つことによる世界の広がりといいますか、その喜びというものを実感しておるところでございます。多くの皆様が、結婚でありますとか子育てに、夢や希望を持つことができるような支援をしてみたいと考えておるところでございます。

本県の子育て環境——保育所の待機児童がゼロであるとか充実した保育環境、自然環境、さらには地域のきずなが残されているということを実感しておるところでございます。私の子供も、サッカーの少年団でお世話になりながら、多くの保護者の皆様に支えられて育ってきたという思いがいたしておりますし、午前中の答弁でも申し上げましたが、子供が通っている学校で、今、おやじの会もやっております、いろんな形でサポートしております。けさも、雨の中ではありますが、散歩をしている中で、通学路に先生方が立って見守っておるんですが、それ以外に地域の皆さんも子供に「おはよう」と声をかけて見守っている。そういう姿を見るにつけて、家庭、学校とか幼稚園、保育園で点で子育てをするだけではなしに、サッカーならサッカー、文化活動なら文化活動、面で支える、地域ぐるみで支えて子育てを進めていく、これが大変重要なことではないかというふうに

考えております。

そのような観点から、今年度から、子供や子育て家庭を県民全体で支えていこうという「未来みやざき子育て県民運動」を展開してまいりたいと考えておるところでございます。宮崎ではだれもが安心して子供を生み、育てることができるような「日本一の子育て・子育て立県」を目指してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。同じ子育て世代の仲間としての知事の思いが、私のような現役の子育て世代の県民にもよく伝わる御答弁であったのではないかと思います。県民総ぐるみで子育て支援、子育て支援に取り組むということですから、ぜひ、知事からはさまざまな機会にそういうお話をさせていただいて、子育て中の県民が感覚的に知事との距離感を近いと感じられる機会をつくっていただきたいと思います。

続けて質問を行いますが、私は、子育て支援の重要なキーワードは「多様化」であると考えております。家庭環境に経済環境、生き方、暮らし方に関する考え方、社会が多様化するのに合わせて、子供を育てる世代の置かれた状況も、またそのニーズも本当に多様化をしています。その多様化するニーズに行政だけで対応することはできません。だからこそ、最善の策ではないけれども次善の策として、ニーズとサービスのつなぎ役となる現金給付という子育て支援の方法を重要視していくというのは——もちろん現物給付の充実とあわせてであります——一定の効果を持つものだというふうに考えています。子ども手当に代表される現金給付の効果はどう考えていらっしゃるか、一般論で結構でございますので、知事の認識を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 子育ての重要性については、先ほど答弁したとおりでありまして、さまざまな施策でこの支援に取り組んでいるところでございます。今御指摘のありました子ども手当に代表されるような現金給付につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減につながるものであり、さまざまな支援策の中でも一つの重要な取り組みである、子供を安心して生み、育てられる社会づくりを推進する上での大切な取り組みの一つであると考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。あわせて、多様化するニーズに応じようという子育て支援策の一つとして、以前から私が関心を持っているものに、ファミリーサポート事業というものがあります。この仕組みは、市町村が設置したセンターの会員同士が有料で一時預かりを行う仕組みですが、残念ながらまだ認知度がそう高くありません。もう少し制度の認知が高まれば、非常に使い勝手のいい仕組みになると期待をしておるところです。県内ではセンターの立ち上がっているところが——間違いがあったら申しわけありませんが——5市2町という状況で、会員数、また利用状況にも大きな差があるようです。市町村に対する引き続きのセンターの立ち上げ支援、また設置の働きかけが重要ではないかと考えますが、福祉保健部長の御見解を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） ファミリーサポートセンター事業でございますけれども、これは、市町村が設置いたしまして、保育施設までの児童の送迎や急用時の一時預かりなどを住民同士で行う相互援助組織でありまして、援助を依頼する会員と援助を行う会員間の連絡調整等を行うものでございます。住民同士の共助の仕組みであるこの事業は、県民参加型の子育て

支援策といたしまして大変有効な取り組みであると認識しております。このため県としましては、これまで、センターの立ち上げにかかる経費や運営経費の一部助成を行い、設置促進の取り組みを行ってきたところであります。今年度は、安心子ども基金を活用しまして、設置を予定している市町村へ支援を行うこととしており、今後とも設置に向けて積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。県は今回の補正予算案の中で、社会全体での子育て応援の機運を醸成することを目的として、「未来みやぎき子育て県民運動推進協議会」の設置を提案されているところです。官民の枠組みを超えた組織になると伺っておりますが、大変期待をしております。ですからこそ、決してかけ声倒れであったり、協議会をつくるだけで終わらず、実効性を上げる運動となりますように、くれぐれもお願いを申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。最後になりますが、総務部長に1問お伺いをしたいと思います。県は、県立芸術劇場のネーミングライツや広報みやぎへの広告掲載など、新しい発想での収入確保策に取り組んでいらっしゃると思います。私は、ネーミングライツ等の取り組みというのは、実際の収入額の問題というよりも、そのような形で県が収入確保策に必死で取り組んでいる、そういう姿勢を示すことで、宮崎県の置かれている厳しい財政状況に対する県民の意識啓発を図ることが最大の役割ではないかと考えています。宮崎県における現状と今後の方向性を御説明いただきたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） ネーミングライツの活用や広告収入の確保につきましては、これ

まで積極的に取り組んできております。平成23年度におきましては、お話にありましたような県立芸術劇場の命名権収入として2,000万円、ホームページのバナーやサンマリスタジアム宮崎、広報みやざき、自動車税納税通知書を活用しました広告収入として644万円の歳入予算を計上しております。県財政が非常に厳しい中、新たな財源確保に努める必要があることはもちろんのこと、このような取り組みを通じまして、御質問にありましたように、県財政についての県民の皆様に関心が高まることも期待できるのではないかと考えるところであります。広告収入の確保等については、今回策定いたしました第3期の財政改革推進計画において、歳入確保の強化策の一つとして位置づけておりますので、今後とも、これまで活用していない広告媒体や施設の活用等について、他県の先進的な事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。もう何年も前になりますが、基礎自治体ではありませんが、この手の取り組みの先進地である横浜市の取り組みを見ている際に、当時、自治体がここまでやるのかという気持ちを持ちながら見たことを覚えております。ただ、その必死さというのはよく伝わってきました。重要なのは、県の必死な取り組みを県民に伝えることかと思っておりますので、ぜひともその観点での取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後に少しお話をさせていただきたいと思っております。本日は初めての本会議でもあり、ふなれな点多々あったかと思っておりますが、知事を初め執行部の皆様には、真摯な姿勢での御答弁をいただいたと思っております。心から感謝を申し上げたいと思っております。

県議会本会議の場がより一層の活性化を果たせますように、県民の届けるべき声をしっかりと提起していくためにも、これからも懸命に臨んでまいりたいというふうに思っております。

最後に、極めて個人的なことになりますが、昨年死去しました祖父、渡辺紀がかつて、この県議会の場でその太い声を張り上げていたであろう、この本会議の場におきまして、四半世紀の時を超えて、私も初めての質問を、議長以下皆様の御配慮の上で無事に済ませることができました。胸に込み上げるものがあります。支えていただきました多くの皆様へ感謝を申し上げながら、若干5分残っておりますして申しわけございませんが、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成23年6月15日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

県議会のあり方に関する検討委員会の設置

◎ 議員発議案第1号追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 質 疑

○外山三博議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党1人会派の前屋敷恵美でございます。

ただいま、県議会のあり方に関する検討委員会の設置について提案がなされました。私は、同検討委員会の設置に反対するものではありません。しかし、提案にありますように、その構成について伺いたいと思います。この検討委員会は、副議長及び議会運営委員会の委員で構成するという提案になっておりますが、委員会の目的が、「県議会の今後のあり方について協議をする」というわけですから、当然、議会を構成するすべての議員もしくは全会派が対象にならないといけないと思うんですけれども、どういう基準、また規定でこの構成が決められたのかお伺いしたいと思います。

○押川修一郎議員 具体的な検討項目は、今後、各会派の意見を聞きながら決めていくことになりましてけれども、委員会を設置するに当たり多くの会派から御意見のあった、議会活性化や議会改革等に関する取り組みは議会運営と密接な関係があることや、効率的な検討を行うという観点から、議会運営全般を所管する議会運営委員会の委員が構成員として適当であるという判断させていただきました。

○前屋敷恵美議員 今後の議会改革の中身はこれから検討されることでありましてけれども、やはり、中身を決めていく点については、先ほど申しましたように、議会を構成する一員としては、当然意見を述べる義務と権利があると思います。少数意見が尊重されるというのが議会制民主主義の基本であると思うんです。そういった意味では、少数意見はどのように諮られるのか、その辺の検討はなされたんでしょうか。

○押川修一郎議員 ただいま前屋敷議員が言われたとおりでありまして、委員会の進め方については今後、検討委員会で決めていくことにいたしますけれども、例えば、委員会は公開となりますので、委員外議員として委員会に出席していただくとか、個別に御意見を伺うような機会を十分とっていきたいということで、広く議員の皆さん方の意見を吸い上げるようなシステムでいきたいということで考えておるところであります。

○前屋敷恵美議員 公開の中で少数意見も尊重していくということでしたけれども、私はやはり基本的には、最初から排除の論理というのは議会制民主主義にもとるやり方じゃないかというふうに思っています。議会制民主主義が全うされる宮崎県議会であってほしいし、そうでな

くてはならないという立場から質疑をいたした
ところではあります。以上です。

○外山三博議長 以上で質疑は終わりました。

討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたしま
す。

本案は原案のとおり可決することに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よっ
て、本案は原案のとおり可決されました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き
続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時41分散会

6月16日（木）

平成 23 年 6 月 16 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|---------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 山之内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。本日、トップバッターをあずかりました、自由民主党、西都の押川修一郎でございます。

ことしの早期水稻の田植えは、大変な水不足でありました。ここ数日の雨があのとき半分でも降ってくればな、そんな思いでつつい空を見上げる今日であります。また、ここ数日、大変な雨が降っておりまして、近くを流れる三財川を見ますと相当の増水でありまして、水害の心配をしつつ、遠くにかすむ霧島新燃岳の土石流の発生も心配をするところであります。

きょうは、足元の悪い中でありましてけれども、地元西都市の皆さん方を初め、たくさんの方が傍聴に来ていただいております。心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、東日本大震災についてであります。

3月11日午後2時46分ごろに発生した東日本大震災は、東日本の太平洋を中心に強い揺れと大津波をもたらし、岩手・宮城・福島県の沿岸地域は壊滅的な影響を受け、その後も余震が続き被害が拡大し、自然災害のすさまじさを物語るものとなりました。警察庁の6月14日現在のまとめで、死亡された方が1万5,429名、行方不

明の方が7,781名、避難者8万3,951名に上っております。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、並びにお見舞いを申し上げたいと思います。

また、被災地は1次産業が盛んであり、地域経済に甚大な影響をもたらしました。農水省の6月12日現在のまとめで、農林水産関係では1兆9,511億円。これは、2004年の新潟県中越地震1,330億円、1995年の阪神・淡路大震災900億円を大きく上回るものであります。

私も、5月31日から6月2日にかけて宮城県山元町と南三陸町の2カ所を、茨城県アクト農場の関さん親子と茨城県荻津議員の4人で、関さんの農場で栽培されている新鮮な野菜、キャベツ、レタス、ミズナ、ミニトマトなどを大型ワゴン車いっぱい積み込み、宮城県へ行きました。地元の案内は関さんの友達にさせていただきました。最初に、県職員が派遣されています山元町を案内させていただきました。宮城県から来ていただきと、大変感謝されて喜んでおられました。また、資材倉庫となっている体育館の隣には仮設住宅があり、早速野菜を配付したら、生野菜を食べられるということで大変喜んでいただきました。あと2カ所、野菜は南三陸町のホテルと避難所に届けさせていただきました。その後、被災現場2カ所に行きましたが、一部原型があったのは学校やコンクリートの家ぐらいで、あとは基礎と瓦れきの山でありました。南三陸町は庁舎も壊滅的でありました。そして今回実感したのは、自然災害の破壊力であります。人、物、産業すべてを奪い去るすさまじいものであります。また、海岸線が本県とほぼ一緒、もし本県で同様の規模の震災が起きたらと思うと、他県のことではないような気がいたしました。そこで知事に、今回の震

災をどのようにとらえられ、災害に強い県づくりにどのように生かしていられるおつもりか、お伺いをいたします。

次に、県庁舎の耐震性と、災害時に的確に対応できる庁舎のあり方についてであります。東日本大震災においては、死者・行方不明者が約2万4,000人という大きな被害となっている中で、住民を2次的被害から守り、復旧に取り組むための拠点施設となる県庁舎や市町村庁舎も、大きな被害を受けていました。例えば福島県庁は、もともと耐震診断で耐震補強が必要とされていたところに、今回、震度5強の地震により庁舎が損傷したため立入禁止とし、隣接する自治会館に移転して災害対策本部の業務に当たっているそうです。このような状況を踏まえ、県の危機管理や災害対策等を担う部局の入る庁舎については、地震発生時にも業務の継続ができるよう、耐震性を強化しておく必要があると考えます。そこで、現在、知事部局所管の庁舎の耐震性能はどういう状況になっているのか。また、本県においても、大震災を想定し、災害対策拠点施設を含めた災害時に的確に対応できる庁舎のあり方について検討する必要があると考えますが、どのように考えておられるか、あわせて総務部長にお伺いをいたします。

次に、水産業施設被害についてであります。今回、宮城県山元町と南三陸町を訪問しましたが、想像を絶するものでありました。水産業が基幹産業であります。漁港なども大変な被害でありました。跡形もないような状況であります。私は、やはりこの地域は水産業の復興こそが地域復興の足がかりになると強く感じたところであります。そこで今回、「がんばれ宮城！水産業による経済復興支援事業」を提案されて

いますけれども、この事業に対する知事の思いをお聞かせください。

以下、質問者席で質問させていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] まず、今回の大震災についての認識であります。今回の東日本大震災は、かつてない大規模な、しかも複合的な被害が生じ、未曾有の大災害となっております。この震災に見舞われた被災地が、過去の経験から、行政や住民の地震や津波に対する防災の備えでありますとか防災意識が比較的高い地域であったということを考えて、自然災害への対策の難しさを改めて認識いたしますとともに、知事として責任の重さを痛感しております。

このような災害において最も優先されるべき課題というのは、命を守ることです。ソフト、ハードそれぞれ対策があるわけでありまして。今回の震災からの教訓はいろいろあるわけですが、例えば釜石市におきまして、ギネスブックにも載ったような1,200億もかけた防潮堤——波の到来を6分ほどおくらせることができた、また波の高さを減らすことができたということですが、それでもすべての命を守り切ることはできなかったわけでありまして。ハードだけで守ることはできない、ソフトの重要性ということもございまして。津波に対して「津波てんでんこ」——とるものもとりにあえず高台に逃げよという教えもあるようでありまして、いかに早く安全な場所へ避難するかということも、今回の教訓であったかと考えております。県民一人一人が平常時から災害に対する十分な備えをし、自然災害に対する正しい知識を持つて的確な判断と行動ができるようにすること、これが大変重要なことであるというふうに考え

ております。今回の大震災から学び取ることのできるさまざまな教訓というものを社会の隅々に行き届かせること、そしてそれを20年、30年ではなしに200年、300年、何百年というオーダーで伝えていくこと、これが大変重要であると考えております。

ちょっとわき道にそれるかもしれませんが、けさ散歩をしておりましたら、蛇が道を横切っておりますして、蛇が大変苦手で肝を冷やしたんですが……。蛇に対する恐怖というものは、根源的なものとして遺伝子に刻み込まれているんじゃないかと考えられるんですが、それと同じような意味で、社会に、地震とか津波、さまざまな災害に対する恐怖感、どうしたらいいのかというのをしみ込ませる、そういう作業が必要ではないかということを考えておるところでございます。県といたしましては、県民の皆様への周知徹底、また防災計画、減災計画の見直しなど、市町村、また関係団体、県民の皆様との連携を図りながら、防災対策に最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、「がんばれ宮城！水産業による経済復興支援事業」についてであります。今回の大震災により、全国有数の水産都市であります宮城県気仙沼市も壊滅的な被害をこうむっております。気仙沼は、日本一を誇る本県の近海カツオ一本釣り漁業の主要な水揚げ港になっております。気仙沼で水揚げされるカツオの4割を本県の船が水揚げしておるということでございます。三陸沖で操業する約6カ月もの間、船員の生活の基盤となる地でもあることから、本県関係者は「第二のふるさと」として慕い、古くから非常に強いつながりを持ってきたところであります。

このような気仙沼が被害に遭うに当たりまし

て、当初は、場合によっては住居を提供する、仕事も提供するというので、「宮崎のほうに集団で移転をしませんか」という投げかけもしたところではありますが、現地の関係者は、「現場に踏みとどまりたい。特に地域の再生・復興の足がかりとして、宮崎県の船によるカツオの水揚げをお願いしたい。それを受けることによって、自分たちも励みになり、元気になり、復興に向けての力になるんだ」という話を受けたところでございます。この思いを受けとめまして、本県の漁業関係者も、カツオの水揚げに必要な給油、えさの供給などの機能の回復に向けまして、何度となく現地に足を運び調整を行うなど、現地とともに取り組みたいという気持ちを強く持っているところでございます。県といたしましては、被災地復興の起爆剤となることを期待して、これらの取り組みへの支援を行うところでございます。この支援は、これまで気仙沼市を初め全国の人々から受けた、口蹄疫や、さまざまな災害への復興支援に対する恩返し——今、「みやざき感謝プロジェクト」ということで取り組んでおりますが、その一つの重要な柱になるものと考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、知事部局所管の庁舎の耐震性能についてであります。平成7年の阪神・淡路大震災による建物被害を受けまして、全庁舎の調査を行い、特に耐震診断を行いました40棟のうち耐震補強が必要と判断された23棟につきましては、すべて補強工事を終えており、建築基準法に基づく耐震性能は確保されているところであります。

次に、災害時に的確に対応できる庁舎のあり

方についてであります。災害時に災害対策本部が設置される1号館は、既に耐震補強工事を行っておりますが、一方で老朽化が進んでおりますことから、震度6程度の地震に対して、建物が倒壊することはないものの、ひび割れ等によりまして、業務での使用が困難となる事態も懸念されるところであります。加えまして、本庁の庁舎につきましては、狭隘化、分散化により、災害予防・応急対策や復旧・復興対策を所管する部局間の連携が図りにくいという問題なども抱えております。このような状況を考慮しますと、今後発生が予想されます日向灘地震や東南海・南海地震を想定した場合、災害対策、復興対策等を担う部局間の連携をさらに強化し、県の総力を挙げて取り組めるよう、今以上に耐震性のある施設の整備が必要であると考えておりますので、今後、新たな災害対策拠点施設整備を含めた本庁舎のあり方について検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○押川修一郎議員 それぞれ御答弁、ありがとうございました。

実は知事、現地でこんな話を伺いました。あるデパート、従業員300名ぐらいの規模のところでありますけれども、そこで、社長命令で「帰宅はしてはいけない」ということを出されたそうです。なぜそういうことをされたかということ、デパートでありますから高いところがある、食料がある。そして何より、津波でありますから、これはもう大変なことだということ、**「とにかくそういう指示命令の中で難を逃れて本当によかった」という声があったことを、その案内の方から伺ったところあります。先ほど知事の答弁にもありましたとおり、命を守ること、安全な場所への避難、判断と行**

動力、まさしくそのとおりで私も思ったところでありまして、先ほどありましたとおり、今後、部局横断は当然でありますけれども、市町村あたりとも十分そこらあたりの防災対策をしっかりと取り組んでいただければありがたいな、そのように思ったところであります。

それから、「がんばれ宮城！水産業による経済復興支援事業」でありますけれども、これも先ほど壇上で少し言いましたが、山元町や南三陸町の港は本当に悲惨なものだったというふうに見てきました。跡形もないような状況であります。そういう中で、東北地方でも拠点港の一つに数えられるだろう気仙沼港の復興の足がかりとなる支援を実施していただくことは、本県並びに被災地の皆様方に元気ややる気が出てくる。そして、今回のこの事業というのは、知事においては本当に英断をされたのではないかな、そのように思いますし、ここが復興のシンボルになればいいなと思ったところであります。

それから、総務部長からお答えいただきました、知事部局所管の庁舎の耐震性でありますけれども、実は南三陸町の佐藤町長ともお会いをいたしました。見るも、庁舎はありません。防災センターも壊れているような状況の中で、25歳の女子職員の方が最後まで避難を呼びかけられたということで、本当に心を痛めていらっしゃいました。そのトップとして、そういうことがあってはならないし、こういう災害を避けるためには、こういったしっかりした施設の中でやっていかなくちゃいけないということ、私も思いましたし、先ほど総務部長からもありました。知事には通告しておりませんでしたけれども、そういった思いの中で検討あたりをされるかどうか、もし考え方があればお聞かせ願

えればありがたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要なことだと思っておりますので、命を守るためにそれぞれの機能をどういうふう果たすかということで、今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いをしておきます。

それでは、平成23年度肉付け予算についてであります。

今回の補正予算、肉付け予算の基本的な考え方について伺います。平成23年度予算編成に向けては、我が自由民主党からも、昨年9月に「県政に対する提言」として要望書を提出し——知事は、当時、副知事でありましたが——県当局に対してその実現を求めてきたところがあります。そこで、みずからの政策提案を具現化した事業として、どのようなものを重点事業として考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の補正予算は、当初の骨格予算を肉付けするもの、肉付け予算として提案をさせていただいております。政策提案に沿って主な事業を申し上げますと、まず、「口蹄疫からの再生・復興」という課題については、これは急ぐんだということで、多くのものを当初の骨格予算の中で盛り込んだところがございますが、その骨格のものに加え、口蹄疫などにより深刻な影響を受けております本県観光の振興策としての誘客強化の事業や、県民生活に身近で経済波及効果の大きい公共事業、特に県単事業などへの配分ということを考えておるところでございます。「産業・雇用づくり」につきましては、大学や企業等と連携した地域医療などの研究拠点づくり——こ

れは県北のメディカルバレー構想であります——や、新たに「オールみやぎき営業チーム」を設置いたしまして、企業等と連携して取り組むプロモーション活動。「人財づくり」につきましては、社会全体で子育て・子育て応援をする機運づくりを進める県民運動「未来みやぎき子育て県民運動」の展開でありますとか、児童生徒の「活用する力」を高めるための取り組みなどを盛り込んでおります。さらに、「くらしづくり」につきましては、医師確保を初めとする地域医療提供体制の整備でありますとか、東日本大震災を踏まえた地震減災計画の策定事業などであります。

○押川修一郎議員 ぜひ知事、そういう思いの中でこの事業に邁進をしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、知事選においては、県内JAグループを初めとする経済関係10団体など多くの県民から圧倒的に支持され、県政のさまざまな課題について提案や要望を受けておられると思っております。そこで、肉付け予算の中で、経済関係10団体など県民のニーズに対し、どのような点に配慮されているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、基本姿勢といたしまして、「県民本位の対話と協働の県政」というものを掲げておるところでございます。就任以来、県内各地におきまして、「知事とのふれあいフォーラム」などさまざまな県民の皆様のご意見を聞く機会をふやしたり、経済関係団体との意見交換を行うなど、これまで以上に対話を心がけているところがございます。その中で県民ニーズを踏まえて、肉付け予算におきましては、今申し上げましたような重点的な項目を盛り込んだところがございます。重なる部分も

ございますが、県単公共事業の追加的措置でありますとか、国内外からの誘客対策の強化——特に大震災以降、海外からのお客さんも減っているところがございます。そういう強化などの口蹄疫・経済復興対策というものを盛り込んでおります。それから、県民にとって切実な問題である地域医療の確保——そのための医師確保のための地域医療提供体制の充実。さらには、水産業の復興や農産物の提供など、被災地を支援していく事業というものを盛り込んでおるところでございます。県民の皆様の暮らしを守る、それから経済を活性化させる、立ち直らせる、そのためにさまざまな事業というものを考案し盛り込んだところでもあります。

○押川修一郎議員 実は先日、県トラック協会の総会と懇談会がありました。普通、知事などの来賓の方は、あいさつをされるとすぐに退席されるのが今までの慣例といいますか通例であったような気がいたしますけれども、お話にもありましたとおり、河野知事は最後まで多くの人と対話をされる時間を過ごしながら、有言実行されているなというふうに私も感心したところでもあります。そして、参加者の方々もびっくりしていらっしやいましたし、そういうことをすることによって、県民との対話を重視される知事の思いというものがそういう方々に伝わるし、そのことが今後の県の政策なりに生かされると思いますから、今後もぜひそのような姿勢でやっていただければありがたいと思います。

次に、県単公共事業であります。今回の予算案を見ますと、我々が主張してまいりました県単公共事業が、口蹄疫・経済復興対策及び新燃岳活動火山対策として約22億円が措置されております。これは公共予算全体として前年度

比107.5%、県単公共予算では対前年度比124.1%というもので、口蹄疫などにより疲弊する県内経済状況から、ぜひとも配慮していただきかけた予算措置であり、私もこれまで何度か取り上げてきましたので、大変感謝をしています。

そこで、今回、口蹄疫復興対策として実施する県単公共事業については、実施箇所などの地域枠の設定があるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の口蹄疫・経済復興対策につきましては、口蹄疫により甚大な影響を受けた県内の経済全般の回復を図るという観点から、県下全域において公共事業を行いたいというふうに考えておりました、特に地域枠等は設けていないところであります。

○押川修一郎議員 わかりました。

実は2009年、民主党の衆議院選のキャッチフレーズが「コンクリートから人へ」でした。しかし、それはインフラ整備がほぼ終わったところの話であって、宮崎のようなおこなっている地方は、コンクリートもまだまだ必要だというふうに思います。今回の政治家・河野知事の英断に、私は感謝しておりますし、このことが県内の経済復興につながればいいなというふうに期待をしております。

次に、第3期財政改革推進計画であります。長引く景気低迷により本県の税収が伸び悩む中、社会保障関係費や公債費などが増加の一途をたどり、収支の改善が図られない状況が続いております。大変な予算編成を余儀なくされているということは十分承知をしているところであります。加えて、昨年度からの口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、これに伴う対策の実施といった特殊要因も生じており

ますので、今後、さらなる財政健全化に向けた取り組みは確かに必要だと理解をすることであります。そこで、今回の第3期財政改革推進計画のポイントはどのような点になるのか、4年間の収支改善の目標額であります約1,000億円の達成は可能なのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 財政改革につきましては、平成19年度から第2期の財政改革推進計画に取り組んできたところでありますが、今後とも社会保障関係費が毎年度数十億円単位で増加していくことが見込まれるなど、引き続き本県財政は厳しい状況にあります。数年のうちには財政調整のための2基金が枯渇して予算編成が困難となるおそれがあることから、今回、新たに第3期の財政改革推進計画を策定したところであります。ポイントとしましては、第2期計画の成果等を踏まえ、総人件費の抑制、投資的経費の縮減・重点化、ゼロベースからの徹底した事務事業の見直し、広告収入の拡大など積極的な歳入確保策の実施など、引き続き、歳入歳出の両面からの徹底した見直しによる持続可能な財政運営の確立に向けた取り組みを、着実に進めていくこととしております。これまでの取り組みに加え、さらなる見直しを行うということでもありますので、大変だというふうには思っておりますが、最低限クリアしなければならない目標と位置づけ、職員の意識改革を図りながら、県庁総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 第3期の財政改革推進計画については、昨年度、私が委員長をさせていただいた総務政策常任委員会においても、素案の段階から説明をいただきました。厳しい財政状況の中、このまま推進すると、平成25年度には

予算編成のできない状況に至るとのことでもありますので、そうならないようにしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。我々議会も一生懸命頑張っていきたいと、そのように思ったところであります。

次に、特定疾病フリーについてであります。

特定疾病フリー地域支援事業については、口蹄疫発生に伴い無家畜地帯となった西都・児湯地域において進められようとしているものであります。「特定疾病の無い家畜の導入等に対する支援措置を引き続き講じるとともに、必要な抗体検査等を実施し、特定疾病の無いモデル地域として再生・復興を図る」とありますが、特定疾病フリー地域支援事業の内容について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） この事業につきましては、口蹄疫の発生によりほとんど家畜のいなくなった西都・児湯地域の再生に当たり、豚ではオーエスキー病とPRRS、牛ではBLを対象として、生産性の低下につながる特定疾病のない畜産地帯をつくらうとするものでございます。具体的には、豚につきましては、清浄地域から繁殖豚を導入する場合に、通常よりも価格が高いことから、経費の一部を助成することとしております。一方、肉用牛につきましては、競りに出荷される前の子牛を検査し、陽性の場合に、その牛を肥育仕向けに転用する際に生じる差損の一部を助成することとしております。

○押川修一郎議員 事業は理解をいたします。しかし、地元の家畜を処分しなかった農家の皆さん方は、「陽性子牛の価格補償が明確でない」「陽性頭数の多少にかかわらず、陰性の子牛までが風評被害による価格の下落の懸念がある」など、今後十分な議論をしていただきたい

ということでありますので、今の事業については、また常任委員会でも議論させていただきたいというふうに思います。

そのことを受けて、西都市の家畜を処分しなかった農家の方から、「牛においては、市場に出荷する子牛検査ではなく母牛を検査すべき」「児湯地域だけでなく県内全体で実施すべきだ」といった声がありますが、県として、このような声を受けて今後どのように進めていこうと考えておられるのか、同じく部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 牛における取り組みにつきましては、これまで地域での説明会や関係者との打ち合わせの中で、関係団体はもとより畜産農家から、検査のあり方や陽性となった牛の対処方法等についてさまざまな御意見をいただいているところでございます。県といたしましては、全国的に増加傾向にあるBLの発症リスクを低減することは、生産性の向上に寄与するとともに、県産子牛の市場価値の向上につながるものと考えております。したがって、引き続き、生産者やJA等の関係団体とも十分協議を行い、より効果的な方法について検討してまいりたいと存じます。

○押川修一郎議員 そういうことで、生産農家の皆さん方の心配もたくさんありますので、今後、今言われましたとおり、生産者、JA、関係団体と十分議論していただいて、スタートはそろえてほしいというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思っております。

次に、防疫に必要な資材の備蓄状況についてお伺いをいたします。昨年の口蹄疫発生において、消毒液など防疫に必要な資材が不足しているとの話をよく聞きました。そこで、万一、口蹄疫が発生した場合、初動防疫に必要な資材の

備蓄は十分確保されているのか、同じく部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 口蹄疫が発生した場合は、殺処分、埋却、消毒作業などの各工程におきまして、防護服や薬剤などの消耗資材を初め、殺処分機材や動力噴霧機など多種多様なものが必要となります。現在、これらの防疫資材は、宮崎、都城、延岡の3つの家畜保健衛生所に分散して備蓄しており、万一、口蹄疫が発生した場合でも、肥育牛2,000頭規模の防疫措置は可能であり、さらに、口蹄疫の発生が拡大する場合に備えて、調達先のリストアップを行っているところでございます。今後とも、円滑な防疫措置が行えるよう、万全の体制を整えてまいりたいと思っております。

○押川修一郎議員 備蓄、そして殺処分、埋却というのが一番の対策だろうと思っておりますから、そういう方向で十分お願いをしておきたいと思っております。

次に、経営再開状況についてお伺いします。口蹄疫で殺処分された農家の経営再開状況は、4月20日現在で戸数が50%、頭数で32%と、なかなか再開が進んでおらない状況であります。最近の経営再開状況はどのようになっているのか。また、再開していない理由はどのようなものがあるのか、同じく部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 経営再開状況につきましては、今後の見込みも含めたアンケート調査を5月末時点で実施しており、既に経営を再開したのは、農家ベースで54%、頭数ベースで40%となっております。また、詳細については現在分析中ではありますが、「再開を予定している」または「状況を見きわめている」という農家が20%程度、経営中止を検討してい

る農家が20%を超える状況となっております。現時点で再開していない主な理由といたしましては、韓国や台湾等での口蹄疫の相次ぐ発生などによる再発への懸念、飼料価格の高騰や枝肉価格の低迷、高齢や健康上の不安や後継者がいないこと、また、耕種への転換などとなっております。県といたしましては、調査結果を迅速に分析し、できるだけ多くの方が再開できるよう、その支援のあり方などを検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。

これからは、特に畜産と耕種のバランスのとれた地域づくりが大変重要になってくるのではないかなというふうに考えております。そこで、畜産と耕種のバランスのとれた地域づくりに向けた現在の取り組み状況と、畜産農家の経営再開に対する支援について、今後県としてどのように取り組んでいく考えなのか、牧元副知事にお伺いいたします。

○副知事（牧元幸司君） 昨年の口蹄疫につきましては、県内の経済全体に非常に大きな影響を及ぼしたわけでございます。このような中で、畜産に大きく依存した産業構造の問題点というものが明らかになったわけございまして、これを契機にして、多様な軸を持った強固な産業構造を築いていくということの重要性が再認識されたわけでございます。そのようなことから、口蹄疫からの再生・復興を進めるに当たりましては、畜産の生産性向上や6次産業化、畜産から耕種への転換、農商工連携などによる産地構造・産業構造の転換を進める必要があると考えているところでございまして、例えば、国、県合わせて約10億円の補助を受けて設置されるJA経済連の冷凍野菜加工施設を核といたしまして、付加価値の高い土地利用型農業

の推進などに取り組んでいるところでございます。県といたしましては、今後とも、畜産農家の経営再開への課題などを分析するとともに、農家の意向というものを十分把握しながら、御指摘ございましたような、畜産と耕種のバランスのとれた地域づくり、地域経済の安定化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○押川修一郎議員 畜産から耕種への転換や畜産の6次産業化、農商工連携による産地構造・産業構造の転換を進めていくということでありまして、牧元副知事、国から9億円もの助成金を今回、宮崎のほうに持ってきていただいたのではないかなというふうに思いますので、今後も国から十分な支援を引き出していただきますように要望しておきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、緊急観光誘致促進事業であります。

口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火等により厳しい状況が続いている本県観光ですが、この事業により、韓国、台湾など海外に対するイメージ回復のため、どのようにPRに取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 昨年来の口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火で影響を受けております本県観光が十分に回復に至っていない中で、3月に発生しました東日本大震災の影響により、全国的に自粛ムード、観光需要の低迷が広がり、さらに厳しい状況に陥るのではないかと強く懸念されますことから、この事業は、緊急に国内外からの誘客増に向け取り組むこととして、今議会にお願いさせていただいているものでございます。

取り組む内容には、国内対策と海外対策がありますが、お尋ねのあった海外対策につきまし

では、現在、原子力発電所事故により、海外観光客の日本への渡航が激減している状況にありますことから、定期便が就航し、本県への観光客が多い韓国、台湾を重点に置き、現地の旅行会社等を訪問し、「宮崎の観光は安全である」とのメッセージを強く発信するとともに、現地旅行会社が行う本県への旅行商品造成や、マスメディア等を活用した広告作成の促進を図ることなどによりまして、イメージの回復、誘客の回復を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 確かに、海外の誘客に対して、特にPRの中で神楽などの人気が高いという話を聞いたところであります。緒嶋議員の地元であります高千穂神楽も物すごくいいわけですが、実は私の地元、銀鏡神楽もいいわけでありまして、こういったものを活用してほしいと思っております。実は今月の6月25日、土曜日でありますけれども、国立劇場で銀鏡神楽が奉納されるということでありまして、これは国立劇場から招待があったということでありまして、銀鏡神楽——冬の静まりかえった山間に神楽太鼓が一昼夜響き渡るとき、人々は神に神楽をささげています。宮崎県のほぼ中央に位置する西都市銀鏡の地に、自然を敬い、とうとび、感謝する人々の神への祈りが込められた銀鏡神楽が脈々と受け継がれています。毎年12月に行われる銀鏡神楽の祭礼において、13日の星の舞神楽に始まり、14日から15日に一晩かけて奉納される全33番であります。神楽は、狩猟や焼き畑など山の民などの神楽でありまして、今回は22番までということでありまして、ぜひ、こういったすばらしい地元にある郷土芸能、地元の行事を活用していただいて誘客対策にも取り組んでいただきますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業の進捗状況について、同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業につきましては、その運用益3億7,900万円を活用し、昨年度からこれまでに、16市町村に対してプレミアムつき商品券の発行支援を、5市町に対しまして地域活性化イベント支援を実施しており、合わせて約2億円の交付決定を行っております。今後とも、事業を活用していない市町村を中心に助成していくこととしておりますが、県内経済の早期浮揚を図るという観点から、各市町村や関係団体に対しまして、事業のできる限りの前倒し実施について働きかけているところでございます。

○押川修一郎議員 26市町村中21市町村ということでありまして、プレミアムあるいはイベントの支援ということで、自治体のほうでも大変喜んでいらっしゃるようであります。私の方からもお礼を申し上げておきたいと思っております。

それから、宮崎—西都サイクリングロード活用についてであります。私は先日、久しぶりに宮崎シーガイア—西都原までの約25キロのサイクリングロードを走ってみました。松林を抜けると一ツ瀬川河口付近で海岸線が間近に迫り、潮風を受けながら上流に向かうと妻線跡のサイクリングロードに合流し、菌元バイパス付近は非常に走りやすく、ファミリー向けであります。残念だったのは、一部区間は雑草に覆われ、また案内板も古く、約2時間のサイクリング中、出会った人は10人ぐらいでありました。そこで、一ツ瀬川河口から妻線跡までの間、特に雑草が多く、子供などは自転車の通行に支障があるのではと思ひまして、草刈りや利用者が

走りたくなるような案内板の設置はできないか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 宮崎から西都間のサイクリングロードであります。今、議員から御指摘がありましたように、私も、必ずしもその維持管理は十分でないと考えております。この維持管理につきましては、5月から11月にかけて年2～3回の草刈りを行うとともに、定期的に自転車による巡回パトロールを実施するなど、可能な限りの利用者目線の維持管理に努めているところでございます。このサイクリングロードについては、議員のお話にもありましたように、県民の貴重なレクリエーション資源であると認識しておりますが、完成から約20年経過をしており、施設の老朽化が進んでいるところでございます。今後は、議員の御提案にありましたように、案内板設置も含め施設の充実や更新につきまして、関係する市や観光部局などとも連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 例えば案内板でありますけれども、その土地の歴史や文化、あるいはその地域で生産をされておる野菜や果物などの紹介等があれば、走られる方々もまた違った意味での楽しみ方もあるのではないだろうかと思えます。また、このサイクリングロードは県の財産だと思いますから、ぜひこれを活用していただきたいし、整備に取り組んでいただきたいと思えます。

それから、サイクリングを活用した観光誘客ということで、現在、宮崎シーガイア、使用料有料で約150台、西都原、使用料無料で約30台の自転車が設置されております。年々稼働率が高まり、西都原は21年度利用者が1,271台、22年度が2,579台の前年対比200%だそうであります。

宮崎市内の中心市街地では、リサイクル自転車、有料によるレンタルも行われているようで、自転車利用者が多くなっているようであります。また、来年3月には大阪で国内最大規模5,000人のサイクリング大会が予定され、大阪マラソンと肩を並べるイベントに育てていこうとのことでもあります。そこで、トライアスロンに参加されるなど自転車に親しんでおられる知事に、サイクリングのイベントや大会を活用した観光誘客に本県も取り組む考えはないか、お聞きをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 最近、環境や健康問題に対する意識の高まりということで、自転車が大変なブームということでもあります。通勤に使う「通勤ニスト」という言葉も生まれたようでもあります。サイクリングのイベント、大会が全国各地で開催されております。こういったイベントなどでは、経済効果、PR効果がさまざま期待できるところでありますが、一方では、受け入れ体制の問題でありますとか、特にコース設定に伴う交通規制が大変重要になってまいります。私も以前、「ツール・ド・しまなみ」という、しまなみ海道を走るイベントですとか、埼玉県におりましたときは「ツール・ド・秩父」というのに参加したことがあるんですが、「ツール・ド・秩父」などは、山梨からトンネルが開通したことによって通過交通量が多くなる、安全が確保できないということで、残念ながら中止になった経緯があります。どういうコース設定をするか、どういう交通規制があり得るのか、それが大変重要なポイントになってくるところでございます。

本県におきましては、この3月に、全国から1,500名の参加を得て、「宮崎アースライド」というイベントが予定されておったところす

が、残念ながら、新燃岳の噴火による降灰の影響で延期となったところでもあります。それ以外に、自転車愛好家によるセンチュリーライド、100マイル(160キロ)を走るという取り組みが行われているようではありますが、大分には「ツール・ド・国東」、鹿児島には「ツール・ド・おおすみ」というようなイベントもありますので、本県におきまして、どういうコース設定をとって、どういう交通規制なり安全が確保されるか、そういうところがポイントだと思っております。台湾線が開通したときに、台湾も大変自転車愛好家が多いということで、「ぜひ宮崎を走ってもらえませんか」という提案をして、何人かグループに来ていただいて、日南あたりを走ってもらったことがあるんですが、標示の問題、それからコースの安全性の問題というものを、いろいろ指摘いただいたところでもあります。そういうさまざまな課題というものを検討し、自転車愛好家などいろいろな相談をしながら、観光振興にどのように活用できるか、今後検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。今、知事からありました、御出身の広島県のほうでは、瀬戸内海のしまなみ海道、こういったものもありますし、今ちょうど、NHKのBSでありますけれども、心の旅ということで、火野正平さんも自転車をこぎながら、あるいは電車に乗りながら、手紙をいただいた方々のところに訪ねていく、そういった活動をされています。今まさしく、エコあるいは健康のためにもいいのではないかなというふうに思っております。知事、そういうことで、いろんな問題点はあるかと思っておりますけれども、今後前向きに、本県でサイクリングを使ったイベントができるように、お願いを申し上げておきたいと思いま

す。

要望にしますけれども、近年、運動不足や不規則な食生活が原因で生活習慣病の人がふえております。生活習慣病を予防して健康な生活を送るために、運動は欠かせないものです。サイクリングは、身近で気軽な有酸素運動であることに加え、二酸化炭素の排出がなく、環境に優しい自転車を利用することが注目されています。そこで、健康増進や生涯スポーツ振興の観点から、サイクリング人口の増加につながるような施策の検討をお願いしておきたいと思えます。

最後になりますけれども、浄化槽について質問させていただきます。

先日訪問した宮城県山元町では、下水道施設や浄化槽が被害を受け、各避難所ではリースで設置したくみ取り式のトイレで大変御苦労されているようでした。私たちは毎日、多くの水を使用しています。浄化槽は、微生物の働きにより汚水を浄化し、きれいな水にして、私たちの大切な川や海へと流してくれます。下水道とともに、浄化槽は自然環境や生活環境を守るために大変重要なものであることを改めて認識したところでもあります。そこで、県内の浄化槽設置数と浄化槽管理者の3つの義務について、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長(加藤裕彦君) まず、浄化槽の設置基数についてですが、県内の浄化槽は、平成21年度末で単独処理浄化槽約9万5,000基、合併処理浄化槽約5万7,000基、合計15万2,000基となっております。

次に、浄化槽管理者の3つの義務についてあります。浄化槽法において、1つ目が保守点検、2つ目が清掃、そして3つ目が水質に関する年1回の法定検査、この3つが義務づけられ

ております。このうち保守点検は、主にポンプ・モーターの点検や消毒剤の補充などを行うもので、また清掃は、主に浄化槽内の不要な汚泥の除去や機械類の洗浄などを行うものであります。法定検査は、保守点検と清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が十分発揮されているかどうかを確認するもので、浄化槽管理者が都道府県知事の指定する検査機関に依頼し実施することとなっております。

○押川修一郎議員 次に、ここ数年の浄化槽法11条検査の検査率の状況と、検査率を上げるための取り組みについて、同じく部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 11条検査でございます。法定検査と言っておりますけれども、法定検査につきましては、法律上の義務であることが十分に浸透していない等の理由から、全国的に受検率が低く、平成21年度で28.7%となっております。本県におきましても、平成20年度は13.1%、21年度は14.2%と低い状況にあります。このため昨年度は、21年度に実施した浄化槽の実態調査をもとに、法定検査を受けていない方々に対し、文書や電話により制度について説明するとともに、受検していただくよう啓発を行ったところであります。これにより受検率は大幅に向上し、22年度は約24%となる見込みであります。

○押川修一郎議員 最後になりますけれども、検査率を上げるために、緊急雇用創出事業で浄化槽設置者宅を訪問し法定検査のお願いをされているとのことでしたし、「浄化槽の知識のない方が行かれても、逆に質問があると答え切れない」という批判も聞いておるところであります。また、ある日突然、浄化槽の法定検査についての案内が届き、「今さら何だろう」と不満

の声も聞いておるところであります。実はこの案内でありますけれども、「浄化槽の法定検査について、皆様方には日ごろから、地域の環境保全に御配慮いただくとともに、毎年法定検査を受けていただいていますことを厚くお礼申し上げます」というようなことで、今まで受けていない方々にこういったものが発送されています。そういう中で、先ほども答弁でありましたけれども、県内約15万2,000基のうち24%、3万6,480基が検査され、76%の11万5,520基が残ることになるわけであります。この法定検査は一過性じゃなく、検査率を上げる継続的なものですし、検査率100%にすることこそが法定検査の意味があるというふうに思います。そこで、保守点検業者の方々には事業内容も理解しておられますし、設置されている場所もわかっていらっしゃるわけでありますから、法定検査の業務の一部を委託できるようなルールの見直しなどを検討していただければというふうに考えますけれども、同じく環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 法定検査の実施につきましては、指定検査機関である財団法人宮崎県環境科学協会において、検査員の増員や検査機器の導入等により検査体制の充実強化が図られております。また、地域の実情に詳しい保守点検業者等の協力を得るなど、円滑かつ効率的な検査の実施にも努められているところでございます。県としましては、宮崎県環境科学協会に対し、今後とも検査体制の整備について指導するとともに、県、市町村、関係団体の連携・協力を進め、検査率の向上に向け検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 今後、関係機関や保守点検業者の皆さん方とも検討していただいて、検査

率を上げるような努力をしていただくという
ことであります。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問のすべてを
終わります。ありがとうございました。(拍
手)

○外山三博議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 横田照夫で
ございます。おかげさまで、またこの場所に立
つことができました。感謝の気持ちの中で、今
から一般質問をさせていただきます。

今回の東日本大震災では、自然の驚異的な破
壊力の前に、人間の力がいかにむなしいものか
をつくづく感じさせられました。お亡くなりにな
られました皆様、また被災された皆様方に、
心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

今回の震災では、10万人を超える自衛隊員が
被災地に派遣され、救助活動や捜索活動、復旧
活動、そして生活支援活動などに献身的な活動
をしてくださいました。それも自分たちはテントで
野営をしながら、さらに缶詰などの非常食を食
べながらの活動です。本当に頭が下がります。
流された自分の家の周辺の捜索活動を見守って
いた女性が、自分の子供のランドセルを見つ
てくれた自衛隊員に涙を流してお礼を言
っていたそうです。どれだけ多くの被災者が、また
どれだけ多くの国民が、自衛隊の活動を心強く
思っていたことでしょうか。私たちは、そうい
う自衛隊員が自信と誇りを持って任務に精励
できるような環境をつくってやるために、精
いっぱい頑張らなければいけない、そのように思
った次第です。

今回、すべてが瓦れきと化し、何にもな
なくなってしまった被災地の様子を見て、津波の恐
ろしさを改めて思い知らされました。巨大防波

堤も破壊され、家も車もおもちゃのように流
されました。身内や仲間、自分の家などが目の前
で流される光景をどんな思いで見られたので
しょうか。平野に建てられたビニールハウスが
津波にどんどん飲み込まれていく映像は、一番
衝撃的でした。宮崎県の中央部には入り江はあ
りませんが、決して安心はできないと考えさせ
られました。さらに、津波の恐ろしさとあわせ
て、原子力発電の怖さもつくづく感じてしま
いました。避難させられた福島の人たちは、一
体いつ帰れるのでしょうか。とはいっても、九
州の電力は40%を原発に頼っているというこ
とですし、宮崎県の電力自給率は60%くらい
しかないです。つまり、宮崎県も原発でつく
られた電気をかなり使っているということだ
とします。そこで、河野知事にお尋ねしますが、
原発の長所や短所なども含めて、知事の原
発に対する認識をお聞かせください。

後の質問は質問者席からさせていただきます。
よろしくお願いたします。(拍手)〔降
壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいた
します。

原子力発電に対する認識についてであり
ます。原子力発電につきましても、これまで
災害時などにおける安全性が確保されてい
ることを前提に、経済性や電力供給の安定
性の面から、あるいは地球温暖化対策とし
て有効な発電方式であるというふうに言
われてまいりました。しかし、今回の福
島第一原子力発電所の事故におきましても
、東日本大震災のような大規模災害が発
生した場合に、これまでの基準や考え方
によっては安全性は必ずしも確保され
ないということ、さらには、一たびこ
ういう事故が起これば、なかなか制
御しがたいエネルギーで

あるということ、さらには、その周辺に及ぼす影響、国のみならず海外に向けてさまざまな影響を及ぼすということが明らかになったところでありまして、原子力発電のあり方について、改めて徹底的に見直しを行う必要があるのではないかと認識しておるところでございます。その一方で、今、御指摘のありましたように、我が国の電源構成を見ますと、原子力が3割を占めている、九州管内におきましては4割を占めていて、基幹的な役割を担っているということも事実であります。本県におきましては、太陽光発電を積極的に推進するという一方で、ソーラーフロンティア構想を掲げて取り組んでおるところでございますが、太陽光を初め、こうした再生可能エネルギーについては、その安定性の問題、技術の問題、それからコストの問題、さまざまな課題があるということをしっかり認識する必要があるかと考えております。例えば、原子力をやめて、こういう再生可能エネルギーを使うという場合に、どのようなコスト負担が生じるのか、また国民生活にどのような影響が及ぶのか、経済活動にどのような影響が及ぶのか、しっかりその辺を見きわめる必要があるかと考えておるところでございます。また、原子力発電には、一つの産業として、雇用の場であるという面もあります。さまざまな要素があるところがございます。ただ、大事なことは、やはり国民の安全をいかに守るかということでありまして、その観点を中心に、基軸に据えながら、エネルギー政策、原子力政策を今後どうしていくのかということ、国の責任において決定される事項であると考えておりますので、今申し上げましたようなさまざまな事柄を整理した上で、国としての方向性というものを示していただく、場合によっては選択肢を示し

ていただく、それによって国民的な議論を行うことによりまして、今後の原子力発電所のあり方というものを考えていく必要があるかと考えておるところであります。以上であります。

〔降壇〕

○横田照夫議員 ありがとうございます。これまで原発は、発電時に二酸化炭素などを出さないから環境に優しいとか、発電時のコストが安いとかいううたい文句で推進されてきました。でも、本当にそうなんですか。原発は膨大な量の冷却水を必要とします。我が国には大きな湖沼とか河川がないために、すべての原発が海岸沿いに立地しています。例えば川内原発では、すぐ隣を流れている川内川の流量と同じぐらいの海水が冷却水として使われています。取水口の水温と排水口の水温は7度Cも違うそうです。この川内川と同じぐらいの流量の7度Cも高くなった温排水が海水中の生物の生態に大きく影響することは明白ですし、海水中に含有される二酸化炭素も、海水が温められることにより、かなりの量が大気中に放出されるそうです。つまり、二酸化炭素は発電時に出不いというだけで、ほかのところで出しているんです。放射性廃棄物がいつまでも処理できないことなども考えると、決して環境に優しいとは言えないというふうに思います。また、発電をとめても、放射能にまみれた原子炉は、簡単には廃炉とか解体はできないそうですし、膨大な費用がかかってしまいます。放射性廃棄物の管理や処理費用も含めて、一体だれが負担をするんでしょうか。さらに、今回の福島原発のような事故が起こった場合の補償費などを考えると、そのコストは決して安いものではないというふうに思います。そこで知事に、九州内での原発に関する動きについてお尋ねします。休止中の

玄海原発2号機、3号機と川内原発1号機の再稼働についてどう考えられますか。また、川内原発の3号機建設についてどう考えられますか、あわせてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電所は、安全対策のために、13カ月に1回の割合で定期検査を行う。したがって、九州では、6基ある発電施設のうち3基が停止中ということでございます。また、川内原子力発電所の3号機の増設につきましては、ことし1月に原子炉設置変更許可申請が行われたということですが、その後の手続については進んでいないということでございます。この問題につきましては、先日行われた九州地方知事会におきましても、立地県である佐賀県、鹿児島県の知事などともさまざまな議論を行い、さまざまな悩みを伺ったところであります。手続の上におきましては、国におけるいわばゴーサインが出されているような状況でございますが、最終的には、九州電力としましては、事実上、地元の同意というものを求めているということでございます。そういう地元の大変な悩み、御苦労があるということでございますが、原子力発電所についての先ほど答弁申し上げました基本的な考え方は、安全性というものを最優先に考えながら、さまざまな考慮すべきことというのを、しっかりと国のほうの整理をして方針を出していただく。地元へげたを預けるのではなしに、国としてしっかりと説明責任を果たして、国民的な議論のもとに判断をなされるべきであるというふうに考えております。

○横田照夫議員 議場配付させていただいた資料をごらんください。この資料ですけれども、最近、我が国のがんで死亡する人の数は右肩上がり増加していて、3人に1人ががんでの死

亡というふうになっております。2007年にドイツ環境省が、ドイツ国内の16の原発周辺地域、特に5キロメートル以内に住む5歳以下の子供の小児がんと小児白血病の発症リスクが高いことを立証しました。アメリカの統計学者、ジェイ・M・グールドが、全米3,053郡の40年間の乳がん死亡数をすべて分類・調査した結果、原子炉から100マイル——大体161キロメートルということですが——以内の郡では乳がん死亡者数が増加、それより遠い郡では横ばい、もしくは減少だったそうです。つまり、原発の通常運転下でも、そこから放出される放射能の影響が出ている可能性があるんです。

お手元に配付させていただきました日本地図が描かれている図2をごらんください。国内の各原発から半径100マイル円を描いてみると、日本はほぼ埋め尽くされてしまいます。これを見ると、我が国でがん死亡者数が右肩上がりになっていることと因果関係がないとは言えないのではないのでしょうか。「放射線レベルが低いから安全」とか、「直ちに健康に影響を及ぼすものではない」といった専門家の解説には疑問を感じてしまいます。毎日毎日の少しずつの蓄積が健康に影響を及ぼしているんじゃないでしょうか。

次に、資料裏の南九州の地図が載っている資料をごらんください。これは、20年前に川内原発の近くから2,500個の風船を飛ばしました。放射能がどちらに飛んでいくのかを調べるためです。地上の風は微風だったにもかかわらず、思いもしなかった速さで広がり、4時間たたないうちに県境を越えました。4時間で80キロメートル離れた都城市に届き、100キロメートル以上離れた日南市にも届きました。こういうことを考えたときに、宮崎県は果たして原発に関して

静観でいいのだろうかと思ってしまう。玄海原発や川内原発の周辺自治体が連携協議を始めました。宮崎県としても、特に直近の川内原発に対しては、周りの自治体との連携協議に参加をすべきと考えますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） いろいろ資料を提示いただいて、御指摘をいただいたところでございます。私どもは、しっかりこういうデータも踏まえながら、また科学的な知見というものを踏まえて、今後のあり方というのを議論していくべきだということを、改めて認識したところでございます。また、本県にとりまして、川内原発、または伊方原発というものが近くにはあるわけでございます。そうしたものの影響を、これまで以上にさまざまな情報収集をしながら、知見というものを高めていく必要があるかと考えております。今たちまち、この連携協議への参加ということを考えておるわけではございませんが、さまざまな形での情報収集、または問題意識としてとらえまして、本県における安全性というものをしっかりと考えてまいりたいというふうに思っています。

○横田照夫議員 原発に関しては、先ほど知事も言われましたように、一義的には国の決定することとは思いますが。また、隣の県のことということで、遠慮があるのかもしれませんが、一たん事故が起こった場合は、隣の県のことでは済まないわけでありますので、鹿児島県とか周辺自治体としっかり連携協議をして、国に態度表明をしていただきたいというふうに思います。

今、放射性廃棄物はたまり続けていますけれども、これは処理方法を棚上げにしたまま発電事業を始めたツケだというふうに思います。ど

こにも持っていくところがないために、敷地内にドラム缶に入れて保管しています。ちなみに現在、全国でドラム缶約80万本以上が保管されているそうです。日向市でも、旭化成が研究に使った放射性廃棄物がドラム缶で約1,600本分、30年近く保管されています。我が国も、放射性廃棄物を地下深くに埋めて処分する、いわゆる地層処理を進めようとしておりますが、受け入れ場所がなく、とまってしまっています。実際に地層処理を進めようとしているのは、世界じゅうでフィンランドのオルキルオトというところだけだそうです。放射性廃棄物は安全な状態になるまでに10万年かかると言われておりまして、そのオルキルオトの地層処分場にカメラを向けた「100,000年後の安全」というドキュメント映画では、実際にかかわった科学者たちが、そんなに遠い未来の人間にこの処分場に埋まっている廃棄物の危険性をどう伝えるのか、頭を悩ませていました。ちなみに、10万年過去はネアンデルタール人が生活していたころで、逆に、そんなにも遠い未来の人たちに伝えるべきはないのではないのでしょうか。日本では、まだ地層処分のめどは立っていません。でも、そうしているうちにも、毎日毎日、高レベル廃棄物はたまっていきます。廃棄物を減らすために原発の利用を控えなくていいのか、そのためにどんな社会を構想していくのか、そもそもどれだけのエネルギーや資源を使うことが将来世代に対して持続的なのか、みんなで考え判断していく必要があるのではないのでしょうか。県庁内での議論も期待したいというふうに思います。

九州電力は、当初呼びかけていた15%の節電は緩和したものの、夏場の高温による電力需要の急増や電力供給設備の故障発生時には、需給バランスが崩れるおそれがあるとして、電力の

安定供給のために引き続きの節電を呼びかけています。県としては、節電に対して、県民や事業者にどのような対応をしていく考えかを、環境森林部長にお聞きします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県民や事業者の皆様には、これまでも、地球温暖化防止対策の一環として、節電を初めとした省エネルギーへの取り組みを呼びかけてきたところであります。このような中、今回の東日本大震災により、電力不足が懸念されていることから、まずは県庁が率先して行動を起こすべきものと考えまして、これまでの取り組みに加え、エレベーターの一部停止や執務室内での照明の15%以上の消灯など、新たな取り組みを実施することとしております。現在のところ、九州電力からの具体的な節電要請はありませんが、県民や事業者の皆様には、自主的に、なお一層の節電に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

○横田照夫議員 例えば、精米業者などは、原料のもみとか玄米を冷蔵倉庫に保管していますが、もし半日でも停電になれば、結露して、品質の悪化とか廃棄とかになってしまうそうです。ですから、大規模停電などに絶対ならないように、節電を徹底してほしいということでした。県庁が率先して行動していくということですが、県民に大きく波及していくように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。ソフトバンクが自然エネルギーの普及をさらに加速させることを目指して、自然エネルギー協議会を発足させ、宮崎県もその協議会に参加することを表明されました。ソフトバンクの孫社長は、「全国の休耕田や耕作放棄地の2割にメガソーラーを設置すれば、原子力発電の50基分に相当する5,000万キロ

ワットを確保できる」としています。電気事業連合会によりますと、2009年12月末現在で、全国54基の商用原発の合計出力は4,884.7万キロワットですので、ソフトバンクの試算が正確ならば、すべての原発をとめても電力の供給はできることとなります。今まで原子力ありきで進められてきたエネルギー政策は何だったんだろうかと思ってしまうます。黒岩神奈川県知事は「圧倒的なスピードで普及を進めていく」、また、川勝静岡県知事は「静岡は太陽に恵まれている。用地を確保できれば一気に進めたい」と述べられています。河野知事の自然エネルギー協議会に対する思いをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 孫社長の構想につきましては、私も電話で直接お話をして、本県としても積極的に参加していきたいということで、方針をお伝えしたところであります。本県におきましては、製造から発電、それを利用するという、そのすべてにわたって太陽光発電というものに取り組んでいこうという、ソーラーフロンティア構想を進めておるところでございます。その方向性を同じくする取り組みであるというふうな認識でございます。詳細な内容につきましては、今後どのように進めていくかというのはまだ明らかになっておりませんが、全国に10カ所程度、メガソーラーの発電所を設置したいということがございます。それを自治体と連携してということのようでございます。しっかりと他の自治体などと連携しながら、この協議会の中で議論し、本県が進めておりますソーラーフロンティア構想にも資するものでありますので、積極的な参加、それから役割というものを果たしてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 全国で10カ所程度ということ

であれば、宮崎県として積極的に手を挙げていただきたいなというふうに思います。この構想、いろいろ考えてみますと、農地転用とかの問題もありますので、難しい面もありますけれども、19もの県が参加しているわけですので、法律改正とか運用の見直しとかで何とかクリアしていこうじゃありませんか。頑張ってください。

次に、今年度新規事業であります「新エネルギーの拠点づくり事業」の目指すところについてお尋ねします。我々自民党会派は、昨年8月に三鷹光器株式会社を訪問し、ビームダウン式集光装置を研修しました。本県と三鷹光器がこんなにも早く連携できるようになったことを大変うれしく思っています。水素と酸素が化合するときに出るエネルギーをそのまま電気に変える燃料電池は、二酸化炭素などの温室効果ガスを全く出さないなど、次世代エネルギーの本命と言われていています。ビームダウン式集光装置を使って作り出した高熱を利用して水から水素を分解してつくる仕組みですが、自治体がこの研究に乗り出すのは初めてということです。燃料電池の実用化に向けて極めて画期的な取り組みで、宮崎県を燃料電池生産の拠点にしていければ素晴らしいと考えますが、その可能性を県民政策部長にお伺いします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 新エネルギーの拠点づくり事業でございますけれども、この事業につきましては、大きく研究が2つあります。1つは、太陽光の最先端の集光システムを使いまして、水から水素を取り出す研究であります。それからもう1つは、高効率の太陽光発電の研究開発を行うものでございます。いずれも最先端の研究開発でありますので、すぐに事業化に結びつくものではありませんけれども、

水素製造に関する研究開発については、実際に水素の量産化が実現すれば、次世代エネルギーとして大変有望であると考えているところでございます。また、水素を使った燃料電池につきましては、産業界において、事業化に向けた研究開発あるいは実証等が行われている段階でございますが、本県での研究が順調に進めば、産業界の関心は高まるものと考えておりますので、産学官連携して、その研究を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○**横田照夫議員** せっかく燃料電池のもとになる水素の量産化の研究開発をするんですから、将来は全国の中での燃料電池の拠点を目指すというぐらいの答弁が欲しかったと正直思います。過去に、宮崎県はリニアモーターカーの実用化の実験を行いました。そして、実用化のめどが立ったら、よそに持っていかれてしまいました。どれだけ県民ががっかりしたことでしょうか。今回の研究開発も最先端のものでありますから、そのめどが立った後は、絶対宮崎県で生産までしていくんだという強い気持ちで臨んでいただきたいと、このように思います。

同じく、三鷹光器と県農業試験場との共同研究で、太陽熱のエネルギーを農業用ハウスの冷暖房に活用するシステムの実証実験が始まったと聞いております。マンゴーの場合、冬場でも温度は24度以上に保つ必要があり、約60アールで1シーズンの暖房費は650万円ぐらいかかるようですけれども、このシステムが実用化され、農家のコストダウンにつながればいいなと考えます。現在の開発状況と実用化に向けた可能性について、農政水産部長にお伺いします。

○**農政水産部長（岡村 巖君）** 太陽熱ハウス冷暖房システムにつきましては、世界的な集光技術を有する県外企業と特殊な蓄熱技術等を有

する県内2企業により共同開発されたものであり、実証プラントも完成し、現在、県総合農業試験場で実用化に向けた試験に着手したところでございます。本年度は、その第1段階として、季節や天候等に左右されない安定的なシステム稼働の確保に取り組んでおります。今後、第2段階として、施設園芸栽培における冬場の暖房コストの大幅な低減や夏場の冷房技術の確立による高品質・周年栽培の実現など、脱石油型の生産技術の確立に取り組むこととしております。さらに、第3段階の取り組みとして、実用化に向け、システムの小型化やイニシャルコストの大幅な低減に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 このシステムの説明を聞いて、久しぶりに楽しくなりました。やっぱりこういう夢のある話がどんどんふえていかなければいけないなというふうに思います。今、燃料の未払いの多さが問題になっていますし、夏場の冷房ができれば、作付の幅も大きく広がってくるというふうに思います。農家がどれだけ喜ばれることでしょうか。できるだけ早い実用化に向けて、御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、企業局長にお伺いします。企業局の企業局新エネルギー導入事業では、祝子ダムの維持流量を利用して、33キロワットのマイクロ水力発電設備を1億2,520万円の事業費で設置するということですが、何年で元が取れる計算になっているのかをお伺いします。また、綾北ダムでのマイクロ水力発電設備の事業化の可能性も調査するということですが、その他のダムとか農業用水路での可能性はどのようなのでしょうか、企業局長、お願いします。

○企業局長（瀨砂公一君） 祝子ダムのマイク

ロ水力発電設備でございますけれども、これは利用されていないエネルギーの有効活用という観点から、企業局として初めて取り組んでいるものでございまして、来年1月の運転開始を目指して、現在、整備を進めているところでございます。建設費のうちの約半分が国からの補助を受けておりますので、残りが自己資金ということになりますけれども、その回収には、単純に試算しますと、約17年を見込んでいるところでございます。また、ほかの場所でありまして、新エネルギーの導入については、低炭素社会の実現という観点から、私ども大変重要であると考えておりますので、積極的に取り組むこととしており、これまでも、ほかのダムあるいは農業用水など、候補地の調査を行ってきております。その調査を受けての具体的な事業化の判断に当たりましては、発電所の立地条件等に伴う建設あるいは維持管理のコスト、あるいは電力の買い取り価格などが経営上重要な要素になりますので、これまでのところ、お話にありました綾北ダムが最有力と考えているところでございます。今後の取り組みにつきましては、現在、国会に提出されております再生可能エネルギーの全量買取制度法案——これは再生可能エネルギーの買い取り価格ですとか期間、そういう新しい枠組みを定める法案でございますが——の審議の動向を注視いたしますとともに、経営上の観点を踏まえながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 私としては、こういう事態になった以上は、バイオマス発電とか風力発電、潮力発電など、あらゆる発電の可能性を貪欲に追求していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。頑張ってください。

宮崎平野には、まだ宮崎平野が海底にあるころ、多くの有機物が堆積し、悠久のときを経てつくり上げられた「かん水」という地下水があり、その中にヨウ素と天然ガスが含まれています。この水溶性天然ガスは、古代に地中に埋もれた有機物が、数百万年という途方もない年月を経て、バクテリアによって分解されて生まれたメタンガスです。佐土原町にある伊勢化学工業宮崎工場では、この地中からくみ上げられたかん水を原料としてヨウ素を製造しています。かん水は、地中からくみ上げられた後、ヨウ素と天然ガスに分離され、天然ガスはパイプラインを通じて、都市ガスなどのガス事業者や、パナソニック宮崎工場とかホンダロックなどの企業へも供給されています。伊勢化学工業は現在、佐土原町と新富町に井戸を掘ってかん水をくみ上げていますが、宮崎平野にはまだ多くの埋蔵量があるということです。この天然ガスをもっと有効利用できないものかと思いますが、県の考えをお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 宮崎平野一帯の水溶性天然ガス埋蔵地は「宮崎ガス田」と呼ばれておりまして、全国3位の埋蔵量となっております。現状では、県内において天然ガスを事業化している企業は少なく、発電と熱生産を複合的に行う天然ガスコージェネレーションや、先ほどお話のありました伊勢化学さんのように、ヨウ素の製造と付随する天然ガスの供給などが行われているところでございます。また、これまでに県が行った各種調査によりますと、天然ガスはCO₂削減など環境改善に大きく貢献することが認められる反面、設備投資に見合う採算性などの課題が報告されております。しかしながら、天然ガスの活用に関しま

しては、石油代替エネルギー、地球温暖化対策への貢献も期待されておりますので、その有効利用について、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 これまで自然エネルギーなど新エネルギーに対する質問をしてきましたが、先ほどちょっと知事も述べられましたけれども、この新エネルギーへの転換が産業の電力需要に耐え得るものなのか、県民政策部長にお尋ねします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 太陽光や風力などの新エネルギーにつきましては、一般的には、気象条件に左右され、安定的な電力供給が難しいとされております。また、発電コストが高いなど、普及拡大のためには課題もあるというふうに考えております。このようなことから、産業の電力需要に対応できるような形で新エネルギーへの転換を進めるためには、例えば太陽電池パネルの発電効率の飛躍的向上につきましては、例えばソーラーフロンティア社、今、国富に工場がありますけれども、これはCISでやっているんですが、2010年の発電効率15%、将来的には40%ぐらいに上げようという研究がなされております。そういう発電効率を飛躍的に向上させなければならない。あるいは、蓄電技術のさらなる研究開発、スマートグリッドの導入、さらには太陽光やバイオマス、風力以外の——先ほど来お話がありますけれども——新エネルギーの研究開発が必要でありまして、そのためには、国による明確な方向づけ、あるいは政策誘導が必要であると考えております。

○横田照夫議員 私も、新エネルギーで産業の電力としてのパワーが十分確保できるのかなという心配をしてございました。電力開発と同時

に、そういった研究開発も行っていく必要があるなというふうに思います。

今、照明用途としてLEDが注目されています。日本語では「発光ダイオード」と言われています。LEDが注目されている最大の要因は、白熱電球や蛍光灯と比べて、消費電力が非常に少ないという点です。市販されている製品では、蛍光灯の7～8割程度ということですが、理論的には約半分になると言われているそうです。そのため、現在使われている発熱電球や蛍光灯がすべてLEDに置きかわったとしたら、電力不足とか二酸化炭素排出による地球温暖化といった問題を一気に解決できるのではないかと、大いに注目されているということです。また、寿命が非常に長いという点も特徴の一つだそうです。市販物で同程度の明るさを持つ電球型蛍光灯の5倍も長もちするとされています。さらに、発熱が少ない点も見逃せません。発熱量は蛍光灯の4分の1ほどしかありません。そのために、部屋の温度上昇も抑えられますので、空調コストも下げられることが考えられます。環境森林部の今年度事業である「太陽光発電システム導入促進事業」の対象者要件に、LED照明器具を複合的に設置する者という文言がありますが、この事業の内容を詳しく教えてください。環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） この事業は、県内の住宅に太陽光発電システムをLED照明器具とともに設置した場合に、1キロワット当たり3万円を補助するもので、上限額は8万円です。なお、県産材を使用した新築木造住宅にシステムを設置した場合、また、県内で生産された太陽光パネルを設置した場合には、上限額をそれぞれ2万円ずつ増額することとし

ております。予算額は約2億円、補助件数としましては2,300件程度を想定しているところで

○横田照夫議員 この補助事業は、前回は2,500件ほどの枠があったという間に埋まってしまいました。今回も多分そうなるだろうというふうに思います。県民の関心が非常に高い証拠でありますので、来年度もぜひ事業化していただくよう、御検討をお願いしたいと思います。

さまざまな利点がある照明器具ですので、私は会社等の事業所へのLED導入への補助事業化も検討すべきではないかと考えます。先ほどの太陽光発電システム導入促進事業は発電への補助ですけれども、LED設置は節電への補助ということで、方法は異なりますが、目的は同じだと考えます。環境森林部長、いかがでしょうか。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県が推進しております「みやざきソーラーフロンティア構想」におきましては、「家庭レベルからのエネルギー自給率の向上」を一つの大きな柱に据え、まずは、一般家庭への太陽光発電システムの導入を、LEDの普及とあわせて取り組んでいるところであります。また、国の住宅用太陽光発電システム補助とのタイアップを図ることで、より高い事業効果が得られることなどから、現時点では、住宅用に着目した施策を優先的に進めているところであります。御指摘のとおり、LEDは省エネルギーを進める上で大変有効な手段であり、コンビニエンスストア等さまざまな事業所におきましても、導入が拡大しつつあります。県としましては、具体的な省エネ効果やコスト削減効果等、LEDのメリットを県民や事業者の皆様にはわかりやすく情報発信するなどして、LEDの一層の普及拡大に努め

てまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今回、私たちは、国に対して、LED照明設備の導入補助など、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施するよう、意見書を出す準備をしています。国の補助事業を引っ張り出して、県としてもLED設置に対しての補助事業をやるように一緒に頑張っていきたいと思います。

これまで原発ありきで進んできたエネルギー政策は、私としては転換していくべきではないかと考えます。川内原発も含めて、これ以上の新規立地はやめるべきではないでしょうか。でも、だからといって、原発をすぐに全廃することにはならないということは十分理解しています。しかし、先ほどのソフトバンクの孫社長が言われるように、太陽光発電などで原子力分を賄えるのであれば、その方向にシフトしていくことは当然考えていかなければいけないというふうに思います。それとあわせて、宮崎県民も含めた国民の生活のあり方の転換もしていくべきだと思います。テレビも一日じゅう放送する必要があるのでしょうか。コンビニなども24時間営業する必要があるのでしょうか。そういった意味合いでの県民への意識啓発も図っていくべきだと思います。宮崎県を新エネルギーの先進県として推進していければいいなというふうに考えますが、知事の思いをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） ただいま御指摘のありました国民の生活のあり方の見直しでありますとか新エネルギーの利用拡大の必要性、まさに同感であります。本県におきましては、全国に先駆けてソーラーフロンティア構想ということで、太陽光の利用に努めてまいりました。また、豊富な森林資源を利用したバイオマス発電

などにも取り組んできたところであります。特に太陽光発電に関しては、先ほども答弁しましたように、製造、発電、利用という三拍子そろった太陽光の拠点を目指すソーラーフロンティア構想に取り組んできたわけですが、製造に関していいますと、国富町には世界最大級の太陽電池工場があります。それから、発電という面からすると、これも全国に先駆けて企業と連携したメガソーラーが都農町に稼働しております。それから、利用の面でいいますと、住宅用の太陽光パネルの設置が世帯別では全国2位、人口比ではトップではないかというデータもあるところであります。それぞれの分野で、宮崎の恵まれた日照環境でありますとか関係者の御協力、御尽力によりまして、既に太陽光利用という面では、県レベルの取り組みとしてはトップランナーではないかというふうな自負をしておるところでございます。これをさらに進めて、本県を環境・新エネルギーの先進地にすべきではないかというふうに考えておるところでございます。今回提案させていただいておりますアクションプランにおいても、これを重要なテーマの一つとして掲げております。御指摘のありました太陽熱を利用した水素製造の研究、さらにはCO₂の削減に資する環境価値というものを証書にして、それを市場流通させるというグリーン電力証書でありますとか、そういう取り組み、または森林の適正管理によるCO₂の吸収をクレジット化するJ-VER、そういったさまざまな取り組みも進めてまいりたいというふうに考えております。そのような取り組みを通じて、新エネルギーの先進地として本県が認知されるとともに、それが産業面にもさまざまな効果を及ぼすような努力をしてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 昨年度までの宮崎県総合計画である「新みやざき創造計画」の基本目標は、「日本の原点 時代の起点 創造みやざき」とし、日本の原点とも言える宮崎から日本を変えよとの気概のもと、宮崎が大きな変革が求められている時代の起点となって、新しいライフスタイルや経済社会システムの創造を目指すとしておりました。今年度から宮崎県総合計画は「未来みやざき創造プラン」となりましたが、その中にも、知事も言われましたように、環境・新エネルギーの先進地づくりの取り組みを積極的に進めていくというふうなうたっております。知事、今まさにそのときが来たんだと思います。昨年度までの基本目標のように、この宮崎がエネルギー転換によるライフスタイルとか経済社会システムの変革の起点となって、宮崎から新しい日本を創造していこうではありませんか。

これまでずっとエネルギー関係の質問をしてきましたが、今度は話ががらっと変わりました、津波対策についてお伺いします。

先月の第4日曜日に防災訓練がありました。海岸地帯では、津波からの避難訓練が行われました。6メートルの津波が15分後に来るという想定でした。実際に訓練に参加した人の話では、高齢者などを連れての避難は、15分では到底不可能ということでした。また、高台への避難ということでしたが、6メートルの津波がどこあたりまで来るのか、さっぱりわからなかったということでした。行政で津波ハザードマップはつくられるとは思いますが、ハザードマップをしっかりと見て図上訓練などをする人は限られているんじゃないでしょうか。そこで提案ですが、道路標識や電柱、ビルの壁などに、6メートルの津波の場合はここまで来ます

よ、10メートルの場合はここまでですよといった標識をつくったらどうでしょうか。また、避難ルートの標識もあったほうがいいと思います。ハザードマップはなかなか見ませんが、常日ごろの生活の中でそういう標識を見ていたら、無意識のうちに頭に入り、いざというときの行動に結びつくのではないのでしょうか。いわば「街中ハザードマップ」です。総務部長の見解をお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 海拔表示等につきましては、一部の市・町や地域において、既に取り組みが進んでおります。津波の被害が予想される日向灘沿岸部におきましては、住民の生活の中で意識されやすい場所に、海拔の表示や避難場所の位置、方角を示すということが、住民の避難に役立つばかりでなく、今、御質問にありましたように、平常時からの防災に対する意識の高揚にも非常に効果的であるというふうに考えます。沿岸10市町をずっと回ったときに——私ではありませんが、危機管理課のほうで回りました。そのときに、各首長さん等々からもいろんな御要望をお受けしておるわけですが、市・町において、そういうような表示もしていくという方向のようであります。これから、そういう取り組みに対して、表示のデザイン、そういうものについても示していただければというようなお話もありますので、そういうことについて、今後できる限りの支援をしていきたいというふうに思っております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。防災で一番大事なものは備えだというふうに思います。街中ハザードマップで、いつ地震や津波が来ても的確な行動ができるように、頭の備えをしたいものだというふうに思います。

今回はエネルギーに関することを中心に質問

をさせていただきました。今回の福島第一原発事故をきっかけにして、ドイツやスイス、イタリアなど、国外でも原発の是非について動きが出てきました。当然、我が国でも、そして宮崎県でも、そういう議論が活発に行われるべきだと思います。原発の是非とあわせて、代替エネルギーの可能性、生活のあり方に対する意識転換への議論も必要だと思います。もしかすると、近いうちに、日本人の価値観とか進むべき方向の転換点、いわゆるターニングポイントが来るかもしれません。そのときに、我が宮崎県の進むべき方向を決して見誤ることがないように、しっかりと議論をしていこうではありませんか。

農業用水の改修についての通告もしておりますが、この件に関しては、また次回に回させていただきます。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 質問に入りますけれども、大震災関係、津波のごとく質問が出まして、質問しても大体答えは読めるような感じでありますけれども、予定どおり、まず宮崎県の地震・津波対策について質問をいたします。

今回の東日本大震災、発生から3カ月が過ぎ

ました。3カ月たった今でも、見るも涙、聞くも涙、だれしもが経験したことのない大惨事があります。今、頻繁に世界でも大震災が発生しております。本県も日向灘に震源があります。地形は400キロの海岸線に面しており、いつ何どき大地震が発生するか、予想だにできません。今回のような地震・津波が本県で発生した場合、今回の東日本大震災の教訓を最大限に生かすことが被害を最小限に食いとめる最善の方法と、強く感じたところであります。そこで、知事にお尋ねいたします。宮崎県の知事として、大震災等を見られてどのような思いと決意をされたか、お伺いをいたします。

後は、質問者席のほうからいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

今回の大震災を受けての思いと決意ということでございます。今回の大震災は、未曾有の大災害となりまして、大変な被害が生じたわけでございます。そのようなことを踏まえて大切なのは、命を守ること、そのために備えをしていくこと、しっかりしていくということが大事だと思っております。今、御指摘のありましたように、今回の大震災の教訓というもの、さまざまなことを学ぶことができると考えております。それをしっかりと後世に伝えること、20年、30年というオーダーではなく、何百年というオーダーで今回の教訓というものを伝えていくことは大変重要であると考えております。

今回の大震災の後に読んだのですが、戦前の物理学者の寺田寅彦さんの、「天災は忘れたころにやってくる」という語のもとになったのではないかとされている「天災と国防」という文章を読みました。それを読んでも考えたところ

るであります。我が国の自然なり、風土、歴史というものに謙虚になって、改めて自然の脅威への備え、それからこういった教訓というものをしっかりと後世に伝えていくことが大事であるというふうに考えております。

常在危機ということを職員にも指示したところでございますが、そういった意識を県民の間にも広げて、さまざまな災害への備えを進めていくこと——災害の基本というのは自助・共助・公助と言われておりますが、それぞれのレベルで、改めていろんな形の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。県民の皆様と一緒にやりながら、安全で安心な県土づくりというものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 何か事がありますと、やはりリーダーシップ、リーダー次第であります。ぜひ、いろいろ教訓を生かして、事あるときにはしっかりリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

県は、ことし、来年度で6,000万円をかけ、防災計画を見直すことになっております。現在の宮崎県防災計画における被害想定でありますけれども、東南海・南海地震の被害想定がマグニチュード8.6であります。最大震度6弱であります。津波の高さが6メートルになっております。津波による死者が670名であります。日向灘地震の被害想定は、マグニチュード7.5であります。最大震度6強、津波の高さが5メートルになっております。津波による死者は最大670名であります。県は防災計画を2年かけて見直すということでありますが、地震はいつ何どき発生するかわかりません。今回の大震災を教訓として、県独自で早急にやるべきことがあるだろう

と、私は思います。そこで、現在の宮崎県防災計画において、まず、県、市町村の役割分担はどうなっているか、2つ目が地震の情報、津波警報システムはどうなっているか、3つ目が通信手段、4つ目が災害時の救援物資、5つ目が避難場所・避難経路についてどうなっているか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） まず、県と市町村の役割分担でございますが、市町村は、住民の生命・財産を保護するため、第1次責務者として防災活動を行うことになっており、県は、広域的な対応や市町村に対する支援、国や関係機関との調整などを行うこととしております。

2点目の地震・津波の情報伝達につきましては、県の防災情報処理システムによって、24時間体制で気象台等から地震データなどを自動受信し、同時に市町村に伝達することとなっております。24時間体制で職員を配置し、災害監視に当たることとしております。

3点目、県と市町村との通信手段につきましては、県の防災行政無線による通信回路を確保するとともに、中継局が破損した場合などに備えまして、衛星系回線による二重化など、災害に強い通信システムを構築することとしております。

4点目の災害時の救援（備蓄）物資につきましては、市町村は避難所等において、食料、生活必需品等の備蓄を行うこととしており、県におきましても、速やかな支援ができるように、県の各総合庁舎等におきまして、例えば食料1万食のほか、飲料水、毛布などの備蓄を行うこととしております。

5点目の避難場所・避難経路につきましては、市町村がそれぞれの地域の状況を踏まえながら指定することとなっておりますが、県も避

難場所として県有施設の利用を推進することとしております。以上でございます。

○中野廣明議員 東北3県も同じような準備をしていただろうと思えますけれども、ああいうふうには大震災になりますと、元も子もないというような状況であります。そこまで言うとは何もありませんけれども、とにかく今の項目について、でき得る限りの見直しをしていただきたいと思います。私は、特に通信回路——衛星携帯、衛星回路は最悪でも大丈夫かと思っていたら、これも雲が出ているときにはだめだ、そんな話も聞いております。万全の備えをしていただきたいと思います。

2メートルの津波で木造住宅は全壊と言われております。震度、津波の高さを見直すとしても、対策は余り変わらんのではないかなと。とにかく一刻も早い通報、一刻も早い避難が人命救助の最良の手段だと思います。2年かけるのは別として、今やるべきことは、とにかく津波警報のあり方、避難場所・避難経路を再検討し、県民に周知すべきであると思えますが、総務部長の意見をお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 今、御質問ありましたように、東南海・南海地震及び日向灘地震による被害想定とその対策の全体的な見直しにつきましては、国が進めております検討結果も踏まえる必要があるということから、来年度までかかるのかなというふうに思っておりますが、直ちに取り組むべき対策につきましては、それと並行して、早目に進めたいというふうに考えております。

具体的には、今回の震災の津波被害で、避難所や避難経路の浸水、破壊により、甚大な被害が発生しておりますので、県内沿岸の市町に対して、現在指定している避難場所・避難経路に

ついでに早急な点検と必要な見直しをお願いしたところであります。既に各市町では、これらの見直しや海拔表示を新たに設置するなど、さまざまな取り組みが進んでいるようでございます。また、県の取り組みとしましても、先月5月の県の総合防災訓練で、沿岸すべての市町で津波を想定した情報伝達・避難訓練を行いましたほか、各地域における自主防災組織の充実強化、マスコミや防災イベント、出前防災講座などによる県民の皆さんへの広報や啓発など、防災に対する取り組みについて改めて進めてまいりたいというふうに思っております。

○中野廣明議員 宮崎平野に5メートルの津波が来たら、みんなどこに逃げるのかなと。とにかく市内だったら高層ビルに逃げるのかなと。国富に行けば大丈夫ですけれども、とにかく津波が来たら逃げるが勝ちだと。そのためには、避難場所を市町村と一緒にしっかりと確保して、周知徹底方をお願いしたいと思っております。

次に、きのうもテレビを見ていました。警察官、自衛隊の方が胸までつかって遺体の捜索をされております。本当に大変だと思います。警官も今回の東北大地震で避難誘導しながら亡くなられた、そんな話も聞いております。県警における災害時対応はどのようになっておるか、県警本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 災害が発生し、もしくは発生するおそれがあるような場合、警察におきましては、災害情報等に基づく広報活動、避難誘導を行うほか、災害が発生いたしました災害現場における情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、及び緊急交通路の確保、そして被災地における犯罪の予防並びに取り締まり等の警察活動を実施しているところで

ございます。

○中野廣明議員 次ですけれども、学校も、校舎の崩壊、生徒の死亡、行方不明等が発生しております。いまだに行方不明の我が子を捜す母親の姿、避難するために斜面を登りおくれた子供が津波にのまれた話等々、切りがありません。教育委員会は災害対応についてはどのような取り組みをされるのか、お尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) 県教育委員会といたしましては、このたびの震災発生を受け、各学校に対しまして、1つには、避難場所や避難方法等について教職員で早急に確認すること、2つには、災害発生時に児童生徒を保護者に引き渡す要領を周知すること、3つ目に、防災体制の緊急点検や避難訓練を早急に実施することなどを通知するとともに、公立学校校長会におきましても、同様に指導したところであります。また、震災後に作成をいたしました「津波災害にともなう安全対策マニュアル作成指針」を県立学校及び市町村教育委員会等に配付し、各学校の実情に応じた防災体制の見直しをお願いしているところであります。教職員向けには、5月に開催いたしました学校安全指導者研修会において、宮崎地方気象台から講師を招いて、地震・津波発生の仕組みや危険から身を守るための方法などについて研修を行い、教職員の防災意識の高揚と、防災教育における指導力の向上を図ったところであります。さらに、迅速な情報伝達への備えとして、県立学校におきましては、インターネットを活用した緊急地震速報サービスを7月中に導入する計画としております。今後とも、関係機関や専門家等と連携を図りながら、各学校における防災体制、防災教育の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中野廣明議員 特にテレビ等で、小さい子供、小学生、親を亡くした子供たちを見ると、本当に胸が熱くなります。私は、孤児になった人たち、本当にかわいそうだなと思っています。いろいろ金持ちが寄附されます。何か育英資金でもつくったらいいのになと思っています。これはPRですけれども、建築家の安藤さん、ノーベル物理学賞の小柴さん、ユニクロの柳井さん等々が発起人になられて、桃・柿育英会というのでできております。年間1人1万円だそうであります。紹介だけしておきます。

今回の東北大震災で強く感じたことは、人命第一。そのためには一刻も早い正確な情報と、ふだんから県民一人一人が災害に対して危機感を持つことである、そういうふうにつくづく考えました。今回の教訓を生かして、ぜひ行政の役割をしっかりと果たしてほしいと思います。

次に、口蹄疫について質問をいたします。

口蹄疫については、昨年話でありますから、別にぶり返すつもりはありません。昨年の口蹄疫は、宮崎に甚大な被害をもたらしました。二度と同じことを繰り返さないためにも、しっかりした検証が必要であると思っております。

そこで、お手元にグラフをお配りしております。虫眼鏡が要るかなと思いますけれども、数字が見えない方は赤い棒グラフのところ、これをぜひ見ていただきたいと思っております。私は、この棒グラフを見ながら——よく国が、初動対応は県がまずかったというようなことがありましたけれども——初動対応というのは大体4月30日ぐらい、ワクチン、潜伏期間を見ますと、そういうことかなと。ですから、4月30日ぐらいに発症した疑似患者は、4月20日前後にウイルスが潜伏しておったのかなということでありま

す。要は、このときにしっかりと、24時間殺処分、74時間埋却ができておれば、こんなに拡大はしなかったんじゃないか。これはあくまでも私の考え方であります。上をずっと見ていただきますと、4月20日、県対策本部設置、4月25日が740頭を超える国内過去最大の規模になったということであります。4月24日、県外に獣医師派遣要請。これは、知事の権限で全国の知事に要請ができる、要請された知事は特段の理由がない限り拒んではいけない、そういうことであります。5月1日が自衛隊派遣要請。次、2ページですけれども、5月17日に国の現地対策本部ができました。これは喜ぶことじゃないんです。宮崎県に任せておたらだめだということで、国の対策本部ができた、私はそう思っております。5月25日、6万8,726頭、殺処分がたまって、やっと埋却地買い上げが決定されて、ここから県の金で埋却地の買い上げの話ができたということであります。そういうことを見ますと、とにかくこの赤線——埋却しなきゃいけない未処分頭数がふえてきた。6月5日にふえていますのは、ワクチン接種分の殺処分が始まったということであります。そして、土地確保ができて、大体終息したというようなことであります。

そこで、質問に入りますけれども、当時、知事は口蹄疫対策本部の副本部長としての立場、現在は知事としての立場ですが、特に改正家伝法、埋却地について、口蹄疫に対する総括をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年の口蹄疫は前例のない規模になり、約30万頭もの家畜を殺処分せざるを得ない状況になったわけでありまして、県内経済、県民生活に甚大な影響を及ぼしたことはまことに残念に思っております。当時、副

知事という立場でこの対策に携わってきた私としましては、まことに申しわけないという思いがいたしておるところでございます。昨年の教訓を踏まえて、口蹄疫からの再生・復興を推進するに当たりましては、二度と同じ事態を引き起こさないように、まずは防疫体制の充実強化を最優先として進めてまいりたいというふうに考えております。

今、グラフを含めていろいろ御指摘があったところでございますが、円滑な防疫対策、万が一発生したときの防疫対策を遂行するに当たりましては、埋却地の確保というのが極めて重要であると認識しております。これが一つのボトルネックとなって、なかなか処分が全体で進まなかったというところがあるわけでございます。最初の数例につきましては、処分が迅速に進みましたが、やはり今、御指摘のありましたように、ゴールデンウィークに入りましてから大規模農場での発生、またウイルスの拡声機と言われる豚での発症などによるもので、埋却が追いつかなくなったという状況があるわけでございます。本年4月に改正されました家畜伝染病予防法においても、家畜の所有者が遵守すべき「飼養衛生管理基準」の中に埋却地の確保も規定するとされたところございまして、都道府県知事の責務として、土地の確保などに関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備などが規定されたところであります。県といたしましても、この法の趣旨を踏まえ、今後、市町村の協力を得ながら、埋却地の確保——これは工程表にも位置づけたところでございますが——に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 国は検証委員会なるものを立ち上げております。延べ17回開催されておしま

す。その中の一部であります、「口蹄疫の一義的な責任は都道府県にある。宮崎県は埋却地の具体的な検討をしていなかった。発生後、埋却地の確保を試みたものの、地下水が出たり住民の反対などで早期の確保ができず、時間がかかった。このことがウイルスの量をふやし、感染を拡大させた一因となった」ということでもあります。農水省出身の副知事、所見があれば聞かせていただきたい。

○副知事（牧元幸司君） 本県における口蹄疫というものにつきまして、過去に例のない大規模な蔓延になったわけですが、要因としては大きく2点あるのではないかというふうに考えているところでございます。1点目は、やはり初期段階での同時多発的、面的な広がりについて、認識、対応——初動が大事ということが常に言われるわけですが、このあたりのところについて、国、県ともに十分でなかった点があるということではないかと思っております。この反省を踏まえまして、先般作成した新たな防疫マニュアルにおきましては、浸潤状況調査などを迅速に行うことにしているところでございます。

2点目については、今も御指摘ございました埋却地の確保の関係ですけれども、これが非常に困難をきわめて、殺処分のおくれが防疫作業を進める上で大きな支障になったということでございます。これについては、工程表でもお示しをしておりますとおり、今後、埋却地の早期の確保に向けて取り組んでいくことにしております。

なお、殺処分などの防疫措置につきましては、御案内のように法定受託事務となっております、国におきましては、的確な防疫方針を定めることなどがその責務ということでございます。

す。一方、県につきましては、その方針に基づいて円滑な防疫措置を遂行することが求められるということでございます。

○中野廣明議員 今、殺処分は法定受託事務と言われました。そこまではいいんです。権限で殺した牛は、そのまま家畜主か県かで勝手にしなさいと、後は自治事務になっているわけです。そこが一番の問題だと私は思っております。これは副知事に言っているわけではないですけれども……。

国の口蹄疫対策検証委員会の概要がまた出ました。口蹄疫清浄国では、早期発見及び迅速な殺処分、埋却を基本として対策を講じているところとなっております。診断確定後24時間以内に殺処分、72時間以内の埋却ができなかったことが感染を拡大させたということでもあります。みんな宮崎県が悪いというようなことではありません。家伝法、防疫指針の不備は一文字も入っておりません。そこで、家伝法は法定受託事務となっておりますが、簡単に言うとどういうことか、農政水産部長。

○農政水産部長（岡村 巖君） 法定受託事務は、地方自治法によりまして、法律等に基づき都道府県等が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律またはこれに基づく政令に定めるものと規定されております。改正家畜伝染病予防法においては、埋却地の確保を除く殺処分や移動制限、また畜舎等の消毒など、家畜伝染病の蔓延防止に係る事務が法定受託事務とされております。

○中野廣明議員 それを受けまして、例えば昨年4月の時点の家伝法、それから、それはだめだというので口蹄疫特措法が出ました。そし

て、ことし3月、改正家伝法が出ました。埋却地に関する条文はどのようになっているか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 埋却地につきましては、従来の家畜伝染病予防法では、確保に係る具体的な記述はなく、「患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、遅滞なく埋却しなければならない。」と規定されているのみでありました。その後、昨年6月に制定された口蹄疫対策特別措置法で、埋却の用に供する土地の確保等について、「国は必要な措置を講ずるもの」と、「地方公共団体は必要な措置を講ずるよう努めるもの」とに規定されました。さらに、本年4月に改定された改正家伝法では、埋却地の確保についても、家畜の所有者が遵守すべき「飼養衛生管理基準」の中に規定することとされたところであります。また、都道府県知事の責務としまして、「土地の確保等に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備等必要な措置を講ずるよう努める」と規定されたところでございます。

○中野廣明議員 要は、法律の改正は、特措法で一步前進したかなと思ったら、改正家伝法ではまた一步後退、そんな感じであります。

次に、県は今回、マニュアルを作成いたしました。今回作成したマニュアルどおり対応すれば初動対応は実施できるか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今回のマニュアルでは、原則として24時間以内の殺処分や72時間以内の埋却完了を目標として、防疫措置を迅速に行うための事前準備、また早期発見・早期通報を確保するためのルール of 明確化、そして迅速な殺処分等を行うための手順などを定めたところであります。しかしながら、埋却候補

地について、その確保が十分でなかったり、周辺住民の同意や掘削時の湧水の影響などで実際に埋却地として活用できない事態が生じると、防疫作業のおくれにつながることも予測されま

す。したがって、今後、関係機関と一体となって各地域の実情に合った埋却地の確保を進めることにより、迅速な初動防疫の実施ができるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 要は、埋却地があればオーケーですよ、埋却地がなければまだわかりませんと、そういうことだと思います。昨年の口蹄疫での埋却地の確保状況はどうなっていますでしょうか、農政水産部長。

○農政水産部長（岡村 巖君） 昨年度の口蹄疫の発生に伴い、埋却地として活用した土地は、全体で268カ所、総面積は97.5ヘクタールであります。このうち個人埋却地は204カ所、50.1ヘクタール、県農業振興公社が農地保有合理化事業を活用して買い入れした埋却地は52カ所、38.9ヘクタール、国、県などの公有地は12カ所、8.5ヘクタールとなっております。なお、個人埋却地の確保については、自己所有地が主体であり、またそれ以外の埋却地も民間の取引でありますことから、要した費用等は把握しておりませんが、農地保有合理化事業で買い入れた金額は2億4,500万円余りとなっております。以上でございます。

○中野廣明議員 要は、どこが金を出したかわからんような買い方になっておるわけです。農地保有合理化事業、これは県が保証人になって国の保有合理化事業のもとから借りている。この返す金は、埋めた土地を10年ぐらい使って、売って返すということですから、既に不良債務です。そういうことで何とか土地は取得したと

いうことであります。

次に、県がマニュアルで埋却地の選定条件を定めております。1つが農場敷地内、周辺であること、2つ目が人家、飲料水、河川、道路に近接しないこと、3つ目が水源等がないこと、4つ目が最低3メートル程度の掘削が可能であること、5番目が機械・資材の搬入が容易であること、6番目が周辺住民及び地権者の理解と協力が得られることとあります。こんな条件で農家に土地を用意せえと言って、果たして確保できるのかなと思うんですけれども、部長の見解をお聞きいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今回の家畜伝染病予防法の改正では、今後、国が定める飼養衛生管理基準において、万一の発生に備え、迅速な防疫措置が講ぜられるよう、農家に事前に埋却地を確保する義務が課せられることとなったところであります。しかしながら、御指摘のとおり、昨年の発生時においても、埋却候補地について周辺住民の同意が得られなかったり、試掘の結果、湧水や、れき、岩が確認されるなどの事例も数多く見られ、埋却地の確保に困難を来したところでございます。埋却地の確保は簡単なことではございませんが、今後、国が定める飼養衛生管理基準の内容等も踏まえながら、市町村や関係機関と一体となって確保に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 次に行きます。昨年の口蹄疫対策費、約600億円であります。殺処分手当——補償金ですね——530億円となっております。県取得の埋却地代約2億5,000万円、個人分は土地代と言わんで環境対策費、ごまかしてこんな言い方で国は借地料を払っておるわけです。宮崎の経済に与える影響等を考えれば、私は、土地代は知っているなと思うんです。口蹄疫拡大を

防ぐためにも、早急に市町村と埋却地の予定地確保をすべきであると思っておりますけれども、知事の見解をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 埋却地の確保は極めて重要な要素であります。先ほど申しましたように、再生・復興方針の工程表におきましても、すべての農場で埋却地を確保するということを目標として設定しているところであります。具体的な推進に当たりましては、農家の理解と市町村の協力が必要であると考えております。7月上旬には、支庁・振興局単位で市町村と、埋却地の確保対策に関する協議を行う予定であります。JAなど関係機関の協力を得ながら、県と市町村が一体となって、それぞれの地域の実情に合った対策を推進して、埋却地の確保に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 本当に個人個人が確保しておって、もし去年のようなことがあったら、もう農家の畑は牛の墓ばかりになってしまいます。また、そうなりますと、これは個人で探す、つくるのは難しいと思います。昨年の二の舞にならないようにするためには、共同埋却地等の確保に全力を注いでほしいと思っておりますけれども、知事に再度お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在の家畜伝染病の防疫指針におきましても、埋却地に関してですが、発生地付近において埋却を行うという方向が出されているところでございます。これは防疫の観点からということでもあります。先ほどお答えいたしましたように、県と市町村、関係団体が一体となって埋却地の確保に努めるわけですが、その際には、当該農場に近接し、かつ発生していない地域へのウイルスの散逸防止が十分図られるというような観点の防疫上の必要条件を考慮した上で、複数の農家が活

用する共同埋却地も含めて取り組んでいくことになるのではないかと考えておるところでございます。また、各農家において確保した土地が、水や岩が出るなど実際には埋却に適さない事態というものを想定した上で、県、市町村の公有地あるいは国有地について利用可能なもののリストアップ、活用のルールづくりを進めていくこととしておるところでございます。

○中野廣明議員 とにかく、去年のことを忘れちゃいかんと思います。ぜひ、埋却地取得について全力を投球していただきたいと思います。

それから、「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表、副題が「再生・復興に向けたロードマップ」というのができております。私はこれを見て、どうも再生・復興の焦点がぼやけているような気がいたします。私は余り好きじゃありません。そういうことで、口蹄疫からの再生・復興というからには、まずは畜産の復興はどうか、そして宮崎の経済浮揚はどうか、そこら辺に区分して議論したほうがいいんじゃないかと思っております。

まず、畜産の復興でありますけれども、畜産農家の再開状況は、ことしの4月で約50%、633農家、殺処分頭数——子牛・子豚を除いて——の32%とされております。畜産産出額は、農業産出額の約55%を占めております。それだけ畜産は本県の農業に対するウエートが高いということでもあります。農政水産部長、口蹄疫の再生・復興ということですが、まずはそういう復興等を考える前に、県内の畜産の頭数、農家数とか、こういう数字がしっかりとれているかどうか、お尋ねします。

○農政水産部長（岡村 巖君） お答えいたします。

肉用牛飼養頭数及び農家戸数については、毎

年度、全国一斉に2月1日時点の数値を調査し、7月に公表されることとなっております。したがって、本県の肉用牛頭数の直近の公表数値は、昨年2月1日現在の29万3,200頭であります。口蹄疫により約6万7,000頭が減少し、経営再開後の導入頭数を考慮しますと、現時点では約24万頭と推計されます。年齢別の農家数につきましては、平成18年3月の宮崎県繁殖農家調査のデータが直近のものでございまして、39歳以下が310戸で3.3%、40歳代・50歳代が3,137戸で33.0%、60歳以上が6,058戸で63.7%となっております。なお、家畜伝染病予防法の改正により、今後は毎年、農家から飼養状況等について報告を求めることとなりますので、その機会等も活用して、正確なデータの収集に努めてまいりたいと思っております。

○中野廣明議員 部長は4月からですから、余り言いませんけれども、とにかくこういう議論をするときに、もともになる数字が2年前とかアンケート調査とか、そんなのじゃ話にならない。耳輪とか、ああいうのでもとれるわけですから、しっかり頭数を早急にとってください。でないと、計画も何もあったものじゃない、私はそう思います。

次に、口蹄疫からの再生・復興というならば、高齢化の進んでいる中で、口蹄疫発症前の畜産規模にどのようにして復興させるのか、このような観点に立って復興計画をつくるべきだと私は思いますが、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の肉用牛飼養頭数は、口蹄疫の発生に伴い減少しておりますけれども、一方で、肉用牛経営は本県農業を支える大変重要な産業でございます。特に、県土の9割を占める中山間地域においては貴重な所得確保部門となっていることから、今後と

も、生産基盤の強化を図っていく必要があると考えております。このため、本議会に提案させていただいております第七次農業・農村振興長期計画においては、飼養衛生管理基準の遵守や防疫体制の強化に努めながら、自給飼料基盤の確立や導入促進などを図り、5年後の平成27年には、口蹄疫発生前と同水準の29万9,000頭を目標にしているところでございます。

○中野廣明議員 とにかく、農業は高齢者とかいろいろな問題を含んでおりますから、まずしっかりデータをとっていただきたいと思います。

私は議員になって、都市計画の調整区域をライフワークとしてきました。これは大体、今、7割ぐらいですけども、今度、この畜産振興と埋却地取得については、私はまたライフワークにして毎回意見をお聞きしますので、しっかり頑張ってください。

それでは、宮崎の経済浮揚についてであります。去年は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳、しかも日本はリーマンショックから抜け出していない状況下での出来事でありました。県内経済は自粛自粛で本当に疲弊したものでした。そして、今回の東日本大震災の発生——今、本県にとっても確かな景気浮揚策が必要です。景気浮揚策の基本は需要と供給の差を埋めることと、よく言われております。そのためには、復興財源60億円を使い、思い切った施策を打ち出すことが即、宮崎の経済復興につながると思います。3年もかけた経済対策は余り効果がない。経済対策は短期がいいと思います。既に宮崎で実施されていますが、プレミアムつき商品券の発行は、宮崎の経済浮揚の効果的な事業だと思っております。プレミアム1割でも10倍の金が流通する。10億つければ100億円の金が流通するわけでありまして。私は、ちまち

ました小刻みではなかなか経済回復にはつながらないと思います。知事、若いんですから、思い切ったプレミアムつき商品券等の発行をどんと何かやったらどうですか。今、宮崎の経済は疲弊しています。思い切って何か……。

○知事(河野俊嗣君) たび重なる災害により疲弊した県内経済を浮揚させるためには、早急に消費需要の喚起を図る必要があるというふうな認識でございます。こういった経済の活性化を図り、商工業の復興に資するため、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業によりまして、プレミアムつき商品券の発行支援を今行っております。地域の実情や市町村などのニーズをお聞きした上で、各市町村ごとに助成を行っておりますが、現在、既に16市町村において取り組んでおられます。相当な即効性や波及効果が上がっているというふうに伺っているところでございます。こういった市町村や関係団体に対しまして、なるべく早くそのファンドを活用した事業の前倒しの実施というものを働きかけているところでございます。これに加えて、3月に設立されました口蹄疫復興財団では、造成した運用型ファンドを活用して、市町村あるいは商工・観光団体などが行う復興への取り組みなどについても支援をしていくというふうに考えております。今後、経済情勢を見きわめるとともに、関係団体の意見も聞きながら、再生・復興に向けた効果的な支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今のプレミアムつき商品券発行ですけども、県で1億6,900万、それがちまたでは12億900万ぐらいで発行されております。また、全体の経済損失は2,350億円と言われております。そんな数字には届きませんが、知事、とにかくここは思い切った対応をしてい

ただきたい。この30億も年に換算すると6億ですけれども、6億を毎年使うぐらいだったら、3年ぐらいで30億使ったほうがよほど効果があると私は思っております。30億円使うのに財団なんかつくって一々会議せんでも、みんなで考えれば知恵は出てくると思うんですけれども、部長、何も考えんようになったんじゃないですか、こういうので決めてしまうから。ちょっとはみんなで考えんとだめですよ。何でも外に投げかけて……。ぜひみんなで議論して——出したものでまた決まるわけですから、しっかり議論していただきたい。思い切った施策をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、そういう復興の手段として、横田議員の持論でもあります住宅リフォーム事業、こういうのにも30億円の余剰金、こういうのも使っているんじゃないかなと。国でもいろいろエコポイントとかやっております。今、建築業も、新築もなくて冷え切っております。建築業、工務店に、今まで県が何か補助したような記憶はありません。本当に冷え込んでおりますから、そういうリフォームもぜひ考えていただきたいと思います。

次に、地方分権、道州制についてお尋ねいたします。

昨年の口蹄疫、ことしの東日本大震災を見ていると、政府の対応は、何か口蹄疫と大震災は似ているなど。とにかく、法律にない限りは金を出せない、そんなことで非常に共通点があって、おくらしているなど思うわけでありませう。そんなことを考えますと、ニア・イズ・ベターという言葉があります。行政は住民に近ければ近いほどよいということでありませう。政府は小さい政府——立法、防衛、外交を所管すればいいのではないかと思います。地方分権、道

州制、九州広域行政機構（仮称）について、まず知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、基本的な考え方としましては、急激な社会の変化に対応して、住民のニーズにきめ細かく対応していくには、これまでのような画一的な中央集権システムではない分権を進めていくべきだ、住民の身近なところまでできる限り地方が権限も担っていくということを進めてまいりたいというような基本的な考え方でありませう。その地方分権改革の一環として検討されている国の出先機関改革につきましては、地方との二重行政、ガバナンスの欠如など、さまざまな問題点が指摘されておられるところでございませう。地方への権限・財源移譲を進める実践的な手法となり得るのではないかとということで、現在さまざまな検討、議論がなされているところでございませうが、九州知事会におきましては、その受け皿として九州広域行政機構の設立を目指すということで、今、議論を進めております。関西におきましては広域連合での受け皿ということで、こういったそれぞれの地域における議論というものを国に伝えまして、今後どういうふうに進めていくか、国とともに議論を進めております。

○中野廣明議員 私は、地方分権、道州制は、本当に少しずつですけれども、必ず進んでいくと思っております。しかし、地方分権、道州制になりますと、必ず抵抗勢力というのがあるわけですね。代議士もそうでありませう。各省庁の官僚もそうでありませう。そこで副知事、代表して所感をお伺いいたします。抵抗勢力じゃないですよ。

○副知事（牧元幸司君） 私もこれまで、兵庫県庁あるいは鹿児島県喜界町役場といった地方勤務を経験させていただいておりまして、これ

らの経験を通じて、地方分権の必要性というものを実感いたし、地方の繁栄なくして国の繁栄なしと考えている者の一人でございます。あわせまして、複雑化、広域化する行政課題に、御指摘のように県境を越えて取り組むということも重要でございます。道州制というお話もあったところでございますが、例えば南九州3県の農業産出額は北海道にも匹敵するというようなことで、十分なスケールメリットというものが生かせるのではないかと考えてございます。このように、道州制を初めとする広域の自治制度につきましても、県民の皆様とともに議論を深めていく必要があるというふうに考えております。

○中野廣明議員 よくわかりました。知事、九州知事会は「九州はひとつ」と言うけれども、私の知っている限りでは、何か一つでもしたことはないと思うんです。ぜひ知事、九州知事会等で、この地方分権等には先頭に立って頑張っていたいただきたいと思います。

それから、これは質問じゃなくて要望になりますけれども、実は知事選の時期変更についてというのを入れています。昨年の12月26日が知事選だったと思います。私は27日に飲み方があったんです。帰りに代行車に乗って運転手さんに、「ことしの暮れはどげな」と聞いたら、「きょうからが商売ですわ」と。「何でや」「きのうまで知事選じゃった」という話なんです。旅館・ホテル、飲食業は、知事選の暮れが一番稼ぎどきは大変な時期なんです。何人かの人から、何とかならんじゃろうかという話がありました。私は単純ですから、知事が宮崎県のために任期の3カ月前ぐらいにやめて、また選挙すれば、新しい任期が始まるのかなと思っていました。そうじゃなかった。そんなこと

をしたら、通っても後の任期になるということで、これはだめだと。後は不信任決議案しかないな、これもだめだということで、これはやっぱりどうしようもないなと。一つあることは、知事が宮崎県にいてもだめだ、限界を感じたとやめられるときがあれば、3カ月ぐらい前にやめてもらえば、それが一番いい方法かなと。その場合、退職金は3カ月前にやめれば3カ月の7割、その分だけ退職金が減るということでもありますけれども、それは宮崎県への恩返しとして寄附してもらえばいいんじゃないかと。そういうことで、そういう話があったということだけをお話しして、きょうの質問を終わらせていただきます。(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。順次質問をさせていただきます。

初めに、防災対策についてであります。

未曾有の大地震と津波が襲った東日本の大震災から3カ月以上がたちました。私も、河野議員とともに宮城県石巻市へ瓦れき処理のボランティアに参加してまいりましたが、廃墟と化した海岸近くの集落は、瓦れき、車、漁船が無残な姿で放置されたままの状況で、その惨状は想像以上でありました。復興までの長い道のりを感じて帰ってきたわけでありました。

さて、国会では東日本大震災復興基本法案が衆議院を通過しましたが、その内容は、法律の名称を初め、1、復興庁の創設、2、復興特区の整備、3、復興債の発行が盛り込まれるなど、公明党の東日本大震災復興旧復興ビジョンの提案が随所に反映されたものであります。その基本理念には、「東日本大震災からの復興に当たって最も重要なことは、物理的、物質的な復

旧・復興はもちろんのこと、日本国憲法に定められるところの「幸福追求権」並びに「生存権」を念頭に置き、一人ひとりの人間に焦点を当てた「人間の復興」を目指すこと」とあります。大災害を初め、想定外の事態はどの地域でも起こり得ます。また、宮崎は新燃岳の降灰による土石流も予断を許しません。県内各地の防災計画も抜本的な改善を図り、ハード面、ソフト面から二重、三重にも検証し、万全な防災対策に取り組まなければならないと思う次第であります。我が党も、住民の皆さんの安全・安心な生活を確保すべく、これからも全力で取り組んでまいります。

昨日、河野議員より、「地震・津波の防災に関する見直しを行うか」との質問に対し、「想定する地震の規模や範囲、被害想定のお考え方を改めて検討し、また社会的環境変化についても新たに調査を行い、最新の状態でのシミュレーションによる地震・津波の被害想定と、被害を最小とするための減災計画の策定まで実施したい」という答弁をいただきましたので、これを受けて、以下3点、質問させていただきます。

1つ目は、被災者支援システムの普及・活用についてであります。このシステムの内容は、本年4月28日に総務省から本県の情報政策担当課あてに文書が送られてきていると思いますが、ここで少し内容を紹介いたします。このシステムは、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したものであります。同システムは2006年から無料公開され、2009年に総務省がCD-ROMとして全国の自治体へ配付しています。そのシステムの仕組みは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳をつくり、1、家屋の被害、2、避難先、3、犠牲者の有無、4、口

座番号、5、罹災証明書の発行状況などを一元的に管理し、氏名などを端末に打ち込めば被災関連情報をすぐに見つけ出すことができます。例えば、被災者が義援金などを受け取るために必要とされる罹災証明書の発行には、住民基本台帳、家屋台帳、被災状況という3つのデータベースを確認・照合する必要があったため、発行に手間がかかり、窓口が込み合うことがしばしばありました。これに対し、同システムでは、データを一括して管理することで、その都度、確認・照合する手間が省け、スムーズな発行業務につながられます。事例を紹介しますと、震災後に同システムを導入した宮城県山元町では、データベースが統合され、ここに住家の被災状況を追加すると、罹災証明書がスムーズに発行でき、罹災証明書の申請件数に対する発行件数は、現在で既に約9割に上っているようであります。同町の保健福祉課によると、「一度登録してしまえば、一元管理により、義援金の支給などについても再度申請の手続きは要らない。行政にとっても住民にとっても助かる」と、罹災証明だけでなく、義援金、支援金の支給、固定資産税の減免等においても同システムが効率を発揮していると語っておられます。この被災者支援システムを県内各市町村に導入されますよう、県としても積極的な対応が必要と思われませんが、総務部長にお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終了し、以後は自席にて質問を行います。(拍手)〔降壇〕

○総務部長(稲用博美君)〔登壇〕 お答えいたします。

阪神・淡路大震災の被災の経験をもとに作成された被災者支援システムにつきましては、平成21年に総務省から市町村に対して、ソフトウ

エアの提供及び各自治体でのシステム導入を推奨する旨、連絡があったところでございます。本システムは、今の御質問にもありましたように、主に被災者の基本情報の登録を行うことにより、被災者証明書の発行や、義援金の交付処理を管理するなどの機能を有しております。県内市町村におきましては、ソフトウェアの持つ機能性と、システム運用に伴う負担との関係などを考慮の上、導入、活用について検討されるものと考えておりますので、県といたしましては、過去の活用事例などの情報提供や、導入に際しての助言などの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ぜひ、同システムの市町村への導入に向けた積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、地方自治体における事業継続計画（BCP）の策定についてであります。東日本大震災を機に、BCP（事業継続計画）が注目を集めています。BCPとは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生しても、企業や行政機関が重要事業を継続できるよう、事前に立てておく計画のことです。事業継続に重点を置いていることが、一般的な防災対策とは異なります。地方自治体においては、万が一での災害時に行政機能が一時的にでも失われること（庁舎の損壊など、人・物・情報及びライフライン）も含めて、資源に制約がある状況下においても、応急業務や非常時優先業務など、万全な体制を平時から準備する必要があります。このBCPについては、平成21年9月に我が会派の新見議員より、新型インフルエンザによる対策において一連の質問がありました。その後、県と市町村におけるBCP策定の進捗状況はどうなっているのか、総務部長に

お尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県におきましては、平成21年度に新型インフルエンザの流行に備える形でBCPの策定に着手し、優先して実施すべき事業の洗い出しを行うなど、策定を進めてきたところでありますが、昨年度の口蹄疫の対応などに追われ、完成には至っておりません。また、市町村におきましても、一部を除き、策定がおくれているようでございます。

○重松幸次郎議員 そうであるならば、東日本大震災の教訓を受け、改めて県と市町村も事業継続計画（BCP）の策定をしておくべきだと考えますが、総務部長に再度お伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 大規模な災害に見舞われた際に、行政や企業に必須の業務、機能を継続するとともに、早期の復旧を図るため、事業継続計画、いわゆるBCPの策定は、非常に重要であるというふうに認識をしております。県といたしましては、作業が中断しておりますBCPの策定をできるだけ早急に行うとともに、市町村においても策定が進められるよう、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○重松幸次郎議員 ぜひ、導入の検討をお願いいたします。

次に、オストメイトへの災害時支援についてであります。昨日も災害時における要介護者の支援のあり方について議論がございましたが、障がい者団体からの要望も御紹介いたします。先日、オストミー協会宮崎県支部の方と意見交換をさせていただきました。東日本大震災の避難所で生活されていた同会員の様子を伺いましたが、ストーマ装具がないため、排せつ処理がうまくできない不自由さと、共同作業にも参加

できないとのことで、とても肩身の狭い思いで避難所生活をされていた方がおられたようです。御存じのとおり、オストメイトの皆さんはストーマ装具を使い、排せつをされています。災害時における避難所生活を余儀なくされた場合、協会を通じて専用の装具が届くことになっておりますが、1週間から10日は時間がかかる場合があるようです。したがって、その間の装具を県で備蓄してもらいたいとの要望書が、東日本大震災後の3月22日に県障害福祉課へ提出されているようです。要望事項は、1、福祉避難所に災害用ストーマ用品の備蓄、2、災害時ストーマ用装具の緊急支給、3、オストメイト対応のポータブルトイレとなっておりますが、これらの要望にどのように対応していただけるか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） オストメイトの方が災害時に避難所での生活に支障を来さないよう、行政機関、関係団体、住民の方々が連携いたしまして、必要な避難支援体制を整えておくことは、大変重要であるというふうに考えております。ただいまお話しいたきました要望事項について、避難所を管理運営いたします市町村とも十分意見交換をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。また、団体の方に伺いますと、現状では、オストメイトの方に対する正しい理解や啓発が十分ではないことから、さまざまな支障が生じているとのことでございます。このため、日本オストミー協会宮崎県支部ではこの秋に、オストメイトやその家族、医療・福祉関係者、市町村職員等を対象に、災害対応をテーマとした講演会を開催される予定でございますので、県といたしましても、同支部と連携して、オストメイトに対する正しい理解や啓発にも努めてまいりたいとい

うふうに考えております。

○重松幸次郎議員 ぜひ、対応をよろしく願いたいと思います。そして、オストメイトの皆さん以外にも、障がいをお持ちの方の災害時の対応に十分に配慮を行っていただきたく、要望をいたします。

続きまして、エネルギー対策についてであります。

先日、公明党県議団で宮崎ソーラーウェイ都農太陽光発電所に行ってまいりました。全長約3.9キロメートル、リニアモーターカーの実験線として使われていた高架上に1万2,962枚のパネルを設置したメガソーラー発電所は、本年2月に完成し、合計で1,050キロワットの発電規模で、これは一般的な住宅に設置する太陽光発電の約300軒分に相当する規模であります。実際、高架の上まで上り、見学をさせていただきましたが、未来社会のインフラを象徴しているように見えました。エネルギー問題や地球環境問題に対応するために宮崎県が進めているみやざきソーラーフロンティア構想は、2009年3月の策定から2年が過ぎました。3つのプロジェクトのうち、メガソーラー全県展開プロジェクトと個人住宅ソーラーパネルについて、現在の進捗状況を県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） まず、メガソーラーの全県展開については、議員から先ほど御紹介がありましたように、都農町の旧リニア実験線を活用した都農第2発電所の1メガワット、ソーラーフロンティア社の宮崎第2工場の1メガワット、同社の国富第3工場の2メガワット規模の発電を行ってございまして、これまで県内で3件のメガソーラーの立地が実現しているところでございます。

また、ソーラー住宅の普及促進につきまして

は、国の補助制度に加え、県におきましても補助や融資等を行っており、住宅用太陽光システムの補助件数は、平成21年度に1,357件、平成22年度は2,535件と、順調に増加しております。

なお、参考でございますが、平成20年度の調査では、本県の人口1,000人当たりの住宅用太陽光発電システムの導入による発電量については、全国1位となっております。以上でございます。

○重松幸次郎議員 徐々に効果があらわれているようであります。そこで、クリーンエネルギーのさらなる普及拡大のために、グリーン電力証書のさらなる活用を要望したいと思います。以前にも議会で取り上げられたグリーン電力証書であります。改めて普及活動を推進していただきたく紹介いたします。

グリーン電力証書とは、風力や太陽光、バイオマスなどのグリーン電力が持つ環境価値を証書化して取引することで、再生可能エネルギーの普及拡大を応援する仕組みのことであります。国内のグリーン電力証書取引は、平成12年11月に開始以来、年々取引量が増加し、平成19年度から平成20年度にかけては、取引量が2倍に急増しました。平成21年には発行量が2億キロワットアワーを超えました。この背景としましては、自公政権下の平成21年度環境省施策（当時、斉藤環境大臣）として、グリーン電力証書の需要創出モデル事業を推進したこともあり、地方自治体におけるイベント等でのグリーン電力証書の活用が広がっています。

先進事例としましては、愛媛県松山市が平成21年に、自治体としては初めてとなるグリーン電力証書を発行する事業をスタートさせ、注目を集めました。これは、生産者側と購入者側、ともに少量でも取り扱いが可能な制度であ

り、家庭から企業、自治体まで幅広い参加が期待できる施策であります。グリーン電力を使いたくても、発電施設を設置するには多額の費用がかかります。また、自然エネルギーでつくった電気を、電力会社のエリアを無視して送ってもらうにはさまざまな障害があります。そこで、企業や団体が直接、グリーンエネルギー電力を使わなくても、グリーン電力発電者などが発行した証書を購入することで、環境対策として活用できる仕組みが考え出されました。

そこで、環境森林部長にお伺いしますが、県でも既にこのグリーン電力証書を購入し、イベント等に活用されたとお聞きしております。つきましては、これまでどのようにグリーン電力証書を活用され、今後どう進めていかれるのか、そしてどのように広報されるのか、お聞かせください。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県では、平成21年度にグリーン電力証書を5万キロワットアワー分、約100万円で購入したところであります。このグリーン電力証書は、県内の太陽光発電によって生み出された環境価値が証書化されたものであり、「スポレクみやぎ2009」等のイベントで使用された電力の一部として賄われたところであります。また、新たなグリーン電力証書を購入するための予算100万円を今議会でお願しているところです。PR効果の高いイベント等で活用してまいりたいと考えております。グリーン電力証書の活用は、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーを普及させる上で、有効な手段の一つであると考えております。県といたしましては、各種広報媒体を使つての情報提供や、セミナーなどを通じて事業者や各種団体等の皆様への周知を図り、グリーン電力証書の普及拡大に努めてまいりたいと考え

ております。

○重松幸次郎議員 ぜひとも新エネルギー普及啓発のために、グリーン電力証書を活用して、官民一体となって進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、食品ロス、食品残渣の利活用についてであります。

日本の食料自給率はカロリーベースで40%と、多くの食料を輸入に頼っております。一方で、世界の食料需給は、人口増加や経済発展により不安定な状況となっております。日本が今後とも安定的な食生活を送るためには、食料自給率を上げて食料供給を安定させることが重要であります。また、その観点からも、県の重点推進事業であるフードビジネス展開プログラムを推進し、本県の基幹産業である農業、水産業の振興を図り、農水産物の付加価値を高めて、産業活性化と生産力・自給率向上に大いに貢献していくことに期待しております。その一方で、食品産業、流通から排出される食品のロスに対応することもまた重要であります。そこで、食品ロスの発生状況について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 食品ロスとは、本来食べられるものが廃棄されている食品量のことであり、その発生状況については都道府県ごとのデータはございませんで、農林水産省において、平成18年度に国全体で推計したものが公表されております。具体的には、製造業や外食産業等の食品関連事業者からの廃棄物が1,100万トンで、そのうち賞味期限切れや返品による食品ロスが300～500万トン、また一般家庭からも同じく1,100万トンが廃棄され、食べ残しや調理残渣等で200～400万トンございまして、全体の食品ロスが500～900万トンとなって

おり、結果的に、約9,000万トンの食用仕向け量のうち、5～10%が食品ロスと推計されております。また、食品関連事業や一般家庭から排出される2,200万トンの廃棄物のうち、800万トンが飼料や肥料として再生利用されておりました。残りが焼却または埋立処分されているという状況でございます。

○重松幸次郎議員 それでは、食品残渣の利活用についてのこれまでの取り組みについて、もう一度、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県における食品残渣の利活用につきましては、平成17年度に宮崎県食品残渣飼料化推進協議会を設置し、特に本県で発生の多い焼酎かすをエコフィードとして利用する家畜の飼料化を推進してきたところでございます。その結果、焼酎かすの飼料化プラントが県内12カ所で整備され、県内で産出される焼酎かすの約半分が、牛、豚などの家畜の飼料として利用されていると推計しております。また、養豚農家におきましては、約60戸が、焼酎かすのほか、パンくず、野菜くず、菓子などを飼料として利用しているという状況もあります。今後とも、生産コストの低減や飼料自給率の向上を図るとともに、資源循環型農業を推進するという観点から、食品残渣の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 わかりました。なおかつ、可食部分と考えられる量が、先ほどありました推計で500～900万トン、食品ロスが処分されているようであります。そうした食品ロスの削減の取り組みから、フードバンクについて紹介をさせていただきたいと思っております。

フードバンクとは、包装の破損や印字ミス、賞味期限に近づいたなどといった理由から、品質には問題がないにもかかわらず廃棄されてし

まう食品・食材を、食品製造業や食品小売業等から引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体や活動のことを言います。フードバンクは、アメリカでは既に40年の歴史があり、年間200万トンの食品が有効活用されております。日本では2000年以降、フードバンクが設立され始めたところではありますが、ようやく宮崎でも1団体が昨年9月に事業をスタートしたようであります。どうか、こうした活動を後押しする意味から、県としてもフードバンクの動向を注視していただきますよう、本日は要望とさせていただきます。

続きまして、入札制度についてお伺いいたします。

入札制度改革の中で、地元（県内）業者への公共工事発注が地域経済の活性化に大きな役割を果たしているのは、言うまでもありません。そこで、地元（県内）企業への優先発注への基本的な考え方を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県発注の建設工事等につきましては、地域における建設産業の果たす役割等を考慮しまして、特殊な橋梁等の、県内においては施工可能な業者が少ない工事など、競争性が不足する場合を除き、原則として県内業者に発注することとしているところでございます。

○重松幸次郎議員 わかりました。では、その取り組みを始めた結果、現状はどうなのか。建設工事、業務委託の両面から、県内企業の発注件数と落札金額、そして県内発注割合の推移、平成19年度と22年度の比較でお聞かせを願いたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 公共三部の建設工事における競争入札での県内業者への発注

につきましては、平成19年度2,075件で、その落札価格は507億円、22年度1,934件で530億円となっております。また、県内業者への発注割合は、件数ベースで平成19年度は93.7%、22年度は96.6%、落札価格ベースで平成19年度は91.7%、22年度は95.5%となっております。

次に、建設関連の業務委託における競争入札での県内業者への発注につきましては、平成19年度1,038件で35億円、平成22年度1,159件で47億円となっております。また、県内業者への発注割合は、件数ベースで平成19年度は81.6%、22年度が87%、落札価格ベースで平成19年度は72.4%、22年度は76.2%となっており、建設工事、建設関連業務委託のいずれにおきましても、県内業者への発注割合が増加しております。

○重松幸次郎議員 もう一つ確認させていただきます。建設工事は、発注件数、落札金額ともおおむね95%で地元発注がなされておりますが、一方で、業務委託は落札価格で76.2%となっております。この差が生じている要因は何なのか、もう一度お尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 建設関連業務につきましては、その後実施する工事の品質に大きな影響を与えることから、一定の技術力や同種業務の実績を有する企業に発注するなど、品質確保に努めているところであります。このため、高度な技術力を要する橋梁設計、あるいは地すべり調査・解析業務等につきましては、県外業者を入札参加者に含める場合があります。結果として、建設工事に比べまして、県外業者の受注割合が高くなっているところであります。県といたしましては、公共事業の品質確保を図りつつ、今後とも、県内業者への発注に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 年々改善が図られており、努力をしておられると思いますが、引き続き、県内業者への優先発注の取り組みをよろしくお願ひいたします。

続きまして、商工観光行政についてお尋ねいたします。

初めに、商工費の予算につきまして、商工観光労働部長にお尋ねいたします。支出予算の款別区分では、商工費を見てもみますと、平成23年度は補正後総額で約439億8,175万円、平成22年度は約490億8,930万円で、51億700万円余の減額であります。増減率で見ますと、マイナス10.4%の下げ幅は、ほかよりも一番多くなっておりますが、その減額の主な要因をお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 補正後の商工費予算の減額についてであります。その主な要因といたしましては、平成22年度当初予算において、臨時的な経費として計上しました宮崎フリーウェイ工業団地の買い取り等に要した経費46億円余について、本年度、予算計上しなかったことによるものでございます。

○重松幸次郎議員 さらに、中心商店街における直接の商業支援事業予算が2つございますけれども、1つは、大規模小売店舗適正化事業費であります。これは1,000平米以上の店舗が出店を届けた場合の審査会予算と伺ひました。また、もう1つは、まちなか商業再生支援事業でございますが、少し圧縮された感がありますので、減額になっているのはなぜか。このほかにも商工費予算の中で、商店街及び中小小売・サービス業に関連する支援策としてはどのようなものがあるのか、あわせてお伺ひをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） まず、ま

ちなか商業再生支援事業につきましては、商店街等の課題を踏まえ、事業内容の見直しを図ったものでございますが、この中で、大きな課題となっております次世代のリーダー育成事業を新たにメニューとして加えたところでございます。

次に、商店街へのその他の支援策としましては、消費需要の喚起を図るため、口蹄疫復興中小企業応援ファンドを活用し、プレミアム商品券発行や地域活性化イベントに対する助成を行っているほか、店舗・駐車場等の新增設や空き店舗への移転等を行う中小事業者向けの低利融資、専門家派遣等による経営相談、さらには国の中小商業活力向上事業を初めとする各種補助事業に関する情報提供など、さまざまな支援に努めているところでございます。

○重松幸次郎議員 わかりました。昨年、県内主要商店街の事業所に県商店街連合会がアンケートをとられました。その調査結果を簡潔に申し上げますと、1つは、後継者及び従業員向けの研修事業の実施、2つ目が、専門的な知識を持ったコンサルタントからの指導を望む、3番目に、資金的な支援及び今以上に低利融資等の制度融資が求められているということでございました。この視点でもさらなる取り組みをお願ひしたいと思います。

さて、私は、宮崎市内におきまして小売業を営む傍ら、商店街役員として中心市街地の活性化に携わってまいりました。しかし、中小小売業を取り巻く環境は、長引く経済不況を初め、モータリゼーションの発達により郊外型ショッピングセンターの出店や、インターネット販売、通販等の拡大により、ますます厳しさを増しております。そして、昨年の口蹄疫、本年は鳥インフルエンザ、また新燃岳の噴火降灰によ

り、畜産農家を初め、すべての産業に甚大な被害を及ぼし、商工、観光、飲食などのすべてのサービス産業におきましても、経済の低下に一段と拍車がかかってきております。

県の統計アラカルトによりますと、県内の小売店舗数においては、10年間で2,521店舗が減少しております。1年間で約250店舗が閉店していることになり、シャッターが閉まったままの店舗が市内中心部でも目立ち始めております。しかし、このまま手をこまねいてはいけません。昨年の口蹄疫発生以来、全国の皆様からさまざまな温かい応援をいただきました。そして、その恩返しと東日本の復興のためにも、まずは宮崎から元気を発信していかななくてはなりません。宮崎県内の各市町村の商店街をいま一度活性化させるその思いにつきまして、知事の見解を求めます。

○知事(河野俊嗣君) 私も、広島県呉市の商店街の家具屋の息子であります。商店街の重要性——商店街は本当に街の顔であり、人々が集う場、交流の場、経済活動の場、また子育て、さまざまな機能を有するわけでありまして、街の活力を維持するためには、商店街の活性化を図ることが大変重要であるというふうに認識しております。ただ、全国的に見て、今、御指摘のありましたように、郊外型の大規模店舗の問題でありますとか、空き店舗の増加、それから後継者の問題——私自身も後を継がなかったわけではありますが、弟が後を継いでおります。さまざまな厳しい状況がある。それに加えて、本県におきましては、昨年の口蹄疫以来のさまざまな災害ということで、厳しさが増している状況と認識しております。商店街の活性化は、全国でもさまざまな成功例もあるわけですが、やはり地域の皆さんが一体となっ

てアイデアを出して、ビジョンをつくって、力を合わせて、人を何とかして呼び込むという取り組みが必要なのではないかとというふうに考えておるところでございます。

本県におきましては、これまでも、商店街などが行う「まちづくりビジョン」の策定でありますとか、空き店舗活用などの事業に対して支援を行うとともに、口蹄疫復興中小企業応援ファンドなどを設けまして、消費需要の喚起などに努めてまいったところであります。今後とも、商店街の活性化に向けた取り組みに対しまして、地元市町村とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ぜひとも、商店街活性化に向けて一層の取り組みをお願いしたいと思ます。

そして、これまで活性化事業といいますと、ハード面ではアーケードや街路灯の補助、またソフト面では、お祭り、イベント、講習会等の支援など、さまざまな取り組みが行われてきましたけれども、新たなプランを求められていると思います。そこで、これからの持続可能な地域づくりを単刀直入に申し上げれば、九州経済産業局が提案する医商連携によるまちづくりの推進という新たなキーワードでございます。同報告書によれば、医療の「医」と「商業」が連携する。ただし、ここで言う「医」というのは、病院や診療所などの医療機関に限定せず、それに加えて福祉や介護にかかわる施設や機関、また子育て支援にかかわる施設や機関も含めて、その総称として「医」と名づけられております。今後の地域の状況を考えたときに、子供たちを育て教育すること、そして高齢者が急速に増加する中で安心して生活できる場所を提供していく、さらには多くの地域住民が生活

習慣病等を克服し、健康で、しかも心豊かで、安心して行ける場、そうした場を形成していくことが必要になってまいります。すなわち、総称としての「医」と商店街の「商業」が連携し、お互いが協力しながら、新たな取り組みを展開していく。そこには必ずさまざまなNPOやボランティアの皆様との交流もあり、その新たなコミュニケーションの場が広がってまいります。

事例を一つ紹介いたしますと、福岡県久留米市内で一番街商店街に、「まちなか保健室 ほんとステーションマリア」が、空き店舗活用事業の一環として平成21年2月に開設をされました。ここには、聖マリア学院大学看護部の教員（看護師・保健師・助産師等の有資格者）が輪番制で市民からの健康相談に対応しております。また、キッズスペースは、子育てに関する情報交換の場にもなっております。学生、ボランティアの参加も含めて、大学側としても、地域貢献、社会連携の観点から積極的な運営がなされております。今後、多くの来街者が商業振興にも資することが期待をされております。

翻って、自然環境が豊かで温暖で、水も空気も美しく、いやしとおもてなしの心を持ったこの宮崎が、どこよりも安心で、その街に住みたい、そして何度でも訪れたいというまちづくりのために、「医」・「商」双方へのアプローチと基本フレームづくりを県が主導され、医商連携によるまちづくりが発信できればと思いますので、知事の見解をいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 商店街の振興のためには、まずはそこに足を運んでもらう、集まってもらおうということが大変重要だと思っております。そういう観点からは、御質問にありました医商連携というものは、商店街のにぎわい創出

でありますとか、安全・安心なまちづくりにつながる有効な方策の一つであると認識をしております。これまでも本県におきまして、市町村が取り組む、空き店舗を活用した健康相談室でありますとか、高齢者交流施設の設置などに対して——これは日南や西都で事例があるようではありますが——支援を行っているところであります。県といたしましても、今後の商店街振興は、従来の商業の枠を超えた多様な主体との連携という視点が大変重要であると考えておりますので、こういった医商連携の取り組みに対しましても、引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。医商連携の立場から、今後は医療観光へも取り組み、より多くの人々を宮崎に呼び込むことが、本県の観光振興を図る上でも必要となるのではないのでしょうか。既に各旅行会社がPET検診などを企画し、取り組んでいる事例が幾つかあります。ヘルスケアツアーやスポーツメディカル等、医療を活用して国内外から誘客をふやしていけないかと考えますが、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 現在、人間ドックや先進医療での治療目的で長目の滞在をし、滞在中に観光やゴルフ、ショッピングなどを楽しむヘルスケアツアーや、スポーツ選手等が医学的な指導のもとに体のメンテナンスができるスポーツメディカル等、医療を活用した誘客の取り組みが各地で実施されていると伺っております。このうち県内でも、先ほどお話のありましたようなPET検診などの検診を中心としたヘルスケアツアーについては、幾つかの病院が取り組まれているところでございます。また、国におきましても、平成22年6月に閣議

決定をいたしました新成長戦略の中で、医療と観光を組み合わせた、いわゆる医療観光を新たに開拓する戦略分野と位置づけ、実証事業や研究会を開催するなど、研究を進めているところでもあります。本県においては、豊かな自然環境や、ゴルフ場などのスポーツ施設といった観光資源に恵まれており、これらを医療と組み合わせた取り組みについては、一つの観光客誘致方策ではないかと考えておりますが、一方で、受け入れ体制などの課題もあると伺っておりますので、引き続き、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。
これから、まちづくり、そして宮崎県全体の活性化のためにも、またお互いに努力してまいりたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時34分散会

6月17日（金）

平成 23 年 6 月 17 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	岩 下 斌 彦	(自 民 党 つ く し の 会)
3 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
4 番	渡 辺 創	(新 み や ざ き)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自 由 民 主 党)
7 番	松 村 悟 郎	(同)
8 番	内 村 仁 子	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	岡 師 博 規	(日 日 新)
15 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	高 橋 透	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
17 番	太 田 清 海	(同)
18 番	田 口 雄 二	(新 み や ざ き)
19 番	星 原 透	(自 由 民 主 党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
23 番	押 川 修 一 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新 み や ざ き)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自 由 民 主 党)
33 番	横 田 照 夫	(同)
34 番	中 野 一 則	(同)
35 番	中 野 廣 明	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	十 屋 幸 平	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
県 民 政 策 部 長	渡 邊 亮 一
総 務 部 長	稲 用 博 美
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	加 藤 裕 彦
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	児 玉 宏 紀
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	甲 斐 景 早 文
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	渡 辺 義 人
警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
選 挙 管 理 委 員 長	川 崎 浩 康
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 孝
人 事 委 員 会 事 務 局 長	四 本

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 高 勝 弘
事 務 局 次 長	成 合 修
総 務 課 長	山 之 内 稔
議 事 課 長	武 田 宗 仁
政 策 調 査 課 長	福 嶋 幸 徳
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	前 田 陽 一

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に従い、順次お伺いをしてまいります。

3月11日、東北地方沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3カ月が過ぎ、亡くなった方1万5,434名、警察、自衛隊の懸命の捜索にもかかわらず、いまだに約8,000人以上が行方不明であり、収容された遺体のうち約2,000人の方はまだ身元が判明されておられません。先月24日、同僚議員3名で宮城県へ視察に行つてまいりました。被災された地元の皆様には、かける言葉も見つからない状態でありました。また、いまだに約12万4,000人以上の方が避難生活を送られております。心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を願うばかりであります。

昨年、本県にとりましては、4月20日の口蹄疫の発生、7月3日、都城市では1時間の降雨量134ミリというゲリラ豪雨、そして明けて1月21日、河野知事県政がスタートした日に4年ぶりの鳥インフルエンザ発生、そして1月27日の新燃岳の爆発的噴火と、かつて経験したことのない大災害の連続でありました。この1年、知事を初め、執行部の皆様、警察、自衛隊、消防団、そして多くのボランティアの皆様が県民の安全・安心のため、努力いただきましたこ

と、また全国の方々から多くの激励と義援金や寄附金をいただき、深く感謝を申し上げます。特に、口蹄疫に関しては平成22年度に1,880億円の復興対策費が講じられましたが、今、本県は、全国の皆様からいただいた温かい御支援にこたえるためにも、さまざまな災害に対して県民一丸となった復興対策と災害防止策に取り組まなければなりません。

そこで、先ほど申し上げましたが、今回の東日本大震災の被害を教訓に、新たな防災対策が必要となってまいりました。本県は、445キロに及ぶ海岸線を持ち、津波被害が大変心配される場所でもあります。そこで、知事にお伺いをいたしますが、東日本大震災後、沿岸に住んでおられる地域住民の方々から心配の問い合わせがあったのか、何を心配しておられるのか、お伺いをいたします。また、想定外のことも踏まえ、どのような防災対策を検討されていくのか、お伺いをいたします。

次に、総合計画に関連してお伺いしてまいります。

本県は、今後20年を見通した長期ビジョンと、知事の政策提案を踏まえた4年間のアクションプランから成る総合計画「未来みやぎ創造プラン」の策定作業を進めてこられました。長期ビジョンについては、既に2月議会で議決成立しており、今議会にはアクションプランが提案されております。私は、これからの10年、20年は変化の時代であると考えております。国際的な経済情勢や人口構造の変化、資源、環境問題などの要因により、社会や経済のあり方もこれから大きく変わっていかざるを得ないわけであり、我が宮崎県もこうした時代のうねりに無関係ではいられないと思うのであります。このような意味で、今回、長期的な視点

から県が進むべき方向性を示したこと、そしてその礎づくりのため、アクションプランの中で10の重点テーマを設定し、実行のためのプログラムをまとめられたことについて、私としては一定の評価をするものであります。

危機事象への対応と再生・復興や、将来世代育成、持続可能な地域づくりなど、いずれも重要なテーマが掲げられており、それぞれ戦略性を持って取り組んでいく必要がありますが、将来を考えていく上では、やはり本県の経済、産業づくりが重要であると、私は思うのであります。アクションプランにおいても、環境・新エネルギーの先進地づくりや、フードビジネスの展開、地域発の産業創出、観光交流・海外展開などの方向性が示されておりますが、要は、それをどのように実現していくのかであります。そこで、本県の産業に関する長期的な見通しや、その実現に向けて、この4年間どのようなことに力を入れて取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、防災対策についてであります。東日本大震災後に所管部局などにありました問い合わせの内容であります。例えば、「自宅が海の近くにあるが、津波が到達するかどうか教えてほしい」でありますとか、「自宅の近くに高台がないが、どこに逃げればいいのか」、また「自宅のある場所の海拔を教えてほしい」といった、津波に関連した内容が多く寄せられているところであります。今回の震災では、津波による被害がクローズアップされたことから、問い合わせの内容も、そのことを反映している

ものと思っております。

災害におきまして最も優先すべき課題というのは、命を守ることであります。今回の震災での教訓の一つは、津波に対していかに早く安全な場所へ避難できるかということであったかと思えます。防災対策は、ソフト、ハード、いろいろありますが、ハードだけでは防ぎ切れない、さらにそれ以外への備え、自助・共助・公助——基本ではございますが、公助だけでは足りない、自助・共助の必要性ということも明らかになったところであります。したがって、県民一人一人が平常時から災害に対する十分な備えをし、自然災害に対する正しい知識を持つて的確な判断と行動ができること、これが最も重要であると考えております。県といたしましても、今回の大震災を踏まえたさまざまな教訓というものを、県民の皆様への周知徹底を図るとともに、防災計画、減災計画の見直しなど、市町村とも連携を図りながら、防災対策に最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、本県産業の方向性、今後の取り組みについてであります。口蹄疫や新燃岳の噴火の影響などもありまして、本県経済は大変厳しい状況にありますことから、まずは早期の経済・雇用の回復を図ることが必要であり、さらには長期的な視点からは、人口構造の変化やグローバル化の進展に対応しながら、地域経済のエンジンとなる産業を育てていくことが重要な課題であると考えております。このため、アクションプランの中では、まず、「危機事象への対応と再生・復興」を第一の重点テーマとして掲げまして、即効性のある経済・雇用対策を講じていくこととしております。また、長期的な視点からは、太陽光、太陽熱など新エネルギー分野に

において産業創出を図る「環境・新エネルギーの先進地づくりプログラム」でありますとか、本県の強みを生かして総合的な食料供給産業を目指す「フードビジネス展開プログラム」、また、東九州メディカルバレー構想などを推進する「「地域発」産業創出・雇用確保プログラム」などを掲げたところであります。さらに、「観光交流・海外展開プログラム」によりまして、今後、成長が期待されるアジア市場に目を向けた海外展開にも取り組みながら、将来の本県経済の牽引役となる成長産業を育ててまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 御答弁ありがとうございます。今回の東日本大震災、私も行ってまいりましたが、地震の被害より津波の被害がひどかったんですね。沿岸部におきましては、家も基礎しか残っていない。本当に悲惨な状況であったんですが、連日あの映像を見られまして、県民の皆さん方、特に沿岸に住んでおられる御家族の皆さん方は、本当に心配をされております。早急な防災マップの見直し等に取り組んでいただきたい、そのように思っております。

続きまして、フードビジネスについて知事にお伺いをいたします。私の出身地の都城市を含む県西地域は、農業や食品関連産業の一大拠点地域であります。地域の取り組みとして、地元の農業者や法人、企業等が集まって、食や農業に関連した新しい産業展開を起こそうとする動きも出てきております。これから食料確保は重要な課題になると予想される中で、まさに時代の要請にこたえるものであります。そこで、特にフードビジネスに関連して、地域の強みを生かした食料供給事業の拠点づくりを進めていく

ことが今後重要になると思っておりますが、このことについて知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 世界的な人口増加もあります。安全・安心な食料の確保は今後、重要な課題になってまいります。最近では、食料が世界的な投機の対象にもなっておりますし、ランドラッシュと言われるような農地の争奪戦も行われているところであります。そういう中で、全国有数の食料供給県であります本県は、我が国の食料の確保という大変重要な役割に大きく貢献できるのではないかと考えております。農水産物の生産拡大はもちろんであります。それを生かした食品産業につきまして、今後の産業振興の重要な柱にしていきたいと考えております。そのため、アクションプランの中で、重点プログラムの一つに「フードビジネス展開プログラム」を掲げまして、その中で特に農水産業の6次化、農商工連携などによる食品産業の振興に力を入れていくこととしております。

具体的な取り組みに当たりましては、農業生産や製造・加工、流通・販売など、さまざまな分野の力を結集することが大事だと考えております。御質問にありましたように、農業者や関係団体、企業の皆様の連携した取り組みが活発化していくことは、事業化に向けて大いに期待の持てることであると考えておるところでございます。こうした動きを活発化させまして、本県が日本を代表する食料供給基地になるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。昨年、県は、県北を中心に、旭化成を中心とする東九州メディカルバレー構想の地域指定をされました。私も商工の常任委員会におりましたか

ら、そのオープンするときにも出席させていただいたんですが、今から県北は、医療の薬品、器具等の開発分野で発展していくものと、そのように大変期待をいたしております。御案内のとおり、本県の基幹産業は農業であります。特に都城を中心とする県西地域については、肥沃な農地が広がっておりますし、今後、フードビジネスを進めていく上では、都城を中心に、広く言えば大隅半島を中心とするフードビジネスのあり方を真剣に考えていかなければならないときかなと、そのように思っています。アクションプランの中で——私たちも地元で議論し、この政策の地域指定を目指しながら頑張っていきたい、そのように思っています。

次に、第七次農業・農村振興長期計画について、同じく知事にお伺いをいたします。

最近の農業情勢は、御案内のとおり、グローバル化の進展による国際競争の激化や、少子高齢化による担い手の減少、地球温暖化の進展、そして家畜飼料や燃油などの海外に依存した農業生産資源の高騰、さらに最近では、東日本大震災における放射能汚染や、食品衛生に係る食の安全・安心の問題など、かつて経験したことのない多くの課題を抱えております。

このような中、今後10年先の本県農業を目指す将来像、いわゆる長期ビジョンと、最初の5カ年間の具体的な施策展開を盛り込んだ基本計画で構成された農業・農村振興長期計画が、今議会に提出されております。今回の計画が第7次ということで、これまで過去6回の長期計画や当時の情勢等について、少々長くなりますが振り返ってみたいと思います。

最初の計画は、50年前の昭和35年に宮崎県防災営農計画として策定されたのであります。このころから、牛、馬による耕作から耕運機等に

よる機械化農業のスタートとなったのであります。この防災営農計画は、当時、甚大な被害を受けていた台風災害の影響を防ぐための営農方式として、早期水稻、施設園芸、畜産の導入を進めるなど、当時の農業産出額は全国第31位であったものを現在の第5位まで引き上げた、現在の本県農業の原型を築く極めて革新的な計画であったと考えております。その後、機械化の進展や、畜産、園芸品目の選択的規模拡大が進められ、本県の農業生産力も飛躍的に発展をしましたが、一方では、米を初め牛乳等の生産調整の実施や、農畜産物の輸入拡大などの逆風も数多く経験してまいりました。さらに、国内経済が豊かになるに従い、消費の志向も、よりサシの入った牛肉や、より糖度の高い果物、規格の整った野菜を求めるなど、消費ニーズに沿ったよりよいものの生産に努めるとともに、近年は、産地偽装事件や農薬の残留問題などを受けて、トレーサビリティによる生産情報提供や残留農薬検査体制の整備など、日本一安全・安心な産地づくりを目指してきました。しかしながら、昨今の農業情勢はますます厳しさを増し、さらに本県では、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の火山活動などのたび重なる災禍に見舞われ、冒頭申し上げましたように、生産現場は、農産物の価格低迷と資材高騰により厳しい情勢を強いられる中、再生・復興とともに、その打開策として提案された本計画は、本県農業・農村の持続的な発展に向けた施策推進の羅針盤となる極めて重要な計画であると考えております。そこで、今回提案された農業・農村振興長期計画は、どのような特徴があるのか、さらに本県農業・農村の将来をどのように見据え、どのような方向にかじ取りされるつもりか、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど御指摘がありましたように、県内各地がそれぞれ地域の特色なり強みを生かして産業振興に取り組んでいく、それが重要であるのと同様に、本県の強みである農業をさらに磨き上げて取り組んでいく、その観点からも、今回の農業・農村振興長期計画は、これまでの数次にわたる計画と同様、今後の農業の展開をにらんだ大変重要な計画であるという位置づけでございます。

特徴といたしましては、1つ目は、常在危機という意識のもとに、口蹄疫の発生などを教訓といたしまして、危機事象への備えと対応というものをしっかりしていくこと、2つ目としましては、農を核とした他産業・地域などとの連携による素材供給型の産地から加工・販売までの総合食料供給型の産地づくりへの転換を図っていくこと、3つ目としましては、農家の所得確保を最優先に、農業経営資源をフル活用するための関係者の結集を図っていくこと、4つ目としまして、バイオマス資源や太陽熱など新エネルギーの積極的な利活用などを掲げておるところであります。

また、本計画の中では、「儲かる農業の実現」、さらには「循環型社会と低炭素社会への貢献」「連携と交流による農村地域の再生」「責任ある安全な食料生産・供給体制の確立」という4つの視点を計画推進の柱として掲げておりまして、産業間の垣根を越えた連携と参入によりまして、新たな付加価値を創出して、地域経済をリードできるような成長産業に大きく転換してまいりたいと考えております。先人のたゆまぬ努力により、現在、全国第5位の農業生産額を誇っておるところでございます。農業者が将来にわたって夢と希望を持てるような本県の農業というものを築いてまいりたいと考

えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、6次産業化の振興策について農政水産部長にお伺いをいたします。農村社会では高齢化が進行し、本県では農業法人の育成や、建設業からの農業参入を進めてきた結果、生産力は何とか保たれていると思いますが、今まで以上に生産性を高めていくには、いかに付加価値をつけていくか、これを引き金として、いかに雇用拡大による地域経済の活性化を図っていくかが重要であると考えております。これを進める上で大切なのは、人材の教育、育成であり、農業法人でも経営規模が大きくなれば資産がふえ、雇用の増や関連事業費が増大し、組織としての高い経営管理能力が求められるわけですが、対応できるリーダーの育成が重要なかぎを握っているのではないのでしょうか。また、農村社会で安定した魅力ある労働対価が提示できる雇用機会を安定して継続するためには、これまでの原料生産を主体とした産地から脱却し、付加価値が高いものに加工して供給していく産地体制の整備が必要だと考えております。現在、県内でも地場野菜を使った冷凍加工施設等の整備が進んでおりますが、これらの動きを含め、さらに口蹄疫からの再生・復興を進めていく上でも、今後ますます農を核とした6次産業化の推進は極めて重要になると考えております。そこで、6次産業化の振興策をどのように進めていかれるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業・農村において所得や雇用を確保し、地域経済を活性化するためには、地域の特産物に着目して、生産から加工・流通に至る一連の取り組みを強化することによりまして農業の高付加価値を図る6

次産業化、また農商工連携を推進していくことが大変重要であると認識しております。これまで県では、農業振興公社を中心としたワンストップ相談窓口の整備、また商工部門との連携による加工・流通に関する研修の実施などによりまして、6次産業化の事例の発掘や、経営管理能力を有するリーダーの育成に積極的に取り組んできたところであります。これに加えて今後は、食品企業等に対しては、食料供給基地としての本県への立地の優位性をアピールし、地域の具体的な案件に関しましては、関係機関・団体等による検討会を開催するなど、農業者と食品企業との連携や、事業化までのフォローアップに努めてまいりたいと考えております。このような取り組みによりまして、「儲かる農業」の実現と、農村地域の雇用につながる新たな6次産業ビジネスモデルの創出を、積極的に推進してまいりたいと思います。

○山下博三議員 ありがとうございます。なぜ6次化を急ぐかということをちょっと申し上げたいと思うんです。都城管内でジャガイモの収穫が終わったんですが、今、140町歩のジャガイモの栽培がされております。湖池屋というポテトチップスをつくる会社の、京都、埼玉の2工場加工されるんです。ことしは140町歩で4,000トンのジャガイモの収穫がありました。せっかく地元でこれだけのジャガイモ生産が定着してきたわけですから、できれば企業誘致なりして地元で加工して、都城から流通をしていただく、これが今からの大事な6次化の目指す姿であろうと思っています。そのことも踏まえまして、強力な農業振興策を中心とする中で、6次化を目指す生産体制をとっていただくとありがたい、そのように思っています。

次に入らせていただきますが、農村での新エ

ネルギーへの取り組みについて、同じく農政水産部長にお伺いをいたします。今後のエネルギー情勢につきましては、東日本大震災に端を発した原子力発電の問題、中東の政治情勢などによる供給不安や、地球温暖化対策に向けた今後の諸産業のあり方として、安全で地球環境に配慮した対応を求める世論が日々高まっております。本県産業においても、今後、県民、さらには国民への安定した食料供給基地としてあり続けるためには、生産現場で使うエネルギーの供給を、産地の責務としても可能な限り県内自給を図っていくべきであると考えます。そこで、本県農業・農村の特徴を生かした新エネルギーへの取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県農業においては、現地実証試験等の成果をもとにしまして、マンゴー、ピーマン等でヒートポンプによる石油エネルギー低減の取り組み、また畜ふんバイオマスの活用による鶏ふん発電などの新エネルギーの導入について、全国に先駆けた先進的な取り組みを進めてまいっております。今後の取り組みにつきましては、県内の豊富な木質や畜ふんなどのバイオマス資源の活用はもとよりですが、太陽光のエネルギー利用について、畜舎の屋根などの農業関連施設の利用について検討を進めることとしております。また、現在、県総合農業試験場において、世界的な光学技術を有します三鷹光器と共同で実施している太陽熱利用技術の実用化に取り組み、本県農業の持続的で環境に優しいエネルギー自給率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 宮崎県は全国平均より5年間早く高齢化が進んでおるわけですね。特に、農村社会ではさらに早く進んでおる状況でありま

す。何か早く思い切った施策を農村部を中心に持ってこない、ますます高齢化が進むものと思っております。やはり農村社会に雇用の場がなければ、大学進学や就職などで若年層の人口流出がさらに続いていき、早く人口構造が変わってくるものと思っております。長期計画、そして新エネルギーの農村社会の中で果たす役割もひっくるめて、早くこの計画を進めていただければありがたい、そのように期待をいたしております。

次に、口蹄疫の検証について、同じく農政水産部長にお伺いをいたします。

今回、口蹄疫からの再生・復興方針が工程表で示されました。今日においても、韓国、台湾等における相次ぐ発生を踏まえると、口蹄疫についてのウイルスリスクは減少しておらず、いつ我が国で発生してもおかしくない状況であります。昨年我々は、一たん口蹄疫が発生し、蔓延状態にまで達すると、経済全体に甚大な影響を及ぼすことを体験いたしました。口蹄疫からの再生・復興は前例のない取り組みであり、また推計で約2,350億円という大規模な影響からの脱却という大変難しい課題への挑戦でもあります。今日まで、国、県の検証委員会においても感染経路は解明されておらず、農家の皆様も、今日も大変不安な気持ちで経営に取り組まれております。発生地におきましても、今日まで経営の再開に取り組まれた方は50%台ということであります。感染経路の究明につきましては、いまだに解明されておりませんが、国、県における口蹄疫対策検証委員会の調査報告を踏まえ、国内、県内、あるいは農場へのウイルス侵入防止等の防疫対策についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 昨年の口蹄疫

について国の検証委員会では、特に、国、県、市町村の役割分担を中心にさまざまな御指摘がありました。また、県の検証委員会においては、防疫の各段階における具体的な対応や県の危機管理体制について問題点の指摘をいただきました。これらを踏まえ、国においては家畜伝染病予防法の改正を、県では防疫マニュアルの改正や再生・復興の工程表策定を行ったところでございます。国内への侵入防止は、家畜伝染病予防法の改正によりまして、水際防疫を強化し、外国からの入国者に対する質問や、携帯品の検査、消毒を行うこととしており、県内への侵入防止は、防疫マニュアルに基づき、空港、港湾における徹底した消毒等について関係機関に協力依頼し、積極的に対応していただいているところでございます。また、農場は農家みずからが守るという観点から、飼養衛生管理基準の徹底を図るため、その周知に努めますとともに、本年度中には、家畜防疫員による全戸立入検査を実施し、指導することとしております。今後とも、一たんウイルスが侵入した場合のマニュアルに基づく迅速な対応を含めて、防疫体制の強化には一生懸命努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 埋却地の確保について農政水産部長にまたお伺いいたしますが、今回示された工程表の中に、埋却地の確保については、あくまでも個人の責任で確保することと明記をされております。今回の蔓延の原因は、埋却地の確保がうまく進まなかったことが一番の原因だと言われております。酪農家、和牛生産農家等は自給飼料基盤がありますから、さほど心配をいたしておりませんが、問題は、養豚、肥育牛農家だろうと思います。今、その農家の人たちが埋却予定地を求めようとする、農地の耕作

者でないために農地の購入ができないなど、問題が生じておりますが、その確保に向けてどのように取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今回の家畜伝染病予防法の改正では、万一の発生に備え、迅速な防疫措置が講じられますよう、今後、国が定めます飼養衛生管理基準において、農家に事前に埋却地を確保する義務というのが課せられることとなったところであります。一方で、埋却候補地として、耕作を目的としない農地の取得等が制度上難しいことは事実であります。したがって、まずは関連法制度の中で農地を確保する方法など、農家ができるだけ少ない負担で埋却地を確保できるよう、市町村や関係機関と一体となって検討してまいりたいと考えております。また、国に対しても、必要に応じて迅速に埋却地の確保ができるよう、制度の柔軟な運用等につきまして、要望を行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 都城管内で、酪農家が今、152戸、和牛の生産農家が1,849戸あるんです。この人たちは何とか埋却地の確保はできるということなんです。しかし、養豚農家は151戸あって、200農場あるんです。埋却地の確保調査を都城市でされたそうなんです、136戸の人たちから回答が返ってきたそうです。そして、84戸、62%の人たちからは確保が大丈夫だと回答があったみたいなんです、52戸の38%から、「ない」という回答が返ってきたんです。農地法の中に――同じ農業で養豚をされていても、5反歩以上の耕作をしないと農地は買えないんです。そこに法の穴があるんです。埋却地を確保せよという行政主導のもとにやると、農地法という国がつくった法律で壁ができてい

す。畜産が主軸の本県でありますから、恐らく児湯地域においても、同じ悩みを抱えた農家はたくさんあるだろうと思うんです。ぜひとも国と、何とか特例措置を求めていただくように交渉していただくことをお願いしておきたい、そのように思っています。

続きまして、環境森林部長にお伺いをしてまいります。本県林業の状況についてお伺いをしてまいりたいと思っておりますが、我が国では、戦後の伐採跡地への植林や昭和30年代以降の拡大造林などにより、1,000万ヘクタールの人工林が造成され、これらが成長した結果、森林蓄積は昭和26年と比較して2倍以上の約44億立方となっております。10年後には50年生以上の高齢級の森林が67%にまで増加すると推測されております。本県においても、杉を中心とする民有人工林の68%が伐期を迎えているなど、森林資源は着実に充実してきており、本格的な利用段階に入ってきております。

このような中、国は平成21年12月に、我が国の森林・林業を再生していくための指針となる「森林・林業再生プラン」を策定いたしました。プランでは、森林・林業の再生に向けて、10年後の木材自給率を50%以上に引き上げる目標を掲げており、今後、路網の整備や森林施業の集約化、必要な人材の育成等を進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することとしております。本県における木材利用の現状と利用拡大の取り組み状況についてお伺いをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 本県の平成22年における素材生産量は、北海道に次いで全国第2位の約155万立方メートルとなっており、そのうち約9割が県内で製材品などに加工されております。また、製材品のほとんどは柱やはり

などの住宅の建築資材で、約7割が県外に出荷されております。こうした中、県では、県内の公共施設等における木材利用に対する助成や、木造住宅を建設する県民への県産杉の柱81本プレゼント、首都圏等の大消費地における知事のトップセールスのほか、行政と民間が一体となって大口需要者に売り込む「チームみやぎすぎ」による取り組みなど、県内外での需要拡大に取り組んでおります。また、韓国への輸出拡大に取り組む団体に対し、商談会等への活動支援を行っております。さらに、木材利用技術センターでは、杉とヒノキのハイブリッド集成材の開発支援など、新たな製品の開発等に取り組んでいるところでございます。

○山下博三議員 ありがとうございます。次に、集成材建築物の建設状況について、環境森林部長にお伺いをいたしますが、その前に、6月10日の宮日新聞に、「木材韓国輸出で連携」との見出しで記事が出ておりました。南那珂、都城、曾於の3地区の森林組合で、今月中旬、杉、ヒノキ合わせて約2,100立方を、杉立方当たり1万円、ヒノキ立方当たり1万3,000円から1万5,000円の単価で、韓国の製材所に丸太で試験輸出するとのことでありました。

私は、3つのことに疑問を持ちました。まず、売り渡し価格であります。この価格でまず林家の手元に残るお金が幾らになるのか、次に、なぜ加工して出荷しないのかであります。私は、この地区は日本一の製材所群があり、そして加工技術、木材の乾燥施設、すべて日本一だと思っております。そして、国も県も莫大な資金を投入しているはずであります。3点目は、記事の中の、「人口減少などで国内住宅着工戸数が年々減り、将来的に資源蓄積で飽和状態となって丸太の販路が窮地に立たされること

を懸念。」との内容であります。確かに、昭和30年代から拡大造林ブームに乗り、民有林、国有林合わせて35万4,000ヘクタールの人工林が造成され、その大半が伐期を迎えており、生産過剰になっていることは理解をいたしております。しかしなぜ、日本にある資源を建築に有効利用しないのか、官民挙げて、山の果たしている多面的機能や、豊かな水、緑の資源を再生産できる方向性が出てこないのか、いま一度、木材利用を真剣に考えるべきではないでしょうか。そこで、本県における集成材の建築物の建設状況をお尋ねしたいと思います。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 集成材は、乾燥や強度等の品質や性能が明らかであるという長所があります。県内では6つの工場で生産されております。本県における集成材を使用した事例としましては、大規模な建築物では、木の花ドーム、サンドーム日向、南郷くろしおドーム、日向市駅舎などがあります。さらに、体育館や幼稚園などの公共建築物や一般住宅などにも幅広く活用されております。

○山下博三議員 同じく環境森林部長にお伺いいたします。先ほど壇上からも申し上げましたが、私は先月24日、同期の黒木正一議員、松村悟郎議員とともに、宮城県で大震災による津波被害の調査をしてまいりました。皆様の手元に資料として配付をさせていただきました。一番上の写真から説明をしますが、場所は、今回の東日本大震災において死者、行方不明者、そして被害状況が一番ひどかった石巻市に建ててあります。海岸より60メートルの場所に建設されており、1985年完成であり、築26年になります。スパン20メートル、けたゆき16メートル、最高の高さ10メートル、建築面積880平米で、ごらんのように2階建ての展示住宅がすっぽり入

る形で、屋内展示場として利用されていたそう
であります。中にありますモデル住宅は売買が
成立し、その後は自社製品展示場として使用し
ていたそうであります。構造につきましては、
集成材アーチ構造で、北海道のエゾマツ、トド
マツが材料として使われており、強度等級は杉
を材にしたものと同じであります。3月11日の
大震災により10メートルの津波が押し寄せた後
は、石巻港を初め、以前の町並みの面影も全く
なく、何とも説明のしようもない愕然とする状
況でありましたが、消えた町並みの中にこの建
物が残っておりました。信じられない気持ちで
写真におさめましたが、悲惨な現場を前に、集
成材の強さを知ることができました。右の基礎
の部分をごらんください。想定外であったと言
われるあの大きな地震、津波の中、ゆがみもな
く、どの部分の接合金物もしっかりと土台を支
えておりました。私は建築のことに詳しくあり
ませんが、ただ、この建物がしっかりと残って
いるこの事実を、本県の木材利用振興につなげ
られないか、真っ先に感じる場所でありまし
た。

そして、このことを5月31日、都城北諸の地
連協の場で紹介させていただきましたところ、
この建物は、都城にあります県木材利用技術セ
ンターの飯村所長の設計、施工指導でできたも
のであることが判明をいたしました。飯村所長
は、当時、三井木材工業株式会社東京本社にて
集成材アーチ構造のセールスエンジニアをされ
ており、2001年、センター開設と同時に、当時
の所長だった大熊先生の紹介で宮崎県に招聘さ
れたそうであります。そして、その後の本県の
集成材で建築された大型公共建築物に携わって
こられたそうであります。そこで、東日本大震
災の津波に耐えて残った集成材建築物に対する

見解をお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 山下議員が撮
影された写真や、別の建物周辺地域を写した写
真を見まして、周辺施設が大きな被害を受け、
瓦れきが散乱する中で、津波や地震に耐え残っ
たこの建物には、大変感銘を受けたところで
す。当建築物は、大断面集成材を活用したアー
チ構造で丈夫であったことに加えまして、写真
にもありますように、集成材とコンクリート基
礎が、さびに強い亜鉛メッキの金具でしっかりと
固定されていることや、間口が広がったこと
などにより、津波に耐えられたものではないか
と推察されます。被災地の沿岸部にもかかわら
ず、津波や地震に耐えたこの建物は、木材利用
を促進する私どもにとりまして、自信と勇気
を与えてくれます。今後、被災地における建物
につきましては、国の研究機関などにより、被災
要因等の検証がなされるものと思われまので、
県といたしましても、引き続き、情報収集
に努めながら、集成材建築物のよさをさらに研
究してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 実は集成材の歴史は昭和27年
ごろから始まっているんです。いろいろ私も飯
村所長と何回かお話をしてまいりました。そし
て、飯村所長の出された文献も拝見させてい
ただきました。当時、北は北海道の三井木材、南
は都城の島津で集成材の歴史が始まったそう
なんです。都城にまだ残っているんですが、島津
の丸十産業の中にボイラー室があるんですけれ
ども、アーチ型の集成材で昭和37年にでき上
がったものがまだ残っております。非常に集成
材の歴史があることを知っていただきたい、そ
のように思っています。

続きまして、この建物の話をさせていただき
たいんですが、この建物の持ち主である山大産

業株式会社は、資本金11億300万で、住宅建築用木材加工、建材、資材、設備機器卸・小売販売をされており、高橋常務さんと何回か電話でお話をいたしました。まず、この建物は今後も十分使えること、鉄骨だったらさびて、とても使えないということでもあります。集成材建築は、地震、津波、火事にも強いということを言われました。なぜ火事に強いのかということを知りましたら、燃えても表面だけが焦げて、後は炭化するそうなんです。だから非常に集成材は強いということを言われました。以前はコストが高くつくこともありましたが、技術の進歩や、重量が鉄骨に比べて軽いことから基礎の部分で安くつくこと、日本には鉄骨の資源はないが、木材の資源が豊富であること、先日、林野庁長官が視察に見えたそうではありますが、大変驚かされていたとのことでありました。今回、改めて集成材の特徴を知ることができましたが、宮崎県には豊富な森林資源があります。今回の東日本大震災において、日本国民総力で復興に当たらなければならないと思いますが、木材の利点を生かし、災害復興に向け、本県産材の利用は考えられないか、また公共・民間福祉の分野において集成材建築の普及拡大は考えられないか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 被災地における復興段階でのさまざまな木材需要につきましては、その動向を注視いたしまして、可能な限り対応してまいりたいと考えております。さらに、今後予想されます復興需要を背景とした全国的な木材需要の高まりに対しましては、私が本部長を務める「チームみやざきスギ」が中心となりまして、民間と行政が一体となって、県産材の需要拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また現在、感謝の思いとともに、被

災地、被災者を支援していこうという「みやざき感謝プロジェクト」の中で、本県産の杉でつくった学童用の机といすを宮城県に送ろうという取り組みをしておるところでございますが、これも現地のニーズに対応した支援の中で、本県産の杉、またその製品の優秀さをアピールするという取り組みであるわけでありまして。

集成材のこの建築につきまして、私もこの写真を拝見して感動しておるところでございます。木材利用を促進しようとする本県にとりまして、大変心強いことですし、手ごたえを感じられるものだと考えております。県におきましては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」でありますとか、これに基づきまして、昨年11月に県の基本方針を改正しております。これを踏まえて、より一層の木造化、木質化を進めることとしておるところでございます。公共・福祉分野におきましても、先ほど来説明がなされております、集成材の長所を生かした建築物の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 期待いたしております。よろしく願いいたします。

鳥獣被害についても出しておりましたが、時間がありません。お許しください。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 次は、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕（拍手） 久方ぶりの質問であります。けさ、年をとると早く目が覚めまして、ゆがんだ家から窓をあけて外を見ますと、アジサイの花が雨に打たれて咲いておりました。アジサイの花というのは、花言葉で「移り気」というんだそうですが、まさしく今、日本の政治の移り気なところを言っているのかなと思ったところでありました。

さて、去年の今ごろ、口蹄疫の真っ最中でありました。去年のきょう、何をやっていたかという、ちょうど講堂で県議団と対策本部の責任者等との意見交換会が行われた日でもあります。また、23日になりましたら山田農林水産大臣がお見えになりまして、知事の控え室で意見交換会が行われました。そのときは既に、前東国原知事と山田大臣はバトルの真っ最中でありました。私も前東国原知事に、農水大臣に余りいろいろなことを申し上げると予算が来ないじゃないかという話を、苦言を呈しましたところ、明るく日は早速、ブログに載せていただきました。ありがたいことでございます。

しかしながら、先ほどからいろいろ話がありますが、宮崎県は口蹄疫あるいは鳥インフルエンザ、あるいは新燃岳の降灰等々がございました。一番かわいそうな県というふうに思っておりましたが、3月11日、あの東日本大震災が勃発して、すべてのものが飛んでしまったような感さえたわけであります。残念ながら、いろんな方がおっしゃいましたが、まだまだ行方不明の方がおられます。心から、亡くなった方々に哀悼の意を表し、そしてお見舞い申し上げたいと思います。

それにつけても、201名の子供たちが両親を失いました。いわゆる震災孤児ということになったところがございます。この子たちを何とかしてあげたいなという気持ちでいっぱいではありますが、いかんせん、私どもどうにもなりませんけれども、何とか支援できればいいなというふうに思っているところであります。地球の規模からいいますと、長いスパンでこういう震災あるいは津波がやってくるわけです。100年、200年、あるいは1,000年という規模でやってきます。人間というのは、長年生きてって100歳ぐら

いしか生きられない。その中でだんだん風化して忘れてしまう、そういうことではないかなと思います。

日本人は、まだまだ忘れてはならないことがたくさんあります。思い出してください。66年前、第二次世界大戦の折であります。昭和20年ごろであります。日本はアメリカによって本当に大爆撃を受けて、大きな被害を受けました。東京などは大空襲により約10万の人たちが亡くなりました。そして、都城や宮崎、主要都市にも爆弾の雨が降ったわけでありまして、日本全国で都合24万人の人たちが亡くなりました。また、それに追い打ちをかけるように、広島、長崎に原爆が投下されました。広島に原爆が投下され、14万人の方たちがお亡くなりになりました。長崎で7万人であります。本当に腹立たしく思いませんか。非戦闘員ですよ。一般の国民は非戦闘員です。この非戦闘員に対して無差別攻撃をして多くの国民を死に至らしめた。これは明らかに国際法違反であります。これは日本人として忘れてはならない。何ですか、トモダチ作戦。ちょこちょこやってきてしてくれました。福島原発が危ない、飛んで逃げたじゃないですか。私たちはどこの国も本当に信用していいのかどうか、今考えなくちゃいけないと思います。この震災によって自助・共助というのが芽生えつつあります。日本を何とかしよう、どげんかせないかんということで、日本国民が今考えつつあります。こういうときであるからこそ、日本を本当に今、立て直さなくちゃいけない、そういう時期に来ているんじゃないかというふうに私は思います。知事にお伺いするのは酷な質問かもしれませんが、この現状を見てどのようにお考えか、知事の答弁をお伺いしたいと思います。

後は質問者席でさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

ただいまの御質問をお聞きいたしまして、議員の国を憂える心というものがひしひしと伝わってきたところでもあります。まさにこの大震災、未曾有の被害を目の当たりにいたしまして、今、国民というものは、日本のあり方、その将来というものを真剣に考える一つの大きなターニングポイントを迎えているのではないかと考えております。政治のあり方、経済、外交の問題、自然環境、エネルギー問題、さまざまな課題があるわけがございます。そういった中で、これまでの日本の歩みというものを振り返り、そして今回の大震災のさまざまな教訓を踏まえて、これからの国づくりを真剣に考えていく、そのような段階にあるものというふうに考えております。大変重要なこととしましては、災害に強い国土づくりを進めていくこと、それから今御指摘のありましたような助け合いの精神、日本の一つの美德である、本県にも強く残されているきずなというものを生かしながら、地域をつくっていく、社会をより強固なものにしていく、そのような取り組みが必要であろうかと考えておるところでございます。以上であります。 [降壇]

○中村幸一議員 皆さんいろいろと被災地に行っておられますが、私は4月24～25日、蓬原議員とともに気仙沼に行ってまいりました。なぜかという、御案内のとおりであります、気仙沼にカツオの水揚げを40数%するというところで、気仙沼の市長さんあるいは副市長さん、県議会議長さんともお会いをしてまいりました。そして、一日も早く水揚げができるように

努力をしていただけないか、また宮崎県としてもできることがあれば力をかけてあげたい、そのようなお話をさせていただきました。非常に喜んでいただいて、対応していただいたわけですが、漁業組合長さんには、こちらの漁業組合長の親書を携えてお願いに行ったところでもございました。そして、るる申しませんが、県議会議長さんが自分の車に私どもを乗せて、被災地を案内していただきました。目を覆うばかりの惨状でありました。皆さんおっしゃったとおりであります。その中で、自衛隊の皆さんが腰までつかって被災者を捜索されている。これを目の当たりにして、本当に感動し、感謝をいたしました。自衛隊を暴力装置などと言った閣僚がおりましたが、そいつをひっ捕まえて、ここで遺体の捜索に当たらせたいと強く感じたところでありました。

天皇皇后両陛下が被災地をお見舞いになられました。あの優しい言葉をかけられて、どれだけ被災地の皆さん方が感激し、やる気を出されたかわかりません。その中で、天皇陛下がこのような言葉をおっしゃいました。なかなか固有名詞を使っておっしゃらない天皇皇后両陛下ですが、自衛隊、消防、警察の皆さんには本当に感謝したい、非常に感謝していますということをおっしゃったのであります。そのことに関して本当に国民も胸を打たれたわけですが、私も、その後、1カ月たちまして、気仙沼がどのようになっているのかなということで、同僚議員3人と、また三陸方面に行ってみりました。気仙沼は1カ月のうちに立派に片づけが、ある程度されておりました。そういう状態を見て、何とかなるんじゃないかなという気持ちにもなったところでもあります。

このようにいろいろと皆さんが努力されてお

る中で、今の政府は何でしょう。不信任決議案、そして内部の抗争、我が自民党もいけません。そしてまた、いわゆる宇宙人とか市民運動家が日本を本当にかき回しておる。こんなていたらで本当にこの国はいいのだろうか。この人たちは地元におるときはいいことを言うんですが、永田町に行ったらわけがわからなくなるんじゃないか、このように思うのであります。非常に残念であります。早く県議会議員が国会議員に行ったほうがいいのじゃないか、このように思うときがあります。このことについて、腹立たしい思いを知事はどうお考えか、お聞かせいただきたい。

○知事（河野俊嗣君） いろいろな熱い思いを伺ったところでございます。今の状況でございますが、もちろん一番大切なことは、復旧・復興をしっかりと図っていくこと、一致団結をして日本の再生を図っていくことであります。そういう中で、今、見ていて残念に思いますことは、まず一つは、政治不信、行政不信というのが極めて高まっているということでございます。これにしっかりと政治も行政もこたえていくことが大事であろうかと思っております。ただ一方で、そういう政治なり行政に対して国民が一方的に批判をしておるわけですが、政治家なり政治を選んだ責任は国民にもあるわけでありまして、また、行政のただすべき部分をただしていくということも必要でありまして、単に批判だけをしていていいということではないと思うんです。そういう意味で、復旧・復興へ向けて今、心を一つにして、前向きな議論というものが需要ではないかというふうに思っております。

あともう一つ思いますのは、判断の幅がどんどんどんどん狭くなって行って、二者択一であ

るかのような、白か黒か、すぐにレッテルを張って決めつけてしまうというような議論があるところでございます。少し幅を持って懐深く受け入れて、「小異を捨てて大同につく」という言葉がありますが、日本の復旧・復興という大きな課題に直面する中で、大同につく、そのような議論が必要ではなかろうかと考えておるところであります。

○中村幸一議員 農政水産部長にお伺いします。1カ月で大分復興していたということをお話しましたが、きょうの新聞にも載っておりましたけれども、今、最新情報は、どのようなところまで復旧しているか、情報があれば教えていただきたいと思っております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 気仙沼漁港は、本県カツオ漁船の主要な水揚げ港でございます。操業に必要な燃油やえさ等の供給などを担う非常に重要な漁業基地であります。今般の東日本大震災によりまして、岸壁の崩壊、荷さばき施設の沈下、燃油タンクの流出など、漁業基地としての機能が壊滅的な被害を受けておりますことは、お話しいただいております。本県では、現地に職員を派遣し、被災の状況を確認してまいりましたが、その報告によると、想像を絶する状況にあり、今回の震災被害の甚大さを実感しているところでございます。

気仙沼におきましては、6月中のカツオ水揚げの再開を目指して、使用可能岸壁の選定や荷さばき施設のかさ上げ、また燃油タンクの代替施設の検討、電気・水道の復旧などが鋭意進められているところであります。現在の状況といたしましては、1日当たり50トン程度のカツオ水揚げのめどが立ったところでございます。その後、復旧に合わせて順次、取扱量をふやして

いくということでお伺いしております。

○中村幸一議員 次に、副知事にお伺いいたします。副知事は今回、気仙沼の対策にいろいろと携わっておられるという話を聞いておりますが、先ほど農政水産部長から最新の情報をお伺いしました。私が行って思ったのは、気仙沼の皆さん方は、本県の漁船が入ると、まず燃油、氷、えさ、そして生活全般のことを、会社というか世話人というような人がやっていたらいい。そういう人たちとコミュニケーションをとっていかなくちゃいけないと思いますが、本県と気仙沼とのきずなというものについてどのように感じておられるか、そしてまた、気仙沼に対する復興支援についてどのように取り組んでいかれようとしているか、お伺いしたいと思います。

○副知事(牧元幸司君) 今、きずなという言葉が議員からあったわけですが、本県漁業者の皆さんと気仙沼の皆さんというのは、本当に深いきずなで結ばれているというふうに思うところでございます。本県のカツオ漁船の船団の皆さんというのは、1年の半分近くを気仙沼とその周辺の海で過ごされて、カツオがとれるたびに気仙沼に水揚げをして、町で過ごすということでございまして、文字どおり本県の漁業者にとって第二のふるさとと言ってよい存在かなというふうに思います。

そして、この深いきずなゆえに、昨年の口蹄疫以来、本県が非常に厳しい状態にあったときには、気仙沼の皆さんは直ちに募金活動などをやっていただいたということがあるわけでございます。また一方で、ことしに入りまして、東日本大震災で気仙沼が被災すると、速やかに、今度は逆に本県の漁業者の皆さんが募金活動をやったり支援活動をやったりということでござ

います。まさに深いきずなというものを実感するところでございます。

それでは、気仙沼の支援に何が必要なのかということですが、それにつきましては、ともかくカツオを気仙沼に揚げるということが最大の復興だということを、気仙沼の皆さんがおっしゃっておるわけでございます。また、本県の漁業者の皆さん方もその思いにこたえたいという思いを強く持っているというふうに聞いているところでございます。したがって、県としても、気仙沼との深いきずなというものを大切にいたしまして、支援をするためには本県のカツオ船団が気仙沼で水揚げをする、そのための支援をぜひしていく必要があるのではないかとございまして、今回の肉付け予算の中でも、「がんばれ宮城！水産業による経済復興支援事業」というものを上げさせていただいているわけでございます。このような事業を通じまして、漁業者の皆さん方とともに、現地の意向を踏まえた支援を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○中村幸一議員 今度は話を変えますが、四役の機能についてお伺いをいたしたいと思えます。

2月定例議会の折に、勇退されました萩原議員が、「三役というのは、知事、副知事、出納長で今までやってこられた。それでは今度は、知事、副知事、県民政策部長が三役なのか」という話をされました。その場で知事がお答えになったのは、「いや、今からは、知事、副知事、県民政策部長、総務部長の四役体制でやっていくんだ」、こういう話をされました。聞いていて、部長に格差をつけるのかなという感もしましたが、それは為政者のあなたがされるこ

とですから、とやかく言う必要はございませんが、この四役、そして担当部長とで協議をしてやっていくんだというような話をされました。これはやっていたいているのか、うまく機能しているのか、それをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まず、2月議会のときの四役体制という説明でございます。これにつきましては、今御指摘がありましたように、これまで出納長も含めた三役であったものが二役になったということ、その中で、大丈夫だろうか、場合によっては副知事2人体制にしてはどうかというような御提案もいただきました。また今回、牧元副知事の就任に伴いまして、2人とも本県出身ではない、また官僚出身である、地元の声をお聞き上げることができるのだろうか、さまざまな御懸念をいただいたところであります。そういう思いに対しまして、現体制の中で、行革の観点もありまして、新たな特別職の任命というのも大変難しゅうございます。現体制の中で可能な限りの対応をするということで提案させていただいたのが四役ということになります。ただ、それは、今御指摘がありましたように、部長の中に序列をつけるという意味合いではございません。これまでの仕事の実体以上の位置づけをするというものではございませんで、県民政策部長であれば政策の総合調整、総務部長であれば人事、財政、組織などをもち、全庁的な調整に当たっておりますし、これまでも、予算、また議会に向けての勉強会は、必ず県民政策部長、総務部長同席のもとに進めておるところでございます。そういう観点から、四役という位置づけの中でしっかりとした重要政策を各担当部長とともに進めてまいりたい、そのような考え方で申したところござ

います。就任後も、東日本大震災への支援策などをめぐって、四役なり必要な部長との調整というものを行っておりますし、これからも、そういう意味で新たな位置づけということではなしに、現有体制の中での重要な意思決定というものを、そういう仕組みの中で、体制の中で進めてまいりたい、そのような考えでございます。

○中村幸一議員 震災直後でしたが、私と副議長、そして県議団の会長3人で文書を持って知事のところにお伺いしました。東日本大震災の復興についてどのような取り組みをされるか、私ども文書で持ってまいりました。義援金を集めてちゃんと被災者に送ろうじゃないかというのが1つ、2つ目は、救援物資をたくさん集めて送ろうじゃないか、今まで口蹄疫で全国の皆さんから非常にお世話になったその恩返しだと、少々パフォーマンスでもやるべきだという話をいたしました。そのとき知事は非常に冷たい顔で、「いや、宮城県の副知事とは友達なんですけど、今、何を望んでいるのか、まだ迷っています。混乱のさなかですから、それはできません」、そうおっしゃったんです。そういう言い方でした。断定したらいけませんけれども、そういう言い方でした。もう一つは、県営アパート、市営アパートを洗い出して提供しましょう、我々の家庭でも余っている部屋がある、一戸建てのところがある、それを提供しましょうよ、1万戸ぐらいおいでくださいという話をしましょうよと。非常に乗り気のない、積極性のない言葉であったと私は記憶しているんですが、その間にほかの県はどんどん物資を送って、マスメディアにどんと載る。大分県が何を送ったとか載るわけです。本県は全然そのパフォーマンスがなかったんです。私は、10団体

の長の皆さん方から、「何やっているんだ。おまえは議長のくせに知事に意見具申ができないのか」と言われたんです。そんな状況で非常に残念でしたが、いつも知事は、何事に対してもスピーディーにスピード感を持ってやるんだと言っているらしいです。これはどういうことだったのか、お聞かせいただきたい。

○知事（河野俊嗣君） 18日の日に申し入れをいただいたところでございます。そのときの私の説明をそのようにとられたということに対して、大変残念に思っておるところでございます。この震災発生後に、私が勤務経験もある宮城も含めてでございますが、被災地のことを考え、被災地のニーズに合った対応をしてまいりたいということで懸命に努めてまいりました。救命救急が大事な段階から、必要な物資を送る、それから人を送る、被災者を受け入れる、義援金を送る、「みやざき感謝プロジェクト」ということで取り組んできたところでございます。

パフォーマンスという言葉がありました。パフォーマンスというのは、辞書で調べますと、人目を引く行為ということで、どちらかというとネガティブな意味合いで使われたりするわけでございます。ただ、質問議員の御趣旨としましては、宮崎の口蹄疫以来お世話になったその感謝の気持ちを伝える、そのために支援をしているんだということを県民の皆様、県内外の皆様にお伝えする、その発信を適切にすべきではないかという御指摘だと思っております。それにつきましては、いろいろ工夫をしながら取り組んできたところでございます。本県におきましても、さまざまな独自の取り組みをやってきたところでございます。先ほど、冷たいだとか、戸惑っているだとか、いろいろござい

ますが、発生直後から向こうの副知事——当時の直属の上司でもありましたが——と、電話でも連絡をとって、本当に何が必要ですかということ伺いながら、またそれ以外の担当者ともメールでやりとりしながら、必要なことをやってまいりました。

私が一番やるべきでないと思ったのは、アピールなりをするために現場に迷惑をかけること、負担をかけることであります。特に、発生直後に個人の支援物資を送ると現場が大混乱するというのは、これまでの阪神・淡路大震災なり中越地震で経験のあるところでもあります。そういったところをしっかりとコントロールしながら——当時はテレビを初めマスコミで現地の悲惨な状況が伝えられます。県民の皆さんは何とかしたい、何とかしたいという思いがあるわけですが、それは適切にコントロールしてその思いを届けなければ、かえって現地に第二の災害というような事態を引き起こしてしまう、そういう判断のもとに取り組んでおりますという御説明をさせていただいたところでございます。それが大変冷たいだとか、やる気がないというようにとられたことは大変残念に思っておるところでございますが、これからもしっかりと県民の皆様に、どういうことを考えてどういうことをしようとしているのかというのをお伝えしてまいりたい、そこを心がけてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 知事も残念であったなら、私も残念でありましたね。官僚を長くされて、実務の面においては、それはやりとりをされて、今、迷惑ですよ、ああそうですか、それで済むかもわかりません。大事なときに送りましょと。私が言うのは、政治家として、パフォーマンスはお気に召さないかもわかりませんが、目

立つこともやらなくちゃいけないんですよ。ほらも吹かなくちゃいけないときがあるんです。私もほらも吹きます。最近、ほらは吹かないで尺八でも吹こうかなと思っていますが、ひとつそういう知事としての実務——知事の誠実さは高く評価しますよ。しかし、今からはそういった部分も政治家として取り入れてほしいなというのを要望いたしておきます。

それから、アクションプランについてお伺いをいたします。

今回発表されたアクションプランに目を通してみますと、おおむね了とするものでありますが、県民がアクションプランを十分理解していただくために、あえて厳しいことを申し上げたいと思います。この中では、「地域」「地域の絆」という言葉が全ページにわたって出てきます。どこか1カ所をあけると「絆」というのが出てくるんですね。「絆」を拾ってみました。最初にこのようなことが書いてあるんです。

「対話と協働による県民総力戦の推進」、これを紹介しておきましょう。「人間関係が希薄化したと言われていますが、本県には、地域の絆が十分に残されています。また、これまで取り組んできた県民総力戦の精神はしっかりと根付き、自発的な行動の輪は拡がりつつあります」とあって、地域のきずながあることが前提でアクションプランも成り立っています。地域のきずながあることが、全部あることが条件でこのアクションプランは成り立っているということです。どれだけ全ページに出てくるか、ちょっと紹介しましょう。まず、「分権時代にふさわしい地域社会の構築」「地域防災」「消毒の日など地域ぐるみの取り組み」「地域全体で子育て・子育てを支援する」「自立困難な若者を地域全体で支援する」、読んだら長くなりますの

で読みません。全部すべてが地域、地域、さらに「自殺のない地域社会づくり」「一人ひとりが主役となる地域の「絆」づくり」、この中をぱっとあけたら「地域づくり」が出てくるんです。お伺いしますが、知事、本県には十分に地域のきずなが残っておると思っていらっしゃいますか。

○知事（河野俊嗣君） 今の御指摘、いろいろなポイントがありますけれども、十分残っているかといいますと、ほかの地域と比較して、まだきずなというものが残されている地域ではないかという認識でございます。それが1点と、もう一つは、いろんな場面で、地域、地域というのが出てくるということでございますが、その地域での結びつき、つながりをより強めていくことが、それぞれの政策課題の中で、防災、教育、子育て、福祉、非常に重要であるという認識のもとに記述をしておるわけでございます。十分残されているから、それを前提に書いているということではないというところは御理解いただければと思います。

○中村幸一議員 今、県民政策部長が手を挙げそうになりましたが、お聞きします。地域のコミュニティが構築されているというのは皆さん方の過信ではないですか、お伺いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） ただいま議員からいろいろ御紹介がありました、「地域全体での子育て・子育て」あるいは「地域の教育力の向上」、地域、地域でございますけれども、この地域の概念でございますが、そこに住む人の営みや人間関係を含めた、いわばコミュニティと同様の意味合いで使っているわけでございますけれども、アクションプランに掲げている個々の施策が、地域が十分に機能している、あるいはきずなが十分に残っている、そう

いうことを前提にしているわけではありません。むしろ、今後築き上げていく部分もあるという思いを込めて、さまざまな施策を構築しているところがございます。ここは非常に重要なポイントでございます。個々の施策を見ていただくとわかるわけでございますが、例えば地域防災、自主防災、議員も例を挙げられました。アクションプランではどういうことを書いてあるかといいますと、ちょっと読み上げます。

「地域の防災力向上のため、自主防災組織の育成や組織率の向上、消防団員や災害ボランティアなど地域における人材の育成・確保を図ります」、こういうふうに書いてあるわけでございます。この記載からもわかりますように、地域のコミュニティ力が高く、自主防災等に熱心な地域については、さらにその取り組みを充実させていただきたい。そしてまた、逆に、地域のきずな、コミュニティ力が薄れている地域につきましては、やはり自主防災組織も弱いと考えられるわけでございますから、地域住民への啓発や意識改革を促す、住民が地域防災に主体的に取り組むような施策を打っていく、そういう意味合いのものと理解していただけたらいいのではないかとこのように思います。

○中村幸一議員 余りぴたっと来るような感じではわかりませんでした。アクションプラン、ずっと見せていただきました。おおむねいいと思います。しかし、例えば都城市ですら公民館の組織率が62.5%、宮崎市が59.4%。時間がありませんが、いろいろ調べてきています。ただ、市町村合併があったればこそ、この数値になっているんです。都城市で例えれば、市内の中心市街地は低い。周りは、農村地域は100%なんです。そういう状況を皆さん方は踏査しないで、地域のコミュニティと言う。これで本

当に地域のコミュニティーがとれると思いますか。もう一遍聞きましょうか。

○県民政策部長(渡邊亮一君) ただいま議員から公民館の加入率等いろいろ例を出されました。確かに公民館だけでなく、自治会の加入率、こういうのが近年低くなっているのは事実でありますし、地域のコミュニティーが弱まっているということは否定できないと考えているわけでございます。また、総合計画の策定に当たりまして、我々は各地で地域別県民会議を開いて、いろいろと御意見を聞きました。近所づき合いが少なくなったとか、あるいは祭りなど地域の行事に参加する人が減ったなど、地域力の低下を指摘する意見をいただいたところでございます。しかし一方で、今、議員がおっしゃいましたように、見方を変えれば、合併後の状態かもしれませんけれども、都城市にもまだ62.5%も加入している方がおられる。むしろ、我々はそういう方々に目を向けまして、生かしていく、それを伸ばしていく、そういう視点も必要ではないかと考えているわけでございます。地域によって異なると思いますが、我が宮崎には、まだまだ人と人とのつながりを大切にする、あるいはさまざまな分野におきまして、地域づくりに参画しようという人がおられるわけでございます。中村議員も毎朝、都城市で通学の児童生徒に交通指導等をおられます。そういう地域活動に熱心な人も数多くおられるわけございまして、私たち行政につきましては、そのような方々がさらに活動できるよう環境づくりを行っていかうと。そして、同時に、そのような活動の輪を広げていく、結果的に公民館加入率あるいは自治会の加入率、そういうものが高くなっていくような取り組みを地域づくりの大きなテーマとして進め

なくてはいけない、そういう心がこのアクションプランにはあるというふうに御理解いただきたいと思います。

○中村幸一議員 毎日、朝立ちをしていることを褒められましたからといって質問を緩めるわけにはまいりません。私も若いとき、公民館の役員をしました。30代でしょうか。副館長も長くさせていただきました。きょうは公民館長さんもお見えになっております。その中で、現場を踏襲しないでつくるとするのは机上の論理としか言えない。やっぱり現場を踏襲して、いろんなものに耳を傾けて聞かないと、机上の空論に終わる。ですから、今もおっしゃいましたように、アクションプランを実行していくには、やはりコミュニティーを図る運動も並行しながらやっていかなければ成り立ちませんよ。どこにそういうものが書いてありますか。コミュニティーを並行して醸成していきましようというか、私はずっと読んでも全然見当たらなかったんですが、どこかに書いてありますか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 議員の御指摘のとおり、今後の県づくりに当たりましては、住民や地域のきずなを再構築して、住民が主体的に地域運営にかかわっていくことが、何よりも重要であると考えております。このため——アクションプランで今どこに書いてあるかということでございますが——アクションプランの4ページの「未来を築く地域創造システム」の1つに——これは3つ挙げているわけですが——「地域有縁システムの構築」というのを掲げました。住民一人一人が地域の問題や未来に関心を持ち、ともに力を合わせ、支え合いながら、地域が運営される仕組みづくりに重点的に取り組もうということでございまして、これは全編に共通する一つの大きな横断的な考え方で

ございます。

具体的な行動としましては、個々のプログラムに書いておりますけれども、子育て・子育てを応援する県民運動、あるいは地域の防災力の向上、また日ごろから声かけや見守りなどのさまざまな施策を重点施策の各プログラムの中で規定しておりまして、県民の皆様を初め、市町村や企業、団体との連携・協働により取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中村幸一議員 わかりました。都城市が取り組んでいるんですけれども、公民館に加入していないのは大体、貸し家、アパートなんです。都城では不動産業者の皆さんと一緒にあって、入るときに、公民館に入ってくださいねというような運動をしているんです。ここでも取り組みなさいと、この前、特別委員会のときに言っておきましたが、早速、手を打ってみてくださいよ。不動産業者の皆さんと手を携えて、新しく人が入るときは必ず公民館に入ってくださいよと、そういう運動を展開するんです。大分上がりますよ。これは提案いたしておきます。

そして、この中で欠落しているものがあると私は感じたんです。本県の基幹産業は農業であります。それに次いで建設産業だと私は思うんです。建設産業は、社会資本の整備をやらなくちゃいけない、そういう大事な部署であろうと思う。この建設産業を今からどういうふうに4年間運営していくのか、どのように育てていくのか、これを書かなくちゃいけないのが、ほとんど触れられていない。県土整備部長はこのアクションプランをつくるのに携わったんですか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 庁内におけるアクションプランの作成段階におきまして、県

土整備部が抱える現状や課題、優先的に取り組むべき事項等につきまして、意見を述べてきたところでございます。

○中村幸一議員 述べるならだれでもできるんです。後でちゃんと検証しなくちゃね。そんなに網羅されていませんよ。そして、教えておきましょう。屈辱的な言葉が出ています。12ページを開いてください。「災害に強い県土づくりの推進」という中で、「防災体制の構築に不可欠な建設業者の育成を図り、連携を強化します」。防災体制の構築に不可欠なんです。ほかはせんでいい、防災対策だけすればいいととれるじゃないですか。こんな屈辱的な言葉をここに並べて、建設業の皆さんは怒りませんか。怒りますよ。防災対策のときだけ必要だから育てましょうと。言葉じりだと言われればそれまでだけれども、だれが読んでもそういうことじゃないですか。このことについてどう思われますか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今、議員御指摘の文面の趣旨につきましては、災害時の対応は建設業者の皆様がいて初めてできる、そういうものでありまして、昨年から本年にかけての口蹄疫あるいは高病原性鳥インフルエンザの防疫作業、さらには新燃岳の噴火に伴う道路等の降灰除去作業、そういったものを通じまして、災害時において建設業者の皆様が果たす役割がいかにかいものであるかを改めて痛感しているところでありまして、そういう趣旨で書いているものでございます。

○中村幸一議員 まだ突っ込みたかったんですが、時間がありませんのでいいでしょう。

次に、統一地方選挙についてお伺いをいたします。

今回の統一選挙は、4月1日告示、4月10日

の投票日でありました。私も非常に苦戦をして、やっと軟着陸して6回目の当選を果たさせていただきました。本当にありがたいことでもあります。しかし、ふたをあけてみますと、宮崎県全体の投票率が49.02%ですか、都城市ですら42.97%、こんな数字ですね。新燃岳、鳥インフルエンザ、口蹄疫等で厭世気分があったのかもしれない。しかし、有権者が本当に真剣にならないかん。今まで選挙をする人は有権者の批判をしたことがない。しかし、有権者は悪いんです。だから行っていないんです。選挙管理委員長、投票率を上げるために、どのような手だてを打って、今からどのようにされようと思っておりますか、お聞かせください。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 今回の県議会議員選挙におきましては、新たにインターネット広告とか、選挙公報を初めて発行するなど、有権者に投票参加を働きかけてまいりましたが、投票率の低下に歯どめがかけられず、先ほどおっしゃいましたように、49.02%と過去最低の投票率となり、県選挙管理委員会といたしましても大変危機感を持っているところでございます。投票率は、その時々政治情勢、候補者の政策や争点、天候など、さまざまな要因に左右されますけれども、有権者の政治離れも相当進行しているのではないかと危惧しているところでございます。このため、若者を初めといたします有権者が少しでも政治に関心を持っていただき、自分の一票が世の中を変えるんだという実感が持てるような、若者を対象としたリーダー養成研修事業やフォーラム開催事業等を充実しながら、有権者の政治意識の向上に積極的に取り組みまして、投票率のアップを図ってまいりたい、このように考えております。

○中村幸一議員 よくマスコミあたりで、魅力

ある人がいないから投票率が下がるんですというように言うことがあります。皆、魅力ある人たちばかりじゃないですか。選挙管理委員長もすばらしい人ですが、ひょっとして、魅力がないから投票率が低くなったんだと思っ
てはいませんか、お聞かせください。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 近年の投票率の低下傾向には、主権者意識が低く、仕事や行楽、趣味など、他の予定を優先しまして、安易に投票を棄権する、また価値観の多様化により無党派層が増加しまして、特に若い世代に政治的無関心や政治離れなどが増加していることなど、さまざまな要因が絡み合っているというふうに考えております。

ちょっと資料が古くて恐縮なんですけど、前回の統一地方選挙のときに、こういう調査がされております。道府県議の選挙で、「なぜ投票に行かなかったんですか」という質問に対しまして、最も多かったのは、「ほかに用事があったから」という方が約40%に上っております。それから、先ほど御質問にもありましたように、「適切な候補者がいなかったから」というのは約10%でございます。この結果からもおわかりいただけますように、魅力的な候補者がいないから、少ないから、投票に行かないんだということだけではないというふうに考えております。

○中村幸一議員 ところで、川崎委員長は、魅力ある候補者がいなかったとは思っていらっ
しゃらないということですね。ありがとうございます。無理やり言わせたような気がしますけど……。しかし、有権者というのは本当にバランス感覚がいいと思います。一方で、例えば民主党が余計とった、次は必ず自民党がとるとか、そういうバランス感覚には非常にたけてい

ると思うんです。ただしかし、余りにも選挙を軽んじていると、投票率がだんだん下がっていくと、いわゆるとんでもない人が首長に出て当選してしまう。その人が当選してしまったがために、その負の財産は有権者が背負わなくちゃならない事態になってくるということを、ちゃんと心に銘記しなくちゃいけないと思うんです。投票行動こそが政治を変える、こういうアピールをやっていただきたいなと私は思うわけ
であります。

そして、威張って言う人がおります。「おれは10年も投票に行っていない」と。こういう恒常的に投票権を行使しない人には——これは法律的に無理だとわかっていて聞いているんですが——ペナルティーを科してやりたい、そういうことはできませんか。できないでしょうね。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 選挙権は国民に与えられた権利でございまして、選挙権を行使しないことによってペナルティーを科すということ、やはり現行法のもとでは不可能ではないかというふうに考えております。

○中村幸一議員 委員長に余り聞くのもあれでしょうが、後援会連絡事務所という看板がありますね。中村幸一と書いて、後援会連絡所と書いてある。あれは1人で12枚張れるようになっているんです。ちょうど選挙の真っ最中、忙しいさなかに、選挙管理委員会から電話が来たんです。あの看板を撤去してくださいと。何のことはない、シールを張るようになっているんですが、このシールを張っていなかったんです。私が悪いんだけど、暇な人もいるものですね。あのシールを一回一回見て、あっちこっち回って、私も都城全域に立てていたわけですが、一個一個チェックして、都城志比田町のどこどこに張っています、どこについています、

全部撤去してくださいと。撤去しました。私だけじゃなくて何人もの皆さんが撤去されました。その後にみんな立てていません。非常に景観がよくなった。いっその際、国会議員、県議員、市町村議員、全部抜かせたらいいんです。町並みの景観がさわやかになる。それも法律上できませんね。感想だけで結構です。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） もう皆様既に御承知のように、政治活動のために使用する事務所ごとに掲示される候補者の氏名等が表示された立て札や看板は、公職選挙法によりまして、選挙管理委員会が交付する証票により表示を行った上で、規定の枚数内において提示できるものとされております。今後、引き続き適正な運用に努めていきたいというふうに考えております。

この場をかりましてですが、今、皆さんが張っておられる証票は来年3月末で有効期限が切れることになっております。それで我がほうで、来年になりますと、今、証票交付を受けておられる皆さんには期限が参りますので、また手続をお願いいたしますという文書を差し上げることになっております。今の御質問の趣旨とは全く反対で申しわけないんですが、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

○中村幸一議員 あちこち脱線していましたが、県土整備部長にお伺いをいたします。御池都城線の取り付け道路、上町の2587番地、鹿児島銀行付近の件であります。長年、陳情してまいりました。なかなかであります。私も北側の駐車場の人とお友達になりまして、お願いしました。ぜひ売ってくださいと。それが功を奏したどうかわかりませんが、うまくいきました。そして、そのときに言われたのが、代替地が欲しいということだった

んです。ところが、皆さん方にお話をしたところ、だめですよと、つれない返事でした。県というところは、けんもほろろですね。やはり今までみたいに、出納長的な役割をしていた調整役がちゃんと調整して、本当に代替地として分けられないのか、そういうことをすべきだと思うんです。大体、北側のほうは終わった。次は店舗側です。御案内のとおり、これは相続問題でもめています。私と萩原議員は4年前から毎日のように日参して陳情しました。部長が一生懸命やってくれました。おかげでここまで来ました。後、収用の段階に入るようになりました。ありがとうございます。ただし、もっとスピード化してほしい。収用も9カ月ぐらいかかると聞いていますが、これをもっと早くやってほしい、こういう要望をいたしておきます。答弁は要りません。時間がありませんので……。

次に質問しますが、私の後援会長は獣医師でありまして、この獣医師さんとちょいちょい意見を交わしながら飲むんですが、はしょって言います。

1番、口蹄疫に対する対応は、宮崎県と鹿児島県では取り組みがどうであったか検証されたか、両県で意見交換会をされたのか、また宮崎県はどのように考えておるか、お伺いいたします。

2番目、宮崎県が畜産王国を標榜するなら、県獣医師職員の処遇改善が必要である。鹿児島県と宮崎県の獣医師の採用試験を受けると、両方合格した場合は間違いなく鹿児島県に行く。なぜなら、鹿児島県のほうが処遇がよく、働きやすいからである。就職するというのは、夢と希望を持って働きたい、金だけがすべてじゃないんです。獣医師で採用されて、役付になるの

に一般職と非常に差がある。部長職にはなれないと聞くが、なぜなのか、教えていただきたい。

そして、臨床技術の向上。昨年の獣医師の注射する映像を見て、なれていないなと感じたそうです。このことを深く申し上げると傷がつかますから言いませんが、県獣医師会との関係はどのようになっているのか、お伺いをいたしたい。

○総務部長（稲用博美君） 獣医師が部長職になれないというようにお話でございますが、獣医師につきましては、屠畜検査や家畜防疫といった資格を要する業務、畜産・衛生分野における企画、指導、許認可などの専門性を生かしました業務に従事することを基本としながらも、本人の希望や適性等に応じまして、幅広い経験ができるように配慮はしております。御質問にありました本庁部長ポストにつきましては、求められる知識や経験が多岐にわたりますことから、一般行政職、専門職を問わず、適材の登用に努めてきたところであります。獣医師につきましては、平成5年度に農政水産部長として起用した例がございます。また、農政水産部次長や農林振興局長などの次長級ポストにも従来から配置しております。処遇面において他の職種との大きな違いはないのではないかとこのように考えております。今後とも、県政の課題解決のために、適材適所の人事配置に努めますとともに、専門職を含めた人材育成に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 宮崎県と鹿児島県の取り組みについての検証とその後の意見交換ということでございます。県の検証委員会では、特に事前の防疫対策のあり方を検証する

という観点から、鹿児島県など隣接県の調査を実施されたところがございます。その結果、例えば鹿児島県においては、22年1月の韓国での口蹄疫の発生を受けて、全農家に注意を呼びかけるチラシを配布するなど、かなり具体的な注意喚起を行っておりました。また、熊本県や大分県でも、飼養衛生管理基準の遵守指導や農家情報の収集等について効果的な対策がとられておりました。このような点についての検証委員会の指摘を踏まえ、県では、農場衛生管理マニュアルの全戸配布や、防疫メールというのを作りまして、その普及等を行うとともに、今後、防疫マップの作成、また家畜防疫員による全戸調査等を行っていくこととしております。また、4月に実施いたしました新たな防疫マニュアルに基づく説明会とか実動演習に、鹿児島県からも多数参加していただいております。その場で意見交換を行うなど、日ごろから情報交換を行っているところでございます。今後とも、毎年実施しております隣接県との防疫会議などの機会をとらえて情報交換を行うなどにより、隣接県との協力関係を強化し、全国の模範となるような防疫体制となるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、県の獣医師会との関係でございます。昨年の口蹄疫では、感染拡大期において県内外のさまざまな獣医師の方に応援いただきまして、殺処分やワクチンの接種等に従事していただきました。その中に、牛、豚の扱いの習熟度にばらつきがあったことは事実でありまして、家畜の扱いに習熟した獣医師の確保・育成の必要性を認識したところであります。このため、今回策定いたしました防疫マニュアルでは、宮崎県農業共済組合連合会と防疫協定を締結しまして、初動からNOSA I 獣医師に派遣要請を

行うこととしたところであります。また、日ごろから家畜の診療を行っている民間獣医師の皆様につきましても、殺処分等の防疫作業において、ぜひ御協力いただきたいと考えておりますので、今後、宮崎県獣医師会と、種々の課題等を整理した上で、できるだけ早く防疫協定を締結し、防疫体制の強化を図らせていただきたいと思いますと考えております。

○中村幸一議員 獣医師のほかにも、医者、薬剤師、こういった特別職がありますね。この辺も配慮いただきたいと思います。

それから、県土整備部長、先ほど時間がないと思いましたが、あと1分ありますので、お答えいただきたいんですけども、先ほど言った御池都城線、北側の車庫のところは買収は終わりますね。今からどういう段取りであそこをされていくか、その辺の流れをお聞かせください。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 北側の用地についてでございますが、ここは契約は既に済んでおります。ここにつきましては、物件の移転完了が本年7月末までという予定で契約を結んでおります。現在、まだ物件の撤去が済んでおりません。物件の撤去が済み次第、速やかにその部分の歩道の工事に着手したいと考えております。

○中村幸一議員 ありがとうございます。知事、これは職員録——県民歌は御存じですね。副知事も御存じですね。いきなりここに県民歌が出てきたものですから……。今度、本会議のときは、国歌斉唱して、県民歌を歌って、厳かにやりましょうよ。何を言おうとしたか忘れましたがけれども、ここに河野知事と副知事の写真が載っていますね。裏を見てみたら白紙なんです。四役というんだったら、ここに県民政策部長と総務部長の顔写真を載せればいいじゃない

ですか。これもだめでしょうけれども、次の機会にやってください。要望です。

これで私の質問を終わります。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。早速、一般質問に入らせていただきます。

東日本大震災、福島第一原発の事故から3カ月が経過をいたしました。依然として震災復興、原発の収束にはほど遠いのが現状です。被災された皆さんを思うと本当に胸が痛みます。日本共産党も全国での救援募金活動を初め、現地でのボランティア活動を続けています。全国からもさまざまな支援が寄せられ、国民総力挙げて被災者、被災地を支えることは言うまでもありませんが、何といたっても政治がその責任を全うすることだと思っています。私は、この大震災、原発事故を目の当たりにして、命を大切に政治が何より大事であること、犠牲になられた方々の無念の思いに報いるためにも、この惨事を教訓として県政にしっかり生かすことの重要性を痛感しております。

まず最初に、地震、津波に対する防災対策について質問をいたします。

東日本大震災を踏まえて、当然、地震や津波の想定の見直し、それに基づく対策を、スピード感を持って具体化することが重要です。地域

防災計画の見直しについてどのように検討しておられるのか、伺います。

後は質問者席から質問を行います。(拍手)

[降壇]

○総務部長(稲用博美君) [登壇] お答えいたします。

地域防災計画の見直しについてであります。地域防災計画の見直しにつきましては、地震、津波に対する防災対策の見直しが最大の柱になると考えております。このため、地震、津波等の専門的な知識を有します県の地震専門部会による検討や、国の中央防災会議での検討結果等も踏まえ、また、今回の東日本大震災の対応の課題等も検証・点検した上で、被害想定や減災計画の見直しを行いたいと考えております。なお、見直しに当たりましては、国の中央防災会議が行う検討結果や、今回の震災被害に関するさまざまな課題の整理に一定の時間を要すると見込まれますので、来年度にかけて行うこととなりますが、避難経路の見直しなど直ちに取り組むべきものについては、早目に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。[降壇]

○前屋敷恵美議員 地震・津波対策の具体的な見直しについて、今、若干お示しいただきましたが、私は、正確な津波予想と情報の伝達方法など警報のあり方、そして、減災対策、避難対策、住宅や建築物、公共施設・学校の耐震化、防災教育など、本当に多面的な取り組みになるというふうに思っています。例えば避難対策について言えば、避難広場や避難路の整備、避難ビルの設定、避難施設の効果的な建設、また要援護者の避難対策など、それぞれの分野での検証、そして検討が求められてまいります。それぞれどのように検討しておられるのか、もう少

し具体的にお伺いしたいと思います。また、福祉施設入所者の避難についての指導などについても伺いたいと思います。総務部長、福祉保健部長、お願いいたします。

○総務部長(稲用博美君) 今回の東日本大震災によります被害の状況を踏まえた地震・津波対策としまして、地震、津波の発生情報が正確かつ迅速に住民まで伝達されること、そして、情報をもとに早く安全な場所へ避難することの2点が、人命を守る上で最も重要であるというふうに考えております。今後進める地震、津波の想定と対策の全体的な見直しには一定の時間がかかりますが、このような情報伝達や避難に関する点検と改善など、早急に取り組める部分については、市町村とも連携して、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、高齢や病気などさまざまな事情により避難が難しい災害時の要援護者の対応につきましても、今年度内に県内すべての市町村で避難計画が策定されるように働きかけてまいりたいというふうに考えております。また、災害情報を受け取りまして、適切な避難行動をとるためには、平常時における県民への啓発が非常に重要となりますので、自主防災組織の充実強化を含め、県としましても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○福祉保健部長(土持正弘君) 社会福祉施設は、地震、津波等の災害時に特に配慮を要する高齢者、障がい者等が入所しているため、ふだんから十分な対策を講じておく必要がございます。このため、県におきましては、各社会福祉施設に対しまして、指導監査の際などに、具体的な避難計画の策定や避難訓練の実施を確認するなど、災害発生時に適切かつ迅速な行動がで

きるよう指導に努めているところでございます。また、本年4月には、今回の東日本大震災を踏まえた上での防災管理体制や避難経路の確認の徹底など、各施設における防災対策の点検を行っていただくとともに、実態に応じた避難訓練をできる限り早い時期に実施していただくよう、文書でお願いをしたところでございます。

○前屋敷恵美議員 私はこの5月末に、和歌山県が新しく防災センターを建設して、東海・東南海・南海地震を想定した防災対策、津波対策で、県民減災運動や、津波警報受信と同時に水門が自動的に閉まるシステム、また津波避難タワーの建設などを取り組んでおられるということで、視察をしてまいりました。特に東日本大震災を踏まえて、緊急点検を行う短期対策をこの6月末までに行い、緊急点検の結果に基づいて予算措置を含んだ中期対策を今年度内に、そして国の見直しに対しての長期対策と、スピーディーに対策が講じられているのが印象的でした。また、細かな対策にも力を入れており、これは大いに学ぶことだというふうにも思いました。

本県でも、今後の地震・津波防災に対する見直しのスケジュールが示され、先ほど対策の方向も伺いましたが、もっと具体化を急いでいくことが必要だと私は思います。そして、常に自助・共助の重要性が言われます。自分の身を、命を守るからです、当然のことです。しかし、そこには公助が十分にあってこそ、より成果ももたらされると思います。和歌山県では、地震から命を守る方策として、「県民減災運動」という名称で、木造住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の安全対策、この3つが家庭でできる最も身近な対策として推進されており

ました。県が木造住宅の耐震診断を無料で行う。補強設計や補強工事への一定の助成を行う。家具固定の研修を無料で行う。ブロック塀の倒壊で避難通路をふさぐことのないように、補強するか生け垣に変更を促すなど、非常に身近な具体的な取り組みが進められておりました。本県でも減災対策の一環として、防災意識を各家庭や県民一人一人に持ってもらうこととあわせた取り組みにしていくと効果を上げるのではないかというふうに思いました。特に私が申し上げたいのは、木造住宅の耐震化の促進を図るということです。これは、昭和56年以前の木造住宅ということになっておりますが、今、宮崎での対象戸数、そして耐震診断の状況、耐震改修状況についてお聞かせください。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 木造住宅の耐震化についてであります。平成17年度に補助制度を創設しまして、まず、木造住宅の耐震診断をやっております。この実績が、17年度の制度創設以来404戸診断をしたところでありまして、このうち何らかの補強が必要と診断された住宅が約9割ございました。その中の1割程度が実際に改修を行っているという状況でございます。この耐震化の促進策としましては、これまでの耐震診断アドバイザー派遣に加え、住宅所有者の耐震診断費用のさらなる負担軽減策を本議会に提案中でございます。また、耐震改修費の直接の補助につきましては、国の制度を活用することから、より地域に密着した市町村が独自に取り組みを始めている状況でございます。

○前屋敷恵美議員 対象戸数は何戸になりますか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今、数字が手

元にございませんで、調べまして後ほどお答えしたいと思います。

○前屋敷恵美議員 診断を受けたのが404戸で、そのうち9割は何らかの改修が必要と。しかし、そのうち1割しか改修をしていないと。非常に耐震診断も耐震化率も低いというふうに思います。阪神・淡路大震災で亡くなられた方の8割が、建物の倒壊による窒息や圧死という状況がございます。ですから、私は、もっとこの耐震化の促進のために力を入れるべきじゃないかというふうに思います。ですから、診断の無料化であるとか、耐震改修への県の補助であるとか、一定の支援が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 現在、まずは耐震診断ということで取り組んでおりますが、改修の補助については、先ほども申しましたが、社会資本整備総合交付金を活用できるようになります。市町村が今、取り組みを始めておりますので、私どもとしては、そういった情報を市町村にお伝えして、まずは市町村で取り組んでいただきたいということで、そういったお願いといいますか、情報を市町村にお渡ししているというような状況でございます。

○前屋敷恵美議員 実は私も、一般財源を投入することはもちろんなんですけど、今、財政的に大変な中ですので、国の社会資本整備総合交付金というのを活用することを提案したいというふうに思っておりました。今、市町村にもそういう通達を出しておられるということですが、実際、今、この取り組みでこういう事業が始まっている自治体があるのでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） ちょっと手元にございませんで、幾つかの県内の市町村で、この交付金を活用して実際に耐震改修について

——個人の方がされるわけですが——その一部を補助しているという事例はございます。

○前屋敷恵美議員 実は、私、以前、住宅リフォーム助成事業も提案をして、この事業にも社会資本整備総合交付金を活用することで、財源を生み出して、耐震化も含めて地域経済の活性化にもつながるといことも申し上げてきたんですけれども、ぜひ県の施策としても積極的に取り組んで、自治体と一緒にあわせて行なうならば、今、非常に低い耐震化率をもっと高めて、安心・安全なまちづくりに寄与することができるというふうに思います。ぜひ積極的に取り組みを進めていただきたいと思います。

続いて、津波から命を守る避難対策について伺います。先ほど御答弁もいただきましたが、この避難対策について、和歌山県では、県が市町村と協力して地震被害想定調査を行いました。その結果、地震発生から津波到達までに安全な場所への避難が困難だという津波避難困難地域があるということをお知らせいたしました。そして、困難地域への支援対策のプログラムを策定して、新たな津波避難ビルの指定であるとか、避難目標地点を設定するとか、また、避難路の整備、そして津波避難の施設——ここは津波避難タワーというものが建設されておりましたけど——そういった整備などが着々と計画的に進められておりました。宮崎も、日向灘の沿岸は長いわけですし、津波による避難というのは、午前中の知事の御答弁でもありましたが、多くの皆さん方が不安を持っておられます。津波避難困難地域を、いろんなシミュレーションをして設定し、まずは安全に津波から逃げ切る、命を守り抜くということをお大前提に、かけがえのない命を守ること、そのための施策をスピードを持って進めていくことが必要だと

いうふうに思っておりますが、こうした点ではいかがですか。そのお考えを総務部長、お願いします。

○総務部長（稲用博美君） 避難が困難となる地域、これは、想定される津波の規模と市・町が設定します避難場所の配置状況から判断できるのではないかとこのように考えております。そういうことで、県としましては、被害想定の情報あるいは資料を、提供できるものから随時提供することにより、市町村を支援してまいりたいというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ市町村とも協力をし、そういった方向性、対策を強めていただきたいと思います。また、先ほど紹介しました津波避難タワーの設置というのも、実際見て、どこにでも建てればそれで安全かというものではないんですけれども、やはり効果的な利用の仕方という点では大いに必要かなというふうに思いました。ぜひこういった点も研究・検討もして進めていただきたいと思います。

次に、原発の問題についてお伺いをいたします。

東京電力福島第一原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与えました。事故から3カ月が経過をしても被害が拡大し続け、計画的避難地域に指定された多くの人々が家から追い出され、不自由な避難生活を強いられています。いつになったら自宅に帰れるのか、農業ができるのか、事業が再開できるのか、全く先が見えないという状況に置かれて、目に見えない放射能の不安におびえる毎日を過ごしておられます。日本の災害史上でも類を見ない深刻さを持つ災害となって、原発に依存してきたエネルギー政策をこのまま続けていいのかという重大な問題を突きつけているというふうに思います。

そこで、知事に、この原発事故を踏まえて、原子力発電についての御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 福島第一原子力発電所の事故であります。震災から100日たとうとしているのに収束をしておりません。さらに、収束に向けた工程表が示されてから2カ月たちましたが、その見直しというものも課題になっておるところでございます。まだまだ長い時間がかかるということですが、これまでと同じ基準や考え方では、この原子力発電については国民の理解は得られないのではないかとこのように考えているところであります。まずは、今起こっていることを正確に国民に伝えて、それから、ほかの場所に立地します原子力発電所の安全性に対する考え方というものをしっかりと整理して、国のほうから示していただく必要があらうかというふうに考えております。

一方で、電源構成の中で、全国でいきますと3割、九州管内でいきますと4割、この原子力が占めておるという現実に向かい合うことも必要であると考えております。本県は、太陽光の利用など再生可能エネルギーの促進に懸命に努めておるところでございますが、技術面、コスト面、安定性、いろんな課題もあるところであります。こういったもろもろをしっかりと整理をする中で、今後のエネルギー政策、原子力政策をどうするのかという国の方針をしっかりと示していただく、選択肢を示していただく、その上で国民的議論を高めて、このあり方を考えていくというのが本筋であらうかと考えております。

○前屋敷恵美議員 1979年にアメリカのスリーマイル島での原発事故が起きました。アメリカ政府は、この事故の受けとめ、そして対策に

ついて公表もいたしましたけれども、その中身について御存じでしょうか。アメリカは、この事故が起きる前から、原発事故が起きれば、10マイル（16キロ）以内は直接人体に危害を及ぼす危険があること、また、50マイル（80キロ）以内では、水源地や食料を汚染することで口から放射能が体内に入ってくる、いわゆる体内被曝の危険があるとしていましたけれども、このスリーマイルの事故が起きてからは、事態はそれ以上に深刻だという認識に立ちました。アメリカは、事故からの最大の教訓を、「事故の根源は安全神話にあった。原子力発電所は十分に安全なんだという考えが根をおろしてしまった。これを一掃しなければならない」というふうに公表いたしております。スリーマイルの事故はレベル5という過酷事故でした。今度の福島事故はレベル7ですから、さらに深刻な事態が予想される場所です。仮に鹿児島島の川内原発で事故が起きれば、県境のえびの市や小林市あたりまで影響が及ぶのではないかとこのように思いますが、そういった認識はございますか。県民政策部長、お願いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 今、質問の中にありました半径80キロの区域を川内原発に当てはめた場合、本県ではえびの市のほか、小林市と都城市の一部がその範囲に入ってくる、そういうふうに認識しております。

○前屋敷恵美議員 県内にも影響が確実に及ぶという中で、この川内原発があるだけに、原発に対する不安というのが県民の皆さんの中にも非常に広がっております。そこで、これまで知事にもさまざまな形でその思いが届いているというふうに思うんですけれども、どのように受けとめておられますか。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電事故を受け

ての原発に対する不安というものは大変強うございますし、県民の生命、安全・安心を守るべき立場にある知事としては、大変重大な問題だというふうに受けとめておるところでございます。いずれにいたしましても、原子力発電所を、これまでのような考え方で整備するのではなく、先ほど申し上げましたようなさまざまな論点というものを整理し、国民的な議論を重ねた上で結論を得ていくことが必要であろうかと考えております。

○前屋敷恵美議員 そこで、私は、やはり何よりも県民の命と健康、暮らしを守るという知事の立場から、川内原発の運転開始以来、30年になる1号機、2号機ですけれども、当面の総点検とともに、計画的な停止、そして、新たな3号機の増設計画については中止を求めることが必要かと思えます。それとあわせて、串間市でも原発建設が持ち上がっております。事実上住民投票はなくなりましたが、今、まだ建設については白紙という状況を脱してはおりません。この宮崎県に危険な原発は持ち込まないという立場に明確に立って、県民の命と安全を守ることが大切だと思いますけれども、そういった方向で国にも提言をし、また、宮崎県に原発を持ち込まないという態度表明が知事としても必要ではないかと思えますが、知事、どうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電所等を含めた具体的な立地の話というものが、今、県内にあるわけではございません。もしそういう原発立地をめぐる議論があるのであれば、エネルギー事情、安全性の問題、地元の意識というようなことをいろいろ考慮する必要がありますが、いずれにせよ、具体的な話が今ない段階でそれについて申し上げることは困難であろうか

と考えております。いずれにいたしましても、いかに県民の安全を守るかということが第一であるというふうに認識をしております。

○前屋敷恵美議員 現在の原発そのものは本質的にまだ技術が未完成なもので、そして、使用済み核燃料を始末するという方策も全く持っていないという極めて危険性が高いもので、このエネルギーに依存をしてしまうということが将来危険を伴うことは、今、周知の事実だというふうに思います。これまでも論議がありました。やはり自然エネルギーへの転換を図っていくこと——特にこの宮崎は自然エネルギーの宝庫だというふうに思います。多くの皆さん方がそういう提案もされました。知事も言われる、自然エネルギーに転換していくその先頭を走るという方向性、さらに、原発ゼロという立場に立って明確に進めていくという方向が必要かと思っております。ぜひそういう方向を推し進めていただきたいと思っておりますが、コメントがありましたら、お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘がありました中で、将来世代に対する責務というのは非常に痛感をするところであります。何十年、何百年先にわたってこの地球環境等も考え、先ほど言いましたようなさまざまな論点を整理した上で、原子力発電のあり方について考え方を整理する必要があるかと思っております。その一方で、今、御指摘にありましたような新エネルギーへの転換を積極的に進めてまいりたいと考えております。本県の恵まれた日照条件でありますとか、さまざまなこれまでの蓄積によりまして、太陽光発電、またはバイオマス発電などに先進的に取り組んでおるところでございます。これからの将来をにらんだ、本県がリードできるような環境・新エネルギーの先進地づくりに取り

組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 もう一点ですけれども、国が抜本的にエネルギー政策を転換することが責任ある立場だというふうに思います。しかし、国がそういう立場に立つまでもなく、県民の命を守るという立場に立てば、この原子力エネルギーの危険性も含めて、やはり転換を図るべきだということを知事として国に進言することも私は必要であると。国の方向を待つ、そういう受け身の立場ではなくて、より安全性を求める知事としての責任ある行動が必要かというふうに思います。ぜひそういう立場に立っていただきたいと思っております。

次に進めていきます。宮崎空港の騒音対策の見直し問題についてお尋ねをいたします。

国は、宮崎空港の騒音対策区域を見直し、縮小することを決めて、空港周辺の関係住民に周知徹底を図ろうとされました。しかし、住民からは、「納得できない」、こうした声が地元説明会でも大きく上がりました。国は、航空機の低騒音化が進んだ、音が小さくなったということで、防音工事の助成や空調機の取りかえ工事などの助成、NHKの受信料の助成、また地域の共同利用センターなどの維持管理費などの助成をなくすとしております。そういうことで、対策地域として従来どおり残るのは、わずかに月見ヶ丘3丁目だけ、あとは全く外されるか、ごく一部が残るといような、まさに大幅な見直しが提案をされました。自分の家の前の道路で見直しの線が引かれるという人たち、同じ空間で生活をしている方たちにとっては、生活実感からいっても納得しかねることであるわけです。

そこで、私は、知事に対しても、これまで、国が騒音対策地域の指定を解除することについて

ての知事の国への意見書は、空港周辺の住民の皆さんの納得が得られない限りは提出を見合わせることを申し入れてきました。しかし、この4月21日、知事はこの意見書を国に提出されました。どのような内容で提出をされたのか、関係住民の方々の意見が反映がされたものになっていたのか、御説明いただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘のありました騒音対象区域の見直しであります。航空機の低騒音化や、離着陸における航行制限などの騒音対策が進んだことにより、騒音対策区域と実際の騒音影響範囲に乖離が生じているために、全国的に実施されているものであります。この騒音対策区域の指定の基準については、関係法令におきまして明確に規定がされており、今回の見直しは、騒音測定の結果など、客観的なデータに基づいて行われておりますことから、「県としてはやむを得ないと考える」旨、回答したところであります。また、この回答に際しましては、地元宮崎市長の意見も伺った上で、地元の意見として十分尊重するよう、国のほうにお願いをしたところであります。

○前屋敷恵美議員 航空機騒音の実態からやむを得ないとしたということが根拠のようでありませけれども、実際、政府が調査をしたのは、1週間、2回だけなんです。しかし、航空機騒音の実態ですけれども、この地域では、国が航空機騒音に係る環境基準を定めて、県はその基準に基づいて、宮崎空港の航空機騒音を70W以下にすることを告示しております。そして、これは定期的な測定も行っているんですけども、その実態はどうなっているのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県では、宮崎市月見ヶ丘の1地点において、宮崎空港に係る

航空機騒音の常時測定を行っております。これまでの測定結果を見ますと、測定値はここ数年低下してきておりますが、環境基準は未達成となっております。

○前屋敷恵美議員 事実上、この環境基準が守られていないというのが地域の実態であります。ですから、国がこういう規制を緩めるというのではなくて、その環境基準をまず守ることが大前提じゃないかというふうに私は思います。また、騒音の対策という点では、ちょっと話がさかのぼりますけれども、この県議会で昭和47年以降、空港の拡張問題が論議をされてまいりました。滑走路をどこに建設するかという問題も含めて議論が行われ——当時は黒木博知事でありました——離発着を海からの着陸、海に向けての離陸で70～80%は騒音対策ができるんだということで、滑走路は海のほうに延長されることになったんですけれども、現在の飛行の状況はどういうふうになっておりますか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 空港の御質問にお答えします前に、先ほど数字を把握していなかった分について、まずお答えしたいと思います。56年以前の木造住宅の戸数が、推計であります。13万7,000戸ございます。これが旧建築基準でつくられた木造ということで、対象という意味では対象でございます。それから、耐震化改修の助成をしております市町村は、22年度は宮崎市のみとなっております。

それでは、空港の問題でございますが、国土交通省の宮崎空港事務所に確認をいたしましたところ、航空機の離着陸については、航空機の安全運航を図るため、基本的に風上に向かって行っているということでございました。なお、航空機の安全運航に支障とならない場合には、海側からの離着陸を行うとともに、陸側への離

着陸につきましても、急上昇方式を採用するなど、周辺環境に配慮した飛行が行われているというふうに聞いております。

○前屋敷恵美議員 その頻度というのは、今の御説明ではよくわかりませんが、事実上、住宅の真上を常に飛んでいるということは、1日数十便あるわけですから、そういう実態です。ですから、やはり騒音対策というのは真摯な形で進めていかなければならない課題だというふうに思っています。それと、県議会での責任ある知事の答弁ですから、やはりこれはしっかりと守っていただくことが必要だというふうに私は思います。

それともう一つ、騒音とは別に、テレビなどの電波障害もあるというふうに、住民の方々は説明会の場でも訴えておられましたけれども、私は、改めてこの調査も行うことが必要じゃないかというふうに思いますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） テレビの電波障害につきましては、平成14年度に国土交通省が調査を実施しており、宮崎空港周辺においては、対策を必要とする電波障害がないことが確認をされたことから、平成17年4月からNHK受信料補助対象区域の見直しが行われたというふうに聞いております。なお、空港周辺におきましては、航空機騒音に伴う障害は残っておりますので、騒音対策区域においては、NHK放送受信料に対する補助が引き続き行われるというふうに聞いております。

○前屋敷恵美議員 平成14年、15年に調査をされたということですが、あれから10年近くたっているんです。ですから、そのときの調査結果、観測結果が今に通じるかどうか、ほかがあるのか。まさに私はお役所仕事だなという

ふうに感じざるを得ません。実際そこで生活をしている人でなければ、そういう実態はわからないわけですから、住民の声を尊重することが何よりも必要だというふうに私は申し上げているところです。そして、今度の見直しについても、そういった関係住民の理解を得る努力がこれからも必要だというふうに私は思っています。騒音の環境基準がいまだに守られていない中、長年にわたって騒音と事故の不安に苦しんできた空港周辺の住民に対して、先ほどもお話ししましたが、昨年わずか2回調査をして、音が軽減をした結果が出たからといって、一方的に対策区域を縮小するというやり方には問題があるというふうに言わなければなりません。そこに暮らす住民の方々が本当に騒音の軽減が実感できないのでは、問題の解決にはならないというふうに思うからです。知事には、こうした騒音の中で毎日生活しておられる県民の立場に立っていただきたい、そういうふうに思うわけです。実施は来年の4月、そして10月ということになっております。まだ時間もありますので、ぜひそういう立場で、国にも、さらに住民の納得、理解が得られる努力を進めていくことを進言していただきたいというふうに思いますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今回、見直しが行われるに際しましても、国が実施した説明会におきまして、住民の皆さんから、テレビや電話が聞こえにくいとか、そういう騒音の実態に関する声があったというふうに伺っております。先ほど申し上げましたが、国への意見書の中で、宮崎市の意見を十分尊重するとともに、必要な環境対策は、引き続き国の責任において適切に実施するよう要望したところでありまして、これからのそのような姿勢で臨んでまいりたいと考

えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ政府がそういう立場に立って、住民の意見を受け入れる、履行ができるように継続的に、監督と言うとおかしいですけども、国に対してもそういう立場で臨んでいただきたいというふうに思います。

次に、T P P参加問題についてお伺いをいたします。

東日本大震災で漁港や魚市場などの施設も壊滅的な被害を受けて、漁が一部再開されているのに補助金の交付は7月以降になるとか、1次補正でついている瓦れきの撤去費用もすぐに底をつくといった、漁業復興も深刻な状況になっております。今、政府がやるべきことは、一刻も早く2次補正予算を編成して、スピード感を持って復興支援に当たることだというふうに思います。こうしたときに、今、政府からは、日本の農林漁業を壊すT P Pの交渉参加を早くという話が浮上しております。関税が撤廃されると、水産物の生産減少額は4,200億円程度、漁業関連産業の就業機会の減少は10万3,000人程度になると、政府は試算を明らかにいたしました。国産のヒジキやワカメはほぼ全滅、コンブ、干しノリは7割の減です。ワカメ生産量は岩手県が全国第1位、宮城県が2位、コンブ生産量は岩手県が2位で、宮城県は3位など、多くの水産物を被災地が担っているという状況です。T P Pへの参加は、被災地に二重、三重に打撃を与え、復興への足を引っ張ることになり、大事な日本の水産業を崩壊させてしまうこととなります。T P P参加は絶対にすべきではないというふうに思っております。T P P参加による本県の水産業への影響はどうか、また、東日本大震災による本県の水産業への影響なども伺いたいと思います。農政水産部長、お願いいたしま

す。

○農政水産部長(岡村 巖君) それでは、まず、T P P参加による本県水産業への影響についてでございます。農林水産省の試算を踏まえて算出した結果、カツオ・マグロ類などの海面漁業で28億円、ウナギ養殖で40億円の生産が減少するなど、合計で本県の漁業総生産額の約15%に相当します68億円程度の減少が見込まれております。近年の本県水産業は、漁獲量の減少や魚価の低迷などにより非常に厳しい状況にあり、関税が撤廃されれば、輸入品への需要のシフトや価格の低下等により、その経営がさらに厳しくなるものと考えております。

次に、東日本大震災による本県水産業への影響でございます。今般の地震で発生した津波によりまして、本県水産業は、養殖業等で約4,000万円の直接的な被害をこうむったところでございます。また、東日本の多くの漁港が甚大な被害を受けており、今後、三陸沖で操業いたします本県のカツオ・マグロ漁業の水揚げに支障が生じることが考えられます。さらに、福島第一原発事故に伴う風評被害により、買い控えや価格の下落等も懸念されるところであります。このため、県といたしましては、本県漁業団体と連携して、被災港の機能回復のための支援を行い、円滑な水揚げの実現に努めてまいりたいと考えております。また、風評被害対策につきましては、国と連携し、県漁業調査取締船「みやざき丸」による本県漁船の操業海域における漁獲物の安全確認を実施するとともに、円滑な輸出に支障が生じないように、国に対応をお願いしているところでございます。

○前屋敷恵美議員 私は、一昨年(2021年)の11月議会の一般質問で、農業関連でのT P Pによる影響をたどりました。宮崎の米は全滅、生乳のほとん

どが消滅、肉質4等級・5等級の国産牛以外は外国産に置きかわるといった事態が予測され、宮崎の農業が立ち行かなくなることが明らかとなり、知事には、TPP参加に反対の立場に立つことを求めました。また今、漁業関係者からも、かなりの水産物が外国から入っている状況の中で、今、部長からも御答弁いただきましたが、安い農畜産物が入ってきたら、魚価に影響して大幅に魚価が下がってしまうだろうという危機感が語られております。ことしの1月には、漁業を守ろうと、TPP参加反対の1,000名の集会を開いたというふうにも言われておりました。TPP参加は、第1次産業を基幹産業とし、また食料基地を自負する本県にとって、宮崎の農林漁業を守り、地域経済を守ることは、本当に重要な課題となっております。県として、TPP交渉参加に反対する立場を明確にして、国に進言することが必要だというふうに思いますが、知事の御見解を求めます。

○知事(河野俊嗣君) 食料自給率40%の我が国にとりまして、食料の安全保障を確保していくことは、大変重要な国の課題であります。世界的な人口増加に伴って、ますます食料需給は逼迫していくわけでありまして、食料供給基地である本県、また、さらにそれを生かした産業振興を図っていくという観点からは、大変重要な課題であるというふうに認識しております。当初、国は、TPPなどの経済連携と食料自給率の向上などの両立について、「食と農林漁業の再生実現会議」におきまして議論を重ねて、6月に基本方針を、10月に行動計画を示すという予定でありましたが、今回の大震災の影響により、そのスケジュールも定まっていないという状況でございます。基本的なTPPに対するスタンスは、これまでも申し上げてきたところ

でございますが、国が今後の農業戦略、食料戦略というものを明らかにした上で、TPP参加いかんについて国民的な議論を行うべきであるというふうに考えておるところでございます。そういったプロセスがなされていない今の段階におきまして、TPPへの参加を表明、判断をするということには反対をしておるところでございます。県といたしましても、この問題については、地方の視点から、国際競争に負けない農業を構築するための対策でありますとか、農業の持つ多面的機能の維持方策などについて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 食料も含めて自国で生産をしていくというのが基本だというふうに思っております。そのために、経済を守るということも含めて関税というものが設けられているわけです。今、この関税を撤廃することになろうとしているときに、改めて関税の持つ意味というのをもう一度考え直していくことが、食料、そして経済を守るという立場から、ぜひ必要なことだというふうに思っているところです。私としては、TPP参加ではこの宮崎の農業も漁業も経済も立ち行かなくなってしまうことを明らかに示されている状況ですから、ぜひ知事にはそういう立場に立って、国にはしっかりと物を言っていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますが、特別支援教育についてお尋ねをいたします。

宮崎市などが、国の緊急雇用対策基金を活用して、発達障がいなどのある児童生徒に対して学習指導や生活指導のサポートを行う特別支援教育支援員の配置、また、重度の障がいのある児童生徒が在籍をする特別支援学級において、

学習指導や生活指導を行う非常勤講師の派遣などを行って、子供たちの教育の充実を図っており、実績、成果を上げているという報告を聞いております。しかし、この緊急雇用創出事業は、今年度で事業が終了をいたします。発達障がいや自閉症の子供さんを持つ保護者の方々から、来年度も引き続き支援員の配置をしてほしいと、要望が強く出されているところです。市町村が引き続き、子供たちの教育レベルの維持のために事業を継続する場合、県が応分の支援をすることが、私は重要、必要だというふうに思います。市町村の要望を踏まえて、来年度の予算化をぜひ図ってほしいと思っております。教育長の御見解をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 特別支援教育支援員は、御紹介にありましたように、障がいのある子供の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うために、各市町村がそれぞれの判断によりまして小中学校等に配置をしているものであります。こうした取り組みを支援するために、国におきましては、すべての公立小中学校に特別支援教育支援員の配置ができるように、市町村に対する地方財政措置が講じられているところであります。また、支援員の配置のために、市町村によりましては、国の緊急雇用対策基金事業を活用している例もあると承知いたしております。この特別支援教育支援員の配置につきましては、その制度の趣旨から、市町村において適切な対応が図られるべきものと考えておりますが、県の教育委員会といたしましては、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、その配置に係る地方財政措置の拡充について要望してまいりたいと考えております。以上です。

○前屋敷恵美議員 事業は終了するけれども、国の交付金があるから、それを活用することも

必要じゃないかというようなお立場だと思います。保護者の方々は、「これまで担任1人ではとても大変だったけど、支援員の配置で、子供たちの状態の把握や対応に手が届くようになった」「1年生で学校生活も未経験なところから来る不安感や緊張感が和らいで、学校生活が落ちついてきた」「パニックになる状態が少なくなってきた」というふうに喜んでおられ、こうした体制を続けてほしいという要望を寄せられているわけです。子供たちにとって、よりよく学ぶ環境を整えることは、政治や行政の務めだというふうに思っています。確かに事業が終わる、しかし、国の交付金というものがあろうかと思えます。それは、やはりそこの自治体独自の判断になるというか、交付金はどこに使っても自由なわけですから、そこの自治体の考え方によるだろうというふうに思います。また、この支援員の配置を今すべての自治体で運用しているわけではないという状況も十分に知っております。しかし、実際、この支援員の方々の手助けによって学校生活が安定し、子供たち一人一人が楽しいものになっていくという成果は、非常に大きな意味合いを持つというふうに思っております。ですから、その教育レベルを下げないためにも、やはりここは、交付金はありますけれども、県が一定の支援をしないといいですか、そういったものが本当に必要だというふうに私は思っているところです。ぜひそういった期待にこたえられるよう、検討、努力をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

あと、残り時間もなくなりました。今、地方政治に、また国政には、東日本大震災や原発事故、そういうものを踏まえて、本当に安心・安全なまちづくりや暮らしそのものが求められる

という状況です。こういった県民の皆さんの不安や期待にもこたえられるような県政運営をぜひ進めていただきたい。このことを最後に強く申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 小林市・西諸県郡選挙区、自由民主党の丸山裕次郎でございます。選挙区の見直しにより、初めて小林市を含む選挙区になり、選挙戦で私が訴えた事項を中心に今回は質問させていただきます。河野知事とは初めての議会での議論になりますので、どうかよろしくお願いします。また、執行部の皆様方の明快な答弁を期待しております。多少重複することがありますけれども、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、農商工連携についてお伺いいたします。このことにつきましては、何度か質問をした事項でありますけれども、改めて行わせていただきます。

宮崎県は、食料供給基地として多くの農産物を生産しておりますが、農産物の付加価値化を積極的に行う目的として、農商工連携応援ファンド、約25億円の基金が約2年前に創設されました。農産物を加工することにより、農家所得の向上・安定はもとより、雇用の場の創出を図ることは、今後の宮崎県の発展のみならず、日本全体の食料自給率向上につなげなければいけないと、私自身も自分なりにPRをしてきたつもりであります。思ったよりもこの農商工連携応援ファンドの知名度は低いと感じております。県としましても、出先機関に農商工連携担当を設置していただきましたが、相談があれば受けるといった体制という感じですので、もっと市町村と連携し、地元の農家、商工業者との

意見交換の場を設置し、農商工連携の掘り起こしを積極的に行うべきではないかと考えております。そこで、農商工連携についてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

また、これまで農商工連携に認定された事業についてのフォローアップが重要だと考えておりますが、あわせて担当部長にお伺いいたします。

次に、新燃岳対策についてお伺いいたします。

新燃岳が噴火いたしましたのは、1月26日でした。約50年前にも噴火があったということですが、その当時は、1回の大きな噴火でおさまったということでありましたけれども、今回の噴火は、大きな噴火が数日続き、約300年前に起きた噴火に相当するということ、火山研究者の鹿児島大学准教授から聞きまして大変びっくりいたしましたし、さらに、300年前は終息するのに1年半かかったということも聞き、非常にショックも感じたことを覚えております。

1月30日未明に、新燃岳の火口にできていた溶岩ドームが一気に盛り上がり、大規模な火砕流が発生する可能性が高まったということで、高原町内に避難勧告が出されました。真夜中にもかかわらず、役場職員、消防団、区長さんなどの的確な呼びかけにより、無事に避難することができました。自助・共助の大切さを改めて感じつつ、自助につきましては、急な避難勧告でありましたので、多くの方々が着のみ着のまま避難したという感じで、日ごろから非常持ち出し袋等は準備していなかったのが現実でありました。

先日も、私の地元高原町で県主催の防災訓練

が行われ、さらには、3月11日に起きました東日本大震災を契機に、県民の防災意識は高まっていると思っております。しかし、実際に避難生活をした私としても、日がたつにつれ、防災意識が薄れがちになってしまうときもあります。常に防災意識を持っている防災士等の地域リーダー育成が重要だと考えております。そこで、総務部長に、県としてのこれまでの地域防災リーダー育成の状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、あわせて、大規模災害を考慮し、市町村間及び県を越えた連携も必要となってくると考えておりますが、現状をお伺いいたします。

避難勧告が出てから、私自身も高原町新燃岳噴火災害対策本部に夜遅くまで詰め、避難所に帰る生活がありました。そのときに、避難所生活をしている方から要望がありましたのは、正確な情報が欲しいという声が一番多かったのです。避難所で生活している人は、テレビなどのマスコミの取材は受けますが、実際にはテレビを見ることができない状況があります。高原町としても精いっぱい努力をして情報を流しておりましたが、実態は先ほど言いましたとおり、非常時にはなかなか正確な情報が伝わらないのが現実であります。今回発生した東日本大震災でも同じだったというふうに思っております。そこで、非常時での住民に対する情報伝達方法を検討する必要があると考えていますが、総務部長の見解をお伺いいたします。

住民からは、「新燃岳はこのままおさまるんだろうか」「いつ噴火するの」という質問をよく受けます。昨日午後6時5分に約2カ月ぶりに小さい噴火をしていたということを、本日11時に気象庁が発表しておりますが、多少、情報発表のおくれに違和感を感じております。新燃

岳の最新情報、特にマグマだまりの状況・地盤のひずみ(GPS調査)、傾斜の状況及び堆積土砂について、総務部長にお伺いいたします。

今回の新燃岳噴火で苦労したのは、避難所で生活していた方々のほかに、降灰により被害を受けた方々として、ハウレンソウ、お茶、シイタケ等を栽培している農家、温泉・旅館業並びに飲食業の自営業の方がいます。前年同月からすると半分以下になった方々も多くおり、生活ができない状況に追い込まれている方々も多いわけであります。県として、緊急融資等の支援をしていただいておりますが、被害を受けている方々からしますと、直接的な援助が欲しいというのが率直な意見であります。県では、新燃岳火山活動被害に対する義援金を募集していただいておりますが、義援金が全国より集まっていると聞いておりますが、配分するときには、先ほど述べた方々に手厚く支援できないかと考えております。そこで、新燃岳火山活動被害に対する義援金の状況と今後の配分についての基本的な考え方を、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、地震・津波対策についてお伺いいたします。

3月11日に発生しました東日本大震災、大津波により、残念ながら命を落とされた方々、また、いまだに行方不明になっておられる方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、地震等の災害時の対応として、自助・共助・公助のそれぞれの役割があります。お互いが十二分に役割を果たすことにより、減災に大きな差が出てきます。災害発生当初は、自助・共助が大きな役割を果たし、その後に公助が続くと私は思っております。公助としてまず取り組むべきことは、正確な被害状況などの把握

を行い、正確な情報を住民に伝えることが大きな役割であろうと考えております。今回、東日本大震災が発生し、特に福島原発の問題では、政府は情報収集・伝達という極めて重要な公助を行ってきたのか、非常に疑問を感じております。

本題に戻ります。県の危機管理局が入っている県庁1号館であります。耐震補強は済んでいるということです。恐らく震度6前後であれば倒壊するおそれはないと思いますが、日向灘沖地震で想定している震度6強もしくはそれ以上の地震が来た場合、地震発生後、本当に宮崎県全体の情報収集ができるだけの強度があるのか、お伺いいたします。

また、情報収集する上で非常用電源の確保も重要だと考えておりますが、あわせてお伺いいたします。

また、情報伝達として防災無線が重要な役割を果たすと考えております。現在、防災無線のデジタル化の検討に入っていると聞いておりますが、耐震化及び電源確保を含めどのように進んでいるのか、あわせて総務部長にお伺いいたします。

次に、地震等で負傷した被災者の治療拠点になる県立病院の耐震化、及び非常時の電源確保及び薬剤等の医療資材の確保はどのように進んでいるのか、病院局長にお伺いいたします。

次に、被災者の救助や情報収集などを行う警察本部並びに各警察署の耐震化の状況、並びに非常時の電源確保はどのように進んでいるのか、警察本部長にお伺いいたします。

次に、口蹄疫復興対策についてお伺いいたします。

昨年度は、口蹄疫一色と言ってもおかしくないくらいの年でありました。県、市町村職員、

J Aを初め畜産関係者、防疫作業等に從事していただきました自衛隊、建設関連業を初め、多くの県民の協力により終息することができました。終息後の子牛競りも口蹄疫対策事業により比較的到高値で推移し、ほっとしておりましたが、東日本大震災後、枝肉価格の低迷がさらに続き、その影響で子牛価格の低迷が生じ、畜産全体の活力が減退しております。特に繁殖農家より、「人工授精業務ができなかった約3カ月間の影響で適時に種つけができなかったため、受胎率の低下や分娩間隔の延長といった影響、さらには、ことしの年末などに子牛の出荷ができない時期が発生し、収入がなくなる。また逆に、同時期に人工授精業務を行ったことにより、来年の3月ごろに大量の子牛が出荷されるため、価格低迷があるのではないか」という不安の声を多く聞きます。ちなみに、私の地元の西諸畜連での子牛競りは、年11回開催だったのが9回になり、ことしの11月競り並びに来年の1月競りは開催できず、2月競りでは繁殖農家に通常より早い出荷をお願いし、それでも通常の半分程度の約800頭が出荷予定であります。3月競りでは、2月の早期出荷があったにしても、約1.5倍の2,200頭が一気に出荷される予定になっております。そこで、県として、人工授精業務自粛に伴う子牛出荷不均衡などにどのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、鳥インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

残念ながら、ことし全国で24件発生した鳥インフルエンザのうち、本県で発生したのが13例で、全国の半分以上を発生させてしまい、約101万羽の鶏を処分し、食鳥処理場などの被害を含めて約102億円という損失をこうむりました。

「何で宮崎だけがこのように発生するのだろうか」という思いを持った方も多くおられると思います。また、私の地元で種鶏業をしている方から、清浄性の確認を行った上で防疫を徹底することを前提に、卵の移動制限措置などの見直しについて農林水産省に要請を行ったということを知ることができました。そこで、今回の発生、経験を踏まえて、本県として、家畜伝染病防疫指針の見直しに際し、どのような要望を考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

壇上からの最後の質問として、行財政改革についてお伺いいたします。

行財政改革は、近年の大きな課題であり、早急に解決の道筋を示す必要があるということで、平成21年度に設置された行財政改革特別委員会に所属し、委員長として行財政改革について取り組みました。特別委員会として、議員発議で、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」を制定することができ、この条例が本格的に機能していくのがことしからということで、県議会のチェック機能が強化される元年でもあります。

さて、今回提案された「みやざき行財政改革プラン」についてであります。前回出されたプランと同様、現状分析として、県債残高の急増や基金残高の激減などの厳しい財政状況について詳細な問題提起をしていることは、ある程度評価できます。しかし、今回も、切りやすい投資的経費につきましては、ことしだけはある程度確保した状況になっておりますが、次年度以降は大きく削減するようになっていたり、固定経費の人件費については大きな削減はなく、だれのための行財政改革だろうと感じてしまいます。財政状況が厳しい中、住民ニーズに対

応していく上では、行政のコアな部分以外は原則、民間活力に可能な限りシフトし、行政を可能な限りスリムにしていくべきだと考えております。そこで、行財政改革を進める上での民間活力の活用について、県の基本的な考え方を知事にお伺いし、壇上からの質問を終わります。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、農商工連携に対する取り組みについてであります。農商工連携は、農林漁業者と中小企業者が連携いたしまして、新たなビジネスを生み出すことで本県の豊かな農畜産物の付加価値を高め、「食」産業の振興を図る重要な施策でありまして、本県のこれからの経済活性化を考える上で非常に重要な、有効な方策であると考えております。このため、県におきましては、取り組みを円滑に推進するために、産学官で構成されます「農商工連携推進ネットワーク会議」などの推進体制を整備するとともに、「農商工連携応援ファンド」を活用した支援——2年間で41件の採択をしておりますが——に努めておるところでございます。また、西臼杵支庁や各農林振興局単位に推進組織を設置いたしまして、地域の農業者や商工業者の持つシーズ・ニーズの掘り起こしでありますとか、マッチングなどにも取り組んでいるところであります。今後とも、このような掘り起こしや、応援ファンドを含む関連事業の周知徹底に努めますとともに、市町村や関係機関などと一層の連携を図りながら、農商工連携の取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革についてであります。民間活力の活用につきましては、さきの「行財政改革大綱2007」の中でも、「協働改革」の一つと

して積極的に取り組んでまいりました。具体的には、県が管理する公の施設のうち、80の施設で指定管理者制度を導入しましたほか、介護支援専門員実務研修受講試験の業務でありますとか、県立病院における医事業務など、各種業務の民間への委託を進めるなどの改革を行ってきたところであります。今議会で提案をいたしております「みやぎき行財政改革プラン」におきましても、「県民等との連携・協働」というテーマの中で、企業や大学など多様な主体との協働を推進していくこととしており、今後とも県の業務のアウトソーシングの推進も含め、積極的に民間活力の活用を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、地域防災リーダーの育成についてであります。地域の防災力を高めるためには、リーダーの育成が最も重要であるとの認識のもと、平成18年度から自主防災組織リーダー研修会を、平成21年度からは防災士研修を実施してきたところであります。この間、地域等のリーダーとなる防災士につきましては、平成18年度に10名、19年度15名、20年度78名、21年度に104名、22年度76名を県で養成したところであります。今後も引き続き、年間100名の養成を目標として防災士研修を実施し、最終的には県内の自治会数と同数の3,000人を養成し、地域防災力を向上させたいと考えております。

次に、大規模災害の場合の連携についてであります。市町村を越える災害時の連携につきましては、県内の全市町村間で宮崎縣市町村防災相互応援協定を平成8年に締結しているところであり、大きな災害時の場合は、県といたしましては、市町村間の調整等を適切に行い、迅速

に対応したいと考えております。県を越えた連携につきましては、平成7年に締結されました九州・山口9県災害時相互応援協定をもって大災害等に備えております。大災害時におきましては、大規模な救助・救援活動が必要であり、この応援協定を最大限に活用してまいりたいと考えております。

次に、避難者への情報の提供についてであります。災害等の非常時において、住民にとって正確な情報の入手は極めて重要なことだと認識しております。このため、県におきましては、報道各社との間で放送要請に関する協定を、また、新聞各社との間で報道要請に関する協定を結び、緊急時の情報伝達に努めているところであります。住民に対する情報の提供については、基本的に、直接的には市町村が行うこととなりますが、新燃岳の災害の場合、例えば高原町におきましては、避難対象地域の全世帯に個別受信機を配布し、情報伝達できるようにしているほか、FMラジオで聞ける放送を高原町役場から放送しております。そのほか、ケーブルテレビの設置が6月末に完成するというところであり、その活用もできるものと考えております。今回の新燃岳災害や東日本大震災の例を見ましても、避難所における迅速・的確な情報提供は、避難者の不安の軽減や円滑な災害対策のために重要と認識しておりますので、今後、市町村等とも連携を図りつつ、そのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、新燃岳の火山活動についてであります。1月26日から本格的なマグマ噴火が始まりました新燃岳は、4月19日以降、噴火は発生しておりませんでした。先ほど御質問にありましたように、昨日、ごく小規模な噴火が発生したところであります。火山噴火予知連絡会によ

りますと、マグマだまりは、GPS観測では、1月26日から2月1日の本格的な噴火に対応して急激に収縮いたしました。現在は、2009年12月以降と同程度の割合で緩やかな膨張を続けていると発表されております。また、堆積土砂につきましては、新燃岳火口東側の内壁では10メートル前後の厚さの噴出物が堆積し、その近傍ではおおむね4メートルの厚さで堆積していると報告されております。

次に、県庁の耐震化等についてであります。県庁1号館は、平成8年度及び平成16年度に耐震補強工事を行い、建築基準法に基づく耐震性能は確保されているところであります。しかしながら、老朽化が進んでおりますことから、日向灘地震で想定されている震度6強もしくはそれ以上の地震が発生した場合に、建物が倒壊する危険性は低いものの、ひび割れ等によりまして、県全体の情報収集など業務が困難となる事態も懸念されます。万が一そのような事態となった場合は、緊急的な対応としまして、耐震性能が比較的高い本館の講堂等に災害対策本部を移すなどして対応してまいりたいと考えておりますが、今回の東日本大震災を踏まえまして、災害時の行政機能の維持を図るため、今後、新たな災害対策拠点施設の整備を含めた本庁舎のあり方について検討してまいりたいと考えております。

また、非常用電源につきましては、庁舎の一部の電力を賄う非常用発電機とは別に、防災行政無線の発電機を1号館の屋上に、災害対策室用の発電機を議会棟西側に設置しており、商用電力の供給が絶たれた場合でも、情報収集や災害対策が行えるよう電源を確保しております。

次に、防災行政無線についてであります。現在の防災行政無線は、前回の整備から14年が経

過し、機器の老朽化が進んでいることから、デジタル化を含むシステムの全面的な更新を行い、情報通信機能の強化を図る必要があると考えております。このため、平成20年度に電波伝搬調査、そして、平成21年度に基本設計を行ったところであります。今後、実施設計、更新工事を行い、数年のうちに整備を完了したいと考えております。なお、県庁、総合庁舎及び中継局に設置しております無線機等の電源は、常用電源、非常用発電機及び直流電源装置で三重化しております。非常用発電機は1回の給油で4日以上運転可能であり、仮に非常用発電機に不具合が生じた場合でも、直流電源装置で10時間以上、運用可能になっております。また、現在の中継局舎及び鉄塔の耐震化につきましては、震度6強の地震、風速60メートルの台風にも耐え得る強度で建設しております。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えします。

新燃岳火山活動被害義援金についてであります。新燃岳火山活動被害義援金につきましては、3月10日から7月29日までの募集期間となっております。6月10日現在ではありますけれども、県内外の多くの方々から約8,400万円の義援金が寄せられているところであります。心から感謝申し上げる次第でございます。義援金の配分につきましては、現在、重大な人的被害や住居被害は発生しておりませんが、引き続き、大雨による土石流被害等も懸念されるため、募集期間終了後に被害全体を見きわめた上で、有効に役立てる方向で、配分委員会において協議・決定してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

農商工連携事業のフォローアップについてであります。県におきましては、産業支援財団に設置した「みやぎ農商工連携応援ファンド」を活用いたしまして、新商品や新サービスの開発及び販路開拓の取り組みに対して助成を行っており、事業の計画段階からの助言、計画書策定時のブラッシュアップ、採択後の進捗管理や各種支援策の活用など、段階に応じたアドバイスを行っているところであります。先ほど知事もお答えしましたとおり、ファンド創設後の2年間で計41件の事業を採択しており、その中で、例えば、ウナギの養殖池における水質管理コストの削減や、生産量増に効果のある浄化装置の開発、養鶏場と食品会社が連携いたしました、県産地鶏の余り使われない胸肉を活用したウインナーの開発、それから、水産会社と印刷会社が連携いたしました、産地やブランドの偽装を防ぐ偽装困難なセキュリティラベルの開発など、すぐれた事例が生まれてきており、いずれも市場化または市場化準備中の状況でございます。今後とも、このような事例が続きますよう、関係機関と連携を図りながら、計画、研究開発、販路開拓の各段階で効果的なフォローアップを行ってまいりたいと考えております。

〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、農商工連携に認定された事業のフォローアップについてでございます。農商工連携は、地域の多くの農業者が参加する地域ビジネスにつなげていくことで、農業・農村における所得向上や雇用創出に大きく貢献するものであり、認定後のフォローアップは重要であると認識しております。県では、これまで、県単独事

業の「宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業」によりまして、東京のIT企業や三重県の商社と県内農業者との連携によるミニトマトやデルフィニウム栽培の先進的な取り組み、また、千葉県の農業法人との連携による冷凍加工事業の取り組みなど、4件を採択したところでありますが、これらの事例につきましても、現在、人材の育成確保に係る支援や、原料供給を担う新規産地の育成、生産技術の高度化の支援などを行っているところであります。今後とも、関係機関・団体との一層の連携のもと、西臼杵支庁、各農林振興局における農商工連携の推進体制を通じまして、生産から加工・流通に至る一連の流れが確立する新たな農商工連携モデルの創出とフォローアップに努めてまいりたいと考えております。

次に、家畜人工授精の自粛に伴う影響への対応についてであります。口蹄疫発生時に家畜人工授精を自粛していただいたことにより、例えば、本年2月から4月にかけて子牛生産頭数が激減し、その後に急激に増加するという現象が生じており、今後の一定期間は、競りの上場頭数や開催日程等に影響することが懸念されております。このため、県といたしましては、「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表においても、「畜産経営再開への支援」の課題の一つとしまして、「人工授精の自粛に伴う対応」を位置づけ、競り市場開設者等とも十分協議しながら、早期出荷の奨励策等について検討してまいりたいと考えております。

最後に、家畜伝染病防疫指針の見直しについてであります。高病原性鳥インフルエンザが一人発生しますと、防疫指針に基づき、原則10キロメートルとする移動制限区域内の家禽や卵の移動制限、食鳥処理場、ふ化場など、養鶏関

連施設の閉鎖などを行うこととなります。これらの制限により、養鶏場や関連産業に大きな影響を及ぼすことから、現行制度でも、一定の清浄性が確認された時点で、食用卵の出荷が認められるとともに、移動制限区域が5キロメートルに縮小されますが、この場合も、移動制限区域内の食鳥処理場や、ふ化場については、業務再開が認められておりません。県といたしましては、防疫対策をしっかりと行いながら、一方で、経済的損失をできるだけ少なくすること、また、区域内の感染リスクを減少させることなどの観点から、移動制限区域の範囲を狭めることや、一定の条件のもとで食鳥処理業務などを認めるよう、国へ要望しているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

県立病院の災害対策についてであります。各県立病院の建物は、いずれも現行の耐震関係規定に適合しており、耐震性は確保されております。また、災害用の医薬品につきましては、3県立病院ともおおむね3日分に相当する医薬品を備蓄しており、災害時に必要となる簡易テントやベッド等の医療資材につきましても、相当な量を備蓄しているところであります。非常時の電源確保につきましては、いずれの病院も自家発電装置を備えており、基本的には十分対応できると認識しておりますが、東日本大震災のような津波災害にも備えるため、現在、より確実に電源を確保できる方法を検討しているところであります。県立病院は、御指摘にもありましたように、災害時における救急患者の受け入れや、被災地の医療機関の支援等を行う災害拠点病院としての役割を担うこととされておりますので、今回の大震災の被災状況等を踏まえ、

今後とも災害対応機能の強化を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 お答えします。

耐震化の状況であります。警察本部庁舎は、平成10年度に建設しており、十分に耐震基準を満たしたものとなっております。また、県内の13の警察署でありますけれども、11警察署は既に建てかえや耐震補強工事を行いまして、現行の耐震基準を満たしたものとなっております。残る警察署のうち、日向警察署につきましては、御理解をいただきながら、現在、建てかえ計画を推進中であります。非常時の電源確保につきましては、警察本部及び各警察署に、停電になると自動的に起動いたします非常用発電機を設置しております。加えて、警察本部には10階に大型バッテリーを備えた無停電電源装置を設置いたしておりまして、被災者の救助、情報収集に必要な対策をとっているところであります。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 多少時間がありますので、再質問をさせていただきますが、まず、新燃岳関連であります。昨日も大雨が降りまして、土石流の発生があるのではないかとということで避難準備情報などが出されましたけれども、大雨が降るたびに土石流が発生するんじゃないかと非常に心配しております。現在のところ、大きな土石流等は発生しておらず、安堵しておりますけれども……。国のほうで、立ち入りが可能な箇所について現地調査を行うと聞いておりますけれども、現在の新燃岳噴火による降灰の状況並びに各溪流の状況をどのように把握されているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 先ほど総務部

長の答弁にもありましたが、新燃岳の火口近傍では、最大10メートル程度の厚さで噴出物が堆積している状況にあります。また、立ち入りが可能である霧島山系の14溪流におきまして、国が現地調査した結果、高千穂峰付近で最大10センチメートル程度、火口から3キロメートル離れた高原町側で3センチメートル程度の厚さの火山灰が確認されております。また、都城市山田町周辺の21溪流におきましては、県が現地調査をしておりますが、その結果、2センチメートル程度の厚さの火山灰を確認いたしました。これらの35溪流では土石流発生のおそれがあることから、国と県では、一定規模以上の降雨があった場合、現地調査を実施しておりますが、これまでのところ、土石流の発生は確認されておられません。先日も時間雨量69ミリという大雨が降ったわけですが、けさからずっと現地調査しておりますけれども、今のところ発生の状況は確認されていないところでございます。しかしながら、今後の梅雨前線豪雨あるいは台風の襲来により、これまで以上の降雨が予想されますことから、引き続き土石流に対する警戒が必要であり、県といたしましては、今後とも、国や都城市、高原町などと連携して、土石流被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ありがとうございます。ぜひ万全の対応をお願いしたいと思っております。

次に、地震・津波対策についてお伺いいたします。先ほど、危機管理局がある県庁1号館の耐震化の答弁の中で、総務部長のほうから、「建物が倒壊する危険性は低いものの、ひび割れ等により、県全体の情報収集など業務が困難となる事態も懸念され、緊急的に耐震性能が比較的高い本館の講堂等に災害対策本部を移すな

どして対応してまいりたいと考えている」という答弁がありましたけれども、大きな地震が発生した後に、仮に使用不能として、「緊急的に対策本部を本館の講堂等に移す」と、簡単に答弁されましたけれども、実際はなかなかできないのが現実ではないのかなと思っております。災害時はやはり初動が重要だと言われておりますので、災害対策本部の機能を果たすために、混乱が起きないためには、早急に何らかの対策が必要だろうと思っております。「新たな災害対策拠点施設の整備を含めた本庁舎のあり方を検討してまいりたい」という答弁でありました。確かに現在、財政的に厳しい状況と理解しておりますが、私は、早急に特命チームを立ち上げるべきではないかと思っております。知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大事なポイントでありまして、災害時の行政機能の維持、また復旧・復興対策のために、新たな災害対策拠点施設の整備を含めた本庁舎のあり方について、しっかりとした検討をする必要があると考え、担当のほうに指示をしたところでございます。御意見にありましたように、早急に関係部局から成るプロジェクトチームを立ち上げて、検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ早急にプロジェクトチームを立ち上げていただきたいと思っております。また、本年は、県議会の中に防災対策特別委員会が設置されまして、井本委員長のもと、さまざまなことを調査研究したいというふうにも思っておりますので、プロジェクトチームが立ち上がって、行った業務につきましても、県議会のほうにも適宜、報告をお願いしたいと思います。

実は、私も宮原県議とともに、「チーム小

林47」というボランティアチームの一員として、宮城県石巻、気仙沼に行きまわりました。そのときに感じたのが、割とスムーズに被災地に行けたということでありました。道路整備の重要性も感じたところでもあります。そこで、災害発生時の緊急輸送路の確保が重要だと感じておりまして、現在の本県の緊急輸送路の状況と耐震化の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 緊急輸送道路は、地震などの災害発生後、応急復旧や救援のための物資輸送など、応急対策を実施する上で重要な道路であり、地域防災計画において位置づけられたものであります。本県におきましては、主な都市間及び重要港湾、空港などを連絡する第1次緊急輸送道路と、これらの道路と市町村役場等の防災拠点を連絡する第2次緊急輸送道路として、高速道路を初め、国道、県道等の40路線の1,567キロメートルが指定されております。県では、これまで、緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路改良や橋梁の耐震補強、落石防止等の防災対策を重点的に実施してきたところでもあります。このうち、橋梁の耐震補強につきましては、対策が必要な橋梁が149橋あり、現時点で対策工事が完了した橋梁が116橋となっております。進捗率としましては77.9%となっております。今、議員のお話にもありましたように、大変重要だと考えておりますので、今年度については26橋の対策工事を予定しておりまして、進捗率としては95.3%となる見込みであります。また、橋梁以外の道路施設につきましては、被災時の復旧が比較的容易であること、また経済性から、一部の重要施設を除き、地震時の影響を考慮した設計とはなっておりません。今回の東日本大震災では、救援ル

ートの確保が非常に重要であると再認識したところでありまして、今後はさらに、橋梁耐震化の早期完了など、地震に強い緊急輸送道路の重点整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 緊急輸送道路として大きな役目を果たすのは、やはり高速道路とか高規格道路だというふうに思っております。本県では、未整備の東九州道、横断道、志布志道路等、早急な整備が必要な道路がまだまだありますので、これは国のほうにも強く要請をしていただきたいというふうに思っております。

次に、津波の被害を受けやすい場所として、港湾付近があると思っております。また、港湾付近には多くの事業所等もありますが、津波対策はどのようになっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 港湾での津波対策につきましては、これまでも、事業所や関係機関と合同で、情報伝達訓練などを実施しておりますが、今回の東日本大震災を受けて、新たに津波の特徴についての講習や、港湾区域内の標高を示した地図の提供などを行いまして、情報の共有や防災意識の高揚を図っているところでもあります。今後とも、地元自治体や防災関係機関と連携を密にしまして、事業所ごとの緊急避難先や避難ルートの実地確認を行うなど、さらなる津波対策に取り組んでまいりたいと存じます。

○丸山裕次郎議員 東日本大震災では、津波被害が大きく報道等で取り上げられています。地震による被害で住めないような危険な家が約1万戸以上あるというふうな報道も聞いているんですが、それを考えますと、住宅の耐震化は極めて重要だと考えております。そこで、現在の

本県の住宅耐震化の状況と今後の対策をどのように考えているのか、あわせて県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 住宅の耐震化の状況は、平成20年時点での国の推計によりますと、全国平均が79%、本県は72%となっており、昭和56年の建築基準法改正以前に建築された木造住宅につきましては、耐震性の向上を図ることが重要な課題となっております。県としましては、耐震化を進めるためには、まず耐震診断が必要であることから、住宅所有者に対して補助を行う市町村を支援するとともに、耐震化を促進するためのアドバイザー派遣事業につきましても、市町村に本制度の活用を働きかけております。今後の対策としましては、本議会に提案しております住宅所有者の負担軽減策を活用することにより、耐震診断を積極的に推進するとともに、建築物防災展など、より一層の広報・啓発を行い、木造住宅の耐震化を促進したいと考えております。

○丸山裕次郎議員 住宅の耐震化は重要であると思っております。今、防災意識が高まっておりますので、積極的に進めていただきたいというふうに思っております。

また、東日本大震災復興のために巨額な災害復旧が行われると思っておりますけれども、本県の建設関連業者の方々から、復興支援に寄与したいという意見を多く聞きます。県としても建設産業団体と連携し、被災地支援を行うべきだと考えておりますが、県土整備部長の見解をお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県の建設業協会では、被災地の支援につきまして、全国建設業協会の要請に基づき、可能な限りの協力を行う予定であると伺っております。また、被災地

でボランティア活動を行うために編成されました「みやぎ県民復興協力隊」に、会員企業の技術者等を隊員として派遣いただいているところでもあります。県におきましても、被災地の要請に応じ、土木技術職員を長期派遣しておりました。今後は、これらの現地に派遣された隊員の方々や県職員などを通してインフラ整備の状況を把握するなど、情報収集に努めながら、今後予想されるハード整備のための支援要請などに適切に対応できるように、建設産業団体との緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 県内の投資的経費の伸びが今後なかなか見込めない中でありますので、できれば、今回の東日本大震災の復興に当たっては、県内の建設業者も活用しやすい環境づくりをぜひお願いしたいと思っておりますので、そちらもよろしくお願ひしたいと思っております。

また、大きな地震を引き起こす可能性があるということで、活断層が最近よく報道されております。その中で、関東の立川断層が多く取り上げられておりますが、宮崎県内にはこの活断層があるのかなのか、私自身もわからないものですから、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 国では、地震の震源として特定できる主要活断層による地震や海溝型地震について、今後30年以内に地震の発生する確率を予測し、毎年公表しております。主要活断層として全国で110カ所が対象となっておりますが、本県は含まれておりません。なお、文献によりましては、本県にも活断層があるとされているものもありますが、いずれも存在が確実なものではなく、推定のレベルのものでございます。

○丸山裕次郎議員 多少安心いたしました、

今後もしっかり調査をしていただきたいというふうに思っていますし、今回の地震で、津波ではなくて、ため池の破壊による山津波も発生していると聞いております。これは恐らく活断層も影響しているのではないかと。地震で断層がずれたというふうに思っておりますが、ため池等の耐震化も重要と考えております。そこで、本県のため池の耐震化の状況と今後の対策についてどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県におきましては、699カ所の農業用ため池があり、そのうち359カ所を危険ため池として指定しまして、国の耐震設計基準に基づき、緊急性の高いため池から鋭意改修を進めており、現在、162カ所の改修を完了したところであります。今後とも、計画的な改修を進めるとともに、適切な管理について、市町村や管理団体である土地改良区等とも連携を図りながら、その安全確保に努めてまいりたいと考えております。なお、地震発生時におきましては、国が策定した「地震後の農業用ため池緊急点検要領」に基づき、管理団体等において、異常の有無を緊急に点検し、必要に応じて応急措置を講ずることとしております。

○丸山裕次郎議員 危険性が高いため池359に対して整備済みが162でありますので、まだ半分以下ということであります。これは、予算獲得、また土地改良区との連携を含めて、早急にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

地震災害では最後にしたいと思っておりますが、東日本大震災後、福島原発問題による計画的な停電や全体的な自粛ムードにより、本県の主要品目であるキュウリ、ピーマン、メロン、マンゴー、スイートピーの価格低下があらわれ

ているということであり、さらに、ことしは寒かったということで、原油高騰等もあり、農家所得低下が懸念されております。県として、品目ごとにどのような把握を行っており、今後どのような対策を考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 東日本大震災の発生により、関東以北の物流が停滞しまして、量販店などの稼働率が低下したため、全国的に青果物価格が下落しており、本県主要野菜につきましても、4月のキログラム当たり単価が、キュウリでは前年の312円から175円へ、ピーマンでは613円から359円に低下するなど、大きな影響を受けております。スイートピーにつきましても、卒業式や謝恩会の中止などにより、3月の価格が前年の約7割と低迷いたしました。アールスメロン、マンゴーにつきましても、母の日など贈答向け需要の荷動きが悪く、4月以降の価格が前年の7割から9割となっております。県といたしましては、このような状況を踏まえ、野菜価格安定制度による交付金の支払いを迅速に進めるとともに、農業団体と一体となって実施しているPR対策を強化し、さらなる需要の喚起と販売促進を図ってまいりたいと考えております。さらに、最近の重油高騰が農家経営の負担となっていることから、省エネ設備の導入を推進するなど、農家経営の向上に、さらに努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、口蹄疫復興関連に移ります。先ほどの答弁で、「人工授精の自粛に伴う対応を位置づけ、競り市場開設者等とも十分協議しながら、早期出荷の奨励策等について検討してまいりたい」ということでもありますけれども、2月・3月競りに間に合わせるために

は、ことしの8月から9月に行われる生産検査までに県の具体的な施策を示さないと、生産者は安心して出荷できないと思いますが、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今後、一定期間は、子牛生産頭数の時期的な変動により、競り日程や子牛競り価格等への影響も考えられます。子牛価格への影響を軽減するためには、早期出荷等を奨励し、子牛出荷頭数の平準化を図ることが、大変重要な課題と十分認識しております。このため、関係機関と協議し、その具体的方策についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 しっかりと検討していただきたいと思いますが、先ほど述べましたとおり、早急に具体的な施策を示していただきたいと思っております。早期出荷等の奨励とあわせて、できれば、口蹄疫が終息したときに出された生産農家、肥育農家への支援とかを含めてやっていただきたいというふうに思っておりますし、今回の早期出荷により、逆に言いますと、生産農家と肥育農家の連携がうまくいきなり、ピンチをチャンスに変える時期であるかもしれないので、畜産技術指導もどうかよろしくお願いたします。

最後に、行財政改革についての再質問であります。今回出されたプランによりますと、アウトソーシングを行っていくということでありませぬ。前回は、県では、県民提案型市場化テストを含めたアウトソーシングを行うということでありましたが、この市場化テストが消えており、行財政改革が後退したような感じがするんですが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 市場化テストという項目についてであります。さきの行革大綱の指

針に基づき、検討を行ってまいりました。これは根拠法がございまして、法律の定める県の導入事務の対象というものが、納税証明書の交付事務のみでありまして、限定的なものとなっておったわけでありませぬ。そこで、本県では、県独自の方法といたしまして、県のすべての業務を対象としたアウトソーシングの提案を、県民の皆様から募集したところであります。その結果、IT調達や公用車の管理など26件の提案がありまして、そのうち6件について現在具体化に向けた検討を行うとともに、それ以外の提案についても実施可能性を探っていくこととしておるところでございませぬ。今回提案してございませぬ「みやざき行財政改革プラン」におきましては、NPOはもとより、企業や大学など多様な主体との協働を進めることとしてございませぬ。そういった多様な主体との協働提案公募型事業の実施など、県の業務のアウトソーシングにつきましても積極的に取り組んでまいることとしてございませぬ。

○丸山裕次郎議員 今回のプランが真の改革になることを御祈念しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○十屋幸平副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、20日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会

6 月 20 日 (月)

平成 23 年 6 月 20 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|---------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 山之内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 一般質問

○外山三博議員 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の清山知憲でございます。きょうは足元の悪い中、大変多くの方々にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。私は、医師として臨床医学の道を突き進んでおりましたが、一転して政治の世界へ足を踏み入れてしまいました。御承知のとおり、医療という公共の社会基盤におきましては、政策サイドも現場サイドも、いずれも車の両輪のように重要でございます。現場の人間が幾ら汗をかいて努力を重ねても、極端な話をすれば公立病院がつぶれてしまったり、診察室が多数の患者さんであふれ返ってしまったり、理想の医療を実践することはできません。私は医師として、直接的に患者さんの命、生活にかかわってきましたが、今までの宮崎県政は余りに現場の声が反映されていないのではないか、自分たちの覚悟でもって宮崎県の医療、患者さんたちを守っていく、そうした覚悟に欠けているのではないか、そうした思いでここに立たせていただいております。

きょうここに入院中の病院から外出許可をもらって傍聴に来ていただいております私の92歳の祖母が、私の医師を志した原点でございますけれども、私は、その初心に照らしてみても、今こうして政治家として宮崎県の政策にかかわっていくことは、少しも恥じることはござい

ません。思えば、私もすぐ近くの宮崎小学校へ6年間通学しておりまして、この県議会棟と本館の間の中庭を歩いて、毎日のように祖母と通学しており、非常にこの県庁には親しみを覚えております。きょうこの壇上に立たせていただいていることにも、大変感慨深いものがございます。

ことしから、知事、副知事ともに県外の御出身でございますけれども、私は出身地など全く関係ないと考えております。私は、同じ大学の後輩として、まずはその胸をかりるつもりで、是々非々で対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。また、見てのとおり、私の体格は非常に小柄で議会でも最軽量級、同期の若手議員の二見議員や渡辺議員と比べても半分ぐらいの容積しかございませんけれども、言論、中身についてはだれにも負けないつもりでございますので、何とぞ執行部の皆様方も明瞭な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。1点目は、知事の政治姿勢についてでございます。

現在、民主党政権は、社会保障と税の一体改革の集中検討会議を行っておりまして、本日20日にもその成案をまとめる見込みでございます。私もこの集中検討会議の経緯を拝見しておりましたが、民主党政権は、社会保障と税の一体改革の成案について、平成23年半ば、まさにこの6月に成案をまとめるという閣議決定を昨年12月に行っております。しかし、それから3月、戦後最大の災害、東日本大震災が起き、3月11日以降は、国を挙げて震災対応に追われておるところでございますが、民主党政権は6月20日の成案の取りまとめにこだわり、私に

としては大変拙速な議論に映ります。まずは、この政府案に対する河野知事の見解についてお伺いしたいと思います。

それとあわせて、宮崎県も社会保障関係経費約500億円、毎年20億程度増加していると聞いておりますけれども、今後、持続可能な社会保障体制のために、知事はどういった財源をお考えでしょうか。その点についてもお考えをお伺いできれば幸いです。何とぞよろしくお願ひします。

以下、質問者席より質問させていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

社会保障改革案についてであります。社会保障・税一体改革案につきましては、今月2日の原案発表までに、地方の参画なしに議論が進められ、また、地方単独事業が社会保障経費の対象外となるなど、地方の意見が反映されていなかったことから、大変遺憾に思っていたところであります。しかしながら、13日に法制化後初めて開催されました「国と地方の協議の場」を踏まえ、17日に発表された修正案におきましては、地方の意見が一部取り入れられている状況でございます。しかしながら、地方単独事業分の取り扱いが明確になっていないことなど、今後の検討状況を注意深く見守っていく必要があると考えております。県としましては、これまでも全国知事会を通じて、地方の意見を反映するよう国に要請してきたところでありまして、今後とも「国と地方の協議の場」などを通し、国に働きかけてまいりたいと考えておるところであります。

次に、社会保障改革の財源についてであります。県や市町村は、高齢者医療、介護などの国

の制度化事業のほか、地方単独事業といたしまして、地域の実情に応じて、乳幼児医療費の助成、予防接種などのさまざまな社会保障サービスを提供しております。国と地方が一体となつて、我が国の社会保障を支えているものと認識しております。したがって、社会保障改革の中で、国だけでなく、地方単独事業をも含む地方の社会保障の財源についても、安定的な確保が図られるよう配慮されるべきと考えております。今回の改革案では、2015年度までに消費税率を段階的に10%まで引き上げ、社会保障の安定財源とすることが盛り込まれておるところであります。17日に発表された修正案では、地方単独事業が社会保障経費の試算の対象に含まれ、消費税率についても、地方への配分を基本として検討されることになっておるところであります。今後とも、この具体化に向けて、地方に対して十分配慮していただくよう、国に要望してまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○清山知憲議員 知事のおっしゃるとおり、この成案についても明確になっていない部分が非常に多過ぎると考えております。実際、政府案では、「引上げ分の消費税率(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし」とあり、引き上げ部分のどの程度が地方の財源となるのか、全く予断を許さない状況であると考えております。しかも、当初、非常に批判を受け、急遽、地方の代表を交えた議論を行い、また20日に成案決定を行うなど、非常に拙速に見えます。まだまだグレーな部分が残っておりますので、知事としては常により緊張感を与えていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そして、再質問でございますけれども、財源に関して言えば、例えば税以外の部分、保険料の改革や、今回の政府案の中でも、「現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する」と記載されております。これはつまり、地方独自の税ということもあり得ると考えられます。大震災直後で、日本経済が傾いているこのタイミングで消費税増税というのは、さらに経済を冷え込ませ、税収の低下が懸念されるところでございますし、実際にそうした異論を聞くこともございます。河野知事としては、集中検討会議の成案にあるように、まず消費税を段階的にアップ、そして地方の割合を確保していただくという方向で賛成ということによろしいでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のありましたように、大震災後の経済の動向に対する影響というのは、十分慎重に検討する必要があるかと考えております。大震災の復興財源をどう確保するかという、また別途の要請もあるわけでありまして、その中で、この社会保障改革につきましても、今後の中長期的なことをにらみながら、しっかりとした安定的な財源を確保していく必要がある。そういう中で、消費税収というのは、一つの有力な財源であるというふうに認識しております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。宮城県の復興計画も10年スパンで今回上げられておりますけれども、この消費税増税がまた東北4県等にどういった影響をもたらすか、そうした点も慎重にしなければならぬと私自身、推移を見守っております。

次に、道州制についてでございます。ことしの1月の知事選の新聞社アンケートを拝見いたしました。河野知事は、市町村への権限移譲

に関しては強い意欲を示されておりましたけれども、道州制に関しては言及を避けられているようでありました。私は、国から地方への権限や財源の移譲、地域独自の成長戦略や行政経費の削減といった観点から、やはり道州制へ移行することは、本格的に検討していかなければならない課題だと考えております。道州制についての見解と、もし道州制への移行があるのであれば、各地域の独自性が失われないような、九州全体が均衡して発展するための宮崎県の立ち位置と、九州府もしくは九州道かもわかりませんが、そうした広域自治体の仕組みについて、知事自身の構想、お考えがあれば伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 道州制につきましては、地方分権を確立するための選択肢の一つとして、これまでも国、地方、経済団体など、さまざまところで議論がなされておるところであります。九州におきましても、九州知事会や経済界が合同で研究会を設置し、道州制の九州モデルを策定する——これは総務部長時代、私も委員として参画しておったところでありまして——とともに、シンポジウムの開催などによる情報発信などをしておるところであります。私は、道州制につきましては、広域自治制度という議論にとどまらず、国のあり方にかかわる問題であるかと考えております。これも国民的な議論が必要であろうと考えておるところであります。議論に当たっては、特に、ブロック内で既に一極集中が進んでおるといったような問題や産業集積、インフラ整備等の格差を是正するという観点が重要だと考えておりますし、九州の均衡ある発展のために、各地域が持つ特性を生かした政策ビジョンの策定や、地域の実情を把握して施策に反映させていく仕組みの構築

などを主張してまいりたいというふうに考えております。また、道州制に移行した場合におきましても、本県が活力ある地域であり続けるように、他県よりも優位な分野を少しでもふやすことによって、投資価値のある地域づくりを進めたいというふうに考えておるところでございます。またあわせて、地域経営の主体となるのは市町村でありまして、その市町村の基盤の強化にも取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 今、十分な議論が必要だとおっしゃっていただきましたけれども、既にこのテーマは数年前から議論されており、知事のおっしゃるとおり、九州知事会や市長会、経済同友会等も、明確な姿勢を表明されていると思います。また一方では、町村会のように反対の部分もございます。知事においては、福岡、佐賀、大分、熊本等、明確な推進を表明されているところもございますが、私は、インフラ整備などにおくれをとる宮崎県だからこそ、先んじて明確なビジョン、道のりを示して、最低限のインフラ整備が担保されるような仕組み等の構想を打ち出していただきたいと思っておりますし、それを打ち出した後に十分な説明責任を果たすことでも、リーダーとしての役割を果たすことができるのではないかと考えております。知事としては、基本的には九州知事会の流れで、道州制は推進したいという方向でよろしいのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 足並みをそろえて取り組んでまいりたいというふうに考えております。九州知事会の研究会の中でも、参画して、いろんな議論をしてまいりました。経済界とも議論をしてまいりました。そのときに、経済界はどちらかというと、道州制バラ色論、道州制

になればすべてが解決するというような議論をしておりまして、それについては、いささか疑問なり違和感も感じておったところではありますが、先ほど、冒頭申し上げましたように、地方分権を推進するという観点から、道州制につきましても、この国のあり方を考えるという視点も踏まえて、積極的に議論を進めるべきと考えております。

○清山知憲議員 ぜひ、議論と同時に、知事としても迅速な意思決定をよろしくお願ひしたいと思っております。

3つ目に、九州広域行政機構についてでございます。九州広域行政機構について九州知事会は、国の出先機関の事務、権限の受け皿として立ち上げる構想で、そのうち3つの国の出先機関について、国と協議を進めていると聞いております。政府も平成26年度中に事務、権限の移譲を目指す方針を閣議決定しております。先ほどと議論は重なりますけれども、道州制とは全く別の仕組みとして現在立ち上がっていると思っております。この行政機構について、宮崎県の意思がきちんと反映されるような仕組みについても考えるべきだと思っておりますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 九州広域行政機構であります。国の出先機関の事務、権限、人員、財源などを丸ごと受け入れることによりまして、国の出先機関が抱える問題を解消し、地方のニーズを反映した迅速・的確な対応を図るために、九州知事会として提案をし、その実現を目指しているところであります。機構の主な機能としましては、社会基盤整備や産業振興など各県に共通する政策については、九州全体の均衡ある発展の視点に立ちまして、予算の選択と集中を図りながら進めていく、これも各県の共

通認識としておるところであります。今、御指摘のありましたように、この機構については、現在、意思決定機関として想定しております各県の知事で構成する執行機関や、各県議会から選出した議員で構成する議決機関の組織、運営方法、これは具体的な検討はこれからとなっておりますが、このような仕組みを通じて、十分な意見調整が図られる組織となりますよう、県議会の皆様の御意見も伺いながら、本県としての意見を強く主張してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。具体的な検討はこれからということでございますけれども、ぜひ議長とも歩調を合わせて、具体的な運営方法について、速やかに我が県としての考えや主張を定めていただきたいと思いますし、我々議員としても考えていかなければならない問題だと思います。

続いて、県民政策部長に、県の総合計画、アクションプランについてお伺いいたします。

私が県議に就任してからすぐ、このアクションプランが自宅に送られてきました。一つ一つの各論的な話は避けますけれども、私が興味を持ったのは、それぞれの項目の政策目標についてでございます。例えば、日ごろから文化に親しむ県民の割合、目標50%、災害に対する備えをしている人の割合、目標40%というぐあいに数値目標が掲げられておりますが、確かに政策目標の設定というのはなかなか困難でございます。一つ一つ外部の意見を反映していくプロセスというのも本当に大変だと思います。それは総合政策課が各部署と話し合っただけで策定していただいても結構なんですけれども、こう散見してみますと、いかにも甘過ぎる政策目標が幾つかうかがえます。これらの目標について、どの

ような策定基準とプロセスで決めてこられたのか、お伺いしたいと思います。

○県民政策部長(渡邊亮一君) アクションプランでございますけれども、アクションプランにつきましては、御案内のとおり、重点施策を10のプログラムとしてまとめており、プログラムごとにそれぞれ重点項目を掲げております。そして、全体で31に重点項目を整理したところでございます。その上で、重点項目ごとに、最もその成果を評価することができる指標を基本的には1つ、そして施策内容が多岐にわたる項目については複数設けておまして、全体で48の重点指標を設定したところでございます。この中で、例えば企業立地件数や東九州自動車道の整備率などのように、成果がそのまま数値化できるものもあれば、持続可能な地域づくりでは、「今の地域に住み続けたいと思うか」など、県民意識の変化を見たほうが適切なものもあるわけでございます。このように、成果指標につきましては、政策の目的や性質によってさまざまな形がありますので、公表された統計データや県民意識調査の結果の中で、より最適なものを選んだというふうにお考えいただいたらいいんじゃないかと思います。なお、目標値につきましては、4年間の実行計画でございます。実現不可能な高い目標とするのではなく、努力と工夫を重ねることで達成可能となるレベルに設定しておりますので、過去の推移等を勘案しながら担当部局と調整し、総合計画審議会の審議を踏まえた上で原案を決定したところでございます。また、各プログラムにおける具体的な取り組みにつきましては、毎年度、工程表を作成することとしておまして、その中で、それぞれの取り組みの進捗を見ていくための数値目標を設定することとしているところ

でございます。

○清山知憲議員 数値目標の設定、後半の部分、非常に文学的な文章かなと思いますけれども、「実現不可能な高い目標ではなく」とおっしゃいましたが、実現可能か不可能かは、努力してやってみなければわからない部分もあるのではないかなと思います。努力するというのは全くもって当然のことで、県内各企業の方々、小売の方々、農家の方々は、非常に血のにじむような努力をしておられると思います。実現可能か不可能かではなくて、真に達成しなければならない政策目標を掲げて、それに向けて各課が知恵と工夫を凝らすという形が本当ではないかと考えております。災害に対する備えをしている人の割合40%という目標にしても、例えば50%は本当に実現不可能な数字なのか、それは私の常識からしてみればちょっと甘いのではないかと、そうした判断も個々の項目で出てきております。これはこの場で意見として申し述べておきます。

次に、知事の基本姿勢は「対話と協働」ということでございますけれども、県民参加型の県政という視点で県民政策部長へ質問申し上げます。今回、アクションプラン、4年間の総合計画策定時に、宮崎県は県民意見、パブリックコメントを募集いたしました。当初は、ゴールデンウィークを挟んで、たった9日間の募集期間でございました。私は5月6日に気づいて、慌ててこの募集期間の延長を総合政策課にお願いして、9日間から21日間に伸ばしていただいたんですけれども、4年に一度しか策定しない総合計画に関する意見募集なのに、ゴールデンウィークを挟んだ9日間、平日はたった3日間しかないというのは、河野知事の「対話と協働」という基本姿勢に真っ向から反するもので

はないかと、私自身、県議に就任した直後に感じてしまいました。さらに、5月19日に開かれたアクションプランの最後の審議会でございますけれども、私、ぜひ一般傍聴で参加したいと思ってはいたんですが、これは一般傍聴可能なんですけれども、審議会の日程が公表されたのが、たった3日前の5月16日でした。5月19日開催の審議会が16日に予定が公になったということで、私も傍聴したいと思っていたのに、気づいたら終わっておりました。この1年間、鳥インフルエンザとか口蹄疫とかいろんな仕事で、とても平常業務ができなかったという事情はわかりますけれども、何しろ4年に一度の総合計画でしたので、少しばかり、県民の方々に県政へ参加していただくという姿勢が欠けていたように思われますが、この点に関してはいかがでしょうか。また、こうした審議会のような県民の一般傍聴可能なものに関しては、ホームページ上で、もうちょっとわかりやすく広報していただけないか、より工夫していただけないか。私も秘書広報課に教えていただくまでは探し切れませんでした。その点、いかがでしょうか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 議員の御指摘、我々もそのとおりでというふうに思っております。県の計画策定に関するパブリックコメントの手続については、県のパブリックコメント手続実施要綱というのがあります。また、審議会等の開催に関する広報につきましては、附属機関等の会議の公開に関する指針により、事務手続の標準的な取り扱いが定められているわけでございます。今回のアクションプランについては、策定作業に着手後、取りまとめるまでの期間が非常に短かった——御指摘のとおりでございます。我々としましても、事務手続が

おくれた面があると強く認識しております。なお、今回のパブリックコメントについては、先ほど議員からもありましたけれども、議員の御指摘等も踏まえ、当初の受付期間を途中で10日間延長したわけでございます。そのこともありまして、120件の多くの貴重な御意見をいただきました。そういう意味で、この期間延長というのは、我々としても非常によかったと思っております。今後、県の計画策定に当たりましては、少しでも多くの県民の皆様にはパブリックコメントや審議会の情報を知っていただける、これが大切でございます。情報提供の時期やホームページ等でのわかりやすい広報の工夫など、改善に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○清山知憲議員 誠意ある答弁、本当にありがとうございました。ちょっと意地悪かもしれませんが、審議会の広報についてですけれども、「事務手続の標準的な取り扱いが定められています」では、ちょっと答弁になっていないように思われます。今回、3日間しか告知期間がなかったことも、その標準的な取り扱いの範囲内だったということでしょうか。いかがでしょうか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） この審議会の告知につきましては、当該開催日の1週間前までに記者発表を行う、あるいは県庁のホームページに掲載する、これが標準的な内容になっておりますが、我々としても、そういう標準はありますけれども、それに沿って、あるいはそれ以上の事前の準備をちゃんとやって告知すべきだというふうに考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。ぜひそうした取り扱いをできる限り守っていただきたいと思っております。今後とも、アナウンス期間や

広報手段を工夫していただければと思います。ちなみに、県の広報に関してですが、私、最近気づいたんですけれども、宮崎県秘書広報課のツイッターアカウントは余りに周知が図られておりません。フォロワーがたった300人ちょっとで、河野知事の10分の1程度しかございません。河野知事もみずから、ツイッターやブログ、フェイスブック等を用いて宮崎県の広報に努められておりますので、ぜひ、秘書広報課の担当の方に関しましては、画期的な活用やフォロワー拡大に努めていただくようお願い申し上げます。今回の大震災におきましても、ライフラインが途絶した中で、スマートフォン上の情報拡散が見られました。これだけに頼るのはいけないと思いますが、さまざまな広報手段をあわせ持つことはリスクの分散になると思いますので、御検討をよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、知事に質問を申し上げます。医療行政についてでございます。

周知のとおり、宮崎県の抱える恒久的な最重要課題の一つに医師不足問題がございます。若手医師、研修医の数というのは、全国でも宮崎県は最下位の状況が続いております。これは本当に異常事態だと思います。私は、決して毎年この状況になれてはいけないし、これはボディーブローのように5年後、10年後——もう既に来ておりますけれども——医療体制を弱くしていくのではないかと考えております。率直に申し上げれば、宮崎県の場合、これらの対策に非常に先出してくたのではありませんかと考えております。毎年行われている行事でございますけれども、ことしの夏にも2,000人程度の医学生が集まって、各都道府県の研修病院のPRが繰り広げられる全国最大規模の研修病院説明会

が、東京国際フォーラムで開催されます。一度でいいので河野知事にこの現場にお越しただいて、全国の都道府県の活発な取り組み、非常に苛烈な若手医師の獲得競争の現場について、その目でごらんいただきたいと思います。また、対話と協働を重んじる河野知事には、ぜひ医学生や看護学生、また研修医の前に姿をあらわして、地域医療の現場を説明し、宮崎県の発展のための協力をお願いしていただきたいと思います。知事も政治家になられて、言葉が武器でございます。県の象徴たる知事が彼らの前に姿を見せて熱弁を振るうことで、彼らの意識も非常に変わるところもございます。私が知る限りでも、香川県や和歌山県、青森県、新潟県等、他県の知事はそうした取り組みをされておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 対話と協働の県政を進めてまいりたい、その基本姿勢で取り組んでおりまして、この医療体制の充実など、本県にとって大変重要な課題につきましても、今、御指摘にありましたように、実際に医療に従事している医師の方、また医学生の方、看護学生の方など、多くの皆様との対話をしながら、現場の実態を踏まえてさまざまな対策を講じていくことは、大変重要な課題であり、重要な御指摘であると考えております。今、御指摘のありましたように、今年度から、県外で実施します臨床研修病院説明会など、いろいろな機会を通じて、医療現場の現状把握や関係者との意見交換に努めてまいりたいと考えております。また、これまでも、例えば医師会が実施します研修医を激励する懇談会などに、前知事も参りまして、私も代理で副知事の立場で参加したことがございます。機会をとらえて、さまざまな場面

で訴えを続けてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 非常に前向きな答弁をありがとうございます。

引き続いて、知事に質問いたします。県内の医療者の話を聞きましても、とにかく医療関係の県の担当者はくるくるかわるし、医療についてようやく理解が深まったと思ったら、今度は新しい人と交代してしまうと。私も本当に同感なのでございますが、さらに、医師確保の問題となりますと、医局との関係も出てきます。県職員の方々にとっては、本当にわけのわからない医局を相手とするのは、非常に慎重な姿勢をとらざるを得ず、自然と消極的な医療行政を行っているのが現状ではないかというのが私の率直な印象でございます。どうして我が県では、健康増進課以外に行政医師の方が技術職として広く活躍されていないのか、不思議でならなかったんですが、今回、議会事務局の協力も得て、全国の都道府県の体制を調べてみましたところ、東京、大阪、東北4県を除いたところでは、行政医師が病院局や地域医療政策担当部署に、例えば福祉保健部長でも病院局長でもその下の課長でも、そうしたところにはいない県は、宮崎県を含んでたった4県しかございません。残りの41県は、すべてそうした技術職の方がついておられます。やはりかつて臨床現場に身を置いたことがあり、また医師としてもキャリアを積んできた方、また保健行政でもいいですけれども、そうした方々は、地域医療政策や県立病院の医師確保、経営・運営の面でも、その力を発揮してくださるものと私は期待しております。宮崎県として、現場に即した医療政策を強力に推進していくために、併任ではなくて専任の行政医師に、病院局や医療薬務課、できれば双方で活躍していただくお考えはないで

しょうか。よろしく願います。

○知事(河野俊嗣君) 医師確保を初めとする地域医療対策の立案・実施に当たりましては、御指摘のように、現場なり実態を熟知した医師等の意見を踏まえることが大変重要だと考えております。専任でという話がございましたが、まず県では、今年度から、県立宮崎病院及び健康増進課に所属する医師を医療薬務課に併任しまして、医師招聘事業等に取り組む体制を整えたところであります。今回、補正でお願いしております「宮崎県地域医療支援機構(仮称)設置事業」におきましては、この併任医師と宮崎大学医学部の専任医師が連携して、医師不足病院への医師配置やキャリア形成支援などを行う仕組みをつくることとしておるわけでありませう。その併任をかけたということで一歩前進したわけでございますが、専任でということにつきましては、今年度の成果等を十分勘案し、また他県の実績等も十分参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 前向きな御答弁ですが、最後、「研究」というふう聞こえましたが、これは「検討」の間違いではないでしょうか。やはり県は大学のような研究機関では決まてないので、研究の後には、その研究結果を踏まえて検討の段階に入るとは思いますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 早速、鋭い議会用語のチェックをいただきまして、ありがとうございます。いずれにせよ、研究も含めて、前向きにどういう体制がいいのかというのは、今年度の併任という実績を踏まえて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ぜひ、ことしの取り組みの成果を踏まえてと言わず、スピード感を持って、

本当に並行して検討していただきたい。既にこの問題については、先ほど他県の状況も紹介したとおり、宮崎県は大変出おしてくれていると感じております。何とぞよろしく願ひ申し上げます。

続きまして、病院局長にお尋ね申し上げます。若手医師数が全国最低レベルにあるという宮崎県の地域医療基盤については、繰り返し申し上げますけれども……。甲斐局長は医療関係者の中でも大変人柄のよいことで評判で、また大変困難な職務につかれていますので、大変御苦労されているだろうなと思ひますけれども、県民の皆様、現場の思いを受けとめる私の立場としては、研修医確保に関して、その結果に対する御認識をお伺ひしたいと思ひます。甲斐局長も、ことしで既にこの職務につかかれて4年目ということでございますが、どういう御認識であられるでしょうか。

○病院局長(甲斐景早文君) 病院局におきましては、医師不足の中で、県民への良質な医療の提供という使命を果たすために、医師の中でもとりわけ正規医師の確保を最重要課題として、病院長ともども医師招聘への取り組みを行うとともに、その条件整備としての医師の待遇や勤務環境の改善を進めてきたところでありませう。一方で、臨床研修医の確保を図るため、研修指導医をふやすとともに、研修医の処遇改善などに取り組み、また、宮崎県臨床研修運営協議会において、宮崎大学や県医師会などと連携しながら、県全体での臨床研修医確保に取り組んできたところでありませうが、医学生に対するPRが十分でなかつたことなどから、残念ながら、定員に満たない状況が続いてきたものと考えております。このような状況を踏まえて、県内外の医学生が魅力を感じるプログラム

を提供するため、このたび、従来の各県立病院個々の研修プログラムに加え、3 県立病院を一つの病院群として研修を行う新たな研修プログラムをスタートさせるとともに、このプログラムの魅力や県立病院の特色などを広く紹介していくため、東京など各地で行われる病院説明会等に積極的に参加するなど、これまで以上に臨床研修医確保に取り組んでいくこととしているところでございます。

○清山知憲議員 局長、今までの現状分析や取り組みの内容についてではなくて、今までの結果について、どのように受けとめておられるかを質問申し上げました。お願いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 御指摘のとおりです。本県の場合は、正規の職員そのものが非常に不足しているということもありまして、日常の勤務そのものに疲弊を感じている医師も多くございます。このようなことから、順番として、まずは正規の職員の勤務環境の改善を行いまして、その上で、その受け皿を十分整えながら、臨床研修医の確保に取り組んでいきたいということがありました。それともう一つは、これまで全県的な立場から、宮崎大学さん、それから医師会、こういったところと全体的な取り組みをしてきたということで、このような今日の状況に至っているのではないかと。そういうことで、十分な説明会といいますか、そういう PR が足りなかったんじゃないかというふうに反省をしているところでございます。

○清山知憲議員 今の答弁をまとめますと、つまりは、私は研修医確保の結果についてお伺いしたんですけれども、正規医師の確保が最重要課題とおっしゃいましたので、そっちのほうが最優先ということで、研修医確保が二の次に置かれているように思われます。

続いて、過去 3 年間の県立病院の研修医定員と実際の就業者数の推移、それから 2 年間の研修を終えられた医師が 3 年目にどれほど県内に定着しておられるのか、データをお示しいたきたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 過去 3 年の臨床研修医の定員と採用数でございますが、平成 21 年度が定員 13 名に対し採用者数 7 名、22 年度は定員 14 名に対し採用者 5 名、23 年度が定員 14 名に対し採用者 4 名であります。また、研修修了者の県内就業率でございますが、これまでに 40 名が研修を修了しており、そのうち、修了翌年度に県内で就業された方は 24 名でありまして、率にして 60% となっております。

○清山知憲議員 研修医の確保という点では、14 分の 4 とか 14 分の 5 とか、大変厳しい数字が続いております。しかし、3 年目、それらの研修を終えられた先生方がなおも 6 割県内に残っているという事実を見ましても、研修医確保がその後の県内の医師数、局長のおっしゃる正規の医師の数を規定するのは事実でございます。先日の南日本新聞でも、鹿児島県内では、研修を終えられた方々は 8 割が県内に残っているというデータがございます。

そこで、先ほども行政医師の登用という点を申し上げましたけれども、今の体制のまま、病院の PR に出かけますとか粘り強くとおっしゃっても、私としてはなかなか納得できません。例えば、この本は「研修医をひきつける病院づくり」という、市立堺病院の先生が書かれたものですが、この本でも列挙されておりますが、研修事業を強化して、多くの若手医師を引きつける上でやるべきこと、やらなければならないこと、可能なことは本当に山ほどございます。先ほど、局長も県外での病院の PR

とおっしゃいましたけれども、これは本当に初歩中の初歩で、県議会の答弁で出てくるようなレベルのものではないと考えております。

私は昨年1月、大学病院に勤めていたときに、医療薬務課の職員に「この病院、県外、東京や大阪でのPRをやってくださいよ」とお願いしましたが、そのときは「まず大学がやってくださいよ」と非常に冷たいつれない対応をされ、見送られてしまいました。結局、我々の医局がOBの方々のお金、篤志を募って大阪に行きまわって、それから県知事、医療薬務課、双方に報告書を出して、新聞記事にも取り上げていただき、ようやく今回の動きにつながるようになりました。

逆に聞きたいのは、どうして今まで、そうした初歩的な取り組みにだれも取り組もうとされなかったのか、そこに私は非常に強い疑問を抱いております。もちろん研修事業を強化していく上では、業務量は一方的に増加してまいりますし、それぞれの病院の担当の先生方の業務もふえていくばかりでございます。非常に構造としてはジレンマの状況にあるのかなと思っておりますが、病院局として、本当に見える形で組織的に効果のある研修事業を強化していくためには、例えば、最も多くの研修医枠を抱える県立宮崎病院等に、研修事業を専任で責任を持って担当していただける職員を置く——これは臨時でも嘱託でもいいですけれども——そうした研修センターという組織を置かれてはいかがかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院における臨床研修医の確保についてでございますけれども、現在、3病院とも研修担当副院長が研修全般を統括しておりますし、研修医や医学生からの相談・問い合わせの窓口を担っております。

また、研修に関するさまざまな事務については、事務部の職員が担当業務の一部として行っております。現在、来年度の臨床研修医確保に向けPR等に取り組んでいるところでありますが、病院現場の負担軽減と医学生から見た魅力的な研修病院づくりを進めるという観点から、御質問にありました専任スタッフの配置を含め、今後、必要となる研修実施体制につきまして、病院現場の意見を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 非常に前向きな答弁をありがとうございます。やはりきょうの局長の答弁でも感じましたが、病院局として研修医確保に余り重点が置かれていないのではないかと。正規医師の確保とおっしゃいますけれども、ことしの2月にも、病院局長は松田県議に対して、県立病院は専門医の確保、医療薬務課は総合医の確保というふうに、業務分担のことを言及されておりますけれども、決して専門医が必要だから専門医を連れてくる、総合医が必要だから総合医を連れてくるのではなくて、とにかく1年目の新人医師をより多く確保して、その方々を育てていく、その方々が専門医なり総合医なりに育てていく、その土壌を用意するのが必要じゃないかなと考えております。沖縄県はことし4月から、125人の新人医師が就任しておりますけれども、宮崎県は29人でございます。来年から県立病院の研修医定数は18人にふえると聞いておりますけれども、ぜひこの18人の枠をすべて埋めることを政策目標として、県立病院には努めていただきたいと考えております。これは意見を申し述べておきます。

続いて、福祉保健部長にお伺いいたします。宮崎県は県立看護大学を擁しておりますし、大変充実した教育環境のもとで、看護分野におけ

る人材育成を担っていただいております。しかし一方で、課題としては、卒業後の県内への就業率が大変低い状況と伺っております。県内の県立看護大学、そして宮大の看護学科、医師会立の看護師養成所、それぞれの県内就職率はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本年、平成23年3月、卒業いたしました学生の県内就職率でございますけれども、お尋ねの県立看護大学が45.8%、宮崎大学医学部看護学科が45.2%、医師会立の看護師等養成所——これは准看護師等を含みますけれども——全体で86.7%ということになっております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。非常に今、医師会立の看護師養成所も県内就業率85%ですか、高い状況でございますが、小林や延岡など、この養成所は県内全域に存在しておりますが、業務の過酷さからやめていく学生もいたり、経営も医師会からの繰り入れ、補助金等を県内で総額5,000万程度投じておられると聞いております。こうした県内就業率等の地域への実績に基づいて、特に経営が厳しいところには、県としても支援を強化できないかお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県内における看護師等の養成・確保でございますけれども、これは医師と同様、本県医療の充実において大変重要な課題であるというふうに認識しております。このため県では、県内14校の看護師等養成所に対しまして助成を行っているところでございますけれども、そのうち、御質問の医師会立の看護師等養成所9校に対し、運営や教員研修に要する経費といたしまして、毎年度、1億円強の助成を行っております。県の財政状況が

大変厳しい中ではありますけれども、卒業生の就職状況や各養成所の経営状況等も踏まえながら、引き続き、適切な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 ぜひ、就職状況と経営状況を適切に踏まえた上で、今後、御検討いただければ幸いです。

続きまして、福祉保健部長にお伺いします。東日本大震災を受け、私も被災地を視察してまいりました。多くの議員が既に質問に盛り込まれている宮崎県の防災対策でございますけれども、私なりの視点で申し上げれば、宮崎県としては、平成18年3月に策定している災害医療対策マニュアルがございます。私が視察した宮城県は、さすがに定期的に地震や津波に襲われているだけあって、災害発生時の災害医療については、非常に現実的な構想とシステムを備えていたように思われます。今回の東北における教訓などを踏まえますと、我が宮崎県の災害医療対策マニュアルも、前回策定時から5年以上経過しておりますが、全面的な改定が必要だろうと思われます。この点に関して伺いたと思いますが、例えば、電気などのライフラインが途絶したときには、唯一、無線や衛星電話などが通信手段でございます。県としては、防災無線を配置しているところは幾つかございますけれども、例えば、県内の防災拠点病院に関して言うと、この防災無線が配備されていないところもございます。今後、このマニュアルをそうした視点から改定する予定はございますでしょうか。あるとすれば、具体的にどういった予定を検討されておりますでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 「宮崎県災害医療活動マニュアル」につきましては、お話がございましたとおり、平成17年度の策定から5

年を経過しておりまして、現状に合っていない部分がありますことや、今回の東日本大震災の教訓を踏まえた体制のあり方の検討を行う必要がありますことから、できるだけ早期の見直しを行いたいと考えているところでございます。その中で、特に、ただいまお話がございましたように、被災情報の収集・伝達の方法、災害時における医療チームの派遣体制及び指揮系統のあり方等につきまして、今後、上位計画であります県地域防災計画の改定スケジュールも踏まえながら、具体的な検討作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 上位計画である地域防災計画の策定を待たずに、並行して改定作業を進めるべきではないかと考えております。防災無線の拡充や衛星電話による補完、そして厚生労働省の持つ広域災害救急医療情報システムであるE M I S——全国都道府県では7つの広域自治体、宮崎県も含みますけれども、参加しておりませんが——こうしたところへの参加についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉保健部長(土持正弘君) マニュアルの見直しにつきましては、議員がおっしゃったように、地域防災計画の策定が終わってからということではなくて、あくまで並行して速やかに検討作業に入りたいと思っております。その際、医師会、それから消防機関、災害拠点病院等、災害医療関係者の意見も十分伺いながら、検討作業に着手してまいりたいというふうに考えております。また、災害時における情報・通信手段の確保は極めて重要でございますので、今後、お話がありましたようなさまざまな手段について、幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 私も、現地の診療支援を行っ

た上でこのマニュアルを拝見いたしました。5年前、大変多くの方々が策定に関与しており、大変よくできているとは思いますが、今や全く使われていないというか、廃止されました「ひむか救急ネット」とか、もしくは災害発生時の連絡手段は基本はファクシミリとするとか、こうしたものは、電気などのライフラインが途絶したときに、全く非現実的などころだと思いますので、ぜひその点も踏まえて改定していただければと考えております。

最後になりましたけれども、東日本大震災において命を落とされた方々、被災された方々に対しましては、心より、お見舞いの心、哀悼の意を表したいと思っております。瓦れきさえも片づかないのに、被災地それぞれの医療・福祉体制の復旧は全く先が見えません。私も現地に行きましたが、国のリーダーシップは被災地では何一つ感じることがございませでした。それどころか、福島県では、私の友人が現在、放射線医療の説明会等いろいろ入っておりますけれども、S P E E D Iの情報を隠されたまま避難を指示され、余計な放射線被曝をしてしまった方々もいらっしゃいます。このような国難のときに、国政が混迷をきわめていることは第二の災害でございますし、私は今回の不信任案提出においても、被災地の民意にかなうものでは決してないと考えております。

ここで申し上げたいのは、知事に対して、やはり国がどうであれ、我々は地方として自立してやっていける地域、地方を目指さなければいけないと痛感したということでございます。私としては、宮崎県、我々宮崎県民は、昨年、口蹄疫のときに受けた民主党政権の対応——当時の山田農水大臣が前宮崎県知事を前にして、座ったまま「そこに置いて」と言って県の

要望書を手にとろうとしなかったあの国の態度を、私は決して忘れることができません。国と地方との関係というのも、まだまだ旧態依然としたものがございまして、宮崎県が少しでも自立していくためには、知事にはしっかりとしたリーダーシップを発揮していただき、また国に対して言うべきことは言う、そうした頼もしいリーダーシップを期待したいと考えております。

本当に何も無い平時、平和な日常であれば、調整型の指導者を求めますし、一方、危機的な局面では、みずから先頭に立って、県民が進むべき道を指し示してくれるような強力な指導者を我々は必要とします。今まさに地方、国ともに危機的な局面で、宮崎県も口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳、そして今回の東日本大震災、TPP等、本当にさまざまな問題を抱えており、正念場を迎えております。河野知事や執行部職員の方々には、強い覚悟と責任感を持って、その職責を果たしていただきたいと思っておりますし、私自身も全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○外山三博議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 日向市選出の新みやざき、西村賢でございます。この議場も39名になりまして、少し寂しい感じもしますが、私もここに戻ってくることができました。その喜びとまた責任感を持って、新たな4年間、一生懸命に頑張りたいと思います。まだまだ若輩者でありますので、先輩また同僚議員各位には、御指導賜りますようによろしくお願いいたします。

私も2度、被災地に伺いました。1度目は、

支援ボランティアの方々と一緒に、被災地を物資を持って回りました。2度目は、新みやざき会派、そして日日新会派の凶師議員とともに、被災地を訪問いたしました。先日、河野知事も話をされました「津波てんでんこ」という三陸地方に独特に伝わる言葉を、私も行ってすぐに聞きました。この地域には「津波てんでんこ」という言葉があって、津波が来たら自分だけでも逃げろ、もしくは助けられなかったとしても、それはおまえが悪いんじゃない、そのような意味を持っているそうです。やはり現地に行くと被災の状況を見ますと、本当に絶望の中で一生懸命に頑張っている方、前に前に突き進もうとしていらっしゃる東北の方々には、逆に勇気をもらいました。私もこの宮崎県から少しでも行動して、何かできないか、力になれないかと思って、今もこの場に立っております。この宮崎県も日本です。そして、宮崎県もこれから東北の方々にいただいた御恩を返していかなければなりません。私も日本人の一人として、これからの日本の復興に頑張りたいと思います。これから質問を始めさせていただきますが、まず、今回被災された多くの被災者の方に哀悼の意を表したいと思っております。

それでは、質問に移ります。一生懸命に調査をしてまいりましたので、執行部の皆様方の明快な答弁をよろしくお願いいたします。まず、宮崎県総合計画アクションプランについて質問いたします。

河野知事のもと、宮崎県総合計画が作成されました。何と云っても、本県にとっては口蹄疫からの復興、そして今回の被災から多くの県民が不安に思っている防災の問題、この問題をどうしていくのか、ある意味、この設計図とも言えるアクションプランは大きな意味を持ち、ま

た、その具現化こそが、この宮崎県を将来発展させていく上でも重要だと思います。この中で、画期的な取り組みであります、「県民の主な役割」というものが今回明確に記されております。国民には義務と権利があります。しかし、最近では、義務を怠り、権利ばかりを主張する国民も少なくありません。一部の権利だけを誇張して報道するマスコミにも問題があるかもしれませんが、最近では、クレーマー、またモンスターといった呼び名で呼ばれております。まじめに生活している県民にとっては、非常に迷惑な話でもあります。まさしく今回の「県民の主な役割」の中身は、至極当然なことが書かれているわけですが、県民への義務として果たしていくためには、どのように県民に周知させ、また協力していただくのか、知事にお尋ねをいたします。

以下、質問者席より質問を続けさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

「県民の主な役割」の普及についてであります。今後ますます複雑・多様化する行政需要に対応しながら、地域活力を維持し、持続可能な地域社会を実現していくためには、県だけではなく、県民の皆様を初め、民間との連携・協働を深めていくことが大変重要であると考えております。このため、今回提案いたしておりますアクションプランにおきましては、基本姿勢の最初に「対話と協働による県民総力戦の推進」を掲げるとともに、重点施策の各プログラムの中には、県がこれから実施する取り組み内容だけではなく、県民の皆様を期待する取り組みの例を、今、御質問のありましたように、「県民の主な役割」として具体的に盛り込んだところ

であります。これまでも県民総力戦に取り組んでまいりました。県民の皆様から寄せられる声としては、「県民総力戦に参加したいんだけど、何をしたらいいのかわからない」という声もあったわけでございます。今、議員は、権利と義務というような話で、義務という表現を使われたわけでございますが、義務というよりは、県民総力戦で、皆さんそれぞれ県民一人一人ができることをやってみましょうよと、そういう呼びかけの思いで「県民の主な役割」を整理したところであります。このことを県民の皆様が理解し、実践していただくことが何よりも重要でありますので、ホームページや広報紙での周知に加え、県内各地での県民座談会でありますとか出前講座の実施など、さまざまな機会をとらえた普及啓発に努めるとともに、各企業や団体などの協力も得ながら、積極的な推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 今、知事のお言葉をいただきました。これは義務という押しつけではなくて、自発的に県民総力戦として頑張っていくための指針というか、目標のようなものだという説明でありました。そこまで自発的に考えていただく県民の方にとっては非常にありがたいものだと思いますが、私はもう一つ、やはり無関心層といいますか、その方々にもメッセージを、どんどん知事のカラーを伝えていただきたいと思います。今、答弁にありました広報紙とか座談会でありますとか、そういうものに参加される方は、その時点で重々わかっているんですよ。わかっているんですけれども、それに来ない方、広報紙も見ない方、そういう方々にどのようにメッセージを伝えていくのか、もし知事にお考えがあればお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) それは大変重要な指摘であります。さまざまな施策を行うに当たって、今言われましたように、多少なりとも、ホームページにアクセスするなり、いろんな座談会に来ていただく方は、いろんな関心を持っていただいている方だと思います。それ以外の方に、どういうふうに思いを届けるかということでもあります。これからも、さまざまな情報媒体——先ほどツイッターとかブログというような御指摘もありましたが——いろんな新しいそういう手法も取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、ぜひ県議会の皆様にも、それぞれの地域における話題喚起なり情報提供に御協力をいただければと思っております。これからも、さまざまな市町村、それから関係団体と連携して、県民総力戦に向けた取り組みというのを進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。一つこれは提案といいますか、せっきゃくこういうものをつくったのでありますから、一番興味がない人でも無理やり目に耳にするものとして、震災直後にACのコマーシャルを嫌でも見ました。すべてが金子みすゞさんの詩でありますとか、非常に多くの方が同じものを見たわけですが、あのよう、期間を限定してでも目に入れる、耳に入れるということ、県のほうも頑張ってみてはいかがかと思っております。これも予算がかかることですので、即答は難しいと思っておりますが、もし御意見があれば、知事。

○知事(河野俊嗣君) いろんな機会を通じて、目に触れる、耳に届くといいますか、工夫を凝らしてまいりたいと、一つの御意見として承ります。

○西村 賢議員 これは非常に斬新なアイデアだと思います。先日も中村議員の質問の中に、

知事はもうちょっとアピールしたらどうかという別の話題で議論がありましたけれども、ぜひアピールに努めていただきたいと思います。

次に、東日本大震災の本県への影響について伺いたいと思います。

私も被災地を目の当たりにしました。実際に見る、感じることは、重要であると思えました。ほかの訪問された議員の方々もそのように思ったことだと思いますが、今度の東日本の被災地に河野知事はみずから行かれたのかお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 参りたい気持ちは重々でございますが、まだ行っておりません。県議会が終わりましたら、機会をとらえて現地に運んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 せっきゃく宮崎県も「みやざき感謝プロジェクト」、また復興基金をまずはつくって、それを今度、実現に移していくわけですから、ぜひとも、実現に移す前に、知事もみずから行っていただきたいと思います。実際、荒廃した町の中でいろんな方の意見を聞くと、本当にメディアを通して見たものとは違った目線で見えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、被災地の企業移転について、商工観光労働部長にお伺いをいたしますが、今回の東日本の震災を受けまして、企業によっては、西日本に企業の移転や工場の移転を行う動きがあるように報道されております。広島県は既に、東日本大震災で生産拠点が被災した企業、またリスク分散を目的に広島に移転する企業には、賃貸オフィスを1年間、無償で提供する、このような記事を見ました。本県にはそのような準備はないのかお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) お話にあ

りましたように、今回の大震災の被災、あるいは電力不足への懸念から、企業の中には、工場移転等を検討する動きが出てきております。このため県では、東日本復興を支援することなどを目的に、4月に被災企業等に対するワンストップ相談窓口を設置するとともに、企業立地促進貸付の要件を緩和したところであります。また、お話がございましたが、貸しオフィスにつきましても、みやぎ新ビジネス応援プラザなどの施設があり、被災企業等から具体的な御要望があれば、受け入れ等について検討することとしております。今後とも、移転等の企業の動向に対しましては、県外事務所等を通じていち早く情報収集するとともに、本県の工業団地や空き工場の情報をPRするなど、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 済みません、通告していませんですが、その相談というのは、今、件数とかどのぐらい来ているとかいうのはわかりますか。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) ワンストップ相談窓口は、県内で震災の影響を受けた企業も対象にしておりまして、そちらのほうでの御相談というのは2件あったというふうに聞いております。それから、企業立地を担当する課のほうに、この窓口とは別に、県外事務所等を通じまして4件ほど、例えば東北地方で被災し、設備を県内に移せないかとか、あるいは被災地ではないんですが、やはり節電等の懸念から、宮崎県内へ、同じように設備ですけれども、移設が検討できないかということで、これは情報サービス業関係ですが、こういったものが数件来ているという報告は受けております。

○西村 賢議員 ぜひとも迅速かつ的確に行動していただくようお願いいたします。

次に、総務部長にお伺いをいたします。他県との災害対策協議についてお伺いしますが、今回被災した地域は、非常に広範囲に及んでおり、広域的に麻痺することがわかりました。宮崎県の場合は、九州・山口災害時応援協定というものがあるそうですが、現在、その協定はどのようなになっておりますでしょうか。

○総務部長(稲用博美君) 今おっしゃいました「九州・山口9県災害時相互応援協定」でありますけれども、九州・山口地域において災害が発生した場合に、被災県からの要請に応じまして、隣接県等から食料、飲料等の物資の提供、避難施設の提供、それから緊急輸送手段の確保、医療支援などについて、相互に協力する体制を構築しているところであります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、節電対策について伺おうと思いましたが、既に横田議員の質問がありましたので、割愛いたします。ただ、この宮崎県は、非常に夏場が暑くて期間も長いものですから、熱中症対策もあわせてお願いしたいと思っております。

また、これも横田議員の質問に一部ありましたが、きょうお配りしておる資料があります。これは海拔表示の質問に関してなんですけれども、絵がありますね。3点、図がありますが、これは国際機関の認証によって、どの国の人かどの地域でこのマークを見てもわかる、いざというとき、津波のときはここに逃げろという統一的な標識となっております。宮崎県も地域によっては、今、日向市、門川町を初め、いろいろな地域で市が予算を計上して、何メートルの高さに設置しようか、もしくは九電さんの電柱を借りようかというような協議がなされておるようですが、これは早くやらないと、地域によってばらばらのものができてしまう可能性もあり

ます。この辺に対しましても、既に横田議員の質問にありましたので質問は控えますが、被害の大きさというのが、私が調べましたら、リアス式のような幅が狭まってくる、それだけじゃなくて、遠浅の海岸のほうが、より大きな被災であることが今回改めてわかりました。同じ海面からの高さであっても、非常に波の大きさ、強さというものが異なることがわかりました。特に、地上の地形はだれでもわかります。ただ、海面下の地形となるとわかりませんので、そのあたりも踏まえた津波対策をよろしく願っています。これは質問は割愛させていただきます。

次に、県土整備部長にお伺いをいたします。防災の観点からの土地利用について幾つか伺いますが、三陸地方には、この石碑の下には家を建てるな、もしくはここまで津波がやってきたというような記念碑が200カ所以上あるというのを新聞で見ました。先人たちが津波の脅威を教訓として残してきたものかもしれませんが、その子孫にとっては、避難や家を建てる目安になったものであります。しかし、時の流れで次第に脅威が薄れていくことも、人間の悲しいところでもあります。6月12日、宮日新聞に、釜石市の唐丹町とうにちようというところの記事がありました。昭和三陸地震で被災して高台に移転していた住居が、78年後には低地に戻り、被災したというものであります。防潮堤などの建設による安心感によって、住民も低地に移った方も多いと聞きます。実は、日向市の細島にも、この石の上まで津波が来たというのがありまして、住民の方から聞いて、実際、見に行ってみりました。特にそこは石碑はなかったんですけれども、その地域の高齢者は、ここが目安だということを口々に言っておられました。腰ぐらいの

高さでしょうか、海面からは3メートルぐらいはあると思います。しかし、80歳の方が案内してくれたんですが、その80歳の方も「実際に自分は見たことはない」と言っているんです。恐らくこれは90年前とか100年前のことだとは思いますが、こういうことを教訓に、やはり被害を出さない災害に強いまちづくりをどのように——沿岸部とか河川域、また中山間地においては急傾斜地などに、今後被害に遭うとわかっているのに家屋等を建ててしまう。そういうことを避けるためにも、例えば、家屋等が建てられないように規制することや、また建物の構造に制限を設けたりするべきだと私は思いますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○**県土整備部長(児玉宏紀君)** 確かに傾聴に値する御意見だと思います。建築基準法によりまして、地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を、災害危険区域として指定できることとなっております。例えば県内で河川事業で宅地のかさ上げ等を行った箇所などで災害危険区域を指定した事例がございます。また、指定した場合には、区域内での建築を禁止したり、建築物の構造、地盤のかさ上げ等、災害防止上、有効な措置を求めることとなっております。なお、災害危険区域の指定に当たっては、地域防災計画やハザードマップ等との整合を図る必要があることから、地域事情に精通した市町村が指定することが望ましいと考えております。

○**西村 賢議員** 指定ができるということですが、当然これは市町村であるいわゆる身近な自治体が指定していくのが望ましいということでありました。しかし、宮崎県民がこの津波の脅威を心に刻むというのは、数年のことだと思います。だからこそ、今のうちに大胆な土地利用

計画の変更等々を行わなければならないと思います。今、ハザードマップ等の見直し、もしくは災害が起こりやすい地域について再考しているところであると思いますけれども、突き詰めれば、この計画が行政ができる最大の防災対策だと私は思います。今回の震災を踏まえて、防災の観点から土地利用の見直しを行うべきではないかと思いますが、県民政策部長、いかがでしょうか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 土地利用のあり方につきましては、国土利用計画法に基づく、国、県、市町村の国土利用計画があります。県の計画におきましても、防災、減災の考え方を踏まえた土地利用を図ることとしていただいております。今回の震災を機に、今後、土地利用区分を大きく変更するような場合には、さまざまな私権間の調整が必要であり、住民の合意形成が前提となるわけがございます。このため、住民に最も身近な市町村の国土利用計画の変更等の手続を行う中で、そのような合意形成を図ることが妥当ではないかと考えております。県といたしましても、国の法律制定の動きや、あるいは今後予定している県の地域防災計画の見直し等を踏まえながら、必要に応じて市町村の国土利用計画の変更等に対し適切に助言を行い、安全・安心な県土利用につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これも市町村がメインでやらなくてはならないことだと思います。例えば急傾斜地の災害対策をしてくれと言っても、5軒以上が被災に遭う状況にないと対策が打てないという、法マニュアルというものを優先しているところがあります。それはどうしても仕方がないことであるかもしれませんが、今後

はぜひとも、しゃくし定規にならずに対応していただきたいと要望申し上げます。

次に、細島工業団地にある旧旭化成のウラン濃縮研究所に保管されている廃棄物について伺いをいたします。この研究所は、既に平成11年には研究を終了しておりますが、その研究機関で使われていたウランの低レベル廃棄物がいまだに保管されております。私も現地に行ってみてまいりました。企業もしっかりとした保管・管理体制をとっておりますし、実際に放射能測定装置もつけて回りましたが、その場所には自然界と同じ程度、もしくはその保管庫内に至ってもやや高いレベルで、人体に影響がある程度まではいかないというような説明を受けました。この保管されているウラン廃棄物自体も、核分裂などの危険性はないとの説明を受けました。しかし、今、福島原発の問題もあり、地域住民の不安も非常に大きなものがあります。なぜに研究機関終了から10年以上がたち、保管されていなければならないのか。国としても、ごく低レベルの汚染廃棄物については、平成20年の法律改正で、埋却処分計画が10年から15年後に始まるというものを打ち出しておりますが、低レベルのものに対しては、まだ処分方法もわかっておりません。移動できない以上、保管場所がとりあえず被災しないようにしなければなりません。特段の配慮を行う必要があるのか。また、低レベル廃棄物に対しても、廃棄方法の確立を急がねばなりません。今後の処分がどのように行われるのかを伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 旧ウラン濃縮研究所は、今お話がございましたように、平成11年に研究を終了しており、現在は研究により生じた低レベルの放射性廃棄物を保管・管

理しております。その防災対策につきましては、旭化成におきまして、国の安全対策に関する指針等を踏まえ、震度6弱程度の地震及び高さ4メートルを超える津波を想定した施設の整備や、廃棄物を入れたドラム缶の転倒防止対策を講じるとともに、定期的に周辺環境調査を行い、放射線量等を測定・確認するなど、県、地元自治体及び旭化成による協定書に基づいた管理体制をとっております。今回の東日本大震災を受け、県では、3月に開催いたしました宮崎県ウラン対策専門委員連絡会及び4月の現地調査において、旭化成に対し、必要な対策と情報の公開を要請したところであります。旭化成におかれましても、地域住民等に対する現地での説明会を4月から、私どもが訪問した調査を除き3回開催するとともに、今回の大震災を受けた国の指針等の見直しの動きに先行して、大規模な地震や津波を想定したシミュレーションの検討を開始し、特に津波を想定したドラム缶の散逸防止の一層の補強工事を実施する予定と伺っております。また、全国各地の研究施設等から発生する低レベルの放射性廃棄物の処分については、お話にありましたように、法律が平成20年に改正され、独立行政法人日本原子力研究開発機構が一元的に埋設処分を行うこととされておきまして、現在、機構において、浅い地中に埋設可能なものを対象に、埋設処分地の選定や施設設計等の検討が進められていると伺っております。

○西村 賢議員 今、細島港は、重点港湾に指定されまして、宮崎県の海の玄関口として、また新たに生まれ変わろうとしております。今後の発展が期待できるこの工業地帯を、将来有効活用していくためにも、このことが足かせにならないか、本当に心配をしておるわけです。い

ち早く処分を終わっていただきたいと思いますが、河野知事、この件に関しまして御意見があればお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘にありましたように、細島港の整備を進めており、この細島工業地域の有効活用は、本県の経済活性化にとって、非常に重要な課題であります。そのためにも、現在、先ほど部長が答弁しましたように、独立行政法人が一元的に処分を行うこととされておるわけですが、県民の安全・安心を守る、その不安にこたえるためにも、できるだけ早く安全に処分がなされることが必要であるというふうに考えておりますので、原子力行政に責任を持つ国などに対し、早期かつ安全な処分について要望してまいりたいと考えております。当面の対応といたしましては、今、答弁もありましたように、補強工事などを行っていると、また、保管されている廃棄物から出る放射線の影響というものは、自然界から出されるものと大差ないものというふうに伺っております。さらなる大規模地震や津波対策を検討していただきますとともに、そのような国に対する働きかけをあわせて行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、あたかも、あと10年、15年後ぐらいから処分が始まるという話のように聞こえましたけれども、実際はごく低レベルのものに関して、10年から15年後には、埋却地を今から見つけて、そこに埋却しようという、本当にまだ先がどうなるかわからない。まして低レベルのほうに関しては、全く今のところ道筋も立てられていないわけですよ。これが全国に、いろんなところにあるとは思いますが、これは知事、非常に力強く国に訴えていただきたい問題の一つだと思います。特に、

細島の問題だけではなくて、実際に原発の問題
しかりですけれども、国の安全神話というものが
今非常に、国民から見たら信用が持たれるものでは
ありません。特に、核燃料でも何でも、使い終わ
った後の処分方法が何も決められていない。こ
ういう研究所施設の使ったものでさえ、どうし
ていいか決められていない。これは宮崎県も安
全協定に企業誘致のときからかかわっているわけ
ですから、実際に、これを使い終わったらどうし
ようもないということではなくて、最後まで責
任をとっていただきたいと思っております。よろ
しくお願いいたします。

次に移ります。沿岸部の高波・高潮対策につ
いて伺います。今回、専門家の意見を伺おうと
、宮崎大学の村上准教授を訪ねまして、意見
交換の中で防災対策のアドバイスをいただくと
ともに、高潮対策、高波対策に対して有効な防
波護岸工事、フレア工法というものを紹介いた
だきました。現在、大分県や広島県で導入され
ているようであります。これは波の力を押し返
すようなつくりになっておりまして——また議
員の皆様方には資料をお配りしたいと思います
が——この高潮対策について、例えば台風時に
よく通行どめとなります国道10号の門川尾末
湾付近、もしくは国道220号沿いなどで有効
であると思っておりますが、本県に導入検討は
できないのか、県土整備部長にお伺いをいた
します。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 海岸に隣接
する道路におきましては、波が通行車両や歩
行者にかかることを防止するために、波返し
のついた護岸工法が採用されておりまして、
県ではこれまでに、沿岸部の国道や県道の6
路線の一部で波返し護岸を整備してござい
ます。議員から今、御提案のありましたフレ
ア護岸工法につきましては、波を防ぐ性能
が高く、護岸の高さを

低く抑えられる構造であると聞いてござい
ますので、今後、県において波返し護岸を
整備する場合には、その効果や経済性等を
総合的に判断した上で、比較工法の一つ
として検討してまいりたいと考えてござ
います。

○西村 賢議員 よろしくお願
いいたします。

次に、県北・日向地域の課題につ
いて伺います。

まず、雇用情勢について伺います。議
会登壇のたびに伺っておりますが、先
日、日向市のハローワークを訪ねまし
た。雨の日でしたけれども、20名以上
がお仕事を探しておられました。今回、
4月に宮崎市から来られた森山所長
さんに話を伺いました。なぜに県北、
なぜに日向市の雇用情勢が好転しない
のか。非常に長い期間、悪い状態が
続いておりますが、このことを県はど
のように分析してございますか。これ
は商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 日向
地区の有効求人倍率が、他の地区と比
較して確かに低い状況がございまして、
その低い理由については、ハローワー
クでも明確な理由はわからないという
ことでしたので、県といたしまし
ても、地区の求人求職の状況、事業
所数、従業員数、倒産件数の推移な
ど、さまざまな面から分析をしてみ
ました。その結果、近年、日向地区
においては、県全体と比較して、サ
ービス業や建設業の新規求人数の減
少幅がやや大きいということと、最
近、新規求人数が大きく伸びている
医療・福祉の占める割合が比較的
低いなどの傾向はあるものの、これ
といった決め手となる理由はござ
いませんでした。なお、県といた
しましては、ハローワークと連携し
て、県で設置しております雇用推
進員等による求人開拓に努めると
ともに、市町村と協力して雇用創
出事業

を実施するなど、今後とも、雇用対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 私も同じ所長さんに伺っていますから、同じ返事をいただきました。この回答は同じだと思えますけれども、今回お尋ねした一つの理由に、私は以前、平成21年9月の代表質問で、東国原知事にハローワークの地方移譲に行動を起こすべきだと訴えました。就職のかなめとなっているハローワークは、地域の実情を把握している行政がやるべきではないか、国から権限や財源を移譲すべきではないかと、当時の東国原知事に訴えました。河野知事も御存じだと思いますけれども、今回やはり県の方がみずから地域の実情を調べていただきました。本当に広域的に、要因を見つけて対策を講じることが県の役割だと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に、小倉ヶ浜有料道路について伺います。本日から、無料化実験が終わり、通常に戻りました。昨年12月に開通した日向一門川間も、無料化実験効果も手伝い、交通量が非常に増加したと思います。その逆に、小倉ヶ浜有料道路の交通量の変化はどのようなであったのかをお伺ひいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 小倉ヶ浜有料道路の1日当たりの交通量についてであります。昨年4月から11月までの8カ月間の平均が、前年比で10%減の1,395台でありましたが、無料化社会実験の対象路線となっておりました東九州自動車道の門川一日向間が開通した昨年12月から本年5月までの6カ月間の平均では、1,188台となっております。

○西村 賢議員 おととしから昨年が10%減、そして無料化実験の影響で、さらにそこから15%程度落ちたということでした。この小倉ヶ浜

有料道路の料金徴収期間が平成25年5月までとなっております。これまで何度も質問をしてまいりましたが、現在のペースで借金返済をしていけば、たしか40年以上はかかるという試算であったと思います。平成25年となると、あと2年を切りました。今後の国道10号の拡幅、もしくは東九州自動車道の進捗を考えると、残念ですが、有料道路としては重要な路線ではなくなってきております。今後の活用のためには、いち早く無料開放の方向性を示していただきたいと思いますが、県土整備部長、御意見を願ひします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 小倉ヶ浜有料道路については、議員のお話にありましたように、平成25年5月9日までに借入金の返済を完了して、無料化する計画となっております。しかしながら、期日までには返済が完了せず、多額の未償還金が残る見込みであることから、その処理について、管理運営しております道路公社とともに検討しているところであります。県といたしましては、今後とも、関係機関との協議を進め、未償還金の取り扱いを含めた料金徴収期間満了後の方針につきまして、できるだけ早い時期に方向性を出したいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひ早目にお願ひしたいと思います。ここは財光寺もしくは日知屋、細島方面にとって、これからのまちづくりを考える上では重要な道路になると思いますので、ぜひとも早い時期に方向性を出していただくようお願い申し上げます。このような有料道路は、つくるときはみんな万々歳でいいんですけれども、借金を後の世代に残していくというやり方は、本当に悪い見本でもあります。そのイメージからの脱却のためにも、有効活用できるよう

によりしくお願ひしたいと思ひます。

次に、日向市平岩、杣木・鶴毛地区の農道整備の見通しについて伺ひます。この地区だけではなくて、農道整備というものは、県内さまざまところで要望があるわけでありましたが、この地域だけを取り上げるには理由がございます。1つは防災の観点から。国道10号の最も渋滞区間となっております平岩区間は、海岸線と並行であり、また傾斜地も並行して走ることから、台風の際などはたびたび通行どめとなります。その迂回路、避難路として、広域農道に抜ける道もありますが、台風の際、一時、通行どめとなって、迂回した車でごった返す地域でもあります。また、2つ目は、この地域は農業後継者のために、住民が一致団結して、今、基盤整備事業に取り組もうとしております。せっかくのこの機会に、基盤整備と並行して道路整備もやっていただきたい。そして最後に、この地域は旧日向市にあるために過疎認定など受けられず、最も半端な地域となりました。この杣木・鶴毛地区から小学校まで、12人の子供が通学バスで通学しております。中学生になると自転車で通学するんですが、非常に道幅が狭くて危ない状況が続いております。この地域の道路問題は、将来この子供たちが住んでいくためにも必要だと思いますが、農政水産部長の御見解をお伺ひいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農道整備事業は、農畜産物の効率的な輸送体系の確立や農作業の効率化はもとより、農村地域の生活改善など、農業・農村の持続的な発展を支援する重要な事業であると認識しております。しかしながら、国の公共事業予算の大幅な削減など厳しい財政状況から、現在は、継続路線のみに重点化して取り組んでいるところであり、新たな路線

の整備は行っていない状況にあります。したがって、鶴毛・杣木地区を初めとする新たな路線の整備については、継続路線の実施状況や国の予算の動向、事業効果などを見据えながら、関係市町村とも協議の上、検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今後も検討を進めていただいて、採択になるにはどうしたらいいのか、そういうこともアドバイスをいただきたいと思ひます。

次に、日向警察署についてお伺ひいたします。現日向警察署が日本で最も古い警察署であると、4年前に私の初登壇の際に東国原知事に訴えました。警察署は、まさに防犯・防災の拠点でもあります。地震になったら真っ先に倒壊してしまうとの私の訴えに、当時の東国原知事がテレビ等でそれをネタに笑いをとりました。日向警察署を訪問したら、署長や職員が壁を押さえながら仕事をしておったと、そういうことをネタにしてきたわけですが、その後の知事の英断で建てかえが決まりました。河野知事も御存じのことだと思ひますが、いよいよ着工に向けて動きが始まりました。今、警察署がある日向市本町地域は、区画整理事業にも入っており、住民の中では跡地利用がどうなるのか関心も高いことでもありますので、そのことも含め、警察署の移転の進捗状況、また跡地利用について、警察本部長にお伺ひいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 日向警察署の庁舎建設については、おかげをもちまして、昨年度までに基本設計や実施設計を終了しております。本定例県議会提出の補正予算におきまして、庁舎建設に係る工事費等をお願いしているところであります。御承認をいただければ、入札等の手続の後、9月末ごろに着工し、平成25

年2月ごろの完成を目指して工事を進めてまいりたいと考えております。なお、現庁舎につきましては、経年による老朽化が著しいということもあり、平成25年度中の取り壊しを予定しておりますが、その跡地については、財政状況を勘案しつつ、今後、警察内部での有効活用のみならず、他部局や民間での利活用の意向も踏まえ、しっかりとした検討をしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、口蹄疫復興対策について質問いたします。

まず、昨年7月の臨時議会で、口蹄疫復興宝くじの導入を提案させていただきました。当時の——今もですけれども——稲用総務部長の答弁は、難しいという御見解でありましたけれども、執行部の皆様方のお力で実現できたこと、とてもうれしく思います。宝くじの発売を楽しみにしております。また、新みやざき会派として、今月1日に、農林水産省の篠原副大臣、また財務省の櫻井副大臣のもとを訪問し、口蹄疫からの復興協力の要望、そして意見交換を行ってまいりました。復興への力強い助言もいただいております。そのことも踏まえまして質問させていただきます。

まず、家伝法改正について伺います。これまで本県は、畜産県として増頭拡大路線の繁栄の陰に、防疫対策が不十分であったことは反省していかなければなりません。国の家伝法の不備もありましたが、それも11年前の口蹄疫発生時にしっかりと改正をしていればよかったのにと残念でなりません。今回はしっかりとその反省が生かされたのか、農水省出身である副知事にお伺いいたします。

○副知事(牧元幸司君) 昨年、本県は、口蹄疫の発生というものを経験したわけでございま

す。そして、その後、県の検証委員会というのもできまして、報告も受けたわけでございます。これらを踏まえまして、やはり家伝法については、いろいろ改正すべき点が多いのではないかとということで、本県といたしましては、その改正の提案・要望を行ってきたところでございます。国におきましては、本県も含めたいいろいろな意見等も踏まえ検討が行われまして、今、御指摘ございましたように、本年4月に家伝法が改正され、公布されたところでございます。この改正家伝法には、幾つか重要なポイントがあるというふうに思っております。まず一つには、予防的殺処分の規定が置かれまして、その補償が行われるということが明記されたところでございます。また、海外からの水際防疫の強化も図られたという点もでございます。さらには、防疫指針につきまして、3年ごとに再検討を行うということで、その際、都道府県の意見を求めるということも明記されたわけでございます。また、口蹄疫などにつきましては、特別手当金というものが交付され、通常の手当金と合わせまして、評価額の全額——これは今まで全額でなかったことが問題になったわけでございますけれども——が支給されることになったわけでございます。以上のような改正点を踏まえますと、おおむね本県の要望に沿ったものであるというふうに考えておるところでございます。

〔「当たり前の話じゃが」と呼ぶ者あり〕

○西村 賢議員 今、当たり前の話という声も聞きましたが、家伝法改正が行われたことで、今後、本当に安心して再開できることを望んでいきたいと思っております。

次に、復興工程表について質問いたします。大きな目標である本県畜産の再興であります

が、もとの状態にただ戻してはいけません。今後は適正な家畜の管理が求められますが、西都・児湯地域の経営再開に当たって、これまでの密集地帯の解消にどう取り組むのか。また、工程表では、経営再開の見通しを9割程度の導入としていますが、密集地帯緩和とこの9割導入の整合性をどう図っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 口蹄疫からの再生・復興に当たりましては、昨年の経験を踏まえ、防疫や環境に配慮した適正飼養密度等の課題につきまして、関係団体や生産者の代表、また大学関係者等と意見交換を行い、その効果や具体的な取り組み方法等を検討することとしており、この検討結果に基づいて、適正な飼養密度に係る取り組みを進めてまいりたいと考えております。このことにより、西都・児湯地域においては、経営の基盤となる母牛、母豚が減少することも想定されますが、一方で、生産性の向上を図り、子牛、子豚を含めた総飼養頭数としては9割程度を確保したいと考えております。

○西村 賢議員 母牛、母豚、1頭当たりからたくさんの子供が生まれる、それが早目に出荷されれば、総頭数は9割ぐらいになるんじゃないかと。これは非常に、できるのかなという疑問もありますが、またこのことは経過を踏まえながら判断していただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、観光復興に対してお伺いをいたします。今回、明るい話題の一つに九州新幹線の開通があり、また、本県にとっても少なからず恩恵があると伺いました。九州新幹線の開通効果により回復が期待される観光客の現状と今後の展望についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 本県の観光は、昨年来の口蹄疫等の影響を受けまして、十分に回復していない中で、3月に発生した大震災の影響により、全国的に自粛ムード、観光需要の低迷が広がり、さらに厳しい状況が続いております。一方、お話がありましたように、JR九州では、全線開通いたしました九州新幹線の利用が当初、大震災の影響で伸び悩んだものの、その後は実績を伸ばし、県内の宮崎駅、都城駅等でも、前年を上回る利用実績を見せていると伺っております。県といたしましては、主要な新幹線停車駅からの誘客対策として、南九州3県が一体となったプロモーションの展開や、「ぐるりんひむか号」の運行、レンタカープランの造成要請などの二次アクセス対策に取り組めますとともに、旅行会社への旅行商品造成支援などを行ってきたところであります。6月からはJR西日本等とタイアップしたキャンペーンを展開しておりまして、一昨日は、大阪駅での「開業100日イベント」に本県も参加してまいりました。さらに、10月から12月にかけては、JRグループを挙げてのPRと全国からの集中的な送客を行う「熊本・宮崎・鹿児島デスティネーションキャンペーン」を実施いたします。今後とも、このような各種の誘客対策に切れ目なく取り組み、新幹線効果が県内全域に波及するよう努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○十屋幸平副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 質問をいたします。

18世紀フランスの思想家ヴォルテールがある言葉を残しています。「君の言うことには一切同意できないが、君がそれを言う権利は死んでも守ってみせる」、この言葉は、少数意見に対してどう我々が対峙すべきかということを見事にあらわしていると思います。これまでの人間の歴史を振り返ってみると、真実は少数意見の中にあることもあり、もっと言いかえるならば、弾圧された少数意見が真実で、結果として多数派になったりした事実を考えると、ヴォルテールのこの言葉は、民主主義の多数決の誤謬を補完するものとして示唆に富む意味を持っていると思うのです。

さて、我が会派社民党もこれまで、少数意見ながら、原子力発電所は地震列島であるこの日本にはなじまない、そう脱原発を訴え続けてきました。核エネルギーは核廃棄物の最終処分も確立されていない中、人間が制御できない火であり、核エネルギーに手をつけてはならないと訴えてまいりました。一度原発をつくってしまえば、半減期の長いもので何千年も人間は放射能とつき合わなければなりません。半減期6,500年の猛毒物質プルトニウム240、そのプルトニウムの語源は、地獄の王様という意味の「プルート」から名づけられています。今回の東日本大震災での原発事故を見たときに、我々がこれまで訴え続けてきたことが、そしてその危惧が不幸にも的中、証明されたように思います。

そこで、まず、知事に質問をいたします。ド

イツやイタリアは、今回の原子力発電所の事故を受け、政策を転換しましたが、知事は、原子力発電についてどのような認識を持っておられるのか、伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、後の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

原子力発電についてであります。東日本大震災により福島第一原子力発電所ではさまざまな問題が起こっております。国民の不安にこたえるためにも、まずは実際に起こっている事態を正確に把握し、国民が十分理解できるような説明が行われる必要があると考えております。原子力発電につきましては、経済性や電力供給の安定性の問題等指摘をされてきたところでございますが、やはり一たびこのような事故が起こると、なかなか制御が困難なエネルギーであるということ、また、将来世代にわたって地球環境への負荷を与えるおそれがあるということがあるわけでございます。その一方で、発電量全体の3割を占めるなど基幹的な役割を担っていることも事実でありますし、新エネルギーを拡大させる場合に、現時点では、安定性や効率性、設置コストなどさまざまな課題があることも事実であります。原子力政策につきましては、我が国のエネルギー政策全体の問題として、国の責任において決定されるべき事項であります。何よりも国民の生命、財産を守るという視点を基本に置いた上で、国民の理解が得られるような形での国民的な議論が行われる必要があるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 国民的な議論をとということですが、本当に真摯な議論をお願いしてお

きたいと思います。念のための質問でありますけれども、県内では串間市で原発の動きがあったわけですが、青森県の六ヶ所村の再処理工場、これも調べてみますと、建設した当時の費用は7,600億円でスタートしたようであります。そして、その後のトラブル続きで延期に延期を重ね、今日まだ正式に稼働していない状況。その建設費用7,600億円で、現在では2兆1,930億円もかかっているという事実があります。念のための質問であります。こういった再処理ができない状況の中で、宮崎県にそういった再処理をとというような動きはないのかどうか。念のためであります。質問いたします。

○知事(河野俊嗣君) 現時点において、県内で具体的な話はありません。

○太田清海議員 わかりました。それと、横田議員から質問がありました。私もそういう質問をしたいなと思っておったんですが……。事故が起こった場合の隣県との連携が必要ではないか、事前にやっておくべきじゃないかということを考えておりましたが、横田議員の質問の中にも出てきて、私はそれを聞いたとき、常在危機という言葉が使われた割にはと言っちゃ失礼だが、少しその辺の危機感がないような気がしたものですから、もう一回ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。特に鹿児島川の川内原発、佐賀の玄海原発もありますし、四国には伊方原発もあります。囲まれている状況なんです。ということで、その辺の隣県との連携というのをどのようにお考えになっているか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえますと、本県といたしましても、重大な関心を持ってさまざまな情報収集に取り組むべきと考えております。横田議員

の御質問では、川内原発周辺の自治体がつくっております協議に参加するかというようなお話がございました。そのような形での参加というのは考えておりませんが、今後は、鹿児島とのさまざまな情報交換というのも必要だと考えておりますし、科学的知見というものもしっかりと集めながら、本県として必要な情報収集に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 E P Zということで、10キロとか8キロというのが決められているようですが、今、政府の中で、E P Zを拡大しよう、30キロにしようとかいうことも動きとしてはあるようであります。今、知事の見解もお伺いしましたが、ひとつ問題のないような対応を事前に研究なり検討なりしていただきたいと思っております。

それから、知事の今回の議案提案の説明の中でも言葉として使われておりますが、「原発問題の先行きが見えない中、その対策には膨大な労力や経費、そして相当の日時を要するもの」という表現もあります。私も、個人的な見解ですが、これは10年、20年とかかかったり、30年とかかかったりするような状況があるのではないかなという思いから、以下の質問をしていきたいと思っております。

今回、震災が3月11日に起こりましたけれども、実はその後、宮崎での同窓会みたいなものが中止という連絡が来ました。それを受けたときに、口蹄疫のときの自粛とかいうのは、ウイルスが蔓延するかもしれないということで、人間の移動をとめてほしいということから、ある程度はやむを得なかったにしても、今回の災害、地震の事故は、日本人の心として哀悼の意をあらわすことは本当に大事なことだと思うんですが、余り自粛してしまうと、宮崎県の経済

に、こういう中でマイナスの効果を与えるんじゃないか。だから、知事のほうからも、最初の哀悼の意をあらわす期間がある程度終わった時期には、自粛しないで頑張ろうじゃないか、応援しようじゃないか、何かそんなメッセージが必要ではないかなと思いました。口蹄疫と違ってですね。その辺の知事の見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、被災地なり被災者に思いを寄せる——大変重要なことであるわけではありますが、一方で、東日本のこのような大震災から復旧・復興を図っていくためには、西日本が、九州が、宮崎が元気を出していくことが大変重要だと考えております。特に本県は、去年の口蹄疫以来、鳥インフルエンザ、新燃岳とさまざまな災害が続きまして、飲食業、観光業、商工業、全般にわたり、非常に深刻な影響を受けておるところでございます。したがって、発生直後から大変心配をしておるところでございます、私自身も自分のブログで、3月14日には、過度な自粛というものが全国に行き渡ることよっての経済への影響に非常に不安があるということを申し上げたところでありまして、例えば4月1日、新年度の開始に当たりまして、職員には、そのような自粛は決してしないようにという話も申し上げましたし、発生から1カ月がたった4月11日には、県民の皆様向けのメッセージといたしまして、しっかりと経済を回していこう、自粛をしないようにしようという呼びかけを行わせていただいたところでありまして。その中で、しっかりと消費を拡大する、飲食を行う、その中の売り上げを、場合によっては義援金として送るとか、そういった震災支援消費ということ、チャリティー消費というようなことを呼びかけなが

ら、県民の皆様にはお伝えしたところでありますが、これからも機会をとらえて、我々がしっかりと経済を回していく、元気を出していくことによる復旧・復興への支援の取り組みの必要性、これを訴えてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 いろんなイベントの中で逆にカンパを募ったり、復興のためにということもいい取り組みだなと思っているんです。私たちも、いろんな集会の中でカンパに取り組んで送ったりもしております。

次に、ちょっと関連がありますので、飛ばして、4番の防災対策とウラン廃棄物貯蔵施設についてという項に移らせていただきます。

先ほどの西村議員の質問と重なっている部分もありますが、私は現地視察には呼ばれていなかったものですから、事情がわからずに……。質問でありますけれども、日向市の旧ウラン濃縮研究所には、ドラム缶入りの放射性物質が保管されておりますが、あの施設というのは海拔が4メートルというふう聞いております。先ほどの質問のやりとりの中で、4.何メートルの津波が来るということを想定されておるようですが、海拔4メートルで問題がないかどうか、商工観光労働部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 旧ウラン濃縮研究所の防災対策につきましては、午前中もお答えいたしましたが、旭化成において、国の安全対策に関する指針等を踏まえ、震度6弱程度の地震及び高さ4メートルを超える津波を想定した施設の整備や、廃棄物を入れたドラム缶の転倒防止対策が講じられております。今回の大震災を受け、県では、3月に開催いたしました宮崎県ウラン対策専門委員連絡会、及び4月の現地調査において、旭化成に対し、必要な

対策等を要請したところでありますが、旭化成におかれましても、今回の大震災を受けた国の指針等の見直しの動きに先行して、大規模な地震や津波を想定したシミュレーションの検討を開始し、特に津波を想定したドラム缶散逸防止のさらなる補強工事を実施する予定と伺っております。

○太田清海議員 先行してということですが、今度また見直しもありますので、その辺の問題をクリアしていただきたいと思います。この施設は昭和56年に建設着工されていますが、ちょうど私が二十代のころでありました。20何歳のころですか、反対運動に身を投じたこともありまして、当時の関係者には旭化成を含め迷惑をかけたかもしれませんが、そういう反対運動を取り組んだことによって、宮崎県の海岸線沿いに一切、原発も含め施設ができなかったというのはよかったのではないかと感じております。

また、関連をしますが、濃縮研究所に保管されている放射線廃棄物、これはずっと永遠に保管していかなきゃならんものなのか、ある程度処分が決まっているのがあるのか、先ほどの西村議員の質問と関連するんですが、その辺はどうでしょうか。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 旧ウラン濃縮研究所のような研究施設等から発生する低レベルの放射性廃棄物の処分につきましては、法律により、独立行政法人日本原子力開発研究機構が一元的に埋設処分を行うこととされております。現在、機構におきまして、埋設処分地の選定や施設設計等の検討が進められているところでありますが、機構にお尋ねしますと、今回の原子力発電所の事故等の影響もあり、現時点では、具体的な処分開始の見込みを説明できる状況にはないということでございます。しか

しながら、できるだけ早くかつ安全に処分なされる必要がありますので、県といたしましても、国や原子力機構等に対し、早期かつ安全な処分について要望してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 残念なことに見込みがまだないということではありますが、これはひとつ厳粛な事実として受けとめながら今後の対策を考えていかにやいかんだろうと思います。

あと、日向灘の地震とか東南海・南海地震の発生確率なんですけど、私、ちょうど選挙期間中でしたので、NHKの報道を見ることができなかったんですけども、それを見た人が、日向灘は大変じゃないかということで質問されたりもいたしましたが、総務部長、この日向灘等の発生確率というのは今どのように見ておられるのか。

○総務部長（稲用博美君） 文部科学省の地震調査委員会におきまして、主要な活断層による地震あるいは主な海溝型地震についての長期評価を行っております。今月の9日に最新の情報が公表をされております。それによりますと、日向灘地震の場合、マグニチュード7.6前後の地震が30年以内に発生する確率は10%程度、マグニチュード7.1前後では70~80%の発生確率とされております。東南海・南海地震について申し上げますと、東南海地震については、マグニチュード8.1前後で70%程度の発生確率、南海地震につきましては、マグニチュード8.4前後で60%程度の発生確率とされております。

○太田清海議員 三陸沖も当初、発生確率は低かったと思うんです。ああいう結果になりましたので、地震というのは本当にわからないところもありますが、科学的にある程度証明できるところは、常在危機ということで今後、地域防

災計画も改められるということですので、早急に対応していただきたいと思っております。

私たちが脱原発ということでずっと訴えてきたわけですが、原発がなけりゃどうするんだという質問も受けます。知事もよく言われますが、自然エネルギーというのを考えていかにやいかんというメッセージも送られております。自然エネルギーに行く前にもっとやらなきやいかんことがあるということを訴えている人もいます。私もこの前、宮崎市の市民文化会館で田中優さんという方の講演会がありましたので、聞きに行きました。この方は未来バンク事業組合の理事長をされている方で、全国をこういった問題で講演をされておられる人ようです。その人の指摘によると、当面やればそれだけで原発に頼らなくていいんだという手法もあるんだよということで、3つぐらい挙げておられました。それは、電力需要のピーク時の問題を平準化すれば原発に頼らなくていいんだということ。基本的に電力というのは、蓄電というのできることはできるんですが、ピーク時のために原発をとというのはもったいない。なぜかという、ピーク時というのは、7月から9月ぐらいの間の平日の、しかも31度以上に上がったときにピークを越すかなというようなことなんです。しかも時間帯でいえば2時から3時あたりなんです。となると、そんなに毎日あるわけじゃない。そのための原発となると何かもったいないなという気がします。その辺の問題。

それから、家庭用と事業用の電力料金の違い。家庭用の電力料金というのは、使えば使うほど電気料金が上がる制度になっています。税でいうと累進的な電気料金になっておる。ところが、事業用は、電力の自由化でいろいろ変わってきておりますが、使えば使うほどスケ-

ルメリットが効いて安いということで、家庭用は自己規制が働く方向の電力料金だけれども、事業用は使えば使うほど安いということで、その辺の問題をきちっとせんといかんとじゃないかなと。

最後に、総括原価方式というやり方です。県の企業局でも総括原価方式で電気料金を決めますけれども、これは私たち県議会というチェック機能がありますので、そう問題ないと思えますが、例えば原発に何百億かけても、その中の3%は電気料金に上乗せされるということで、言葉は悪いかもしれんけれども、どんな高価なものをつくっても痛くもかゆくもないことになるかもしれない。この総括原価方式というのも改めたほうがいいのではないかというふうに指摘もありました。

それで、具体的にそういう視点を持ちながら総務部長にお伺いしたいんですが、宮崎県庁の電気料金、これは入札で契約をやっておることとありますが、私、九電だけかなと思っただら、いろんな業者がいらっしゃるようですが、本館についてはどのような業者が入札に参加して、その結果、どの業者と契約されたのか、また、料金体系についてはどのようなになっているのか。事業用ですからお聞きしたいと思います。

○総務部長(稲用博美君) 県庁舎の使用する電気につきまして、規制緩和に伴う電力の自由化ということで、平成16年度から一般競争入札を導入しております。平成22年度の本庁本館の入札については、一般電気事業者であります九州電力株式会社と特定規模電気事業者であります株式会社エネット及びイーレックス株式会社の合計3者が参加しており、イーレックス株式会社が落札しております。料金体系につきまし

ては、基本料金と使用電力料金の合計となっており、基本料金につきましては、前年度の最大需要電力に契約単価を掛けたものとなるために、ピーク時の電力の抑制が次年度以降の基本料金の低減につながるということになります。

○太田清海議員 難しい説明であります。実績によっては翌年度が多少安くなるという意味では、節約方向に行く制度が今度の契約の中では結ばれているということですね。わかりました。ただ、基本的に私が指摘したことがあると思います。

今度は、電力需要のピーク時の問題でありますけれども、先ほど私が言いました、31度を超えたわずかな日時のためにということで、そこを平準化すればいいんだということであります。これは愛知県とか静岡でしたか、自動車産業のほうも、日曜日に働いていただいて平日を休みにして、働く人たちの勤務体系のシフトをしているところもあるようです。福島原子力発電所の事故で国が電力需要削減を要請していると思いますけど、このため、企業の中には、先ほど言った休みの振りかえをやっているところがあります。問題になってくるのは、日曜日に働かにかいかんということであれば、従業員の方が、介護者を抱えておったり、保育に欠ける子供さんを持っておれば、受け入れてやらにかいかんという問題が出てくるわけですが、県はこういったことに対してどのように対応しておるのか、伺いたいと思います。これは福祉保健部長ですね。

○福祉保健部長(土持正弘君) 電力の需給対策に伴います企業の就業時間の変更に対応した休日の保育事業等についてでございますが、5月に厚生労働省より、事務連絡という形で協力要請がありましたことから、県内市町村及び保

育所への周知を図ったところでございます。また、その際、市町村に対しましては、個人からの個別の問い合わせの対応についても依頼を行ったところでございます。

○太田清海議員 十分対応されておるといことですが、実は、きのう、おとといでしたか、私たちの会派に宮崎市の自動車関連業界のほうから、そういうことをやりたいんだがということで要請に来られたんです。具体的にそういう事例が出てくると思いますので、働く側の問題もありますが、円滑なやり方を、ピーク時を平準化するという視点からよろしくお願いしたいと思っております。

原発問題については以上で質問を終わりたいと思っておりますけれども、私たちも、ただ原発に反対というか、脱原発ということで考えていけますが、できるだけ頼らなくていい方法というものも一生懸命模索をしていきたいと思っております。知事も、自然エネルギーとかにどんどん移っていこうというメッセージを寄せられましたので、ぜひそういう方向でと思っております。

それから、私たち人間の生活のあり方も変える努力を県民がせにかいかんとじゃないかなと思っております。実は、こういう場ではあれですが、以前、私の先輩議員であります井本議員が、この議場でブータンの国の話をされました。人間の幸せって何だろうかという問いかけをされたわけですが、非常に感銘を受けた演説の一つであったと思っております。ぜひ今後ともそういった視点から、私どもみんなで考えていかにかいかんかなと思っております。

次に、知事の政治姿勢ということに戻りまして、知事に質問したいと思っておりますけれども——これは総務部長にお伺いいたします。みやざき行財政改革プランによりますと、平成17年度比

で1,133人の職員を減らしておられます。純減ということですが、どの部門をどのように減らしてきたのかについてお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 行財政改革大綱2007に基づきまして、業務の見直し、組織の統廃合、指定管理者制度の導入等の業務のアウトソーシングなどによりまして、総職員数の純減に取り組んできたところであります。部門別には、知事部局等で375人、企業局及び病院局の公営企業部門で148人、教育委員会では、児童生徒数の減少等により625人を純減しております。なお、警察本部におきましては、政令で定める定数の増によりまして15人の増員というふうになっております。

○太田清海議員 この減らす根拠というもの——生身の人間が働いて家族を養いながら、そして、自分が働くことが地域経済にいろんな影響をもたらすということでは、単に数値上の目標でというのは余りなじまないんじゃないかという思いがあります。そして、先ほど知事にも質問しましたが、自粛ムードの問題——こういう宮崎県の中で自粛していいのだろうかという視点から考えると、みんなが職を持ち、豊かに生きていくというこの視点も、私は大事ではないかと思うんです。数値目標を達成したからオーケーだということで喜ぶばかりでは、宮崎県という県はますます疲弊するのではないかという思いがあります。職員数の削減というのが、県の業務への支障を来し、地域経済にいろんな影響を与えるんじゃないかと思っておりますので、必要な部署には必要な人員を配置すべきであると。今度の新たなプランではどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺いたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） 職員数につきまして

は、非常に厳しい財政状況の中で、今後とも方向性としましては、組織のスリム化を図る、人員の削減にも取り組んでいくという必要はあるのかと考えております。一方では、県民サービスの水準を維持し、社会経済情勢の変化でありますとか、さまざまな危機事象への対応等も図っていく必要がある、これも大変重要なことであると考えております。したがって、今回提案をいたしております行財政改革プランにおいては、知事部局につきまして、4年後の平成27年度当初には、17年度当初対比で1割減という数値目標を設定するとともに、スクラップ・アンド・ビルドを基本としまして、新たな行政需要にも対応できるよう、適正な人員配置や定員管理に努めるとしたところであります。また、職員が能力を最大限発揮できるようにするために、人材育成、風通しのよい職場づくり、さらには心身の健康管理等にも十分配慮してまいりたいと考えております。なお、地域経済への影響につきましては、職員数や人件費の削減という一方で、民間へのアウトソーシングや、ほかの事業予算への充当ということも考えられますので、プラスマイナス両面の要素があるのではないかと考えておるところであります。

○太田清海議員 アウトソーシングという言葉も出されましたが、県では今度、獣医師もふやすという方向も出されましたね。私はプラスの意味でいいと思うんです。私も前回、2月議会のときにそういった指摘もしました。アウトソーシングという話が出ましたけど、私も2～3週間前に、延岡の話であります、自殺しかけたような人を2人、生活保護につないだりいたしました。考えてみると、今、アウトソーシングで行った先が例えば派遣労働とか、地域では若者に仕事がないとか、この人たちがいずれ無

年金者になる可能性というのは、以前と比べると物すごく高くなっているんですね。アウトソーシングでもいいんですが、受け入れるところが、働く人たちの、そして、将来、家族を養っていくためのその視点が本当にあるのかどうか。公的な職場における者がその辺も考えた上で対応していかないと、単に国から示された基準のままに動いていってしまっただけでは、せつかくの地方自治という——地域主権ではないですが、そういう視点のものに問いかけているんじゃないかなと思っております。政治家の知事でありますので、行政のトップとしてだけではなく、ぜひそういった配慮も私は求めておきたいという気がいたします。

次に移らせていただきます。海岸漂着物の処理についてであります。

平成19年の台風だったと思いますが、延岡の海岸に杉とかいろんなものが流れてきて、それをどう処理するかという問題がありました。私は水辺林という提案も以前したことがあります。溪谷といいますか、川沿いぎりぎりまで杉を植えている。大水のときに杉が流されて、それが橋げたにかかってダムのようになって水害をもたらす。水辺には雑木林だと、自然林でいいんだという話もしたことがありますけど、そういうのはちょっと置いておきまして、海岸の漂着物の処理、これは県と市町村の役割はどうなっているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県では、平成21年7月に施行された「海岸漂着物処理推進法」に基づきまして、沿岸市・町の意見も十分に踏まえながら、平成23年3月に「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。この計画において、海岸管理者である県や市町村

などの基本的な役割分担等を整理したところです。それぞれの主な役割としましては、県が漂着物の収集・運搬・処分を、市町村は、廃棄物処理施設での受け入れやボランティアへの協力要請などを担うこととしております。

○太田清海議員 これは県と市町村の良好な関係というのを期待しながら質問するわけですが、円滑な処理のために市町村との協力が不可欠だと思うんです。どのような協力体制を構築されるのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 海岸漂着物の円滑な処理のためには、県と市町村が適時適切に連携・協力をしながら、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことが重要であります。これまでは県と市町村の役割が必ずしも明確ではなかったところですが、先ほど申しましたように、ことし3月に地域計画を策定し、具体的な役割分担を整理いたしましたので、今後は、それを踏まえながら定期的に意見交換を行うとともに、適宜、情報提供や相談への対応に努め、市町村とのよりよい協力体制を構築してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 私たち議員も、市町村と県との間が円滑にいくようにということで立ち回りせにやいかん任務もありますので、これは丸投げということではないと思いますが、そういう気分にとらせてもいけないし、ひとつ配慮してよろしくお伺いしたいと思います。

次に、地域医療とドクターヘリについてということでお伺いいたします。

ドクターヘリを来年度導入するという事になっておりますが、現在行っている消防機関職員の研修内容とその進捗状況、並びに研修の効果についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリ

に関する消防機関職員の研修につきましては、昨年度から、県外の先進病院や消防機関の協力もいただきながら実施をしているところでございます。研修の具体的な内容は、ヘリ要請の判断方法や運航における安全管理等につきまして、現場体験も交えて行われており、昨年度は49名が受講し、本年度も同様の内容で実施する予定でございます。研修の成果を受講者のアンケートで見ますと、ドクターヘリが必要であるとの意識が高くなったとか、救命率の向上に効果がある、今後県民へのPRが重要である、幅広い職員が研修を受けてほしいといった意見がございまして、ドクターヘリの有効性等に対する理解が深まったものと考えております。ドクターヘリの運航に当たりまして、消防機関との連携は極めて重要でございますので、今後とも、市町村と十分連携を図りながら研修を進めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 来年度実施ということですが、震災の事故もありまして、いろいろ対応が大変だったろうと思いますが、おくれのないように研修はお願いしたいと思っております。

それから、ドクターヘリを導入するに当たっては、防災ヘリと違って、ランデブーポイントというものを設けなければならないというふうに聞いております。防災ヘリの場合は、いかに被災者を救出するか、ドクターヘリは、いかに早く被災者とドクターを引き合わせるかという任務の違いがありますので、最適な条件のもとに、さっとできるだけ1秒でも早く合わせていくというようなランデブーポイントが必要であります。聞いてみますと、そのランデブーポイントが、出動したときにここにおりるんだよということがわかれば、消防署職員はそこにさっと行って事前に水をまいたり、ビニール袋がな

いかどうか、あれば全部取っ払ったり、救急車も配置しておかにかいかんということでもあります。そういったドクターヘリのランデブーポイントの条件とか選定状況についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) ドクターヘリは、お話にございましたように、防災救急ヘリに比べて機体が小さいことから、機動性が高く、おおむね20メートル四方のスペースが確保できれば、基本的に着陸可能となっております。しかしながら、救急現場によっては、そのようなスペースを緊急に確保することが困難な場合もありますことから、救急車とドクターヘリが合流する緊急離着陸場、いわゆるランデブーポイントをあらかじめ選定しておくことが有効でございます。現在、ランデブーポイントといたしましては、県防災救急ヘリコプター「あおぞら」の離着陸可能地を想定しているほか、今後、宮崎大学において、運航会社とともに現地調査等を実施した上で場所の選定を行うことといたしております。

○太田清海議員 もう一つ質問します。県北では山間部が多いわけです。ランデブーポイントというのがなかなか難しいところもあるのではないかと思います。都市部、平野部と山間部の条件の違いというのがあると思うんですが、選定する際の違いについてお伺いしておきます。

○福祉保健部長(土持正弘君) ランデブーポイントの選定に当たりましては、都市部と山間部で面積等の基本的な条件に差はございませんけれども、一般的には、山間部では学校や広場といった平地が少ないことから、ランデブーポイントが必ずしも多くないということも考えられます。このため、山間部においては、緊急時

には道路や畑等の活用も想定しておく必要がありますことから、道路管理者、警察、地域住民等の理解を得ていくことも今後重要になってくるものと考えております。

○太田清海議員 ランデブーポイントについては、私、聞き漏らしたかもしれませんが、ある程度設定してあるということではいいんですか。

○福祉保健部長(土持正弘君) 先ほど申し上げましたように、「あおぞら」のそういったところを活用すると。たしか現在220カ所ほど選定されていると思いますけれども。それに、今後実施いたします宮崎大学と運航会社のほうとで改めて調査をするということになるかと思えます。

○太田清海議員 ひとつランデブーポイントについては、いろんな違いを考慮して選定をお願いしたいと思います。要望として伝えておきますが、実は延岡市役所が今度、新庁舎建設ということで動いております。平成23年度から5年間で建設していくわけですが、建設検討市民懇談会の報告がありまして、その中で、市役所の庁舎に防災拠点としての機能を備えることが重要であると述べられています。そういうことで、この新庁舎に、ランデブーポイントなり、防災ヘリの発着場なり、どうかなという意見もお聞きしたこともありました。県病院にもできますので、これは無駄じゃないかという意見もあるかと思いますが、いろんなことを多角的に考えて、県のほうからも、せっかくだからと、助言なりしていただくといいかなというふうに思っております。

次に、病院局のほうにお伺いしたいと思います。私は、最近、ある民間の大病院の事務長と話をする機会がありました。その方が言うに

は、民間病院から見た場合は、県立病院というのは県立で残ってもらわんと困るんだということでありました。いろんなところで努力はされていると思いますが、平成22年度の決算見込みによると、ある一定の改善が図られていると思うんです。さまざまな経営改善に取り組んでこられて一定の成果があらわれつつあると思いますが、地元住民の協力とか働く職員の頑張り、こういったのをどう評価されているのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(甲斐景早文君) 病院局におきましては、御指摘のとおり、平成18年度に策定した第1期中期経営計画に基づきまして、これまでさまざまな経営改善や良質な医療の提供に取り組み、赤字体質の改善が相当程度進んできたのではないかと認識しているところであります。これもひとえに職員一丸となった地道な取り組みはもとより、県民の皆様の御理解と御協力のたまものと考えておきまして、非常に心強く、またありがたく思っているところであります。特に、医師への過重な負担が地域医療の確保に深刻な影響を及ぼした県北地域において、県議会の皆様の御支援もいただきながら、地元市町村や医師会、住民の皆様と一体となって、いわゆるコンビニ受診の自粛に取り組んだ県立延岡病院支援キャンペーンは、医師の負担軽減に相当な効果があったと考えておきまして、大変感謝をしているところであります。非常に厳しい経営環境の中ではありますが、今後とも、県立病院が全県レベルあるいは地域の中核病院としての役割を果たせるよう、これまでの成果を踏まえ、職員一丸となって、また、県民の皆様の御理解、御協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 延岡病院支援キャンペーンで

ありますが、議員の中にも、いろんな会合の中で、例えば、コンビニ受診を控えよう、かかりつけ医を持とう、医師に対して感謝の念を持とうといった、一生懸命いろんな集会の中で訴えられた議員さんたちがいます。市会議員の中でもそういった訴えをされている方が多かったのですが、延岡病院支援キャンペーンの成果について、病院局長にお伺いしたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 延岡病院における、救急で来られた患者さんのうち、入院治療を必要としない外来診療のみの患者さんの数は、平成22年度で3,098人となっております。延岡病院支援キャンペーンを実施する前の19年度に比べまして、約5割減少しているところがあります。なお、このうち、医師を初めとする医療スタッフにとって最も負担を感じております深夜帯の外来患者数も、地元市町村の初期救急医療体制の整備に向けた取り組みや、地元医師会や医療機関を初め住民の皆さんの御協力により、平成22年度は19年度に比べ約3割減少するなど、確実に成果が上がるのと同時に、医師の派遣元である大学医局からも一定の評価をいただいているところであります。

○太田清海議員 一つの成果としては上がっておるのではないかなと。今後また難しい問題があるかと思えます。病院局が開設されて5年、医師確保についてさまざまな取り組みをされてきたと思うわけですが、これまでどのような方針で臨んで、その成果がどうだったのかについてお伺いしたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 医師確保につきましては、これまで各病院長ともども、各大学医局に対しまして医師派遣を粘り強く要請するとともに、本県ゆかりの医師への働きかけを行うなど、さまざまな手だてを講じながら全力で

取り組んだところであります。また、医師の確保のためには、待遇改善や負担軽減も重要でありますことから、初任給調整手当の増額や医療秘書の導入、臨床工学技士の増員、さらにはコンビニ受診の自粛要請などに取り組んでまいりました。このような取り組みにより、全国的な医師不足という大変厳しい中、平成17年度までは150人台で推移してまいりました医師総数が、今年度は過去最高の175名となったところであります。しかしながら、特に延岡病院や日南病院においては、休診を余儀なくされている診療科がありますことから、その解消に向け、また、派遣いただいている診療科も継続してもらえよう、現在、全力で取り組んでいるところであります。

○太田清海議員 わかりました。私の個人的な意見であります。医療というのは、各県が競争して医師を奪い合う状況というのはどうもなじまないんじゃないか。県民の命を守る、国民の命を守るという業務でありますから、国の制度として、きちんと医師を配置できるようなものがあるべきではないかなという思いを持っております。これは後ほどにすることにしまして、次に、アニマルウェルフェアについてお伺いしたいと思います。

私もこれまで議会で、家畜の免疫力を向上させるためにそういった必要があるんじゃないかということ——豚は、密飼いするとしっぽをかみ合うので、最初からしっぽを切って密飼いするということでもあります、こういうことを言ったことがあります。今回、口蹄疫からの再生・復興方針工程表で、アニマルウェルフェアという言葉が使われていますが、その意味についてお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 社団法人畜産

技術協会が取りまとめた「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」におきましては、「アニマルウェルフェア」とは、「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義されております。その対応においては、適切な飼養スペース、日々の観察や記録、丁寧な取り扱い、良質な飼料や水の供給などの家畜のストレス等に配慮した適正な飼養環境や管理により、家畜が健康であることが重要であるとされております。

○太田清海議員 私が免疫力の問題で言ったところのテーマだったのかなと思ったりもしますが、復興指針の中で、「これまで県として考え方を十分に示しておらず、関係者の共通の理解が得られていない」という表現がありまして、これは適正飼養密度（ゾーニング）のところのテーマでありました。アニマルウェルフェアというの、みんなで今後議論にゃいかんことなのかなというふうにも感じたわけですが、今後、このアニマルウェルフェアというのをどう位置づけるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 口蹄疫からの再生・復興に当たりましては、昨年の経験を踏まえ、防疫や環境に配慮した適正飼養密度などの課題につきまして検討を行うということにしております。検討に当たりましては、ウイルスの侵入を防ぐことのできる農場や、埋却地の確保、生産性の向上などに加えまして、アニマルウェルフェアへの対応をその視点とすることとしております。

○太田清海議員 次に移らせていただきます。
電磁波と健康被害についてであります。

WHOの専門組織から、今回、携帯電話の電磁波と脳腫瘍との関連性についての調査結果が

発表されましたけれども、これに対する県の認識をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） お話のとおり、WHOの専門組織であります国際がん研究機関から、携帯電話の電磁波に、「脳腫瘍の危険性が、限定的ながら認められる」との調査結果が発表されたことにつきましては、私どもも報道等により承知をいたしております。現段階では国からの見解は示されておきませんが、県民の健康にかかわることでもありますので、今後とも情報収集には努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 情報収集に努めるということではありますが、延岡市で、携帯電話基地局の電磁波の健康被害を訴える裁判が起こされておりますけれども、これは福祉保健部長、御存じですね。

○福祉保健部長（土持正弘君） はい、承知しております。

○太田清海議員 県としての担当課というのがきちっとしていないし、法制度上ないということもありますので、これ以上の質問はいたしません。健康相談——いわゆる電磁波のそばに住んでいる人たちが、耳鳴りとか睡眠障害、めまい、肩凝り、鼻血、中には自殺する人もおったわけですね、全国で見ると。そういうことで平成19年の11月ごろに健康相談というのが行われております。被害を受けている人たちの健康相談を延岡市のほうで行われたわけですが、県のスタンスはどうなんでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、健康相談などの業務につきまして、市町村のほうから協力要請があった場合には、できる限りの協力を行っているところでございます。御質問の件につきましても、保健所のほうに確認をいた

しておりますけれども、延岡市からの要請を受けまして、延岡保健所の保健師が対応したというところでございます。

○太田清海議員 この人たちの裁判に至る経過というのは本当にかわいそうなんです。県民である人たちが健康で悩んでいる。これに県の行政としても手がつけられない。それぞれ大変ではあると思いますけれども。ある有名な携帯電話会社のホームページにはこういうことが書かれています。「今後想定される企業リスク」という項に、「電磁波の健康への影響」という項目が入っているわけです。入っているということは、その企業は、この電磁波がいずれ問題になるということを察知しながらも、訴えられるまでは動かない、国の法律が変わるまでは動かないというスタンスのように思います。この人たちは訴えるところがなくて裁判に訴えた。この前の公判の最後のメッセージではこういうふうに言っておられます。「大事なのは国の基準ではない。実際の影響を裁判所がいかに早くキャッチするかだ」と。裁判所が最後のよりどころとしてぜひ救済をしてほしいという願いであります。土呂久の公害でも、学校の先生が家庭訪問なり運動会なりで子供たちの実害を認めて探していったというのもありますけれども、だれかがやらなきゃいかんのにだれも手が出せないという意味では、今後、県民の健康被害の問題については、福祉保健部長が言われるとおり、県も多大な関心を持っていただきたいと思っております。

あと2つ残しましたが、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 本日最後の

質問となりました。新みやぎきの田口雄二です。

まず初めに、3月11日の東日本大震災で被災され、お亡くなりになった方々や、被災されました方々に、心から御冥福をお祈りし、お見舞いを申し上げます。いまだ行方不明の皆様もたくさんいらっしゃいますが、一刻も早く見つけ出されますことを願ってやみません。

私どもの会派は宮城県と千葉県の被災地を視察してまいりました。自然の破壊力のすさまじさと、悲しいまでの人間の無力さをまざまざと見せつけられました。本県がこのような惨状にならないよう、しっかりと防災対策を講じることと、一日も早い再生・復興に国民総力戦で取り組まなければならないと痛感いたしました。

今回の東日本大震災は、阪神・淡路大震災とよく比較され、政府の対応がとかく批判され、この議場でも批判されました。しかし、その被害や範囲においては、阪神・淡路大震災と余りにも規模、けたが違い過ぎます。また、原子力発電所の問題は、どの政権時代につくられ、防災基準が設けられたのか、巨額の献金をもらいながら建設推進したことを忘れたかのように批判します。未曾有の被災対策と原子力発電所の事故処理等々、どの時代の政権も経験したことのない対応が求められました。よって、一時的とはいえ、今は党派を超え、国難の対応をとみにしよう各党に呼びかけをいたしました。しかし、被災者の救済や被災地の再生・復興を事あるごとに口にはしますが、一緒にやると解散総選挙が遠のくとも思ったのか、一丸となつての震災の対応は実現しませんでした。再生・復興の当事者になることなく、政府批判だけするのは簡単ですが、本当に被災者や被災地のことを考えているのか疑問です。再生・復興は長

丁場になります。清濁あわせのんで、被災者、被災地のため、度量の大きな決断を再度求めます。

さて、改選後初の議会で質問する機会をいただきました。4年前の初当選直後の6月議会でも、就任直後の話題沸騰の東国原知事へ質問をさせていただきました。議場内は、地元マスコミは当然のことですが、全国ネットのテレビ局も中央から多数駆けつけ、カメラの放列、そして傍聴者も殺到し、すごい熱気を感じたものでした。しかも、初めての試みでもある一問一答方式の導入、そしてこの知事だったら逆に質問してくるのではないかと等々、大変緊張しながら登壇したことが思い出されます。それを思い出すと、現在の議場はもとの状況に戻り、少し寂しい思いもいたします。延岡の市民から私は2期目の4年間を託されましたが、今回の定数削減により、課題山積する県北の議員が2名減となりました。しかし、今まで以上の声を県政につなげるために、初心を忘れることなく、志は高く、目線は低く、緊張感を持って課題解決に全力を注いでまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い質問をとり行います。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

2月議会に提示された23年度当初予算は、知事が就任直後ということもあり、主に義務的経費を盛り込んだ骨格予算として編成されました。今回の補正予算案は、当初予算の肉付け予算として568億8,700万円が提示され、補正後の総額は5,805億5,000万円、前年度当初予算比で0.6%増となり、3年連続の増加です。「明日のみやざきの礎づくり予算」と称し、口蹄疫で疲弊した本県の復興対策や東日本大震災対策等

の事業も盛り込まれた前向きの予算と理解いたします。この予算案が功を奏し、本県が元気を取り戻すことと、東北地方の復興の一助となりますことを望んでやみません。ただ、気にかかることは収支不足の状況で、財政関係2基金から121億円、当初予算と合わせると195億円を取り崩し、基金残高は373億円となる見込みです。県債発行額も当初予算と合わせると795億円と、県債残高は1兆580億円となります。このままの予算規模を今後続けることは無理があり、基金もすぐに枯渇します。昨年のような口蹄疫の悲劇は二度と起こしてはなりません。近隣諸国においては蔓延しており、完全な防疫体制は難しい上、大きな災害も心配です。いつまた大きな財政負担が発生するかわからない中、「みやざき行財政改革プラン」の確実な実施と一層の改革が求められます。また、県民に理解を求めながら、事業の選択と集中が必要かと思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

次に、今回の補正予算案は、知事が選挙で示したマニフェストの具現化のための予算であります。ただ、思いもしなかった東日本大震災に関する事業も発生いたしました。今回の補正予算案の中で河野カラーが一番濃いもの、知事自身の思い入れの強いものはどのあたりか、お伺いいたします。

次に、国と地方の関係について質問いたします。このたび、「地方のことは地方で決める」という地方分権改革の関連3法が、長い継続審議を経てようやく成立いたしました。この3法の最大の目玉の、全国知事会が5年前から法制化を求めてきた「国と地方の協議の場」が設置されました。国側の官房長官や主要閣僚と全国知事会など地方六団体の代表が、政策を企画段階から協議します。条文には、「協議の結果を

尊重しなければならない」と明記されており、地方の声が今までより国の施策に反映されることとなります。また、国が法令で自治体の施策を縛ってきた義務づけ・枠づけの見直しも、大きな地方の成果と言えます。国の基準から地方の実情に応じた独自の基準に条例で規定できるようになり、効率性や利便性が向上します。まだまだ本格的な地方分権はこれからですが、国と地方の関係にとって新たな一歩となります。知事は今回の地方分権3法の成立に関してどのような御感想を持ち、どのような期待をしているか、お伺いいたします。

次に、今年度から施行された通称「一括交付金」についてお伺いいたします。この一括交付金も、地方からの要望がようやく受け入れられ、本年度から創設されたものであります。そして、本県に内閣府から示された交付限度額は68億1,600万円です。しかし、全国の交付限度額を見ると、基準は一体何だったんだろうと首をかしげたくなるような額が提示されております。九州では宮崎が最も少なく、トップの沖縄は振興自主戦略交付金も含まれるそうですが、福岡の倍以上の約332億円で、本県の約5倍、佐賀県でも本県より約10億円も多い約78億円です。人口78万人の島根県に至っては本県の2倍に近い約115億円、またインフラも整い財政的にも豊かな東京都にも約256億円と、素直にうなずけない、納得のいかない交付金となりました。今回の一括交付金の交付限度額の本県の配分額の評価、そして各都道府県の納得のいかない格差について、知事の見解をお伺いいたします。

以上4点を知事にお伺いして、壇上からの質問は終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、財政改革についてであります。財政改革につきましては、平成19年度から第2期財政改革推進計画に取り組んできたところでありますが、長引く景気低迷により税収が伸び悩み、今後とも、毎年度数十億円単位で社会保障関係費等の増加が見込まれるなど、引き続き、本県財政は厳しい状況にあります。数年のうちには財政調整のための2基金が枯渇し、予算編成が困難になるおそれもあります。このため、今回、第3期財政改革推進計画を策定したところでありまして、今後、第2期改革の成果などを踏まえ、特別職の給料減額を初め、一般職を含めた総人件費の抑制、投資的経費の縮減・重点化、ゼロベースからの事務事業の見直しによる一般行政経費の抑制、さらには広告収入の拡大等の積極的な歳入確保対策など、歳入・歳出の両面からさらに徹底した見直しを行い、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営を目指して、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今回の補正予算案についてであります。今議会に提案させていただいております補正予算案は、私の政策提案を具現化するための政策的事業や新規事業を盛り込んだ「肉付け予算」として編成したところでありまして、特に口蹄疫の発生などにより大きな影響を受けた県内経済の復興でありますとか、東日本大震災対策など、緊急的な課題に対応するための事業については、別枠で追加措置を行うなど積極型の予算案といたしました。

思い入れの強いものということでございますが、主な事業について幾つか申し上げますと、口蹄疫などにより深刻な影響を受けている本県観光の振興策としての誘客強化事業でありますとか、県民生活に身近で経済波及効果の大きい

公共事業がございます。また、新たに「オールみやざき営業チーム」として取り組むプロモーション活動や、医療機器開発などにつながる研究拠点づくり、また社会全体で子育てを応援する機運づくりを進める県民運動の展開や、医師確保を初めとする地域医療提供体制の充実、さらには新たに5億円規模の基金を設置して、県民の皆様や団体等とともに東日本大震災の被災地支援等を行う「みやざき感謝プロジェクト」の取り組みなどにつきまして、今年度の重点推進事業として位置づけ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地方分権3法についてであります。いわゆる義務づけ・枠づけの見直しや、国と地方の協議の場の法制化などを内容とした地方分権改革に関する3法律の成立につきましては、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現に向けた第一歩として、地方が待ち望んでいたものであります。これを契機に、停滞している地方分権改革が今後加速していくことを期待しているところであります。特に、国と地方の協議の場につきましては、先日6月13日に法制化後初めて開催をされたわけではありますが、今後とも、社会保障と税の一体改革など、地方自治に影響を及ぼす重要課題について、地方の意見や実情を踏まえた政策が確実に実現されるよう随時協議を行いまして、実効性を高めていく必要があると考えているところであります。

最後に、地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金についてであります。地域自主戦略交付金につきましては、ひもつき補助金を廃止し、地方の自主性を高めるために創設されたものであり、地方分権の推進に資する取り組みとして一定の評価をいたしております。今年度は、全

体の9割が継続事業の見込み額などを基礎に、残りの部分が客観的指標に基づいて配分されたところではありますが、本県を初め、要望額を下回る配分となった県も多く、これは交付金総額が抑制される中で、継続事業見込み額の算出における各都道府県間の温度差、また姿勢なども影響したのではないかと考えているところであります。また、客観的指標につきましては、道路延長など既に整備された社会資本の量を示す指標が用いられていることや、土地価格の高い地域に、より多く配分される仕組みが導入されていることなど、必ずしも社会資本整備のおくれた地方の実情を反映しているものとは言いがたい配分指標となっているところであります。このようなことを踏まえまして、今後、本県といたしましては、社会資本整備のおくれた地方の立場から国に対し、適切な見直し等を、関係の県ともスクラムを組みながら求めてまいりたいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 今お話がありましたように、一括交付金には本当に納得いきません。特に、島根県はこれまでも県民1人当たりの公共工事の額も突出して多かった県でもあります。政治力の差があったころからの流れをまだ引きずっているのかと、全く腑に落ちません。知事のおっしゃるとおり、適正な見直しとしっかりとした基準を求めていかなければならないと、私たちも思っております。

それでは、次の質問に移ります。本日から高速道路の無料化社会実験が凍結されました。昨年の6月から実験が始まり、本県の車の流れが劇的に変わりました。特に、延岡南道路の無料化は建設以来20年にわたる地元の悲願でもありました。その効果は歴然としており、国道10号

の土々呂地区の渋滞は見事に消え去り、昨年末に東九州道の門川一日向間が開通し、延岡南道路と連結すると、その効果はさらに顕著になりました。また、宮崎市においても清武一西都間が無料化と同時に利用者が激増し、口蹄疫で児湯郡が大変な状況のさなか、西都一高鍋間が昨年7月に開通してからは、観光や物流に大きく貢献してくれました。実験の効果は県内の各路線ともに大幅な増加で、実験終了後も継続されるものと思っていました。そんな中、東日本大震災での被災地の支援ということもあり、昨日で無料化実験が凍結されてしまいました。道路建設の財源として有料化を訴えてきた政党の皆さんは、よかったと思っているのかもしれませんが、延岡では既に、無料化の再開に向けて新たな動きも始まっております。しかし、今回の無料化実験は終了ではなく凍結です。これまで同様に、渋滞対策として延岡南道路と日向間の無料化、そして東北が震災の対策として、関連する車は無料化されるようですが、児湯郡内から始まる高鍋一清武間も、口蹄疫からの再生・復興対策として無料化の継続を県として働きかけるべきだと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎県内の高速道路無料化社会実験につきましては、実験中、例えば延岡南道路に並行する一般国道10号の土々呂地区において交通量が約35%減少しまして、渋滞の緩和が図られるなど、効果があらわれているものと評価をしているところであります。今回、東日本大震災の復旧・復興支援の財源確保という観点から、高速道路無料化社会実験が凍結されることになったわけですが、今後、本県では、並行する国道が再び渋滞というようなことも懸念されるところであります。そ

もそも本県におきましては、高速道路の整備というものが必要——しっかりと財源を確保しながら、まだまだ未整備な区間が多いわけですから、高速道路を整備していただきたいというスタンスであったわけですが、国の方針によりまして、無料化の社会実験が行われてきたところであります。実験というからには、その効果の検証というものを国はしっかりと行っていただく必要があるかと考えておりますし、県民生活や本県経済への影響を見きわめながら、継続の働きかけ云々いかんにつきましては、検討してまいりたいと考えておるところであります。

○田口雄二議員 延岡南道路は、先ほども申しましたように、国道10号の渋滞緩和が目的で建設されました。また有料になれば本来の目的は果たせません。細島港との産業道路としての機能も失い、経済的にも大きなロスとなります。私どもも国に訴えてまいりますが、県もぜひとも御協力賜りますようによろしくお願い申し上げます。

次に、防災対策についてお伺いをいたします。

今回の震災を見ていると、自衛隊の存在の大きさを改めて実感いたしました。阪神・淡路大震災の経験をしっかりと生かし、自己完結型の災害現場での活動には頭が下がります。ふだんからの大規模な出動の計画や訓練が役立ち、立ち上がりの早さと活動の的確性が際立ちました。災害現場での人命救助や気の重くなる遺体捜索などの作業も含め、献身的に活動していただいています。本来の任務である国防はもちろんですが、災害における自衛隊は本当になくってはならない存在と、私も認識しております。本県は既に口蹄疫を初め何度も応援をいただい

ています。県内の防災訓練は既に自衛隊との連携のもと、実施されていますが、今回の東日本大震災の自衛隊の評価と、今後の災害時における自衛隊との関係についてどう考えているか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという国家存立のための最も重要な使命を担いますとともに、このような大規模災害時の救助・復興活動などの災害派遣におきまして、国民の生命や財産の保護にも当たっていただいているところでございます。特に、3月に発生をした東日本大震災におきましても、国民の心を打つような献身的な働きをされたということは記憶に新しいところであり、災害救援活動に極めて重要な役割を果たしておられるという認識でございます。また、昨年のお蹄疫、そしてことしの高病原性鳥インフルエンザ発生時における出動でありますとか、例年の風水害への対応など、本県としても自衛隊には大変お世話になっておまして、ありがたく思っているところでございます。

私も、昨年のお蹄疫のときに、川南町の役場から撤収される折、これは7月16日でありましたが、知事代理として行ってまいりました。今回の鳥インフルエンザは、新富町からの撤収が2月3日であります。これも知事の立場で現地で住民の皆さんとともに感謝の思いでお送りをしたところであります。大変お世話になったところであります。本県は現在、危機管理局に自衛隊出身者が1名勤務しております。日ごろから連携を図っておりますし、県の総合防災訓練、さまざまな行事などを通じて、日ごろから意思の疎通を図っておるところでございますが、今後とも、自衛隊との緊密かつ良好な関係

というものを、さまざまな機会をとらえて構築してまいりたいと考えておるところであります。

○田口雄二議員 県内には、新田原、都城、えびのの3カ所に自衛隊が存在しております。知事には、いざというときのための信頼関係の構築をしっかりとしていただき、県民の安心・安全に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、医療福祉行政について質問をいたします。

私は、これまでの1期目の4年間、深刻な県北の医療状況をかんがみ、安心・安全の医療提供のため、医師や医療スタッフの確保、医療環境の改善等々について、質問のたびごとにしつこく取り上げさせていただきました。しかし、全国的な医師不足、医師の偏在により厳しい状況は容易には変わらず、大きく改善されることはありませんでした。この間、延岡市を中心に市民運動が起こり、県北の住民の命を預かる県立延岡病院の医師確保の署名活動や、コンビニ受診の回避運動が起こり、市民の意識も大きく変わりました。また、地域医療を守り、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するとともに、市民の健康長寿を推進するため、延岡市は全国で初めて「地域医療を守る条例」を制定いたしました。さらに、地域医療対策室も新たに設置し、新規開業医への市独自の補助金も新設いたしました。延岡市医師会においては、限られた医療資源の上、医師の平均年齢が非常に高いにもかかわらず、平成21年に県立延岡病院の担当医師の不在により、消化管出血と脳梗塞の輪番制を受け入れ、既に2年が経過いたしました。そして、本年4月からは、延岡市医師会と日向市東臼杵郡

医師会と広域連携し、小児科の日曜と祝日の在宅当番医制を実施し始めました。さらに、医師会が運営を任されている延岡市夜間急病センターは、365日準夜帯の診療に加え、土曜日の午後まで拡大をいたしました。その上、金曜日と土曜日の深夜帯、そしてこの6月からは県医師会の応援も得ながら、木曜日にも実施することとなり、深夜帯も週3日体制へと拡充させてまいりました。この間の県当局の医師確保の取り組みには感謝を申し上げますが、延岡市医師会、延岡市、そして市民の最大限の取り組みについて、知事はどう評価しているか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県北地域におきましては、救急医療体制が大変厳しい状況にある中で、延岡市による「地域医療を守る条例」の制定でありますとか、住民団体による医療機関の適正受診等の活動、また延岡市医師会による救急医療充実のための新たな取り組みが行われているところであります。限られた医療資源の中で地域の医療を守るためには、こうした地域住民や関係機関の相互協力が必要不可欠なものであるというふうに考えておきまして、県北におけるこのような地域を挙げた取り組みというのは高く評価されるものであり、私としても敬意を表し、感謝を申し上げたいと考えております。県といたしましても、引き続き、これらの取り組みを積極的に支援し、また連携を図りながら、県民の皆様が安心できる地域医療体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 私がちょっと心配しているのは、延岡市医師会が頑張り過ぎていないかと。無理し過ぎて、一つ歯車が狂うとすべてが崩壊する可能性もありまして、これ以上求

められても、もう無理な状況だと思っております。お願いばかりになりますけれども、県北地区の医療の体制の充実にさらに御尽力賜りますように、よろしく願い申し上げます。

次に、本県の若手医師不足の要因の一つとしては、宮崎大学医学部に本県出身者が少ないことでした。本県は、平成18年度から定員10名の地域枠を設け、さらに平成21年度から地域特別枠を医学部の定員の枠外に新たに定員5名設け、22年度には10名に増加してまいりました。これが功を奏し、宮崎大学医学部の平成17年度の本県出身者の割合は16%でしたが、地域枠を導入した18年度に31.7%へ、そして今年度は、地域枠、特別枠ともに12名ずつが合格し、さらに一般入試で合格した学生が21名となり、合計45名の合格者になりました。そして、本県出身者の割合はついに40.2%と、飛躍的に向上しております。余りニュースになっていないのは残念ですが、県内の高校生も、福祉保健部の取り組みや教育委員会との連携で、生まれ育った本県の医療危機に対して認識も変化したものと思います。まず、福祉保健部長に、この結果を受けてどのような感想をお持ちか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 宮崎大学医学部における本県出身者の増加を図るため、県では、ただいま議員のほうからお話ございましたように、宮崎大学の御協力のもとに、平成18年度の入学者から地域枠、そして平成21年度から地域特別枠の導入を進めてきたところでございます。また、教育委員会と連携をしながら、宮崎大学医学部に本県出身者が一人でも多く入学するように、教育関係者等への働きかけを行ったところでございます。このような中、今年度の入学者のうち本県出身者が、先ほどお話

がございましたように、4割を超えたことは、将来、県内への医師の定着につながるものと期待をしているところでございます。

○田口雄二議員 続きまして、教育長に、どのような取り組みをしてきたのか、またあわせて今回の結果についてどのような所見をお持ちか、お伺いをいたします。

○教育長(渡辺義人君) 医師の確保というのは、県政の緊急かつ重要な課題であり、県教育委員会といたしましても、医学部医学科への進学者増、中でも地元宮崎大学への進学者をふやすことが大切であると考えております。そのために、医学部医学科を志望する生徒の志を高める取り組みや、指導体制の充実及び高校生の学方向向上に取り組んでいるところであります。

具体的には、全県下の高校3年生を対象に実施している夏の合同学習会におきまして、医歯薬コースを開設し、医学部を志す生徒が一堂に会して学び合い、切磋琢磨する機会を設けております。また、宮崎大学医学部の協力を得て、同大学におきまして、中学校3年生と高校1・2年生を対象に、医療に関する実習等を行う「宮崎サイエンスキャンプ」を実施するとともに、福祉保健部と連携をいたしまして、全県下の医学科進学希望者を対象に、宮崎大学医学科の紹介等をする医学部講座を行い、医師を目指す生徒の意識を高める取り組みを進めております。さらに、本年度から、延岡高校の理数科をメディカル・サイエンス科に改編しましたように、医師確保という地域の課題や、地域の状況を踏まえて、より質の高い学びを提供する体制も整えてまいりました。各県立高等学校におきましても、病院等での体験実習や医学部教授等による出前講座、医学科に進学した卒業生の体験発表等により、地域医療に貢献する志をはぐ

くみますとともに、通常の授業の改善や課外授業、習熟度別指導を実施するなど、確かな学力の養成にも取り組んでいるところであります。今年度につきましては、お話ございましたように、宮崎大学への進学者がかなりふえましたけれども、この成果が継続的に安定的に続くように、教育委員会としても今後とも、本県の医療を担う人材の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○田口雄二議員 私の知人は御夫婦ともに北九州市の出身ですが、子供さんたちは延岡で生まれ、延岡で育っています。その御長男は「宮崎の医療を何とかしたい」と、残念ながら宮大ではありませんが、大分大学医学部に入学いたしました。現在3年生で、宮崎の医療に携わることには熱意を持って一生懸命勉強しています。私自身が高校生のおきに、宮崎のためになどという崇高な思いがあったかは全く自信がありませんが、高校生たちの本県の医療に対する思いはかなり変わってきているのではないかと感じております。本県の医療を担う人材の育成にさらに尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、ちなみに、現在大学生の次男に確認しましたら、大宮高校で実施されたサマーセミナーに参加しておりました。「宮崎に行くにはバスだったので大変疲れた。しかし、ほかの学校の学生と勉強するのは非常にいい刺激になって、参加してよかった」と申しておりました。次男は病院の薬剤部で先月から実習に入りました。卒業までにはあと2年弱ありますが、「資格取得後、早く宮崎の医療現場の一員として貢献してほしいな」と、親としては思っております。

次に、平成18年度に地域枠採用した医学部生

が、いよいよ今年度、卒業年度を迎えます。全員が今年度卒業とはいかないかもしれませんが、地域枠と一般入試の約30名近くが医師国家資格に挑戦するものと思います。本県出身者の本県での臨床研修への取り組みについて、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 宮崎大学医学部の卒業生が県内に残るためには、まずは県内で臨床研修を行ってもらうことでございまして、そのほか、専門医等の資格取得ができる環境づくりなどが重要であるというふうに考えております。このため、臨床研修病院説明会を年2回開催し、県内での臨床研修の魅力をPRしているほか、優秀な指導医を養成するため、研修指導医養成講座を実施しているところでございます。さらに、今回の補正でお願いしております「宮崎県地域医療支援機構（仮称）設置事業」におきましては、学会等への参加支援など、キャリア形成の支援等にも取り組むことといたしております。また、医師修学資金を貸与することによりまして、本県の地域医療を担う医師の養成にも努めているところでございます。今後とも、このような事業を、宮崎大学、それから県医師会、市町村と一体となって実施することによりまして、宮崎大学医学部卒業生の県内定着を図ってまいりたいというふうに考えております。

○田口雄二議員 県内の臨床研修医の本年度の状況を見ますと、29名ですが、この中の14名は県外出身者であります。彼らを引き続き本県で勤務させるような手だても必要だと思っておりますので、引き続き御尽力賜りますようお願いいたします。

次に、臨床研修医の本県への取り組みの一環として、来年度から実施予定の県立3病院連携

の臨床研修プログラムがありますが、学生から見るとどのようなところに魅力があるのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） この新しい研修プログラムは、「フェニックスプログラム」と名づけておりますが、その魅力を申し上げますと、1つには、2年間の研修期間中に全県レベルあるいは地域の中核病院である3つの県立病院すべてを回ることで、豊富な指導医のもとで高度医療についての多様な症例経験ができることが挙げられます。2つ目には、がん治療など多数の診療科の連携による総合性を生かした診療機能を担う宮崎病院、あるいは県北地域の2次・3次救急医療の拠点である延岡病院、さらには県南地域の急性期医療の拠点である日南病院といった、県内全域の医療事情を踏まえた各病院の特徴に応じた研修が履修できること、また3つ目には、2年間の研修期間のうち約1年間は研修医の希望に応じて診療科が選択できるなど、自由度の高いプログラムとなっていることが挙げられます。今後、これらの魅力を県内外の医学生に積極的にPRすることにより、県立病院における研修医の増加を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 次に、医師修学資金貸与制度についてお伺いをいたします。医師不足が深刻な公立病院や診療所で、医師として将来、県内で勤務を希望する学生に、月額10万円と入学金28万2,000円を貸与する制度です。そして、医師免許取得後2年間の臨床研修終了後、貸与期間と同じ期間、県が指定する病院等に勤務すれば、返済が免除されます。医学部卒業後も本県に残る確率を上げるための制度ではありますが、同様の制度は各県ともに取り組んでいます。

そんな中、昨年度の医療対策特別委員会の報告書を見て驚きました。静岡県では毎年100名に本県の倍額の月額20万、年額240万円の貸与を目標に掲げ、平成21年度に127名、22年度に95名に貸与するとともに、県内の公的医療機関等で臨床研修を行った場合、義務勤務年限を1年間短縮するといった大胆な取り扱いを行っていることです。また、山梨県では平成19年度に修学資金制度を開始し、わずか4年でこれまで365人に貸与を行い、既に卒業し医師免許を取得した貸与者の74名のうち、84%の62名が山梨県内の医療機関に勤務しているようです。本県は特別枠の定員10名を含む16名程度が対象となります。静岡県や山梨県ほどとは言いませんが、本県の今後の取り組みとして、対象者の増員や増額はできないのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 医師修学資金貸与者の状況でございますけれども、平成18年度の制度創設以来、66名となっておるところでございます。そのうち9名が医師免許を取得して、現在、臨床研修等を行っております。また、募集定員につきましては、お話がございましたとおり、制度開始当初の4名を平成22年度から16名に増員したところでございます。お話のありました、人口規模で3倍、財政規模で2倍、また公表された医師不足ということでは、公的病院だけで600名の医師不足ということではございますけれども、そういった静岡県の取り組みと比較をされますと、さすがに見劣りはいたしますけれども、当面は、この貸与者の動向等を見きわめてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○田口雄二議員 確かに、静岡県は財政規模が全然違いますが、後で言った山梨県は宮崎より

も財政規模は小さいんじゃないかと思います。そういう意味では、非常に大胆な取り組みだと思えます。ただ、医師不足の問題は修学資金だけで何とかするというものではありません。総合的な取り組みが当然必要になってくると思いますので、引き続き、総合的な取り組みをよろしくお願い申し上げます。

それでは、医療関係の質問は終わりました、次に商工観光行政について質問をいたします。

本県の大きな課題である企業立地、雇用に関する件で何点かお伺いいたします。本県はインフラ整備が非常におくれており、物流という点で企業立地に大きなハンディを持っています。しかし、おくれればせながらとはいえ、東九州自動車道の宮崎—延岡間が平成25年度内に完成供用のめどが立ち、また細島港が重点港湾に指定され、平成26年度までの集中整備が決まりました。今後4年間の企業立地の目標について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 企業立地の促進であります。地域経済の振興、雇用の確保に即効性がある効果的な施策でありますので、政策提案の一つに盛り込んだところであります。これからの今後4年間の目標は、大変厳しい状況の中ではありますが、新規企業立地件数を100件、企業立地に伴う雇用創出数を5,000人ということでございます。長引く景気低迷、大震災、企業の投資意欲の低迷など、大変厳しい状況の中ではありますが、こういった目標を掲げて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 午前中に私どもの西村代表も申し上げましたが、今回、東日本大震災では、製造拠点が1カ所であったために、被災により、日本だけではなく世界じゅうの工場が一時停止の大混乱になり、完全復帰には相当な時間

を要するような状況です。私も、この5月にリース契約満了のため、新しい車への契約を震災前に行っておりました。ところが、震災後、半導体等の部品調達がままならなくなりまして、1カ月以上、つなぎの代車に乗っています。まだ手元に届くめどが立っておりません。3万点以上の部品の集合体である車が売れないというだけでも、日本経済に与える影響ははかり知れません。リスク分散や部品調達先の見直し等が当然、必要になりました。本県に災害リスクがないわけではありませんが、海外に行かれては元も子もありません。本県立地への積極的な働きかけも必要だと思います。これらのことも考えながら、新規企業立地100社・新規雇用5,000人の本県の特徴を生かしながらの主な取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど答弁申し上げました目標に向けて、私が本部長を務める企業立地推進本部会議におきまして、全庁一丸となって企業立地を進めていくよう確認をし、また指示をしたところであります。この取り組みの中におきましては、今後の成長が期待される新エネルギー関連産業でありますとか、メディカルバレー構想に基づく医療機器関連産業のほか、本県の特性を生かした食品関連産業、また多くの雇用が期待できるコールセンターなどの情報サービス産業を重点産業として位置づけて、戦略的な立地活動を展開してまいりたいと考えております。

先週も、一般質問が行われている最中でありましたが、昼休みに、本県を候補地の一つとして考えておられるような関係者とお会いして、いろいろお話をしたところであります。やはり大震災後のリスク分散ということも随分意識しておられるようでございます。今後も、そう

いった問題意識等にしっかりおこたえをしながら、また私みずからが企業を訪問するなど、さまざまな機会をとらえたトップセールスも積極的に行いまして、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今回の大震災では多くの住宅が被災し、東北の方々には申しわけないんですが、今後、住宅建設等の需要が見込めることは、当然予想されます。そんな中、以前から細島港への進出をみずから申し入れしてきて、その後、足踏み状態の中国木材の動きはどうなっているのか。中国木材が新たな進出の条件のように言い出した港湾整備のめども、重点港湾指定によりクリアすることになります。知事の目標を達成するに当たり、中国木材の新規立地は外せません。進出に関する動きはどうなっているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 中国木材株式会社でございますが、これまでも、さまざまな訪問活動を通じて接触を図り、要望を伝えてきたところでございます。現段階で進出する意思に変わりはないということではありますが、景気低迷に伴う市場の動向や東日本大震災の影響等をにらみながら、進出時期を見きわめているというふうに伺っておるところでございます。私自身も、実は3月下旬に本社のほうに参りまして、社長さんに直接ということで予定はしておったんですが、大震災の影響によりまして、実現できなかったところでございます。今後とも、機会を見つけて、私みずから訪問するなど、早期の進出を働きかけてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 知事は広島県呉市の御出身であります。と言え、何を私が言いたいのかというのはわかっているかと思いますが、中国木材

は同じ呉市が本社になります。早急にトップセールスで本社に乗り込んでいただきまして、知事就任の御祝儀ということも兼ねて、早く進出していただくように申し入れをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど、企業立地の取り組みについて、重点産業の一つとして東九州メディカルバレー構想に基づく医療関連産業の戦略的な企業立地活動を取り上げていただきました。求人倍率の数値でもわかりますように、県北の最重要課題の一つが雇用の場の確保です。この東九州メディカルバレー構想に基づく医療機器産業の一層の集積により、地域の活性化に大きな期待を寄せています。延岡市は厳しい財政状況の中、約10ヘクタールの工業団地を東九州自動車道の延岡ジャンクションの隣に自前で新たに完成させたばかりです。この構想の実現に大きな期待を寄せるものとして、総合特区の指定があります。地域の可能性を最大限に引き出すため、地域を限定して規制緩和や税の優遇を集中させるもので、薬事法関連の規制での特例や、財政支援を国に求めてまいります。この総合特区の指定の見込みについて、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 総合特区制度は、昨年6月に閣議決定されました国の新成長戦略を実現するための施策として打ち出され、今国会におきまして、関連法案の審議が行われているところであります。東九州メディカルバレー構想の取り組みを促進するためには、お話のありましたように、総合特区の指定を受け、規制や制度の特例措置と、税制、財政、金融上の支援措置を活用することが重要であると考えております。総合特区の指定を受けるため

には、我が国の成長に資する先駆的な取り組みであること、地域での必然性があること、国の規制・制度改革の提案があることなどの要件をクリアする必要があると、国からも伺っているところでございます。このため、現在、国との事前協議を進めるとともに、大分県や医療機器メーカー、大学などと連携して、提案内容のブラッシュアップを行っているところであります。

○田口雄二議員 今お話もありましたが、東九州メディカルバレー構想は、本県だけではなく、隣の大分県と進めているものです。大分県、各自治体や企業、そして大学や医療機関等々の関係するところとの連携に基づいて、総合的に進めなければなりません。現在の取り組み状況について再度お伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） メディカルバレー構想の策定に当たりましては、構想研究会を設置し、宮崎・大分両県の産学官が連携して取り組んできたところでありまして、ことしの3月には構想推進会議に移行したところであります。本県におきましても、5月に宮崎県構想推進会議を設置し、医療機器メーカーを初め、地元自治体、大学、関係機関に御参加いただいているところでありまして、地元自治体には、医療機器関連企業の誘致や地場企業の参入支援など、大学には、研究開発や医療技術人材の育成などの役割が期待されるところであります。今後とも、両県の産学官が密接に連携しながら、構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 次に、東九州メディカルバレー構想における地場企業の育成と参入支援について伺います。医療機器関連産業や新エネルギー関連産業は、余りに速い事業転換に地元の企

業の技術革新がついていけず、せっかく目の前に仕事がありながら対応できず、県内に2次、3次の経済効果が上がっていません。大手企業が成長していくだけではなく、地元の企業がともに育つことが医療機器産業の集積に向けて大きな強みとなります。地場産業の育成と参入支援について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） メディカルバレー構想では、取り組みの一つとして「医療機器産業の拠点づくり」を掲げておりまして、お話がありましたように、地場企業の参入が重要であると考えております。そのため、今年度から、「東九州メディカルバレー構想推進事業」によりまして、地場企業の参入支援に重点的に取り組むこととしており、4月には医療機器に関する豊富な経験を有する連携コーディネーターを九州保健福祉大学に配置し、支援を始めたところであります。また、県の工業会や延岡鐵工団地などと連携して、医療機器産業に参入する意欲のある地場企業を組織化いたしまして、セミナーの開催など体系的な支援を行うことにより、参入の促進を図っていくこととしております。

○田口雄二議員 今回の補正予算案には、「東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業」850万円が出されています。構想に関連して、延岡市を中心とする県北地域で地域医療の向上や医療機器開発につながる研究拠点づくりを推進することを目的としています。研究開発の拠点づくりの目玉として、寄附講座の開設を目指していると聞いています。この寄附講座の内容と開設に向けて、今後の予定等につきまして、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 東九州メディ

カルバレー構想では、研究開発や血液・血管に関する医療など、4つの拠点づくりに取り組むこととしております。その中で、研究開発の拠点におきましては、医療分野において大学と産業界が意見交換しながら、血液・血管に関する新たな研究開発のプロジェクトを企画し、実行していくこととしておりまして、これを動かしていく仕組みとして寄附講座を開設するものがございます。具体的には、宮崎大学医学部に寄附講座を開設しまして、研究者を派遣していただくことにより、県北地域に研究開発の拠点を設置し、九州保健福祉大学や企業などと連携しながら、研究開発に取り組んでいただくこととしております。なお、講座開設の時期につきましては、今後、宮崎大学における人選等の手続を経まして、今年度内の開設を目指してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 メディカルバレー構想に関して何点か聞いてまいりましたが、今、延岡市民は、地域医療への意識向上や県北の医療環境が変わることによって、医師不足の解消にもつながるんじゃないかと、大変この構想に期待をしております。しっかりと期待にこたえられるように、よろしく願い申し上げます。

次に、テーマががらりと変わりまして、食を生かしたまちづくりと観光開発について質問いたします。近年は全国的に、地元では当たり前の食べ物でも、実はかなり局地的なもので、ちょっと離れると全く知られていないレアな食を売りにして、全国的なブームになっている地域がたくさんあります。話題づくりやマスコミをうまく利用したところに、わずか200～300円から700～800円のもの食べるために何時間もかけて行く人が珍しくありません。その火つけ役になったのは、香川県の製めん所が提供する

「讃岐うどん」だろうと思います。御当地ラーメンや焼きそば、佐世保バーガー等のB級グルメが今、大ブームです。そのB級グルメの頂点を決めるB級グルメの祭典「B-1グランプリ」に延岡生まれの「チキン南蛮」がついに出場権を得ました。何とでもいい結果が出ることを期待したいと思っていますし、県もしっかりと後押しをしてほしいものです。昨年のグランプリは山梨県甲府市の「鳥もつ煮」です。受賞と同時に、市内の店に行列ができるほど、人の流れが変わり、経済効果も大きく、また地域が自信を持ってまちづくりに精を出すようになりました。グランプリでなくても、上位入選した地区も同様の効果が出ています。県内には、児湯地区でも鍋合戦など、おもしろい企画でまちおこしに取り組む地域も出てきています。中山間地域の活性化にもつながるものと思っております。このような地域の取り組みに対して県としての支援は、また食を生かした観光客誘致についてどうお考えか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） チキン南蛮につきましては、県といたしましても、「宮崎観光遺産」の一つに選定し、イベントでのPRやホームページの作成などにより、積極的な情報発信を行っているところであります。しかし、チキン南蛮につきましては、何といたしましても、地元の関係者の方々における自主的でユニークなまちおこしの取り組みが全国区の食べ物に押し上げ、「B-1グランプリ」の参加資格を得たものと考えております。このように食は地域の魅力の一つでございまして、有力な観光資源でもありますことから、県においては、「都城焼き肉三昧炭火定食」や「日南一本釣りカツオ炙り重」などといった新たなメニューの

開発や、先ほどお話がありましたけれども、東児湯鍋合戦の開催——この鍋合戦では都農町の「トマト鍋」が優勝いたしました。このような地元の素材を生かした取り組みに対し支援を行っているところであります。今後とも、地域と連携しながら、食を生かした観光客誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 実は、昨年新しくなった国会の議員会館で昼食をとりに行きましたら、レジの前に置いてあった本日のお勧めが、何とチキン南蛮でした。早速、注文していただきましたが、味はいまいちだったんですけれども、東京のど真ん中でチキン南蛮とは、うれしくなったものであります。30年ほど前の学生時代に、東京の自動販売機で南日本酪農の「スクール」を見つけて飲んだときのような思いがいたしました。現代人は結構お金と時間を持っている人が多く、B級グルメに不便なところでも何時間でもかけて出かけて行く人がたくさんいます。インフラのおくれている宮崎には逆にいいのかもしれない。しっかりと取り組んでまいりましょう。

次に、警察行政についてお伺いいたします。

最近の事件の解決の発端が防犯カメラの映像がきっかけになることが非常に多くなってきたようです。本年2月の東京の目黒区の高級住宅街の老夫婦が殺傷された事件は、まさに各ポイントの防犯カメラがとらえた膨大な記録を詳細に検証した結果、犯人に結びついたものです。つい先日の西諸地区の県庁職員の不祥事も、コンビニの防犯カメラの映像がきっかけです。今から質問します警察本部長には申しわけありませんが、先週の大府府警の巡査長の交通事故に関する事件も、カメラがとらえた映像からでした。市内には至るところに、知らぬ間にカメラ

が設置されているというのは、不気味な反面、逆の意味では、動かぬ証拠として捜査や防犯には大きく貢献しています。防犯カメラの活用事例と設置に向けた警察の取り組みについて、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 防犯カメラは、繁華街や街頭犯罪が多発する地域におきまして、公共空間等の安全を見守って、犯罪の抑止に効果が認められるという、大変効果の大きなものでございます。また、犯罪が発生した場合に、犯人や犯行状況が記録されているということもございまして、管理者からその提供を受けて、捜査にも活用しているところであります。当県におきましても、コンビニ強盗などの幾つかの事件の検挙に大きく役立ったという事例がございまして、これら防犯カメラの設置に向けた取り組みにつきましては、犯罪抑止の観点から、現在、各自治体、事業者、商店街関係者等の方々に対して設置の働きかけを行っているところであります。現在、開発が進められております宮崎駅西口拠点整備事業におきましても、同所に防犯カメラの設置をするということで、具体的な助言、指導を行っているところであります。今後とも、防犯カメラの設置促進を図るなど、犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります所存であります。

○田口雄二議員 知らないうちに映像として残っているのがカメラであります。そういう意味では、悪用されてはたまりません。プライバシー保護の観点から、設置者に対する助言・指導はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 防犯カメラは、ただいま申しましたように、大変大きな効果がある反面、やはりプライバシー保護の観点とい

うのも大変大切なこととございますので、設置責任者の方々に対して、撮影の範囲、画像の保存管理、及び画像の第三者に対する提供等、そういったものに関するガイドラインを作成するように、助言・指導を行っているところであります。

○田口雄二議員 次の質問に入ります。昨年9月に、日向市平岩から美々津中学校間の国道10号の渋滞対策について、本部長に伺いました。県北の地元紙が1面に取り上げたことにもよりますが、日向、延岡の市民からの反響は非常に大きいものでありました。南北を貫く幹線道路が国道10号しかない上に、住宅も少なくなった郊外に入った途端の渋滞に、みんな相当不満を持っていたようであります。この間は信号機が9基もあり、流れを阻害している可能性があり、信号機の調整等をするとの回答をいただきましたが、その後の検討状況について警察本部長に伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） この区間の交通量は、調査をいたしましたけれども、1日平均、上下線ともに約1万1,000台程度で、多くの交通量があるわけであります。警察ではこれまでに、この区間の渋滞解消に向けて検討をいろいろしてまいりました。その一つとして、まず、信号機の表示時間の調整であります。これは、朝夕の渋滞時間帯に、交差道路への影響を考慮しつつ、国道10号の青色信号をおおむね10秒程度長く調整したところでありますけれども、これでは渋滞解消には至らなかったところであります。また次に、信号機の連動化ということでございまして、信号機の表示時間の調整と並行して、隣接する信号機を連動させて、順次青色にしていくことによって国道10号の車両をスムーズに走行させる、そういった対応を

講じましたけれども、カーブや急な坂道等も連続しているということもございまして、一定の速度で走行することは困難なことなどから、その効果は余り認められなかったところであります。この区間は、主要幹線道路であり、大型車両の通行が多いことなどもありまして、信号機の調整等だけでは渋滞解消は困難であるというのが実情であります。

○田口雄二議員 その後、渋滞の変化がなかったものですから、何もしていないのかと思っておりましたが、早速動いていただいておりますことに感謝申し上げます。ただ、信号の改良だけでは渋滞の解消は難しいことがわかりました。この間はアップダウンもきつく、バイパス的な道路がほかになく、ここからほかの道路に逃げられないという、これまでの道路行政の問題と構造上の問題があります。

それから、午前中に西村議員も申しましたが、この間は海のすぐ横を通っており、津波警報だけでも通れなくなってしまいます。実際には、津波が来たら完全に南北の物流はストップします。辛うじて、乗用車であれば何とかかなりそうな広域農道が山間部を通っていますが、国道10号とこの広域農道が連結する道路は離合も難しい道路ばかりです。防災対策を兼ね合わせまして、この平岩一美々津間の渋滞対策はどうお考えか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 国道10号は国土交通省において管理をされておまして、お尋ねの日向市平岩から美々津中学校までの間は、2車線で整備されております。現在、この区間に並行する東九州自動車道の整備が進められており、平成25年度には延岡から宮崎までの供用が予定されております。東九州自動車道が

開通しますと、災害時には国道10号の代替道路ともなりますことから、防災上の機能が向上するものと考えており、また渋滞対策の観点からも、通行車両が分散しまして、混雑状況の改善も期待されるところであります。県としましては、今後の交通動向を注視しながら、災害時の対応等も含めまして、国土交通省と協議をしてみたいと存じます。

○田口雄二議員 質問項目が多くて、ちょっと早口になりましたが、用意した質問は無事に全部終わりました。ありがとうございました。

(拍手)

○十屋幸平副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会

6月21日（火）

平成 23 年 6 月 21 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自 民 党 つ く し の 会) |
| 3 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新 み や ざ き) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自 由 民 主 党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新 み や ざ き) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新 み や ざ き) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。会派自由民主党、都城選挙区選出の二見康之と申します。このたび初めて、こちらの一般質問に立たせていただきますので、至らない点や不備な点もあるかもしれませんが、どうか先輩方におかれましては温かく見守っていただきますように、まず心からお願い申し上げます。

早速ですが、今回、私もいろいろと考えてきたこともありますので、少し自分の考えも含ませながら質問を進めさせていただければと思っております。

まず、中国の古典の中で、皆さん御存じだと思うんですけど、「故きを温ねて新しきを知れば、似って師と為るべし」、先人の教えや歴史について学び、そこから新しい考えや取り組みを見つけられれば、人を教え導く先生とすることができるという意味です。皆様御存じのとおり「論語」の言葉です。「論語読みの論語知らず」という言葉もありますけれども、いまだ至らない勉強中の身ではありますが、少しでも向上できるように努めていきたいという思いで、今回取り上げさせていただきました。

この孔子は、今から約2500年前の中国・春秋時代の思想家、政治家であります。理想の政治を実現するために、その生き方、考え方を説き、また多くの弟子の育成にも尽力され、その

数は3,000人いたと言われております。その孔子の言行や弟子たちとの問答などを記録した書物が「論語」であります。この中で孔子は「仁」というものをとても大切にしております。思いやりの気持ち、優しい心、強く正しい生き方といった解釈になるかと思います。今、全国的にこの「論語」が大きく見直される流れがあります。人道的な事件が多い今の時代、私たちの心の中に欠けているものを改めて気づかせてくれる書物だからではないでしょうか。

私が評議員を仰せつかっている都城市のさくら幼稚園では、年長園児を対象に1年間、安岡定子先生が書かれました「こども論語塾」という本を使って論語の素読を教えているところであります。子供たちは本当に記憶力がいいです。すぐに本1冊くらい暗記してしまいます。ただ、論語の言葉は覚えてしまうのですが、意味についてはまだぼんやりしているところがあるようです。しかし、子供たちの生活の中において、何か背骨のようなもの、行動の規範のようなものができてきているように感じています。先生や友達との会話の中、遊んでいるとき、いろんな場面において、何か相手を気遣うというようなところを感じます。子供というのは本当に素直であります。論語というものは宗教色が全くないとも言えませんので、一斉に取り入れるということは難しいかもしれませんが、個人的に興味のある方はぜひ検討してみられる価値はあるかと思えます。また、教育長、教育委員長、ぜひ一度御検討いただきますようお願いいたします。

もう一つ、論語の言葉を取り上げさせていただきます。「吾十有五にして学に志し、三十にして立ち。四十にして惑わず。五十にして天命を知り、六十にして耳順う。七十にして心の欲

するところから従って矩を躰えず」、孔子は自分の一生を振り返り、15歳で学問に志し、30歳で自立した。40歳で心の迷いがなくなり、50歳で天が与えた自分の使命・運命について自覚し、60歳でどんなことでもよく理解して聞き取り、70歳には自分の思いのままに行動しても人の道に外れることがなくなったと言っております。私はまだ30歳であります、自分といたしましても、まだまだだと思っております。しかしながら、このたびこの県議会の場にお送りいただいたことに対し、感謝の気持ちを持ち続け、またその責務を全うすべく努めてまいる覚悟であります。知事におかれましては40代、不惑であります。国内外を問わず津々浦々を回られ、見聞を広めてこられたものと感じております。これまでに培われてきたその御経験を、第二のふるさととして宮崎の地にすべてをかけていかれる御覚悟に対し、まず心から敬意を表したいと思います。

また、先日、1冊の本に出会いました。「ふるさと再生 架け橋を創る人たち」という本です。今、全国どこにおいても都市と地方の格差、地方の疲弊という大きな課題を抱えております。その大きな課題に対して取り組み、そして成功をおさめてきた多くの例が紹介されておりました。具体的な例まで今回取り上げはしませんが、その中にすべて共通していることがあります。それは、地域にあるものを生かすということです。そして、そこにいる人を生かすということです。ないものねだりをしては始まりません。この宮崎の地においても、他のどこの地域にも負けないすばらしいものがあります。そして、それを生かす人のやる気を起こさせることです。これから多くの、そしてさまざまな成功事例に学び、この宮崎県を活性化していく

ために、生かせるものをしっかり考えてまいりたいと思っております。

また、この本の中に大変感慨深いテーマがございました。それは、「よそ者の知恵と情熱で地域を掘り起こす」というものです。今まさに、この宮崎の地において動き出していることでもあります。広島県出身であり、6年前に総務部長としてこの宮崎県に来られ、これまでずっとこの宮崎を見つめてこられた河野知事であります。広く学んでこられましたこれまでのさまざまな思いが決意へと変わり、「この宮崎をどげんかせんといかん」という熱い思いとともに、このたび知事となられました河野知事が、昨年の口蹄疫発生や土砂災害、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火と課題山積のこの宮崎県を再生・復興へと導いていかれる、まさに始まらんとするときであります。今回、御提示いただきました宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」と、肉付け予算である補正予算を携え、これらの課題に対し取り組んでいこうという知事の熱意を感じております。

その補正予算の中に「みやざき感謝プロジェクト」がございします。東日本大震災の被災者に対し支援を行う内容と伺っております。私も6月頭に宮城県に行ってまいりました。レンタカーを借りて石巻市から仙台空港あたりまで回りましたが、海岸沿いは道路の瓦れきは撤去を終わってございましたけれども、それ以外のところはほとんど手つかずのままでした。雄勝中学校に行きましたら、3階の窓ガラスも全部割れておりました。道路向かい側の小学校も同じような状態でした。どこにも逃げ場のないような状況です。役場にいた職員の方々は屋上に上り何とか九死に一生を得られたそうです。私が行ったときにはほとんど人気はなく、庁舎は立

入禁止になっておりました。そんな殺風景の中、庁舎の玄関上に横断幕が1つ掲げてありました。「全国の皆様ありがとうございます おがつ ふっかつ ぜったい勝つ 雄勝中学校生徒一同」と書いてありました。強い意志と明確な目標があれば、時間はかかるかもしれませんが、必ず町は復興すると思いますし、またそうなるしてほしいと心から願います。このたびの震災は、岩手、宮城、福島と大変広域にわたっておりますので、全部に支援をとすることは無理かもしれませんが、この宮崎からできるだけの支援をお送りいただきますように、知事、ぜひお願いいたします。

これまで約3カ月の時間がたちましたが、ほとんど復興は進んでいないというのが率直な感想です。いまだに避難所生活をされている方もたくさんいらっしゃいます。この国政の現状について、私としましては、国民の思いが届いていない、反映されていないように感じております。

それでは、質問に入ってまいりたいと思います。

まず初めに、この国政の現状を踏まえ、「未来みやざき創造プラン」の基本姿勢として「対話と協働」というものを取り入れられた知事の思いを、まずお伺いいたします。

以上、壇上からの質問は終わり、以下は質問者席より質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

「対話と協働」についてであります。人口構造の変化や地方分権の進展などに伴いまして、今後、行政課題や県民ニーズはますます複雑多様化してまいります。このため、これからの県政を進めていく上では、県だけでなく、市町村

を初め企業、NPO、関係団体、そして県民の皆様との対話を重ねることにより、それぞれがみずからの役割を意識するとともに、お互いが連携・協働しながらさまざまな課題に取り組んでいくことが、また、県民一人一人の力を結集してよりよい宮崎を築いていく、地元の方であろうとよそ者であろうと、宮崎を愛する気持ちでよりよい宮崎をつくっていく、その思いを結集していくことが、何よりも大切なことであると考えております。議員御指摘のように、地域が持つ最大の資産である人財、それが人材を生かすということ、人の力を生かすということであるとと考えております。

このようなことから、アクションプランでは、計画推進に当たっての基本姿勢の中で、まず最初に「対話と協働による県民総力戦の推進」を掲げたところであります。また、重点施策としてまとめました10のプログラムの中で、県が行う「取組事項」のほかに「県民の主な役割」というものを整理いたしまして、県民の皆様に取り組んでいただきたい具体的な内容を整理して記載したところであります。私といたしましては、ぜひこのことを県民の皆様にも御理解をいただき、本県の課題、またこの宮崎の未来について、一緒に考え、語り合い、それぞれの立場で「明日のみやざきづくり」に参加していただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 さきの県議会議員選挙、県知事選挙において、投票率の低下に歯どめがかからないという大きな課題があるかと思えます。これは、県政に対し県民の方々が何かを求めているということのあらわれとも言えると思います。この問題を解決するための一策として、県民との対話を重ねること、その民意を酌み取

り県政に反映していくという過程は、県民の県政に対する意識、関心を高めていくためにも必要なことであると思います。私もできるだけ多くの県民の皆さんの思いを酌み取り、県政に反映していくことができるようにと、意見交換会などといった活動を続けていこうと思いますが、実際に県民との対話を進めるために、どのように取り組み具体的に進めていかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘にありましたように、県政に関心を持っていただくこと、そして県政に対するさまざまな御意見、御提言をいただくこと、そういう双方向での対話は大変重要なものであると考えております。まずは県の情報を正確に発信していくということで、県の広報紙でありますとかホームページ——ホームページは今、約2万3,000ページございますが——そういったものを通じたわかりやすい県政情報の提供に努めているところであり、一政治家の立場としましても、ツイッターやブログなどで自分の思い、考えというものを発信しているところであります。

また、県民の皆様からの御意見をいただく手法といたしましては、はがきやメールなどで御意見をいただく「県民の声」というような事業も行っておりますし、また、私は現場主義を掲げておるところでございますが、直接地域に足を運び県民の皆様との意見交換を行う「知事とのふれあいフォーラム」というような事業も、就任をいたしまして、今5回ほど行ったところでございます。県内全域でこれを開催してまいりたいと考えております。

また、それ以外にも、私個人としての活動ということになりますが、先日も北浦から島浦に泳いで渡るといふ遠泳大会にも出たところであ

ります。各地のマラソン大会などのスポーツイベント、また祭りや各種行事、そういうイベントなどにも積極的に参加して、その過程で県民の皆様との意見交換、触れ合いというものも進めてまいりたいというふうに考えております。また、商店街での勉強会でありますとか異業種交流会、そのようなものにも今、参加をしておりますところでございます。いろんな手法を通じて正確に情報発信する、そしていろんな御意見を吸収する、そのような形で対話を進めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 よくわかりました。

また、実際に知事の思いを受けて政策を実行、作業していかれるのは県職員の方々だというわけですが、その県職員の方々との対話、意思疎通というものも非常に重要なのではないかと考えるわけです。広い意味でこれも県民の中に含まれていると思います。やはり政策実行において県職員の方々ができる気にならないかということは、その効果に大きな差が出てくると思います。県職員の方々との対話はどのように進めていかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人の力を生かしていくことは大変重要だという御指摘があったところでございますが、まさに県のさまざまな施策の企画・立案・実行を担っていくのは県の職員でありまして、県の財産であると考えておるところでございます。知事のいろんな考えを体してさまざま施策に取り組んでいく、その職員とのいろんな形でのコミュニケーションを図っていくことは、大変重要なことであると考えております。知事室にレクチャーに来られるときのいろんな意見交換、それから各種行事で顔を会わせるときのさまざまな意見交換というのを取り

組んでおるところでございますし、出先機関に行ったときなどは、お昼の時間を利用して、ランチミーティングと申しますか、一緒にお昼を食べながら意見交換というのも行っておったりします。また、若手の勉強会と意見交換をやったようなこともあります。また、私の考え方をお伝えするという意味でツイッターやブログなど一般的なものも使っておりますが、県職員向けには、県庁のLANの中に「知事の窓」という職員向けのメッセージを発するコーナーを設けてもらっております。大体平均すると月4回、ほぼ毎週いろんな形でメッセージ——例えば口蹄疫が1年たったときの思いですとか、4月1日のいろんな思いとかを伝えておったりします。また、個別でメールのやりとりも行っておったりしますし、いろんな形でしっかりと職員とのコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 河野知事の人柄があらわれているような対応ではあるかなというふうに感じるんですけども、大変お忙しい中、御苦勞があるかと思いますが、ぜひ続けていっていただければと思います。

続きまして、行財政改革についてお伺いしていきたいと思っております。これまで第1期、第2期と財政改革推進計画を進めてこられました。そして今回、第3期財政改革推進計画を含む「みやぎ行財政改革プラン(案)」についてお伺いしてまいります。

本県を取り巻く状況としましては、景気低迷、社会保障費の増加、債権残高の増加と極めて厳しい状況となっております。また、口蹄疫、鳥インフルエンザ、ゲリラ豪雨による土砂災害、新燃岳の噴火など多くの自然災害に見舞われるという苦境に置かれております。そんな状

況での改革案でありますから、大変厳しい内容になっているようですが、財政改革の基本的な考え方に挙げられておりますように、将来世代への負担を軽減し、持続的に健全性が確保される財政構造へと転換していくことが、非常に大きなポイントであると考えます。

そこで、今計画における県債、基金の残高見込みについてですが、まず、県債残高について、口蹄疫対策転貸債等、臨時財政対策債を除いた県債残高は減少しておりますが、臨時財政対策債は年々増加しております。そして、全体としての県債残高は増加する計画となっております。続いて、財政関係2基金の残高見込みについてですが、平成23年度残高見込み455億円に対し、平成26年度残高見込みが99億円、その差356億円の減少となっております。前の計画におきましては、平成19年度506億円に対し平成22年度198億円、その差308億円の減少となっております。第2期のときより4年後の残高が厳しく、今後さらなる財政の硬直化が進むことになるかと思いますが、県債残高の増加と基金残高が減少し続けている状況についてどのような認識をお持ちなのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) まず、本県の県債残高であります。国の経済対策でありますとか、近年の臨時財政対策債の発行、また昨年度の口蹄疫対策転貸債等の発行によりまして、平成23年度末の残高見込み額は、今御指摘のありましたように1兆円を超えておるということで、今後十分留意していく必要があると考えております。ただ、1兆円を超えたというこの数字が大変インパクトがあるものですから、それだけをとらまえて大変だ大変だというふうに認識するものかどうかというところで、そこを正確に理解

していただく必要もあろうかと考えております。1兆円の中身のうち臨時財政対策債が約3,000億あるわけですが、これにつきましては、後年度に元利償還金が地方交付税で措置されるということ、それから口蹄疫対策転貸債等につきましても、5年後には元金全額が県に償還をされる、発行した転貸債を活用して事業を行っている。したがって、償還財源はそこにあるわけでありますので、臨時財政対策債と口蹄疫転貸債とを除いた実質的な県債残高というものが、第1期の財政改革推進計画を策定しました平成15年度以降徐々に圧縮が図られており、23年度末の残高は、ピークでありました平成14年度末が8,100億円程度あったわけですが、それから1,763億円減少して6,343億円となる見込みだということでございます。

ぜひ御理解いただきたいのは、臨時財政対策債も、これまで国、地方を通じた財源不足の中で、交付税特別会計で地方全体で借金をして交付税で配っておったものが、それは借金をしていても実質的に負担として感じないのではないかと、問題じゃないか。それを個々の自治体が負担をすることによって、これだけ借金をせざるを得ない——国、地方を通じた財源不足ですね。個々の自治体で借金をしましょう。そのかわり、それは交付税で見るとということではあるんですが……。したがって、顕在化したことによって、これまでも地方全体で借金していたものを、実感として我々は感じているということでございますので、そういう意味において危機感を感じるというのは正しい行動であると思うんですが、1兆円の中身というのは正確にそれぞれ御理解いただきたいという思いでございます。

基金残高につきましては、景気の低迷による

税収の伸び悩みなどにより、基金の取り崩しを余儀なくされる状況が続いておりまして、財政調整のための2基金、これもピークであったのは平成4年度末の874億円でありましたが、23年度末では373億円まで減少しているということでございます。今後とも、財政運営を見通してみますと、社会保障関係費の増加等に伴いまして多額の収支不足が発生するという厳しい見通しではございます。引き続き、財政改革の取り組みを着実に進めて、できる限り県債発行額を抑制していくということと、一定の基金残高の維持確保に努めていく必要があると考えておるところであります。

○二見康之議員 臨時財政対策債というのは平成13年度に制度が変わったということでありませう。確かに私も十分に熟知しているとは言えないと思うんですが、ただ、この制度は後年度に元利償還金が地方交付税で措置されて、また口蹄疫対策転貸債についても5年後に全額が償還されるということなので、現状認識としては、残りの県債残高の圧縮に取り組みられ、結果を残されている、これは評価されるべきことだと私も感じております。

ただ、気になることがあります。臨時財政対策債というのは、近年、財務省においても地方公共団体のモラルハザードの原因であると考えられている方もいるという話を聞いております。理由としては、先ほど御説明いただいたことも関係すると思うんですが、地方債の元利償還金の交付税措置によって、自地域での租税負担をほとんど負わずに起債できるため、財政規律が働かず、必要以上に将来あるいは他地域の負担に転嫁するインセンティブが生じている、また地方公共団体の受益と負担の関係が見えにくくなっているという御指摘もあるんですけれ

ども、宮崎県としていかがお考えなのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 臨時財政対策債につきましても、地方財政計画の策定上見込まれる財源不足額を補てんするために——仕組みにつきましても今、知事のほうから詳しく説明があったとおりになんです——本来、地方交付税として交付される額の一部について、特例的な地方債に振りかえられているものであり、地方交付税の代替財源であります。この臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましても、その全額が基準財政需要額に算入され、国債の取り扱いとは異なりまして、償還に自主財源である県税等の負担を伴わない、こういうことをもってモラルハザードという指摘がある、そういう意見があるようであります。しかしながら、臨時財政対策債を含む地方交付税制度は、地方団体間の財政力の格差を解消し、本県のように自主財源の乏しい地方であっても、標準的な行政サービスの提供に支障が生じることのないように、財源調整等の機能を果たしているものであります。景気が低迷し、国全体の税収が伸び悩み、地方交付税の財源総額の確保が困難な状況にある中にありましては、臨時財政対策債につきましても、地方交付税制度の一部として必要な役割を果たしているというふうに考えております。

○二見康之議員 今、御説明いただいたとおり、確かに国の制度でもありますから、県のほうからいろいろと要望を出しても、うまくいかないところもあるかと思っております。しかしながら、この制度自体は、最初は3年の期限つきということで始められた制度であります。特例的に始められた制度だというふうに考えるんですけども、これが今まで10年間以上続いている

ということは、やっぱり何らかのこれから先検討していかないといけないところがあると思います。それに、国債だろうが県債だろうが、その原資は国民の税金から来ているということに留意していかないといけないと思っております。消費税増税論とかいろいろ今、話がされておりますから、県民の方々も県の財政運営に非常に高い関心を持っていらっしゃると思いますので、この件につきましても、私も今後さらに調査等深めていきたいと思っております。どうかその節は御協力のほうをよろしくお伺いいたします。

では、また財政改革について話を戻させていただきますが、景気低迷の厳しい見通しの中、持続可能な財政運営の確立に向けてどのように取り組んでいかれるのか、同じく総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 本県では、平成15年度に策定いたしました第1期の財政改革推進計画からこれまで、財政健全化のための取り組みを進めてまいりました。しかし、長引く景気低迷等によりまして税収が伸び悩む中で、今後とも毎年度、数十億円単位で社会保障関係経費等の増加が見込まれておる状況にあります。200億から300億を超える収支不足の発生によりまして、数年のうちには、財政調整のための2基金が枯渇して予算編成が困難になるおそれがあると思います。このために今回、第3期の財政改革推進計画を策定したところでありますが、具体的には、総人件費の抑制、投資的経費の縮減・重点化、ゼロベースからの事務事業の見直し、また収入面ですが、広告収入の拡大等の積極的な歳入確保対策など、歳入・歳出両面から徹底した見直しを行いまして、一定の基金残高を確保し、また県債発行額の抑制に努め

ていくとしているところであります。これまでの取り組みに加え、さらなる見直し等を行うというものでありますが、毎年度の収支不足を圧縮し、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営を目標に、職員の意識改革を図りながら、全部局挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○二見康之議員 先ほども基金のことはお話しさせていただきましたけど、やはり前計画よりか、今回はちょっと厳しい見通しとなっていると思いますので、今期はさらにしっかり取り組んでいただきますように、よろしく願いいたします。

今、御答弁いただいた中に、県職員の人件費削減についてがありました。平成17年度から23年度にかけて1,000人の削減目標に対し、1,133人の純減を達成されたというふうにあります。今期、知事部局等について、平成27年度までにさらに平成17年度比で1割程度——約60人ぐらいになると思うんですが——の削減目標が示されております。第2期計画に比べて削減率のほうは緩やかにはなっている、また行政改革によって効率化等が図られていると思いますが、やはり職員お一人お一人の負担がふえているのではないかとということも気になっているところであります。また、さらに職員数を減らしていくことにより負担がふえ、職員の方々のモチベーションが下がるのではないかとこの影響を考えているのですが、これに対しどう対応していかれるのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 職員数につきましては、非常に厳しい財政状況の中で、今後とも組織のスリム化を図り、人員の削減にも取り組んでいく必要があると思っております。同時

に、少ない職員数でありましても、さまざまな行政需要に的確に対応できるように、職員一人一人が能力を最大限に発揮して、相互連携のもとに県庁全体として実効性の高い組織体制を構築することが重要であると思っております。このため、新しい行財政改革プランにおきましては、職員研修の充実を初めとしまして、職員の意欲や適性を重視した人事管理等に取り組むとともに、風通しのよい職場環境の醸成や心身の健康管理等にも努めることとしております。

私たち部長も、知事とよく話し合いができていないんじゃないかということも以前言われたこともあるんですが、今、知事と部局長とのフリートキングというようなこともやらせていただいております。また、部局長から職員へのメッセージの発信などをしまして、役職や職場の壁を取り払って、自由に活発に意見交換ができるような環境づくりに努めているところであります。県職員みんな、宮崎県の発展あるいは県民福祉の向上という高い志を持ちまして、日々、業務に励んでおります。行財政改革の推進に当たりましても、その職員の思いというのが実現できるように、十分に配慮してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 私も、この宮崎に住みながら、いろいろな前知事との話は伺っておりました。職員の方々の対話というのがうまくいってなかったのかなという、うわさは聞いておりましたが、やはり意思疎通というものが非常に大事なものだ、特に組織においてはそこが非常に大事なポイントだと思っておりますので、知事におかれましては、御多忙かと思えますけれども、ぜひ継続していただけるようによろしく願いいたします。

続いて、労働関係についてお伺いしていき

と思います。

長引く不景気によって、企業側も人材育成に力を入れる余裕がなく、即戦力を求めるところが多いと思います。雇用の場において労働者の能力をはかる一つの目安になるのが、さまざまな資格だと思っています。その資格の中でも国家資格である技能検定制度というものがありますが、職種も約130種以上もあって、日本の伝統的な技術を守ってきた業種も数多くあります。この制度は、労働者の技能と地位の向上、そして技能習得意欲を増進させるなどを目的としております。これまで県のほうでも技能士育成について取り組んでこられていると思いますけれども、技能士育成の現状について、啓発の取り組みも含めて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 技能士につきましては、平成22年度末で県内で延べ3万4,127名の方がいらっしゃいますが、その育成は、ものづくりを初めとする本県産業を支える上で大変重要であると考えております。そのため県におきましては、県職業能力開発協会や県技能士会連合会と連携をいたしまして技能士の育成に取り組んでおり、高度な技能者の確保を図る取り組みとして、中堅技能者に対する短期訓練を行うほか、技能五輪全国大会への派遣などにより、技能水準の向上を支援しております。また、若年技能者のすそ野を広げるための取り組みとして、工業高校等において熟練技能者による技術指導を実施するとともに、若年者ものづくり競技大会への派遣などを行っているところであります。さらに、毎年、卓越した技能者の知事表彰を行うとともに、技能まつりや小中学生を対象にいたしました技能体験教室を開催することなどにより、技能者の社会的地位

の向上と技能を尊重する機運の醸成・啓発に努めているところであります。

○二見康之議員 ありがとうございます。

この件に関しては、私も調べたところ、さきの2月議会のときに横田議員が質問にて取り上げていらっしゃいまして、建築工事の入札状況について、元請業者の低価格での落札に対し、そのしわ寄せが下請になられる大工や左官などの業種の方々に来ているという御指摘がありました。私もそのようなお話も伺っております。啓発とかで支えるというのも確かに限界があるのかと思っております。こういった専門的技術を持っていらっしゃる方々がこの社会を支えているという部分を——先ほど3万何人いらっしゃるといふことでしたけれども、それも非常に大きな下支えになっていると思います。これからも十分に取り組んでいただければと考えております。

また、人材育成という点においては、学校教育の中でもさまざまな取り組みをしていらっしゃるということですが、子供たちの能力、可能性を育てていくことはとても大切なことですので、今後とも、こちらも継続のほうをよろしくお願いいたします。

ところで、この宮崎の地で育ててきた人材が、なかなかふるさとに定着または帰ってくるできない、都会のほうに流出している現状があります。私の周りでも、「希望する企業がない」「収入が少ない」など数多くの声が寄せられております。求職者の希望、雇用環境などさまざまな課題もあるかと思いますが、せっかく育ててきた人材が県内に定住せず外に出ていくことは、大きな問題であると考えております。今年度予算において、若者の地元への定着を図る特徴的な事業があれば教えていただきたい

と思います。商工観光労働部長お願いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 県におきましては、若年者の県内への就職促進を図るため、若年者就職支援推進事業において、県内の経済団体に対する求人枠の確保・拡大の要請や、ヤングJOBサポートみやぎきにおける就職相談等を実施しております。また、県内での就職を希望する若年者等と県内企業との出会いの場を提供するため、県内就職説明会開催事業におきまして県内就職説明会を実施するとともに、U・Iターン推進事業において、ふるさと宮崎人材バンクによるU・Iターン希望者と県内企業とのマッチングや、県外での「ふるさと就職説明会」を実施しております。

○二見康之議員 ありがとうございます。個別の政策を見ると、一つ一つは非常に大事なことだと思うんですけども、何となく全体的なつながりがなかなか見えてこないような気がするんですが、そのところもまた、私もこれからいろいろ考えていきたいと思います。

その中で、ふるさと就職説明会について、先日ちょっとお話を聞いたものですから、お伺いしたいと思います。昨年及びことしの県内外の就職説明会の開催状況について、同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） ふるさと就職説明会につきましては、これは県外の事業でございますが、東京、大阪、福岡の県外の3会場で開催しております。昨年度は県外で参加企業が57社、参加者が351名、今年度は4月から5月にかけて実施しており、53社、241名となっております。また、県内就職説明会につきましては、宮崎市を初めとする県内の6会場で開催しており、昨年度は合計で参加企業が220

社、参加者が1,424名となっております。なお、今年度は8月に開催する予定としております。

○二見康之議員 昨年、就職説明会に参加された方で、最終的に就職された方はどのくらいいらっしゃるのかお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 昨年度の就職説明会に参加され、参加企業に就職された方は、ふるさと就職説明会と県内就職説明会合わせて81名となっております。

○二見康之議員 そういったところを調査されているということは、アンケート調査等をしていらっしゃると思うんですけども、今後、参加企業や求職者の数がふえるように、また就職決定者の数がふえていくようにどのように取り組んでいらっしゃるのか、同じく商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） お話にありましたとおり、就職説明会の実施内容の評価、それから参加者の企業訪問状況等を把握するために、企業及び参加者に対してアンケートを実施しております。これによりますと、企業からは「大いに役立った」、参加者からは「満足している」などの回答も多くいただいておりますが、一方で、企業からは「参加者が少ない」、また参加者からも「もっと幅広い業種の企業に参加してほしい」などの御意見をいただいているところでございます。県といたしましては、これらの意見も踏まえ、就職説明会については県ホームページや新聞、テレビ等を活用した周知に努めますとともに、企業を訪問いたしまして、参加企業の掘り起こしに努めているところでございます。より多くの企業と求職者等に参加していただき、出会いの場を提供することによって、一人でも多くの就職につながりますよう、今後とも就職説明会の充実に努めて

まいりたいと考えております。

○二見康之議員 ありがとうございます。このふるさと就職説明会の目的というのは、参加企業者と求職者の方のいわゆる出会いの場というところに主眼が置かれているということですが、できるだけ宮崎に一人でも多く帰ってきていただけるように、また来ていただけるように、県としても強い気持ちを持ってもっと取り組んでいただければと、新しいもう一歩進めた施策もぜひ考えていただければというふうに思います。

続いて、エネルギー関係についてちょっとお伺いします。

3月11日の東日本大震災において福島原発事故が深刻な問題となっております。被災された方々のことを思えば、一刻も早い復興・解決を心から願うところであります。そして、このたびの出来事は、今後のエネルギー施策を議論する大事な機会になったと考えております。今回、新エネルギーの拠点づくり事業として、三鷹光器株式会社のビームダウン式集光装置の設置事業が提出されておりますが、「地元企業への技術移転等を促進する」と事業目的にあります。実用化、研究が成功するということが前提条件になると思いますが、事業費5,000万円を投じる大きな事業です。どのような分野の県内企業への波及効果が期待されるのか、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 新エネルギーの拠点づくり事業でございますけれども、この事業につきましては、最先端の研究開発でありますので、すぐに事業化に結びつくものではございませんが、光を集める装置については、水素製造や太陽光発電以外にも太陽熱発電など幅広く利用される可能性を持っております。した

がいまして、今後、鉄鋼や電気機械等を中心とした地元企業への技術移転や事業化が進めば、将来、量産化に向けた部品製造やシステムの設置工事など、県内産業に大きな効果があるものと期待しているところでございます。このほか、本県での水素製造の研究が順調に進むことにより、関連する産業界の関心は高まるものと考えておりまして、将来的には、水素を使った燃料電池関連企業の育成や誘致、あるいは県内の自動車部品関連産業の新たな事業展開などにつながるよう、産学官連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○二見康之議員 今回の事業は、集光装置の移転設置となっております。今後の研究等については、宮崎大学、新潟大学により進められていくということでお伺いしておりますが、以後の内容について県が関与しているところは明記されていません。しかし、この技術を宮崎に根づかせていくためには、やはり行政のサポートも必要だと思います。波及効果が期待される分野の企業に対し、これからどのような支援、取り組みを進めていかれるのか、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） まず、集光装置につきましては、宮崎大学への設置を進めるに当たり、地場の製造企業が多くメンバーとなっております。県の工業会など、県内産業界を含めた協議会を発足させまして、県内企業への理解促進を進めるとともに、部品製造技術やシステムの設置工事などの技術を学べる機会をつくっていきたいと考えております。また、水素製造や高効率の太陽光発電につきましては、最先端の研究開発として宮崎大学や新潟大学を中心に取り組んでいただくこととなりますが、これらの研究開発についても、県内企業が参画し

やすい環境を創出しまして、県内産業の発展に波及するよう、産学官で連携しながら推進してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 宮崎県は1回、リニアモーターカーの件で痛い目に遭っていると思いますので、今回は何とか成功していくように御祈念申し上げます。

続いて、省エネについてお伺いしたいと思います。

さきの2月議会を通過しました宮崎県環境計画ですけれども、さまざまな分野について網羅された大変素晴らしいものであると感心いたしました。その中で省エネについては間接的に、地球温暖化対策として二酸化炭素の排出・吸収を中心に構成していらっしゃる。確かにこれは環境問題の大きな流れとして取り組んでいかなければならないことだと思いますが、原発問題により、今は全国的に電気エネルギーに対する関心が高まっている時期だと感じます。やはり多くの方々の関心・意識が高いということは、取り組む政策についても反応も大きく、また高い結果・効果が見込めるかと思えます。この機会を最大限に生かすためにも、ひとつ節電に特化し、それを前面に打ち出していくときではないかというふうに思います。タイムリー、スピーディーに取り組むことが必要だと思いますが、今、県としてどのように節電に対し取り組み、県民に対してどう啓発していくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 節電を初めとする省エネルギーへの取り組みは、二酸化炭素削減対策として大変重要でありますので、お話にありました宮崎県環境計画において、地球温暖化防止対策の施策の一つとして位置づけ、啓発や実践活動に取り組んでいるところです。こ

のような中、東日本大震災を機に、県民の節電に対する関心が高まっておりますことから、今こそ国民、県民が心一つにして節電に取り組む必要があると考えております。県といたしましても、一事業者として新たな節電対策に取り組むことに加え、各種広報媒体を使った情報発信や、専門家を招いての省エネセミナーの充実など、県民の皆様への啓発を推進することによって、なお一層の二酸化炭素削減に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 この時期を逸することなく、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。また、こういうことはできるだけ簡単にといいますか、わかりやすく伝えることが大事だと思いますので、二酸化炭素削減のための節電ではなくて、節電のための取り組みというような、もっと具体的なところをそういった形で伝えていくことが大事じゃないかと思えます。

また、今の御答弁の中で、県として新たな節電対策に取り組むとおっしゃいましたが、これまでの取り組みに加えほかにございましたら、教えていただければと思います。環境森林部長お願いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 今回、県庁におきましては、昼休みの消灯などのこれまでの節電対策に加え、エレベーターの一部停止や執務室内での照明の15%以上の消灯、あるいはすべてのパソコンでのこれまで以上の省エネの徹底などに取り組むこととしております。また、これまでの毎週水曜日に加え、新たに金曜日を一斉消灯デーとし、午後6時以降の節電に努めているところであります。県といたしましては、このような取り組みを通じて、県民や事業者の皆様の方々の自主的な節電の取り組みが広がっていくことを期待しているところであります。

○二見康之議員 ありがとうございます。

県が率先して行動していくことによって、周りがそれに感化されていくと思いますし、またそのように期待しております。実は今の御答弁いただいたことにつきましては、先日、担当の方からもちよとお話を伺っておりました。こういう時期的なものがあったのかもしれませんが、この震災を受けて、早速、次の新しいことに取り組んでいかれているということをお伺って、私も心から感心したところでございました。しかし、何よりまた感銘を受けたのは、その担当の方が本当に楽しそうにお話をされていたことです。これまでの取り組みに加え、新たな努力目標、取り組みをつくるということは大変なことだと思います。あれはどうか、これはどうかと、そのときも本当に楽しそうにいろんな方法を思索され、考えておられ、話を聞いているうちに、いつの間にか、こちらのほうからそのことに対して何か協力できることはないかと考えたいような気持ちになっておりました。

またちよとここで、最後になると思うんですけども、もう一つ「論語」の一節を使わせていただきたいと思います。「之を知る者は之を好む者に如かず、之を好む者は之を楽しむ者に如かず」という言葉があります。あることを理解している人は、それを好きになった人にはかなわない。それを好きな人は、それを楽しんでいる人にはかなわないという意味です。知っているだけではなく、それが好きになる、そしてさらに楽しめるようになれば最高だと私も考えます。また、楽しそうな人の話は、また聞きたいなとか、また話したいなと思いますし、また楽しそうなことをしていれば、自分も一緒にやってみたいな、自分もやってみたいなと思う

ものです。知事が基本姿勢に掲げておられます「対話と協働」というところも、このことが一つのかぎになるのではないかというふうに個人的に考えておりました。

最後に、今回、初めての質問ということで、段取り、要領の悪い私のサポートを親身になって対応してくださいました担当の方々に対し心から感謝申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 日南市選出、高橋透でございます。

先月21日、ちょうど一月前でしたが、私の地元酒谷地区のある小さな集落で出身者が集うふるさと会がありました。遠くは東京、千葉、名古屋、愛媛などから帰省されてきて、中には40年あるいは50年ぶりに会うということもあって大変盛り上がりました。自己紹介をされる中で大変印象に残った言葉がございました。60歳弱の女性でしたが、「子供のころは家にアリがはって虫がいて貧しかったけど、それでも幸せだった」ということをおっしゃっていました。そしてもう一人男性の方、50代半ばの方でしたが、昭和30年代から40年代初めのころに小学時代を過ごした方ですので、まだ現金収入が定期的に入らなかった世帯が多かったと思うんです。「だから給食費が払えない。それについて母親が近所を回って工面をしていた。だから私はこの集落で育ててもらった。だから感謝している。だからこのふるさとを大事にしたい」ということをしんみりと私に話をしてくださって、昔は貧しかったけれども、それぞれがみんな助け合って支え合って頑張ってきた。いわゆるこの貧しかった経験が今日の日本の繁栄を築いてきたんだなというこ

とを考えさせられました。家族のきずなも地域のきずなも深かったんだなということを、改めてここで申し上げるところでございます。

翻って、あの未曾有の東日本大震災、今、日本は戦後最大の危機、国難にあります。福島原発事故でエネルギー政策の抜本的な見直し、節電も叫ばれます。効率や便利さ、豊かさを追求し続けてきた今日の社会、豊かさにブレーキをかけることができるのか、いささか心配をします。また、中央の政治は国民目線とほど遠く、党派を超えて難局を乗り越えようとする状況にはありません。我が宮崎県議会は、是々非々で議員が切磋琢磨をして、県民目線を失うことなく、党派を超えてこの県政の難局を乗り越えていこうではありませんか。まだ本県にはきずなが残る地域が数多く存在しています。地方から日本を再生する、宮崎から日本復興を発信していくことを申し上げて、質問に入ります。

まず、総合計画についてお伺いします。知事は、宮崎をどのような県にされようとしているのか。今、人と予算が限られて、選択と集中がますます必要になる中では、潜在する能力、強みを伸ばすことが大切です。あれもこれもではなく、本県の得意分野である農業に重点を置き、全国トップの農業県を目指すべきではないでしょうか。知事の見解を伺います。

後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県産業の方向性についてであります。本県産業の将来を考える上で、本県の強みを伸ばすという視点が非常に重要だと考えております。本県の産業を見ますと、農業産出額は全国第5位であります。また、生鮮カツオ(近海カツオ

一本釣り)漁獲量は全国1位、それからマグロの漁獲量が静岡に次いで全国第2位となっております。高い食料供給能力を誇っております。高い食料供給能力を誇っております。食料品製造業も盛んとなっております。したがって、農林水産業を含む食料関連産業は、将来にわたって本県経済を牽引できる大きな可能性を持っていると考えております。その可能性をぜひとも実現していきたいと考えております。

また、世界的な人口増加、あるいは食の安全・安心に対する関心が高まる中で、時代のニーズにこたえる総合的な食料供給産業をこの宮崎県でつくりたいという思いから、アクションプログラムの中でも重点プログラムの一つとして「フードビジネス展開プログラム」を掲げたところであります。農水産物の生産拡大はもちろんであります。豊富な農産物・水産資源を加工することによる高付加価値化、さらには流通・販売も含めた食の総合産業化を図りまして、「食の王国みやざき」の確立に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○高橋 透議員 ありがとうございます。

東日本大震災によって、東日本の農業生産量・出荷額ともに低下をしていくと思うんです。福島原発の風評被害も重なって非常に深刻な問題でございます。東日本の経済が今後落ち込む分、西日本、この九州が頑張らなくてはならないということをしっかり確認する必要があると思います。特に農業に至っては、この九州が、おっしゃいましたように日本の食料供給基地に、絶対間違いなくなると思うんです。作物によっては、宮崎は2~3回作付できるものもあるんです。そういう優位性もありますから、ぜひ本県が日本一の農業県となるようなアクション

ンプランを期待したいと思います。

次に、太陽光発電について、私も質問します。原発の代替エネルギー、今脚光を浴びているメガソーラーですが、これまでの質問でもございましたように、発電効率が低いんです。だから、より発電量を大きくするためには広大な敷地を要します。そういった課題がありますが、本県としても今後、メガソーラーを推進していけるのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、このメガソーラーは、大きな面積を要するというところとか、発電効率あるいは採算性の問題で課題があるということも認識をしているところでありまして、これまで本県で実現しているものにつきましては、工場の屋根でありますとかリニア実験施設など、余り活用されることのないスペースを有効利用しようと、そういう形で進めておるところであります。原発の代替エネルギーという話がございましたが、今、原発が発電全体の約3割を占めている、自然エネルギーが1%という状況であります。これを一気に代替ということではありませんが、メガソーラーにつきましては次世代のエネルギーのあり方を示す一つの有力な選択肢ということで考えております。新たな意味での「太陽と緑の国」を目指す本県、この日照条件を生かしながら、新エネルギーの開発につきましても宮崎ならではの貢献ができるのではないかと、そういう思いで、今後ともその特性を勘案しながら、例えば遊休地の有効活用などさまざまな可能性を検討しながら推進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 おおむね知事のお考えは同意できるんですが、ただ、遊休地の活用というのはちょっと疑問があります。幾ら耕作放棄地がふえているといえども、田畑には作物をつくる

活用をすべきだ。先ほど食料基地として頑張ろうという確認をし合ったばかりですが、太陽光発電、スケールメリットはないわけですよね。だから、冒頭知事が答弁でおっしゃいましたように、工場の屋根とか、いわゆる小型分散型、それこそ今議会でも提案されている発電システム導入事業、これをずっと継続していく。そういうことを、今年度、単年度事業じゃなくて、来年度もその後も——そういうお気持ちはないでしょうか。知事、答弁をお願いします。

○知事（河野俊嗣君） はい、そのように考えておるところでございます。県では、住宅用の太陽光発電システムの普及拡大を図るということで、平成21年度にこの補助事業を創設しております。21年度には1億5,000万、22年度には2億5,000万の予算措置を行いまして、これまでに3,892件の補助を行っているところであります。今議会に約2億円の予算をお願いしているところであります。太陽光を初めとする自然エネルギーについては、今回の東日本大震災を契機としましてエネルギー政策全体が見直されている中で、積極的に推進していくべきではないかという議論が、国においてなされているところであります。こういった住宅用太陽光発電の導入支援のあり方につきましては、これまでの議論、また実績というものをしっかり踏まえるとともに、今後のシステム価格の動向、余剰電力の買い取り価格、さらには国からの財政支援などを見きわめながら、補助制度というものを含めて検討してまいりたい、推進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。

宮崎が持つポテンシャル（潜在能力）、たくさんあります。その一つが先ほど申し上げました農業であります。ピーマン、キュウリ、ホウ

レンソウ、里芋は生産量日本一、口蹄疫の被害を受ける前の平成20年は、肉用牛飼育頭数、肉用牛農家数も全国1位でありました。ほかにも日本一があります。人口10万人当たりパチンコ台数、ユニクロ店舗数であります。一方で誇れないワースト1位があります。鉄道旅客輸送量、きのうも議場でございました研修医比率、研修医数、若年医師比率、全国最下位でございます。ワースト1位ではありませんが、ワースト上位にあるものが、県民所得、完全失業率、自己破産、離婚率など、それと人工死産率も宮崎は高いんです。こういった悩みや不安に結びつくと思われる要素が、残念ながら本県は上位を占めております。そこで自殺対策について伺いするわけですが、平成19年に394人、これまで最多の自殺者を出して、自殺死亡率は34.6で全国ワースト2位でありました。この間の本県の自殺者の推移と、宮崎県自殺対策行動計画によりますと平成24年に自殺者数を300人以下にするとありますが、その見込みについて関係部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（土持正弘君） ただいまお話がございましたとおり、平成21年に策定いたしました宮崎県自殺対策行動計画で、平成24年における自殺者数を300人以下とするという目標を定めております。厚生労働省の統計でございますが、本県の自殺者数は、平成19年の394人をピークに、その後3年連続で減少いたしており、平成22年は307名でございまして、着実に目標に近づきつつあるというふうに考えております。

○高橋 透議員 だからといって24年に間違いなく300人以下になるかどうかわからないわけで、しっかりと対策をお願いするわけですが…

各保健所の自殺者も気になるところであります。ひところ西諸地域が自殺死亡率が高いということで話題になりましたが、各保健所の自殺者数はどうなっているのか。今申し上げました西諸の自殺率、状況について教えてください。

○福祉保健部長（土持正弘君） これは平成21年の厚生労働省の統計ということになりますけれども、お話のございました平成17年と比べて自殺者数が大きく増加している地域でございますが、高千穂保健所管内と小林保健所管内でございます。小林保健所管内につきましては、一時、市町村等の努力もございまして自殺者数としては減ったのでございますけれども、再度増加をしております、そういう結果になっている状況でございます。

○高橋 透議員 自殺に関する相談窓口、数年前はかなり指摘をされた窓口の状況だったんですが、努力によってかなり改善されてきました。まだ24時間までは体制ができていませんが、相談窓口の状況について、福祉保健部長、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の自殺相談窓口といたしましては、平成19年からNPO法人が自殺防止電話を開設しております。現在は、日曜日、水曜日及び金曜日の午後8時から11時まで相談を受け付けております。また、本年3月からでございますが、宮崎県看護協会、宮崎県臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士会に委託いたしまして、NPO法人が相談を受け付けていない曜日の午後7時から11時まで、新たな自殺防止電話「ライフネット宮崎」を開設いたしたところでございます。これによりまして、一部の時間帯を除き年間を通じて相談できる体制が整ったということになります。

また、自殺専用の相談窓口ではございませんけれども、平日の午前9時から午後7時までにつきましては、精神保健福祉センターの「こころの電話」においても相談を受け付けているところでございます。

○高橋 透議員 かなり努力をされているということがうかがえます。あとは早朝の時間帯とか深夜そういう課題が残っていますが、今後ともいろんな機関とも連携していただいて改善をお願いしたいと思っています。

警察本部の統計によりますと、自殺の原因・動機、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順となっております。さらに詳しい原因を調べてみますと、体の病気、うつ病、多重債務となっております。そこでお尋ねするわけですが、生活福祉資金という制度がございます。その貸付状況はどうなっているのか、福祉保健部長、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 生活福祉資金貸付制度につきましては、厳しい雇用経済情勢に対応するために、平成21年10月に連帯保証人要件の変更とか貸付利率の引き下げなどの貸付条件の緩和が図られたところがございます。この結果、平成22年度の生活福祉資金の貸付状況は、貸付件数837件、貸付金額4億6,000万円余りとなりまして、制度改正前の平成20年度と比較いたしますと、貸付件数は9倍、貸付金額は約4.4倍ということになっております。

○高橋 透議員 制度改正がいろいろと不評だったんですね、保証人を書かにかいかんということで借りにくい。そういうこともあって改善されたわけですが、かなり件数がふえ、額もふえた。問題は、貸した金は返してもらわにかいかんわけで、返済が滞ることがないような取り組みもされているとは思いますが、回

収は大丈夫なのか、その辺をひとつ教えてください。

○福祉保健部長（土持正弘君） 制度改正による貸付件数等の増加に伴いまして、御指摘のとおり、今後、滞納者の増加ということが懸念されるところでございます。このため、実施主体であります県社会福祉協議会のほうでは、返済が滞らないように、借受者に対しまして償還計画等について必要な助言等に努めているところでございます。県といたしましても、生活福祉資金の適正な管理・運営が図られるよう、県社会福祉協議会に対しまして適宜、必要な助言・指導等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 よろしくをお願いします。

生活福祉資金制度、この制度で救済をされない、いわゆる借りられない方がいらっしゃると思うんです。そういう多重債務者がいらっしゃると思います。いわゆる所得制限がありますね。新たな貸付制度が別途必要じゃないかと思いますが、県の考え方について、関係部長、県民政策部長でしょうか、よろしくをお願いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 多重債務問題につきましては、任意整理あるいは個人再生手続等の債務整理により解決することができるものと考えておりまして、1人で悩まずに、まずは関係機関に相談していただくことが重要であると考えているところでございます。このため県では、消費生活センターにおきまして多重債務者からの深刻な悩みを聞く中で、債務整理や生活再生に向けた助言に努めますとともに、相談窓口があることの周知などの啓発に取り組んでいるところでございます。

なお、多重債務者向けの貸付制度につきまし

では、借入れや返済に対するモラルハザード発生の危険性に加えまして、公平性という観点などから、一般県民の理解が得られるかどうか、さまざまな問題があると考えております。したがって、県として取り組むべきかどうか十分研究する必要があると考えております。

○高橋 透議員 相談、そして指導・助言を受ける。これで解決できない。それはなぜかという、いわゆる救済する制度がないわけです。今の答弁では、今後研究したいということでありましたが、そのことも今後いろいろと議論させていただきたいと思っております。

ひところ交通戦争と言われて、毎年1万人亡くなっていた時代がありました。1万人というのは24時間以内に亡くなる死亡者数だったと思っております。1年間に交通事故で死んだ数は昭和45年ごろは2万2,000人近くいらっしゃったみたいですね。今それがぐっと減りました。今、24時間以内に亡くなる方は5,000人切りましたよね。交通死亡事故対策——警察の努力もあったと思っております。私の近所にも駐在所がございまして、夕方、人だかりがあるものだから何だろうかと思ったら、自治会長とか交通指導員が一々車をとめて交通安全対策をやっているんです。1年のうちに何回かこの光景を見るんですが、そのほかにも高齢者団体等が安全パトロールでやってくださいますし、もちろん保護者も出ています。けさも出ていらっしゃいました。そういう意味では交通死亡事故対策、地域総ぐるみでやっていらっしゃるんです。そこが自殺対策との違いの一つかなと考えたりします。今後、自殺対策について——大事なことです。宮崎県としてどう本気で取り組まれるのか、知事に答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 大変残念な自殺者数に

直面をいたしまして、本県としましてもさまざまな対策に、市町村なりと連携をしながら取り組んできたところであります。今、御指摘のありましたように、自殺というもの、うつ病などの健康問題でありますとか、多重債務、事業不振などの経済問題、さまざまな要因が複雑に絡み合っているものであります。県では、私が本部長を務めております宮崎県自殺対策推進本部と、保健、福祉、医療、教育、労働等の民間団体等から成る宮崎県自殺対策推進協議会が連携いたしまして、総合的な自殺対策に取り組んでまいりました。新たなアクションプランにおきましても「自殺のない地域社会づくり」を重点項目としておるところであります。議員が冒頭おっしゃいました、家庭や職場、地域でのきずなを深めること、これも大変重要であると考えております。そのきずなを深めることによりまして、身近な人の自殺のサインや心身の不調に気づいていく、そして相談支援などの自殺予防につなげるなど、県民一人一人がその対策に取り組む、これが大変重要であると考えております。今後とも、NPOなどの民間団体、また市町村とも連携しながら、1人でも多くの県民のとうとい命を救うために全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 自殺対策、本当に重要な課題だというふうに思います。それと、参考のためにいま一度申し上げますが、次に自殺行動計画をつくられるときには、300人という数字はぜひ出さないようにしてください。人の死に数をつけるというのはそぐわないと、前にも何回も言っていますが、御検討をお願いしたいと思っております。

次に移りますが、防災対策です。

いわゆるアクションプラン、総合計画にあり

ますが、重点指標になっています緊急輸送道路の防災対策、今回も質問に出ています。私は、新聞に出ていたので気になって質問するわけですが、進捗率が今42.6%ですね。これを26年には50%に引き上げるといふ計画見通し。その見通しについて、まず知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のありました緊急輸送道路であります。災害時における救急救命活動を支えまして、被災地の応急復旧や物資の輸送に不可欠な道路となっております。今回の東日本大震災におきましても、その重要性というものが改めて認識をなされたところであります。県ではこれまで、緊急輸送道路の機能強化を図るために、橋梁の耐震化でありますとか、落石防止などの防災対策を積極的に進めてきたところであります。今後さらに重点的に整備を図りまして、アクションプランの目標を確実に達成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 進捗率の目標50%というのは、素人感覚で目標値としては低いんじゃないかと思ったわけで、災害時における緊急輸送道路でありますから最優先して整備が急がれるべきだというふうに思っております。聞いておりますと、中山間地域の未整備の箇所が多いということのようですが、今後、緊急輸送道路の確保についてどのような対策をとっていかれるのか、県土整備部長お願いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 緊急輸送道路内の防災対策が必要な箇所は985カ所と非常に多いことから、すべてを整備するまでには多くの時間と費用を要する状況でございます。このため今後の防災対策につきましては、主な都市間や重要港湾、空港を連絡する第1次緊急輸送道

路におきまして、引き続き優先的な整備を進めることとしております。特に橋梁につきましても、地震により被災した場合に復旧が長期化することから、耐震補強を早期に完了させたいと考えております。

なお、東日本大震災では、「くしの歯作戦」と呼ばれる救援ルートの応急復旧が短期間で行われたところでありますが、本県においても、地震や津波などによる大規模災害が発生した場合には、国や市町村と一体となりまして、緊急輸送道路の応急復旧を最優先に、被災地へ向けた救援ルートの確保に全力で取り組みたいと考えております。

○高橋 透議員 ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

自主防災組織についてちょっと触れてまいりますが、これは市町村によってカウントの仕方が違っておるようであります。定義等の違いがあるようであります。例えば、自治会に加入していない世帯、最近ふえて問題となっているわけですが、自治会未加入世帯まで網羅する集落が自主防災組織としてあれば、その未加入世帯もカウントしている、そういうことなんですよね。自主防災組織率を引き上げることは大事なことなんです。その前に自治会の加入をしっかりとっておかないと、いざというときに自主防災組織が機能しないこともあるわけで、地域力をつけてきずなを育てる、このことが大変重要であります。その対策にどう取り組まれていくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） まず、自主防災組織率であります。平成21年度末現在で63.5%となっております。これをまずは70%まで向上させたい——当面の目標であります。東日本大震災におきましても、日ごろからの訓練に基づいて集

団で避難することにより犠牲者がなかった地区もあるということで、この自主防災組織、防災上の自助・共助・公助という場合の共助の非常に重要な役割を果たすものであると考えておりました。少しでも高い組織率を目指して取り組んでまいりたい。市町村長との会議におきましても私から直接要請をいたしましたし、県の担当職員が沿岸部の全市町を訪問しまして、それぞれの首長と自主防災組織向上のための取り組みにつきまして意見交換を行い、進捗に取り組んでおるところでございます。さまざまな啓発活動を行うとともに、防災用の資機材を提供する、そのような支援を行うなどして、防災力の向上、組織率の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

御指摘のありましたように、地域力を高めることが組織率の向上にも非常に結びつくものであると考えております。今回のアクションプログラムの中では、計画全般にわたる横断的な取り組みとしまして「地域有縁システムの構築」を掲げたところでありまして、それぞれのプログラムの中で、地域防災力の向上でありますとか、福祉、保健、介護、医療さまざまな分野で郷土に対する誇り、愛着をはぐくむ教育などを掲げておるところでございます。県民の皆様、市町村、企業・団体等とも連携をしながら地域力の強化に努めていく、その過程で防災力の向上をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 地域力を高めるという方法の一つに、社会教育をいま一度地域に根差して広げていくことが大事ではないかというふうに思いますが、社会教育のあり方について、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 近年、核家族化、少

子高齢化、それから価値観の多様化などによりまして地域力が低下しているという懸念の声がございますけれども、この地域力を高めるためには、御所見のとおり、地域の人材を育成して住民の連帯意識を向上させる社会教育の充実が大変重要であると考えております。県教育委員会といたしましては、これまで市町村と連携を図りながら、公民館や子供会、婦人会などの社会教育関係団体の活動支援を行ってきているところであります。今後も引き続き、これらの活動を支援してまいりますとともに、学識経験者や社会教育関係者等から構成される県の社会教育委員会の中で御提言をいただきながら、さらなる社会教育の施策の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 社会教育のいろんな施策等は今、教育長がおっしゃいまして、文章づらではあるんですが、社会教育、なかなか現場で生きていない現実があります。最近、学力向上がやけに声高らかに叫ばれています。しかも上のほうばかり向いて学力を伸ばそう伸ばそうとしている、そう感じるの私だけかもしれませんが……。できる子はほっておいてもできるんです。教育環境に恵まれていない子供、あるいはハンディを持つ子供、いわゆる低いところを伸ばす教育が公教育、公の仕事だと思っております。極端な言い方をするかもしれませんが、現代社会は、常識が通用しない、せからしい、そういう世の中になったというふうに言われております。この社会教育——ちょっとおかしいんですけど、常識を学ぶ手段として今後ぜひしっかりと力を発揮していただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、特別支援教育の関係で質問を続けますが、県立高等学校に生活支援員が配置をされて

います。本当に全国に先駆けて、宮崎は特別支援教育、生活支援員制度を取り入れて頑張ってもらっています。ところが非常勤なんです。非常勤の働き方で十分な対応ができているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校の生活支援員は、身体に障がいのある生徒が必要な教育課程を円滑に履修できるように、移動や授業の準備、それから要約筆記等の支援を行うために県独自の措置として配置してきたものであります。本年度は県内8校において16名の非常勤職員が生徒の支援を行っているところであります。この生活支援員の支援に加え、例えば課外授業や登下校の補助等につきましては、教師や友人等の協力により各学校で対応しているところであります。このような触れ合いの中でお互いの理解やきずなが深まる姿が見られたり、支援の輪が広がるなど、共生社会の実現につながる幅広い教育効果も見られております。このような取り組みのもとに、これまで3名の生徒が卒業いたしておりますが、全員が希望する進路に進んでおりまして、本人の夢の実現へ向けての支援ができていますものと考えております。

○高橋 透議員 今の教育長の答弁を聞きますと、いわゆる非常勤の1日の勤務時間は6時間ですよね。6時間では足りないから、教師とか友人が生活支援員にかわってお世話をしているということだと聞き取りましたが、一方で、教師の負担になっているんじゃないかということ。それと、こういう話も聞きます。トイレに行く際に、友達だったら嫌だよということもあるらしいんです。やっぱり専門の生活支援員じゃないと嫌だという子もおるらしくて、ニーズがあると。高校は義務教育と違って学校にい

る時間が長くなります。だから6時間じゃ足りないんです。一気に正規職員化せよとは言いませんが、非常勤にかわる、6時間を超えて生活支援員が配置できる体制はとれないのか、いま一度教育長に答弁をお願いします。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校の生活支援員につきましては、その業務が学校生活における介助や学習活動の支援でありますことから、非常勤職員として対応しているところであります。また本年度から、公立高等学校につきましても国による地方財政措置が講じられたところでもありますけれども、この措置につきましても、市町村の公立小中学校における特別支援教育支援員と同じく、非常勤職員として措置される見込みであります。御質問にありましたような実態につきましては、これを常勤化すればという御指摘かと思えますけれども、今のような事情がありまして、生徒とか教職員の方々の御負担を一部おかりせざるを得ないという場面もあります。ただ、御指摘の点は十分受けとめて、現場において十分な対応が図られるように今後とも研究してまいりたいと思えます。

○高橋 透議員 現場において対応を余りやられると負担になりますから、現場の負担にもならない、そこに通う子供が安心して学校生活を送れる生活支援員の配置の仕方を、いま一度研究、検討なさっていただくようお願いしたいと思います。

次に、県立高等学校のバリアフリー化の状況、そして整備計画はどうなっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校のバリアフリー化につきましては、これまで玄関や体育館までの経路の段差解消や多目的トイレの設置に取り組んできたところであり、これらにつ

きましては、閉校予定の学校等を除き、整備をほぼ完了したところであります。また、階段での移動が困難な障がいのある生徒への支援といったしましては、入学が決定した段階で手すりの設置や既存トイレの改修などの施設面での整備を行うとともに、教室の配置がえや職員等による介助などの学校運営面での体制も整えることで対応してきているところであります。それでも学校生活に支障を来す場合には、必要に応じてエレベーターの設置に努めてきているところであります。以上であります。

○高橋 透議員 最後のエレベーターの設置なんですけれども、ちょっと資料を取り寄せてみましたら、まだ少ないんですよ。延岡にあります。小林にあります。都城にあります。宮崎には3校もあります。私の住む県南、あるいは児湯・西都、日向とかそういうところにぜひ、まずは1校ずつは整備いただきたい。23年の4月から新しくなりました振徳高等学校、聞いてみたら、校舎が3棟あって、その1棟にエレベーターの枠があるという話じゃないですか。聞きますと、入学してからつくりますよと、そういう段取りになっているらしいですけど、入学する前に整備をしておくことが、障がいを持つ子供たちの目標になるんです。あそこに入るために頑張ろうということなんです。まず受け皿をきちっとつくってください。そういう対象者が入ってくるから整備を始めようじゃなくて。県南だけじゃなくて、西都・児湯、日向、ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回の大震災、津波の関係で関連してお聞きするわけですが、日南くろしお支援学校、海のそばにあります。あるいは赤江とか土々呂とか海岸端に近いわけなんですけれども、こう

いったところの津波対策はどうなっているんでしょうか、教育長にお尋ねします。

○教育長(渡辺義人君) 各学校におきましては、津波対策も含めた防災体制につきまして、現在、市町村や消防署等の関係機関の意見を踏まえながら、それぞれの学校の実情に応じた危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施など、多面的な視点から検証に取り組んでいるところであります。特に津波の被害が想定される特別支援学校におきましては、肢体不自由や知的障がいなど、子供たち一人一人の障がいの状態に配慮いたしまして、迅速かつ安全に高台等へ避難することが最も重要であります。このため、車いすの移動やパニックへの対応などを適切に行うことができるように、教職員の役割や手法を含め、避難体制の確立に向けた取り組みを進めているところであります。また、津波などの自然災害は、登下校や校外学習時など、いつ、どこで発生し児童生徒が遭遇するとも限りませんことから、スクールバス運行時の対応や、保護者、医療機関等への緊急連絡体制など、よりきめ細かな対策の構築に取り組んでいるところであります。

※
なお、議員の地元の日南の油津支援学校につきましては、これまで避難訓練を2回実施しておりまして、もう1回今月中にやるということで、3回にわたって避難訓練を実施あるいは計画しているということであります。以上です。

○高橋 透議員 万全な対応をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと前後して申しわけないんですけど、先ほどのバリアフリー化の関係で、今、保護者は、障がいがあっても何とか普通の学校に出たいという希望がだんだん強くなっています。御存じのとおりだと思います。特別支援学校に

高等部がいよいよ完全に配置されるわけですが、高等部——知らない方が多いと思うんですが、高等学校卒業資格がすべて取れるわけじゃないんです。日南くろしお支援学校の高等部は中学卒なんです。教育課程じゃないんです。そういうこともあって、ハード面と、今申し上げた特別支援学校の教育課程の配置、後ほどまた話を出しますけれども、そういう保護者のニーズが物すごく高まっている、そのこともしっかり受けとめていただきたいと思います。

次に、障害者差別禁止条例について、知事の認識をお伺いしますが、2006年12月に国連総会において障害者権利条約というのが採択されました。この条約において、障がいのある人に特別な権利を創設するのではなく、一般との格差を埋め、実質的な人権の平等を確保する責任が確認をされました。既にアメリカ、韓国、EU諸国など30以上の国が障がいのある人への差別を法律で禁止しております。社会が障がい者を社会の一員として認めている条約を、日本政府はまだ批准をしておりません。今、日本で差別を定義したり、差別を禁止する法律はありませんが、国内での差別をなくす条例制定の動きがあります。2006年10月に、まず千葉県が差別禁止条例を制定しました。その後、北海道、岩手、さいたま市で成立しております。さらに、熊本とか沖縄ではその条例の制定の動きがあると聞きますが、障害者差別禁止条例について、知事の御認識をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） まず、基本的なスタンスといたしまして、障がいのある方が、障がいを理由として差別されることなく、個人の尊厳が配慮され、住みなれた地域で社会の一員として自立して生活できる社会づくりというものが大変重要であると考えております。このような

社会づくりを進めるために、国においては、今、御紹介のありました障害者権利条約の批准に向けた法整備の一つといたしまして、障害者差別禁止法案の平成25年通常国会への提出を目指し、昨年11月から障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会におきまして具体的な検討が進められているところであります。また、今国会に提出されました「障害者基本法の一部を改正する法律案」では、「差別の禁止」という新たな条項が設けられまして、「社会的障壁の除去のための合理的な配慮がなされなければならない」という規定がなされたところであります。本県としましては、このような国の法制定に向けた具体的な動きが進んでおるところでございますから、こういった動きというものを引き続き注視してまいり、制定された暁には、しかるべき役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 今の知事の御答弁によると、国の動向を見てからということでありますから、ちょっと物足りない部分もありますが、またこの点についてはおいおい申し上げていきたいというふうに思います。

次に、医療・福祉対策でありますけれども、介護支援待機者が多いということで非常に問題化した時期もありましたが、今でも待機者はいらっしゃいますね。県としてどう考えていらっしゃるのか、本県の特別養護老人ホームの待機者について、福祉保健部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（土持正弘君） 申込者への対応についてでございますけれども、これまで、特別養護老人ホームに併設されておりますショートステイ床の定床化、それから介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用いたしました認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老

人ホームの整備等に努めているところでございます。また、在宅での生活を支援するため、デイサービスや訪問介護等の利用促進にも努めているところでございます。さらに、平成24年度からの第5期介護保険事業支援計画の策定を行うわけでございますけれども、これら申込者の状況、現状等を踏まえた取り組みにつきまして、市町村とも十分協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 この件については次の機会に移したいと思っております。

看護師確保対策、昨日も出ていましたが、まず、県立病院の看護師の確保についてお尋ねしていきます。平成22年度の県立病院の看護師採用試験、採用予定者数50名に対して44名しか合格していません。その原因について伺いたいと思っております。

○病院局長（甲斐景早文君） 昨年度の看護師採用試験におきましては、御指摘のとおり、50名の採用予定に対し応募者が68名と少なく、県立病院の看護師として必要な能力を勘案した結果、予定数どおりの採用は困難であったものであります。この主な要因は、最近の全国的な看護師需要の増加等にあると認識しておりますが、そのような中でも、県立病院の看護師を確保するためには採用試験応募者をふやしていく必要があります。このため今年度は、従来のナースガイダンスや県立病院での就業体験であるインターンシップ事業に加えまして、大学や看護専門学校など県内の看護師養成施設へのPRの強化等に取り組んでいるところであります。

なお、昨年度は、別途病院局で実施しております経験看護師採用試験において、予定数10名を上回る15名を採用したことから、必要な看護

師数については確保しているところであります。

○高橋 透議員 50名に対して44名、しかし、1人辞退が出たらしいですね。だから43名だったというふうに聞きます。その分は経験者枠で、これも当初10名だったのが15名にふやされたみたいですね。それで何とかカバーをしたということですけど。この経験者枠をもっとふやすことにはならないんでしょうか。あるいは、今度の採用試験は東京でされるというようなことも新聞で読みましたが、その辺少し詳しく説明いただくと……。病院局長にお願いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 毎年の採用者数につきましては、それぞれその年度の退職者の状況を勘案したり、現在の職員の年齢構成も勘案しながら、将来の人事管理までできるように、そういったことまで考慮しながら当面の看護師の確保を含めた対応をやっているところでございます。特に昨年は、経験看護師の採用、御指摘のとおり10名予定のところを15名としたんですが、非常に優秀な看護師が確保できたということもありました。さらに、人事委員会の試験の採用が下回ったということもありますし、また年齢構成あたりから考えても非常に将来的にもプラスになる採用であるということから行ったところでございます。それに加えまして、御指摘のとおり、ことしから東京で行いますけれども、県外での看護職の方から、地域で、ふるさとで貢献したい、そういうような意向を相当感じ取ったものでございますから、そういったニーズに合わせた形で、今回の試験場所として東京を準備するというものでございます。

○高橋 透議員 一長一短あると思うんです。経験者枠をふやすと新卒者の間口が狭くなっ

ちやう、そういうこともあったりして、バランスも必要かなと思います。経験者枠、即戦力ですから、今回の取り組みは大変いい取り組みだと思いますので、この経験者枠、何とかカバーできるような工夫をしていただきたいと思います。

次に、きのうもございましたが、看護師の充足率、新聞でもありました。県内の医療機関、福祉施設の看護職の充足率95.3%らしいです。もっと具体的に、県内の看護師を養成する学校、看護大、宮大、高等学校あります。その中の準看護師を除く県内の定着率——民間あるいは国公立病院へ行くと思うんですが、その就職状況について、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 平成23年3月卒業の看護師の状況でございます。就職者が623名、そのうち県内が315名、県外が308名で、県内就職率が50.6%となっております。また、県内就職者315名のうち、国公立病院に就職した者が81名、民間病院に就職した者が234名となっております。

○高橋 透議員 先ほど私は、宮崎県の全国での順位を並べて申し上げましたが、1つだけ言い忘れていました。全国ワースト上位にあるものがありました。看護師の平均給与、宮崎は下から2番目です。こういったところも優秀な看護師が宮崎に定着しない要因になっているのではないかと、その辺はどう分析されていますか。福祉保健部長、御答弁ください。

○福祉保健部長（土持正弘君） 私どもも、県外に就職されました看護師さん等から、県外を選択するに当たって優先的に考慮した理由等を聞いておりますが、「給与、勤務条件、福利厚生などの労働条件」とか「卒後教育の充実」、また「目指す専門分野で、看護師として学校で

の学びを生かせるか」などとなっております。看護師の給与水準が就職先を決定する際の大きな要因の一つではないかと思っております。

議員のお話にございましたが、決まって支給する現金支給額は、本県が27万3,700円、全国平均が32万1,900円ということでございます。平均年齢で本県が33.9歳、全国が37.5歳でございますので、それをどう解釈するかということもございまして、統計上の数字といたしましては、おっしゃったような状況でございます。

○高橋 透議員 宮崎の看護師の平均年齢が低いとおっしゃってましたね、若いと。これは裏返せばやめているんです。やめざるを得ない何かがあると思います。その辺はまたおいおい、時間がありませんから次回に移したいと思います。

次に、農林水産業の振興に移りますが、地産地消対策をかなり本県も取り組んできました。これまでやってきた取り組みの中で特に成果があったものについて、関係部長に答弁を求めます。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県では、県内における県産材の需要拡大を図るため、県産材の利用促進やPRに努めてきました。具体的な取り組みとしましては、マイホーム建築を予定している県民の方々を対象に、県産杉の柱81本プレゼントを実施し、県産材の県内での需要拡大につなげてきたところです。また、木材のよさをPRするイベントである「宮崎やまんかん祭り」の開催を通して、県民が木材に親しむ機会を創出し、平成19年から4年間で5万人以上の来場者があったところです。これらの取り組みによる成果を数値的に把握することは難しい面もありますが、平成22年の新設住宅着工戸数

の木造率は、全国平均の57%に比べて、本県は13ポイント高い70%となっており、一定の成果が上がっているものと考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県ではこれまで、「みやぎきの食と農を考える県民会議」が主体となりまして、「いただきます」からはじめよう！みやぎきの健全な食生活」を基本目標として、地産地消、食育と一体的に推進してまいりました。具体的な成果といたしましては、1,300名を超えるボランティアの地産地消推進協力員や、地域活動の核として育成した食育推進リーダーによる食文化継承、また農業体験学習など地域に根差した活動が広がるとともに、とれたての地場産物を地域や都市住民に提供する農産物直売所の増加や、学校給食における地場産物の使用率の増加、全国最多となった県内の小中学校等における「弁当の日」の取り組みなど、地産地消や食育は、家庭や学校、地域等において着実に浸透してきていると考えております。

○高橋 透議員 その地産地消について、今後どんな取り組みを施策の中でやっていくのか、それぞれ関係部長に答弁を求めます。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 昨年10月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、これを踏まえ県では、11月に「県産材利用推進に関する基本方針」を改正し、公共建築物における現在の木造率約15%を10年後に倍増する目標を掲げたところであります。今後は、この法律や基本方針に基づき、県はもとより市町村、民間を含めて、公共建築物における県産材の利用促進を積極的に図ってまいりたいと考えております。

また、森林資源の充実に伴い増加が見込まれる杉等の県産大径材を積極的に活用した「みや

ぎきの家」づくりに対する支援や、子供から大人まで、木のよさやその利用の意義を学ぶ「木育」の取り組みを通じて、県産材の利用推進を図ってまいりたいと考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県における地産地消の今後の取り組みにつきましては、全国トップクラスの食料供給県としての特色を生かし、県民の皆様が自発的に参画する活動の輪を広げていくことが大切であると考えております。このため、今後、特に力を入れる施策といたしまして、現在推進しております学校給食における地場産物の活用に加え、新たに医療・福祉分野等への安定供給体制づくりに取り組むとともに、地域の伝統的な食材や郷土料理など「食」を生かした活性化資源の創出、さらには民間企業との連携による加工用原料などの県内需要の開拓・拡大を図る取り組みなど、これまでの県民運動とあわせまして、「食の宝庫みやぎ」を実感できる地産地消の取り組みを展開してまいりたいと思います。

○高橋 透議員 今、最後に加工用原料のお話もされましたが、私はふだん、ペットボトルは買わないんですけども、きのうたまたま、いただき過ぎまして、お茶を買いに行きました。ちょうど議会棟の2階の新みやぎきの前の自販機でしたが、お茶が出てきましたら「静岡県産茶葉100%使用」とあるんです。メーカーはダイドードリンコでありました。話を聞きますと、県外の自販機については、できるだけ宮崎県産の飲料水を入れてくれというふうにはお願いはしてありますけど、なかなか実現していないのが現実らしいんです。これは徹底した入札制度がこうさせていると思うんです。どうしても貸付料ですか、この部分で大手に負けちゃうんです。地場の例えばサンAジュースとか。なかなか

か気づかれないと思いますが、サンAジュースは公の施設からどんどんなくなっているはずで、私は、そういう苦情も聞いたことがあります。これはほんの一例ですけれども、こんなところからでも地産地消というのは崩れているんです。入札制度も大事なんでしょうけど、何かめり張りをつけて地産地消が推進されるような仕組みにすべきだという、意見を申し上げておきたいと思います。

最後に、教育問題について申し上げます。

高校再編問題であります。次期の県立高等学校再編整備計画が着々と進められていると聞きますが、その策定スケジュールについて、教育長に御答弁をお願いします。

○教育長（渡辺義人君） ただいまの御質問にお答えする前に、訂正しておわびを申し上げたいと思います。先ほどの特別支援学校の津波対策の中で、「日南市油津の支援学校」と申し上げたように記憶しておりますが、正しくは「日南くろしお支援学校」であります。失礼いたしました。

それでは、ただいまの御質問であります。平成25年度以降の県立高等学校の教育整備計画につきましては、現在、教育庁内に策定委員会を設置しまして検討しているところであります。この計画につきましては、高等学校の各学科の特色づくりや高校入学者選抜制度の改善、さらには小規模の学校のあり方など、今後の本県高等学校教育の姿を総合的に示す計画として策定することにいたしております。策定スケジュールにつきましては、学校教育改革推進協議会から本年2月にいただきました「報告」を踏まえて教育整備計画（案）を作成し、その後、パブリックコメントの実施などにより県民の皆様からの御意見をいただき、平成23年度中の公

表を目途に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 定員割れに悩む学校があるわけですが、再編の対象となっていました、えびの市とか串間市、ここから存続を要望する申し入れが知事、教育長にあったと聞いておりますけれども、どう受けとめていらっしゃるのか、それぞれ御答弁ください。

○知事（河野俊嗣君） えびの市の皆様からは昨年12月に、串間市の皆様からは本年3月に、それぞれ地元にある県立高等学校の存続につきまして県に対する要望書をいただいております。また、現場に足を運びまして県民の皆様と対話を行う「知事とのふれあいフォーラム」におきましても、地域の方々が地元の県立高等学校を大切に考えておられるということを感じたところであります。今後の高等学校のあり方につきましては、教育委員会におきまして生徒、保護者、地域のニーズなどを勘案しながら、生徒にとってよりよい教育環境の提供という観点から検討されていくものと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 教育委員会にも、「飯野高等学校を守り育てる市民の会」や「福島高等学校を育てる市民の会」の皆様がお見えになりまして、高等学校存続についての要望書をいただき、地元にある県立高等学校としてなくてはならない存在であるとの地域の方々の思いを伺ったところであります。教育委員会におきましては、平成21年度から2年間にわたり、学識経験者等から構成される学校教育改革推進協議会、そしてその下部組織である地区別協議会等におきまして、延べ29回の会議を開催するなどして幅広く御意見を伺い、この協議会からことしの2月に「報告」をいただいたところで

あります。この報告の中で、「地域の小規模の学校がさらに学級減となる場合は、生徒の通学時間や保護者の経済的負担、地域の実態等に十分に配慮しながら、「生徒にとって、より良い教育環境を創造する」という視点に立って、それぞれの学校の在り方を検討する必要がある」という提言をいただいております。この提言を踏まえたとともに、県民の皆様からの御意見もいただきながら、いかにして生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供できるかという視点で、平成25年度以降の高等学校のあり方を検討しているところであります。

○高橋 透議員 今、串間市で1年間に子供が生まれる数130人ぐらいですか。福島高校の定員120名です。どう思われますか。全員行かにかいかなとですよ。現状では展望はないというふうに思うんです。だから、地域の方から残せという要望に対してどんな工夫をすることが大事なんです。先ほど私、ちらっと言いました。特別支援には教育課程がないところもあるんです。だから、普通科とは別に、特別支援が必要な子も入れる学科をつくるとか、そういった工夫をして、地域に必要であれば、いかに残すかという議論を、ぜひ教育委員会でしていただきたい。要望しておきたいと思います。

最後に、「弁当の日」について。この「弁当の日」については、食材の安全性とか栄養のバランスへの配慮が非常に必要であります。子供みずから食材を吟味して、地産地消に関心がわくような取り組みが大切だと思いますが、教育長の見解を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 学校では、家庭科や給食の時間、学級活動等におきまして、子供たちに食に関する指導を行っているところであります。その具体的な内容につきましては、食品

の品質や安全性、調理時の安全確保等についてみずから判断できる能力や、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力を身につけること、さらには各地域の産物や食文化等を理解し、尊重する心を持つことなどであります。各学校が「弁当の日」に取り組む際には、こうした指導をもとに、保護者の見守りや協力を得るなど家庭と十分に連携しながら、食の安全や栄養に留意することや、地産地消に関心を持つことなどに配慮した取り組みがなされているところであります。

お尋ねの地産地消とのかかわりでありますけれども、例えば「地産地消弁当の日」あるいは「旬の食材を使った弁当の日」といった特定のテーマを設けて「弁当の日」に取り組むという取り組みも考えられるところではないかと思っております。「弁当の日」を実施したある学校のアンケート調査を見ましたけれども、子供の立場から言いますと、「栄養のことを考えて食べるようになった」あるいは「地域の食材・料理に関心を持つようになった」、それから親の意見としては、「安全な食品を選ぶようになった」あるいは「買い物のときに適切な食材を選ぶようになった」、こういった具体的な効果があらわれていると伺っております。「弁当の日」は、食に関する実践力を身につける上で大変効果的でありますので、今後とも取り組みの充実に努めてまいりたいと考えます。以上です。

○高橋 透議員 教育長がおっしゃるとおりだと思います。学校給食は自校方式がほとんどでしたが、今、安上がりのセンター方式に打って変わりました。だから、直接、食材を目で見てさわったりする機会は以前はあったと思うんです。今はそれができなくなりました。そういう

意味ではこの「弁当の日」、非常にタイミングよく実践をされる、大変いいことだというふうに思っています。今、特に、いかにミネラル不足の野菜を食べさせられているか、なぜ低体温の子供が多いのか。いわゆる免疫力が低下しています。すぐ風邪を引く。そんな子供たちの食材をしっかりチェックすると原因がわかるんです。そういう意味では、今回の「弁当の日」の予算100万ですけれども、ゼロが1つ足りないんじゃないですか。もっともっと「弁当の日」を充実させていくことをお願いしたいと思いません。

最後に、河野知事をお願いします。河野知事が就任されて、はや5カ月ですけれども、いろいろ御苦労も多いと思いますが、個性の強かった前知事と違って、どちらかといえば、私と同じく控え目でスマートだと、私は思います。それと、公務員出身だからこそ職員の気持ちがよくわかる、私はそれをすごく考えています。だからこそ、潜在能力の高い職員の士気を高めるために、少ない予算で最大限の効果を上げる、そんな職場環境をつくってくれる知事だと思っているんです。ところが、今回もまた行革大綱が出ておまして、2007年で1,000人を超える人員削減をしました。今回も何らかの数字が盛り込まれておりますが、乾いたぞうきをさらに絞ったところで、よい結果は生まれないと思います。要は、職員がいかに考えて働いてくれるか。一人一人の力は小さいですから、その小さな能力をしっかり引き出して束ねる役目が知事であります。優秀な副知事も迎えられましたので、力を合わせて施策推進をしていただきたいと思います。私たち議会も、執行機関のチェックをしっかり行いながら県勢発展のために精進していくことを申し上げて、私の質問を終わります。あ

りがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の松村悟郎でございます。改選後の初議会の一般質問ということで、この席をおかりしまして、選挙区の皆様に心から感謝を申し上げます。その責任の重さを改めて痛感しているところでございます。きょうは、地元からも、ぜひとも河野知事を見たいということで、傍聴に来ていただいております。そして、選挙権のない宮崎市からも2人の姉が来ております。県民の皆さんと議会との距離が、これまで以上に近くなることを願っております。

それでは、早速質問に入ります。今回は5つの項目について質問いたします。まず、観光資源の磨き上げについてであります。

宮崎県においては、昨年の口蹄疫発生以来、鳥インフルエンザの発生、新燃岳の噴火と災害が続き、県内経済へ大きな影響を与えました。そしてまた、3月11日の東日本大震災により、日本全体の経済活動に大きな打撃を与えました。一日も早い復興を心から願っております。そんな中、県内にとっては、久々の明るいニュースがありました。先月13日にフランスで発売された世界で最も権威のある観光ガイドブック「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の改訂版に宮崎県が初めて掲載され、二つ星を獲得した青島神社、一つ星を獲得した鶴戸神宮

や国見ヶ丘の眺望など、県内12カ所の観光施設や文化が追加されました。今回取り上げられましたものを見てまいりますと、特に外国人から見た日本らしさ、歴史や神話などスピリチュアルな体験ができる要素が多く掲載され、宮崎県の本来からある観光資源が見直されたと言っていると思います。

さて、ミシュランについては、4年前の一般質問でも私はお話をさせていただきました。日本で初めて「ミシュランガイド東京編」が出版されたときのことであります。主に東京のレストランやホテルを格付するもので、当時は、三つ星レストランでは1年先まで予約がとれないことや、1人3万円以上もする店でも予約がなかなかとれない、そんな華やかな東京の経済力をうらやましく思ったことと、地方分権と言われながらも東京一極集中する現状や地域格差の拡大を憂う発言をしたことを思い出しました。まさかこんなに早く我が宮崎県が取り上げられるとは、遠い昔のことではありますが、私もミシュランに在職しておりましたので、大変うれしく思いました。そこで、「ミシュラン・グリーンガイド」に宮崎県が初めて掲載されたことへの所感と、本県観光の活性化にどのように生かしていくのか、知事にお伺いいたします。

後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県観光の活性化についてであります。今回、「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」(改訂第2版)に本県の観光地が初めて掲載されたわけでありまして、三つ星が最高であります。二つ星に青島神社が、一つ星に鶴戸神宮と高千穂町の国見ヶ丘からの眺望が選ばれるなど、海外の権威ある旅行ガイドに取り上げ

られたことは、高い評価を得たものと、また、私たち自身が素晴らしいと思っているものが、外から見ても、また海外から見ても評価をいただけたということで、大変うれしく思っているところであります。6月2日には、ミシュラン社の担当者とともに、ミシュラン社のキャラクター「ミシュランマン」——白いタイヤを積み重ねた雪だるまみたいなあのキャラクターであります——に、私も直接お会いしたところであります。ミシュランマンが来たのは、九州では本県が初めてということでありまして、その来訪の様子がインターネット上の動画サービスで国内外に配信されまして、これも一つの大きな情報発信になったのではないかと考えております。その際、ミシュラン社の担当者の話によりますと、宮崎の評価のポイントは、神話・伝承の舞台であるおもしろさや神道の影響、またおもてなしの精神であったというふうに伺っております。外国の方々が日本の文化や歴史に大きな関心を抱かれているということ、また、その関心に沿った素材というものを宮崎が提供できるんだということを改めて感じさせられ、また手ごたえを感じたところであります。県といたしましても、今回の掲載をきっかけといたしまして、本物の魅力、また宮崎ならではの魅力を生かした観光地づくりにこれまで以上に取り組むとともに、日本の始まりにつながる神話、またその舞台となった宮崎の観光地を国内外に積極的にPRすることで、一層の誘客を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 ありがとうございます。6月2日には、ミシュラン関係者と県内観光関係者の意見交換会が行われました。その席にも御配慮で参加させていただきましたことに改めて

感謝を申し上げます。これを機に、県内観光地のさらなる磨き上げがなされることを期待しております。

さて、新たな観光資源の掘り起こしとして、10件を宮崎県観光遺産として、取り組みがなされております。一村一祭もまた新たな取り組みだと思っております。延岡は、チキン南蛮の発祥の地として食の発信を手がけており、高鍋の石仏群、高鍋大師も、地域を挙げて草刈りや標識の設置など環境整備を行っております。それぞれの地域での取り組みがなされておりますけれども、さらなる磨き上げを、県も一緒になって支援してもらいたいと思っておりますが、これまでの取り組みや今後の対策について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 県では、各市町村一押しの祭りやイベントを一村一祭として、また、集客可能性を秘めた本県ならではの資源を宮崎観光遺産として選定し、これらの磨き上げや情報発信等の取り組みに対して支援を行っているところであります。また、地元市町村等と連携しながら、その魅力を再度見直す観光地総点検を実施し、さらなる資源の発掘や磨き上げの取り組みに対して支援を行っております。さらに、本県には、水と緑に恵まれた豊かな自然、ふるさとやいやしを感じさせる原風景など、資源が数多くございますので、こうした素材を組み合わせ、体験・滞在型の観光「ゆっ旅宮崎」として、市町村とともに取り組んでいるところであります。今後とも、地域が主体となった取り組みを、市町村や関係団体等と一体となりまして支援してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、体験型スポーツ観光についてであります。市民マラソンについては昨

年も質問しておりますが、青島太平洋マラソンには県外からの参加も多く、1万3,000人の選手がエントリーし、応援の方を含めると——大変大きな観光資源であります。そのほか、綾マラソンが7,000人、都農マラソンが3,000人の参加と、地場製品の販売、そして地元の温かいおもてなしが売り物の観光イベントとなっております。また、トレッキングやサイクリング、ウォーキングも全国組織があり、全国で大会があるようでございます。そして、世界チャンピオンが地元高鍋にいらっしゃるサーフィンの磨き上げであります。本県は、1年を通してこれらのスポーツが楽しめる温暖な気候に恵まれております。その地の利を生かして、これらを磨き上げていく必要があると思っておりますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 観光ニーズが多様化する中、体験型スポーツの活用につきましては、「スポーツランドみやざきづくり」の推進を通じた観光振興を図る上でも、大変重要な視点であると考えております。このため県におきましては、例えば国際青島太平洋マラソン大会の運営の支援を初め、県内で開催される各種のマラソン大会のPRや、韓国を中心に人気の高いトレッキングに着目した旅行商品造成の働きかけを行っておりますほか、サーフィンを初めとするマリンスポーツを観光振興に活用する「波旅プロジェクト」の推進に取り組んでいるところであります。今後とも、市町村や関係団体等と連携を図りながら、年齢や性別を問わず、あるいは家族でも気軽にスポーツ体験を楽しむことができるような環境整備に努めますとともに、ホームページ等を活用した情報発信、旅行エージェントへのセールスなどを行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 サーフインにつきましては、新たな取り組みがなされているようです。楽しみにしておきたいと思えます。

観光のニーズも多様化、少人数化しており、特に地域のすぐれた自然、文化、歴史など、本物志向が強まっており、同時に、好きなスポーツや趣味に固執する、よりマニアックなニーズも期待されてくると思えます。そこで、恋旅プロジェクトなどの周遊ルートの魅力づくりを手がけている本県ですが、観光地をつなぐルートづくり、商品化について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 本県は、日本神話ゆかりの観光地や西都原古墳群を初めとする歴史文化遺産など、豊富な観光資源を有しており、こうした個々の観光地の魅力を結びつけ、テーマ性や物語性を持った観光ルートづくりを行っていくことが、観光客を本県に呼び込むための重要な取り組みであると認識しております。このため県としましては、先ほどお話にありましたような、例えば縁結びの神社や恋や愛にちなんだ地名あるいは土地をめぐる旅を「宮崎恋旅プロジェクト」として商品化に取り組み、青島神社から都井岬までのルートとか、都農神社から延岡愛宕山までのルートなど、県内各地をめぐる5つのルートを設定したところでございます。また、この恋旅プロジェクトは、県内24カ所を回るキャンペーンを実施しております。今後とも、このような本県の観光資源を生かしたルートづくりに取り組み、さらなる観光客誘致に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 例えば、時間はかかりましたが、フェニックスゴルフトーナメントを中心

に、ゴルフマンスとして多くのゴルフ愛好家が来県して観戦しプレーをする観光は、長く根づいた観光資源となっております。成功例の一つと言えらると思えます。地方都市にとっては、観光を振興することは、交流人口の拡大や観光消費により大きな経済効果をもたらします。さらに、地域の自然や文化が見直されることで、地域住民の自信と誇りを生み出すことにもつながります。地域活性化の原動力として、新しいまちづくりが期待できるものと思えます。

次に、口蹄疫対策についてであります。

昨年の9月末の畜産経営再開意向調査によりますと、81%の農家が経営再開の意向を示しておりました。西都・児湯地区の被災地においても、農業、とりわけ畜産が極めて重要な産業であること、さらには農商工連携や6次産業化を進める上でも、畜産は大きな柱になると言われます。二度と同じ事態を引き起こさないという防疫体制をつくり、新生畜産として再生・復興していかなければならないと思えます。本年4月の時点で、家畜を導入されたのは50%の農家にとどまっています。家畜導入を躊躇しているのはなぜでしょうか。導入に向けての施策が弱いのではないのでしょうか。発生地の家畜の再導入の状況と、畜産の再生・復興に向けた見解について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 5月末の時点で実施しましたアンケート調査によりますと、家畜の再導入の状況につきましては、農家の数でいきますと54%、家畜の頭数でいきますと40%、そのようなところでもあります。これは韓国での蔓延でありますとか飼料価格の高騰、枝肉価格の低迷、さまざまな畜産を取り巻く環境に対する農家の不安というものがあらわれているのではないかと考えておるところでございます。

す。県としましては、市町村や関係団体と一緒にしながら、農家の皆様に寄り添って、しっかりとサポートして、再導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。畜産の再生を進めるに当たりましては、単にもとに戻すということではなく、これを契機として新しい畜産の構築を目指していくんだという意味におきまして、「新生」という考え方が必要だろうと考えております。例えば、徹底した防疫体制を確立すること、適正な飼養規模であること、環境に優しいこと、収益性が高いこと、さまざまなそういう方向を目指してまいりたいと考えております。具体的には、さきに決定いたしました「口蹄疫からの再生・復興方針」の工程表に基づきまして、農家の方々の意向なども踏まえながら、農場防疫の強化、飼料自給率の向上、エコフィードや家畜の排せつ物の活用によります資源循環、さらには畜産の6次産業化、農商工連携などによりまして、全国のモデルとなるような新しい畜産の構築を進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 再建に向けての不安材料の一つとして、経営環境改善の設備資金投入への農家の皆様たちの不安があるのではないかと思います。新たな畜産地帯を構築するためには、施設の改善や機械の導入などが必要となってくると思います。施設整備に対する補助制度など、支援策をどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 新たな畜産地帯の構築に当たりましては、農場段階での防疫体制の確立や家畜排せつ物の適正処理・有効活用といった観点からの取り組みが重要であると考えております。このため国におきましては、本年度の事業として、防疫体制を強化するため

の動力噴霧器や簡易車両消毒装置などのリース事業を実施しております。また、県におきましても、経営再開農家の施設整備を促進するため、本年度、貸し付け当初から5年間無利子の口蹄疫復興対策資金を創設するとともに、農畜産業振興機構の口蹄疫畜産再生基金を活用した堆肥センターやTMRセンターの整備を実施し、畜産農家の再生・復興を支援することとしております。今後とも、先般行いましたアンケート調査結果を分析するとともに、これらの制度を総合的に活用することによりまして、新たな畜産地帯の構築に向けて支援をしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、特定疾病フリーの取り組みについてであります。家畜が全くなくなり、ゼロからのスタートを切ることになりました。これを機に、若い養豚経営者を中心に新生養豚プロジェクトが設立され、特定疾病のない養豚地域として再生が進められております。また、牛についても、尾鈴地区を中心に検討もされているようですが、特定疾病フリーの取り組み状況と県の支援策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 特定疾病フリーの取り組みといたしまして、まず、豚につきましては、生産者、関係団体等が中心となった西都・児湯新生養豚プロジェクト協議会が主体となって、オーエスキー病、PRRSの清浄地域をつくることを目的に、清浄な繁殖豚の導入に取り組んでおり、生産者からは、「事故が少なくなった」、また「発育が改善した」などの声が届いております。県では、清浄な繁殖豚を導入する際に、到着時の検査を実施するとともに、導入経費の一部を助成し、この取り組みを推進しているところであります。一方、牛

につきましては、BLを対象として実施することとしておりますが、関係団体や畜産農家の皆様から、さまざまな御意見をいただいております。引き続き、関係者と十分協議を行い、検査のあり方や陽性牛の対処方法等について、より効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、防疫体制についてお伺いします。本県では、毎月20日を「県内一斉消毒の日」として、防疫意識の高揚啓発が行われております。しかし、さきの畜産農家への立入検査においては、ネズミの駆除の実施など、項目によっては4割は不適格という厳しい結果となりました。どのように改善していくのでしょうか。また、今回は対象農場を絞ったもので、今後、全戸の立入調査を実施すると聞いております。どのような結果が出ると予想されますか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本年4月に実施いたしました家畜防疫員等による大型農場を中心とした立入調査の結果、踏み込み消毒槽の設置が9割以上であるなど、おおむね適切な対応がとられておりました。しかしながら、一方で、飲用水の消毒やネズミの駆除等に課題がありましたことから、これらの農家に対しましては、文書で改善指導を行うとともに、改善結果を確認することとしております。今後、すべての農場を対象に立入調査を行ってまいります。これまで農場衛生管理マニュアルの配布等により周知を図ってきましたとはいえ、やはり十分でない状況も考えられますので、立入調査前の関係者が一体となった啓発及び立ち入り後の改善指導が重要になると考えております。

○松村悟郎議員 全戸調査を実施し、その結果をもとに、改めて農家の指導を実施するとのこ

とです。調査体制をどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農場防疫の徹底のためには、飼養衛生管理基準の遵守が大変重要でありますことから、「再生・復興方針」の工程表において、すべての農場に対して、年1回、家畜防疫員による立入調査を実施し、遵守状況の検査、指導を行うこととしたところでございます。現在、巡回の実施体制や年間計画等について、鋭意検討を進めているところでありますが、対象戸数が1万1,000戸を超え、現状の家畜防疫員のみでは困難なことから、農林振興局、農業改良普及センターを初めとする農政水産部全体での対応を含めて検討することとしております。また、農場に対する指導につきましては、市町村やJA、外部獣医師等の通常業務の中で、協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 1万1,000戸の対象農家を調査・指導となりますと、大変大がかりな業務になると思います。現実に、先日、ある畜産農家の衛生面について周辺農家から疑義があり、その指導を県に相談したところ、指導結果の報告に数日を要するとのことでありました。たった1件でこのような状況であります。本県の家畜防疫員の数は限られております。全戸調査・指導には、どれほどの時間やマンパワー、予算を要するのかと大変心配しております。そこで、必死になって防疫体制に取り組んでいるまじめな農家の皆様のことを思うと、飼養衛生管理基準を守れない方への強制力を考える必要もあると思います。農家の防疫に対する家畜伝染病予防法の強制力、規制力は、十分発揮できているのか。また、宮崎県には日本一の防疫体制が必要ではないかと思いますが、農政水産部

長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 家畜伝染病予防法では、今回の改正も含めまして、農家等のさまざまな義務や行政上の措置が規定されております。発生予防の観点からは、発生を予察するための検査、いわゆるサーベイランス検査、畜舎等の消毒設備の設置義務、また埋却地の確保を含む飼養衛生管理基準の遵守義務などでございます。また、発生時の蔓延防止の観点からは、患畜等の隔離、通行の制限・遮断、また患畜等の殺処分や埋却などであり、これらの点につきましては、家畜防疫員に指導、助言、勧告、命令等の権限が付与されたり、罰則が規定されております。県といたしましては、家畜伝染病予防法の趣旨を踏まえ、また実効あるものとなるよう、自衛防疫組織を核とした地域防疫・農場防疫の強化や、防疫マニュアルに基づく市町村等との連携強化等に努め、二度と同じ事態を引き起こすことのない全国のモデルとなる防疫体制の確立に取り組んでまいりたいと思っております。

○松村悟郎議員 高鍋にあります農業大学の口蹄疫のモニュメントに、「家畜防疫日本一を目指す」とあります。それは農大校だけの問題ではございません。宮崎県全体が目指すものでなくてはなりません。農家自身が自主的な責任と誇りを持てる防疫体制が何よりありますが、一方で、普段の家畜防疫について、必要な強制力のある遵守規定を定めるなど、日本一を誇る家畜防疫体制を構築すべきだと思っております。

次に、埋却地についてであります。まず、中野廣明議員の質問と重複する点もありますが、埋却地の確保は、原則として、発生農家が発生地かその周辺に確保しなければならないことに

なっていましたが、現実には、埋却地の確保が追いつかずに、殺処分がおくれてしまいました。今回の改正においても、農家の責任による確保が規定され、一方で、県にも一定の役割が規定されております。埋却の目的であるウイルスの拡散を防ぐには、できるだけ速やかに発生地の近隣に埋却することが条件となりますが、現実問題として、改正法の規定どおりに家畜所有者が埋却地を確保できないことが十分予想されます。万一、口蹄疫が発生した場合には、埋却地が確保できるのか大変心配しております。この埋却地の確保への県の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 万一、口蹄疫が発生した場合、円滑な防疫措置を遂行するためには、埋却地の確保が極めて重要であると考えております。本年4月に改正された家畜伝染病予防法においても、迅速な防疫措置が講じられるよう、家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に、埋却地の確保を規定することとされたところであり、また、都道府県知事の責務として、土地の確保等に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備などが規定されたところであります。県といたしましては、7月の上旬には、支庁・振興局単位で、市町村と埋却地の確保対策に関する協議を行う予定であり、J Aなど関係機関の協力もいただきながら、県と市町村が一体となって、各地域の実情に合った対策を推進し、埋却地の確保に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、埋却地の管理についてであります。殺処分された29万8,000頭の家畜が、98ヘクタール、268カ所の農地に埋却されました。これらの埋却地については、市町村がモニターしながら環境への影響などを調査されて

おりますが、どのような方法で調査されているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 埋却地につきましては、地下水への影響や埋却地からの悪臭の発生などが懸念される場所です。このため、地下水につきましては、県と関係市町が協力して、293カ所の井戸等でモニタリング調査を実施しております。調査は、年4回を基本として、有機物等や臭気、pHなど、13項目について行っております。また、地元市町などから悪臭についての連絡があった場合には、関係部局等と連携し、調査を実施することとしております。

○松村悟郎議員 発生時には、悪臭の問題が大きく取り上げられましたが、発生から1年経過しております。地下水の調査結果はどのようなになっているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 地下水につきましては、昨年7月に都農町で1カ所、また10月に川南町で1カ所、埋却地の影響と考えられる臭いなどが確認されました。これら2カ所については、ことし6月初めにも臭いなどが確認されております。現在、この2カ所については、周辺も含め、回数をふやして継続的に調査を行っているところでありますが、周辺の井戸には、これまでのところ異常は確認されておられません。これらの井戸の所有者や周辺住民に対しましては、地元役場や関係部局と連携し、その状況を説明するとともに、臭いなど何らかの変化に気づいた場合には、速やかに役場に連絡していただくようお願いしているところであります。なお、いずれの井戸等も飲み水として利用されておられません、その他の利用についても注意を促したところであります。

○松村悟郎議員 韓国では、埋却地周辺の地下水汚染などが社会問題になっているとも聞いております。また、今回の大雨、そしてこれからの暑い夏を考えると、対策を講じておく必要があると思いますが、万一、埋却地が原因で地下水汚染が発生した場合、飲用水の確保に対する支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 埋却地につきましては、地下水への影響等も考慮した上で選定したところでありますが、その周辺地域について、現在、市町村と連携して、水質モニタリング調査や詳細調査等を実施しているところであります。今後、埋却地を原因として、飲用水の確保に支障を来していると判断される事案が生じた場合には、関係部局や市町村と連携して、迅速に水道引き込み工事等の対策を実施することとなります。

○松村悟郎議員 この埋却地は、法に基づいて、埋却後3年間はそのまま保全されるわけでございます。その期限も2年後に迫っております。2年後には農地として再生し活用を図るため、土地の保全管理の徹底と将来の活用のための利用者確保などに努力していく必要があると思いますが、埋却地の再活用に向けての考え方と対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 口蹄疫からの再生・復興を推進する上でも、農地を埋却地として利用したものについては、3年間の発掘禁止期間の終了後、再び農地として有効活用することが重要と考えており、工程表の中でも、埋却地の再生・活用対策を課題として設定しているところでございます。埋却地を農地として再生・活用を図っていくためには、まずは所有者

の意向が重要でありますし、状況によっては、土壌診断や石れき等の除去、客土等が必要となる場合も想定されます。県といたしましては、今後、埋却地所有者の利用意向や埋却地の状況を調査した上で、市町村や関係団体等とも協議・連携しながら、再生・活用の推進策について検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 大変重要なことだと思えます。埋却地が優良農地として活用されることは、今後、埋却地を確保する際の近隣農家の理解を得やすくなると考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、大震災の影響と津波対策についてであります。

私も、5月23日に、山下議員、黒木議員と、宮城県東松島市、石巻市、南三陸町の被災地に行つてまいりました。全壊の家屋や瓦れきの山に目を覆いたくなるばかりで、どうやって避難し命を守つたのか、この町が本当に復興できるのかと、ただただ津波の恐ろしさを改めて痛感させられました。三陸沖地震やチリ地震の教訓で、津波の避難訓練など、防災意識の高かつたこの地域でございます。それでも逃げおくれで被害に遭われた方がたくさんいらっしゃいました。まずは命を守ること、初動の避難が第一だと思ひました。そこで、地震が発生した3月11日には、本県でも津波警報が出されましたが、実際にはどれぐらいの県民が避難されたのか、総務部長にお伺ひいたします。

○総務部長（稲用博美君） 3月11日に津波警報が出されました際には、沿岸の市・町の約4万9,000世帯、約9万8,000人が避難の対象となつておりました。それぞれ独自に高台などに避難された方もいらっしゃいますので、正確な人数の把握はできませんが、各市・町への聞き

取りによりますと、設置された避難所に避難された住民の数、これはピーク時の合計で約3,400人でありまして、対象者全体の約3.5%となっております。

○松村悟郎議員 この大震災の影響を受け、南海・東南海、日向灘地震に対する防災対策の見直しも行われ、新たな避難場所や避難ルートなども当然作成されるわけですが、災害から命を守るには、その周知とともに、自分の身は自分で守るという意識を持って、的確に避難行動をとることが大切であります。県として、どのように啓発に取り組んでいくのか、総務部長にお伺ひいたします。

○総務部長（稲用博美君） 今、御質問がありましたように、自分の身は自分で守る、いわゆる自助の考え方、これは過去の数々の災害の中でも教訓とされてきたところでありまして、大変重要なことだというふうに思ひています。県民の防災意識を高めるための取り組みにつきましては、これまで、さまざまな災害を想定しました防災訓練や県内各地での出前防災講座、防災啓発イベント、また自主防災組織を通じましての意識啓発や学校教育の中での防災教育など、継続的に実施してきたところであります。しかしながら、今回の東日本大震災の被害の大きさ、そして本県における避難の状況も踏まえまして、今後の防災意識の啓発に当たりましては、早期避難ということを最重要課題として考えまして、例えば視覚的にわかりやすい映像、そういったものを活用したり、あるいは今回の大震災における避難の検証結果を反映するなどして、いわゆる記憶というものを風化させないように、さらなる工夫と充実を図りながら、市町村とともに連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 被災地を見てきた中で、特に印象に残ったのが、海岸沿いにある介護施設がありました。新しい鉄筋コンクリートの2階建てでありました。建物の骨組みは残っていましたが、窓は全壊、周辺の住宅も基礎だけでありました。この地域もたくさんの方々が犠牲になられた地域で、ここの入所者はどうやって避難されたのか、無事に避難されたのかは、話を聞くことができませんでした。宮崎県も400キロ以上の海岸を有した県であります。そこで、東南海・南海地震による津波で浸水の可能性が予測されていた地域の中に、介護施設などはどれくらいあるのか、その現状を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県が平成18年度に実施いたしました地震・津波被害想定調査において、東南海・南海地震による津波で浸水可能性がある地域が予測されているところがあります。この予測図と、特別養護老人ホームなどの介護保険施設等の住所を照合いたしました結果、津波による浸水が想定される地域内に所在すると見られる介護保険施設等は、14カ所と考えております。

○松村悟郎議員 今回の東日本大震災のことを踏まえ、本県も計画の見直しがされることになっております。予想される津波の高さも、今までの6メートルから見直されると思います。そうなると、もっと多くの施設が対象になります。介護保険施設などにおける防災対策の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 介護保険施設等においては、風水害や地震などの「非常災害に対する具体的計画」の作成が義務づけられておりまして、この計画に基づいて、緊急時の体

制整備や避難訓練が実施されております。しかしながら、このたびの東日本大震災では、介護保険施設等でも大きな被害がありましたことから、本年4月に、関係する1,105施設に対しまして、防災計画の点検及び必要な見直しを行うよう、文書でお願いしたところでございます。現在、7割弱の741施設から回答をいただいておりますけれども、その状況を見ますと、611施設が事業所内での防災訓練の実施、それから350施設が連絡体制の見直し、317施設が避難場所の見直しなどを既に実施、または近く実施する予定ということになっております。県といたしましては、ただいま議員のほうからもお話がございましたように、今後の国の方針や県及び市町村における防災計画の見直しの状況等を踏まえながら、必要に応じて、施設の防災計画の見直し等を指導してまいりたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 3月11日に本県に出された津波警報を受け、地元高鍋町でも、海岸近くにある介護施設で避難が実施されました。私も避難場所に行き、状況を伺いました。避難するのに寝たきりの方をストレッチャーに乗せ、車でピストン輸送するわけですので、大変な時間がかかったこと、そして、避難場所でも体調などの変化を訴えられる方など、大変だったということをお聞きしました。施設の職員数も限られており、周辺の住民の日ごろからの協力体制というのも大変必要だなと感じたところがあります。車での移動のあり方や施設の設置に、津波対策の観点をどのように加味するのか、命を守る避難の取り組みについて対策をどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に移ります。喝水対策についてであります。

記録的な大雨による被害が大変心配されている中ではございますが、渇水対策についてお伺いをいたしたいと思っております。昨年の秋から、ほとんどまとまった雨の降らない状況が続きました。例年のない渇水の影響がありました。河川の管理は、台風などの災害時の大雨、増水などを考慮して治水管理されていると思っておりますが、今回、ダムの湖底が見えるなど、これまで余りなかったことだと思います。県内河川の渇水状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今回の渇水は、昨年8月から本年5月初めにかけての記録的な少雨によるものでありまして、特に本年1月、3月、4月には、降水量が観測史上、最も少なかったという観測地点が多数ございました。この結果、一ツ瀬川、小丸川など、ほとんどの河川では流量が減少しまして、例えば、水位低下に伴います発電の停止、かんがい用水不足による早期水稲のおくれ、それから工業用水不足による工場での減産、そういった影響が見られたところでございます。

○松村悟郎議員 今回の渇水に対しては、配水に対しても大変な御苦勞をされたんじゃないかと思っております。どのような対策を講じられたのか。また、水の管理や水源のあり方を考えると、今後どのような対策をとっていけばいいのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今回の渇水に対応しますため、ダムのある河川におきまして、河川管理者と農業用水等の水利権を有する利用者として、県内では初めて河川法に基づく渇水調整協議会を開催しまして、各河川ごとに調整を行いました結果、利用者は、輪番制の実施、取水量及び時間の制限などを行い、できる限りの節水に努められました。また、各ダムに

おきましては、残された水を一日でも長く使うため、この節水に対応した放流量の調整を行ったところでありまして。特に一ツ瀬ダムでは、ダム管理者であります九州電力の協力によりまして、発電を停止し、通常使うことのない最低水位以下の水を放流し、利用者のニーズにこたえていただいております。今後、今回の渇水のデータをよく分析した上で、このような渇水が想定される場合には、関係者との協議を重ね、適切な調整を行うことによりまして、渇水による影響の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 農業面にも大きな影響がありました。今回の渇水では、早期水稲を初め飼料用稲の田植えや園芸作物の植えつけ、さらにはお茶の防霜など、年間でも農業用水の利用が最も多い時期と重なったことから、河川やため池からの取水が困難となりました。農業用水を管理する土地改良区を中心に、ポンプの設置や節水の呼びかけ、さらには輪番制での配水の実施など、用水の確保に大変御苦勞されたと聞いております。今回の渇水は、非常に厳しいものでありました。水田、とりわけ県内沿岸部を中心とする早期水稲地域でございまして、被害も大きく、報告によりますと、約170ヘクタールで作付ができず、普通期水稲や飼料作物などへの転換を余儀なくされました。また一方、畑作地帯においても、井戸がかれたり、多くの地域で植えつけや生育のおくれなどが生じました。多くの作物でいわば雨待ちの農業となり、渇水の影響がありました。このような中、本県では、畑作地帯の安定した水を確保する目的で、畑地かんがい施設の整備が進められています。そこで、今回の渇水による畑地かんがい地区への影響について、農政水産部長にお伺いいたしま

す。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今回の渇水は、大変厳しく長期間にわたったことから、既に畑地かんがい整備されている地区におきましても、農業用ダムなどの水利用の調整を担う土地改良区を中心に、早い時期から農業者に対し節水を呼びかけるとともに、取水量の制限などを行いまして、営農に必要な水の確保に努めたところでございます。この結果、作付前の土づくりや比較的水を利用してこなかった葉たばこやカンショなどの作物にもかん水が行われるなど、例年になく多くの水利用が行われたところであり、農家の方々からは、「このような渇水の中でも水が使えることは非常にありがたい」という声を伺っております。このように、畑地かんがい地区におきましては、畑地かんがいの効果が十二分に発揮されたものと考えております。

○松村悟郎議員 畑地かんがいが整備された地域では、今回の渇水による大きな影響はなかったようでございます。ただ、児湯地域において進められております尾鈴地区国営かんがい排水事業では、施設がまだ完成しておらず、水を利用したくてもできない地域が多くあります。水を待ち望まれている農家もたくさんいらっしゃるのだと思います。昨年8月に、国土交通省から発表されました2010年度版「水資源白書」によりますと、雨が連続して降らない期間（無降雨期間）の長期化などが指摘されており、今回のような渇水がまた起こる可能性が非常に高いと予測されております。そこで、畑作地帯において、安定した水を確保し、水を生かした効率的で付加価値の高い農業を実現していくことが重要であり、今後、畑地かんがい整備の速度を上げていく必要があると考えておりますが、

どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 畑地が農地の半分を占めます本県におきましては、天水に頼った不安定な農業生産から、水を有効に活用したもうかる農業の実現が必要であり、畑地かんがい施設の整備と効率的な活用は、大変重要であると認識しております。このため県といたしましては、既に振興局に配置しております畑かん営農推進担当に加え、本年度、畑かん営農推進室を本庁に設置し、市町村や農業団体など、関係機関と一体となって、畑かん営農を強力に推進することとしたところであります。また、整備に係る予算の確保について、国に強く働きかけますとともに、厳しい財政状況の中、選択と集中による必要な予算の重点配分を行うなど、畑地かんがい施設の整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 地球温暖化の傾向は、昨今の気象の変化にも影響を与えているのではないのでしょうか。長期雨不足の一方、ゲリラ豪雨や集中豪雨など、ダム・河川の機能の見直しが必要になると思います。豊かな水資源は、ただでは手に入りません。「水を制する者は国を制する」とも言われております。畑地かんがい整備やダムの保水量の見直しなど、水資源確保の対策を講じていただくことを期待しております。

次に、電力不足による節電対策であります。

この件に関しましては、たくさんの皆さんからの質問がありましたので、熱中症に関して質問をさせていただきます。東日本は、今回の被害により、大きな電力不足に陥ることとなり、地方自治体においても、全県一斉節電行動を実施したり、企業も西日本へ生産移転を始めるなどの動きが出ています。被害がなかった九州

も、その受け皿となる地域となるべきでしたが、原子力発電所の再開のめどが立たず、九州電力も当初15%の電力不足による節電を要請する可能性を示したことで、企業によっては、海外への生産移転も検討されているようです。環境保護のための省エネと節電はこれまでどおり大切ですが、行き過ぎた節電は経済活動に大きな支障を来します。また、人々の日常においても、少なからず影響が出てくると思います。そこで、夏場の節電による熱中症の発症が大変心配されます。総務省によりますと、全国では、一昨年までの10年間の平均で、年間約20名の方が亡くなられていましたが、記録的な猛暑でありました昨年は、亡くなられた方が全国で172名だったことが報告されております。ことしも暑い夏が予想されるようですが、本県の熱中症発症状況はどのようになっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の7月から9月まで、夏季における熱中症発生状況につきましては、消防庁の調査によりますと、昨年までの直近の3年間では、昨年、平成22年が最も多く、熱中症により救急搬送された方は417名でありまして、平成20年の約1.3倍、それから平成21年の約2倍となっております。この昨年の数値は、人口10万人当たりでは、全国平均をかなり下回ってはおりますが、搬送された方のうち、半分近い197名が高齢者ということでございます。また、昨年救急搬送された方のうち、初診時における傷病の程度は、半分以上の231名が軽症で、重症は9名となっているところであります。

○松村悟郎議員 今のお話を聞きますと、宮崎県では幸い、昨年の7月から9月の夏の間は、亡くなられた方がいなかったということござ

いますが、埼玉県では昨年19名、愛知県では15名亡くなられております。また、全国での救急搬送者が約5万6,000人という数字を見ておいても、南国宮崎とうたわれておりますが、我が宮崎県は比較的過ごしやすい環境だなど改めて思いました。ただ、今年は、夏場の電力不足に節電という話題が多く取り上げられ、本当に生まじめな高齢者などが、エアコンの使用を必要以上に控えてしまわれぬかと心配です。今後の熱中症予防対策をどのように進めるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 熱中症の予防対策といたしましては、3原則と言っておりますけれども、日陰に入ること、帽子をかぶること、水分を小まめにとること、この3つを守ることが重要でありまして、従来から、ホームページなどを通じまして周知を図ってきたところでございます。特に、熱中症にかかりやすい高齢者、乳幼児等は、室内においても熱中症に注意する必要がある、節電を意識する余り、健康を害することがないように、気温や湿度が高い日には、適度にエアコン等を利用して、予防していただく必要がございます。このような内容について、国においても周知を図っているところではありますが、県におきましても、今後、テレビや新聞などを活用するとともに、市町村や保健所などを通じて、広く周知していきたいと考えております。

○松村悟郎議員 今お話がありましたように、熱中症にかかる方の半数近くが65歳以上の高齢者であります。また、熱中症にかかった高齢者の60%が住宅内でかかっていると報告されております。節電を過度に意識する余り、暑さを無理に我慢されないよう、また、エアコンと扇風機の併用など、上手な節電方法の指導もあわせ

て、熱中症予防の周知をどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 東臼杵郡選出の黒木正一でございます。本定例会最後の質問者となりました。20人目となりますと質問が重なるところがありますが、しばらくおつき合ってください。

もうすっかり忘れられようとしていますが、ついこの前まで、飲料水が切れて給水車で飲み水を運んでいた地域がありました。ことしは田植えは無理だろうと言っていたのが、もう昔のことのように思える大雨でございます。ことしは、正月から大変な寒さと乾燥が続きました。そして、これまで見たことのない景色を見ることになりました。私は山から耳川沿いを通って10号線に出てくるのですが、例年、春先には親葉が落ちて新しい芽が出てくるカシの木が、川沿いのあちこちでまとまって茶色に変色したのです。大震災の後だっただけに不気味でした。もう枯れてしまうだろうと思っていたカシの木、枯れたものもありますが、多くがこのところの雨で芽が出てきています。あきらめていたカシの木に新しい芽生えが始まったように、大震災で被災された方々に、希望の芽生えが始まることを祈りたいと思います。

東日本では、地震、津波、放射能によるトリプルピンチ、我が県では、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火によるトリプルピンチ、本県の経済は冷え込み、財政状況も厳しいものがあります。今回の補正予算は、財政の収支不足が続く中で経済復興を図らなければならないという、難しい予算編成ではなかったかと思いま

す。このような状況の中で、河野色をどう出すかは大変ですし、大変な時期に知事になったものだと思います。今回の肉付け予算で、知事が最もアピールしたかったものは何かお伺いします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

補正予算についてであります。今議会に提案させていただいております補正予算案につきましては、私の政策提案を具現化するための政策的事業や新規事業に、口蹄疫・経済復興対策や東日本大震災対策などの緊急的な課題に対応するための事業を加えました肉付け予算として編成したところであります。厳しい財政状況の中で、非常に困難な編成作業となりましたが、まずは口蹄疫・経済復興対策として26億円、高病原性鳥インフルエンザ対策として1億円、新燃岳噴火に伴う活動火山対策として4億円、東日本大震災対策として11億円を追加的に措置いたしまして、口蹄疫の発生等によりまして深刻な影響を受けた県民の皆様の暮らしや県内経済の復興に必要な事業などについては、積極的に対応することとしたところであります。この結果、県債発行額の抑制など、財政改革の取り組みについては着実に進めながらも、当初予算に6月補正予算案を加えた総額では、13年ぶりに国の予算と地方財政計画の伸び率を両方とも上回る0.6%の伸び率を確保し、特に県単公共事業につきましては、前年度に比べ24.1%増の伸びを確保するなど、積極型の肉付け予算としたところであります。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 口蹄疫からの復興、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火対策、そして東日本大震

災対策と、それぞれの災害への対策に加え、特に、答弁にありましたように、県単独事業を上乗せし、昨年比124.1%とするなど、県民経済を立て直そうと、即効性・機動性のある対応をしようとする知事の思いが伝わる予算ではないかと思えます。

横田議員も見に行ったそうですが、幾つかの新聞記事を読んで、「100,000年後の安全」という映画を見ました。放射能が安全なレベルに下がるまで10万年間閉じ込める、放射性廃棄物の最終処分場建設の物語です。目先の短期的な経済的利害で判断することが、一体何をもたらし何を失わせるのかを考えさせられました。原子力エネルギーが実は制御できないことを示した福島原発の事故は、科学技術をどう使いこなしていくのかという重要な問いかけを我々に投げかけています。原発事故以降、エネルギー政策の見直しを求める声が国内外で起こっていますが、知事の原発、新エネルギーについての考え方をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電につきましては、災害時等の安全性が確保されていることを前提に、経済性や電力供給の安定性の面から、あるいは地球温暖化対策として推進されてきたところでもあります。しかしながら、今回の福島第1原子力発電所の事故では、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、これまでの基準や考え方では安全性は確保されないことを示しており、また今御指摘がありましたように、放射性廃棄物の取り扱いの問題など、原子力発電のあり方につきまして、さまざまな観点からの見直しが必要となってきたところでもあります。その一方で、我が国の電源構成を見てみますと、原子力が3割を占め、基幹的な役割を担っているということも事実でありま

す。新エネルギーにつきましては、安定性や効率性、設置コストなど、さまざまな課題があり、原子力から直ちに転換できる状況にはないということも認識しておるところであります。今後の原子力発電や新エネルギーに関する取り組みにつきましては、エネルギー政策全体の中で、国の責任において決定される事項であります。県といたしましては、国の動きを注視しますが、国といたしましては、国の動きを注視しますとともに、ソーラーフロンティア構想のさらなる推進など、新エネルギーへの転換に向けた取り組みというものを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 続きまして、TPP交渉に対する知事の考え方についてお伺いいたします。大震災を受けて、もう忘れてしまったと思っておりましたTPP交渉参加の判断が先送りされるようですが、TPPは、農業問題だけでなく、公共事業、金融、医療など、国民生活に大きく影響する問題を含んでいることが明らかになっています。昨年の10月、前原前外務大臣は、「GDP1.5%の第1次産業を守るために、98.5%という大部分のものが犠牲になっているのではないかと。国を開くことを本気で考えるべき」と述べ、話題となりました。GDPに占める第1次産業の割合が低いのは日本に限った話ではなく、アメリカ、イギリス、ドイツなどは日本より低く、先進国に共通する特徴であり、それぞれの国が日本以上に農業に必要な財政支援をしております。将来における食料・エネルギーの安定確保に対する不安から、農地争奪戦——知事はランドラッシュとこの前言われましたけれども——も行われておる現実から見ましても、目先の経済的利益に左右されず、長期的な視点に立った議論をすべきであります。今は、日本の食料・農業政策をこそ全力で追求

すべきであり、食料供給県である本県は、TPP交渉参加に反対すべきと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） TPPであります、アメリカやオーストラリアなど環太平洋地域の9カ国が参加しまして、年内決着を目指して経済連携の枠組みの協議が進められております。我が国におきましては、6月までに基本方針を決定することとされておりましたが、東日本大震災の影響を踏まえて、その決定が延期されたところであります。具体的な協議の内容としましては、今、御指摘がありましたように、関税の撤廃や投資のルール、労働、知的財産権など、多岐にわたっているわけでありますが、TPPに参加した場合に、まず影響が出てくる問題が関税の撤廃であるというふうに考えておまして、特に農林水産業は大きな打撃を受ける可能性が高く、国の試算では、我が国の食料自給率は13%に低下するというところになっておるところであります。一方で、世界的な人口増加や経済成長によりまして、将来、世界的に食料確保が困難になることが予想されておるところであります。そのような場合に、このTPPの枠組みというものが日本の食料を保証してくれるわけではないわけであります。このようなことから、現段階でTPPへの参加を認めることはできないと考えておまして、まずは長期的な視点からの食料政策、農業政策、あるいはその他の分野における影響や対策というものが明確に示されて、その上で国民的な議論がなされるべきだと考えております。

○黒木正一議員 次に、農業政策についてお伺いします。

今回提案されている第七次農業・農村振興長期計画は、担い手の減少、農家戸数の減少に歯

どめがかからない中で、素材提供型から農産加工など総合食料供給型への転換を目指し、もうかる農業を計画の一番の柱にしていると思います。そこで、本県の農家所得がどうなっているのか、また全国の中でどういう位置にあるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 平成21年の本県の販売農家の農業所得は、162万5,000円で全国では4位となっております。これに農外所得を加えた農家所得は、217万1,000円で全国では31位となっており、農業所得への依存度が高い所得構造となっております。次に、農外所得減少の原因につきましては、公共事業の減少や景気後退等による農村地域での所得機会の減少等の影響を強く受けているものと考えております。このため、農家所得を上げるためには、農業所得確保に向けた取り組みを、より一層強化していくことが重要であると考えております。

○黒木正一議員 今の答弁によりまして、平成21年の農業所得は、162万5,000円で全国で4位、農外所得を加えた農家所得は、217万1,000円で31位と言われました。農外所得については今言われませんでした。56万4,000円で全国46番目であります。46番目というのは、ほぼ全国最下位ということです。全国と比べて、農業所得がトップクラス、農外所得が最低と言えます。平成19年には、農業所得は196万2,000円で全国2位、農外所得は176万9,000円で全国25位、合計した農家所得は373万1,000円で全国15位でありました。平成20年から農外所得が急激に減少、前年19年の約3分の1となり、それに伴い農家所得は減少し、21年も同じように続いております。部長の答弁では、農外所得減少の原因について、公共事業の減少や景気後退などによる農村地帯での所得機会の減少の影響を強

く受けていると言われました。確かに、公共事業は減少しております。この10年間で、半分までにはいっていませんが、半分近くになっており、この影響は確かに大きいと思います。ただ、19年前後を境に、急に公共事業費が減少したわけではありませんし、景気後退の影響は、20年秋にリーマンショックが起こりましたが、これは全国に影響しているわけで、本県において20年から農外所得が極端に減ったのは、全国統計と比べて異常なことです。平成19年に知事がかわり、入札制度改革があり、雇用環境が不安定になったときと重なります。この影響も大きいものがあるのではないかと思います。原因をいま一度しっかり分析して、対応を考える必要があると思います。

農外所得の減少が最も大きく影響しているのが、雇用の場が少なく、これまで公共事業に大きく依存していた中山間地域ではないかと思えます。22年の国勢調査によりますと、17年の調査からの5年間で、県全体で1.55%の人口減少であるのに対し、最も人口減少が大きい地域は、私の住む東白杵郡の山間地と西白杵郡であります。諸塚村、椎葉村、日之影町が11%台の減少、美郷町9.11%、五ヶ瀬町8%、高千穂町7.14%と大きく減少しています。この地域は本県の林業地帯でもあります。この地域からの人口流出、衰退の最大の要因は、次第に収入が減少したことではないかと思えます。新たな価値観を持って定住するIターン者も出てきてはおりますが、定住のためには最低限の収入は必要であります。県内の林家戸数は約1万8,000戸ありますが、そのうち、保有山林5ヘクタール未満の小規模林家は73%を占めており、50ヘクタール未満となると97.8%になります。経営形態は、林家農家が7割を超える、つまり特用林

産物を含む林業と、畜産、果樹、野菜、茶などの農林複合経営がほとんどとなっています。木材価格の低迷、小規模林家が多いことなどにより、建設業などに頼ってきたのが実情であります。そこで現金収入を得て生活することで、辛うじて山林や農地は守られてきたと言ってもいいと思います。公共事業の減少、景気の悪化、さらに入札制度改革で、雇用環境は不安定となっています。さらなる人口流出により、多くの集落の機能不全、消滅の可能性が考えられます。しかし、将来における石油、食料の大量輸入、これが不安視されていることから、食料、環境、エネルギーを担う地域として、一定の定住を図ることが必要と私は考えます。ただ、将来の国全体の人口の減少による国力の低下で、これまでのような国からの支援に大きく依存することは厳しくなることを覚悟する必要があると考えます。最低限の所得を確保して、自立を目指す必要があります。農外所得が減少している中で、基幹となる林業・農業所得をふやすことが必要となります。これまで私は林業に関する質問が多かったのですが、地形など厳しい条件にある中山間地域の農業振興について、どのような対策を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 中山間地域の農業振興を図るためには、特色のある地域資源を最大限に活用した、付加価値の高い農業生産の推進が必要であります。このため県では、夏場の冷涼な気象条件に適した収益性の高い品目の選定や新技術の導入に取り組むとともに、花のランキュラスや完熟キンカン、カラーピーマンなどを重点品目と位置づけ、農業改良普及センターを中心とした技術・経営指導や、ハウス・省力化施設等の条件整備を推進し、農家経

営の安定や産地化に努めているところであり
ます。さらには、集落ぐるみの鳥獣被害対策を推
進するとともに、起業型の農産加工グループの
育成などをあわせて行い、中山間地域農業の活
性化を図っているところでもあります。

○黒木正一議員 次に、中山間地域における試
験研究の現状と今後のあり方についてお伺いし
ます。本県には、総合農業試験場、畑作園芸支
場、茶業支場、亜熱帯作物支場、薬草・地域作
物センターの農業関係試験場があり、大きな成
果を上げておりますが、いずれも宮崎平野、霧
島周辺の平坦地の主として黒ぼく土地帯にあ
ります。本県の中山間地域は、そのほとんどが
主として褐色森林土地帯にあります。また、平
たん地とは、地形、気象なども大きく異なっ
ています。先ほどから申し上げているとおり、中
山間地域は、農家が林家や兼業である場合が多
く、労働配分の面で配慮が必要であります。こ
れらの課題の解決のためには、それぞれの違い
に即した研究開発、技術の実証・普及を現地で
行うことが極めて重要であると思っております。そ
ういう試験研究施設の設置についてどう考える
か、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 中山間地域に
おける試験研究につきましては、中山間地域特
有の課題解決を図るため、総合農業試験場が定
期的あるいは状況に応じて、現地における試験
圃場の設置や調査・研究などを実施しており、
本年度は約20カ所の設置を予定しております。
近年の試験成果を生かした事例といたしまし
て、ラナンキュラスや夏イチゴの品種育成・栽
培方法の確立の成果をもとに、普及センター、
関係機関と連携しながら、地域と一体となって
産地化に取り組んでいるところでもあります。今
後とも、中山間地域における試験研究につつま

しては、中山間地域農業の特性を生かした新技
術や新品種等の開発を進めるとともに、産地形
成や人材育成につきましては、林業との複合経
営など、平地と異なる経営実態等も十分踏まえ
ながら、的確に対応してまいりたいと考えてお
ります。

○黒木正一議員 現地における試験圃場で対応
するということではありますが、果たしてそれで
十分なかどうか。新たな試験研究施設をつく
るということは、現下の財政状況等を考えれば
極めて困難でありますから、今ある施設を活用
する方法はできないのか。一案として、県林業
技術センターは、農業技術や鳥獣害対策の研究
・実証、6次産業化への支援など、中山間地域
の農林業を総合的に支援する組織を併設させる
施設として利用できないのか。今回の補正予算
の中にも、ゼロ予算政策の一つに、林業技術セ
ンターの有効活用が上がっております。島根県
は、林業試験場と中山間地域振興センターが併
設されており、中国地方の林業、中山間地域研
究の中心地となっております。このようなこと
を考えますのは、高齢化が進み、人口が急激に
減少する現状を見ると、果たして山は、森林は
守れるのかと思うからです。本県は、杉の素材
生産量が平成3年から連続で日本一となるな
ど、国内有数の国産材供給基地としての地位を
築いてきています。8齢級以上の人工林が63%
を占めており、先人が苦勞して育てた資源をい
かに有効活用するのか。そして、それに続く森
林をいかに育てる仕組みをつくるのか。日本で
唯一の循環可能な資源と言われる森林資源を循
環させることができるのか。ボランティアの人
たちだけで山を循環できるほど容易なものでは
ありません。今回の新たな森林・林業長期計画
にも、山村地域の課題として、農林業複合経営

による所得の確保が述べられております。どうか部局を超えた総合的な対策を今後検討していただくように要望しておきたいというふうに思います。

次に、口蹄疫からの再生・復興について質問をいたします。再生・復興方針では、全国のモデルとなる畜産を再構築するとして、本県畜産の新生を目標として掲げています。昨日、太田議員から、アニマルウェルフェアに関する質問がありましたが、この方針では、飼養密度の適正化が強調されていますが、これは農場での飼育頭数のことなのか、地域内での密度のことなのか。また、正しい飼養密度をどう考えるのか。口蹄疫復興対策連絡会議において、飼養頭数の上限をしっかりと示してもらいたい旨の意見があったと聞いております。現在、畜産経営再開状況は、農場数でおよそ半数とのことですが、早目に考え方を示す必要があると思います。どうお考えなのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 適正飼養密度につきましては、適正に管理できる頭数を飼養するという観点から、畜産経営をとらえるものでございます。新しい視点でのテーマであることから、防疫の強化、埋却地の確保、また生産性の向上等のさまざまな角度から、関係団体や生産者の代表、大学関係者等と意見交換を行い、その効果や課題、また具体的な取り組み方法等について検討することとしております。この検討結果に基づいて、市町村、また農業団体等と協議・調整を行った上で、9月をめどに考え方を取りまとめたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、粗飼料自給率向上についてお伺いします。再生・復興方針の工程表では、安全・安心の確保のためには、飼料自給率の向上が必要であるとされて、県のコントラク

ター協議会を設立することになっております。また、粗飼料対策は、前回、口蹄疫が発生したとき、輸入わらが感染源として疑われたことがありましたが、非常に重要なことであると思います。工程表では、来年度、稲わらストックセンターを整備することが検討されるようになっておりますが、現在の県内における粗飼料の作付面積と自給率はどうなっているのか。また、農水省によりますと、国内で生産されるわらは約870トンで、このうち飼料用として利用されているのはわずか3.9%ということですが、本県における稲わらの利用はどうなっているのかをお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 粗飼料の自給率向上は、防疫面や安全で安心な畜産物を生産する上で大変重要であることから、飼料生産受託組織の育成や飼料用機械の導入支援等を行い、生産拡大を図ってきたところであります。その結果、平成22年の自給粗飼料の作付面積は、全国第3位の3万500ヘクタールとなり、自給率は約90%に達したところであります。また、稲わらにつきましては、主食用米の約6割に当たる6万3,000トンと飼料用稲や飼料用米の2万500トンが利用されております。県としましては、粗飼料自給率100%を目指して、引き続き、飼料生産基盤の整備や飼料生産の外部委託化などを図ることにより、自給粗飼料のさらなる生産拡大と利用推進に努めてまいりたいと思います。

○黒木正一議員 次に、中山間地域での増頭についてお伺いします。中山間地域の農業において、畜産の占めるウエートは大きいものがあります。しかし、昨年、口蹄疫が発生したときに、特に山間地においては、埋却地をどこにするのか、その確保は大きな問題でした。再生・

復興方針には、全県的な頭数については、中山間地域での規模拡大等によって、少なくとも肉用牛については、現在と同程度を確保することを目指すというふうにあります。埋却地は、農家が農場近くに確実に確保することを目標としていますが、山間地域においては、極めて難しい地域があります。私は、必ずしも数をもとに戻すことが復興ではないと思いますが、埋却地の確保など、中山間地の問題をしっかりと検討されて進めていく必要があると思います。どうお考えですか、お伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 中山間地域の肉用牛生産は、地域農業の振興はもとより、農地保全や地域経済の活性化、また関連産業も含めた雇用創出など、大変重要な役割を担っており、今後とも、生産振興を図っていく必要があると考えております。そのためにも、防疫体制の強化は不可欠であり、埋却地の確保もその重要な要素の一つであります。具体的に確保を進めるに当たりましては、農場の規模や地理的条件等によっては、周辺に平地が少ない、また、れきや岩が多く埋却地に適していないなど、さまざまな課題も考えられますが、今後、地域の実情を踏まえながら、市町村や関係機関と一体となって、確保に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、林業政策についてお伺いいたします。

国は、21年度の暮れに森林・林業再生プランを策定いたしました。10年後の国産材自給率50%を目指すということにしております。そのためには、作業路網の整備や大型機械の導入などによりまして、集約施業を進め、林業の採算性を上げるという方針で、本県では、椎葉村においてそのモデル事業が行われました。この再生

プランの推進のために、森林法が改正されたと聞いておりますが、その内容についてお伺いしたいと思います。また、近年、話題となっております外国資本による森林買収に対する対応も盛り込まれたと聞いておりますが、その内容についてもお伺いをいたします。副知事は、林野庁の企画課長として、森林法改正に尽力されたとうわさに聞いておりますので、副知事にお伺いしたいと思います。

○副知事（牧元幸司君） 御指摘ございましたように、今、森林・林業政策全般の見直しが国において進められているところでございまして、その中で、川上におきましては、間伐でございましてか植林といったような森林施業が適切に行われるような仕組みを整備するということ、それから川下におきましては、木材の安定供給体制の整備でありますとか国産材の需要拡大を進めることによりまして、これも御指摘のあったとおりでございますけれども、国産材の自給率50%以上を目指すといったような内容でございまして。今回の森林法改正につきましては、このような政策見直しの一環で行われたものでございまして、具体的な内容といたしましては、一つには、一定のまとまりを持った森林におきまして、間伐の集約化でございましてかあるいは路網の整備などを計画的に進められますように、森林計画制度の見直しが行われたところでございます。また、あわせまして、早急に間伐が必要な森林に対する間伐でございましてか、あるいは路網の整備を進める上におきまして、例えば不在村の森林所有者が見つからなくて、なかなか同意が得られなくて事業が進まないというようなときにも、手続が進められるような法的な措置といったようなものがとられたところでございます。それからさらに、今回

の改正では、新たに森林の土地の所有者となった者に対する届け出義務というものが創設されたところをごさいます、この点が、御指摘ございました外国人の土地取得問題、これを背景にした改正でございます。この点につきましては、北海道を中心といたしまして、外国人による森林買収の事例というものが明らかになったということをごさいます、これに対応して、このような森林の所有の移動を把握できるような形、こういうものが制度的に手当てをされたということをごさいます。従来、森林を伐採するとかあるいは森林を宅地に変更するといったようなものについては、森林法上のいろんな規制があったわけでございますけれども、このような土地の所有の変化については、特段の措置がなかったところをごさいます、今回の法改正の中で、新たに森林の土地所有者になった者に対する届け出義務というものがつけ加えられたところをごさいます。以上のような森林法の改正の内容でございますけれども、こういった改正内容を活用いたしまして、杉生産量日本一、これも御指摘があったところをごさいますけれども、こういう生産量を誇ります本県林業の発展というものを一層図ってまいりたいというふうに考えているところをごさいます。

○黒木正一議員 外国資本の山林買収の話がいろいろ話題になっているんですけども、何も外国資本が悪いというわけではないと思うんですが、日本が乗っ取られるんじゃないかというような不安感も非常にありまして、そういう面が少しでも改善されるとありがたいなというふうに思っております。

続きまして、環境・新エネルギー先進地づくりについてお伺いしたいと思います。長期ビジョンでは、環境・新エネルギー先進地づくり

戦略として、新エネルギーの導入量を20年後に10倍とする目標が示されています。アクションプランにおいては、新エネルギー総出力電力を現況の18万9,257キロワットから、平成26年には約2倍にするという目標値を設定しております。非常に具体的な細かな指標になっておりますが、これは新エネルギーのそれぞれを積み上げたものかもしれませんが、その内訳をどのように見込んでいるのかを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 新エネルギー総出力電力の目標値は、40万6,000キロワットとしておりますが、その内訳といたしましては、バイオマス発電が17万8,000キロワット、太陽光発電は20万7,000キロワット、中小規模水力発電が1万8,000キロワットなどを見込んでいるところであります。

○黒木正一議員 知事は、予算の提案理由説明の中で、新エネルギーによる循環型社会づくりや次代に継承する森・川・海づくり、持続可能な森林・林業・木材産業の振興に取り組んでまいると述べておりますが、どうか普及に当たっては、農山漁村地域の振興とセットで推進していただきたいというふうに思います。

続きまして、木質バイオマスの可能性についてお伺いいたします。この件についても質問された方がおりましたけれども、森林・林業基本計画の目標数値によりますと、木材需給見通しは、森林・林業再生プランの実現を目指して、国産材供給量、現在1,800万立方メートルを10年後には3,900万立方メートルに増加させる。一方、10年後の木材需要量は7,800万立方メートルとし、自給率を50%とすると。ただ、平成21年度の木材需要量は、対前年比で2割近く減少していることから、少子高齢化が進む国内市場

で、いかに総需要量を上げることが課題とされており、そのためには、木質バイオマスエネルギー利用の拡大がかぎというふうにされております。本県においては、木質バイオマス発生量は87万トンと推測されるという話がありましたが、製材残材、建築廃材の約20万トンは利用されているけれども、林地残材については、利用がほとんど進んでいない。森林・林業長期計画では、平成27年度に14万立方メートル、32年に15万立方メートルを利用目標としております。ただ、集材・運搬のコストが大きく、目標達成には乗り越えなければならないハードルがたくさんあるのではないかと思います。林家の所得につながるのではないかという大きな期待と同時に、大きな需要源として利用する可能性があるのかどうかというような不安の声を聞きますが、この可能性について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 御指摘のように、本県では、年間約87万トンの木質バイオマスが発生しており、そのうち製材残材や建設廃材などは、その多くが木材乾燥用の燃料等に利用されております。一方、林地残材につきましては、これまでほとんど利用されておりましたが、近年、県内では、木質ペレット工場が相次いで稼働するとともに、石炭と混焼する大型の発電施設が建設中でありまして、今後、エネルギー分野で利活用が期待されるところであります。県といたしましては、木質バイオマスは、再生可能な地域資源として大きな可能性を有すると認識しておりまして、今年度からスタートした森林・林業長期計画においても、10年後の林地残材利用量の目標を年間15万立方メートルとして、利用拡大に努めることとしております。

○黒木正一議員 林業白書によりますと、新規需要分野の開拓が不可欠であるとして、再生可能エネルギーの全量買取制度などを追い風に、木質バイオマスのエネルギー利用を進めることが課題だとしております。また、ソフトバンクの社長が呼びかけておりますメガソーラーの建設などを進める自然エネルギー協議会に、本県など33道府県が参加して設立する見込みとの報道がありますが、自然エネルギーで発電した電力の全量買取制度を事業の前提として訴えているとのことでもあります。現在の売電価格は幾らなのか。政府は全量買取制度の法案を国会に提出しており、今、新聞紙上でいろいろと話題になっておりますけれども、その制度の概要について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） まず、売電価格についてですけれども、県内で木質バイオマス発電を行っている製材工場から聞き取りしましたところ、九州電力の余剰電力買い取り価格は、1年間の平均で、1キロワットアワー当たり約12円とのことでもあります。次に、全量買取制度についてです。再生可能エネルギーの全量買取制度につきましては、現在、国会に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」が提出されているところであります。この全量買取制度につきましては、バイオマスや太陽光などを用いて発電された電気について、一定の価格で一定の期間、電気事業者が買い取ることを義務づけるとされております。この買い取り価格等につきましては、今後、省令で定められるようではありますが、バイオマス発電の場合は、買い取り価格は1キロワットアワー当たり15円から20円の範囲内、買い取り期間は15年から20年の範囲内が想定されているようであります。

○黒木正一議員 県民政策部長が横田議員の質問に答えたのだと思いますが、エネルギー政策について、国による明確な方向づけ、政策誘導が必要だと言われましたけれども、対策ではなくて政策としてしっかり取り組んでもらわなければ、こういう制度は進まないのではないかというふうに思います。

次に、話を変えまして、少子化対策、出会い応援事業についてお伺いいたします。

本県の合計特殊出生率は1.63で、長期ビジョンにおいて、20年後の目標を1.85と設定しています。この達成のためには、当たり前のことですが、独身男女が早く結婚して子供を産むことが重要です。本県の初婚年齢は、男性が29.5歳、女性28.3歳で、全国平均は下回っているものの、年々晩婚化が進んでおります。また、未婚化が進んでいるのも少子化の要因ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、このまま未婚化が進むと、10年後には生涯未婚率は、男性26%、女性17.4%に達すると見られており、大きな問題だと思えます。アクションプランでは、独身者の出会いのきっかけづくりのための民間団体による出会いの機会づくりの場を創出するとあります。独身男女の出会いを応援するこれまでの取り組みと今後の対応について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 未婚化・晩婚化の進行は、少子化の大きな要因の一つであると考えられますことから、県では平成20年度から、「みやざき新たな出会い応援事業」や「宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業」などに取り組みまして、独身男女が出会うイベントや結婚を応援するNPO法人等の活動支援を行ってきたところでございます。これらの取り組みによりまして、民間団体の活動の活性化や

社会全体で結婚を応援する機運の醸成が図られつつあると考えております。今年度につきましては、結婚を応援する団体のネットワーク化を図りますとともに、独身男女の交際力を高めるセミナー等を開催することといたしております。県としましては、独身男女の出会いを応援する取り組みは、未婚化・晩婚化対策の取り組みの一つとして重要と考えておりますので、今後とも、積極的に出会いや交流の場づくりに努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 若者の結婚問題についての会合に行きますと、出会い事業というのは、行政の仕事になじまないのではないかという議論がありますし、最終的には個人の問題として片づけられることが多くありますが、出会いの場が少ないという声もありますし、何らかのサポートは必要ではないかというふうに思います。2011年版の子ども・子育て白書によりますと、男性の既婚率は、所得がふえるに従って上昇する傾向があり、特に年収300万を境に大きな差があると分析しています。宮崎県の県民所得から考えると多いと思いますが、少子化対策には就労支援が不可欠として、非正規労働者の待遇向上やフリーターの就労促進に向けた取り組みの必要性を強調しております。この改善への取り組みも、今後の大きな課題であると思えます。

続きまして、不妊治療についてお伺いします。子供が欲しくてもできない夫婦の問題も深刻です。本県では、今回の補正予算を含めて8,967万6,000円の不妊治療費助成事業で、不妊治療を受ける夫婦に支援を行うことになっていますが、事業の内容についてお伺いします。また、治療対象者の推移はどうなっているのか。不妊に悩む夫婦への相談体制はどうなって

いるのかについてもお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 不妊に悩む方への支援につきましては、安心して子供を生み育てられる社会の実現のために重要であると認識しておりまして、少子化対策にも資するものと考えております。本県では、経済的負担の軽減を図りますために、平成16年度から、医療保険の適用されない体外受精及び顕微授精に対しまして、治療費の一部を助成する事業を実施しております。平成22年度の助成実績でございますが、宮崎市実施分を含めまして671件、9,481万1,000円であり、このうち県の助成実績は378件、5,365万9,000円となっております。申請件数等は年々増加いたしております。また、不妊に関する心や体の不安や悩みについて相談を受けたり、適切な情報を提供するため、平成15年度から、専門の相談員を配置した不妊専門相談センターを開設いたしまして、電話やメールでの相談とともに、不妊に悩む方同士の交流会、こういったものを実施しているところでございます。

○黒木正一議員 不妊治療を受けている人の話を聞きますと、治療費の負担の問題——男性にも30から40%の原因があるようですけれども、女性のほうの精神的苦痛が大きいようです。十分な支援体制が必要ではないかというふうに思います。

私はいつも思うのですけれども、若者を都会に集めて夜通し電気をつけている今の社会では、なかなか子供は生まれないのではないかと。早寝、早起き、朝御飯とよく言われますが、そのような生活を進めることこそが少子化対策につながり、今課題となっております節電にもなるのではないかとこのように思います。2日前の日曜日、日向市東郷町の坪谷小学校での食育

に関する講演会に行ってきました。その中で、さきに質問しました不妊治療についての話がありました。現在、不妊外来に来る人が増加しており、体外受精児がふえているとのことで、2002年には生まれる子供の80人に1人だったのが、今は50人に1人が体外受精で生まれているそうであります。その数に驚きました。その一因が食べ物ではないかという内容の話でありました。初日に有岡議員が、そして先ほどは高橋議員が「弁当の日」について質問し、初日には教育長の熱い思いを感じました。私はたかが「弁当の日」と考えておりましたが、この講演会に行きまして、「弁当の日」が教育的な意義だけではなく、今の社会が抱えているいろいろな課題の解決につながるものということを知りました。本県は農業県として、これまで食育には積極的に取り組んでおりますが、「弁当の日」の実施状況と今後の推進をどう図っていくのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県内で子供がつくる「弁当の日」を実施している学校は、この1年ほどで急速にふえまして、本年3月末現在で、小中学校及び県立学校合わせて152校と、実践校数で全国最多となっております。しかしながら、実践校数は全体の3分の1程度でありますことから、「弁当の日」の取り組みを全県的に広げ、一層の推進を図るために、新規事業として「自分でつくる「みやざき弁当の日」推進事業」を今議会の補正予算でお願いしているところであります。具体的には、実践校を指定しまして、効果的な取り組みについて研究を行い、成果を普及するモデル的な役割を果たしてもらうとともに、未実施の学校の多い地域においてシンポジウムを開催し、実践校による発表や、保護者、児童生徒などによるパネルディスカッ

ションを行うなど、「弁当の日」の持つ教育的な意義等について、保護者や教育関係者に啓発・普及し、実践化を図りたいと考えております。「弁当の日」の取り組みは、食育はもとより、みずから考え・判断し・表現する力など、子供たちのたくましく生き抜く力を培うための教育的要素がすべて含まれていると考えております。自立心をはぐくむという意味において申し上げますと、これは私が言っているわけではなくて、受け売りでありますけれども、まず、冷蔵庫の中にある食材だけでつくるとすれば、それを組み合わせでつくりますから、発想力がつきます。それから、そのでき上がりをイメージしますから、想像力がつきます。3つ目は、弁当箱に詰めるおかずは1品ではありません。複数の品をつくらなきゃいけないので、限られた時間の中で手際よく調理をしなければなりません。段取り力がつきます。それから、弁当をつくるためには早起きをしますので、早寝、早起きの習慣づくりにもなるということで、自己管理能力も培われる。このように、いろんな効果が期待できると思います。それから、議員が今言われましたように、子供たちの命、体というのは、自分たちだけのものではありません。当然に自分たちが今度は親になっていくわけですから、その生まれる子供たちが本当に健やかに育つように、そういったことも教えはぐくんでいかなければならないと思っております。そういったふうに、「弁当の日」には幅広い教育的な効果が認められますことから、この取り組みがますます広がって定着していくように、さらなる取り組みに努めてまいりたいと考えています。以上であります。

○黒木正一議員 6月は食育月間だそうです。そして、毎月10何日かが食育の日だそうです。

これまで——今もですが、知りませんでした。県民みんなが食べ物について考えるようになるまで、ぜひ取り組んでいてもらいたいというふうに思います。

まだ質問事項が幾つも残ってございましたけれども、次回に回させていただきます。以上で私の質問を終わります。(拍手)

○外山三博議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第22号から第25号まで採決

○外山三博議長 ここで、さきに提案のありました公安委員会委員、人事委員会委員及び収用委員会委員の任命または選任の同意についての議案第22号から第25号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第22号から第25号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第21号まで及び

報告第1号並びに請願委員会付託

○外山三博議長 次に、今回提案されました議案第1号から第21号まで及び報告第1号の各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせします。

あす22日から28日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、29日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

6月29日（水）

平成 23 年 6 月 29 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日日新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕 次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 公 安 委 員 | 山 崎 殖 章 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 山之内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第21号まで及び報告第1号の各号議案、並びに請願第1号から第5号を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願2件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第16号、議案第17号、報告第1号及び請願第4号については賛成多数、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、本県の厳しい財政状況も踏まえながら、政策的事業や新規事業に、口蹄疫・経済復興対策や東日本大震災対策などの事業を加えた、いわゆる肉付け予算として編成されたものであり、補正額は568億8,700万円の増額となっております。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,805億5,000万円で、前年度の当初予算と比

較して32億8,400万円、0.6%の増となっております。また、特別会計は2.2%の増、公営企業会計については0.2%の増となっております。

歳入面をしてみると、まず、自主財源比率については、繰入金が増等により、前年度当初比で1.8ポイント上昇し38.0%となっております。また、依存財源では、地方交付税が前年度当初比4.7%、地方譲与税が16.7%の増となったものの、国庫支出金は、施設整備事業の減等により3.9%の減となっております。さらに、県債が投資的経費の縮減、重点化及び地方交付税の代替財源として措置される臨時財政対策債の減により、前年度当初比16.1%の減となるなど、依存財源全体では2.2%の減となっております。

一方、歳出面をしてみると、国の予算と地方財政計画の伸び率を13年ぶりに両方とも上回る伸び率を確保した積極型の予算となっております。

その結果、当初予算と合わせた財源調整のための基金からの繰り入れは194億円余となっております。この結果、平成23年度末における基金残高は373億円となる見込みであります。

また、県債残高につきましては、1兆580億円で、昨年度末に比べ11億円の減となる見込みであり、臨時財政対策債と口蹄疫対策転貸債等を除いた実質的な県債残高は6,343億円となり、338億円の減となります。

次に、県民政策部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で14億2,300万円余、特別会計で5,000万円の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の県民政策部の予算額は120億2,800万円余となります。

このうち、東日本大震災被災者受入応援事業

についてであります。

これは、県内の中山間地域での被災者の受け入れを雇用の面から支援し、被災者の生活再建を図るものであります。

このことについて委員より、「被災された方々は新たな生活拠点を求めて、重大な決意のもと本県に来られるのであるから、しっかりとしたフォローを行ってほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「雇用の面だけでなく、住まいの相談、さらには心のケア等も含め、各部局を初め、市町村や関係団体とも連携して、トータルパッケージで支援してまいりたい」との答弁がありました。

次に、議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」であります。

これは、平成23年2月議会で議決されました長期ビジョンや知事の政策提案を踏まえ、本県が直面する課題を克服し、希望ある未来を築いていくため、今後4年間の施策目標を明らかにするとともに、それらを実現するためにどのように行動していくのかを示すアクションプランを策定するものであります。

当局より、このアクションプランの施策目標が示され、優先的に取り組む重点施策について説明がありました。

このことについて委員より、「アクションプランの進行管理はどのように行うのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「重点施策に掲げた具体的な取り組みを着実に推進するため、詳細な数値目標を掲げた工程表を作成し、おこなっている部分については、課題の分析等も行っていく、また、県政全体がどのように進んでいるか、県民に対してわかりやすく説明できるよう

工夫してまいりたい」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「外部有識者による政策評価に当たっては、公正な評価ができるよう、人選には配慮していただきたい」との要望がありました。

次に、総務部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、17億8,900万円余の増額補正であり、補正後の総務部の予算額は1,373億3,100万円余となります。

このうち、自主防災組織結成促進・活性化事業についてであります。

このことについて委員より、「県民の防災への意識が薄らぐ前に、スピード感を持って取り組むとともに、自主防災組織の育成・強化を地域コミュニティの再生・活性化にもつなげていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007」の変更についてであります。

これは、県財政が非常に厳しい状況にある中、県総合計画に掲げる施策を着実に推進していくため、新たな行財政改革の指針となる「みやざき行財政改革プラン」を策定するものであります。

このことについて当局より、「効果的・効率的な行政基盤の確立」「県民目線による行政サービスの提供」「持続可能な財政基盤の確立」という3つの改革の視点が示され、それぞれの視点に基づく改革プログラムについて説明がありました。

このうち、効果的・効率的な行政基盤の確立に関して、複数の委員より、「知事部局等の職員数を平成17年対比で1割程度削減とあるが、削減の根拠が不明確である」との意見や、「適正な業務分担や適正な人材配置の視点も必要で

はないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「職員のメンタルヘルス対策として、心のケアや、職場復帰までのフォローをしっかりと行ってほしい」との要望がありました。

さらに、持続可能な財政基盤の確立に関して、委員より、「本県財政が極めて厳しい状況は十分理解しているが、当局におかれては、地場産業や県民経済の活性化の点にも配慮しながら行財政改革に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書」についてであります。これは、当委員会に付託を受けました請願第5号に基づくものであります。

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されておりますが、他方で地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念されております。もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然ではあります。これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制は余りにも格差があります。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約する作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在いたします。現在、国からは交付金による支援がありますが、期間が限られており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的経費への活用が困難な状況にあります。

このようなことから、国に対して、地方自治体の消費者行政が充実するよう、継続的かつ実

効的な財政支援を行うこと等、特段の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくよう、お願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員 〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願2件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、59億4,900万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は974億7,900万円余となり、前年度当初予算額に対して8.4%の増額となっております。

このうち、宮崎県地域医療支援機構(仮称)設置事業についてであります。

これは、本県が抱える医師不足及び医師の地域偏在を解消するため、宮崎大学、県医師会、

市町村及び県の関係機関が密接に連絡した同機構を設置し、本県の地域医療提供体制の充実を図るものであり、国の採択を受けて、国費2分の1、県費2分の1を財源として実施するものであります。

このことについて、委員より、当機構を設置する趣旨について質疑があり、当局より、「国の機構は、センターを1カ所設置して、そこで医師の派遣や調整などを実施するというものであったが、本県の場合、1カ所で実施するよりも、大学、医師会、県、市町村で協力して一緒に取り組む方法がよいということで、国にも認めていただいた」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、関係機関等との連携、特に病院局との連携を十分に図るとともに、数値目標を掲げ、それを達成するための具体的な手段を検討した上で事業実施することなどにより、医師不足病院への医師の配置と臨床研修マッチング数の増加を実現することを強く要望いたします。

次に、放課後児童健全育成総合対策事業の一つである放課後家庭塾推進モデル事業についてであります。

これは、放課後児童の新たな受け皿として、地域のシニア層が家庭で預かる仕組みを推進することにより、子供の放課後の安全確保及び保護者の仕事と家庭の両立支援を図るとともに、地域のシニア層の社会参加を促進するものであります。

このことについて、委員より、「責任を持って子供を預かる必要があります、事故等の問題をしっかりと考えないといけない」との意見があり、当局より、「損害保険へ加入するなど、十分配慮して対応したい」との答弁がありました。

次に、「人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、バリアフリーの施設づくりのさらなる推進を図るため、所要の改正を行うものであります。

これに対して委員より、「施設に対し、整備基準に適合した際に交付される適合証について、県民にわかりやすく表示するよう指導してほしい」との要望がありました。

次に、病院局における平成23年度臨床研修医確保事業についてであります。

これは平成23年度の新規事業として、県立病院における臨床研修医の確保を図るために、病院合同説明会への参加やバスツアーの実施等、医学生に対するPR活動を強化するとともに、県立病院群としての新たな臨床研修プログラムを平成24年度からスタートさせるものであります。

このことについて、委員より、「学生にとって魅力的な研修プログラムとなるよう、アンケート等で学生の意見を把握する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「今回のプログラムは副院長や研修医等の意見を聞いた上で作成したものであるが、今後も、説明会での学生の意見等も聞きながら、よりよいものになるよう柔軟に考えていきたい」との答弁がありました。

また、他の委員より、「未来みやざき創造プランの工程表に、県立病院における臨床研修医確保に関する数値目標を盛り込むべきではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、研修事業や医師不足に係る実態を十分に踏まえ、明確な目標を設定した上で本事業を実施し、県立病院が、数多くの臨床研修医を確保することを強く要望い

たします。

最後に、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で119億7,700万円余の増額補正であります。この結果、補正後の一般会計予算額は、502億7,000万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部の予算額は、515億600万円余となります。

このうち、商工観光労働部の雇用に係る取り組みについてであります。

このことについて、当局より、「緊急雇用創出事業臨時特例基金及びふるさと雇用再生特別基金を財源として、失業者や地域求職者に対し、一時的な雇用・就業機会の創出や地域の実情に応じた安定的な雇用の創出を図りたい」との説明があり、委員より、「新燃岳の噴火や口

蹄疫の発生、さらに東日本大震災等の災害が発生したことにより、地域経済が深刻な影響を受けている。このことは、雇用に関しても例外ではなく、当該基金事業が平成23年度で終了すると、宮崎県の雇用環境が悪化することは容易に想像できる。そのため、同様の事業が平成24年度以降も引き続き実施できるよう、国に対して新たな基金事業の創設等を働きかけていただきたい」との意見がありました。

これに対して当局より、「この基金事業による雇用創出は大きな効果が上がっているため、平成24年度以降も当該基金事業の継続、または代替事業の創設等についても、国に強く要望していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、災害時により地域経済が冷え込む中、商工業者等への支援や雇用対策の継続は必要であり、その中でも当該基金事業は非常に重要なものであることから、平成24年度以降も引き続き同様の雇用事業が実施されるよう、国に対して強く求めていくことを要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で170億3,900万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計予算額は、781億6,000万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の予算額は、809億2,200万円余となります。

このうち、県土整備部に係る公共事業予算についてであります。

このことについて委員より、「本議会に提案されている「みやざき行財政改革プラン」によると、公共事業については、毎年度前年比5%削減との方向性が示されているが、県民生活に

支障が生じないよう適切な公共事業に係る予算を確保する必要がある」との意見がありました。

当委員会といたしましては、今年度の予算が平成8年度の県土整備部の公共事業予算の約1,350億円から半減している事実を考慮すると、行財政改革の必要性を十分認識しても、これ以上の削減は県民生活に支障が生じることが考えられることから、慎重な対応をしていただくよう要望いたします。

次に、入札制度についてであります。

このことについて、委員から、「公共事業予算の削減と過去の入札制度改革により、建設業を初めとする県内産業が疲弊している。今後は、公平性と透明性を担保した上で、県内産業の健全な育成という視点を重視し、指名競争入札を含めた入札制度の見直しなどを進めるべきではないか」との意見があり、当局から、「今までの改革の検証を行い、制度の安定性を高めていきたい。一般競争入札を基本としつつ、地域の実情に即した形で制度を構築していきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部に係る指定管理者の選定についてであります。

このことについて委員より、「さまざまな団体が応募しているが、公平性や透明性を保った上で、利用者の利便性やサービスの向上に資する団体を選定するよう、引き続き努めていく必要がある」との意見がありました。

次に、災害に対する県土整備部の取り組みについてであります。

このことについて、委員より、「津波対策としての海岸線の整備の状況はどうなっているか」との質疑があり、当局より、「高潮対策や河川の洪水対策などは実施しているが、津波対

策に特化したハード事業はなく、ソフト面での対策を進めている」との答弁がありました。

これに対して、委員より、「県民の安心・安全を考えるならば、ソフト面での対策だけでなく、ハード面での整備についても、早急に実施すべきである」との意見があり、当局より、「ハード面の整備は、当然やっていかなければならないとの認識を持っているが、時間や予算もかかるため、当面はソフト面での対策を進めていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員から、「木造住宅耐震化普及促進事業については、周知が徹底されていない。県民に地震への備えをしてもらうためにも、行政としてもさらにPRすべきではないか」との意見があり、当局から、「まだ耐震診断の件数は少ないため、さらなる普及啓発を図っていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民を災害から守るため、おこなっている高速道路等の県内インフラ整備を津波対策等を含めて進めていくこと、また地震や津波等の災害の危険性については、人命にかかわることであるため、引き続き情報発信に努めていただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計75億7,300万円余、特別会計1,400万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は、252億1,000万円余となります。

このうち、太陽光発電システム導入促進事業についてであります。

本事業は、住宅に太陽光発電システム等を設置する場合に、その経費の一部を補助するものでありますが、県内で製造された太陽光パネルを設置する場合や県産材を使用した新築木造住宅に設置する場合には、補助上限額を増額する優遇措置が新設されたものであります。

このことについて委員より、「再生可能エネルギーの活用が望まれている中で、優遇措置を設けたことにより、県内産パネルや県産材の利用促進が図られることが期待できるので、積極的に事業を推進していただき、厳しい財政状況ではあるが、事業の拡大も検討してもらいたい」との意見がありました。

次に、林業公社貸付金についてであります。

このことについて、委員より、「貸付金が11億7,200万円余と多額となっているが、これは林業公社改革の計画どおりとなっているのか」との質疑があり、当局より、「平成19年度に策定

した第三次経営計画に基づき経営を行っており、計画どおりの貸し付けとなっているが、厳しい経営状況にあるので、今年度、経営計画の改定を1年前倒しで行う必要があると考えている」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計98億1,500万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は393億6,600万円余となります。

このうち、畜産基盤再編総合整備事業についてであります。

このことについて、委員より、「家畜伝染病予防法の改正により家畜所有者に埋却地の確保が義務づけられるが、建設用地については、埋却地や水問題の対策を検討した上で選定しているのか」「事業を実施した農家から、施設の建設単価が割高になっているとの声を聞いているが、実態を把握しているか」との質疑があり、当局より、「用地選定に当たっては、今後とも事業主体や受益者と十分協議していきたい」、また、「建設単価については、これまでの実績を見ると、ほとんど差はない」との答弁がありました。

これに対して委員より、「用地の選定に当たっては、周辺の住民にも配慮して検討を進めていただきたい」「建設単価については、受益者の負担が少しでも軽減されるように、配慮願いたい」との要望がありました。

次に、メロン産地改革緊急支援事業や宮崎方式ICM定着促進緊急対策事業に関して、複数の委員より、「本県特産のメロンやショウガなどの生産は、土壌消毒剤の使用制限により土壌病害が多発し危機に瀕しているため、新技術を

早急に確立してもらいたい」「試験研究は、本県農業の将来の活路を見出す基礎となるものなので、積極的に取り組んでももらいたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画についてであります。

今回策定される計画の目指す将来像の一つに、「儲かる農業の実現」を掲げてありますが、このことについて複数の委員より、「農家の所得目標額を定めるとともに、実態をしっかりと把握・分析した上で、農家所得の向上に努めてもらいたい」「農商工連携を推進することにより、農家の所得向上につなげてもらいたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「過疎化・高齢化により農村集落の衰退が深刻化しているので、農村の既存集落における未利用農地の有効活用を積極的に進めて、農村整備の活性化を図ってもらいたい」との強い意見がありました。

次に、口蹄疫からの経営再開状況調査の概要についてであります。

このことについて当局より、「5月末で54%の農家が経営再開している一方、防疫面や価格面に不安があり、経営を再開できないでいる農家が11%、畜産経営を中止することを検討している農家が23%となっている」との報告がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫が発生した地域を中心に、畜産業はもとより、あらゆる分野の産業も深刻な被害を受けておりますので、一刻も早く地域全体の産業規模が従前以上となるように、各部局と連携して対策を講じ、復興対策に尽力されることを強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策

に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案第1号、第4号、第7号及び報告第1号については、全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8億4,000万円余の増額補正となっており、この結果、補正後の一般会計予算額は279億8,600万円余となります。

このうち、安全で人にやさしい信号機等整備事業についてであります。

この事業は、高齢歩行者の交通事故防止及び交通量の増大した道路において、歩行者が安心して横断等ができるなど、交通事情に対応した信号機の新設整備を図るものであります。

このことについて、委員より、「信号機設置の考え方はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「交通事故の発生状況、交通量、通学路における児童生徒の移動の有無、住民からの要望等を勘案するとともに、警察本部

や警察署の担当幹部のほか、場合によっては住民に立ち会いをしていただき、必要性を検討するとともに、特に緊急性を考慮し設置している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「信号機が重なって設置されている箇所も見受けられ、それによって交通渋滞が発生する可能性もある。一度設置した信号機を取り外すのは難しいかもしれないが、今後、信号機の設置及び撤去に当たっては、交通量等を含めて十分精査の上、検討していただきたい」との要望がありました。

次に、企業局におけるマイクロ水力発電設備及び太陽光発電設備についてであります。

これは、現在建設中の祝子ダムの維持流量を利用したマイクロ水力発電設備と一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に設置した太陽光発電設備に係るものであります。

このことについて、委員より、「この2つの施設は、最大出力や事業費、目標発電電力量だけでは施設の発電効率を比較しにくい。1キロワットアワー当たりの施設整備に係る発電コストは幾らか」との質疑があり、当局より、「祝子ダムのマイクロ水力発電については、耐用年数を60年と想定すると12円、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の太陽光発電設備については、耐用年数を25年と想定すると27円となっている」との答弁がありました。

これに対して他の委員より、「これまで企業局は水力発電を中心に事業を進めてきており、これまでに培ってきた技術を生かした新エネルギーに対するの取り組みに大いに期待している。今後とも健全経営を維持しながら、新エネルギー法案の動向等にも留意し、議会も含め関係機関と連携して取り組みを進めてほしい」との要望がありました。

次に、議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」であります。

これは、これまでの「宮崎の就学前教育すくすくプラン」など4つの基本計画をもって「宮崎県教育振興基本計画」と位置づけ、宮崎県教育基本方針の具現化を図ってきたものを、将来世代である子供たちを初め、県民一人一人が宮崎や我が国、世界の未来を切り開いていく人となることを願い、新たに「第二次宮崎県教育振興基本計画」として策定するものであります。

この計画の策定の経緯については、平成22年1月に一般県民などを対象として実施した「みやざきの教育に関する調査」を初めとして、同年5月以降に、「第2次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会」や「教育ミーティング」により複数回の意見聴取、また、同年11月定例県議会への進捗状況報告、23年2月定例県議会では素案説明がされました。その後、パブリックコメントを経て、同年5月の閉会中の常任委員会で計画案の説明があり、今回の本議会に上程されたものであります。

このことについて、委員より、「東日本大震災後に「絆」ということが重視されているが、「絆」とは家庭から始まり、地域、学校との連携、さらには市町村や県、国との結びつきが大事であることから、「我が国を愛する」という文言は重要なものである」との意見があり、また別の委員より、「国を愛するということは大事であるという観点からも、教育基本法の教育目標にある「我が国と郷土を愛する」という文言を盛り込んだもので修正をお願いしたい」との要請がありました。

これに対して当局より、「本計画は教育基本

法及び国の教育振興基本計画を参酌して策定した事、計画の特徴を説明する中で、本計画の「我が国の伝統と文化を尊重する」ということが、教育基本法に示された「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すること」につながることを教育現場に周知徹底したい」との答弁があるなど、委員と当局の間で幾度となく質疑と答弁が繰り返されました。

採決前に、委員4名から委員会に同計画の一部の修正案が提出され、委員会において協議いたしました。

まず、修正案の提出者より修正内容の説明があり、これに対して、別の委員より、「この基本計画については、これまで委員会において当局から説明がなされており、質疑もなされてきたものである。内容に乖離やそごがあるなど大きな相違があれば納得できるが、特に違和感もなく、理解しやすいものとなっている。安易に修正案が提出されているように思われ、今回の議案上程がされた段階での文言の修正というのはいかがなものかと思われる。これまで委員会が審議してきた経緯が何だったのか」との質疑があり、提出者より、「当局からのこれまで当委員会に説明があつて上程されたという経過があつたものではあるが、上程されたから修正ができないというものではない。平成18年に改正された教育基本法の趣旨をより明文化した計画とするべきものであり、また修正することにより、総体的に影響することもなく、内容的にもよくなると思われる。この計画は今後10年に及ぶ重要なものであることから、議会が当局の最終案に手を加えることがあつてもよいのではないか」との答弁がありました。

また討論では、委員より、「学校等の現場か

ら見たときに、この計画を理解する上では、当局の作成した原案の表現が適切であり、また十分伝わると思われる」との反対討論がありました。

また、提出者より、「児童生徒へよりわかりやすく伝えるためには、現場への指導徹底が重要である。修正案とした場合は、現場では素直にわかりやすく伝わるものと思われる」との賛成討論がありました。

質疑と討論の後、採決の結果、修正案は賛成多数で可決すべきものと決定し、修正の動議につきましては、賛成議員の発議により議長に提出することとなりました。

なお、修正部分を除く議案第20号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○外山三博議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員 私は、文教警察企業常任委員会の委員長報告に質疑をいたします。隣にい

らっしゃるものですから聞きづらいのですが、第20号に対する経過については、るる、委員長報告の中でありました。よくわかりました。

その中で、5月26日だったわけですが、常任委員会が開かれました。そこで、最終素案が出されています。その中で、いわゆる今回出されている修正案の中身、文言の議論があったのか、それ一点についてのみ委員長に質疑いたします。

○外山三博議長 文教警察企業常任委員会、河野委員長。

○河野哲也議員 確かに委員のほうから、教育基本法の改正について、反映されているのかという質問があったと記憶しております。それについて丁寧な説明がなされて、了とされたという記憶がありますので、文言修正についての議論はなかったというふうに記憶しております。

○高橋 透議員 わかりました。5月26日の閉会中の常任委員会に最終素案が出されたが、そのときには丁寧に説明があって、今回、修正案を出されていますが、その文言に関する議論はなかったということで理解いたします。終わります。

○外山三博議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員 斜め後ろからで非常に申しわけないんですが、今、委員長報告と質疑の委員長のお答えを聞いておりますと、そんなに問題ありというふうには思えないんですけれども、ただ一点だけお聞きをしたいのは、そういう指摘をしていく。「ここに問題ありよ」という指摘をする。教育委員会からは、「いや、それはできません」という答弁があるというようなことではなかったんですけれども、私から思うに、委員長の委員会運営に問題ありというふうなことで修正案が出されているのかなというよ

うな感じもしないわけじゃないんですが、お答えしにくいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○河野哲也議員 委員会運営のルールにのっとって審議をしたものというふうに考えております。

○鳥飼議員 終わります。

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 議案第20号に対する修正動議提出

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、中野一則議員外3名から、議案第20号に対する修正動議が提出され、所定の発議者がありますので、動議は成立したものと判断し、議題に追加いたします。

事務局長に修正動議を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成23年6月24日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則
横田 照夫
外山 衛
後藤 哲朗

議案第20号に対する修正案

議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」に対する修正案を別紙のとおり提出する。

◎ 提出者趣旨説明

○外山三博議長 ここで、本件について、提出者の趣旨説明を求めます。中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕 それでは、提案者を代表して、議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」の修正案の説明をさせていただきます。

平成23年7月から平成32年までの10年間の計画として策定されます「第二次宮崎県教育振興基本計画」について、お手元に配付しております修正案のとおり、修正をお願いしたいと考えております。

御案内のとおり、平成18年に教育基本法が約60年ぶりに改正され、その第2条第1項第5号に、今日重要と考えられる「教育の目標」の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定されたところであります。

しかしながら、今回提案されました「教育振興基本計画」には、「我が国と郷土を愛する」という教育基本法の大変重要な文言が、残念ながらすっぽりと抜け落ちております。

個人主義が重要視され過ぎている現在の日本社会で、日本人が古来大切にしてきた礼節や親孝行という価値観が失われつつあることにかんがみ、もう一度我が国のすぐれた文化を再認識して、「秩序ある道義国家」を足元から築いていくために、教育基本法に「我が国と郷土を愛する」という記述が盛り込まれたところであります。

自分が生まれ育った郷土や国を愛する態度を養うことや、誇りに思う気持ちをはぐくむこと、そして、こういう教育につなげることは、まことに大切なことでありますので、今後10年

間の本県教育の方向性を定める「教育振興基本計画」に、この文言が記載されることは至極当然のことであると考えます。今回の修正案は、あくまで教育基本法の基本的な理念を反映させるものであることを御理解いただきたいと思います。

ただいま申し上げました趣旨を踏まえ、何とぞ議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。修正案の説明とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 質 疑

○外山三博議長 これより修正動議に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員 今、修正案の提案理由説明をされた中野一則議員にお尋ねしますが、中野議員は、改選前、どこの委員会に所属されていたのか、まずお聞きをいたします。

○中野一則議員 本議会の文教警察企業常任委員会に所属しておりました。

○高橋 透議員 よくわかりました。前期から文教警察企業常任委員会に所属されて、教育のプロということでもよくわかりましたが、先ほど河野常任委員長からも詳しく報告がありましたが、11月に進捗状況が議会で説明されて、ことし2月に素案が全議員に配付されたというふうに私記憶しておりますが、それを説明してらっしゃいます。そのときに、中野議員は、文教警察企業常任委員会に所属されていたわけですから、そのときの議論についてちょっとお聞きしたいのでありますが、いわゆる計画案に反

対をする、そういう議論をされたのか、お尋ねをします。

○中野一則議員 反対とか賛成とか、そういうことを議論する機会というか、場はありませんでした。先ほども委員長から委員会の模様が細かく説明をされましたが、この教育振興基本計画というのは、10年に及ぶもので大変重要なものであります。最初我々に提案されたのは、11月定例議会でありました。12月の初めに説明がありました。そのときには、今、こういうことで進めておりますということを大まかに説明がありました。もちろん、どこの委員会でもありますように、委員会資料というのが委員会には提出されますが、その委員会資料に基づいての説明であります。そのときに、私が言ったのは、教育というのは非常に大切に長期なものであるから、知事選挙も近くあるし、またその他の選挙もあるので、この計画は、知事が新しく就任されても、骨格予算をまずは提出される。その後は、6月に向けて肉付け予算を提出される、大変お忙しいということもありましたので、そういう思いもしましたので、大切な基本計画は、やはり1年ぐらいは延期すべきものであると。拙速であってはならんという気持ちで、そういう旨の発言をしました。そのことは委員長報告に盛られて、6月に固執するものではないというような委員長報告にまとまったものであると、このように思っております。そういうことを経まして、2月の定例議会に素案という形で、もちろん冊子も渡りましたが、説明の中においては、委員会資料に基づいた説明がされました。

その中で、私が基本的に申し上げたのは、教育基本法が改正され、また学習指導要領等も改正されているが、こういうものにのっとった計

画案であるのかということをお尋ねしたら、そういう旨の答弁でありましたから、そのことならよしと、すばらしい日本人が生まれると、こういう応答はした記憶がございます。正直に言いまして、ちょうど3月の初めでありましたから、それぞれ議会は次のことでいろいろと多忙をきわめている時期でありましたので、細かく冊子を見る間はなく、5月の委員会になったところでありました。そのときも同じようなことを質問した記憶がございます。以上です。

○高橋 透議員 長々と答えていただきましたので、ちょっとわからなくなりましたが、私がお尋ねしたのは、2月に素案が出されて、説明を執行部がしたはずなんです。そして、質疑はありませんかと委員長が諮っているはずなんです。そこで、所属されていた中野議員は、先ほど壇上でおっしゃった、「我が国と郷土を愛し」というあの文言について、いわゆる質疑をされたかどうか、そこが一つのポイントだと思うのです。そこを尋ねたわけですが、先ほど、その場ではなかったとすれば、それはちょっと間違っていると思います。議論の場はなかったというふうにお答えされたら、それは間違いだと思いますので、後ほど訂正いただきたいと思います。

それと、5月の常任委員会で、これはまた最終素案、2月は素案、5月には最終素案というのを出されています。私は、2月の素案と5月の最終素案を見ましたけれども、余り変わっていないんです。そういうように私は認識しました。中野議員は変わったというふうには認識されたんだなというふうには推察します。どこが変わったかを説明いただけませんか。

○中野一則議員 総体的には変わっていない

ですよ。変わっていなかったの、今日、「我が国と郷土を愛する」という文言が入ってなかったの、その修正をお願いしたところでありませぬ。

○高橋 透議員 先ほど、私の質疑でお答えになったかもしれませんが、いま一度聞きますけど、じゃ、5月に最終案を出された。そこで執行部が説明したと思います。そこでまた委員長が諮ったと思いますよ、質疑はありませんかと。そこで、先ほどから提案説明もされていますが、文言修正の部分、この質疑をされたのか。そしてまた、議案に対してだめですよと、この議案ではだめですよという討論があったのか、中野議員にお尋ねします。

○中野一則議員 先ほどもちょっと申し上げましたが、我々の委員会での説明は、どこの部局も一緒、大体そうでありませぬが、こういう分厚いものが手元にあつたにしても、委員会資料に基づいてその説明がされるんですよ。その中に、こういう委員会資料には、そういう文言はありませんでした。また、説明もありません。しかし、私は、3月の初めの議会のときにも、教育基本法が改正されているよ、学習指導要領もされているよ、そのことが盛り込まれておるのかと、そういう趣旨の質問をしました。また、この5月議会の説明は、担当課長がされました。政策企画監ですかね、その方は御病気で欠席でありましたので、担当課長が説明されましたが、そう長々と説明したのではなくて、そういう資料に基づいて簡単に説明された。その中に、はっと思つたのは、委員の皆さん方の考えを聞いて進めるというような話もありましたので、私は、質問のときに、委員の考えを聞くという場は今この場所かと、こういう質問をしました。そのとおりだということでしたの

で、先ほど言ったことの繰り返しになりますが、教育基本法あるいは学習指導要領が改定されているから、そのことがきちんと入った基本計画であるのかということを再度質問したところでありませぬ。それについては、長々と次長を含めて説明がありました。

○高橋 透議員 なかなかわかりづらい部分とか聞きづらい部分もあるんですよ。じゃ、聞きますけど、6月の議会で、いわゆる文言修正の部分を実際に出されたわけですよ。それまでは説明があつて、質疑はどうですかと、中でおぼろげに分厚い冊子を渡されて、そういったところに具体的に踏み込まなかつたというふうにおつしやいました。でも、6月議会では、中野議員は、先ほど委員長報告もありましたように、委員会の中で質疑をされているんですよ。6月に来て、なぜ突如としてこの文言修正の発言が出てきたのか、その理由についてお聞かせください。

○中野一則議員 いよいよ今議会になりましたので、具体的にやはり大切な基本計画でありますので、おくれませながら、具体的に読ませていただきました。そういう中で、我々が修正をお願いしている、「我が国と郷土を愛する」という、私に言わせれば、これは一体不可分の文章であると思つて、私に言わせれば、「我が国」だけでもいけない、そしてまた「郷土」だけでもいけない。「我が国と郷土を愛する」という一体不可分の文言が入つてこそこの基本計画だと、法律にそう書いてあるわけですから、それを素直に入れてほしいということで、修正案を出したところですよ。

○高橋 透議員 なかなか申し上げにくいことなんですけど、お互いに切磋琢磨をして議案熟読をして、いろんな執行部が提案をされた資料を

お互い勉強して、そのことについて議論したいなと思っています。

それと、私、法律の専門家じゃありませんが、日本国には憲法があって、その下に今みたいに教育基本法があって、都道府県でつくられる条例とかいろんな計画とかあると思うのですね。それを一字一句しっかりと取り入れることがいいのかどうか、それは都道府県の判断もあるんでしょうが、私は、その趣旨がしっかりと、憲法の趣旨が基本法に、基本法の趣旨が今提案されている計画案に盛り込まれていれば、それで私はよしとするべきだというふうに思っています。今度つくられている計画案に施策があります。施策をチェックすることが私たちの任務でもあるし、そういうことをしっかりとやっていくべきだと思っています。この後については、また討論で申し上げたいというふうに思います。終わります。(拍手)

○外山三博議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員 私は、この議案について、中身について問題にしているわけではございません。その手続について問題がありというふうに言っているわけですね。確かに重要な経過については、本議会の承認を得るというふうに条例上なっておりますので、その手続は踏まれていくだろうと。しかし一方、執行部と議会は車の両輪だと言われているわけですから、それなりの役割を私どもは果たしていかなくちゃならないし、そのことが今問題になっております地方議会に対する有権者の厳しい視線になっているというふうに思っております。ですから、議会のあり方検討委員会といいますか、このようなものもつくられたのではないかなというふうに思っております。そしてまた、この教育基本法の中身は、1条が教育の目的、2条が教育目

標としまして、1番目に幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、2番目に個人の価値を尊重して云々、3番目に正義と責任、4番目に男女の平等、そして5番目に伝統を文化を尊重しというふうになっているわけですね。こういうものを受けながら、この計画がつくられていくだろうというふうに思いますし、当然教育委員会においては、このスケジュールをこれまでも示してきたわけですから、6月議会で提案があって採決をしていくというものは、議員、県民においても、すべての皆さん方が重々承知をしている。とりわけ県会議員は、そうあらなくてはならないというふうに思っております。

そこで、中野議員にお尋ねをしますが、繰り返すようで恐縮でございますけれども、修正点、問題点を示す機会というのは、何回もあつたような気がするわけですがけれども、これまでそれを行われなかったのはなぜなのかと、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○中野一則議員 委員会が昨年の11月定例議会の12月初めの常任委員会から、今回を入れれば4回あつたわけですので、早目にこういう修正案を出せばよかつたという、今になれば悔やまれるところでもありますけれども、遅きに失したとは思いませんが、今回、この議会に間に合つてよかつたと、そう思っているところではありません。

○鳥飼謙二議員 わかりました。議会の怠慢、議員の怠慢と言われても仕方がないような感じも私はしますが、それで修正案の提案者には、それぞれなっておられますので、外山議員にちょっとお尋ねをいたします。計画策定の趣旨、これが挿入をそれぞれされておるわけですがけれども、どちらかといいますと、中野議員の

説明では非常にこの計画の大宗といいますか、基本部分ですよというようなことを言うておられるようですけれども、しかし、この修正をされる部分は、いわば枝葉の部分といいますか、具体的な行動のところになる部分でございます。そんなふうに感じられるわけですが、ですから、そういう意味では、この議案自体が練られていない、不十分な議案であると私は思うわけですが、いかがお考えかお尋ねしたいと思います。

○外山 衛議員 今回の教育振興基本計画、これは読ませていただきましたけれども、非常によくできておると思います。本当に、教育基本法にのっとった内容になっておると思うのですよ。今回、ただそうでありますけれども、確かに前回の委員会であるとか、時期を逸したとおっしゃいますが、この最後の議案上程において、最終決定の中において、私ども自由民主党におきましては、やはり「我が国と郷土を愛する」という文言を入れるべきではないかという結論を出したので、あくまでもこれは、この計画を否定するものではなくて、十分認めながら、この文言だけは入れてもらえないかと、逆にお願ひでありまして、そういう感覚でございますので、決して基本計画そのものを全面否定するものではありません。

○鳥飼謙二議員 この議案というのは、起承転結が議案についてもあるだろうと思っておりますね。なぜこういうものがつくられるのか、目的があって、趣旨の説明があって、そういうような手順を踏んで、そしてこういうところをつくり上げていこうと。それで議案がつくり上げられるだろうと。これは「未来を切り拓く心豊かでたくましい宮崎の人づくり」という、この4つの計画を今回、第二次宮崎県教育振興基

本計画にまとめていくというものでございませぬ。そういう意味では極めて重要でございますから、先ほどの提案者の答弁を聞いておりますと、やはりこの基本的なところに計画策定の趣旨といいますか、枝葉と言っては語弊がございませぬけれども、まず、どんと打ち出すところにこれを持っていくべきではないかというふうな思いも私はするわけで、そういう意味では、極めて提案は生煮えで不十分だというようなことを指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、横田議員も提案者になっておられますので、お尋ねをいたします。修正案と原案、修正案はここにありますけれども、それと原案では、例えば最初のところ、第3章の2のところにあるわけですが、「高度情報化、技術革新や国際化などが」とありまして、「能力や」、ここから変わっているんですかね、ここを「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度をはぐくむなど」というふうに「社会の変化に対応できる教育の推進に取り組みます」というふうに原案はなっているわけですね。ここで、修正案については、この「能力」の後に、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し」となっております、どう読んでも同一趣旨に見えるわけですね。どこがどう違うのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○横田照夫議員 教育基本法が改正される際に、一番協議されたところが、「我が国と郷土を愛し」というところだったというふうに考えております。今回の基本計画の中には、その意味合いというのは十分反映されているというふうに考えておりました、その内容については、私たちもしっかりと高い評価をしているところ

であります。でも、一番大事なのは、だれが読んでもそのことがしっかりと理解できるということが一番大事だというふうに考えます。よって、一番大事だと考える「我が国と郷土を愛する」という文言をやっぱり入れるべきだというふうに考えて、そういう修正を提案させていただいたところでございます。以上です。

○鳥飼謙二議員 横田議員にも同じような質問をさせていただきますけれども、これまでも修正点を示す機会というのはあったと思うのですね。本来、我々議員というものは、対立するところは対立をする、執行部とも対立することもあるかもしれませんが、私どもはよくあるんですけど、国際化推進プランとか、知事のアクションプランとか、それから行財政改革2007とか、アクションプランは賛成をいたしましたよ。しかし、その前にしっかりと読みましたね。2007もしっかり読みました。読んで、一部については問題があるんじゃないかということで申し上げましたけれども、そういう意味では、しっかりと読んでいただいて、というふうに思うんですよ。私は、横田議員は非常にまじめな方で、誠実な方だと思っているものですから、何でもかこういふことをされるのかなというのが残念なんですけれども、これまでそういうことをしてこなかったのはなぜなのかということをお尋ねしたいと思います。

○横田照夫議員 先ほど、中野一則議員も言われましたけれども、確かにこれまでそういう指摘ができなかったことに対して、遅きに失したという思いはあります。でも、今回が最終の議案ということで提出されたわけですので、やっぱり何とか間に合わせんといかんという思いで、今回提出させていただきました。

○鳥飼謙二議員 余り理由にならんような感じ

も私は受けていますよ。それと、もう一つ、後藤議員も、申しわけないけど提案者になっておられますので、お尋ねをしたいと思いますが、今までの委員長報告とか聞いておられて、それから委員となって議論をしてこられて、昨年12月の議会、それからことし3月の議会、そして5月の常任委員会、6月ということで、極めて丁寧な手順を踏んで説明をなされているというふうに思っているんですけども、後藤議員は、これまでも延岡市での長い経験をお持ちですが、この手順については、どんなふうに評価をしておられますか。

○後藤哲朗議員 お答えしたいと思います。実は、私、新人——今回の常任委員会は2回目、5月の先ほど御指摘がありました第1回目は、担当所管事務の説明でございまして、基本計画内容については、事詳しくは説明を受けておりません。ですから、今回の常任委員会で初めてしっかりと目を通させていただきました。この経過経緯、審議会が設立されていれば、非常に重要視するところでございますが、懇話会、そこから広くパブリックコメント、いろんな御意見を聞かれたんじゃないかなと思います。ただやはり、私ども委員会、議会改革の一環でもあるんですが、審査の充実、特に教育の基本改正計画による審議というのは、戦後、長時間審議の国会である沖縄返還であるとか、その中に数えられる非常にこれは大事な案件でありまして、だから、こうやって議論することがかえって私は非常に喜ばしいと思います。そして、私は、特に委員長報告にありましたように、やはりこのきずなという話は、原点が来るのは家庭であり、地域であり、最終は私は国とのきずな、そして、今よく言われる愛する気持ち、敬愛、慈愛、いろんなあれがありますが、特に教

育の部分で叫ばれている項目かなど。それと同じく、やはり委員長報告にありましたように、一番はこの項目は子供たちの教育の一環です。県づくりの目指す像がありましたけれども、この項目に関しては、児童生徒にわかりやすく説明するというのが私は論点ですが、これを素直にこの気持ちというのを文言を明記するのがいいんじゃないかということで、提案者の一人とさせていただきます。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 お尋ねしていないことの答弁もございましたけれども、やはり私とすれば、丁寧な手順で説明がされ、提案がされ、議論がされてきたと思っているんですね。そういう中で、いざというところに、こういうふうには製本化されて、議案になって印刷されたやつを、修正をされていく、それは議会の権限ですから、議会もできるわけですけれども、しかし、それはやっぱりやっちゃならんことじゃないかなど。私もこの議会に来させていただいてもう20年を超しましたけれども、そんなふうに思いません。以上で終わります。

○外山三博議長 以上で修正動議に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。提出議案に対する討論を行います。今議会に提出されました議案のうち、まず、議案第15号、第16号、第17号、第20号の修正案及び報告第1号について、反対の立

場から討論を行います。

まず、議案第15号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」です。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然です。市町村の財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきではないと考えます。

次に、議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」です。

そもそも総合計画は、策定の趣旨にもあるように、県民の暮らしを守るために、とりわけアクションプランは、県がこの4年間で何を目指し、どのように行動していくかを示すものです。

今回のアクションプランは、すべての項目において、結論として、「県民の主な役割」が強調されています。長引く不況のもとで、県民の暮らしは深刻さを増しており、県行政が果たす役割はますます重要になってきています。それだけに、アクションプランは、こうした県民の苦労やさまざまな要望に正面からこたえるものでなければなりません。

しかし、今回のアクションプランは、県民のこうした切実な要望にこたえるものにはなっておらず、それどころか、自助努力が強調され、本来の趣旨とはかけ離れたものになっていると考えます。

今、必要なのは、県民の切実な要望を県としてどう実現していくかを示すことです。公助がしっかり位置づけられてこそ、自助や共助が生きてきます。こうした立場にしっかり立ったアクションプランを作成するよう強く求めるものです。

次に、議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」です。

今回の「みやぎき行財政改革プラン」は、「宮崎県行財政改革大綱2007」を引き継ぐものであり、基本は全く変わっておりません。この間、行財政改革の名で進められたのは、県職員的大幅削減と、本来県が責任を負うべきさまざまな管理運営を民へ移す民営化でした。その影響は、県民サービスの切り捨て、県の出先の統廃合や、特に県営住宅への指定管理者制度の導入などで、さまざまなトラブルを生んできました。とりわけ、県職員的大幅削減は、東日本大震災で住民の命と暮らしを守る自治体職員の果たす役割が見直されているときに、引き続き削減することには問題があります。改めて、県の役割・仕事は何なのかという原点に立ち返り、県民の命と暮らしを守るという立場から、「みやぎき行財政改革プラン」も策定されるべきだと思います。

次に、議案第20号、宮崎の就学前教育すくすくプランなど教育関連施策の基本計画の変更についてに対する修正案についてです。

今回提出された修正案では、子供たちに我が国と郷土を愛する教育の推進を位置づける内容になっています。しかし、それが果たして正しいことなのでしょう。本来、だれしも自分の生まれ育ったふるさとや国を愛する気持ちというものは持っているものです。こうした国や郷土を愛する心、思いなどは、おのずと醸成されるものであって、他人から命令されたり、また教育で上から押しつけるようなものではありません。また、そうであってはならないと思います。今、いろいろと愛国心という言葉が取りざたされていますが、国民が心から愛せるような国や郷土をつくることこそ求められているのではないのでしょうか。したがって、同修正案には反対です。

次に、報告第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて」です。

同報告は、補正予算（第12号）において、歳入歳出をそれぞれ12億207万4,000円を追加し、予算の総額を7,599億3,143万6,000円とする予算専決です。

本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決はごく限られています。災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や、地方交付税、国庫支出金確定など、税制上やむを得ない場合です。

今回、そういったものも含まれていますが、県民税や地方消費税など県税を16億7,000万円の追加を行っています。本来、税収などについては、的確な把握を行い予算化して、県民施策に生かすことが必要ですし、2月補正以降の増収については、決算であらわし、翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。毎年の慣例的な取り扱いとせず、改善を求めたいと思います。

また、議案第1号「平成23年度一般会計補正予算（第1号）」について、今回、口蹄疫復興対策や東日本大震災対策などの事業も含まれており、反対するものではありませんが、ただ、商工費で企業立地促進に係る予算については、見直しが図られるべきだと思います。特に、企業立地促進補助金に35億6,500万円が計上されています。企業誘致も確かに大事ですが、もっと地元企業を支援することにも重点を置いて、融資などだけにとどめず、直接助成の手立ても行うなど、地元中小企業をしっかりとフォローして、雇用の拡大にも結びつけることが重要だと思います。こうした点を指摘しておきたいと思っています。

次に、請願についてです。

継続審査との報告がありました請願第3号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」の採択を求めるものです。

賃金の低廉な労働者にとって、賃金の最低額を保障することが、労働者の暮らしの安定を、ひいては経済の発展にも寄与すること、これは最低賃金法でもうたわれています。最低賃金以下で働く労働者をなくすことや、全国でも最下位クラスに位置する本県の最低賃金の見直しを図ることは当然のことであり、喫緊の課題でもあります。こうした県内の労働者の置かれた状況をしっかり受けとめて、県民の暮らしや地域経済を守っていくためにも、同請願の採択を求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕 議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」、いわゆる「みやざき行財政改革プラン」に対して反対の立場で討論いたします。

県は、これまで財政関係基金の減少による収支不足によって、財政再生団体に陥るおそれがあるなどの表現を使いながら、行財政改革に取り組んでこられました。結果として、平成17年度当初比で、平成23年度当初までに1,000名の純減目標を133名上回る1,133名の職員の削減を達成したということになりました。さらに今後も厳しさを増す財政状況の中で、職員数削減に取り組んでいく必要があるとも述べられています。

今回上程されたこのプランの中には、確かに風通しのよい職場環境の醸成と職員の健康管理という項目も設けられ、職員の心と体の健康管理を図るメンタルヘルス対策もとられており、

行革の影の部分への対応など一定の評価もしてもよいとは思いますが、基本的にはこれまでの職員数削減を基本としたものであり、さらに削減を図ろうとしております。地方自治体として、または疲弊する地方を多く抱える宮崎県としては、果たしてこのような改革の方向のみでいいのでしょうか。宮崎県が今置かれている状況を考えると、改革の方向を変えなくてはならないのではないのでしょうか。アウトソーシングで雇用総数は変わらないという見方もあるかもしれませんが、生活保護世帯の急増や自殺率の高さ、そして職員のメンタルダウンを含め、県民の働く環境はますます悪化というか、劣化してきているのではないのでしょうか。もうそろそろ県民の目を行革という視点のみではなく、また、経済を委縮する方向に向かわせるのではなく、プラスの方向にメッセージを発していくことが自治体に求められているのではないのでしょうか。

さきの一般質問で、私は、脱原発の立場から質問をいたしました。ただ原発に反対するというのではなく、こうすれば原発に頼らなくていいんだよということで3つの提案をいたしました。同じように、今回のプランに対して、反対の立場であります。それにかわる提案として、次のようにも訴えたいと思っております。国に対して所得再配分機能を高める税体系の変更を求め、その中で地方交付税などの充実を図り、地域間格差をなくす施策を打っていく、このような方向に持っていくべきではないのでしょうか。そのことを地方分権と言われる今日、地方からその声を上げていかなければならない時期にあると思います。

以上述べ、反対討論といたします。〔降壇〕

○外山三博議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕 議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」及び議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン、及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」に対する修正案に反対の立場で討論をいたします。

まず、行財政改革プランについてでありますけれども、このことにつきましては、今、太田議員が詳しく述べましたので、私は、適正な定員管理に絞って簡潔に申し上げたいというふうに思います。

2006年に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」というのが成立いたしました。国家公務員は100分の5、地方公務員は100分の4.6、そういう人員の削減をやりましょうということになりました。それを受けながら、宮崎県行財政改革大綱2007で知事部局、県立病院、教育委員会、警察本部の県職員、これを1,000名減らしましょうという計画が出されました。これが4.6%ではなくて5.3%の減であります。

その結果、現在、1,133人減になりまして6.07%減になっているということでございます。今回、知事部局をさらに減らそうということでございます。56人です。そうなりますと、結果として、当初は「2007」では知事部局は300人だったのですけれども、結局375人の減になりまして8.86%、そういうことになります。今回、さらにトータルとして4,231人の1割を削減するという新しいプランになるわけでございますけれども、根拠が極めて不明確です。減員するのは、確かに不必要であれば、減をしても結構だと思います。さらにもっと減員できるかもしれませんが、やはり根拠を明確にして、どこの部

署には何名要りますよ、どこの部署には何名要りますよという積み上げをして、その点については努力をしていくというのが妥当ではないか。先ほど、私が所属します総務政策常任委員会の山下委員長が委員長報告で申し上げましたけれども、消費者行政についてもっと力を入れていくということがございましたが、消費生活相談員、非常勤ですけれども、これを常勤化をしていくとか、新たな視点というものもやはりなくてはならないんじゃないか、そんなふう思うわけでございます。

今、県庁の職場には、この本庁と、それから出先機関として西臼杵支庁、延岡、日向、高鍋、宮崎、日南、都城、小林にそれぞれ総合庁舎がありまして、農林振興局や土木事務所、県税事務所、総務事務センター、さらに児童相談所とかいろんな機関がございますし、畜産試験場とかいうような研究機関もございます。そういうところがありまして、県庁というのが成り立っている。宮崎県行政が成り立っているということを我々はしっかりと押さえなくてはならない。今、こういう状況の中で、やはりメンタルダウンをする職員が急激にふえてきているという現状を直視しなくてはならないというふうに思っておりますので、ぜひそういう意味で、適正な人員配置をお願いしたい。臨時職員が250人、非常勤職員が1,100人、1,300人から1,500人程度のそういう人たちがいるわけですね。さらにアウトソーシングもあるわけですから、しっかりと県の行政としての責任を果たしていただきたいというのが行財政改革についての意見でございます。

それから、先ほど質疑しました教育振興計画の修正案についてでございますけれども、第20号は、2006年に改正された教育基本法第17条第

2項の規定に基づき、宮崎の就学前教育すくすくプランや宮崎の教育創造プランなど、4計画を統合して、第二次宮崎県教育振興基本計画として定めるものであります。そもそも教育とは、人格の完成を目指す、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身とも健康な国民の育成を期して行われるものであります。私どもはこの目的を推進するために、教育水準の意義、教育の機会均等の確保、例えば、提案者が言うておられます、提案者の選挙区にあります飯野高校、串間にあります福島高校の存続、こういうことについても意見を申し上げてまいりましたし、その他、義務教育の国庫負担、制度の堅持と、2分の1に復元をしてほしいということとか、いじめ、不登校、荒れ、いわゆるキレる子供たち、そして学力の低下を解消して、一人一人の子供を大切にす少人数学級の実現などを追求してきたのでございます。

今回の第二次宮崎県教育振興基本計画は、憲法26条、教育基本法17条を受け、制定されるものでありまして、本年3月に定められた宮崎県総合計画における「未来を担う人材が育つ社会」、今議会に提案されている「未来みやざき創造プラン」にうたう人材づくりの重要な位置を占めるものであります。しかるに、今回提案は、本基本計画中、施策の目標に生きる基盤をはぐくむ教育の推進における情報通信技術の活用能力姿勢に関する記述や、施策7の技術革新や国際化の進展に対応する教育の推進の中の施策内容を修正するものであり、いわば主要とも言える部分に位置するものでございます。修正する時間は十分あったにもかかわらず、製本化された段階で修正するのは、議会の怠慢と言わ

れても仕方がない。私は、議員歴20年以上になりますけれども、こんなことは初めてでございます。多数会派の横暴と言われても反論できないのではないかとこのことを思いまして、ぜひ議員の皆さん方の良識ある判断をお願いをしたい。県民が望む議会改革とはこのようなものであったんでしょうか。私は、地方議会への有権者の厳しい視線、これが今根底にあるというふうに思っております、これが一つは低投票率になってあらわれているのではないかなというふうな懸念もし、極めて議会の存立が危うい状況に置かれているんじゃないかなというふうに思うわけでございます。車の両輪となれるよう、しっかりと議会の責務を果たすという意味で、ぜひとも修正案の否決をお願い申し上げたいということをお願い申し上げます。ありがとうございました。〔降壇〕

○外山三博議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕 議案第20号に対する修正案に対し、新みやざきを代表して反対の立場から討論を行います。

今議会において、宮崎県議会のあり方検討委員会が設置されました。県民の皆様にとりまして、身近な県議会を目指して議員が努力していくことは、絶対に重要だと思いますし、議員間の議論も活発にすることが重要だと思います。その取り組みの初めの段階で、今回の議案第20号に対する修正案提出は、宮崎県議会のあり方にもかかわる本当に残念な修正案と言わざるを得ません。今回、提出された議案第20号に対する修正案は、第3章、今後10年間を通じて目指す本県教育の姿、2の(2)施策の目標、⑦高度情報化技術革新や国際化などが進展する中で、子供たちに情報通信技術を適切に活用する

能力や、この次からの文章ですが、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し」というところを、国の基本法どおりに、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し」とするものです。また、施策の目標、2、生きる基盤をはぐくむ教育の推進の施策7、②国際化に対応した教育の推進を、先ほどの文章と同じく修正するものです。この修正部分につきまして、平成15年3月策定の「みやぎきの教育創造プラン」には、今回上程された議案第20号と同じ文章が書かれていることは言うまでもありません。つまり、これまでの10年近く、学校で、地域で、このプランに基づいて実行されてきたということです。この宮崎県で生活し、この郷土宮崎県を愛する心でつくり上げられ、計画を県民が納得して実行していくことこそが大事であり、宮崎県民が参加してつくり上げたものよりも、国の基本法の文章をそっくりそのままに修正すればよいという感覚は、全く啞然とするばかりです。子供を初めとして理解しやすい文章であるということは大切です。委員会の質疑においても、明確な修正理由は述べられず、議員のこだわり、その上に修正することを主張する宮崎県教育振興基本計画の素案については見ていない、読んでいないと発言するに至っては啞然とせざるを得ません。第二次宮崎県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本計画として位置づけられています。今回上程されています議案は、これまでの宮崎県教育振興計画、宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン、宮崎県スポーツ振興計画の4つの基本計画を統合して、第

二次宮崎県教育振興計画として策定するものです。

この計画は、平成23年7月から平成32年度までの10年間の計画とし、必要に応じ見直しを行うとしています。この議場内の宮崎県議会議員初め執行部の皆様は御存じのこととは思いますが、確認のため申し上げます、宮崎県教育基本方針は次のように決められています。

「本県の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします」となっています。御存じのとおり、この宮崎県教育基本方針の具現化を図るために、これまでも教育振興計画を策定してきました。平成15年3月策定、宮崎県の教育創造プラン、平成15年4月策定、宮崎県スポーツ振興基本計画、平成20年3月策定、宮崎県生涯学習振興ビジョン、平成18年10月策定、宮崎の就学前教育すくすくプラン、これらのプランは、県民意識・ニーズ調査、宮崎の教育創造懇話会、市町村教育委員会、宮崎県校長会、宮崎県県立学校校長会、PTA、各関係団体など、多くの方がかわり、素案化され、そして県議会の審議を経て可決し、策定されています。今回の策定の第二次宮崎県教育振興基本計画は、平成22年1月、県民を対象とした宮崎の教育に関する調査を実施・分析し、同じく4月、基本計画庁内策定委員会を設置して具体的素案作成作業に入りました。この間、県民から意見を聴取し、基本計画策定懇話会を計4回開催し、高校生、青年団関係者、企業等を対象として教育ミーティングが計3回開催をされてい

ます。12月には、11月定例県議会へ進捗状況が報告され、本年3月、2月定例県議会において、素案説明がされました。議員の皆様は御承知のとおり、議員に対しては、いつものように、委員会開催日前に素案が委員会所属各議員に配付をされ、委員会審議にそごがないよう、また、議員が熟読でき、十分な発言可能なように熟読期間が確保されています。ちなみに、今回の修正案提出者は、この段階でも委員会に所属されており、委員会において、教育振興基本計画素案に対して教育委員会に質疑をされています。その結果、議事録によれば、基本法をもとにつくられたということで、「了解いたしました」と了承することを明確に発言しています。くどいようですが、記録されているように、委員会審議の中で見事に了承されています。この議案上程までには、パブリックコメントが実施され、5月定例教育委員会での計画案の説明があり、同じく5月、常任委員会での計画案の説明が行われました。これもまた、選挙後の委員会の構成メンバーが決定すると、即委員会メンバー議員の自宅に素案が送付され、その上に議員控室において、一人一人の議員への説明が丁寧に行われました。計画素案について知らないなどとは言えないのです。また、読んでいなければ、議員の怠慢です。新メンバーによる委員会においての振興計画素案の説明がなされましたが、原案修正提出者のどなたからも修正についての意見は出されませんでした。

このような経緯を経て、6月定例県議会への計画・議案上程となったのです。

るる申し上げましたが、それぞれの立場にある県民が参加して作成されたものに対して、安易に修正しようとする事について、議会において毎年開催されている常任委員会の審議に継

続性はないのか、上げれば切りがないほど、まことに疑問を持ちます。議会として湧き上がるような中身についての議論をするのではなく、単に議員のこだわりで修正すると主張し続け、教育振興基本計画については見ていない、読んでいないというレベルでは、これからの子供たちに対しても、修正理由の説明もできず、余りにも恥ずかしく、議員の数を振りかざして強硬な議会運営をしようとする姿勢のみが目につきます。この宮崎県で、子供を育て、この郷土を愛して生活していこうとする県民が作り上げた教育振興基本計画を国の教育基本法の文章そのままに修正する愚行は、決してあってはならないと主張いたします。この修正案を提出された議員、また賛同された議員各位に、猛省を促し、反対討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕 議案第20号の修正案に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

今回提案をされております「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定の趣旨には、「社会の変化が激しい時代だからこそ、「絆」を大切にしながら、人としての在り方、生き方の基となる豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に向けて挑戦し続ける「たくましさ」が重要となる」と記述されております。

教育基本法には、「我が国と郷土を愛する」ことが規定されておりますが、私は、このことが人や家族を愛することにつながり、そこからまさに人と人のきずなが生まれてくるものであると考えておりますので、これを否定することは家族やきずなを否定することと同じであると

思っております。

連日のように報道されております児童虐待や家族間での犯罪、目に余るような凶悪事件の発生、平成18年に教育基本法が改正された背景には、こうした現在の家庭の崩壊や犯罪の増加によって、日本の社会全体がすさんでいることにかんがみ、我が国の「和を重んじる伝統と文化の尊重」をもう一度見直すべきであるという考え方があったことを、いま一度思い起こしていただきたいと思っております。

今回提案のありました教育基本計画自体は、実によくできたすばらしい内容であると考えておりますが、修正を求めている部分につきましては、執行部から繰り返し説明があったその思いに理解はしつつも、だれが読んでもすぐにそのことがわかるような表現を入れ込んだほうがよいと考え、文言の修正を御提案しているところであります。

我が国と郷土を愛する心を、健全な形で、そして自然な結果として子供たちが身につけられる、そのような教育にぜひ努めていただきたいと考えております。

なお、九州各県におきましても、教育基本法が改正されて以降、これまでに熊本県、鹿児島県、長崎県、沖縄県の4県で、教育振興基本計画の改訂がなされておりますが、4県それぞれの計画の中の関係する部分を朗読させていただきますと、熊本県では「我が国やふるさとを愛し」、鹿児島県では「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い」、長崎県では「我が国に対する理解と愛情を深めるため」、沖縄県では「我が国と郷土を愛するとともに」と、そういう文言が記載されておりますことを申し添えておきます。

議員各位におかれましては、以上申し上げて

まいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕 議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更についての修正案」に反対する立場から討論を行います。

先ほどからの委員長報告あるいは質疑で明らかになりましたように、この修正案が出されるに至る経過に大いなる疑問を持たざるを得ません。

この計画の策定に当たっては、先ほどの井上議員の討論の中にもありましたが、平成22年1月に県民の意識調査、「宮崎の教育に関する調査」の実施と分析が行われています。同年4月には、第二次宮崎県教育振興基本計画庁内策定委員会が設置をされ、県民からの意見聴取として計画策定懇話会を4回、教育ミーティングとして3回、6月に高校生、7月には企業・社会教育関係者、9月には青年団体関係者を対象にそれぞれ開かれております。

このように、時間をかけて計画策定にかかわり、県議会にも十分な議論の保障をするために、昨年11月議会で計画の進捗状況の説明がなされ、ことしの2月議会においては、計画の素案を全議員に配付し、所管委員会において説明されています。

そこで、常任委員会の会議録を確認いたしましたが、昨年11月議会において、修正案提案者は、「教育基本法が2～3年前に改正された。国を愛するという言葉もあつたり、国及び郷土、ふるさとを愛するというのがある。基本計画ではどのようにうたっていくのか」と質疑を

されています。その質疑に対し、教育委員会から、「国の教育振興基本計画を参酌して策定をする。国の教育基本法が目指す人の姿というものをも十分踏まえながら、本県の県民像も設定した」と答弁されています。

その答弁に対し修正案提案者は、「基本法をもとにつくられたということで理解いたしました」と納得されています。修正案にある文言について賛否の議論はなかったのであります。だから、突如として6月議会で修正の動議を出された行為が不可解でなりません。昨年11月、そしてことしの2月、5月に開かれた常任委員会では、計画案の内容に反対する質疑もありませんでした。本会議での質問にも取り上げられた経緯はありません。突如として出された修正案は、県議会を初め、懇話会や教育ミーティング、パブリックコメント等、これまで積み上げられてきた県民の声、議論を否定するもので、今回の修正案には、ただただ信じられない驚きでいっぱいあります。丁寧かつ慎重な議論を保障するために、半年前から県議会へ説明されてきた執行部に対して甚だ失礼であり、今回の修正案の提出は、執行部と議会の信頼関係を崩す行為と言わざるを得ません。また、この最終段階の時期になって、修正案を出されることは、議会及び我々議員の能力、チェック機能を問われかねないものであります。ましてや修正案の文言を見たとき、原案にその趣旨は十分うたってあると理解されます。

国の教育基本法第1章第2条第5号にある「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という文章を、原案に相違することになぜ固執されているのかよくわかりませんが、

この文言の趣旨は、原案にしっかり生かされています。例えば、計画原案の第3章に「今後10年間を通じて目指す本県教育の姿」とあり、第4章、施策の目標Ⅲの施策1に、「ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進」とあります。この中に、「学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさととのかかわりを深める中で、ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育を推進します。」とあります。だれが読んでもわかる表現がここにあるじゃありませんか。このように、より具体的にわかりやすく表現されていると私は思います。全体としてよくまとめられて、わかりやすく構成されていると評価いたします。よって、この修正案は、これまでの議論の経過を無視したもので、内容は原案の趣旨と違いがなく、修正案に反対するものであります。

結びに、今回提案されています第二次宮崎県教育振興基本計画は、あくまでも本県教育の基本となるものでございます。宮崎の教育の方向性を示すものであり、事細かな文言にとらわれるべきではないと思います。幾らよいものをつくっても、広く県民に伝えられなければ意味がありません。また、すべてにおいて、全国上位を達成できるものでもありません。いわゆる横並びではない、画一的な教育になることなく、個人が尊重され、個人の能力が伸ばされていく教育を目指していくべきだと思います。現実をしっかりと受けとめ、宮崎ならではの教育の推進に期待を申し上げ、修正案反対の討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕 郷中の会の有岡でございます。議案第20号に対する修正案に反対の立場で討論をいたします。

第二次宮崎県教育振興基本計画策定に当たっては、児童生徒や保護者、地域住民や一般県民などを対象として、宮崎の教育に関する調査を実施し、第二次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会を開催するほか、教育ミーティングやパブリックコメントを行っています。

今回、一部修正案の内容は、平成18年12月22日公布されました教育基本法の第2条第5号の文中、「我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し」という文言をそのまま導入した修正案となっておりますが、これまで議論を重ねて提案された最終案は、教育基本法をもとに、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し」とわかりやすく、宮崎県の教育の現場に合った文章となっております。

また、国際交流の経験の中から申し上げますと、私は、子育ての中で、子供たちが姉妹都市交流事業を通して海外の友達と仲よくなり、ホームステイの受け入れを通して日本の文化を理解してもらえる交流を行ってまいりました。その経験からも、修正前の原案「異文化を理解し、尊重する」という原文が適切であると考えます。宮崎県として、修正案で言う「他国を尊重し」という表現は、就学前から生涯教育という幅広い教育現場では理解しにくいと感じております。

さらに大切なことは、第二次宮崎県教育振興基本計画をつくることが目的ではなく、今後10年間に見出す本県教育の姿とその実現のために取り組むべき施策を総合的・体系的に示し、その着実な実施を図るために基本計画がつくられるわけであります。教育振興基本計画の施策目標の2、生きる基盤をはぐくむ教育の推進、⑦情報通信技術（ICT）を適切に活用する能力とありますが、これは情報リテラシーという情

報活用能力、情報を使いこなす力を示すわけで、情報を効果的に、そして効率的に精査し、使うことができる能力をはぐくむことが求められております。社会の変化に対応できる教育の推進において、情報リテラシー能力の向上が必要であります。整理しますと、それは媒体を問わず、あらゆる情報に対して、情報ニーズを認識する能力、情報管理能力、情報に基づいて新たな理解を生み出す能力、情報の背景にある問題を認識する能力であります。議会において、今回の基本計画に対し修正案が提出されたことは、果たして情報リテラシー能力が発揮されたのか疑問であります。

そこで、教育の現場から見たときに、私は、子育て世代の議員として、PTAに携わる立場から、多くの方々が審議され、現場の声を反映した原案をしっかりと現場で実施していただくためにも、議案第20号は原案が適切と考えます。よって、今回の一部修正案に対して反対の立場を重ねて表明し、討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第14号まで、第18号、第19号及び第21号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第14号まで、第18号、第19号及び第21号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

◎ 議案第15号、第16号及び報告第1号

採決

○外山三博議長 次に、議案第15号、第16号及び報告第1号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第17号採決

○外山三博議長 次に、議案第17号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第20号に対する修正案採決

○外山三博議長 次に、議案第20号に対する修正案についてお諮りいたします。

本修正案に賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

◎ 修正議決した部分を除く原案採決

○外山三博議長 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正部分を除く分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く分は原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号、第2号及び第5号採決

○外山三博議長 次に、請願第1号、第2号及び第5号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎ 請願第4号採決

○外山三博議長 次に、請願第4号についてお諮りいたします。

[退席する者あり]

○外山三博議長 本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとお

り、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成23年6月29日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

震災からの復旧・復興に向けた補正予算の

早期編成を求める意見書

議員発議案第3号

当面の電力需給対策及びエネルギー政策の見直しに関する意見書

議員発議案第4号

必要な公共事業の着実な推進を求める意見書

議員発議案第5号

九州中央自動車道の早期整備を求める意見書

議員発議案第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第7号

公立学校等公共施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

平成23年6月29日

宮崎県議会議長 外山 三博殿

提出者 総務政策常任委員長 山下 博三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

平成23年6月29日

宮崎県議会議長 外山 三博殿

提出者 宮崎県議会議員 西村 賢

田口 雄二

井上紀代子

徳重 忠夫

渡辺 創

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

延岡南道路無料化継続を求める意見書

平成23年6月29日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃
星原 透
井上紀代子
外山 衛
高橋 透
新見 昌安
押川修一郎
黒木 正一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開
を求める意見書

◎ 議員発議案第2号から第10号まで
追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第10号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第2号から第8号まで及び第10号の各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について反対の立場から討論いたします。

地方自治体が本来果たす役割を全うするためにも、地方財政の充実・強化を図ることは極めて重要であり、国にも当然その責任を果たしてもらわなければなりません。

しかし、同意見書にあります「地方消費税の充実」を求めるということには問題があります。もともと我が党は消費税そのものに反対です。しかし、現行制度のもとで、地方消費税の充実を求めることは、国の税収不足を理由にさらなる増税に道を開くことになりかねません。

消費税の増税は、震災被災地はもとより、疲弊した国民の暮らしをますます厳しいものにします。絶対に避けなければなりません。

したがって、地方財政の充実・強化のために、地方消費税の充実による財源確保は認められないものです。よって、同意見書に賛同することはできない立場を表明して討論といたします。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第6号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案は原案どおり可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号から第5号まで、
第7号、第8号及び第10号採決

○外山三博議長 次に、議員発議案第2号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の各号議案を一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第9号提案理由説明

○外山三博議長 次に、議員発議案第9号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 「延岡南道路無料化継続を求める意見書」の提出者を代表して、提案理由を申し述べさせていただきます。

国道10号の延岡市塩浜町から門川町加草間の5.9キロメートルは、2車線の上、幹線道路がほかになく、車が集中し、朝夕の通勤ラッシュ時は大変渋滞し、その他の時間帯でも終日のろ

のろ運転が続いていました。国道10号の土々呂地区は、JR九州と並行しており、また住宅が道路のそばに密集しており、拡幅や4車線化が極めて困難で、用地買収等の面からも多額の費用が予想されました。よって、延岡市等々のたび重なる陳情要望活動により、有料のバイパス道路として「延岡南道路」が、平成2年2月に全線開通いたしました。全長6.1キロメートル、うち有料区間が3.7キロメートル、設計速度が時速80キロで、渋滞の緩和に大きな期待が寄せられましたが、走行距離に対し250円の料金は割高感があり、効果は発揮できませんでした。その後、延岡市や経済団体等による利用促進の運動が推進され、延岡南道路の交通量は少しずつふえましたが、土々呂地区の渋滞の改善は一向に見られませんでした。そのような状況を打開しようと延岡市や各関係団体が、値下げ並びに無料化の陳情要望を重ねてまいり、この県議会の議場でも、私ももちろんのことですが、県北の議員が何度も県当局に要望してまいりました。

その後、接続する国道10号延岡道路の延岡南一延岡間が平成17年4月に開通、国道218号北方延岡道路が平成20年4月に完成、接続され、そして平成21年1月からETC設置車への対応が可能となり、ETC設置車は割引制度が適用されることとなり、少しずつ車の流れが変わりつつありましたが、抜本的な渋滞解消策にはなり得ませんでした。

そんな中、政権交代により、現政権がマニフェストで掲げた地域経済の活性化を図るための施策の一つ、高速道路の無料化社会実験がスタートしました。平成22年6月28日から全国の高速度道路のうち、37路線の50区間において、県内では延岡南道路と東九州自動車道の清武一西都間が対象となり、劇的な効果があらわれまし

た。延岡南道路においては特にその効果が顕著で、実験前の平日の1日当たりの通行量は平均6,400台から2万5,100台へと、4倍近い伸び率となりました。無料化当初は、延岡南道路が逆に渋滞するほど、余りにも車の流れが変わり、国道10号は約35%の交通量の減少が見られ、土々呂地区の渋滞は見事に解消され、地域住民の生活の向上に大きく寄与しました。道路事情の特に厳しい県北での実験の効果は一目瞭然で、今後も引き続き無料化が継続、拡大されることを市民を挙げて要望してきました。

ところが、3月11日の東日本大震災により、未曾有の被害をもたらされた東北地方を中心に、再生復興の費用確保のため、高速道路の無料化社会実験が6月19日をもって凍結されてしまいました。凍結後は、無料化社会実験前と同じ状況に陥り、延岡南道路の交通量は4分の1に激減し、全国的に見てもワーストに近い減少率です。国道10号や並行する狭隘な県道にましても車が集中し、以前の土々呂地区の劣悪な道路事情に戻ってしまいました。特にやりきれないのは、無料化社会実験とは全く関係なく、直轄方式で建設され、県が1割の建設費を負担していただいたことにより、今後も無料化が継続される国道10号延岡道路や国道218号北方延岡道路を利用してきた車が、延岡南道路の手前のインターチェンジで一般道におり、渋滞をさらに悪化させることです。

公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない本県にとって、道路は住民にとって生活を支え、命の基盤となる重要な社会資本です。高速道路無料化による社会実験等により、本県の高速度道路、とりわけ建設以来20年もの間、地元住民の悲願であった延岡南道路においては、交通量が大幅に増加するなど、全国の

実験区間の中でもその効果は上位に位置しており、物流や人の交流、観光振興等々に大きく貢献してくれました。

また、昨年の8月、全国の103の重要港湾の中から、今年度から集中的な整備をする43の重点港湾に細島港が指定され、港の持つポテンシャルが向上し、工都延岡市を結ぶ産業道路としての役割や利便性の向上等々、期待も大きく膨らんでいたところです。

県北地区における延岡南道路の無料化は、長年にわたる地元の悲願でもあり、今回の凍結は、人の流れや物流に大きな支障を生じ、地域住民の生活にも大きな影響が既に出ています。また、企業立地や雇用などの地域経済の影響も懸念されます。

よって、国においては、延岡南道路の無料化継続について、特段の措置を講じていただきたく、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出したく提案申し上げます。県民の声を国へとつなげていくことは、政党や会派を超えて行わなければなりません。ぜひとも各議員の御賛同を、特に県北の議員の皆様、県北の浮揚がかかっていると言っても過言ではありません。よろしく願いいたしまして、提案理由といたします。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して、直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第9号「延岡南道路無料化継続を求める意見書」の提出に反対する立場から討論いたします。

今申しましたように、この意見書の内容についての反対ではなく、提出について反対するものです。延岡市選出である私が、その手続をめぐり、反対の立場でこの場に立たざるを得ないことは非常に残念な思いではありますが、お互いの会派の発展のためにも、問題点は訴え、また議会の活性化のためにも、意見は述べさせていただきます。

我々社民党県議団は、意見書というものは全会一致したものを提出すべきであり、全会一致なきものは提出を見合わせるべきとの主張をこれまで行ってきました。意見書というものは、県民の共通一致する切なる要望・願いなるものを表現すべきであり、多数決というものにはなじまないと考えるからです。

このため、歴史上評価の分かれる内容や、政治的スタンスで疑義のある内容は極力提出を避けてきました。事実、過去の宮崎県議会では、ちょうど12年前になりますが、平成11年6月に提出された、「従軍慰安婦・強制連行」の教科書からの削除を求める意見書、正式には「中学校社会科歴史教科書正常化に関する意見書」や、平成16年6月に提出された「教育基本法の早期改正をめぐり意見書」など、全会一致が見られず提出されたため、その賛否の討論・質疑は深夜に及んだものもあり、多くのしこりを残

したのものもあると聞いています。

特に意見書というものは、採択されてしまえば、多様な立場にある現在39名の議員の総意として、その意思が宮崎県議会としての冠が冠せられるわけであります。そうであればなおさらのこと、その意見書の全会一致を得ることは、議員一人一人にとっても極めて大事なことであります。

そもそも意見書とは、地方自治法99条2項に述べられているとおり、「議会は普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出できる」とあります。意見書の内容はひとえに公益に関することであります。これまでの宮崎県議会の歴史を振り返ってみると、公益に関する県民の願いを表現する意見書が幾つも採択されています。最近では、「高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書」「医師臨床研修制度の見直しに関する意見書」「公共投資の積極的な推進による景気対策を求める意見書」、さらに、口蹄疫からの復興と法整備を願う「口蹄疫からの復興支援対策等を求める意見書」が出されています。また、今議会でも、これまでなかなか受け入れてもらえなかった原発に対する我々社民党の主張や考え方が、自民党の皆さんの意見書の一部に反映され、全会派の合意が得られましたことは、大変意義のあることであると考えています。まさに各会派が県民の意向を酌み取り、相持ち寄り協議し、県民全体の願いとして表現したものと思います。

今回提出された「延岡南道路無料化継続を求める意見書」の意味するところは、地域交通の渋滞の緩和、物流上、防災上、地域経済の活性化、安全のためにも、公益上、多大な効果があるとの判断もあり、我が会派は、初めからこの意見書に対して賛意を表してきましたが、残念

ながら、国家財政の問題またはばらまき論争などがあったのでしょうか、他会派の同意が得られず、全会一致とはなりませんでした。この意見書の意味する公益性について、ぜひ理解いただきたいとは願うものの、全会一致を見ない意見書を何でもかんでも出してよいという前例をつくることになりはしないかと危惧するものがあります。そして、それを多数決にまで付すことには、意見書の性格上、大変問題があると思います。

よって、内容の問題ではなく、全会一致を見ない今回の意見書の提出という手続を問題として反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。(拍手) [降壇]

[退席する者あり]

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第 9 号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議員発議案第 9 号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立少数。よって、本案は否決されました。

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年 6 月定例県議会を閉会いたします。

午後 0 時 30 分閉会

資

料

平成23年6月定例県議会日程

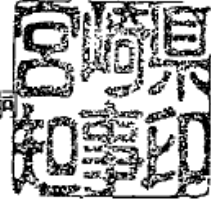
20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 10	金	本会議	開会 議席変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
11	土		(閉 庁 日)	
12	日			
13	月	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
14	火			
15	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
16	木			請願締切 12:00
17	金			
18	土		(閉 庁 日)	
19	日			
20	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
21	火			議会運営委員会 9:30
22	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
23	木			
24	金			
25	土		(閉 庁 日)	
26	日			
27	月	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
28	火		(議 事 整 理)	
29	水	本会議	常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1112
平成23年6月10日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊 嗣



議案の送付について

平成23年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第1号) |
| 議案第2号 | 平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第3号 | 平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第4号 | 平成23年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号) |
| 議案第5号 | 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第6号 | 平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例 |
| 議案第7号 | 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第8号 | 宮崎県市町村間連携支援基金条例 |
| 議案第9号 | 宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例 |
| 議案第10号 | 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 議案第11号 | 人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 |
| 議案第12号 | 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第13号 | 工事請負契約の変更について |
| 議案第14号 | 工事請負契約の変更について |
| 議案第15号 | 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について |
| 議案第16号 | 宮崎県総合計画の変更について |
| 議案第17号 | 宮崎県行財政改革大綱2007の変更について |
| 議案第18号 | 第6次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について |
| 議案第19号 | 宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について |
| 議案第20号 | 宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について |
| 議案第21号 | 当せん金付証票の発売の変更について |
| 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて |

(文書取扱 財政課)

215-1113

平成23年6月15日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊 嗣



議案の送付について

平成23年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第22号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第23号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第24号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第25号 収用委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月15日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	内村 仁子	10:00~11:00	
2	郷中の会	有岡 浩一	11:00~12:00	休憩
3	公明党	河野 哲也	13:00~14:00	
4	新みやぎ	渡辺 創	14:00~15:00	

6月16日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	押川修一郎	10:00~11:00	
6	自由民主党	横田 照夫	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	中野 廣明	13:00~14:00	
8	公明党	重松幸次郎	14:00~15:00	

6月17日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	山下 博三	10:00~11:00	
10	自由民主党	中村 幸一	11:00~12:00	休憩
11	日本共産党	前屋敷恵美	13:00~14:00	
12	自由民主党	丸山裕次郎	14:00~15:00	

6月20日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	清山 知憲	10:00~11:00	
14	新みやぎ	西村 賢	11:00~12:00	休憩
15	社会民主党	太田 清海	13:00~14:00	
16	新みやぎ	田口 雄二	14:00~15:00	

6月21日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	自由民主党	二見 康之	10:00~11:00	
18	社会民主党	高橋 透	11:00~12:00	休憩
19	自由民主党	松村 悟郎	13:00~14:00	
20	自由民主党	黒木 正一	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	可決				
第3号	平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）				可決	
第4号	平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）					可決
第5号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例	可決				
第7号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第8号	宮崎県市町村間連携支援基金条例	可決				
第9号	宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例	可決				
第10号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第11号	人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例		可決			
第12号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第16号	宮崎県総合計画の変更について	可決				
第17号	宮崎県行財政改革大綱2007の変更について	可決				
第18号	第6次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について				可決	
第19号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について				可決	
第20号	宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について					修正 可決
第21号	当せん金付証票の発売の変更について	可決				
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて *平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号）	承認			承認	承認

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 1 号	「シェーグレン症候群」「成人ステイル病」「進行性骨化性異形成症」「線維筋痛症」「アレルギー性肉芽腫性血管炎」5疾患を県単独事業の特定疾患に認定を求める請願		採択			
第 2 号	宮崎県の地域医療の拡充と専門医師不足の解消を求める請願		採択			
第 3 号	宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		
第 4 号	震災・噴火など、大規模自然災害発生時において「宮崎－大阪」カーフェリー航路を活用し、県民の保護に万全を期す政策の実現と「地産地送」の実現に向けた実効ある措置を求める要請についての請願	採択				
第 5 号	地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願	採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成23年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第3号 宮崎地方最低賃金改正についての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月29日・可決
" 第2号	平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	"
" 第3号	平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	"
" 第4号	平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	"
" 第5号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第6号	平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例	"
" 第7号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第8号	宮崎県市町村間連携支援基金条例	"
" 第9号	宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例	"
" 第10号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	"
" 第11号	人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	"
" 第12号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第13号	工事請負契約の変更について	"
" 第14号	工事請負契約の変更について	"
" 第15号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	"
" 第16号	宮崎県総合計画の変更について	"
" 第17号	宮崎県行財政改革大綱2007の変更について	"
" 第18号	第6次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について	"
" 第19号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第20号	宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について	6月29日・修正可決
〃 第21号	当せん金付証票の発売の変更について	6月29日・可決
〃 第22号	公安委員会委員の任命の同意について	6月21日・同意
〃 第23号	人事委員会委員の選任の同意について	〃
〃 第24号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第25号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月29日・承認
議員発議案 第1号	県議会のあり方に関する検討委員会の設置	6月15日・可決
〃 第2号	震災からの復旧・復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書	6月29日・可決
〃 第3号	当面の電力需給対策及びエネルギー政策の見直しに関する意見書	〃
〃 第4号	必要な公共事業の着実な推進を求める意見書	〃
〃 第5号	九州中央自動車道の早期整備を求める意見書	〃
〃 第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第7号	公立学校等公共施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	〃
〃 第8号	地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書	〃
〃 第9号	延岡南道路無料化継続を求める意見書	6月29日・否決
〃 第10号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	6月29日・可決

意見書、その他

県議会のあり方に関する検討委員会の設置

名 称	県議会のあり方に関する検討委員会
目 的	県議会の今後のあり方に関する協議又は調整を行うことを目的とする。
構 成 員	副議長及び議会運営委員会の委員
招集権者	議長
期 限	平成24年3月31日までとする。

議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」に対する修正案

議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正前	修正後
<p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 今後10年間を通じて目指す本県教育の姿</p> <p>1 [略]</p> <p>2 今後10年間に総合的・計画的に取り組む施策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施策の目標</p> <p> 施策の目標Ⅰ [略]</p> <p> 施策の目標Ⅱ 「生きる基盤を育む教育の推進」</p> <p> ①～⑥ [略]</p> <p> ⑦ 高度情報化・技術革新や国際化などが進展する中で、子どもたちに、情報通信技術（ICT）を適切に活用する能力や、我が国の伝統と文化を尊重するとともに異文化を理解し、国際社会の一員として主体的に生きていくことができる態度を育むなど、社会の変化に対応できる教育の推進に取組みます。</p> <p> 施策の目標Ⅲ～施策の目標Ⅴ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第四章 今後10年間に総合的かつ計画的に取り組む施策</p> <p> 施策の目標Ⅰ [略]</p>	<p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 今後10年間を通じて目指す本県教育の姿</p> <p>1 [略]</p> <p>2 今後10年間に総合的・計画的に取り組む施策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施策の目標</p> <p> 施策の目標Ⅰ [略]</p> <p> 施策の目標Ⅱ 「生きる基盤を育む教育の推進」</p> <p> ①～⑥ [略]</p> <p> ⑦ 高度情報化・技術革新や国際化などが進展する中で、子どもたちに、情報通信技術（ICT）を適切に活用する能力や、<u>伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する</u>とともに、<u>他国を尊重し、国際社会の一員として主体的に生きていく</u>とうとする態度を育むなど、<u>社会の変化に対応できる教育の推進</u>に取組みます。</p> <p> 施策の目標Ⅲ～施策の目標Ⅴ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第四章 今後10年間に総合的かつ計画的に取り組む施策</p> <p> 施策の目標Ⅰ [略]</p>

<p>施策の目標Ⅱ「生きる基盤を育む教育の推進」</p> <p>施策1～施策6 [略]</p> <p>施策7 技術革新や国際化の進展に対応する教育の推進</p> <p>現状と課題 [略]</p> <p>施策の内容</p> <p>① [略]</p> <p>② 国際化に対応した教育の推進</p> <p><u>我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の向上など、国際化に対応した教育を推進します。</u></p> <p>③・④ [略]</p> <p>主な取組 [略]</p> <p>施策の目標Ⅲ～施策の目標Ⅴ [略]</p> <p>第五章 [略]</p>	<p>施策の目標Ⅱ「生きる基盤を育む教育の推進」</p> <p>施策1～施策6 [略]</p> <p>施策7 技術革新や国際化の進展に対応する教育の推進</p> <p>現状と課題 [略]</p> <p>施策の内容</p> <p>① [略]</p> <p>② 国際化に対応した教育の推進</p> <p><u>伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の向上など、国際化に対応した教育を推進します。</u></p> <p>③・④ [略]</p> <p>主な取組 [略]</p> <p>施策の目標Ⅲ～施策の目標Ⅴ [略]</p> <p>第五章 [略]</p>
--	--

震災からの復旧・復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災からの本格的な復旧・復興は、被災地のみならず、我が国全体の再興を意味することとなる。全国的に深刻な事態に陥っている今、国が迅速に復旧・復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、内外に対して力強いメッセージを発信することにつながるものである。

被災地の実情に即したスピード感を持った復旧・復興支援策が今まさに求められているところであり、対策が遅れるようなことがあってはならない。一日も早く、被災地のニーズに精通した地方自治体が主体となって、具体的な復旧・復興プランを迅速に推進できるよう、国の財政支援措置を講じる必要がある。

また、我が国の景気・雇用の先行きも、震災発生による資材調達の停滞や供給網の寸断、さらには原発事故の風評被害や電力不足の懸念も相まって、予断を許さない状況にある。

よって、国においては、今回の未曾有の大災害から一刻も早い復旧・復興を実現するため、早期に本格的な補正予算を編成するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 様
内 閣 官 房 長 官	枝 野 幸 男 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	玄 葉 光 一 郎 様
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣	与 謝 野 馨 様
東 日 本 大 震 災 復 興 対 策 担 当 大 臣	松 本 龍 様

当面の電力需給対策及びエネルギー政策の見直しに関する意見書

3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力・東京電力管内地域は原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。さらに、菅直人総理による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず全国的な問題に発展している。

電力供給力不足は、国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼすものと懸念されているが、政府の電力需給緊急対策本部（電力需給に関する検討会合）が5月に発表した対策では、国民に節電を呼び掛けるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれなかったところであり、夏場の電力不足を前に政府は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。

さらに、政府は今回の東京電力福島第一原子力発電所の事態を十分踏まえ、原子力発電に対する不安払拭や安全・安心の確保を図るとともに、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。そのため、省エネルギーの推進と併せて、太陽光やバイオマス等の自然エネルギーの導入促進などエネルギー施策の見直しを図られるよう強く要望する。

よって、国においては、下記の事項について速やかに実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 自家発電設備、太陽光発電・蓄電池、太陽熱利用システムの導入にかかる補助を大幅に拡充するなど、低炭素社会構築のために、再生可能エネルギー等の導入促進を推進すること。
- 2 LED照明設備の導入補助や、エコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。
- 3 二度と原発震災を引き起こさないために、技術から政策決定に至るまでの総合的な「事故調査委員会」を設け、事故の構造的な要因を徹底的に洗い出すこと。
- 4 今回の原子力発電所の事故の原因を徹底的に検証した上で、安全規制のための独立性の高い機関を設置するなど原子力安全行政を見直し、安全対策を十分講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	横	路	孝	弘	様						
参	議	院	議	長	西	岡	武	夫	様						
内	閣	総	理	大	菅	山	直	人	様						
総	務	務	大	臣	片	田	善	博	様						
財	務	務	大	臣	野	田	佳	彦	様						
文	部	科	学	大	高	木	義	明	様						
経	済	産	業	大	海	江	田	万	里	様					
内	閣	官	房	長	枝	野	幸	男	様						
原	発	事	故	の	収	束	及	び	再	発	止	担	当	大	臣
国	家	戦	略	担	当	大	臣	細	野	豪	志	様			
					玄	葉	光	一	郎	様					

必要な公共事業の着実な推進を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災は、想定をはるかに上回る津波を伴い、東北をはじめとする広大な範囲で多くの尊い人命と貴重な財産を奪い、道路や鉄道など社会生活の基盤となるライフラインを壊滅させるなど、地元の人々の生活に甚大な被害を与えたところである。3カ月以上が経過した現在においても、多くの被災者が不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

このような中、政府は、被災地対策として復旧・復興財源を確保するため、平成23年度予算のうち公共事業費等の5%を執行停止する方針を打ち出したところである。未曾有の被害に遭遇している被災地の早期の復旧・復興は全国民の願いであるが、一方で、その復旧・復興を支える他地域の公共事業が今後さらに削減される懸念もある。

今回の震災では、高速道路や国道等が「命の道」としていかに重要であるかを改めて認識させられたところであり、日向灘地震の発生が危惧される中、東九州自動車道や九州中央自動車道、都城志布志道路の未整備区間や国直轄の防災事業として新たに採択された国道220号等の一刻も早い整備が求められている。

よって、地方において真に必要なとされる公共事業が、今回のことで遅れることなく着実に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 西岡武夫様
内閣総理大臣 菅直人様
財務大臣 野田佳彦様
国土交通大臣 大畠章宏様
内閣官房長官 枝野幸男様
国家戦略担当大臣 玄葉光一郎様

九州中央自動車道の早期整備を求める意見書

高規格幹線道路は、その広域性、高速性によって、観光や物流など「人」と「物」の交流を支え、住民生活の向上及び産業の振興、防災、救急医療をはじめとする緊急事態への対応など生活を支え、命の基盤となる必要不可欠な社会資本である。

特に、高速道路の供用率が全国に比べ著しく低く、その他社会資本整備が遅れている本県においては、循環型高速交通ネットワークの形成により、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火災害からの再生・復興に大きく寄与するとともに、九州の扇の要に位置する細島港との連携によっても多大な効果が見込まれ、九州の社会資本整備の東西格差解消・景気の一体的浮揚が期待できる。

よって、国においては、九州中央自動車道の早期整備に向けた、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地方の道路整備を緊急かつ計画的に進めるため、道路整備のための予算を十分に確保するとともに、特に高速道路の供用率が著しく低い本県など地方への重点配分を行い、地方における道路整備予算の更なる拡大を図ること。
- 2 九州中央自動車道の整備にあたって、地方の意見を十分反映するとともに、地方の負担を極力軽減し、事業の進捗を図ること。
- 3 九州中央自動車道を必要な道路として新たな整備計画に盛り込むとともに基本計画区間である「山都～延岡間」の整備計画を早期に策定すること。
- 4 九州中央自動車道と一体となって機能する国道218号北方延岡道路・高千穂日之影道路の早期完成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	枝 野 幸 男 様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 様
国 土 交 通 大 臣	大 畠 章 宏 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では、多くの自治体が甚大な被害を受け、今後、被災した自治体を中心とした復興が求められている。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとして地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっている。

特に、地域経済の活性化と雇用の拡大が求められる中で、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と直結した政策の充実・強化が求められている。

平成 23 年度政府予算では、総額 17.5 兆円の地方交付税が計上されたところであり、平成 24 年度についても震災対策費を確保しつつ同規模の予算として地方財政計画や地方交付税に盛り込まれることが求められる。

このため、平成 24 年度の地方財政予算全体の確保に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 被災地自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分講ずること。
- 2 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など今後増大する財政需要を的確に把握し、平成 24 年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3 社会資本整備の遅れた地方の実情を反映するよう、一括交付金の適切な基準見直しを行うこと。
- 4 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分 5 : 5 を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 29 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	片 山 善 博 様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 様
経 済 産 業 大 臣	海 江 田 万 里 様
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣	与 謝 野 馨 様

公立学校等公共施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校等公共施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集または発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかし一方で、多くの公立学校等公共施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになってきた。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校等公共施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められている。

よって、政府においては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校等公共施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 公立学校等公共施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 公立学校等公共施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 3 公立学校等公共施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
- 4 公立学校等公共施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
- 5 公立学校等公共施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路	孝 弘	様
参議院議長	西 岡	武 夫	様
内閣総理大臣	菅	直 人	様
文部科学大臣	高 木	義 明	様
国土交通大臣	大 畠	章 宏	様
総務大臣	片 山	善 博	様
防災担当大臣	松 本		龍 様

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。

加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約する作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、いずれも期間が限られており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的経費への活用が困難な状況にある。

よって、国におかれては、地方消費者行政の一層の推進に向け、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国は、地方自治体の消費者行政が充実するよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	枝野幸男様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
消費者及び食品安全担当大臣	細野豪志様

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

我が国の森林はまさに今、戦後造成してきた人工林が利用期を迎えつつあり、この資源を活用して森林・林業の再生を図ることが、疲弊した地方の再生を図り、持続可能な循環型社会を構築する鍵と言える。

しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然厳しく、地域の方々の努力により築かれてきたこの森林は、採算性の低迷等のため利用されず放置され、このままでは林業の再生が実現しないばかりか、森林の荒廃を招き、水源涵養、国土保全、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念される事態となっている。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復興を図っていくためには、山地災害からの復旧や海岸防災林の再生のみならず、被災地域の基幹産業として林業・木材産業を再生していくこと、復興資材である木材を全国的に安定供給していくことが急務となっている。

よって、国においては、森林・林業の再生を図り東日本大震災の被災地の復興を全国規模で進めることができるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 森林・林業の再生に向けた取組を一層推進するため、「森林整備加速化・林業再生事業」の継続・拡充を図ること。
- 2 東日本大震災からの速やかな復興に向けて、被災した治山施設や林道、木材加工施設等の早期復旧に加え、雇用拡大や復興木材の供給に向けた森林・林業再生の施策の充実を図ること。
- 3 新たなエネルギー政策を進めるに当たっては、再生可能な資源である木質バイオマスのエネルギー分野への一層の有効利用が図られるよう必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅野直人様
内閣官房長官	枝野幸男様
東日本大震災復興対策担当大臣	松本龍様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
厚生労働大臣	細川律夫様
農林水産大臣	鹿野道彦様
国土交通大臣	大嶋章宏様

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	2	—	2	
厚 生	2	—	2	
商 工 建 設	1	—	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	5	—	5	

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第1号	受理年月日	平成23年6月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市江平1丁目2-28 第4丸三ビル6階 宮崎県難病団体連絡協議会 会長 首藤 正一		
請願の件名	<p>「シェーグレン症候群」「成人スティル病」「進行性骨化性異形成症」「線維筋痛症」「アレルギー性肉芽腫性血管炎」5疾患を県単独事業の特定疾患に認定を求める請願</p> <p>(要旨) 「シェーグレン症候群」「成人スティル病」「進行性骨化性異形成症」「線維筋痛症」「アレルギー性肉芽腫性血管炎」の5疾患を宮崎県単独事業としての特定疾患に認定を求める請願</p> <p>(理由) 「シェーグレン症候群」「成人スティル病」「進行性骨化性異形成症（FOP）」「アレルギー性肉芽腫性血管炎」「線維筋痛症」は国の特定疾患として認定されていないが、県内の5疾患の患者団体から特定疾患認定の強い要望があります。 特に、「アレルギー性肉芽腫性血管炎」や「シェーグレン症候群」は他の都道府県において特定疾患として認定し、独自の医療費助成を行われています。認定されれば、医療費負担の軽減だけでなく、保健所等がこれらの疾患の患者の状態を把握することができ、あらゆる医療福祉サービスに反映させることができると考えています。県内のこれらの希少疾患を特定疾患に認定するよう請願いたします。</p>		
紹介議員	清山 知憲 横田 照夫 田口 雄二 鳥飼 謙二 河野 哲也 前屋敷恵美 凶師 博規		
摘要			

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第2号	受理年月日	平成23年6月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市江平1丁目2-28 第4丸三ビル6階 宮崎県難病団体連絡協議会 会長 首藤 正一		
請願の件名	<p>宮崎県の地域医療の拡充と専門医師不足の解消を求める請願</p> <p>(要旨) 医師不足、専門医の偏在などをなくし、地域医療対策の充実と救急医療体制の整備について、県民の代表である県議会が中心となって調査研究をし、関係機関に呼びかけてもらえるよう求める請願</p> <p>(理由) 平成21年4月4日に日向市で発生した救急患者が病院に受け入れられずに死亡し、全国に報道された事例が再び起こることのないように対策を講じてください。 また、神経難病など専門医の不足は更に深刻です。この根底には、医師不足など宮崎県の地域医療の体制に問題があると思います。これらについて、県としても積極的に取り組まれていると思いますが、尚一層のご努力をお願いしたく請願いたします。どうかよろしく願います。</p>		
紹介議員	清山 知憲 横田 照夫 田口 雄二 鳥飼 謙二 河野 哲也 前屋敷恵美 凶師 博規		
摘要			

新規請願

商工建設常任委員会

請願番号	請願第3号	受理年月日	平成23年6月15日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市別府町3番9号 宮崎県労働福祉会館4階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山節夫		
請願の件名	<p>宮崎地方最低賃金改正についての請願</p> <p>「要旨」 宮崎地方最低賃金改正に関して、下記について、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくよう請願いたします。</p> <p>「理由」 最低賃金法第1条は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすると明記されています。</p> <p>連合は、これらの目的および最低賃金法の趣旨に照らし、「生活できる最低賃金」であることはもとより、賃金が労働の対価として適正なものとなるようその底上げと格差改善に寄与する最低賃金の確立に向け、その水準や決定の仕組みをさらに拡充・改善させることが重要と考えます。</p> <p>日本経済はデフレ傾向が長期化し、社会的公正や安心・安全という社会の基盤が揺らぎ、格差は拡大し貧困が増加しました。非正規労働者の比率は、雇用労働者の1/3を超えるまでに拡大しており、年収200万円以下の労働者が1,000万人（雇用労働者の23%）を超えるなど、低賃金労働者が増大し、懸命に働いても貧困から抜け出せない状況が続いています。また親の年収差で大学進学等に影響を与えるとの調査も公表されています。</p> <p>最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めたすべての労働者に適用されます。本県の平成22年度地域別最低賃金時間額は、「642円」であり、3年連続全国最下位グループに位置しています。</p> <p>本県は、昨年のおとぎ疫、今年の新燃岳、鳥インフルエンザと大きな被害にあいました。宮崎県の復興と再生にむけて全力で乗り</p>		

越えていくためにも、宮崎県内で働き生活を営む県民の方々が、まじめに働けば安心して暮らし、生活ができる希望の持てる安定が今こそ重要です。その大きな役割が賃金の基盤となる最低賃金の健全な引き上げです。更に3月11日に発生した未曾有の東日本大震災は、消費の減少等による景気への影響が懸念されています。あらゆる英知を集め、国民総力戦で力強い日本を再生していかなければなりません。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくようお願いいたします。

記

1. 宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正を図ること。

2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金法の周知・徹底を図ること。
「派遣労働者には派遣先の地域別最低賃金が適用されること」について周知を図り、罰則規定、行政指導を強めること。

3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。

紹介議員	田口 雄二 井上紀代子 西村 賢 徳重 忠夫 鳥飼 謙二 高橋 透 太田 清海 前屋敷恵美 有岡 浩一 凶師 博規
------	--

摘要	
----	--

新規請願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第4号	受理年月日	平成23年6月15日
請願者 住所・氏名	<p>神奈川県横浜市神奈川区東神奈川1-9-10 全日本海員組合 組合長代理 関東地方支部長 池谷 義之</p> <p>宮崎県宮崎市港3-14 宮崎カーフェリー株式会社 取締役社長 黒木 政典</p>		
請願の件名	<p>震災・噴火など、大規模自然災害発生時において「宮崎－大阪」カーフェリー航路を活用し、県民の保護に万全を期す政策の実現と「地産地送」の実現に向けた実効ある措置を求める要請についての請願</p> <p>(請願の趣旨)</p> <p>本年3月11日に発生した東日本大震災は、その激震と大津波により東北・関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的なダメージを与えたばかりか、我が国の経済、社会、国際的信用などにも多大な影響をもたらしております。</p> <p>世界で発生する地震の約2割が日本近海のプレート周辺で発生しており、我が国においては、常に大規模地震・津波に対する備えが必要とされております。宮崎県では、地震以外にも洪水、噴火、台風など、多くの自然災害への対策を整備しておかなければならず、輸送手段を失って県民の安全が損なわれる事の無いよう、緊急物資の搬送や災害支援などの移動手段として海路・陸路・空路よる複数の行(航)路を確保しておかなければならないと考えます。特に海洋立国である日本においては、海上交通・輸送は重要であり、復旧・復興に果たす役割は重要と考えておりますが、宮崎県においても全く同様の状況と認識しており、「宮崎－大阪」カーフェリー航路は災害時のライフラインの要となるのではないのでしょうか。また、邦人船員の必要性・重要性についても、福島第1原発からの放射性物質流出による風評被害により、外国人船員が周辺海域への就労を拒否する現実から見れば明らかであり、我が国の主権が及ぶ愛国心を有する邦人船員の必要性とその重要性について、日本国民をはじめ政府、各政党、地方自治体に再認識を求めるところであります。</p>		

東日本大震災の発生により埋没してしまった感はありますが、宮崎県においては、昨年来、口蹄疫、鳥インフルエンザ発生による畜産業への被害、新燃岳噴火による農作物被害や登山、プロ野球キャンプ観戦の観光客の大幅減少など、度重なる災害により宮崎県経済は大きな痛手を受け、ライフラインの要である「宮崎－大阪」カーフェリー航路も非常に苦しい経営環境に追い込まれ、このような状況が続けば同航路の存続が危ぶまれ、多くの雇用が失われる事も懸念されます。

幸いな事に口蹄疫、鳥インフルエンザは終息し畜産業は再び活気を取り戻すべく始動し始め、今後、世界規模で成長が期待される太陽電池パネルの大規模生産拠点が宮崎県内に建設されるなど宮崎県経済は回復への道のりを歩み出しました。

県内経済の回復を更に加速させるためにも、宮崎県で生産した産品は宮崎県の物流業者がその輸送を担う、所謂「地産地送」の実現は最重要課題ではないかと認識しており、荷主に対し一定の補助等を行う制度の確立が急がれております。

以上のことから、「海の産業道路」として宮崎県の物流に重要な役割を果たしてきた「宮崎－大阪」カーフェリー航路が今後も永続的に旅客・物資輸送を、観光ならびに地域住民の交通手段として、大災害時においても避難・緊急物資の代替輸送にあたるライフラインの要として存続できるよう、早期に下記施策を実行していただきますよう要請いたします。

記

1. 大規模自然災害発生時には、多様な輸送手段により住民避難や物資輸送を行い、県民を保護していかなければならない観点から、海上輸送交通インフラである「宮崎－大阪」カーフェリー航路に就航する船舶と災害時輸送協定を締結し、県民の安全を保障すること。

2. 宮崎県の主要産品である農畜産物は元より、地球規模の環境対策が急がれるなか、宮崎県の主要工業製品として成長が期待される太陽電池パネルなど、宮崎県産品は県内物流業者がその輸送を担う「地産地送」の実現に向け、荷主に対し運賃の一部補助を行う等の措置を講ずること。

以上

紹介議員	中野 廣明 押川 修一郎
摘要	

新規請願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第5号	受理年月日	平成23年6月16日
請願者住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 近藤 日出夫		
請願の件名	地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願 第1 件名 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件 第2 請願の趣旨（要旨） 宮崎県議会が、国会及び政府に対し、地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を提出することを採択していただくよう請願致します。 第3 請願の理由 1 本県における消費者被害及び消費者行政の状況 一昨年、消費者庁が発足し、消費者行政を推進する中央官庁ができました。しかし、消費者庁ができたからといって、それだけで消費者被害、消費者事件がなくなるわけではありません。 最近では、全国的に未公開株購入や資源開発への投資をめぐる詐欺が横行し、東日本大震災による混乱に乗じた悪質商法による被害も報告されております。インターネットや電子メールを介した架空請求や不等請求による被害も、若者を中心に全国的に広がっており、近年行政においても解決に力を入れてきた多重債務の問題も、まだまだ存在しています。 これらは、本県においても例外ではありません。未公開株等については本県でも高齢者を中心に被害者が存在し、災害に関しては新燃岳噴火による降灰につけこんだ悪質商法の事例が報告されています。また、インターネット等を介した被害も増加傾向にあり、多重債務者も依然として多く存在しています。 近年、本県消費生活センターに対して消費者から寄せられる苦情件数は、依然として多い状況にあります（平成19年度9,935件、平成20年度8,665件、平成21年度8,834件）		

〔宮崎県消費生活センターホームページより〕)。消費者庁の発足によっても、被害が発生している現場である「地方」における消費者行政の重要性が低下するものではなく、その重要性は依然として高いと言えます。

これらの消費者被害に対して、本県では、県消費生活センターを中心として、各種啓発活動や相談体制の充実が図られております。また、一部の市町村では、独自に消費生活に関する相談窓口を設け、市民からの相談に対応できるような態勢が整えられつつあります。

もっとも、新たな手口による悪質商法等による被害は後を絶ちません。住民の安心・安全な生活を守るためには、今後も県や各市町村による継続的、積極的な取組が不可欠であり、消費者行政の充実が求められます。

2 国による地方消費者行政に対する実効的な財政措置の必要性

現在、国による地方消費者行政の充実策が内閣府から建議され、今後消費者庁においてその具体化が図られることになっております。他方で、地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念されます。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であり、本県においても、県や各市町村がそれぞれの責任で消費者行政を充実させていくことが今後も求められております。しかしながら、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制には、地方自治体間においてもあまりにも格差があります。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在します。現在、国からの支援として地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在しますが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費の活用には自ずと限界があります。ことに、本県や県内各市町村のような人口が比較的小さい地方自治体は、大都市部と異なり財政規模も小さく人的資源にも限りがある以上、国による財政支援は不可欠と思われれます。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきです。

	<p>3 具体的な制度設計の提示の必要性</p> <p>すべての自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を整備するためには、国が相談窓口のあるべき姿について一定の目安を示す必要があると考えられます。他方で、自治体によっては単独での消費生活センターの設置が困難なケースもあるため、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村が広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示す必要があります。</p> <p>4 消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる制度整備の必要性</p> <p>消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員は、住民が悪質商法等の被害に遭った際の苦情相談を受けてアドバイスをおこなうだけでなく、消費者と業者の間に入って解決を図る「あっせん」業務もおこなっており、相応の知識、経験、専門性が要求されます。しかし、消費生活相談員は期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にあります。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にあります。</p> <p>住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要です。現状では、非常勤の立場で安定的に勤務できる任用制度がないため、この点について手当てする必要がありますし、正規職員でない形態で常勤的に勤務する任用制度の整備も望まれます。そのためには、その職種の専門性に着目した専門職任用制度を新たに整備する必要があります。</p> <p>5 結び</p> <p>以上の理由により、消費者の安全な生活を確保するために、地方消費者行政を充実させるという観点から、貴議会に請願致します。</p>														
紹介議員	<table border="0"> <tr> <td>横田 照夫</td> <td>井上紀代子</td> </tr> <tr> <td>松村 悟郎</td> <td>鳥飼 謙二</td> </tr> <tr> <td>後藤 哲朗</td> <td>新見 昌安</td> </tr> <tr> <td>西村 賢</td> <td>有岡 浩一</td> </tr> <tr> <td>徳重 忠夫</td> <td>前屋敷恵美</td> </tr> <tr> <td>渡辺 創</td> <td>凶師 博規</td> </tr> <tr> <td>田口 雄二</td> <td>岩下 斌彦</td> </tr> </table>	横田 照夫	井上紀代子	松村 悟郎	鳥飼 謙二	後藤 哲朗	新見 昌安	西村 賢	有岡 浩一	徳重 忠夫	前屋敷恵美	渡辺 創	凶師 博規	田口 雄二	岩下 斌彦
横田 照夫	井上紀代子														
松村 悟郎	鳥飼 謙二														
後藤 哲朗	新見 昌安														
西村 賢	有岡 浩一														
徳重 忠夫	前屋敷恵美														
渡辺 創	凶師 博規														
田口 雄二	岩下 斌彦														
摘要															

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月10日	金	本 会 議	開 会 議席の変更 会議録署名議員指名（二見康之、新見昌安両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第21号並びに報告第1号上程 知事提案理由説明
6月11日	土		
6月12日	日		
6月13日	月	休 会	（議案調査）
6月14日	火		
6月15日	水	本 会 議	議案第22号～第25号追加 知事提案理由説明 一般質問（内村仁子、有岡浩一、河野哲也、渡辺 創 各議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加 質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案第1号採決（可決）
6月16日	木		一般質問（押川修一郎、横田照夫、中野廣明、重松幸次郎 各議員）
6月17日	金		一般質問（山下博三、中村幸一、前屋敷恵美、丸山裕次郎 各議員）
6月18日	土		
6月19日	日		
6月20日	月	本 会 議	一般質問（清山知憲、西村 賢、太田清海、田口雄二 各議員）
6月21日	火	本 会 議	一般質問（二見康之、高橋 透、松村悟郎、黒木正一 各議員） 議案第22号～第25号採決（同意） 議案・請願委員会付託

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月22日	水	休 会	常任委員会
6月23日	木		
6月24日	金		
6月25日	土		
6月26日	日		
6月27日	月	休 会	特別委員会
6月28日	火		(議事整理)
6月29日	水	本 会 議	<p>常任委員長審査結果報告</p> <p>質疑(高橋 透、鳥飼謙二各議員)</p> <p>議案第20号に対する修正動議提出</p> <p>提出者趣旨説明(中野一則議員)</p> <p>質疑(高橋 透、鳥飼謙二各議員)</p> <p>討論(議案第15号、第16号、第17号、第20号の修正案及び報告第1号に反対、請願第3号の継続審査に反対)(前屋敷恵美議員)</p> <p>討論(議案第17号に反対)(太田清海議員)</p> <p>討論(議案第17号及び第20号に対する修正案に反対)(鳥飼謙二議員)</p> <p>討論(議案第20号に対する修正案に反対)(井上紀代子議員)</p> <p>討論(議案第20号に対する修正案に賛成)(横田照夫議員)</p> <p>討論(議案第20号に対する修正案に反対)(高橋 透議員)</p> <p>討論(議案第20号に対する修正案に反対)(有岡浩一議員)</p> <p>議案第1号～第14号、第18号、第19号、第21号採決(可決)</p> <p>議案第15号、第16号及び報告第1号採決(可決または承認)</p> <p>議案第17号採決(可決)</p> <p>議案第20号に対する修正案採決(可決)</p> <p>修正議決した部分を除く原案採決(可決)</p> <p>請願第1号、第2号、第5号採決(採択)</p> <p>請願第4号採決(採択)</p> <p>閉会中の継続審査・調査案件採決(委員長の申し出のとおり)</p>

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月29日	水	本 会 議	<p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第2号～第10号追加上程</p> <p>討論（議員発議案第6号に反対）（前屋敷恵美議員）</p> <p>議員発議案第6号採決（可決）</p> <p>議員発議案第2号～第5号、第7号、第8号、第10号採決（可決）</p> <p>議員発議案第9号提案理由説明（田口雄二議員）</p> <p>討論（議員発議案第9号の提出に反対）（太田清海議員）</p> <p>議員発議案第9号採決（否決）</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 副 議 長 十 屋 幸 平

宮 崎 県 議 会 議 員 二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員 新 見 昌 安